

令和3年
第10回 沖縄県議会（定例会）会議録

令和3年11月25日 開会 }
令和3年12月21日 閉会 } 27日間

沖 縄 県 議 会

令和3年
第10回 沖縄県議会（定例会）会議録目次

1. 会期日程	7
1. 開会日に応招した議員	9

○第1号（11月25日）

1. 開会年月日時	11
1. 議事日程	11
1. 本日の会議に付した事件	11
1. 出席議員	13
1. 説明のため出席した者の職、氏名	13
1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名	14
1. 開 会	14
1. 諸般の報告	14
1. 日程第1 会議録署名議員の指名	14
1. 日程第2 会期の決定	14
1. 一括議題 { 日程第3 令和3年第8回議会乙第22号議案 日程第4 令和3年第8回議会認定第1号から同認定第24号議案まで }	14
1. 委員長報告（決算特別委員長）	14
1. 採 決	18
1. 日程第5 甲第1号議案から甲第4号議案まで及び乙第1号議案から乙第22号議案まで	18
1. 知事（玉城デニー君）の提案理由説明	18
1. 監査委員（安慶名 均君）の意見	19
1. 質 疑	19
西銘啓史郎君	19
玉城 武光君	23
1. 先議案件の委員会付託（甲第1号議案）	27
1. 日程第6 議員提出議案第1号 軽石の大量漂流・漂着に関する意見書	27
1. 仲村未央さんの提案理由説明	27
1. 採 決	27
1. 議員派遣	27
1. 日程第7 陳情第221号の付託の件	27
1. 委員会付託	27
1. 日程第8 議員派遣の件（令和3年度九州各県議会議員交流セミナー）	27
1. 採 決	27
1. 休会の議決	28
1. 散 会	28

○第2号（12月2日）

1. 開議年月日時	31
1. 議事日程	31
1. 本日の会議に付した事件	31

1. 出席議員	31
1. 説明のため出席した者の職、氏名	31
1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名	32
1. 開 議	32
1. 諸般の報告	32
1. 日程第1 甲第1号議案	32
1. 委員長報告（総務企画委員長）	32
1. 採 決	33
1. 日程第2 代表質問	33
小渡良太郎君	33
又吉 清義君	49
上里 善清君	63
山里 将雄君	69
1. 散 会	75

○第3号（12月3日）

1. 開議年月日時	77
1. 議事日程	77
1. 本日の会議に付した事件	77
1. 出席議員	77
1. 説明のため出席した者の職、氏名	77
1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名	78
1. 開 議	78
1. 諸般の報告	78
1. 小渡良太郎君からの発言の申出	78
1. 日程第1 代表質問	78
玉城 武光君	78
比嘉 瑞己君	83
國仲 昌二君	89
仲宗根 悟君	97
平良 昭一君	103
金城 勉君	111
當間 盛夫君	118
1. 散 会	125

○第4号（12月6日）

1. 開議年月日時	127
1. 議事日程	127
1. 本日の会議に付した事件	127
1. 出席議員	127
1. 説明のため出席した者の職、氏名	128
1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名	128
1. 開 議	129

1. 一括議題	<table> <tr> <td>日程第1</td> <td>一般質問</td> <td rowspan="2">}</td> <td rowspan="2">129</td> </tr> <tr> <td>日程第2</td> <td>甲第2号議案から甲第4号議案まで及び乙第1号議案から乙第22号議案まで</td> </tr> </table>	日程第1	一般質問	}	129	日程第2	甲第2号議案から甲第4号議案まで及び乙第1号議案から乙第22号議案まで
日程第1	一般質問	}	129				
日程第2	甲第2号議案から甲第4号議案まで及び乙第1号議案から乙第22号議案まで						
1. 一般質問・質疑	129						
島袋 大君	129						
新垣 淑豊君	136						
仲村 家治君	144						
石原 朝子さん	151						
末松 文信君	158						
仲田 弘毅君	164						
下地 康教君	171						
仲里 全孝君	177						
1. 散 会	185						

○第5号 (12月7日)

1. 開議年月日時	187						
1. 議事日程	187						
1. 本日の会議に付した事件	187						
1. 出席議員	188						
1. 説明のため出席した者の職、氏名	188						
1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名	188						
1. 開 議	189						
1. 一括議題	<table> <tr> <td>日程第1</td> <td>一般質問</td> <td rowspan="2">}</td> <td rowspan="2">189</td> </tr> <tr> <td>日程第2</td> <td>甲第2号議案から甲第4号議案まで及び乙第1号議案から乙第22号議案まで</td> </tr> </table>	日程第1	一般質問	}	189	日程第2	甲第2号議案から甲第4号議案まで及び乙第1号議案から乙第22号議案まで
日程第1	一般質問	}	189				
日程第2	甲第2号議案から甲第4号議案まで及び乙第1号議案から乙第22号議案まで						
1. 一般質問・質疑	189						
大浜 一郎君	189						
新垣 新君	197						
中川 京貴君	206						
花城 大輔君	215						
島尻 忠明君	220						
西銘啓史郎君	227						
座波 一君	235						
呉屋 宏君	243						
1. 散 会	249						

○第6号 (12月8日)

1. 開議年月日時	251
1. 議事日程	251
1. 本日の会議に付した事件	251
1. 出席議員	251
1. 説明のため出席した者の職、氏名	252
1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名	252
1. 開 議	253

1. 諸般の報告	253
1. 一括議題	} 253
日程第1 一般質問 日程第2 甲第2号議案から甲第4号議案まで及び乙第1号議案から乙第22号議案まで	
1. 一般質問・質疑	253
照屋 守之君	253
上原 章君	262
大城 憲幸君	270
渡久地 修君	276
比嘉 京子さん	285
玉城ノブ子さん	292
玉城健一郎君	299
島袋 恵祐君	307
1. 散 会	314

○第7号 (12月9日)

1. 開議年月日時	317
1. 議事日程	317
1. 本日の会議に付した事件	317
1. 出席議員	317
1. 説明のため出席した者の職、氏名	318
1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名	318
1. 開 議	319
1. 一括議題	} 319
日程第1 一般質問 日程第2 甲第2号議案から甲第4号議案まで及び乙第1号議案から乙第22号議案まで	
1. 一般質問・質疑	319
瀬長美佐雄君	319
新垣 光栄君	326
喜友名智子さん	334
仲村 未央さん	341
西銘 純恵さん	346
当山 勝利君	354
次呂久成崇君	361
照屋 大河君	368
1. 委員会付託	374
1. 休会の議決	374
1. 散 会	374

○第8号 (12月21日)

1. 開議年月日時	377
1. 議事日程	377
1. 本日の会議に付した事件	378
1. 出席議員	379

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名	380								
1. 開 議	380								
1. 諸般の報告	380								
1. 日程第1 乙第1号議案、乙第2号議案及び乙第6号議案	380								
1. 委員長報告（総務企画委員長）	380								
1. 採 決	381								
1. 日程第2 乙第3号議案	381								
1. 委員長報告（経済労働委員長）	381								
1. 採 決	382								
1. 日程第3 乙第5号議案	382								
1. 委員長報告（文教厚生委員長）	382								
1. 採 決	383								
1. 日程第4 乙第4号議案	383								
1. 委員長報告（土木環境委員長）	383								
1. 採 決	383								
1. 日程第5 乙第10号議案、乙第11号議案、乙第19号議案及び乙第22号議案	383								
1. 委員長報告（総務企画委員長）	383								
1. 採 決	384								
1. 日程第6 乙第9号議案、乙第13号議案及び乙第14号議案	385								
1. 委員長報告（経済労働委員長）	385								
1. 採 決	386								
1. 日程第7 甲第12号議案、乙第20号議案及び乙第21号議案	386								
1. 委員長報告（文教厚生委員長）	386								
1. 採 決	387								
1. 日程第8 乙第7号議案、乙第8号議案及び乙第15号議案から乙第18号議案まで	387								
1. 委員長報告（土木環境委員長）	387								
1. 採 決	388								
1. 日程第9 甲第2号議案	388								
1. 委員長報告（総務企画委員長）	389								
1. 採 決	389								
1. 日程第10 甲第4号議案	389								
1. 委員長報告（文教厚生委員長）	390								
1. 採 決	390								
1. 日程第11 甲第3号議案	390								
1. 委員長報告（土木環境委員長）	390								
1. 採 決	391								
1. 日程第12 議員提出議案第2号 おきなわ彩発見キャンペーン事業の推進に関する決議	391								
1. 西銘啓史郎君の提案理由説明	391								
1. 採 決	392								
1. 議員派遣	392								
1. 一括議題	<table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="padding-right: 10px;">日程第13 議員提出議案第3号</td> <td style="padding-right: 10px;">米軍MV22オスプレイからの水筒落下事故に</td> <td rowspan="2" style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">}</td> <td rowspan="2" style="vertical-align: middle;">392</td> </tr> <tr> <td style="padding-right: 10px;">日程第14 議員提出議案第4号</td> <td style="padding-right: 10px;">米軍MV22オスプレイからの水筒落下事故に</td> </tr> </table>	日程第13 議員提出議案第3号	米軍MV22オスプレイからの水筒落下事故に	}	392	日程第14 議員提出議案第4号	米軍MV22オスプレイからの水筒落下事故に		
日程第13 議員提出議案第3号		米軍MV22オスプレイからの水筒落下事故に	}			392			
日程第14 議員提出議案第4号	米軍MV22オスプレイからの水筒落下事故に								
	<table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="padding-right: 10px;"></td> <td style="padding-right: 10px;">関する意見書</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-right: 10px;"></td> <td style="padding-right: 10px;">関する抗議決議</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		関する意見書				関する抗議決議		
	関する意見書								
	関する抗議決議								
1. 照屋 守之君の提案理由説明	392								
1. 採 決	392								

1. 議員派遣	393
1. 日程第15 陳情令和2年第146号及び同第198号	393
1. 委員長報告（経済労働委員長）	393
1. 採 決	393
1. 日程第16 陳情令和2年第100号、陳情第33号、第37号、第46号、第80号、第98号、第127号の2、 第143号、第148号の2、第149号、第153号、第171号、第180号、第186号、第187号、 第202号、第215号、第237号、第247号及び第252号	393
1. 委員長報告（文教厚生委員長）	393
1. 採 決	393
1. 日程第17 陳情令和2年第86号	393
1. 委員長報告（土木環境委員長）	393
1. 採 決	394
1. 日程第18 陳情第92号の3、第108号及び第174号の5	394
1. 委員長報告（子どもの未来応援特別委員長）	394
1. 採 決	394
1. 日程第19 閉会中の継続審査の件	394
1. 採 決	394
1. 閉 会	395

○巻末掲載文書

1. 知事提出議案	397
1. 甲第1号議案の議決に伴う甲第2号議案の数字の訂正について	427
1. 議員提出議案	433
1. 諸般の報告	439
1. 交通事故に関する和解等に係る専決処分の報告について	443
1. 議案付託表	445
1. 委員会審査報告書	447
1. 閉会中継続審査及び調査申出書	461
1. 議員派遣の件	477
1. 請願・陳情文書表	479
1. 議案等処理一覧表	513

令和3年第10回沖縄県議会（定例会）会期日程

自 令和3年11月25日
会期27日間 至 令和3年12月21日

	月 日	曜日	日 程	備 考
1	11月25日	木	本 会 議 (会議録署名議員の指名) (会期の決定) (決算特別委員長報告、採決) (知事提出議案の説明) (議員提出議案の説明、採決)	先議案件付託 請願・陳情付託
2	26日	金	議案研究	
3	27日	⊕	休 会	
4	28日	⊖	休 会	
5	29日	月	議案研究	代表質問通告締切（正午）
6	30日	火	議案研究	一般質問通告締切（正午）
7	12月1日	水	議案研究	請願・陳情提出期限
8	2日	木	本 会 議（代表質問）	
9	3日	金	本 会 議（代表質問）	
10	4日	⊕	休 会	
11	5日	⊖	休 会	
12	6日	月	本 会 議（一般質問）	
13	7日	火	本 会 議（一般質問）	
14	8日	水	本 会 議（一般質問）	請願・陳情付託（常任委）
15	9日	木	本 会 議（一般質問） 委 員 会（常任委員会、特別委員会）	議案付託 請願・陳情付託（特別委）
16	10日	金	議案研究	
17	11日	⊕	休 会	
18	12日	⊖	休 会	
19	13日	月	委 員 会（常任委員会）	
20	14日	火	委 員 会（常任委員会）	
21	15日	水	委 員 会（常任委員会）	
22	16日	木	委 員 会（特別委員会）	
23	17日	金	休 会（予備日）	
24	18日	⊕	休 会	
25	19日	⊖	休 会	
26	20日	月	議案整理 委 員 会（議会運営委員会）	
27	21日	火	本 会 議（委員長報告、採決）	

開会日に応招した議員

赤 嶺 昇 君	仲 村 家 治 君
仲 田 弘 毅 君	仲宗根 悟 君
新 垣 光 栄 君	仲 村 未 央 さん
翁 長 雄 治 君	玉 城 武 光 君
喜友名 智 子 さん	比 嘉 瑞 己 君
島 袋 恵 祐 君	当 山 勝 利 君
玉 城 健一郎 君	照 屋 大 河 君
大 城 憲 幸 君	山 内 末 子 さん
上 原 章 君	西 銘 啓史郎 君
小 渡 良太郎 君	座 波 一 君
新 垣 淑 豊 君	大 浜 一 郎 君
島 尻 忠 明 君	呉 屋 宏 君
仲 里 全 孝 君	花 城 大 輔 君
平 良 昭 一 君	又 吉 清 義 君
次呂久 成 崇 君	崎 山 嗣 幸 君
國 仲 昌 二 君	玉 城 ノブ子 さん
瀬 長 美佐雄 君	西 銘 純 恵 さん
山 里 将 雄 君	渡久地 修 君
上 里 善 清 君	瑞慶覧 功 君
當 間 盛 夫 君	比 嘉 京 子 さん
金 城 勉 君	末 松 文 信 君
新 垣 新 君	島 袋 大 君
下 地 康 教 君	中 川 京 貴 君
石 原 朝 子 さん	照 屋 守 之 君

令和3年11月25日

令和3年
第10回 沖縄県議会（定例会）会議録
(第1号)

令和3年
第10回

沖縄県議会（定例会）会議録（第1号）

令和3年11月25日（木曜日）午前10時開会

議 事 日 程 第1号

令和3年11月25日（木曜日）

午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 令和3年第8回議会乙第22号議案（決算特別委員長報告）
- 第4 令和3年第8回議会認定第1号から同認定第24号まで（決算特別委員長報告）
- 第5 甲第1号議案から甲第5号議案まで及び乙第1号議案から乙第22号議案まで（知事説明）
- 第6 軽石の大量漂流・漂着に関する意見書
 { 仲村 未央さん 島袋 大君
 瑞慶覧 功君 渡久地 修君
 次呂久成崇君 平良 昭一君
 金城 勉君 當間 盛夫君
 提出 議員提出議案 第1号 }
- 第7 陳情第221号の付託の件
- 第8 議員派遣の件（令和3年度九州各県議会議員交流セミナー）

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 令和3年第8回議会乙第22号議案
 令和3年第8回議会乙第22号議案 令和2年度沖縄県水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 日程第4 令和3年第8回議会認定第1号から同認定第24号まで
 - 令和3年第8回議会認定第1号 令和2年度沖縄県一般会計決算の認定について
 - 令和3年第8回議会認定第2号 令和2年度沖縄県農業改良資金特別会計決算の認定について
 - 令和3年第8回議会認定第3号 令和2年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計決算の認定について
 - 令和3年第8回議会認定第4号 令和2年度沖縄県中小企業振興資金特別会計決算の認定について
 - 令和3年第8回議会認定第5号 令和2年度沖縄県下地島空港特別会計決算の認定について
 - 令和3年第8回議会認定第6号 令和2年度沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計決算の認定について
 - 令和3年第8回議会認定第7号 令和2年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計決算の認定について
 - 令和3年第8回議会認定第8号 令和2年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計決算の認定について
 - 令和3年第8回議会認定第9号 令和2年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計決算の認定について
 - 令和3年第8回議会認定第10号 令和2年度沖縄県林業・木材産業改善資金特別会計決算の認定について
 - 令和3年第8回議会認定第11号 令和2年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について

- 令和3年第8回議会認定第12号 令和2年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計決算の認定について
- 令和3年第8回議会認定第13号 令和2年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計決算の認定について
- 令和3年第8回議会認定第14号 令和2年度沖縄県産業振興基金特別会計決算の認定について
- 令和3年第8回議会認定第15号 令和2年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計決算の認定について
- 令和3年第8回議会認定第16号 令和2年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計決算の認定について
- 令和3年第8回議会認定第17号 令和2年度沖縄県駐車場事業特別会計決算の認定について
- 令和3年第8回議会認定第18号 令和2年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について
- 令和3年第8回議会認定第19号 令和2年度沖縄県公債管理特別会計決算の認定について
- 令和3年第8回議会認定第20号 令和2年度沖縄県国民健康保険事業特別会計決算の認定について
- 令和3年第8回議会認定第21号 令和2年度沖縄県病院事業会計決算の認定について
- 令和3年第8回議会認定第22号 令和2年度沖縄県水道事業会計決算の認定について
- 令和3年第8回議会認定第23号 令和2年度沖縄県工業用水道事業会計決算の認定について
- 令和3年第8回議会認定第24号 令和2年度沖縄県流域下水道事業会計決算の認定について

日程第5 甲第1号議案から甲第4号議案まで及び乙第1号議案から乙第22号議案まで

- 甲第1号議案 令和3年度沖縄県一般会計補正予算（第19号）
- 甲第2号議案 令和3年度沖縄県一般会計補正予算（第20号）
- 甲第3号議案 令和3年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計補正予算（第1号）
- 甲第4号議案 令和3年度沖縄県病院事業会計補正予算（第2号）
- 乙第1号議案 沖縄県知事等又は職員の損害賠償責任の一部免責に関する条例
- 乙第2号議案 沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
- 乙第3号議案 沖縄県が設立する地方独立行政法人の役員の損害賠償責任の一部免除に係る額を定める条例
- 乙第4号議案 沖縄県道路占用料徴収条例及び沖縄県県道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例
- 乙第5号議案 沖縄県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 乙第6号議案 沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例
- 乙第7号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について
- 乙第8号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について
- 乙第9号議案 訴えの提起について
- 乙第10号議案 離島地区情報通信基盤整備推進事業で整備した海底光ケーブルの切断事故の復旧工事に要した費用に関する和解について
- 乙第11号議案 損害賠償請求事件の和解等について
- 乙第12号議案 損害賠償の額の決定について
- 乙第13号議案 指定管理者の指定について
- 乙第14号議案 指定管理者の指定について
- 乙第15号議案 指定管理者の指定について
- 乙第16号議案 指定管理者の指定について
- 乙第17号議案 指定管理者の指定について
- 乙第18号議案 指定管理者の指定について
- 乙第19号議案 当せん金付証票の発売について

乙第20号議案 公立大学法人沖縄県立看護大学定款の一部変更について

乙第21号議案 公立大学法人沖縄県立看護大学に承継させる権利を定めることについて

乙第22号議案 沖縄県教育委員会委員の任命について

日程第6 軽石の大量漂流・漂着に関する意見書

日程第7 陳情第221号の付託の件

日程第8 議員派遣の件（令和3年度九州各県議会議員交流セミナー）

出席議員（48名）

議長	赤嶺昇君	23番	仲村家治君
副議長	仲田弘毅君	24番	仲宗根悟君
1番	新垣光栄君	25番	仲村未央さん
2番	翁長雄治君	26番	玉城武光君
3番	喜友名智子さん	27番	比嘉瑞己君
4番	島袋恵祐君	28番	当山勝利君
5番	玉城健一郎君	29番	照屋大河君
6番	大城憲幸君	30番	山内末子さん
7番	上原章君	31番	西銘啓史郎君
8番	小渡良太郎君	32番	座波一君
9番	新垣淑豊君	33番	大浜一郎君
10番	島尻忠明君	34番	呉屋宏君
11番	仲里全孝君	35番	花城大輔君
12番	平良昭一君	36番	又吉清義君
13番	次呂久成崇君	38番	崎山嗣幸君
14番	國仲昌二君	39番	玉城ノブ子さん
15番	瀬長美佐雄君	40番	西銘純恵さん
16番	山里将雄君	41番	渡久地修君
17番	上里善清君	42番	瑞慶覧功君
18番	當間盛夫君	43番	比嘉京子さん
19番	金城勉君	44番	末松文信君
20番	新垣新君	45番	島袋大君
21番	下地康教君	46番	中川京貴君
22番	石原朝子さん	47番	照屋守之君

説明のため出席した者の職、氏名

知事	玉城デニー君	文化観光スポーツ部長	宮城嗣吉君
副知事	謝花喜一郎君	土木建築部長	島袋善明君
副知事	照屋義実君	企業局長	棚原憲実君
政策調整監	島袋芳敬君	病院事業局長	我那覇仁君
知事公室長	金城賢君	会計管理者	大城博君
総務部長	池田竹州君	知事公室監	平敷達也君
企画部長	宮城力君	秘書防災統括監	平田正志君
環境部長	松田了君	総務部財政統括監	金城弘昌君
子ども生活福祉部長	名渡山晶子さん	教育長	金城念公君
保健医療部長	大城玲子さん	公安委員会委員	知念公真君
農林水産部長	崎原盛光君	警察本部長	日下真一君
商工労働部長	嘉数登君	労働委員会会長	藤田広美君

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局 長	知念弘光君	主 査	親富祖 満君
次 長	上原貴志君	政務調査課副参事	中村 守君
議事課 長	佐久田隆君	主 幹	嘉陽 孝君
課 長 補	佐城間 旬君	主 幹	下地 広道君
主 幹	宮城 亮君		

○議長（赤嶺昇君） ただいまより令和3年第10回沖縄県議会（定例会）を開会いたします。

○議長（赤嶺昇君） これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に報告いたします。

本日、知事から、お手元に配付いたしました議案26件並びに今期定例会提出補正予算説明書、令和3年10月末現在の令和3年度一般会計予算執行状況報告書及び同一般会計繰越予算執行状況報告書の提出がありました。

また、本日、仲村未央さん外7人から、議員提出議案第1号「軽石の大量漂流・漂着に関する意見書」の提出がありました。

次に、これまでに受理いたしました陳情のうち、特別委員会に付託すべき陳情を除く陳情24件は、お手元に配付の陳情文書表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託いたしました。

次に、説明員として出席を求めた公安委員会委員長阿波連光君は、所用のため本日の会議に出席できない旨の届出がありましたので、その代理として、公安委員会委員知念公男君の出席を求めました。

その他の諸報告については、お手元に配付の文書により御了承願います。

〔諸般の報告 巻末に掲載〕

○議長（赤嶺昇君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第121条の規定により

26番 玉城武光君 及び

32番 座波一君

を指名いたします。

○議長（赤嶺昇君） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から12月21日までの27日間といたしたいと思ます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺昇君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から12月21日までの27日間と決定いたしました。

○議長（赤嶺昇君） この際、日程第3 令和3年第8回議会乙第22号議案及び日程第4 令和3年第8回議会認定第1号から同認定第24号までを一括議題といたします。

議案及び各決算に関し、委員長の報告を求めます。決算特別委員長大城憲幸君。

〔委員会審査報告書（議決事件及び決算） 巻末に掲載〕

〔決算特別委員長 大城憲幸君登壇〕

○決算特別委員長（大城憲幸君） ただいま議題となりました令和3年第8回議会乙第22号議案及び令和3年第8回議会認定第1号から同認定第24号までについて、決算特別委員会における審査の経過及び結果を一括して御報告申し上げます。

これらの議案は、令和3年第8回議会において付託されたもので、決算特別委員会は、所管の常任委員会に調査を依頼し、令和2年度会計予算が議決の趣旨に沿って適正に合理的かつ効率的に執行され、所期の目的が十分に達成されているかどうかについて、慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

令和3年第8回議会乙第22号議案「令和2年度沖縄県水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」は、令和2年度決算における未処分利益剰余金の処分について、地方公営企業法第32条第2項の規定に基

づき、議会の議決を求めるものである。

主な内容は、剰余金11億3892万3349円について、今後の企業債償還に充てるため、全額を減債積立金に積み立てるものであるとの説明がありました。

以上が、土木環境委員会における説明の概要ですが、調査報告を受けた決算特別委員会における採決の結果、令和3年第8回議会乙第22号議案は、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、令和3年第8回議会認定第1号から同認定第24号までの決算24件について、決算特別委員会における審査の経過及び結果の概要等について御報告申し上げます。

まず、ワシントン駐在員活動事業が何年目で、これまでどれぐらいの予算が投下されてきたか、また、主要施策成果報告書にある事業の効果や課題の部分は変化がないように読めるが、これについての見解を聞きたいとの質疑がありました。

これに対し、これまで約6年間活動を実施しており、平成27年度から令和2年度決算までの実績額は4億3900万円余りである。

事業の効果としては、2019年6月の連邦議会調査局の報告書において、沖縄は在日米軍占有施設区域の約70%を抱えていると記載されたほか、同年10月には普天間飛行場をめぐる状況について、県民投票で投票者の72%が反対したことや、基地沖合への滑走路建設が物理的に困難であることなどが追加で記載されている。また、2020年6月には、連邦議会下院軍事委員会即応力小委員会において、軟弱地盤等を理由に辺野古新基地建設計画に対する懸念が示されるなど、米国内においても沖縄の基地問題への認識が広がりつつあるものと考えている。このようなことから、県はワシントン駐在員のこれまでの活動により、一定の効果が現れているものと認識しているとの答弁がありました。

次に、自主財源及び依存財源共に増額となっているが要因は何か、また、自主財源が九州平均と比較して低い、県の認識を聞きたいとの質疑がありました。

これに対し、自主財源については、県税は落ちているが、コロナの影響による県単融資制度の貸付金が増えて、その貸付金元利収入が増えたことが自主財源の増になっている。依存財源については臨時交付金、包括支援交付金などの国庫支出金の増が大きな要因となっている。また、自主財源比率の低さについては、沖縄県の県税収入は近年、九州各県に少しずつ追いつきつつあるが、まだ平均には及んでいない。引き続き徴収努力は当然やっていくべきと考えており、自主財

源の割合を少しずつでも高めていく必要があると考えているとの答弁がありました。

次に、路線バス運転手確保緊急支援事業について、全国的なバスの運転手不足の原因は何だと考えるか、また、それを解消するための対策はどう考えているかとの質疑がありました。

これに対し、バス事業者の人員が不足している主な要因として、全国的には労働力が不足していること、沖縄においては賃金体系や勤務形態が主な要因である。また、運転手不足を解消する方策としては、バス運転手は非常に魅力があるという広報が大事だと思われることから、実際に効果がある施策を打つためにどうすればよいかバス会社と現在意見交換しているところであるとの答弁がありました。

次に、DV及びストーカー事案の初期対応と捜査はどうなっているかとの質疑がありました。

これに対し、DVやストーカー等に関する相談を受けた場合には、まず、被害者等の安全確保を最優先に保護対策を実施し、それと並行して、加害者に対する検挙措置を取っている。検挙ができない場合でも、警告などの行政措置により、被害の拡大防止を図っているとの答弁がありました。

次に、一時借入金の発生状況とその理由は何か、また、令和3年度における発生状況も併せて聞きたいとの質疑がありました。

これに対し、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症対策関連の支出が増加し、事業の精算の支払いが始まる2月中旬から3月にかけて、通算41日の一時借入金が発生した。また、令和3年度も資金収支は新型コロナ対策関連の支出が増加しており、前年の同じ時期よりも大幅に残高が少ない状況が続いているため、出納整理期間以外に8月、9月、10月に一時借入れが発生している状況であるとの答弁がありました。

次に、令和2年度の県議会海外派遣旅費の執行状況はどうだったのか、また、4年に1度は海外派遣の対象になるというのがこれまでの慣例だが、第13期において全議員の派遣は可能かとの質疑がありました。

これに対し、令和2年度の沖縄県議会議員の海外派遣については、ハワイ移住120周年記念式典に派遣を計画していたが、新型コロナウイルス感染症が世界的に蔓延したことなどで中止となり、その旅費については11月補正で減額補正した。また、全議員の海外派遣については、コロナ禍で逼迫した財政状況があることから、令和4年度の新たな予算措置の追加も厳しいものがあると考えている。仮に単年度で24名を海外

派遣する場合は、議会活動に影響を及ぼすような問題が生じないか各派代表者会で議論する必要があると考えているとの答弁がありました。

次に、6次産業化の推進に係る補助事業の内容について聞きたい、また、県内における6次産業化の成果はどうなっているかとの質疑がありました。

これに対し、補助事業の内容は、ソフト事業として農林水産物を利用した新商品の開発や販路拡大に係る経費の補助があり、補助率が3分の1もしくは2分の1となっている。ハード事業としては農林水産物の加工機械施設の整備に係る費用の補助等があり、補助率が10分の3もしくは2分の1となっている。また、令和元年度実績として、6次産業化関連事業者年間販売額が248億円の目標値に対して243億1300万円、従業員数が6900人の目標値に対して4600人となっているとの答弁がありました。

次に、商店街等の活性化への支援に関し、昨年度の具体的な支援内容は何か、また、市町村とはどのように連携を図っているのかとの質疑がありました。

これに対し、昨年度は北谷町のデポアイランドの通り会が応募した、水路にサンセットビーチとデポアイランドをつなぐ橋を架ける事業に対して補助を行った。また、市町村との連携については、例年、那覇市とは平和通りの商人塾において事務連絡会議を複数回実施し、通り会のメンバーや関係者間で意見交換をしている。昨年度は、那覇市以外の7市町村でも意見交換を実施し、後継者の育成、県産品の活用、地元の特産品の販売やそのための資金調達等の課題や要望等を聴取してきた。今年度も、地域の核となるリーダーとの政策研究会を複数回実施し、地域振興に関する意見交換を行っているところであるとの答弁がありました。

次に、万国津梁会議は、会議の名称も含めて位置づけが非常に分かりにくい、今後の沖縄の在り方について議論をする大義を持った会議にしていくべきではないかとの質疑がありました。

これに対し、万国津梁会議は、沖縄21世紀ビジョンの基本理念及び5つの将来像を実現し新時代沖縄を構築するために、知事において有識者等の意見を聴取し施策に反映するための会議である。令和2年度は米軍基地問題、SDGs、多様な人材育成、稼ぐ力、海外ネットワークをテーマとして設定し議論してきており、一部については既に新たな振興計画の素案等に盛り込まれている。次年度においても、今年度から継続する2テーマに加え、知事三役においてふさわしいテーマを総合的に選定しながら、深い議論を踏まえた

有識者の意見を聞いて、施策に反映させていくことを考えているとの答弁がありました。

次に、労働委員会においては、様々なハラスメント事案にどのように対応しているか、このような事案に労働委員会としてもっと積極的に関わっていくことはできないのかとの質疑がありました。

これに対し、労働委員会は使用者と労働者の話し合いによる解決を支援する立場であるため、それぞれの主張を聞きつつ、双方が歩み寄り折り合いをつけることでの解決を促している。不当労働行為については命令という準司法的な権限を有するものの、あっせんはあくまで任意の制度であるため職権による対応等はできないが、両者の合意に向けたノウハウや情報を収集することにより解決の道を探るといったような対応をしているところであるとの答弁がありました。

次に、待機児童解消について、計画年度当初と今の状況について聞きたいとの質疑がありました。

これに対し、平成27年度からこれまで市町村が実施する保育所整備や保育士確保等への取組を支援してきた結果、平成27年度から令和2年度までの6年間で約2万6000人の保育定員の増が図られ、約6万5000人の保育定員が確保された。また、待機児童数についても、令和3年4月1日時点で564人となり、前年度から801人減少し、6年連続で減少しており、減り幅も今年度は過去最大の58.7%減となり、各市町村の取組の成果が着実に現れてきているとの答弁がありました。

次に、来年度から中学校卒業までに引き上げられる医療費の無償化に係る現物給付については、市町村との協議はどうなっているかとの質疑がありました。

これに対し、現物給付実施に向けた県の取組としては、令和3年1月下旬から2月下旬にかけて、対象となる市町村を個別に訪問するなどして、現物給付に係る市町村の状況、県の考え方などを説明し、市町村から理解が得られるよう取り組んできたところである。そして、今年の5月、全ての市町村から実施するという回答が得られ、令和4年からの実施に向け取り組んでいるところであるとの答弁がありました。

次に、病院事業局の不適切な会計処理等に対し、内部統制はどのように取り組んできたのかとの質疑がありました。

これに対し、内部統制については、令和3年9月から月1回程度、本庁職員と各病院の職員を集めて、財務に係る事務担当者勉強会を開催している。その勉強会を開催することによって、各分野ごとのマニュアル作成やミス防止のための実務的な事務の指導等を行っ

ている。また、病院事務職の占める割合を増やすプロパー化を行い、スキルの蓄積を図りチェック体制を強化する取組を引き続き行っているとの答弁がありました。

次に、教員グローイングアップ事業が開始された背景や指導効果の検証はどうなっているかとの質疑がありました。

これに対し、教員グローイングアップ事業が開始された背景として、全国学力・学習状況調査が実施されたことにより本県の課題がある程度明らかになったことから、その課題に合った事業を立ち上げる必要があるということで本事業を進めている。指導方法の改善としては、全国学力・学習状況調査の内容において、正答率の低い設問、または無回答率等を主に取り上げて、文科省の講師等を招聘しながら本県の学力の課題及びその指導方法について学ぶという場になっている。検証としては、全国学力・学習状況調査の結果がどのように推移していったかで検証しているところであるとの答弁がありました。

次に、首里城火災において、イベント用舞台装置が消火活動の障害になったと報告書にあるが、イベント内容の確認や許可は誰が行ったのかとの質疑がありました。

これに対し、国営沖縄記念公園首里城地区のうち、沖縄県が管理する首里城正殿等の区域における個別の行催事については、沖縄県と指定管理者である沖縄美ら島財団が当該行催の実施内容の確認を行い、国へ報告しているとの答弁がありました。

次に、自然公園法に基づく措置命令について、国定公園の普通地域に該当させることは適切ではないとする指摘があるが、そこはどう考えているのか、また、受け取り方によっては、私権を制限することにはならないかとの質疑がありました。

これに対し、国立公園では処理基準があるが、国定公園では県はまだ策定していない状況がある。ただし、国定公園も国立公園も自然公園法第33条第2項の中で措置命令等を行う場合、風景への影響を考慮して双方とも命令をかけることができるとあり、同じような考え方で県は国の国立公園の処理基準を準用して、今回措置命令を発出したところである。私権の制限という観点では、掘採を禁止したり、制限するといったような意味での制限は行っておらず、掘採前、あるいは掘採後取るべき措置を命じたものであり、そういう観点からも制限はかけていないと理解しているとの答弁がありました。

次に、金武町の自己水源でP F O Sが検出されたこ

とについて企業局は公表していなかった。この経緯について説明を求めるとの質疑がありました。

これに対し、企業局が提供を受けた情報は、金武町の自己水源等からP F O Sが検出されたが、企業局の水とブレンドすることで、町民に対しては水道水の暫定目標値の1リットル当たり50ナノグラム以下で給水できているという情報もあった。このため、企業局としては、水道水の安全性は確保されている状況にあるものと理解し、安全性が確保されていることを踏まえ、住民等への情報提供については、水道事業者の責務として金武町において実施するべきものと考えていたとの答弁がありました。

なお、土木環境委員会の調査の過程で、要調査事項制度の在り方について、知事に対する総括質疑の必要性も含め議論したほうがよいとの意見がありました。

さらに、総務企画委員会、経済労働委員会及び土木環境委員会から合計7項目の要調査事項の報告があったことから、協議及び採決の結果、7項目全てについて、10月20日に玉城知事に対する総括質疑を行うことが決定されました。

総括質疑においては、まず、マリントウンM I C Eエリアの形成事業について、令和2年度末までに基本的なイメージが提示される予定だったが、いまだにこれが不透明な状況である。知事が考える出口論というものはどういうものかとの質疑がありました。

これに対し、マリントウンにおけるM I C E施設の整備運営やホテルなどの民間収益施設への投資開発に意欲を持つ民間事業者が複数いるものの、コロナウイルス感染症の終息が見通せないという状況になっていることから、今後より積極的な投資開発の検討を期待するとともに、公費負担の圧縮にもつながることから、事業の基本的な枠組みを基に引き続き検討を重ねつつ、おおむね1年をめどに今後のM I C Eの開催や不動産マーケットの動向を見据えながら、基本計画を取りまとめていくことにしているとの答弁がありました。

次に、首里城の火災前と火災後で防火・防災体制に関して県の関わり方に変化があるのかとの質疑がありました。

これに対し、県は首里城火災に係る再発防止検討委員会の報告を受けて、首里城火災に係る再発防止策を4月に策定したところであり、令和3年度は当該再発防止策に示された防災センター機能の再編など具体的な取組を進めるため、有識者などによる検討委員会を設置し、首里城公園管理体制構築計画を策定することにしているとの答弁がありました。

採決の結果、令和3年第8回議会認定第1号から同認定第24号までの24件は、全会一致をもって認定すべきものと決定いたしました。

なお、同認定第1号に対し、土木環境委員会から特記事項として報告のあった附帯決議案について採決した結果、全会一致で可決されました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（赤嶺 昇君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

休憩いたします。

午前10時21分休憩

午前10時21分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

これより令和3年第8回議会乙第22号議案及び令和3年第8回議会認定第1号から同認定第24号までの採決に入ります。

議題のうち、まず、令和3年第8回議会乙第22号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、令和3年第8回議会乙第22号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（赤嶺 昇君） 次に、令和3年第8回議会認定第1号から同認定第24号までの24件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの決算24件は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、令和3年第8回議会認定第1号から同認定第24号までは、委員長の報告のとおり認定されました。

○議長（赤嶺 昇君） 日程第5 甲第1号議案から甲第4号議案まで及び乙第1号議案から乙第22号議

案までを議題といたします。

知事から提案理由の説明を求めます。

玉城知事。

〔知事提出議案 巻末に掲載〕

〔知事 玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君） ハイサイ グスーヨー チューウガナビラ。

皆さん、おはようございます。

令和3年第10回沖縄県議会（定例会）の開会に当たり、提出いたしました議案について、その概要及び提案理由を御説明申し上げます。

今回提出いたしました議案は、予算議案4件、条例議案6件、議決議案15件、同意議案1件の合計26件であります。

まず初めに、甲第1号議案から甲第4号議案までの予算議案について、御説明申し上げます。

甲第1号議案「令和3年度沖縄県一般会計補正予算（第19号）」は、軽石問題に対応するため、緊急に予算計上が必要な経費として、27億4908万4000円を計上するものであります。

甲第2号議案「令和3年度沖縄県一般会計補正予算（第20号）」は、新型コロナウイルス感染症対策の実施に要する経費及び当初予算成立後の事情変更により緊急に対応を要する経費として、155億1855万7000円を計上するものであります。

甲第3号議案「令和3年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計補正予算（第1号）」は、中城湾港（新港地区）の管理運営に要する経費として、467万7000円を計上するものであります。

甲第4号議案「令和3年度沖縄県病院事業会計補正予算（第2号）」は、新型コロナウイルス感染症に対応するための支出として、11億2920万4000円を計上するものであります。

このうち、甲第1号議案につきましては、先議案件として御審議を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

次に、乙第1号議案から乙第6号議案までの条例議案6件のうち、その主なものを御説明申し上げます。

乙第1号議案「沖縄県知事等又は職員の損害賠償責任の一部免責に関する条例」は、地方自治法の一部改正を踏まえ、知事等または職員の県に対する損害を賠償する責任を、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、当該責任を負う額から一定の額を控除して得た額について免れさせる必要があることか

ら、新規に条例を制定するものであります。

乙第2号議案「沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例」は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律及び住宅の品質確保の促進等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、手数料の徴収根拠の改正等が必要なことから条例を改正するものであります。

乙第5号議案「沖縄県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」は、産科医療補償制度の掛金について見直しが行われたことに伴い、条例を改正するものであります。

次に、乙第7号議案から乙第21号議案までの議決議案15件は、工事請負契約金額の変更、和解、公の施設の指定管理者の指定、公立大学法人沖縄県立看護大学に承継させる権利を定めることなどについて、議会の議決を求めるものであります。

最後に、乙第22号議案「沖縄県教育委員会委員の任命について」は、委員1人の任期満了に伴い、その後任を任命するため、議会の同意を求めるものであります。

以上、提出いたしました議案について、その概要及び提案の理由を御説明申し上げます。

慎重なる御審議の上、議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

ユタサルグトゥ ウニゲーサビラ。イッペーニフェーデービル。

ありがとうございます。

○議長（赤嶺 昇君） 知事の提案理由の説明は終わりました。

ただいま議題となっております議案中、乙第1号議案「沖縄県知事等又は職員の損害賠償責任の一部免責に関する条例」については、地方自治法第243条の2第2項の規定により、乙第3号議案「沖縄県が設立する地方独立行政法人の役員の損害賠償責任の一部免除に係る額を定める条例」については、地方独立行政法人法第19条の2第5項において準用する地方自治法第243条の2第2項の規定により、それぞれ監査委員の意見を聞く必要がありますので、ただいまから監査委員の意見を求めます。

代表監査委員。

〔代表監査委員 安慶名 均君登壇〕

○代表監査委員（安慶名 均君） おはようございます。

代表監査委員の安慶名均でございます。

ただいま議長から意見を求められました乙第1号議案及び乙第3号議案について、監査委員4名の合議に

よる意見を申し述べます。

乙第1号議案「沖縄県知事等又は職員の損害賠償責任の一部免責に関する条例」及び乙第3号議案「沖縄県が設立する地方独立行政法人の役員の損害賠償責任の一部免除に係る額を定める条例」につきましては、地方自治法等の一部改正を踏まえ、知事等または職員の県に対する損害賠償責任及び県が設立する地方独立行政法人の役員の当該法人に対する損害賠償責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、政令の基準を参酌して、当該責任の一部を免責すること等に関し、所要の事項を定めるものであり、監査委員といたしましては適当であると考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 代表監査委員の意見の開陳は終わりました。

○議長（赤嶺 昇君） この際、申し上げます。

先ほどの知事の提案理由説明の中で、甲第1号議案「令和3年度沖縄県一般会計補正予算（第19号）」は、早期に議決されたい旨の要望がありました。

よって、甲第1号議案については、これより直ちに質疑に入ります。

この際、念のため申し上げます。

甲第1号議案に対する質疑につきましては、18日の議会運営委員会において確認された質疑の方法等に従って行うことにいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 甲第1号議案に対する質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 おはようございます。

会派沖縄・自民党の西銘啓史郎です。

甲第1号議案、軽石問題対応費について、通告に基づいて質問させていただきます。

1番、補正額27億4908万4000円の算出根拠、部局別について伺いたと思います。

(1)ですけれども、除去作業単価は幾らで算出しているのか伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 環境部長。

○環境部長（松田 了君） お答えします。

環境部が所管しております海岸漂着物等地域対策推進事業では、災害復旧事業の対象とならない自然海岸等における軽石の回収を行うこととしております。除去作業の積算は土木建築部及び農林水産部に依頼して算出しておりまして、軽石の除去に必要な掘削、運搬等の各費用に海岸線1メートル当たりの軽石の推定量

及び海岸線の延長を乗じて算出するなど、暫定的な考え方で行っております。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君） 軽石の除去作業の単価について、農林水産部の状況をお答えいたします。

辺土名漁港及び安田漁港においては、泊地等の漁港内の面積に厚さ10センチメートルの軽石があるものとして、撤去から処分までの工事を約7500万円で契約しております。今回の補正では、県管理漁港に辺土名漁港及び安田漁港と同程度の軽石が漂着するものと想定し、1漁港当たり3500万円として算出し、既決予算との差額分を計上しているところであります。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 県が管理する38港湾のうち、北部管内の前泊港、仲田港、運天港など12港湾17地区において、軽石の漂流・漂着が確認されております。県では、港湾災害復旧事業による手続となる国との事前打合せを10月28日に行い、除去作業の積算は、小型船を用いて汚濁防止膜で漂着した軽石を岸壁に集め、バックホーにて回収、除去量については、漂着面積に厚さ10センチメートルを乗じて算出すること等、暫定的な考え方で災害復旧額を算出することを確認しております。令和4年1月には、現地での災害査定を実施し、港湾ごとの回収方法、除去量の確認を行い、精算による災害復旧額を確認する予定となっております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 ありがとうございます。

先ほど、暫定なりいろんな説明がありましたけれども、除去作業の方法といいますか、クレーンで網をかけて取る方法とか、バキュームとか、いろんな手法があると思うんですが、その手法によっても単価が変わるのかなという気はするんですけども、その辺は考慮しているのかしていないのか、もう一律の計算式でやっているのか、ちょっと御説明をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 現在、災害報告をしている港湾の軽石撤去に係る工法としましては、岸壁からバックホーによる回収、そして運搬仮置きを約2キロメートル、運搬先での整地、汚濁防止膜（シルトフェンス）の設置・移動、賃料等を計上している——これが標準的な積算の内容となっております。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 すると、除去費用の中には、産廃

処理といいますか、除去する作業の費用と産廃の処理——何というか処理の費用も含まれているか、ちょっと御説明をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 現在は産廃費用については計上しておりませんで、運搬先での仮置き、整地、そういった費用を計上しております。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 分かりました。

あと2番、先ほども幾つか答弁ございましたけれども、除去の量。この量というのが立米で言うのか、キロ、トンなのか分かりませんが、この辺はどのくらい考えていらっしゃるんですか。海岸線、先ほど何キロとおっしゃっていましたが。

○議長（赤嶺 昇君） 環境部長。

○環境部長（松田 了君） お答えします。

環境部で所管しております事業につきましては、災害復旧事業で行われる港湾及び漁港を除く83か所で軽石の回収を行う予定としておりまして、現時点の回収見込量は15万1900立方メートルと想定しております。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君） 県管理の漁港に、辺土名漁港及び安田漁港と同程度の軽石が漂着するものと想定した場合、除去量は約3万5000立方メートルになるものと考えております。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 12港湾17地区におきまして、港湾ごとの除去量につきましては、漂着面積約10センチメートルで換算をしております、全体で約22万立方メートルとなっております。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 今、御説明によると、環境部で15.1万立方、農水で3.5万立方、土木で22万。足すと40万6000立方メートルになると思うんですが、実は何を申し上げたいかということ、我々経済労働委員会で11月12日に現地視察へ行ってきました。そのときに辺土名漁港の組合長の談話の中でこういう話がありました。3000立方で約7400万の費用を計上していると。そのうち半分は産廃処理の費用だとおっしゃっていました。ですから、3700万が産廃処理、残り3700万が除去の費用だというふうに私は理解をしています。

その段階で、11月12日現在での説明では、安田漁港と辺土名漁港込みで1600立米はもう除去しました

という話でした。この災害報告も10月16日に行って、10月21日に水産庁と協議をして災害認定をもらったということで、国の8割負担になっているということも説明を受けました。

気になるんですけども、3000立米で7400万ということは、まだ計算していませんけれども、これ27億という数字が少ないんじゃないかという気がしているわけです。もちろん今回の補正で足りなくなればまた次の補正があるのかどうか分かりませんが、今暫定という言葉が何回かございましたので、この予算の構え方というか、先ほど言いましたように、立米それから重量もキロ、トンによっても違うと思うんですが、その辺はしっかり予算計上しておかないと、後でまた新たに何億、何十億という補正を組まざるを得ないというのが出てくるんじゃないかという意味で質問させてもらいました。

次に2番、軽石の漂着総量、漂着場所の予測方法と対策について伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 環境部長。

○環境部長（松田 了君） お答えします。

現時点で想定している軽石の漂着総量は、約40万立方メートル程度でございます。また、漂着場所の予測方法につきましては、海洋開発研究機構（JAMSTEC）、第11管区海上保安本部からの情報が得られていることから、これらを基に今後も把握に努めたいと考えております。対策については、現在、土木建築部や農林水産部で回収方法のほか、港湾・漁港への侵入防止対策等を検討しているところでございまして、引き続き市町村の状況も踏まえながら適切な対策を実施してまいりたいと考えております。

なお、環境省によりますと、軽石は廃棄物ではないという見解がございまして、現在県では、利活用の方法について検討しているところでございまして、昨日から一般のアイデアも募集するなど、利活用に向けた取組を行っているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 11月9日でしたか、我々議員に説明があったときに、たしか知事の要請文の中で、先ほど予測方法とかは、きっちり——ちょっと待ってください。

ちょっと休憩します。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時41分休憩

午前10時41分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○西銘 啓史郎君 知事の要請文の項目5の中に、

「漁船等、船舶の安全航行のため、軽石の最新の漂流状況を把握するとともに、継続してデータ解析及び漂流予測等を行い、これら結果等について、関係者に対し情報提供を行うこと」ということを知事が関係省庁にお願いしています。今、環境部長の説明では、JAMSTECとか海上保安庁、それから特に私たちも潮の流れではなくて、もう風の影響だということを確認しましたので、特に風ですと気象庁も絡んでくる、先ほどちょっと補足説明ありましたけれども。大切なことはこの予測に基づいて、この対応をどの順番でやっていくか、優先度も決めるべきだと思うんです。

経労委で見に行ったときに、もちろん生活航路としての港であったり漁港であったり、それから普通の一般海岸でも、もう潮の流れが滞留していて相当たまっているし、潮路でしたか、あの辺もそのまま特に回収での関係はないと思うんですけども、そういったものも含めて40万立米なのかどうか分かりませんが、大切なことはその予測、先ほど言った対応、それからそれに基づいた優先度合い、この辺を県としてどのように考えているか、もう一度ちょっと御説明をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 環境部長。

○環境部長（松田 了君） 現時点では、明確にいつどこに漂着するというような正確な予測は、まだなかなか難しいものというふうに理解しております。一方で、毎日開催しております関係者のワーキング会議、これは県庁各課、海上保安庁それから気象庁等が連絡するために行っている会議でございますけれども、そういう会議で海上保安庁のほうから、漂着、海上の状況について、毎日情報を得ております。

そういった情報を基に、漂着の状況を把握しますとともに、今補正審議をお願いしておりますけれども、予算成立後はその情報を基に優先順位をつけまして、市町村と連携しまして、回収を行っていくということを考えているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 漂着場所というのは、さっき言った生活航路の港であったり、漁港であったり、リゾートの海岸であったり、一般海岸、いろいろあると思うんですね。

実は、漁港の視察の後に、ある恩納村のリゾートホテルを我々経労委で見ました。そのときにその代表者の方の一言が、私は今でも心に焼き付いているんですけども、こういうことを言われました。予算がないからということで、作業をやらないということはやめてくれと。予算がないということは言わないで

くれという話がまず1つ。

それから2点目は、リゾートホテルとしてコロナの影響もいっぱい受けたが、コロナは目に見えないからしょうがないけれども、軽石は目に見えるんだと。それをいつまでもということじゃなくて——もうホテルの人たちも総出でやっていたけれども、なかなか作業が追いつかないと思います。その現地に恩納村の村長もいらっしゃいました。村長も、恩納村の管轄する海岸というか、42キロの中に海岸が7つ、それからリゾートホテル含めて9つのホテルがある。ですから個別にいろいろ漂着状況は違うかもしれませんが、やはり風評被害も含めて大変心配をしておりました。ですから我々県議会としても、この予算、早めに先議として可決することは重要だと思います。

その中で、次の質問に入りますけれども、3番の市町村との連携について、今どのようになっているか伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 環境部長。

○環境部長（松田 了君） お答えします。

市町村に対し、軽石の漂着状況等の照会や各市町村、市町村議会及び北部市町村会等からの要請を受け、意見交換を行うなどにより市町村の状況把握に努めているほか、海岸漂着物等地域対策推進事業費補助金の活用を呼びかけ、市町村が必要とする軽石撤去費用について本補正予算に計上するなど、必要な予算の確保に努めております。今後も市町村と連絡を密にし、軽石の回収等に努めてまいります。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 それと先般、南部離島町村長議長連絡協議会にて、那覇選出の県議会議員との意見交換のときに、久米島町長からこういう話がありました。とにかく先に久米島として処理した後で県と調整をするという話があったんですが、この作業の費用については、各町村がもう既に事前で——恩納村だと予備費を使ったと言いましたけれども、そういった費用の補填というか、この対応についてはどのように考えていらっしゃるでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時46分休憩

午前10時46分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

環境部長。

○環境部長（松田 了君） 海岸漂着物等地域対策推進事業費補助金の活用をお願いしているところでございますが、きちんと事業の補助金の制度について周知をいたしまして、適切な執行を行っていただけるよう

努めてまいりたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 次の質問ですけれども——質問というかちょっと確認なんですけれども、一番最初に軽石発見の情報が県に入ったのはいつですか。

○議長（赤嶺 昇君） 環境部長。

○環境部長（松田 了君） 10月4日に北大東村で確認されたという情報が、10月8日に県のほうに入ってきたというふうに記憶してございます。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 ワーキングチームの会議を設置したのはいつでしたか。

○議長（赤嶺 昇君） 環境部長。

○環境部長（松田 了君） 10月26日に知事から指示がございまして、28日に第1回の会議を行ってございます。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 最初の情報から20日かかっているわけですね。私もこの件については新聞を見て総務部長にすぐ電話をしたら、各3部でいろいろ協議はしていると。我々議員に全く情報がなかったものですから、ぜひ情報共有できるような方法を考えてほしいということで、議会事務局からiPadを通して情報が入りました。

それで、大事だと思うのは——11月9日に議員説明会でしたよね。これもそのときに出たと思うんですけども、我が会派の議員から、対策本部を持つ必要はないかという質問があったと思うんですが、結果的には対策本部をいまだに立ち上げていないと思いますが、そういう理解でよろしいですね。

○議長（赤嶺 昇君） 環境部長。

○環境部長（松田 了君） お答えします。

知事の指示によりまして、10月27日に軽石問題緊急対策部局長会議を開催してございます。その後、11月8日に第2回の緊急対策会議を開催しまして、その後関係部局長の参加を仰ぎまして、11月16日には沖縄県軽石問題対策会議を設置しまして、全庁的に対応するというところで今進めているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 私も11月17日の軽石問題対策会議の議事録、それから22日に行われた第2回の対策会議の議事録も読ませていただきました。最初のワーキングチームの会議、10月28日は恐らく班長クラス、実務の担当でやったと思います。それからこの議事録を見ると、幹事会とそれからまた新たにワーキング

チームを設置しているというふうにかかれていす。対策会議のほうは、知事が議長となって部局長を中心メンバーとしてやっているということですが、決して悪いことじゃないので、大変重要だと思うんです。部局によって予算のつけ方も違うし、横断的なものからすると。

実は私は常に気になっているのが、今回リゾートホテルも影響を受けているんですが、この予算の中には、文化観光スポーツ部の予算、もちろんその立場上というか組織上、持ち得ないと思うんですけれども、やはりリゾートホテルで影響が出ているものについて、今、ボランティアでやっている作業も本来これコスト、国や県が持つべきだと私は思っているんです。その辺はどのように——海岸に漂着して上がったものと、まだ漂流しているものの予算が違うのかどうかも含めて、ちょっと簡単に説明できますか。お願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 環境部長。

○環境部長（松田 了君） お答えします。

海岸漂着物等地域対策推進事業費では、基本的に海岸に漂着した軽石の回収が対象になりますけれども、海岸近くで打ち上げられそうな状況にある場合は、対象になるものというふうに理解してございます。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 最後になりますけれども、ぜひ各市町村との連携——先ほどの軽石問題対策会議については関係者も招集するようになっていすようですが、ぜひ情報の共有と、我々県民、議会に対しても、この議事録がタイムリーに見られるように情報提供をお願いしたいと思ひます。

最後に知事、一言お願いしたいんですが、やはりこの軽石問題、先ほども私が言いましたリゾートホテルの社長の言葉が、私も心にすごく刻まれているんですけれども、知事として、この軽石問題をどのように——もちろんこれ終わりがいつまでか分かりませんが、知事のこの取組の姿勢、意気込みを聞かせてください。これで終わりたいと思ひます。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 取組につきましては、それぞれ担当する、所管してあります環境部、土木建築部、農林水産部から説明をさせていただきました。当初はこの関係部局で軽石問題に迅速に対応しようということを取り組んでいしましたが、やはり当初予想していた量や期間よりも非常に深刻な状況になっていくということもありまして、11月16日に新たに別の部局を加えたこの軽石問題の対策会議を設置させていただ

きました。議員御案内のとおり、国の各関係機関とも綿密に連携をして、そしてできるだけ早期に迅速に対応するための予算手続を市町村とも協力し、そして多くの方々、またボランティアでも参加したいという非常にありがたいお話もいただいておりますので、そういった方々にも協力いただけるような計画をしっかりと立てるようというこで指示も出しております。

ですから全庁挙げて、とにかくこの問題、このリゾートホテルの海岸も自然海岸も、私たちからすると同じ県民の財産であるという認識を持って、しっかりと対応してまいりたいと思ひます。

○西銘 啓史郎君 以上です。

ありがとうございました。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城武光君。

○玉城 武光君 日本共産党の玉城武光です。

補正予算（第19号）の事業について質疑します。

1点目に、海岸漂着物等地域対策推進事業の軽石問題対応費の提案に至った経緯を問ひます。

○議長（赤嶺 昇君） 環境部長。

○環境部長（松田 了君） お答えします。

本県では、10月4日に北大東村で最初の軽石漂着が確認されております。その後、10月18日には本部町及び今帰仁村から大量漂着の連絡があり、10月20日に関係部局による会議を開催しました。その後も大量の漂着が相次いだため、10月26日に知事が名護市の漂着状況を視察し、県庁内に部局横断的なワーキングチームの設置を指示するとともに、翌27日に知事、副知事、政策調整監、知事公室長、総務部長、土木建築部長、農林水産部長、文化観光スポーツ部長、環境部長を委員とする軽石問題緊急対策会議を開催しております。また、10月28日には、副知事による国頭村の被害状況視察と、知事が指示した部局横断的ワーキンググループ第1回会議を開催し、以後、土日、祝日を除く、毎日、担当班長レベルでの情報交換、課題と対応策等について意見交換等を行っております。10月29日には、環境省に対して海岸漂着物等地域対策推進事業に関して、約14億4000万円の追加要望を行うとともに、11月2日に、知事が西銘内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策担当）、岸防衛大臣、斉藤国土交通大臣、熊野農林水産大臣政務官、務台環境副大臣と、11月6日には松野内閣官房長官と面談し、回収に要する費用の支援等9項目の要請を行っております。その後、11月8日には第2回緊急対策会議を開催した上で、さらなる対策の強化を図るため、11月16日に同緊急対策会議のメンバーに企画部、保健医療部を加えた沖縄県軽石問題対策会議を設置し、

翌17日及び22日に同会議を開催の上、軽石の基本的対処方針の確認と知事から各部局の対応強化の指示があったところです。このように、軽石問題について、全庁的に対応を進めているところであり、対策を推進し、早期回収を図るため補正予算を計上したものであります。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城武光君。

○玉城 武光君 2点目に、海岸漂着物等地域対策推進事業の軽石除去について問います。

○議長（赤嶺 昇君） 環境部長。

○環境部長（松田 了君） 海岸漂着物等地域対策推進事業は、港湾及び漁港における災害復旧事業で実施できない自然海岸等について、同事業による軽石の除去を予定しております。なお、海岸に漂着する軽石は日々変化していることから、現時点で明確に海岸数等をお示しすることはできませんが、軽石が漂着している全ての自然海岸等を対象としたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城武光君。

○玉城 武光君 先ほど40万立方という数量を答弁していただきましたけれども、その除去の委託料の説明をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時57分休憩

午前10時57分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

環境部長。

○環境部長（松田 了君） 海岸漂着物等地域対策推進事業における委託料につきましては、その積算は土木建築部及び農林水産部に依頼して算出しております。軽石の除去に必要な掘削、運搬等の各費用に海岸線1メートル当たりの軽石の推定量及び海岸線の延長を乗じて算出するなど、暫定的な考え方でっております。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城武光君。

○玉城 武光君 土曜日の新聞に、この委託料の関係で漁港周辺の海岸での除去作業を国頭村と本部町の漁業協同組合に委託し、漁業者の収入確保につながる支援を実施するということを発表しておりますけれども、その委託事業は、ほかの地区の漁業協同組合への拡充も考えていらっしゃるでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時58分休憩

午前10時58分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君） 漁業者による軽石撤去作業への支援につきましては、まず先行的に国頭村と本部町をモデル地区として開始したところであります。今後は現場の要望を踏まえつつ、他地区への拡大については今後検討してまいります。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城武光君。

○玉城 武光君 ぜひ、ほかの地区でも実施できるように頑張ってくださいと思います。

3点目ですが、軽石漂着による漁業者への影響を把握するための経緯について聞きたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時59分休憩

午前10時59分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○玉城 武光君 現時点で把握している被害状況を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君） 軽石の漂流・漂着による水産業への被害については、漁船の損傷や漁業活動の自粛、養殖魚介類のへい死等が発生しております。11月17日現在、121隻の漁船にエンジントラブルが発生し、全漁船の35%に当たる1062隻が操業を自粛しているほか、スギやグルクマ等のへい死を確認しております。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城武光君。

○玉城 武光君 ほかにもあるんですよ。モズク、アーサ養殖、それから12月に解禁となるソデイカ漁への影響も避けられない状況になっております。漁業者は、エンジントラブルによって漁に出られないということで、収入がもう途絶えている、ないんですよ。それに対する不安を抱えている状況なんです。

それで漁業被害調査後の支援策を伺いたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君） 今回の軽石による漁業被害調査事業では、漁業被害の調査のほかに、水産関係団体による対策協議会を設置し、情報の共有を図るとともに、対応策の検討を行うこととしております。

県としましては、同協議会での議論を踏まえ、具体的な支援策を検討してまいります。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城武光君。

○玉城 武光君 漂流している軽石を早急に除去していただきたいという声があります。港、漁港内での除去は今、進んでおります。海洋で漂流している軽石も早急に対策をして除去していただきたいと思います。漁業者が安心して漁に出られるような支援と同時に、

この漁に出られなかったことによる収入減を補償することが求められていると思いますが、どうなのでしょう。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時2分休憩

午前11時2分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君） 漁業者への所得補填に関連して、漁業共済においては、漁獲金額が減少した場合、養殖共済においては自然災害の疾病等によって損害が発生した場合には共済金が支払われる仕組みとなっております。今回の軽石の影響によりまして、漁獲金額が減少するなど基準を満たす場合は、共済の対象になるのではないかとこのように理解しております。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城武光君。

○玉城 武光君 今、部長がおっしゃっている漁業共済は、皆様御承知のとおり1年後ぐらいの補填なんです。今、漁業者が一番困っているのは、もう2か月近く漁に出ていないんです。漁に出ていない、2か月近く。収入がゼロで、そういう面でそれが補償できるようにしていただきたいというのが、今、全県の漁業者の声なんです。それに私は応えていただきたいと思うのですが。

もう一つ、この漁業共済ですが、これは前倒しの補填のことを考えていただけませんか。漁業共済を前倒しで補填する。こういうことをぜひ検討して進めていただきたいのですがどうですか。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君） 漁業共済金の課題として、補填の時期がおおむね1年後になること等が挙げられます。議員から御提案のあります共済金の前倒し支給につきましては、漁業者の資金繰りの改善につながるものと考えております。

県としましては、共済金の前倒し支給を含め、漁業者の経営安定を図るための支援を行えるよう、国に対して今後また求めてまいりたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城武光君。

○玉城 武光君 もう一点、先ほどエンジントラブルを起こした漁船、今のところ漁船保険が適用できるかどうか明確に決まっていないんです。エンジントラブルを起こした漁船に対する漁船保険の適用ができるように、県のほうからも働きかけをお願いしたいのですがどうでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時5分休憩

午前11時5分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君） 県としましては、今回の軽石の漂流・漂着に伴いエンジンが損傷するなど漁船が被害を受けた場合、確実に漁船保険が適用されるように国に対して強く求めてまいりたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城武光君。

○玉城 武光君 今、各漁港内では軽石はほとんど8割方除去されていると。皆さんの支援で。後は要は、漁に出ることなんです。漁に出られない、出漁できないということが今問題になっていて、ここに漁ができるようないろいろな支援策を講じていただきたいということなんです。そうでないと——12月からソデイカ漁が始まるのですが、ソデイカ漁に行く航海でエンジントラブルが起こったら、ちょっと大変ですよ。そういうこのエンジントラブルが起こっても漁船保険が適用できる、それから2か月間の収入がないものですから、漁具の購入とかそういうもので今、大変困っているんです。そういうところに収入減による補償や漁具購入に対する助成など、そういう支援策をぜひ実施していただきたいのですが、これは担当の副知事もよろしいですから御答弁をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君） 軽石の影響を受けた漁業者への支援につきましては、今回の補正予算で計上した軽石による漁業被害調査事業の中で、設置を予定しております対策協議会において検討することとしております。

なお、県では、漁業者の収入確保を図りつつ早期の漁業活動の再開につなげる取組として、モデル的に漁業者が行う軽石の撤去作業の支援を開始したところであります。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城武光君。

○玉城 武光君 先ほどから委託料の中で、漁業者が直接作業をしているときに、その収入を確保するためにやるというのですが、それ以外に収入を補填するとか、漁具を購入する場合に今収入がないわけですから、それに対する支援策をいろいろな方法でやっていただきたいということが、今、漁業者が一番困って切実に訴えていることなんです。それに県は応えていただいて、いろんな支援策を講じていただきたいのですが再度答弁をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時8分休憩

午前11時8分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 具体的な今の取組、現在の取組については部長から説明をさせていただいておりますが、今現在の軽石による漁業被害がどのような状況であるかということの詳細の把握と、今後またこの軽石の漂流・漂着が長期化した場合の状況などについてもしっかりと分析をして、それらの調査を取りまとめ、必要などころにしっかりと支援をしていけるように取り組んでまいりたいというように考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城武光君。

○玉城 武光君 次、漁港漁場災害復旧事業費の概要について伺いたい。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時9分休憩

午前11時9分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君） 漁港漁場災害復旧事業費は、暴風、洪水、高潮及び地震等異常な天然現象により被害を受けた漁港漁場施設及び漁港海岸施設の災害復旧を行うものであります。今回の補正では、県管理漁港に係る災害復旧として、補助事業では漁港施設に漂着した軽石の撤去に係る工事を、単独事業では軽石の処分場等からの要望に応じて成分調査や物理試験を実施するものとなっております。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城武光君。

○玉城 武光君 今現在、漁港施設の軽石除去の進捗状況を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時10分休憩

午前11時11分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君） 11月17日時点で辺土名漁港、安田漁港、港川漁港、海野漁港の4漁港で応急工事を実施しておりまして、今後も応急工事をする漁港数は増える見込みと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城武光君。

○玉城 武光君 今さっきおっしゃった国頭村の辺土名漁港、安田漁港、それから港川漁港なんですけど、どれぐらいの除去をされているんですかということなんです。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時11分休憩

午前11時12分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君） 辺土名漁港で約1130立米、安田漁港で840立米、港川漁港で80立米となっております。海野漁港は今始まったばかりなのでまだ実績はございません。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城武光君。

○玉城 武光君 皆さんの事業で、状況が相当進んでいるんです。まだ残っているところもあるんですが、ぜひ早急な除去をお願いしたい。

最後に、離島航路の港湾施設の影響等を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） お答えいたします。

県が管理する港湾におきまして、軽石の漂着・漂流の影響により欠航が生じた離島航路は、伊平屋島航路、伊是名島航路、伊江島航路、水納島航路、渡嘉敷島航路、久高島航路の6航路となっております。欠航が生じた港湾につきましては、随時、軽石の除去等の対応を行っており、航路の早期回復に努めております。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城武光君。

○玉城 武光君 航路に支障が出ているところは日によって変わるのでありますが、現在どこなんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 議員おっしゃるとおり、日々運航状況は変わるんですが、これまでの欠航状況について御報告いたします。

10月は2航路、伊是名島、久高島航路において全便欠航が2回、一部欠航が3回生じております。11月は伊平屋島航路、伊是名島航路、伊江島航路、水納島航路、渡嘉敷島航路、久高島航路等々において全便欠航が9回、一部欠航が31回生じております。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城武光君。

○玉城 武光君 ほとんど離島航路なんですよ。離島航路で欠航したら、向こうは生活に関わる物資も運搬できないという状況が出てきますから、ぜひここの早めの除去をお願いしなければ、これは生活に関わってくる。日常の生活に非常に関わってくるという状況が出てきますから、ぜひ早めの除去をお願いします。

先ほど知事がおっしゃっていましたが、これは長期的な課題になるような状況ですから、ぜひ関係省庁にも支援をお願いし、要請をして、ぜひこの除去とそれから漁業者への支援をお願いして終わります。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 以上で通告による質疑は終わりました。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案のうち、甲第1号議案については総務企画委員会に付託いたします。

○議長（赤嶺 昇君） 日程第6 議員提出議案第1号 軽石の大量漂流・漂着に関する意見書を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

仲村未央さん。

[議員提出議案第1号 巻末に掲載]

[仲村未央さん登壇]

○仲村 未央さん ただいま議題となりました議員提出議案第1号につきまして、昨日開催されました各派代表者会により協議した結果、議員提出議案として提出することに意見の一致を見ましたので、提出者を代表して、提案理由を御説明申し上げます。

提案理由は、軽石の大量漂流・漂着について関係要路に要請するためであります。

それでは、議員提出議案第1号を朗読いたします。

[軽石の大量漂流・漂着に関する意見書朗読]

以上で提案理由の説明は終わりますが、慎重に御審議の上、よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。

なお、本議案につきましては、その趣旨を関係要路に要請するため議会代表を派遣する必要があるとの意見の一致を見ておりますので、議長におかれましてはしかるべく取り計らっていただきますようお願い申し上げます。

○議長（赤嶺 昇君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第1号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、本案については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

○議長（赤嶺 昇君） これより議員提出議案第1号「軽石の大量漂流・漂着に関する意見書」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第1号は、原案のとおり可決されました。

○議長（赤嶺 昇君） ただいま可決されました議員提出議案第1号については、提案理由説明の際、提出者から、その趣旨を関係要路に要請するため議員を派遣してもらいたいとの要望がありました。

よって、お諮りいたします。

議員提出議案第1号の趣旨を関係要路に要請するため、議員5人を派遣することとし、その期間及び人選については、議長に一任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

○議長（赤嶺 昇君） 日程第7 陳情第221号の付託の件を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいまの陳情については、米軍基地関係特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

○議長（赤嶺 昇君） 日程第8 議員派遣の件を議題といたします。

[議員派遣の件 巻末に掲載]

○議長（赤嶺 昇君） お諮りいたします。

本件は、お手元に配付の「議員派遣の件」のとおり、議員を令和3年度九州各県議会議員交流セミナーへ派遣することに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。
よって、さよう決定いたしました。

○議長（赤嶺 昇君） 次に、お諮りいたします。
ただいま可決されました議員派遣の内容に今後変更を要するときは、その取扱いを議長に一任することに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。
よって、さよう決定いたしました。

○議長（赤嶺 昇君） この際、お諮りいたします。
議案研究のため、明11月26日から12月1日までの

6日間休会といたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。
よって、明11月26日から12月1日までの6日間休会とすることに決定いたしました。

○議長（赤嶺 昇君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

次会は、12月2日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午前11時24分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 赤 嶺 昇

会議録署名議員 玉 城 武 光

会議録署名議員 座 波 一

令和3年12月2日

令和3年
第10回 沖縄県議会（定例会）会議録
(第2号)

令和3年
第10回

沖縄県議会（定例会）会議録（第2号）

令和3年12月2日（木曜日）午前10時開議

議 事 日 程 第2号

令和3年12月2日（木曜日）

午前10時開議

第1 甲第1号議案（総務企画委員長報告）

第2 代表質問

本日の会議に付した事件

日程第1 甲第1号議案

甲第1号議案 令和3年度沖縄県一般会計補正予算（第19号）

日程第2 代表質問

出 席 議 員（48名）

議 長	赤 嶺	昇 君	23 番	仲 村	家 治 君
副議長	仲 田	弘 毅 君	24 番	仲宗根	悟 君
1 番	新 垣	光 栄 君	25 番	仲 村	未 央 さん
2 番	翁 長	雄 治 君	26 番	玉 城	武 光 君
3 番	喜友名	智 子 さん	27 番	比 嘉	瑞 己 君
4 番	島 袋	恵 祐 君	28 番	当 山	勝 利 君
5 番	玉 城	健一郎 君	29 番	照 屋	大 河 君
6 番	大 城	憲 幸 君	30 番	山 内	末 子 さん
7 番	上 原	章 君	31 番	西 銘	啓史郎 君
8 番	小 渡	良太郎 君	32 番	座 波	一 君
9 番	新 垣	淑 豊 君	33 番	大 浜	一 郎 君
10 番	島 尻	忠 明 君	34 番	呉 屋	宏 君
11 番	仲 里	全 孝 君	35 番	花 城	大 輔 君
12 番	平 良	昭 一 君	36 番	又 吉	清 義 君
13 番	次呂久	成 崇 君	38 番	崎 山	嗣 幸 君
14 番	國 仲	昌 二 君	39 番	玉 城	ノブ子 さん
15 番	瀬 長	美佐雄 君	40 番	西 銘	純 恵 さん
16 番	山 里	将 雄 君	41 番	渡久地	修 君
17 番	上 里	善 清 君	42 番	瑞慶覧	功 君
18 番	當 間	盛 夫 君	43 番	比 嘉	京 子 さん
19 番	金 城	勉 君	44 番	末 松	文 信 君
20 番	新 垣	新 君	45 番	島 袋	大 君
21 番	下 地	康 教 君	46 番	中 川	京 貴 君
22 番	石 原	朝 子 さん	47 番	照 屋	守 之 君

説明のため出席した者の職、氏名

知 事 玉 城 デニー 君 副 知 事 謝 花 喜一郎 君

副知事	照屋義実君	企業局長	棚原憲実君
政策調整監	島袋芳敬君	病院事業局長	我那覇仁君
知事公室長	金城賢君	会計管理者	大城博君
総務部長	池田竹州君	知事公室秘書	平敷達也君
企画部長	宮城力君	防災統括監	
環境部長	松田了君	総務部財政統括監	平田正志君
子ども生活福祉部長	名渡山晶子さん	教育長	金城弘昌君
保健医療部長	大城玲子さん	警察本部長	日下真一君
農林水産部長	崎原盛光君	労働委員会事務局長	山城貴子さん
商工労働部長	嘉数登君	人事委員会事務局長	大城直人君
文化観光スポーツ部長	宮城嗣吉君	代表監査委員	安慶名均君
土木建築部長	島袋善明君		

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局長	知念弘光君	主幹	宮城亮君
次長	上原貴志君	主査	親富祖満君
議事課長	佐久田隆君	政務調査課副参事	中村守君
課長補佐	城間旬君	主幹	嘉陽孝君

○議長（赤嶺 昇君） これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に報告いたします。

説明員として出席を求めた人事委員会委員長島袋秀勝君及び労働委員会会長藤田広美君は、所用のため本日、3日及び6日から9日までの会議に出席できない旨の届出がありましたので、その代理として、人事委員会事務局長大城直人君及び労働委員会事務局長山城貴子さんの出席を求めました。

○議長（赤嶺 昇君） 日程第1 甲第1号議案を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

総務企画委員長又吉清義君。

[委員会審査報告書（予算） 巻末に掲載]

[総務企画委員長 又吉清義君登壇]

○総務企画委員長（又吉清義君） おはようございます。

ただいま議題となりました甲第1号議案の予算議案について、以下、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、総務部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

甲第1号議案「令和3年度沖縄県一般会計補正予算（第19号）」は、軽石問題に対応するため、緊急に予算計上が必要な経費について補正予算を編成するものである。

補正予算案の総額は、歳入歳出それぞれ27億4908万4000円で、補正後の改予算額は、1兆285億4318万4000円である。

歳入の内訳は、国庫支出金、繰入金及び県債である。

歳出の主な内容は、県内海岸の良好な景観及び環境保全を目的に海岸漂着物等対策を推進するための経費、漁港・漁場施設及び港湾施設における国庫補助対象の災害復旧に要する経費などであるとの説明がありました。

本案に関し、漁業共済の加入状況はどうなっているのか、また、共済に加入していない人への支援策はどうなっているのかとの質疑がありました。

これに対し、漁業共済の加入率については、共済組合から公表されていないため、県独自に共済の加入率を試算したところ、漁獲共済ではおおむね20%程度、養殖共済ではおおむね60%程度、モズクなどの特定養殖共済ではおおむね30%程度と見込んでいる。また、加入していない人への支援については、今後協議会等を立ち上げて関係団体を含めて水産漁業者への支援を検討していきたいとの答弁がありました。

次に、軽石の除去について、既に予算化をして執行している自治体もあるようだが、その自治体に対する財政支援はどのように取り組んでいくのかとの質疑

がありました。

これに対し、補助事業の制度上の仕組みで、国からの補助の内示以前に事業を執行した部分について補助をすることは難しいと考えている。しかし、特別交付税の中には災害対応経費があり、軽石というのは今回新たに生じた事由なので、雪害などのようにあらかじめ組み込まれているものではないことから、対象とするよう総務省に働きかけていきたいとの答弁がありました。

そのほか、軽石の漂着予測に係る先島市町村との調整状況、漁業共済の支給に関する条件の有無、海上を漂流している軽石回収に係る海面清掃船活用の可能性、軽石の効果的な除去工法の確立、マリンレジャー業界に対する予算措置状況及び除去した軽石の安定型処分場での処分の可否などについて質疑がありました。

採決の結果、甲第1号議案は全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、甲第1号議案については、沖縄・自民党所属議員から附帯決議案が提出され、採決の結果、全会一致をもって可決されました。

以上、委員会における審査の経過及び結果を申し上げますが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。報告を終わります。

○議長（赤嶺 昇君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより甲第1号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、甲第1号議案は、原案のとおり可決されました。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時5分休憩

午前10時5分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

この際、念のため申し上げます。

本日、3日及び6日から9日までの6日間にわたって行われます代表質問並びに一般質問及び議案に対す

る質疑につきましては、議会運営委員会において決定されました質問要綱に従って行うことにいたします。

◆◆◆
○議長（赤嶺 昇君） 日程第2 代表質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

小渡良太郎君。

〔小渡良太郎君登壇〕

○小渡 良太郎君 皆さん、おはようございます。

今回会派の代表ということで、しかも初日のトップバッターということで、いささか緊張しておりますが、聞きづらい、または理解しづらい質問とならないように慎重にやっていきたいと考えております。

この令和3年、もう12月となりました。年忘れの時期ではありますが、忘れずにしっかり引き継いでいかなければならない課題というのが、この沖縄県、山積しているというのが現状であると認識をしております。沖縄の明るい未来のために責任ある政治を全うするというのが、私ども自民党のモットーでありますから、初の代表質問ということで、いささか気負い過ぎて多少事柄が多くなってしまったなという反省はあるんですけども、通告どおり質問してしっかり議論してまいりたいと考えております。

それでは通告に従いまして、代表質問を行います。

1、知事の政治姿勢について。

(1)、10月4日に、岸田文雄内閣総理大臣率いる新内閣が発足いたしました。岸田新総理は沖縄及び北方対策担当大臣、外務大臣、防衛大臣などを歴任し、沖縄が抱える諸問題解決にも尽力してきた過去があります。知事は、岸田新総理をどのように評価し、何を期待するのか、見解を伺います。

(2)、10月31日に、未来選択・コロナ克服を掲げて第49回衆議院議員総選挙が実施されました。沖縄においては、メディア各社の厳しい予想を覆して、全選挙区で自民党候補が善戦をした。西銘大臣を擁する4区、そして辺野古を抱える3区においては、選挙区で我がほうの候補が勝利をし、またその他の選挙区でも票を伸ばしました。この県民の選択について、知事の見解を伺います。

(3)、知事公約について、知事就任3年を迎えた10月4日、地元各メディアにより、進捗度合いが一斉に報道されました。それによると、知事就任時の公約291に対し、達成された公約はわずか5。達成率はたったの2%弱ということでありました。また達成済みとされた公約を細かく見てみると、前県政、前々県政からの引継事業や国が実現したものを除くと、公約

の達成は実質的に琉球歴史文化の日制定ただ一つのみと言っても過言ではないというのが正直な印象であります。知事が自ら県民と約束をした公約について、知事自身の総括を伺います。

(4)、沖縄県の長年の懸案事項である在沖米軍の整理縮小について、知事の施政下にあるここ3年間で50%という数字は出てまいりましたが、具体的な進展はほとんど見られません。また50%という数字の具体化もなされておりません。知事はこの3年間、基地問題の解決のために一体何をしてきたのか、具体的な説明と今後の方針について伺います。

(5)、昨今緊迫の度合いを増す東アジア地域の国際情勢について、知事肝煎りの万国津梁会議より、アジア太平洋地域における対話や緊張緩和に向けた機運の醸成、ネットワーク構築を沖縄が主体的に行うべきという旨の提言が上がったと聞いておりますが、提言以降の知事取組について伺います。また同時に、知事が公約に掲げている平和・人権協力外交の世界に向けた展開に関連して、昨今取り沙汰される隣国・中国国内における人権侵害について、知事の認識及び見解を伺います。

(6)、11月13日に終了した国連気候変動枠組条約第26回締約国会議、通称COP26では、産業革命前からの気温上昇幅を世界全体で1.5度以内を目指すということが確認されました。昨年12月の沖縄電力との2050年脱炭素社会実現に向けた連携協定書の締結以降、沖縄県としてどのような取組がなされたのか、またCOP26の宣言を受けて県のエネルギー政策をどのように考えるのか、見解を伺います。

(7)、南西諸島方面における自衛隊の配備について、県土及び県益の保全と安全保障上の観点から、知事の見解をお伺いいたします。

次に2番、新型コロナ感染症対策に関して。

(1)、新型コロナ感染症対応について、沖縄は昨今の第5波において日本国内で最も苦境に立たされた地域でありました。当時の各種指標は軒並み全国最低、市中では家庭内感染が猛威を振るい、今年度だけで、200日以上経済の活力たる人の流れを止め続けた結果、県経済並びに県民生活は疲弊を極めております。対策本部長としての、今年度の沖縄県のコロナ対応に関する総括を伺います。

(2)、国内最悪の様相を呈した第5波までの新型コロナ感染症について、下記のア、対策本部の運営や病院・保健所等の状況。

イ、病床や設備の確保・拡充。

ウ、クラスター対応。

エ、予算の執行や事業展開について、実態の報告をお願いいたします。

(3)、先日新型コロナウイルスの新たな変異株オミクロン株が確認され世界的に警戒感が広がっており、報道では日本でも感染者が確認されたとありました。沖縄県における第6波に向けた対策と基本的な考え方、備え等を伺います。

(4)、全国に比して後れを取っているワクチン接種について、現況と完了時期及び3回目接種に関する取組を伺います。

(5)、沖縄県経済の再興のビジョンと現状及び今後予定している取組の詳細について伺います。

次に3、経済・雇用・社会資本整備政策について。

(1)、コロナショックによって壊滅的な打撃を被った沖縄観光について、県はどの程度実態を把握しているのか詳細を伺います。

(2)、沖縄県は全国的に観光先進地として知られており、沖縄の観光再興の取組は全国的にも注目をされています。県内移動・県外誘客・国外路線の再開や水際対策等を含め、今後県は観光再興についてどのようなビジョンを描いているのか詳細をお聞かせください。

(3)、県が実施する、おきなわ彩発見事業について、今回の事業展開については前回の反省点や課題点等を踏まえて行っているとの答弁が以前ありましたが、既に様々な問題点、課題点を指摘する声も上がっております。今回の実施について、県は関連する業界・団体からどの程度聞き取りを行い、事業に反映させているのか、詳細を教えてください。

(4)、沖縄観光の滞在の部分を支えるホテル業、充実・多様性を支えているアクティビティー業者に関しては、インバウンド向け人材のビザ更新が喫緊の課題となっているということを耳にしました。県内で働く外国人労働者について、県は実態をどの程度把握しているのか、また対応等はどうなっているのか詳細を伺います。

(5)、コロナショックは働き方にも様々な影響を及ぼしており、リモートワーク等の普及が全国的に進んでおります。沖縄観光にも直結するワーケーション等に関する取組について、現況と今後の展望を伺います。

(6)、中小零細企業が多数を占める沖縄県においては、コロナショックによる一時的ないしは長期間にわたる失業、求人の減少やそれに伴う就職困難者の増加、長期休業や廃業等が問題となっておりますが、現在の状況をどう認識しているのか、また対策等の取組はどうなっているのか、詳細を伺います。

(7)、県経済において土木建築業は大きな一翼を担っておりますが、構造的な問題として労務・資材単価をはじめとする離島ゆえの様々な不利性を内包しており、コロナショックの影響を抜きにしても、近年の県の普通建設事業費の減少や最近まで県外就職推進だった雇用政策のあおりを受けて厳しい状況に陥っております。県経済の安定のためには土木建築関連産業の支援及び育成が喫緊の課題と考えますが、知事公約にある参入機会の改革、積算方法の見直し、労働条件・働く環境の整備、社会貢献等を評価する契約の実現、下請を含めた県内企業優先の達成をはじめとして、県内企業保護育成の観点から県がなすべきことは極めて多いと、また多岐にわたると考えております。県の現状の取組及び今後のビジョンを伺います。

(8)、県土の均衡ある持続可能な発展に向けた東海岸サンライズベルト構想について。

ア、取りまとめられた構想に続く計画策定の進捗を伺います。

イ、サンライズベルト構想の中にある(ア)、マリンタウンエリアの大型MICE施設整備。

(イ)、東部海浜開発地区のスポーツ観光拠点形成。

(ウ)、西原町の工業団地から中城湾港新港地区に至る環中城湾港圏域の産業支援港湾としての機能拡充強化の方策と産業集積地域を結ぶ新規幹線道路の整備について。

(エ)、世界自然遺産と世界文化遺産群の活用。

それぞれに関する具体的な展望と基本的な考え方及び県の意気込みを伺います。

4番、離島・過疎地域の振興についてであります。

(1)、コロナにおいて、離島の医療が何度もぎりぎりの瀬戸際まで追い込まれたことは記憶に新しく、コロナが落ち着いている今だからこそ、離島地域の県民生活の安心・安全を確立するために、離島医療体制の再構築をしなければならないと考えますが、ア、病床数等の病院機能、特に感染症対策について及び医療機器に関して。

イ、長距離の緊急搬送業務にも転用できる防災ヘリの導入についての2点、見解を伺います。

(2)、離島の観光は、コロナ禍において本島以上に大きな打撃を受けましたが、しかしながら、県は彩発見キャンペーン等に見られるように、離島観光を後回しにするかのような内容の事業を一度ならず提案しております。県の見解と今後の展望を伺います。

(3)、知事公約に離島航空運賃の引下げを進めるとありますが、次期沖縄振興に係る国との協議において、この点はどのように協議されているのか、また次

年度以降、離島航路の航空運賃はどのように変化するのか、現状の取組と今後の展望を伺います。

(4)、知事公約にある離島の上下水道・水資源・廃棄物処理などの生活環境基盤整備について、進捗率はどの程度か、また工程及び達成年度はいつ頃を予定しているのか、現状の取組及び今後の展望を伺います。

(5)、知事公約にある離島におけるガソリン価格の低減について、昨今の産油国の生産調整により国内外でガソリン価格が高騰して、自家用車を日々の交通手段の中心とする多くの県民の生活を直撃しております。特に離島地域においては、軽油・重油・灯油の油脂燃料中間産品も値上がりしており、旅客船による離島間の往来、船舶貨物輸送、漁船操業等のコスト高を招いていて、ガソリン価格だけでなく生活物資全般の高騰への懸念が日増しに高まっていると聞いております。離島のエネルギーコスト対策としてどのような取組が行われているか、また沖縄振興における揮発油税制優遇は、離島の定住安定のため今後も継続されることが望ましいと考えますが、次期沖縄振興に係る調整の中でこの点はどのように協議されているのか、現状と今後の展望について伺います。

5、子ども・子育て政策について。

(1)、11月10日、岸田総理の下で新設された全世代型社会保障構築会議と公的価格評価検討委員会の初会合が行われ、政府は公定価格の見直し作業をスタートさせました。看護、介護、保育それぞれの分野における沖縄の現状及び処遇改善に関する取組、今後の展望と課題について伺います。

(2)、子供の貧困対策や児童虐待防止、保育政策等子供関連施策の中心となる「こども庁」の創設に向けて、国は省庁間の調整を進めておりますが、創設を見据えて、県としてどのような取組を今後展開する必要があるか、また、情報や施策の整理を行う必要があると考えているのか、見解と今後の展望を伺います。

(3)、待機児童の解消について、さきの議会において、今年度中の達成は厳しいものの達成は目前に迫っている旨の答弁がありました。今まで県は待機児童解消に向けて全力で取り組んできたものと思っておりますが、解消された後の子育て支援はどのように考えているのか、解決すべき具体的な課題と今後の展望を伺います。

(4)、子供の貧困対策について、就学援助、学力向上支援、食の支援等様々な取組が現在行われておりますが、各種指標の変遷や現場からの意見を精査すると、根本的な解消を実現するためには、県庁組織の縦割りにとらわれず、問題の本質をしっかりと捉えたビジョンを打ち立てて、県・市町村の役割を明確にした

上で各々がしっかり連携して施策展開をしていくということが必須であると考えます。これについて県はどのように考えるのか、見解を伺います。

(5)、ヤングケアラーの問題について、県は次年度より新たにスタートさせる子どもの貧困対策計画にヤングケアラー支援を盛り込みましたが、現在の県内の実態はどのようなものであるのか、また早期発見に向けた取組と適切な支援についてはどのような施策を考えているのか、詳細を伺います。

最後(6)、沖縄県は日本全国においてもまれな人口自然増地域であります。かつての高度経済成長期における人口ボーナス期ほどではないにしても、将来に向けて労働人口増が経済成長を後押しすることが見込める県であります。その可能性を可能性のまま終わらせないためには、子ども・子育て政策の充実のみならず、少子化に転じないための早めの少子化対策、子供の貧困の着実な解消、教育のボトムアップ、人材育成、産業の成長・誘致・創出による雇用の受皿の整備等、今早急に取り組み、近い未来に向けて着実に成果を出していかなければならない課題が山積していると考えますが、県はこれらの諸問題についてどのように課題認識をしているのか見解を伺います。あわせて、若者の未来が地域の未来であるという見地から、知事の見解と抱負も伺いたいと思います。

○議長(赤嶺 昇君) 玉城知事。

[知事 玉城デニー君登壇]

○知事(玉城デニー君) ハイサイ グスーヨー チューウガナビラ。

皆さん、おはようございます。

小渡良太郎議員の御質問にお答えいたします。

まず1、知事の政治姿勢についての御質問の中の(1)、岸田新総理への評価と期待についてお答えいたします。

岸田総理大臣におかれましては、沖縄及び北方対策担当大臣、外務大臣、防衛大臣を歴任され、党美ら島議員連盟の会長を務められるなど、沖縄の実情にも精通し、沖縄の振興・発展に御尽力をいただきました。岸田総理大臣には、新型コロナウイルスの感染防止対策や経済対策、また、復帰50周年の節目にスタートする新たな沖縄振興計画や子供の貧困、米軍基地問題など、沖縄県民の声に真摯に耳を傾けていただき、その解決に取り組んでいただきたいと考えております。

次に1の(3)、知事公約の達成度についてお答えいたします。

沖縄県では、私が公約として掲げた291の施策全てに着手し、取組を進めております。これらの中には、

例えば、琉球歴史文化の日の制定、幼児教育の無償化など、それ自体は実現し、そこからさらに引き続き公約の趣旨・目的のため取り組んでいるものも含めております。このようなことから、私は、公約の全てにおいては着手し、取組を進めていると認識しております。具体例としましては、低所得世帯の中高生のバス通学費の無料化、少人数学級の中学3年生までの拡大、こども医療費助成に係る対象の拡大、琉球歴史文化の日の制定、おきなわ工芸の杜の整備、沖縄県性の多様性尊重宣言、通称美ら島にじいろ宣言、ちゅらうちな一草の根平和貢献賞の創設、沖縄本島と北大東島を結ぶ海底光ケーブル整備等の推進などに取り組んでまいりました。また、公約で掲げた施策以外についても、沖縄県SDGs推進本部の設置、子どもの権利尊重条例の制定や、首里城復興に向けた首里社地区整備基本計画の策定などにも取り組んでいるところです。持続可能な沖縄の発展と誰一人取り残さない社会を目指すとともに、安全・安心で幸福が実感できる島を形成し、自立的発展と県民一人一人が豊かさを実感できる社会の実現に向けて、私が先頭に立って、全身全霊で取り組んでまいります。

次に、子ども・子育て政策についての御質問の中の5の(6)、人口自然増の拡大についてお答えいたします。

沖縄県は、全国で唯一、人口の自然増が続いており、若い世代の多いことが強みの一つであります。一方、増加率は年々低下傾向にあることから、誰もが安心して結婚し、出産・子育てができる社会の実現と未来を開く人づくりに向けて取り組む必要があります。このため、沖縄県黄金っ子応援プランに基づく子ども・子育て支援の充実、子供の貧困対策の推進、教育に係る負担の軽減や学習環境の整備、稼ぐ力の向上と産業人材の育成などにも取り組んでいるところです。

沖縄県としましては、人こそが最大の資源との認識の下、多様な人材育成に関する万国津梁会議における議論を踏まえつつ、地域と連携しながら、地域社会を支える人づくりと人材の確保に取り組んでまいります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長(赤嶺 昇君) 知事公室長。

[知事公室長 金城 賢君登壇]

○知事公室長(金城 賢君) おはようございます。

それでは、小渡良太郎議員の代表質問にお答えいたします。

1、知事の政治姿勢についての(2)、総選挙におけ

る県民の選択についてお答えをいたします。

今回の衆議院議員選挙では、新型コロナウイルス感染症対策やその後の経済対策、新たな沖縄振興などに有権者の関心が高かったものと考えております。選挙結果につきましては、それぞれの候補者が自らの考え方に従って掲げた公約を踏まえ、有権者が判断したものと認識しております。

同じく1の(4)、在沖米軍基地の整理縮小についてお答えをいたします。

県としては、基地のない平和で豊かな沖縄を求める沖縄21世紀ビジョンの考え方やSACO合意から25年、在日米軍再編計画の合意から15年が経過し、統合計画による返還が全て実施されても米軍専用施設面積が全国の69%程度にとどまること、駐留軍等労働者の雇用対策などを踏まえ、日米両政府に対して、具体的な数値目標を設定し、実現することを求めたところでもあります。

県としては、日米両政府への要請に加え、基地所在市町村や全駐労等との意見交換、ワシントン駐在を活用した米国関係者への情報発信等を行ってきたところであり、引き続き在沖米軍基地の整理縮小に取り組んでまいりたいと考えております。

1の(5)、万国津梁会議の提言を受けての県の取組についてお答えをいたします。

米軍基地問題に関する万国津梁会議の提言では、アジア太平洋地域の緊張緩和と信頼醸成が喫緊の課題であるとして、沖縄県は同地域の地域協力ネットワークのハブ（結節点）となることを目指すべきであるとされております。県では、本提言を踏まえ、去る5月に日米両政府に対し、沖縄が「アジア太平洋における地域協力ネットワークのハブ（結節点）」となるよう、積極的な支援を求めたところでもあります。また、観光、文化、平和等の分野での交流を含め、アジア太平洋地域の信頼醸成等に向けた取組について検討しているところであります。

同じく1の(7)、南西諸島における自衛隊配備についてお答えをいたします。

防衛省は、自衛隊配備の空白地域となっている島嶼部に、初動を担任する警備部隊等を配置し、南西地域の防衛体制を強化することとしております。自衛隊の島嶼配備については、我が国の安全保障や地域の振興、住民生活への影響をめぐって様々な意見があるものと承知しております。

県としては、自衛隊の配備について、地元の理解と協力が得られるよう、政府は丁寧に説明を行うとともに、住民生活の安全・安心に十分配慮すべきであると

考えております。

4、離島・過疎地域の振興についての(1)のイ、長距離の緊急搬送にも活用可能な消防防災ヘリについてお答えをいたします。

県では、県及び41市町村で構成する沖縄県消防防災ヘリコプター導入推進協議会を今年8月に設立し、消防防災ヘリコプターの機体仕様をはじめ、ヘリ基地となる消防防災航空センター（仮称）の整備のほか、運用体制や人員派遣等について議論を進めているところでもあります。消防防災ヘリの機体につきましては、その活動範囲を沖縄県全域としていることから、先島や大東地域まで航続可能な中型機を想定しており、今後、緊急搬送や救助などの消防防災ヘリの活動内容等も踏まえ、市町村や消防機関と連携し、機体の仕様等を含めた検討を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長 名渡山晶子さん登壇〕

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん） おはようございます。

小渡良太郎議員の御質問にお答えをさせていただきます。

1、知事の政治姿勢についての御質問の中の(5)、中国国内における人権侵害についてお答えいたします。

香港や新疆ウイグル自治区における人権状況に関しては、日本政府を含め各国政府が懸念を表明しており、本年6月に開催されたG7首脳会議では、人権や基本的自由を尊重するよう中国に求めていくこと等が確認されているものと認識しております。全ての人々の尊厳を守ることは、平和で豊かな社会にとって重要であり、県としましては、アジア太平洋地域における平和の構築に寄与する活動に対して沖縄平和賞を贈賞することや、平和を希求する「沖縄のこころ」を国内外に発信することにより、貧困、暴力、人権の抑圧等のない平和で豊かな社会の実現に向け貢献していきたいと考えております。

次に4、離島・過疎地域の振興についての御質問の中の(5)、揮発油税制優遇の現状と今後の展望についてお答えいたします。

揮発油税等の軽減措置は、県民生活及び産業経済を支える重要な役割を果たしていることから、国に対し、令和4年度以降も、その延長を要望しているところですが、本軽減措置は、沖縄振興計画に定める施策を効率的かつ効果的に推進するために必要な制度であることから、引き続き国に継続を働きかけてまいります。

次に5、子ども・子育て政策についての御質問の中の(1)、介護及び保育分野における処遇改善の状況等についてお答えいたします。

介護職員や保育士の処遇については、国において、毎年、公定価格の改定など処遇改善が行われております。令和2年賃金構造基本統計調査によると、介護職員については、給与月額22万6200円、年額299万3900円となっており、平成27年と比較すると月額4万2200円、年額45万5300円の増で、年額で比較すると約18%改善しております。同様に、保育士については、給与月額23万1400円、年額337万3200円となっており、平成27年と比較すると月額4万9700円、年額69万9700円の増で、年額で比較すると約26%改善しております。

県としましては、今般の国の経済対策分を含め、各種施策が確実に賃金に反映されるよう、引き続き国や市町村と連携して取り組んでまいります。

同じく5の(2)、こども庁創設に関する見解と今後の展望についてお答えいたします。

現在、国では、省庁間の縦割りを排し、子供に関する様々な課題に総合的に対応するため、新たな行政組織を令和5年度に創設することを目指しているとのこと。県では、こども庁創設に当たり、子供の権利を守るという観点を第一として、子供の健全な学びや育ちを確保するための経済的支援等に取り組むよう、全国知事会を通して国へ要望したところです。引き続き国の動向を注視しながら、情報収集に努め、こども庁創設に適切に対応できるよう、関係部局間で連携を図ってまいります。

同じく5の(3)、待機児童解消後の課題等についてお答えいたします。

県としましては、今後、年度途中の入所申込児童の受入れや延長保育、一時預かり保育、病児保育等の多様な保育ニーズへの対応が課題であると考えております。そのため、引き続き市町村と連携し、保育士の確保や認可外保育施設を含めた幼児教育・保育の質の向上などに取り組み、誰もが安心して子育てができる環境づくりを推進してまいります。

同じく5の(4)、子供の貧困対策における連携等についてお答えいたします。

県では、子どもの貧困対策計画を策定し、全庁体制で対策を推進しております。また、同計画において、市町村は子供の貧困に関する多くの事業を実施する主体として対策に取り組むこと、県は、広域的・専門的な取組が求められる施策を中心に担うほか、国と連携しながら市町村を支援することとしております。現在

策定している新たな子どもの貧困対策計画においても、引き続き連携して取り組んでまいります。

同じく5の(5)、ヤングケアラーの実態と支援についてお答えいたします。

ヤングケアラーは、家庭内の問題として表面化しにくく、実態把握や支援の難しさが課題となっております。このため、県では、現在ヤングケアラーに気づきやすい立場にある県内小・中・高校の学級担任教職員などを対象にアンケート調査を実施しているところです。国は、年度内に多機関連携による支援の在り方についてマニュアル等を作成するとしており、県としましては、これらを参考に、引き続き実態把握と早期発見に努め、適切な支援につなげていけるよう、市町村とも連携しながら取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 商工労働部長。

[商工労働部長 嘉数 登君登壇]

○商工労働部長(嘉数 登君) おはようございます。

小渡良太郎議員の質問に答弁させていただきます。

まず1、知事の政治姿勢についての御質問の中の(6)、県のエネルギー政策等についてお答えいたします。

県は、脱炭素社会の実現に向け、今年3月に沖縄県クリーンエネルギー・イニシアティブを策定し、2030年度の再エネ電源比率目標18%を掲げましたが、COP26等世界的な脱炭素の潮流や国の動向も踏まえ、現在より高い目標設定に向けた改定作業を進めています。あわせて、再エネ導入拡大に係る民間投資を促す制度の創設について準備を進めており、税制優遇については国との調整を、補助については次年度予算計上に向けた検討を行っております。

次に2、新型コロナウイルス感染症対策についての御質問の中の(2)のエ、経済対策の予算の執行や事業展開についてお答えいたします。

令和2年度及び3年度の新型コロナウイルス感染症対策関連の経済対策予算は、約3208億円となっております。経済対策の主な事業として、新型コロナウイルス感染症関連融資に係る預託実績は10月29日時点で約846億円、融資実績では約2320億円、沖縄県雇用継続助成金の支給実績は10月29日時点で約18億円、飲食店休業等協力金の支給実績は11月26日時点で約1203億円、観光等の需要喚起策の実績は9月30日時点で約38億円となっております。

県としましては、事業継続、雇用維持、需要喚起等に係る様々な施策を感染状況に応じ重層的に実施しております。

同じく2の(5)、経済再興のビジョンと、現状及び今後予定している取組についてお答えいたします。

県では、経済再興のためには、水際対策の強化や医療体制の拡充、ワクチン接種の推進に取り組む安全・安心の島沖縄の実現と、事業継続と雇用維持の支援、観光関連産業など落ち込んだ需要を回復するための需要喚起、さらには、新しい生活様式に対応した業態転換や、DX（デジタルトランスフォーメーション）に対応したビジネスモデルへの移行を促進する経済の礎を築く取組が重要であると考えております。このため、県では国の補正予算案等も踏まえ、経済対策基本方針の改定作業を行っており、資金繰り支援や県独自の雇用継続助成金、おきなわ彩発見キャンペーン等を引き続き実施するとともに、今後はDX推進による稼ぐ力の強化に資する事業等の実施を検討しております。

次に3、経済・雇用・社会資本整備政策についての御質問の中の(4)、外国人労働者の実態及び対応等についてお答えいたします。

沖縄労働局によると、県内の外国人労働者は、令和2年10月末現在で1万787人となっております。新型コロナウイルス感染症の影響による出入国規制により、外国人の新規入国や帰国が困難となっており、帰国が困難な外国人や実習の継続が困難となった技能実習生に対し、国は特例措置として就労も可能な在留資格を付与しているところです。

県としては、国の動向も踏まえながら、引き続き関係機関と連携し、情報収集等に努めてまいります。

同じく3の(6)、コロナ禍における失業等の認識と対策についてお答えいたします。

令和3年10月の完全失業率は2.7%で、前年同月の4.0%と比べ1.3ポイントの低下となっております。また、昨年4月から今年10月末までの休廃業解散件数は463件となっております。県経済が依然として厳しい状況にある中、雇用調整助成金や県の上乗せ助成等による失業抑制効果に加え、社会経済活動の再開により、完全失業率の持ち直しの動きが見られるものの、依然として、有効求人倍率が1倍を下回っており、引き続き状況を注視していく必要があると考えております。

県としては、雇用関係助成金のほか、最大3年無利子・保証料ゼロの資金繰り支援などを実施し、事業の継続と雇用の維持に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

〔保健医療部長 大城玲子さん登壇〕

○保健医療部長（大城玲子さん） おはようございます。

小渡議員の御質問の2、新型コロナウイルス感染症対策についての(1)、感染症対策の総括についてお答えいたします。

本県では、年度初めの人の移動などにより接触機会が増えたこと、ゴールデンウィークを挟んでアルファ株への置き換わりが進んだこと、さらには、感染力の強いデルタ株の影響により、いまだかつてない爆発的な感染拡大を経験しました。そのような状況の中で、医療提供体制は逼迫し、コロナ病床確保のため、重点医療機関においては一般医療を制限するなど、厳しい状況となりました。この間、長期にわたり緊急事態措置を実施し、多くの医療機関や事業者からの協力を得て、県民一丸となってこの難局を乗り越えることができました。今後、感染症が流行しやすい冬場に向け、検査体制や医療提供体制の拡充を図るとともに、引き続きワクチン接種や基本的な感染防止対策について、県民の御協力を呼びかけてまいります。

同じく2の(2)のア、対策本部、病院、保健所の状況についてお答えいたします。

本県では、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、対策本部を設置し、緊急事態宣言・まん延防止等重点措置に関する対処方針などの重要事項を決定してまいりました。第5波の感染拡大時には、県内の重点医療機関等において一般診療を制限せざるを得なかったことや、保健所においては、感染者の急増により積極的疫学調査の着手に時間を要したことなど逼迫した状況となりました。そのため、本部に職員を動員し入院等調整の管理、自宅療養者への健康観察、保健所支援等を実施し対応してきたところです。これらの経験を踏まえ、感染状況に対応した本部運営及び保健所業務の外部委託等による体制強化を行い適切な対策を講じてまいります。

同じく2の(2)のイ、病床及び設備の確保・拡充についてお答えいたします。

これまで感染が拡大した際には、各医療機関に対して最大限の病床確保を依頼し、段階的に受入れ病床を引き上げていただいております。令和3年4月1日時点で507床であったところ、第4波では最大715床、第5波では最大863床を確保していただきました。また、受入れ医療機関の設備の拡充については、新型コロナウイルス感染症重点医療機関等設備整備事業等により、人工呼吸器など新型コロナの医療提供に必要な設備整備の支援を行っております。

同じく2の(2)のウ、クラスター対応についてお答

えいたします。

第4波及び第5波において、県内では265件のクラスターが発生しております。県では、クラスター対策として、病院や福祉施設で陽性者が発生した場合は、必要に応じ感染症対策専門家の派遣や、職員不足が生じた施設に対する医師や看護師の派遣、個人防護具等医療資材の提供などの支援を行ってきました。しかしながら、感染の急拡大により同時に複数の施設でクラスターが発生したことから、その対応が課題となりました。

県としましては、大規模な集団感染が発生した場合に、現地において継続的に対応するための仕組みづくりや人材確保に取り組んでいるところです。

同じく2の(2)のエ、感染対策に係る予算の執行や事業展開についてお答えいたします。

県においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、令和3年度は535億円を計上し、これまでに361億円を執行しております。特に、医療提供体制の確保については、医療機関の新規指定、一般医療の一部制限などによる入院病床の確保を依頼したほか、病床逼迫時において、一般の救急搬送への影響を最小限に抑え、患者への迅速な医療提供を行う施設として、入院待機施設を中南部に設置しました。また、軽症者や無症状者が療養する宿泊療養施設を県内8か所に設置するとともに、やむを得ず自宅療養となった患者に対しては、健康観察に加え、症状に応じて医師による往診や看護師による訪問看護などのフォローアップを実施しました。さらに、看護師については、看護協会や人材派遣会社を通じた潜在看護師等の確保などに取り組まれました。引き続き、これら取組に対する予算の早期執行に努めるほか、病床の確保など医療提供体制の整備に取り組んでまいります。

同じく2の(3)、第6波に向けた対策等についてお答えいたします。

本県における現在の新規陽性者数は、小康状態にあるものの、今後感染拡大が懸念される冬場に向け、第4波、第5波の課題等を踏まえた対策を図ることが重要となります。このため、第6波に備えた対応として、病床数を第5波における要入院者の1.2倍程度となる1031床と想定し、重点医療機関等における病床確保や入院待機施設の拡充に努めるほか、ワクチン接種の推進、検査体制の拡充等に取り組んでまいりたいと考えております。

なお、第6波に備えたこれらの対応については、国の動向や専門家会議の意見等を踏まえ、12月中旬を目途に取りまとめてまいります。

同じく2の(4)、ワクチン接種の現況等についてお答えいたします。

令和3年11月30日現在の沖縄県の接種率は、1回目68.7%、2回目67.2%となっており、予約状況等から勘案すると、希望する接種対象者に対しては、おおむね接種を終えたものと考えておりますが、引き続き、今後接種を希望する者及び新たに接種対象となる者のために、市町村と連携して接種機会を確保してまいります。また、追加接種については、令和3年12月以降、初回接種終了から原則8か月以上経過した18歳以上を対象に実施することとなっており、県は、市町村と連携し、接種が円滑に実施できるよう、体制整備に努めてまいります。

次に4、離島・過疎地域の振興についての御質問の中の(1)のア、離島における病院機能及び医療機器についてお答えいたします。

離島地域においては、県立宮古病院、県立八重山病院及び公立久米島病院に加え、16か所の県立病院附属診療所、4か所の町村立診療所が設置されており、医療提供体制の確保に努めております。新型コロナウイルス感染症に対しては、民間病院等の協力を得ながら、これまで宮古、八重山及び久米島合わせて115床の感染症対応病床を確保しており、さらに最大143床の確保に向けて取り組んでおります。また、人工呼吸器等の医療用資機材の整備及び感染症対策のための設備整備については、医療機関の要望に応じて引き続き補助を行ってまいります。

同じく4の(4)、離島の上水道の基盤整備についてお答えいたします。

県は、離島における上水道の基盤整備を図るため、令和7年度までに、本島周辺離島8村の水道広域化に取り組んでいるところであります。粟国村は平成29年度末、北大東村は令和元年度末、座間味村阿嘉・慶留間地区は令和2年度末に広域化を完了しており、令和4年度は、南大東村、伊平屋村及び伊是名村で広域化が完了する予定であります。

県としましては、残りの離島についても順次、広域化が完了できるよう取り組み、沖縄本島周辺離島8村以外の離島についても、地域の実情に応じた広域化を推進していきたいと考えております。

次に5、子ども・子育て政策についての御質問の中の(1)、看護師の処遇改善の取組等についてお答えいたします。

国の賃金構造基本統計調査によると、沖縄県における看護師の賃金は、全国平均を下回っている状況にあります。県は、勤務環境改善支援による離職防止のた

め、医療機関管理者や看護管理者に対し、社会保険労務士による多様な勤務形態に関する助言や看護協会による研修を実施しております。政府においては、地域でコロナ医療など一定の役割を担う医療機関に勤務する看護職員を対象に、段階的に収入を引き上げるための措置を講ずることが公表されております。

県としましては、政府の動向を注視していくとともに、引き続き看護師の新規養成、定着促進、復職支援などに取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

[文化観光スポーツ部長 宮城嗣吉君登壇]

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） おはようございます。

小渡良太郎議員の御質問の3、経済・雇用・社会資本整備政策についての(1)、沖縄観光の実態把握についてお答えいたします。

ホテル旅館生活衛生同業組合によると、令和3年10月の客室稼働率は32.3%で、令和元年同月比で、48.6ポイントの減となっております。バス協会によると、令和3年10月の貸切りバス収入額は1億3688万円で、令和元年同月比で、6億4789万円の減、率にして82.6%の減となっております。レンタカー協会によると、令和3年10月の車両保有台数は1万4882台で、令和元年同月比で、9890台の減、率にして39.9%の減となっております。

同じく3の(2)、観光再興に向けたビジョンについてお答えします。

県では、那覇空港の検査体制の拡充等、水際対策の強化に取り組みながら、おきなわ彩発見キャンペーン第4弾等により域内需要の喚起を図っております。今後は、全国的な感染状況等を注視しながら、各種メディアを活用した効果的なプロモーションにより、国内誘客を推進します。国際線の再開については、オミクロン株による国内外の感染状況や国の対応を注視してまいります。

同じく3の(3)、おきなわ彩発見キャンペーンについてお答えします。

本キャンペーンは、観光庁の補助事業を活用しているため、補助率・補助上限額、実施期間などは、国が定めております。これまで、高額なホテルに利用が偏ったこと、宿泊施設が直接参加できなかったこと、県からの支払いが遅かったことなどの課題があったことから、今回、クーポン方式を採用することで改善を図っております。事業の実施に当たり、アプリの使用方法など、事業者から一部問合せ等があることから、

丁寧に説明を行いながら、適宜運用の改善を図ってまいります。

同じく3の(5)、ワーケーション等に関する取組についてお答えいたします。

県では、昨年度、ニーズや受入れ環境の調査を行い、各地域特性を生かしたワーケーションモデルプランを作成しました。今年度はその成果を踏まえ、セミナーや関係者招聘等を通じ、県外企業関係者等に沖縄ワーケーションの魅力をPRしております。ワーケーションは、滞在日数の延伸や観光客の増加、来訪時期平準化による長期的なリピーターの増加等、観光収入の向上につながることから、県としては国や関係機関等との連携を強化し、新たな観光ツールとして促進してまいります。

同じく3の(8)のイの(ア)、大型MICE施設の整備についてお答えします。

県では、マリンタウンMICEエリアに大型MICE施設を整備するため、新たな基本計画(案)の策定に向けた取組を進めております。その基本的な考え方については、PFIの手法によりMICE施設とホテルを一体的に公募すること、また、施設規模については、民間事業者の参入可能性を高めることや安定的な運営確保の観点から、拡張性を持たせた上で展示場を1万平米、多目的ホールを7500平米とすることを予定しております。

県としましては、今年度中を目途に新たな基本計画(案)を策定し、公表したいと考えております。

次に4、離島・過疎地域の振興についての(2)、離島観光に対する県の見解等についてお答えします。

離島の有する独自の自然や文化は、本県の観光産業を牽引する地域資源であり、これらの資源を有効活用した質の高い体験型観光の推進は、本県の観光振興に大きく寄与するものであります。そのため、県では、国内外における離島の認知度向上や魅力ある資源を生かした観光プログラムの創出、離島地域の自然・文化等が尊重されるレスポンスブル・ツーリズムの推進に取り組めます。

なお、おきなわ彩発見キャンペーンの島をまたぐ旅行については、離島の脆弱な医療提供体制に十分に配慮を行う必要等があることから、段階的に開始することとしましたが、感染状況が改善傾向にあったことや、臨時議会における附帯決議等を踏まえ、利用開始の前倒しを行ったところです。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

[土木建築部長 島袋善明君登壇]

○土木建築部長（島袋善明君） おはようございます。本日もよろしく願いいたします。

3、経済・雇用・社会資本整備政策について(7)、建設産業の支援・育成に関する取組等についてお答えいたします。

県では、沖縄県建設産業ビジョン2018において、人材の確保・育成を喫緊の課題と位置づけ、建設企業、業界団体、県の各主体が取り組むべき施策を策定し、官民一体となって推進しております。

県としては、引き続き、セミナー開催や専門家派遣等による建設業の経営力強化を支援するとともに、週休2日工事やICT活用工事の実施による建設業の働き方改革の推進を図るなど、建設業の魅力発信に取り組んでいきたいと考えております。

同じく3の(8)のイの(イ)、東部海浜開発事業についてお答えいたします。

中城湾港泡瀬地区開発事業については、昨年度沖縄市において、社会経済の動向に対応した土地利用計画の在り方について検証を終えたことから、現在、港湾計画改訂等に向け取り組んでいるところであります。また、県では、令和5年度末の人工海浜の一部暫定供用に向け、アクセス橋梁の整備を行っているところであり、引き続き、沖縄市及び国等関係機関と密に連携を図りながら、事業推進に向け取り組んでいきたいと考えております。

同じく3の(8)のイの(ウ)、中城湾港の機能拡充強化の方策と、産業集積地域を結ぶ新規幹線道路整備についてお答えいたします。

沖縄県東海岸サンライズベルト構想においては、中城湾港について、東海岸地域の産業支援港湾として機能の拡充・強化を図るとともに、那覇港との機能分担や有機的連携を推進することとしております。具体的には、新港地区において、航路の新設・拡充や機能的な物流ターミナルの整備に取り組むとともに、周辺道路の渋滞対策、那覇港との連携を強化する陸上・海上輸送ネットワークの形成等に取り組むこととしております。また、新規幹線道路整備については、体系的な幹線道路網であるハシゴ道路ネットワークの構築を図ることとしており、南北軸である国道329号の整備促進や、東西軸である宜野湾北中城線等の整備を推進していきたいと考えております。

次に4、離島・過疎地域の振興について(4)、下水道等の進捗及び今後の展望についてお答えいたします。

離島における下水道、集落排水、合併浄化槽を含めた汚水処理人口普及率は、令和2年度末実績値で

57.8%となっております。

県としては、離島における定住条件の整備のため、長期目標である令和17年度における普及率100%を目指し、引き続き下水道等の整備に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

〔企画部長 宮城 力君登壇〕

○企画部長（宮城 力君） 3、経済・雇用・社会資本整備政策についての(8)のA、東海岸サンライズベルト構想の進捗についてお答えいたします。

県土の均衡ある持続可能な発展に向けては、本島東海岸地域に南北に伸びるもう一つの経済の背骨を形成し、強固な社会経済基盤の構築を図ることが重要であることから、県では、本年3月に東海岸サンライズベルト構想を策定し、その方向性については新たな振興計画に反映することとしております。新たな振興計画（中間取りまとめ）においては、世界文化遺産等を生かした持続可能な観光、スポーツコンベンション拠点の形成、マリントウンMICEエリアにおけるMICE施設の整備、中城湾港の物流及び人流機能の強化・拡充、円滑な交通ネットワークの構築などを盛り込んでいるところであります。

次に4、離島・過疎地域の振興についての(3)、離島航空運賃の引下げについてお答えいたします。

県としましては、沖縄離島住民等交通コスト負担軽減事業を安定的かつ継続的に実施することが重要であると考えております。このため、現在策定作業を進めている新たな振興計画において、離島住民の移動に係る運賃の低減について位置づけており、沖縄県振興審議会の部会で協議を行っているところであります。

今後も離島の定住条件の整備を図るため、離島住民等の交通コスト負担軽減に取り組んでまいります。

同じく4の(4)のうち、離島の水資源の基盤整備についてお答えいたします。

県が平成31年に策定した県内各ブロックごとの令和10年度までの水の需給見込みによると、本島及び本島周辺離島のブロックで供給不足は生じない一方、宮古、八重山ブロックでは供給不足になることが見込まれる結果となりました。そのため、宮古島市、石垣市に今後の対応を確認したところ、宮古島市は現在休止中の伊良部浄水場の再稼働や新規水源の開発等の施設整備を検討しており、また、石垣市は老朽化施設の改修による安定供給能力の維持と白水原水調整池の設置等により、生活用水の確保を図っていくとしております。

県は、両市と連携して、引き続き水源確保のための

基盤整備を促進してまいります。

同じく4の(5)のうち、離島のエネルギーコスト対策についてお答えいたします。

県では、沖縄本島から県内離島に輸送される石油製品について、本島並みの価格の安定と円滑な供給を図るため、石油製品の販売事業者等が負担する輸送経費に対し補助を行っております。本島と離島の石油製品のさらなる価格差縮小を図るため、より効果的な補助の在り方等について、関係団体と意見交換を行っているところであります。

なお、政府は全国的なガソリン価格高騰を抑制する対応策を検討しており、これらの動きも注視してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 環境部長。

〔環境部長 松田 了君登壇〕

○環境部長（松田 了君） 3の経済・雇用・社会資本整備政策についての(8)のイの(エ)、世界自然遺産の活用についてお答えします。

県では、令和2年2月に策定した沖縄島北部における持続的観光マスタープランに基づき、自然を損なわない持続的な観光の実現に向けて、地元と連携して、訪問者の計画的誘導や受入れ体制の強化などに取り組んでおります。世界自然遺産の持続的利用は、東海岸サンライズベルト構想の実現と発展に資するものと考えており、関係部局と連携して取り組んでまいります。

次に4、離島・過疎地域の振興についての(4)のうち、離島の廃棄物処理に関する基盤整備についてお答えします。

県は、循環型社会形成推進交付金を活用し、離島市町村の一般廃棄物処理施設整備を促進してまいりました。現在、15離島市町村のうち14市町村が焼却施設を、12市町村が最終処分場を整備しております。今後も離島市町村の意向を踏まえ、国の交付金等を活用した施設整備のための必要な支援を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

〔教育長 金城弘昌君登壇〕

○教育長（金城弘昌君） おはようございます。

それでは3、経済・雇用・社会資本整備政策についての御質問の中の(8)のイの(エ)、世界文化遺産の活用についてお答えします。

東海岸地域においては、2000年に世界遺産に登録された琉球王国のグスク及び関連遺産群の9資産のうち、斎場御嶽、中城城跡、勝連城跡が所在しておりま

す。これらの関連遺産群は、沖縄文化の発信につながり、来訪者が増加し続ける沖縄観光の一翼を担っております。現在、斎場御嶽では保存活用計画の策定、中城城跡では城壁の修復保全、勝連城跡においては交流拠点施設の設置など、文化庁等の補助事業を活用しながら保存活用を推進しております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 小渡良太郎君。

○小渡 良太郎君 答弁ありがとうございます。

この質問取りの中でもいろいろと議論させていただいたところも踏まえての答弁だったので、大変感謝を申し上げます。

一部再質問をさせていただきたいと思うんですが、まず1の知事の政治姿勢(1)に関連して、岸田総理、今回選挙が終わって、新しい内閣ができて体制が整った中で、憲法改正が重要なテーマであり新体制でしっかり取り組むと、国会でしっかり議論するだけでなく国民の理解を広める取組を強化するという形の発言がありました。知事は、沖縄の知事として憲法改正についてどのような見解をお持ちでしょうか、お伺いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 憲法の改正につきましては、幅広く国民の議論によってその改正の必要性、是非等についても深く意見が交わされることが重要であると考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 小渡良太郎君。

○小渡 良太郎君 沖縄の知事としてという形で確認をした理由としては、この沖縄県、来年復帰50周年を迎えます。一方で、現行憲法は来年で施行から75年となります。残念ながらこの我が沖縄については、現行憲法の審議にも決議にも参加をしていないと。つまり現行憲法に沖縄の声は悲惨な地上戦の経験も含めてほとんど反映されていないということが言えるんじゃないかなと、私は沖縄の一政治家としてずっと考え続けてきております。であるならば、憲法改正の議論が開始されるということは、沖縄にとって初めて国の最高法規たる憲法の議論及び策定に参加するという点で、歴史的に非常に意義深いものではないのかなというふうに考えているものですから、県知事としての見解を伺うということでお聞きいたしました。この点について、改めて何かコメントいただければ、よろしくをお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時14分休憩

午前11時14分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 憲法は憲法全体を構成するその前文やそれぞれの条文から成り立っているものと承知をしておりますが、特に憲法の前文や憲法9条においては、さきの大戦における我が国が受けた悲惨な状況を踏まえた平和国家樹立のための目標が掲げられているというように、広く国民には認識されていると思います。ですから、沖縄県におきましても、そのような憲法のいわゆる改憲あるいは論憲などの県民的な意識が高まってくるのであれば、その沖縄の歴史認識も踏まえた上で、さらにその憲法の意義について深めていくというようになるであろうと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 小渡良太郎君。

○小渡 良太郎君 さきの大戦のことについて、いろいろと憲法に反映されていることは私も承知をしております。沖縄戦についても、配慮はなされただろうと考えているんですが、その経験が国に届いていたのか、当時。国会議員もいない——沖縄選出のですね——中で届いていたのかということについて疑問に思うものですから、こういうふうな形で確認をさせていただいております。

この憲法改正の議論については、基本的に国会で行われるものであるとは承知をしておりますけれども、この沖縄にとっては先ほども申しましたように、制定等に関わることが他府県以上に重要で意義深いものであるという以上、県民の中でもしっかりと憲法はどうあるべきかという考えを——これは国が全国民に対して理解を広める取組をすと言っているんですが、県としてもやはりこの憲法というものをしっかり捉えて、考えて、啓発していくということが重要ではないかなというふうに考えます。これについては指摘で終わりたいと思います。

次1の(2)、まず選挙結果について行政が答弁するというのはいかがなものかと思うのですが、適切かどうかちょっと見解を伺いたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時16分休憩

午前11時16分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） 選挙の結果について、各部長が答弁をするのはいかがなものかという質問でございますけれども、この答弁につきましては、各部長ともに三役の意向、答弁調整を踏まえて答弁をしておりますので、問題はないものというふうに考えて

おります。

○議長（赤嶺 昇君） 小渡良太郎君。

○小渡 良太郎君 調整を踏まえてしっかりやっているのであれば、知事自ら答弁してもいいんじゃないかなと思うんですけども、知事この点どう思いますか。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 今公室長から答弁をさせていただきましたとおり、各部局においてはその部局所管の各項目について、この議会での答弁に当たっては、三役とも答弁調整を行い、県としての認識として答弁をしているものというように思料いたします。

○議長（赤嶺 昇君） 小渡良太郎君。

○小渡 良太郎君 県の認識として選挙結果について答弁するのはいかがなものかという形で聞いているわけでありまして。この選挙結果について所管する部局というのはどちらになりますでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時17分休憩

午前11時17分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） それぞれその所管する部局において、それぞれの案件についてお答えするというふうに考えております。

○小渡 良太郎君 休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時17分休憩

午前11時18分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○知事公室長（金城 賢君） 議員御質問のところの選挙の結果のものについては、知事公室が所管するというふうになっております。

○議長（赤嶺 昇君） 小渡良太郎君。

○小渡 良太郎君 この選挙結果について行政の中で、部局間でいろいろ調整、協議をするという必要があるのか、ここも疑問に思うのですがどうでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時18分休憩

午前11時18分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） お答えいたします。

知事公室には秘書課がございますので、三役の選挙結果等を含めて、知事公室が所管をするということでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 小渡良太郎君。

○小渡 良太郎君 秘書課は選挙結果の総括を行うというのも所掌事務に入っていますか。

○議長（赤嶺 昇君） 謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君） お答えいたします。

県議会におきます議員の質問は多岐にわたります。時には県政に直接関わりのないものでも、議員からの御質問であれば我々は所管部局、最もふさわしい部局を考えて答弁させていただいております。

議員の御指摘は選挙結果、これは政治的なものなので行政が答弁することではないのではないかという趣旨の御質問だと思えますけれども、我々各県議、議員の皆様に対しては、それぞれ公平に知事答弁が図れるようにということで、ふさわしい答弁数なども考えながら割り振りを行っているところでございます。そういった中において、今般のこの選挙結果の答弁は、これは小渡議員へ既に3問答弁もしてございます。そういった関係もありまして、公室長の答弁ということでやっておりますが、その内容につきましては、三役においてしっかり確認した上で答弁をさせていただいておりますので、御理解いただければと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 小渡良太郎君。

○小渡 良太郎君 やはり行政組織は選挙云々で選ばれるわけでもありませんし、この選挙結果について、もし今後聞かれるようなことがあれば、行政当局ではなく、やはり三役含めて、一番は知事が適切ではないかなというふうに考えるんですけども、そのところをいま一度、私としても指摘をして、今後の対応をしっかり考えていただきたいなと思います。

本来聞きたかったことは、この総選挙における県民の選択について、この答弁の中で、知事の答弁はまだいいと思うんですが、県当局の答弁の中でもよくこの辺野古新基地建設反対の民意という言葉が使われています。私はこれに多少の——今話したようなこと、同種の違和感を覚えていて、例えば我々——沖縄市ですから私、3区で我がほうの島尻が勝ったから、彼女は辺野古容認だから直近の民意は容認にあるんだというところまでは言いません。それはこの有権者が様々な思いや政策に対する共感とか、そういったものを持って票を投じていると考えるからであるんですが、この一々直近の民意とか辺野古新基地建設の民意ということが、枕言葉のように使われる今までのいろんな答弁について、県知事そして公室長、どのように考えているかお聞かせください。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） 今回の衆議院選挙につきましては、新型コロナウイルス感染症対策やその後

の経済対策、新たな沖縄振興など重要視される政策が複数ありまして、その結果については、それぞれの候補者が掲げる政策を有権者が判断したものであるというふうに考えています。

○議長（赤嶺 昇君） 小渡良太郎君。

○小渡 良太郎君 この選挙で選ばれた知事が民意の話をするのは十分理解できます。ただ行政までが民意、民意、民意という言葉を使うのは違和感があるよという話をしているわけでありまして。改めてお聞かせください。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時22分休憩

午前11時22分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） 選挙結果につきまして、客観的に民意として受け止めた上で、それを三役調整の上、議会で答弁をさせていただいているということでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 小渡良太郎君。

○小渡 良太郎君 違うんですよ。この直近の選挙結果をもって軽々しく民意という言葉を使ってほしくないと言っているのは、選挙結果を政治利用するべきではないという考えがあるからです。政治利用するのは——政治家だったら利用していいんですよ。でも、行政までが選挙結果を政治利用していくということについては、強い違和感を感じるわけでありまして。改めて答弁聞かせてください。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 選挙の結果によって負託を受けるということは、議員個人、それから私も選挙で選ばれた上でこの知事という行政の職を担わせていただいている、そして国家においては、選挙において多数の議席の数を獲得した政党及び連立をする政党などが国家運営の任を担うということになりますので、選挙の結果は、つまり政治の行方をどうこうするという意味においては同脈の考え方があろうと思います。今般この選挙結果につきまして、知事の見解ということで、それぞれの候補者が自らの考えに従って掲げた公約を踏まえ、それらを有権者が判断したものでありますと、認識しておりますというような客観的な答弁をさせていただいておりますので、それは公室長の答弁としても私は十分答弁に値しているのではないかと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 小渡良太郎君。

○小渡 良太郎君 知事は、また公室長は、客観的な

答弁ということで話をされているんですが、この選挙結果の政治利用という観点からすると、知事の答弁だったらいけれども、行政の答弁としては不適切じゃないかということで疑義を呈しているわけでありまして。ぜひそのところ気をつけていただいて、知事が答弁すれば別にこういうことは聞かなくていいんですよ。割り振りも含めて、きっちり今後はやっていただきたいと要望いたします。

次1の(3)に関して、報道では達成済みの5つの公約に加えて調査、検討、要請段階が6つあるとありました。私がこの点で問題提起したいのは、3年という時間があってもなお、残り280はこの調査、検討、要請段階まで至っていないというふうに報道されたこととあります。知事の行政の長としてのリーダーシップ、知事が県民と約束した公約ですから、その公約を推進するために、リーダーシップを持って県政を運営していくということが本来あるべきだと思うんですけども、このリーダーシップはどうなっているのか、知事御自身の行政運営の手腕について見解を伺います。

○議長(赤嶺 昇君) 玉城知事。

○知事(玉城デニー君) 先ほども答弁をさせていただきましたが、私は、沖縄県では私が公約として掲げた291の施策全てに着手し、取組を進めております。それは、先ほども答弁させていただきましたけれども、例えば琉球歴史文化の日の制定ですとか、あるいは子どもの権利尊重条例でありますとか、そのようなものが制定されて終わりということではなく、そこから取組が始まるということで、継続という表現をさせていただきます。ですから、実現した幾つかのその公約は、引き続き公約の趣旨目的のために継続して取り組まなければならないという観点から、私は、前回の議会ではこの答弁の中で、取組が完了しているもの、取組を推進中のもの、着手しているものというような答弁をさせていただきましたが、取組が完了している施策についても、引き続きその取組の継続が行われているということについては、私は291の公約全てに着手をし、実践、取組を進めているということで答弁をさせていただきます。

○議長(赤嶺 昇君) 小渡良太郎君。

○小渡 良太郎君 実現した公約を充実させるのはとてもよいことだと思います。でもこの報道の中で280が未着手で、調査、検討、要請段階までに至っていないというふうに報道されたことが問題じゃないかなというふうに言っているわけでありまして。これ別に問題じゃないと捉えるのであれば問題じゃないということ

で答弁いただければ。よろしく申し上げます。

○議長(赤嶺 昇君) 玉城知事。

○知事(玉城デニー君) 報道のありようによってはその報道各社の捉え方、分析等いろいろあると思いますので、論評は控えさせていただきますが、やはり私は公約で掲げた全ての施策にしっかりと純粋に取り組んでいるということで、先ほど議員の質問の中でも、るるその項目を掲げて説明させていただいております。

○議長(赤嶺 昇君) 小渡良太郎君。

○小渡 良太郎君 この報道の在り方について、いろいろ各社違うのは分かるんですけども、各社がそろって280、着手にも至っていない、調査、検討、要請段階まで至っていないという形で報道されたことについて、どう考えるかと聞いているわけです。

○議長(赤嶺 昇君) 玉城知事。

○知事(玉城デニー君) 同じ答弁になりますけれども、報道各社の捉え方によるものであろうというふうに認識しております。

○議長(赤嶺 昇君) 小渡良太郎君。

○小渡 良太郎君 1社がそういう話をしているのであればまだ答弁も理解できるんですけども、複数が同じようにやっているということは、ある程度の客観性が持たれているのかなというふうにも感じるわけがあります。政治は結果責任ですから、この結果だけ見ると、知事は約束を果たせない政治家だというふうに言われても仕方のないことなのかなと感じてしまいます。この残りの公約、まだ任期が残っていますので、ぜひしっかり着手をして、芽出しをして、県民との約束ですから、約束をしっかり果たしていただきたいということで要望いたします。

次に1の(4)、50%という数字についてももう少しお聞きいたします。

行政において、この目標数値というものは——成果指標と置き換えてもいいと思うんですけども、必ず設定根拠と推進体制がセットでなければならないと思います。そうでなければ目標数値自体、何の意味もなくなってしまうし、そもそも計画行政というものを根本から否定することにもつながるんじゃないかなと考えるんですが、この復帰50年だから50%を目指そうというスローガンだったら、まだいいと思うんですけども、この50%という数字はスローガンなのか、行政が掲げる、県が掲げる目標数値という扱いなのかお聞かせください。

○議長(赤嶺 昇君) 知事公室長。

○知事公室長(金城 賢君) お答えいたします。

議員御案内のとおり、戦後76年と復帰49年と半世紀近く経過しても、沖縄県には依然として在日米軍施設面積の約70.3%が集中しているという状況にあります。一方で、SACOそれから統合計画による返還を全て実施したとしても69%が残るという現状がございます。こうした現状を踏まえて、県としては、沖縄21世紀ビジョンで掲げるところの基地のない平和で豊かな沖縄を求める考え方、それと海兵隊撤退を求める県議会の決議に加えて、駐留軍等労働者の雇用の確保、それから日米同盟による安全保障と基地の整理縮小等の両立という形でそういったことを踏まえて、まずは在沖海兵隊の段階的な整理縮小と、当面は在日米軍専用施設面積の50%以下を目指すという数値目標を日米両政府の協議で設定をして、実現することを求めたところでございます。SACO合意は、在日米軍再編計画と同様に基地の提供責任者である日本政府と実際に基地を運用する米国政府の責任として、先ほど申し上げたところの我が国の安全保障や駐留軍等労働者の雇用の維持等にも配慮しつつ、県民のさらなる基地負担軽減のための新たな計画の策定を求めたところでございます。

以上でございます。

○小渡 良太郎君 休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時31分休憩

午前11時31分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○知事公室長（金城 賢君） お答えいたします。

議員から御指摘のスローガンということではなくて、沖縄県が日米両政府に対して基地の整理縮小を求める数値として掲げているということでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 小渡良太郎君。

○小渡 良太郎君 スローガンではないと言うのだら、県当局の担当部署は、根拠の算出、推進体制の構築について何も仕事しないということではないんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時32分休憩

午前11時33分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） 50%の根拠を示していないということについては、先ほど私が申し上げたところの考え方の下に50%以下を求めるという県としての考えを取りまとめたところでございます。議員からの、何もしないということかということではなく

て、県においては基地対策課もございまして、辺野古対策課もございます。あと関係部局が連携した形で米軍基地問題に取り組んでおりますので、引き続き県政の最重要課題として全部局一体となった形で基地問題の解決に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 小渡良太郎君。

○小渡 良太郎君 この代表質問、1回目の質問で、在沖米軍の縮小について、ここ3年間で50%という数字が出たけれども、具体的な進展がほとんど見られないよと——法廷闘争はたくさんありました。でも整理縮小については進展が見られない。50%という数字が出てきたけれども、数字の具体化もなされていないと。だからこれはスローガンなのか、成果指標なのかと聞いて目標数値、成果指標ですという答弁が出たものですから、じゃその積算根拠とか50%を目指す上でどういう形で50%に向けてやっていくのか。求めるのは誰だってできるんですよ。この基地問題、復帰50周年を目の前にして、この基地問題の解決というのは私自身も改めて尽力していかなければならないということで、認識を新たにしております。この沖縄が日本であることを当たり前で受容している県民は、もう今大多数を占めていると思うんですけども、この復帰前からの基地問題という懸案事項が片づいていない以上、復帰後が終わったとは言えない。だから基地問題をしっかり解決するために、お互いがしっかり頑張っていこうという形で軍特委でも、本会議でも議論しているわけじゃないですか。そのようにこの復帰時の思いとか願いとかいろいろ先輩たちも持って、今49年たって50年を迎えようとしていると。そのタイミングで、根拠の算出とかどうやって解決していくかということも明示しないまま数字だけ出すということはいかなるものかということを行っているわけです。改めて答弁してください。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 先ほど知事公室長が答弁をさせていただきましたが、沖縄県としては、基地のない平和で豊かな沖縄を求める21世紀ビジョンの考え方、これに沿ってその実現を目指して努力していこうということであります。県としては、日米両政府への要請に加え、基地所在市町村や全駐労との意見交換、ワシントン駐在を活用した米国関係者への情報発信など、沖縄における米軍基地の過重な負担について、この軽減については日頃から知事公室を中心として基地対策課が取り組んでまいっております。さらに、SACO合意から25年たっています。そして、在日米

軍再編計画の合意からも15年が経過しています。しかし、やはり遅々としてこの進まない統合計画によって、我々はさらにあとどのくらい待たされなければならないのかということについては、先般の普天間基地所属のオスプレイから落下した水筒の事案などを見ても、基地隣り合わせの事故や事件は後を断たないわけですね。ですからそのようなことを考えると、やはりもっと日米両政府が具体的な数値目標を設定し、その実現に向けて取り組んでいただきたいということとして、50%というその目標、数値目標として挙げてほしいという要望を出させていただいたわけです。SACO合意からも、それから在日米軍再編計画からも、これだけ時間がかかっても進んでいない計画については、さらに前進させていくというふうなことも含めて、新たな基地負担の軽減についての協議を真摯に行っていただきたいという提案であります。

○議長（赤嶺 昇君） 小渡良太郎君。

○小渡 良太郎君 知事の思いはよく理解をしております。しかしながら、行政の根本というのは、計画をしてその計画に基づいて事業、施策等を進めていくということにあると私は考えているんですが、50%という数字、具体的な目標とおっしゃるんですけども、具体性がないじゃないですか。どこを返してもらうのか、どういう形で50%を目指していくのかということが見えないからこのような形で質問をさせていただいているわけでありまして。この憲法改正の議論、先ほどもしたんですが、この安全保障というものについても、結果的に沖縄が担っている以上は、しっかりと声を上げていかないといけない。そうであるんだったらこの50%というのも、今のままだったらただのスローガンですよ。50%目指します、でもその後は何もついてきていない。何かついてきているものはあるんですかということを知っているわけでありまして。改めて、具体的に50%の内容を含めて教えてください。

○議長（赤嶺 昇君） 謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君） お答えします。

先ほど来、沖縄県の在沖米軍専用施設面積、これ全体の70.3%ある、それが統合計画全てでやられたとしても69%だということです。しかも、既にその計画が出されてもう25年以上たっているという中で、我々復帰50年に向けてどのようにすべきかということを考えたときに、沖縄県の専用施設面積は約1万8000ヘクタールあります——丸めますけれども。それを全国の半分にするためには1万ヘクタールの返還が必要になってくる。我々はそれをまず求めるべきではな

いかと。今議員からは具体的に県が数字を、その施設などもある程度見据えて対応すべきじゃないかという趣旨の御発言だと思っておりますけれども、我々の気持ちとしてはございます。例えば今回の県の要請には、訓練空域・水域等の削減などもありますけれども、訓練空域も——いろいろ困難は、地権者との関係いろいろ御議論はあると思っておりますけれども、例えば住宅地域に近いようなところは率先して返還していただくことも可能ではないかというようなことを考えております。じゃ、これを沖縄県が計画すれば、全て日米両政府が実施していただけるのであれば、これはもう沖縄県幾らでもやりますけれども、それはやはり日米両政府において議論が行われるものということですので、まずはその分について、日米両政府においてしっかり引き受けていただき、その上で我々を交えて協議していただきたいと、そういう思いで我々要請を行っているわけでございます。県が計画を立てて具体的にさきのアクションプランのようにやれば返還できるのだったら、我々も率先してそのようにやっておりますけれども、現実にはそのようにはなっていないという中において、今般50%という数字を出すとともに、県も協議に加えていただきたいという目標も合わせて行っているということでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 小渡良太郎君。

○小渡 良太郎君 この今答弁の中で具体化したいという気持ちはあるとおっしゃっていましたが。何で気持ちはあるのにやらないんですか。見えないから、どうなんですかと聞いているわけですよ。50%というのは県民が選んだ知事がやったと、県民も50%という数字に期待しているかもしれない。だったらこれをどうやって具体化していくかということが、今後やらなければならないことだと思うんですけども、気持ちはあるけれどもやりません、これは日米両政府が議論すべきだからと言っているうちは、沖縄から声を上げていることにならないんですよ。住宅地の近接地域から先に返還してほしいという声も上げないと、山奥の何にも使えない土地ばかり返ってきてても県民の思いに応えることにつながらないじゃないですか。どうですか、もう一回答弁をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君） 今御質問の趣旨は、私もおおよそ賛同できる部分があります。そういったことにおいて、日米両政府において沖縄県と意見交換をする場があれば、ぜひそういったものも意見交換をさせていただきたいと思っております。確かに訓練場、山のものがすぐ返還されても困るという地権者などもお

ります。ただ今議員からもありましたように、住宅地に近い訓練施設は返還してもらいたいという声を我々聞いております。この間、公室長において、各市町村も回ってこの件に関して意見交換などもさせていただいておりますので、こういったものも整理した上で、日米両政府において、沖縄県との意見交換できる場を設けていただけるならば、ぜひそういったものも含めて意見交換してまいりたいというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 小渡良太郎君。

○小渡 良太郎君 今まで何もやっていないとは言いませんけれども、もう少し真剣にやっていただきたいなと思います。目に見えるように、県民のみんなが理解できるように分かるように——数字だけじゃ分からないんですよ。思いも言わないと伝わらないんですよ。要望もちゃんと要請をしないと実現なんかしないんですよ。しっかりやってください。

続きまして3の(7)、土木建築業に関する部分なんです。答弁の中で参入機会の改革等の知事公約の進捗度合い等というのがなかったので、改めて聞かせていただきます。この建設業の働き方改革のことは分かりました。でも公約の中にある、この参入機会の改革等幾つか挙げているんですけども、これについて教えてください。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時43分休憩

午前11時47分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 土木建築部におきましては、県内企業優先発注ということで、国をはじめ関係要路に要請を行っているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時48分休憩

午前11時48分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

小渡良太郎君。

○小渡 良太郎君 代表質問の1回目でも聞いているんですけども、知事公約にある参入機会の改革、積算方法の見直し、労働条件、働く環境の整備、社会貢献等を評価する契約の実現、下請を含めた県内企業優先の達成について、進捗度合い、もしくは達成年度等分かれば教えてください。改めて確認します。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時48分休憩

午前11時49分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 現在策定をしております建設産業ビジョンの中で、人材の確保・育成ですとか、技術の研究開発・活用、あるいは企業の経営改革等体質強化等、21の取組方策を設定し、103のアクションプログラムに取り組み、そのうち8割で目標を達成しております。

以上でございます。

○小渡 良太郎君 議長。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時49分休憩

午前11時50分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

又吉清義君。

〔又吉清義君登壇〕

○又吉 清義君 議長、休憩します。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時50分休憩

午前11時50分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○又吉 清義君 知事は、復帰50周年の節目に将来を見通す中で、未来を先取りし、日本経済の一端を担うべく新時代沖縄を展望し得る、より進化した振興策の展開を目指したいとの考えの下、新たな沖縄振興等に係る4項目の要望を政府に要請したとのことです。そこで伺います。

1、沖縄振興策推進について。

(1)、知事は11月18日、岸田首相に対し、①、新たな沖縄振興関連法の適用期限を10年とし振興予算の3000億円台を確保すること、②、駐留軍用地の跡地利用推進法の10年延長と特別措置法拡充、③、沖縄振興開発金融公庫の存続と機能強化、④、新たな沖縄振興関連法に関する協議の場の開催の4点を求める要望書を提出したとのことですが、それぞれの感触はどのようなものであったか伺う。

(2)、11月23日の新聞報道、市町村長アンケート質問によると、知事は予算に関する市町村の要望を政府に十分に伝えられているかとの質問に、十分に伝えられているとの回答が19.5%で、その約3倍に当たる56.1%が政府に市町村の要望が十分に伝え切れていないとのことです。知事はこの現状に対してどのように解釈をしているか伺う。

2、米軍基地問題について。

(1)、普天間飛行場の全面返還及び辺野古移設が日米合意された経緯と日米合意をどう認識されているか

伺う。

(2)、日米両政府は2006年5月、普天間飛行場の条件つき全面返還を含む嘉手納以南の返還と在日米軍再編の最終報告が発表され合意した。この事実は間違いないか伺う。

(3)、一日も早く解決をしなければならない県民総意の普天間基地問題に、翁長県政から玉城県政まで、これまで争われてきた訴訟や裁判費用など、民間も含み費やした時間と予算全てについて伺う。

(5)、普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面埋立の変更承認申請のこれまでの状況について伺う。

ア、公有水面埋立変更承認申請が令和2年4月21日に防衛局より県に提出されました。その後、防衛局と県は幾度となくやり取りをする中、令和3年6月16日にも県は内容審査4次質問を发出了しましたが、防衛局はその月の30日までには対応し、期限内には全て回答をいたしました。しかし県の対応は、標準審査期間と解釈できる最大日数の223日をはるかに超え、170日以上も超過したのはなぜか伺う。

イ、県が標準審査期間最大日数223日をはるかに超過しても処分しなかったことに関して、防衛局は再三にわたり県に対して照会の要求を行ったと思いますが何回あったか伺う。

ウ、11月26日の新聞報道で、普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面埋立変更承認申請の承認について、知事は不承認と正式に発表をしました。不承認とするこれまでの経緯とその理由を伺う。

3、農林水産業の振興について。

(1)、沖縄に漂着した軽石が水産業に及ぼす影響について。

ア、漂着した軽石により影響や被害を受けている養殖業など、県内全域の実態調査はどのようになっているか伺う。

イ、県内の被害状況はどのぐらいの額を想定しておられるか伺う。

ウ、被害に遭った水産業を営む方々に、県は今後どのような対策、財政支援を行っていくのか伺う。

エ、船舶や漁船が安全に航行・操業できるように関係者とどのように協議を重ねているか伺う。

(2)、農業後継者の育成等について。

ア、食は人の命を育て健康を守る。沖縄の食料の安定供給と、地場産業、第1次産業を育成することは非常に重要であります。新規就農支援事業はこれまで何件が実施され、どのように推移しているか伺う。

イ、やむなく農業経営から離脱していかざるを得な

い農家の事情や実態調査等を行うことにより、補助金制度の在り方、出荷体制の改善、後継者育成等に大いにつながり、第1次産業を育てることになるとは思います。県の取組体制について伺う。

ウ、沖縄のブランド品を生産するために農家と県は、生産、出荷、加工、販売など、どのように関わっているか伺う。

4、漂着した軽石の撤去作業について伺う。

(1)、軽石の撤去作業について県の対策、財政支援等について伺う。

(2)、県管理の港湾に漂着した軽石の撤去作業は一部の港湾を除き、船舶や漁船が安全に一日も早く就航できるようにとのことで、既に港湾所在市町村で自ら撤去作業を行い対応した。市町村が先行して取り組んだ作業も含め、県の財政支援等について伺う。

(3)、海岸以外に、河川敷でも上流に向けて深く軽石が漂流し、悪臭が発生している現場もありますが、その実態把握や撤去作業に向け、県の対応を伺う。

5、拡大する松くい虫の被害状況と対策について。

(1)、沖縄を象徴するリュウキュウマツへの松くい虫の被害が拡大し、離島地域を含む本島全域にも被害が拡大をしている。その被害状況について伺う。

(2)、県はこれまで松くい虫被害を食い止めるのにどのような対策を講じてきたか、また被害を食い止めるために今後どのように取り組んでいくのか伺う。

6、年度内に施行される予定の沖縄県農作物の種苗の生産に関する条例(案)について、県の農家に対する考え方を伺う。

(1)、農家にとって健全な種苗生産を行うことは、生産物や所得に大きく関わり、農家の生命線の重要なポイントであります。そのような中、今回予定をされている種苗法(案)について、県は種苗生産に対して、農家の関わりなど、どのように位置づけているか伺う。

(2)、本県の土壌、気候、風土にマッチした野菜・果実・花卉類等の在来種と判断される品種はどのぐらい存在し、またその品種登録や種苗法との関わりについて伺う。

7、教育・文化の振興について。

(1)、コロナ禍の影響により去年、今年の小・中・高校の生徒の欠席、休学等による学業に対する影響について伺う。

(2)、コロナ禍の影響を受けた多くの小中学生の学力向上と教師のサポートに向けて、県はさらに取組の強化や各支援事業を計画していくべきであると理解をいたしますが、現在の取組状況と次年度の各支援事業

の計画について伺う。

(3)、文化の継承・普及・発展に向けた県の取組について伺う。

(4)、沖縄県では地域産業の担い手としての人材育成・確保の観点から、専修学校の専門課程及び高等課程について、次期振興策に専修学校とその生徒に対する積極的な助成・支援について明示すべきと考えるが、現状と今後の対応について伺う。

(5)、昨年度、令和2年4月以来、新型コロナの感染拡大により、新規留学生の入国ができなくなっている。県内の日本語教育機関も非常に厳しい経営環境となっているが、現状と今後の県の対応について伺う。

(6)、県立高校において義務教育の学び直し支援のコースが設けられると報道された。中退者を減少させるための対症療法としてはよいが、義務教育機関での基礎学力の向上を目指すことが根本的な課題の解決につながると考えるが、今後、義務教育期間中の対応をどのようにしていくのかを伺う。

8、地域福祉・医療について。

私たちは幸せになるために生まれてきました。日々の生活の中で幸福度を上げるためには、心や身体の健康が必要不可欠です。日々の体調の変化、病気やけが、そして老化をはじめ慢性的な体の不愉快な状態は、ある日突然訪れるものではありません。そこには必ず原因があり、予兆があるはずで、健康であるためには、知識と対策が必要です。どのように健康が損なわれていくかを考えることが一番大切です。

そのような観点から、地域福祉・医療について(1)、医療福祉とはどのような取組であるか、また保健福祉とはどのような取組か、その成果、費用対効果について伺う。

(2)、過去10年間の医療費の平均伸び率と令和2年決算ベースの医療費とその前年度と比較して、その差額と要因を伺う。

(3)、2019年度の医療費の総額（国民医療費）は、前年度比9946億円、2.3%も増加し、44兆3895億円と今の対策だけではもう歯止めが利かず、財政を圧迫するだけである。将来にわたり国民の命と健康を守り抜き、医療費適正化に向けた対策、取組はどうあるべきかを伺う。

9、来年は祖国復帰50年を迎えるが県の考え方と取組状況について伺う。

(1)、祖国復帰50年を迎えるに当たり、県としてはどのような取組や企画で周年事業を予定しているか伺う。

(2)、祖国復帰50周年を全国の都道府県とともに祝

い、世界へアピールするため、政府と連携する考えはないか伺う。

後はまた再質問で、答弁に応じて再質問したいと思います。

よろしくお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） ただいまの又吉清義君の質問に対する答弁は、時間の都合もありますので午後に戻したいと思います。

休憩いたします。

午後0時3分休憩

午後1時25分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

午前の又吉清義君の質問に対する答弁を願います。

玉城知事。

〔知事 玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君） 又吉清義議員の御質問にお答えいたします。

1、沖縄振興策推進についての御質問の中の(1)、11月18日の岸田総理への要請についてお答えいたします。

岸田総理からは、8月に沖縄振興策に関する基本方向が明らかになり、その基本方向に沿って振興策を考えること、新たな沖縄振興に係る法律や跡地利用の推進に係る法律について来年の通常国会へ提出し成立を目指したいとの発言がありました。また、沖縄振興予算についてはしっかりと検討していきたい、沖縄振興一括交付金について地元の声をしっかりと受け止めたいとの発言などがありました。一方で、新たな沖縄振興に係る法律の適用期間を10年間とすること、沖縄振興予算の3000億円台の維持、沖縄振興開発金融公庫の現行組織の存続についてなどは明言されず、また、沖縄担当大臣と知事との間で協議する現行の仕組みを活用したいとの回答がありました。

私は、あらゆる機会を捉え、引き続き国の関係要路へ理解と協力を求めてまいります。

次に2、米軍基地問題についての御質問の中の(5)のウ、不承認とした経緯と理由についてお答えいたします。

沖縄県では、沖縄防衛局から提出された公有水面埋立変更承認申請書について、公有水面埋立法への適合状況を確認するため、沖縄防衛局に対して、延べ39項目452件の質問を行ってきたところであります。沖縄防衛局の回答を踏まえ、慎重に論点の絞り込みを行い、土木及び環境に関する専門家の助言を求め、公有水面埋立法への適合性について、「災害防止」及び「環境保全」に十分配慮した計画となっているかなど

厳正に審査してきたところです。審査の結果、本件埋立変更承認申請書については、公有水面埋立法第4条第1項第1号で規定する「国土利用上適正且つ合理的なること」の要件に適合しないと認められること、同法第4条第1項第2号で規定する「環境保全及び災害防止に付き十分配慮せられたるものなること」の要件に適合しないと認められること、埋立ての必要性について合理性があるとは認められないこと、これらのことなどから、変更の内容について認められないことと判断したところであります。

これらのことから、沖縄県では、普天間飛行場代替施設建設事業に係る埋立地用途変更及び設計概要変更承認申請について、公有水面の埋立てに関して権限と責任を有する知事として、不承認とする処分を行ったものであります。

次に、年度内に施行される予定の沖縄県農作物の種苗の生産に関する条例（案）についての御質問の中の(1)、種苗条例（案）の種苗生産に対する生産者の関わりについてお答えいたします。

現在、沖縄県が進めている条例（案）では、生産者への優良な種苗の安定的な供給、島野菜等の在来種などの遺伝資源の収集・保存、種苗の生産に関する知見の提供を調査審議する附属機関の設置などを定めることとしています。同条例（案）における生産者の関わりとしては、優良な種苗を用いて、優良な農作物を消費者へ提供できるよう努めることなどを位置づけることとしています。

沖縄県としましては、今回の条例を制定することで、生産者が将来にわたり、島野菜等の優良な種子や苗の供給を受けることが可能となり、また、県民に対しては、優良な農作物の提供と沖縄の伝統的な食文化の継承に寄与するものと考えております。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（赤嶺 昇君） 総務部長。

〔総務部長 池田竹州君登壇〕

○総務部長（池田竹州君） 1、沖縄振興策推進についての(2)、沖縄振興予算の要望についてお答えいたします。

県では、令和4年度沖縄振興予算の確保に向け、7月に3回に分けて全41市町村を対象に意見交換を実施いたしました。8月の国庫要請では、市町村からの意見も踏まえ、総額3000億円台の沖縄振興予算の確保、本県及び市町村が自主性と主体性を発揮できる財源の確保について、市長会、町村会との連名により、関係要路へ要請いたしました。また、先月も、市長

会、町村会との連名により、3000億円台の沖縄振興予算の維持に加え、特に市町村の要望の強い一括交付金の増額について、関係要路へ要請したところであります。

今後もあらゆる機会を捉え、市町村の声も伝えつつ、沖縄振興予算の確保に向けて取り組んでまいります。

次に7、教育・文化の振興についての(4)、専修学校等に対する支援等の現状と今後の対応についてお答えいたします。

沖縄県の専修学校は、高校卒業生の進路先として重要な位置を占めるなど、社会ニーズに即応した専門的な技術教育を行う教育機関として重要な役割を果たしております。県では、専修学校の役割の重要性を踏まえ、運営費助成のほか、高等教育の修学支援新制度において授業料減免及び奨学金の支給を行っております。また、新たな振興計画案においては、産業との連携による実践的なキャリア教育の推進等について盛り込むこととしており、引き続き専修学校に対し必要な支援を継続してまいります。

同じく7の(5)、日本語教育機関の経営環境の現状と県の対応についてお答えいたします。

日本語教育機関については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により外国人の入国が幅広く制限を受け、経営が厳しい環境にあるものと聞いております。県においては、国の職業実践専門課程の認定を受けた専修学校に対し経常的経費を補助しておりますが、県内の日本語教育機関はその認定を受けていない専修学校または各種学校であるため、現在、経常費補助を受けている団体はございません。

県としましては、国や他の都道府県の支援状況を確認しながら対応を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

〔知事公室長 金城 賢君登壇〕

○知事公室長（金城 賢君） 2、米軍基地問題についての(1)、普天間飛行場返還合意の経緯等についてお答えいたします。

普天間飛行場は市街地の中心部にあって、離着陸や上空を旋回する航空機の騒音、航空機事故など、住民生活に深刻な影響を与え続けており、同飛行場の危険性除去は喫緊の課題であります。そのため、日米両政府は、平成7年11月に沖縄に関する特別行動委員会（SACO）を設置し、沖縄の米軍基地の整理縮小等について協議を行い、平成8年12月のSACO最終

報告において、普天間飛行場に関しては、代替施設が完成し運用可能になった後、全面的に返還することで合意されております。しかしながら、県内移設が条件とされ、県民の理解が得られないまま進められてきたことが、返還合意から25年経過した現在においても返還が実現しない原因であると考えております。

同じく2の(2)、2006年5月の米軍再編最終報告についてお答えいたします。

2006年5月に発表された再編実施のための日米のロードマップにおいては、普天間飛行場代替施設を辺野古岬とこれに隣接する大浦湾と辺野古湾の水域を結ぶ形で設置すること、普天間飛行場の全面返還を含む嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還等が示されております。

同じく2の(3)、辺野古新基地建設に係る訴訟等に要した費用等についてお答えいたします。

辺野古新基地建設に関する事務を一元的に処理するため、辺野古新基地建設問題対策課が平成27年6月1日に設置されてから約6年半が経過しております。この間、辺野古新基地建設に関し県と国との間で生じた9件の訴訟に直接要した費用の総額は8788万7354円となっております。これに、法律相談や国地方係争処理委員会への審査申出等に係る弁護士委託料、行政法学者からの意見聴取等のための旅費などの費用を合わせると、全体で1億9591万8672円となります。さらに、県が住民から提訴された訴訟が2件あり、当該訴訟に関し翁長県政以降に支出した弁護士委託料は1350万円となっております。

9、来年は祖国復帰50周年を迎えるが県の考え方と取組状況についての(2)、復帰50周年に関する政府との連携についてお答えいたします。

来年迎える本土復帰50周年は、沖縄県にとって意義深い歴史的な節目であり、これまでの沖縄の発展の歩みや将来の可能性を県内外に示す機会であると捉えています。平成24年の復帰40周年では、国と県の共催により記念式典を実施しており、復帰50周年記念式典についても、内閣府沖縄担当部局と事務的な調整を行っているところです。

県としましては、国及び関係機関と連携・協力しながら、県内はもとより国内外の皆様とともに復帰50周年を記念し、沖縄について発信していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 島袋善明君登壇〕

○土木建築部長（島袋善明君） 2、米軍基地問題に

ついて(5)のア、標準処理期間を超過した理由についてお答えいたします。

沖縄防衛局から提出された公有水面埋立変更承認申請書については、大規模な地盤改良工事の追加だけでなく、施行計画の大幅な見直しや、これらに伴う環境影響の再検討を含む計画変更となっており、変更箇所が多岐にわたっております。さらに、利害関係者からの意見が1万7839件提出され、その集計に期間を要していたことや、県独自の新型コロナウイルスに関する緊急事態宣言が発令されたため、告示・縦覧の開始日を延期しております。

県では、公有水面埋立法への適合状況を確認するため、沖縄防衛局に対して、延べ39項目452件の質問を行い、沖縄防衛局からの回答を踏まえ、慎重に論点の絞り込みを行い、土木及び環境に関する専門家の助言を求め、公有水面埋立法への適合性について、「災害防止」及び「環境保全」に十分配慮した計画となっているかなど厳正に審査し、去る11月25日に処分を行ったものであります。

なお、超過した日数については、95日となっております。

同じく2の(5)のイ、沖縄防衛局からの照会についてお答えいたします。

公有水面埋立変更承認申請に係る審査の進行状況及び処分の時期の見通しについて、令和3年4月22日以降、沖縄防衛局から文書により5回の照会がありました。県では、その都度、照会が行われた時期の審査状況等について、文書により適切に回答してきたところであります。

次に4、漂着した軽石の撤去作業について(2)、軽石撤去作業に係る県の財政支援等についてお答えいたします。

港湾において、軽石が漂流・漂着し、船舶の航行及び係留に支障を来す場合は、港湾災害復旧事業で対応することとしております。市町村において撤去した軽石の運搬・処分費用については、各種補助事業等の要件や諸手続について関係部局と連携を図り、対応を検討していきたいと考えております。

同じく4の(3)、県内河川における軽石の漂流状況等についてお答えいたします。

県内河川では、令和3年11月29日時点において、県管理河川で11河川、市町村管理河川で9市町村30河川で漂流等が確認されております。河川においては、軽石は潮の満ち引き及び風等の影響が大きいことから、現在、漂流・消失を繰り返しているところがあります。引き続き、市町村と連携を図りながら軽石の

状況を注視しているところであります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

[農林水産部長 崎原盛光君登壇]

○農林水産部長（崎原盛光君） 3、農林水産業の振興についての(1)のア、軽石による水産業の被害についてお答えいたします。

軽石の漂流・漂着による水産業への被害については、漁船の損傷や漁業活動の自粛、養殖魚介類のへい死等が発生しております。11月24日現在、131隻の漁船にエンジントラブルが発生し、全漁船の約40%に当たる1189隻が操業を自粛しているほか、スギやグルクマ等のへい死を確認しております。

同じく3の(1)のイ、水産業の被害額の想定についてお答えいたします。

軽石による水産業への被害額については、操業自粛による減収額を捕捉することや今後想定されるモズクやアーサ養殖等への影響を見込むことが困難なこと等から、直ちに被害額を推計することが困難な状況にあります。

県としましては、今回の補正予算で計上した軽石による漁業被害調査事業の中において、被害額についても検討してまいります。

同じく3の(1)のウと3の(1)のエ、漁業者及び漁船の安全航行・操業への支援策についてお答えいたします。3の(1)のウと3の(1)のエは関連しますので、一括してお答えします。

軽石の影響を受けた漁業者及び漁船の安全航行・操業への支援策については、今回の補正予算で計上した軽石による漁業被害調査事業の中で設置を予定している対策協議会において、検討することとしております。なお、県では、漁業者の収入確保を図りつつ早期の漁業活動の再開につなげる取組として、モデル的に、漁業者が行う軽石の撤去作業の支援を開始したところであります。

同じく3の(2)のア、沖縄県新規就農一貫支援事業の実績についてお答えいたします。

県では、農業の担い手の育成・確保について、沖縄21世紀ビジョン基本計画に基づき、沖縄県新規就農一貫支援事業を活用し、農業用トラクターやビニールハウス施設等の整備支援を実施しているところであります。平成24年度から令和2年度までの整備実績は380件となっており、令和3年度は27件を計画しております。

県としましては、引き続き関係機関と連携し、農業の担い手育成・確保に取り組んでまいります。

同じく3の(2)のイ、農家の実態等を踏まえた農業の振興についてお答えいたします。

国の調査によると、離農の要因として、高齢化のほか、技術・資金面等の課題により、十分な収入が得られなかったこと等が挙げられております。

県としましては、普及機関による技術・経営指導のほか、農業次世代人材投資事業による資金の支援など、担い手の育成・確保を促進してまいります。また、農家所得の向上に向けては、災害に強い施設整備の導入など、各種生産振興対策による生産性の向上、生産基盤整備による経営規模の拡大や6次産業化の推進など、各種施策を総合的に展開し、農家経営の安定に努めてまいります。

同じく3の(2)のウ、沖縄のブランド生産に係る農家と県の関わりについてお答えいたします。

おきなわブランドの確立には、亜熱帯沖縄のイメージの下、消費者や市場へ計画的・安定的に出荷できる定時・定量・定品質の実現が重要であります。このため、県では、普及機関や市町村、JA等の関係団体が連携した支援体制の下、生産農家に対する技術指導や経営相談等を行うとともに、生産振興対策として、1、災害に強い高機能型栽培施設の導入による園芸品目の安定生産、2、農林水産物の流通コストの低減や国内外への販路拡大、3、農林水産物の加工や施設整備支援など、各種施策に取り組んでいるところであります。

次に4、漂着した軽石の撤去作業についての(2)、軽石撤去作業に係る県の財政支援等についてお答えいたします。

漁港においては、軽石が漂着し、漁船の航行及び係留に支障を来す場合は、漁港漁場災害復旧事業で対応することとしております。市町村において撤去した軽石の費用については、各種補助事業等の要件や諸手続について関係部局と連携を図っていきいたいと考えております。

続きまして5、拡大する松くい虫の被害状況と対策についての(1)、松くい虫の被害状況についてお答えいたします。

松くい虫被害量は、保安林等の公益的機能の高い松林を中心に重点的な防除対策を行った結果、令和2年度は647立方メートルで、被害のピークとなった平成15年度の4万3980立方メートルと比較して、約98%減少しております。しかし、令和3年9月末時点の被害量は、1325立方メートルで、令和2年度被害量の約2倍に増加しており、読谷村及びうるま市から宜野座村にかけての一部地域や東村、名護市等で増加傾向

にあり、久米島町では今年9月に松くい虫被害が初めて確認されております。

同じく5の(2)、これまでの対策と今後の取組についてお答えいたします。

松くい虫の防除対策については、森林病虫害等防除法に基づき、保安林等の公益的機能が高い松林を「保全松林」に指定し、重点的な防除を実施しております。また、「保全松林」以外の「その他松林」については、一括交付金による沖縄型森林環境保全事業を活用し、市町村及び森林組合等と連携して、幹線道路周辺及び景勝地等の松くい虫防除に取り組んでおります。県では、今後も市町村及び森林組合等と連携し、防除対策を強化してまいります。

次に6、年度内に施行される予定の沖縄県農作物の種苗の生産に関する条例(案)についての(2)、在来種の数と品種登録、種苗法との関係についてお答えいたします。

県では、地域で代々受け継がれてきた在来の農産物23科75種を、農業研究センターにおいて収集・保存しております。また、種苗法との関係については、既に流通している品種や育成者以外は品種登録の出願ができないため、在来種の品種登録はできないものとなっております。しかしながら、在来種は貴重な遺伝資源であり、育種素材等としても活用が期待されることから、県としましては、引き続き収集・保存に努めてまいります。

以上であります。

○議長(赤嶺 昇君) 環境部長。

[環境部長 松田 了君登壇]

○環境部長(松田 了君) 4、漂着した軽石の撤去作業についての中の(1)、軽石の撤去に係る対策、市町村への財政支援等についてお答えします。

軽石問題については、10月20日以降、関係部局等による会議を開催し、全庁的な取組体制を整備しております。また、これまでに県において3漁港、4港湾、3海岸で回収を行っております。あわせて、恩納村に対し補助金の交付を内示し、同村において軽石の回収事業が実施されております。さらに、他の市町村における回収費用を集約し、国に対し追加要望を行うとともに、県議会へ補正予算として提案したところであります。今後とも市町村との連絡を密にし、速やかに回収に必要な費用の支援を実施してまいります。

同じく4の(2)のうち、市町村が先行して取り組んだ撤去作業への財政支援についてお答えします。

環境省の補助事業である海岸漂着物等地域対策推進事業では、補助金内示前の着工は補助対象として認め

られていないため、既に実施済みの撤去作業へ補助することは制度上困難と考えております。なお、県からの内示後に行われる仮置きした軽石の処理及び新たな回収・処理については補助対象となることから、市町村に補助金の活用を呼びかけてまいります。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 教育長。

[教育長 金城弘昌君登壇]

○教育長(金城弘昌君) 7、教育・文化の振興についての御質問の中の(1)、小・中・高校の児童生徒の欠席、休学の状況についてお答えします。

文部科学省の調査によると、令和2年度の不登校児童生徒数は、小学校で令和元年度から302人増加し1564人、中学校は45人減少し2099人、高等学校は392人減少し832人となっております。また、新型コロナウイルス感染回避により30日以上登校しなかった児童生徒は、小学校488人、中学校276人、高等学校196人となっております。県立高等学校全日制と定時制課程における休学者数は、令和元年度407人、令和2年度286人となっております。各学校においては、新型コロナウイルス感染回避により登校しなかった児童生徒等に対し、オンラインを活用するなど、様々な工夫を行っているところです。

同じく7の(2)、コロナ禍における学力向上及び教師へのサポートの取組状況等についてお答えします。

令和3年度全国学力・学習状況調査において、小学校は全国水準を維持し、中学校においても改善傾向が見られることから、コロナ禍においても一定の学力を維持しているものと考えています。一方、休校等の影響により、学力の定着や心身の状態に課題を抱える児童生徒もいることから、市町村においては、学習支援員等を活用した支援が行われております。

県教育委員会としましては、今後も各種研修の充実や、学校訪問等を通してICTや支援員の効果的活用事例を提供するなど、学びの保障に向けて様々な支援を行ってまいります。

同じく7の(6)、義務教育における基礎学力向上の取組についてお答えします。

本県における高校進学率及び進路未決定率等の状況については、年々改善が進んできております。一方、学力の定着に課題を抱えたまま進学する生徒もいることから、各学校においては、授業改善を推進するとともに、学習支援員等を活用した支援が行われているところです。

県教育委員会としましては、今後とも義務教育における基礎学力の向上に向けて学校への支援を行ってま

います。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長 宮城嗣吉君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） 7、教育・文化の振興についての中(3)、文化の継承・普及・発展に向けた県の取組についてお答えします。

文化芸術は、人々が心豊かに生き、活力ある社会を築いていく基盤として本県の発展に欠かせないものがあります。このため、県では、新たな振興計画において、沖縄文化の保存・継承・創造とさらなる発展を基本施策に位置づけ、伝統芸能及び行事や食文化等の伝統文化の保存・継承・発展に取り組むとともに、創造的文化芸術の発展を担う人材の育成や文化資源を活用した地域づくりに取り組むこととしております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

〔保健医療部長 大城玲子さん登壇〕

○保健医療部長（大城玲子さん） 8、地域福祉・医療についての御質問の中(1)、医療及び保健の取組及び成果等についてお答えいたします。

県では、県民が心身ともに健康で質の高い生活が送れるよう、重点的に対策に取り組む必要のある疾病、救急医療など政策的に取り組む必要のある医療等について、早期治療のための取組や地域全体で切れ目なく必要な医療が提供される連携体制の強化のための施策を講じております。また、保健の分野においては、生活習慣病の早期発見と重症化予防、生活習慣の改善、生涯を通じた健康づくりに取り組んでおります。その結果、男女の平均寿命・健康寿命は延びておりますが、男性の平均寿命が全国平均を下回っており、特に働き盛り世代の死亡率が全国でも上位であるなど、改善の余地があるものと考えております。

同じく8の(2)、(3)、過去の医療費伸び率と要因及び医療費適正化に向けた取組等についてお答えいたします。8の(2)と8の(3)は関連しますので、一括してお答えします。

国の資料によりますと、県の過去10年間における医療費の平均伸び率は2.4%、また、直近の公表値である令和元年度と平成30年度を比較しますと、約157億円、3.3%の増加となっております。医療費の増加につきましては、生活習慣病や高齢化率の上昇によるものが主な要因と考えております。そのため、県では医療費適正化計画を策定し、特定健診受診率及び特定保健指導実施率の推進及び後発医薬品の使用促進等の取組を行ってきたところでございます。

県としましては、引き続き関係機関等と連携・協力し、医療費適正化を推進してまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

〔企画部長 宮城 力君登壇〕

○企画部長（宮城 力君） 9、祖国復帰50周年に関する御質問の(1)、復帰50周年記念事業の取組についてお答えいたします。

県では、大きな節目となる復帰50周年の記念事業として、県内はもとより、国内外に向けて、沖縄のこれまでの発展の歩みや将来の可能性を発信していくための様々な事業を予定しております。次世代を担う高校生から事業案を提案いただくとともに、県庁内各局の事業案の検討に当たっては、有識者から意見をいただくなど、より効果的かつ魅力的な事業の構築に向け取り組んでいるところです。今後、庁内における調整を行い、来年2月頃には、復帰50周年記念事業として決定したいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 又吉清義君。

○又吉 清義君 御答弁ありがとうございます。

再質問させていただきましても、先ほどの知事の答弁でもこの1の沖縄振興策推進についての(1)のほうで、この3000億円台がなぜ必要であるかという十分な根拠の説明が見えてこなかったのですが、やはりこれは新聞記事によりますと、知事は3000億円台の確保が難しい。法の期限が10年よりも短くなるのではとの意見も聞かれる中で、なぜ3000億円が必要かなど要望の根拠をより明確に示し説明する必要があると、これは新聞にも載っているわけですよ。今の知事の説明を聞いてもその辺はなかなか見えてこないのですが、やはりこれがしっかりしないと、この通常国会でこれが議論された場合に、私は痛い思いをするのではないかと思いますけれども、知事、この根拠について皆さんはどのようにお考えになっているのか。ただ通常どおり3000億円確保したから3000億円、3000億円と――従来とこの今回新しい振興計画で何が違うか、御説明お願いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 総務部長。

○総務部長（池田竹州君） 3000億円台の部分についてお答えいたします。

令和4年度の沖縄振興予算の要請に当たりましては、市町村などからの要望も踏まえ、子供の貧困問題あるいは離島の定住条件への取組、そして市町村から要望の強いハード交付金の予算の増額など、その辺の事業は全て積み上げてまいりました。その結果、今年

度の予算を上回る計画額となっております。これらの計画額につきましては、例えばロジックモデルを初めて取り入れて内閣府のほうに説明するなど、その必要性については丁寧に説明してきたところでございます。その結果、3000億円台の沖縄振興予算の確保を求めたところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 又吉清義君。

○又吉 清義君 ですから今部長がおっしゃるように、こういった説明が——しかし、十分国に伝わっていない。そして本当にこれでいいのかと、やはりその辺が非常に大きなテーマになっているかと思うんですよ。やはりそれは今、皆さんの考えでそういうものが十分に伝われば、11月20日の新聞にも載っております3000億円の根拠、県はちゃんとしっかり明示をするべきだと。これが十分されていないことだと思いますよ。本当にこれでいいのかなということ危惧いたしますので、皆さん、今からでもこれはしっかりやっておかないと、知事が懸念するとおり、3000億円台の確保は厳しいというこの御意見ですね。そのとおりになる可能性が大だと思いますよ。これはやはり皆さんでしっかりして進めていかないと、私はそれでいいのかとあえて問題を提起しておきます。

次に、2番目の新たな駐留軍用地の費用についてなんですが、確認します。

まず、中南部圏域において返還予定の約1000ヘクタールの駐留軍用地は、沖縄の振興と発展に大きな可能性を持つ貴重な空間であると。大きな可能性を持つですね。そしてこれが我が国の未来を牽引する新しい都市づくりが可能となるようにという、この意識は間違いないですか皆さん、本当に。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時6分休憩

午後2時6分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

企画部長。

○企画部長（宮城 力君） 中南部地域における駐留軍用地については、いわゆる人口密集地、市街地に位置しておいて、本土で言えば政令市並120万人が住んでいる居住地に広大な面積を有している。交通体系、まちづくり、様々なところに支障があって、これがもし返還されれば、まさしく大きな可能性を秘めていると言えると考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 又吉清義君。

○又吉 清義君 部長、返還されればということは、これは皆さん、他力本願なんですか。これはただ絵に描いた餅なんですか。そういった可能性があるから、

自らそれを進めていく、そういう努力はしないんですか。それでいいんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（宮城 力君） 既に日米合意されている1000ヘクタールの土地が今後返ってくる。この1000ヘクタールの広大な土地を有効に活用していく。これが沖縄の潜在的可能性をますます高めていく空間であるというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 又吉清義君。

○又吉 清義君 ですから空間であることは、S A C Oの合意どおり、これ皆さんよく理解していますよ。しかしこの空間が本当に活用されるために、S A C O合意は何が必要条件なんですか。S A C O合意は何が必要なんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） お答えいたします。

県といたしましては、S A C O及び統合計画における辺野古新基地建設を除く施設返還につきましては、確実に実施される必要があるというふうに考えております。

○又吉 清義君 ちょっと休憩してください。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時8分休憩

午後2時8分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

又吉清義君。

○又吉 清義君 どういう意味ですか、新基地建設を除く。嘉手納以南の1000ヘクタールが返るための条件というのは何ですか。もう一度改めてお伺いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時8分休憩

午後2時9分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） お答えいたします。

県といたしましては、辺野古新基地建設につきましては、過重な基地負担の状況でありますとか、あるいは辺野古新基地建設反対の民意、それから貴重な自然環境の保全、それから代替施設の提供までに12年を要するということから、普天間飛行場の速やかな危険性の除去につながらないということから反対をしているところでございます。一方、普天間飛行場の代替施設を除くその他施設につきましては、おのおのの返還状況に沿って適切に返還をされる必要があるというふうに考えております。

○又吉 清義君 ちょっと休憩。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時9分休憩

午後2時10分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

又吉清義君。

○又吉 清義君 これは後でSACO合意のほうでやりたいと思いますけれども、やはり1000ヘクタール、このように大きな夢と希望がある。そして大きな、日本を牽引する貴重な空間である。しかしこれは皆さん、単なる夢じゃなくてしっかり物にしないといけない。そういう中で今皆さんのこの取組、これでいいのかなと、私はこれは単なる絵に描いた餅にしか見えません。

そして次、この要望した4点目です。

新たな振興策に係る件で皆さん、沖縄政策協議会等に関係する構成による国と沖縄県の協議会の場を早期に開催し、協議するということなんです。この中で得ている情報では、知事のこの協議会に対する熱意がなかなか見えないと。本当に沖縄県民のことを思い、沖縄県民の将来を本当に命をかける気持ちでやっているのかなと。これがちまたにはよくうわさされております。それを確認しますが、知事、その熱意についてどうですか。知事としては自らの熱意は国にしっかり伝わっているとお感じでしょうか、いかがでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 先日市長会、町村会と連名で要望書を出させていただきましたが、新たな振興策に係る要望について、その中では、新たな振興策に係る法制上及び税制財政上の措置について、沖縄政策協議会と同様に関係する構成員による国と沖縄県の協議の場を早急に開催し、協議をすることというふうに改めて明言させていただいております。これはこの間もそうありますが、振興策というのは、ただ単に法律をつくり、計画を立て、予算を乗せるだけではなくて、それをいかに沖縄県の振興発展が日本国全体の振興発展にもつながっていくということを有機的につなげていかなければならないかなど、様々な観点から議論をする必要があることから、国と沖縄県の協議の場を設置していただきたいということで、かねてから要請をさせていただいておりますけれども、今般、市長会、町村会との連名で改めて申し上げたということがあります。

○議長（赤嶺 昇君） 又吉清義君。

○又吉 清義君 ですから、このようにおっしゃることは非常に結構でございます。しかし、私が(2)にも

書いているとおり、知事の予算折衝に関する考え方なり、この市町村の要望を政府に十分に伝え切れているかということに関しては、伝え切れていないという市町村が大半でございます。このような41市町村の気持ちも十分酌み取ることができなくて、私は、こういった協議に参加しても、本当に国に伝え切れるのかなと思いますけれども、知事いかがですか。これについてまだ答弁はしっかりしていなかったと思うのですが、アンケート結果によりますとこのようになっておりますが、これについて御答弁をお願いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 総務部長。

○総務部長（池田竹州君） 市町村の意見を酌むことにつきましては、例えば今年度7月に41市町村を対象に、3度に分けて全ての市町村との意見交換を実施しております。その結果を踏まえて概算要求を取りまとめ、市長会、町村会と連名で2度にわたって要求をさせていただいたところでございます。引き続きそういった声はきちんと国のほうに届けていきたいと思っております。

○議長（赤嶺 昇君） 又吉清義君。

○又吉 清義君 別に、私はこの姿勢に反対するものではないですよ。しかし皆さん、11月23日の報道、アンケートによりますと、これが酌み取られていないと。しかし、これがそのまま皆さん、走っていいんですかと。やはりこれは皆さんしっかりと精査をしてやらないと、今、我が県の41市町村、財政力指数0.5以下だけで半分以上ですよ。こういう市町村は大変なことになりますよ。今の皆様の進め方が、これが正しいかどうかです。それでいいのかと。皆さん、それでよしとしているんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 総務部長。

○総務部長（池田竹州君） 要望の声につきましては、例えば内閣府から河野前担当大臣のときに要望のあった、例えばロジックモデルを取り入れるなどして、市町村の事業の必要性についても丁寧に説明しているところでございます。

今後市町村の意見、そして内閣府の声も聞きながら、必要性等についてはきちんと伝えていきたいと思っております。

○議長（赤嶺 昇君） 又吉清義君。

○又吉 清義君 私が再度もう一つ言いたいのは、やはり各市町村、41市町村のです。これはしっかりと皆さん、意見を再度仕切り直しをする、再度検証をする。そうしてやらないと、私は大変なことになると思います。41市町村のうち半分以上が知事に十分伝わっていないと。これは皆さん、そのような意見があるこ

とは肝に銘じていないんですか。これをよしとしているんですか。そのままで走っていくつもりなんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 総務部長から重ねて答弁をさせていただいておりますが、この間、41市町村それぞれの担当者の方々あるいは首長さん方ともしっかりとその意見を聞かせていただきながら、次期令和4年度の沖縄県における計画や予算については反映させていただきたいということで、一生懸命取り組ませていただいております。なお、11月18日に私が岸田総理に要請をさせていただいた際にも、沖縄振興についてはしっかりと検討していきたい、振興一括交付金について要望の強い地元の声をしっかりと受け止めたいということで、総理自身もしっかり受け止めていただいていると私は認識をしております。ですからこれからも当然、市町村の皆さんからの意見もしっかりと伺って、沖縄県が果たす調整役と、そして市町村と一緒に沖縄の振興を図っていくという役割を明確にそれを明らかにしながら、しっかりと役割を、責任を全うしていきたいというように考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 又吉清義君。

○又吉 清義君 全うしていくのは大変素晴らしいことですよ。しかし現実とこれが、なかなかそのとおりにっていないと。知事自ら自覚をする、皆さん自らが自覚をしていかないと、私は大変なことになると思います。やはりしっかりしたアンケート調査の結果で各市町村、41市町村のうちの56%以上が伝わっていないと。1週間前にこういうことが報道されているんですから、しっかりやるべきだと思いますよ。これをそのままいくというのは、私はこの3000億円台の予算獲得、これは厳しいものになるだろうと警告しておきます。

次に、基地問題に移りたいと思います。

まず基地問題に移る前に、SACO合意とは何か、御説明をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） SACO合意につきましては、沖縄県における過重な基地負担軽減のために、1996年12月20日に最終報告がなされた報告だというふうに認識しております。

○議長（赤嶺 昇君） 又吉清義君。

○又吉 清義君 ちょっと聞き方が悪かったかもしれませんがね。SACOとはどのように解釈したらよろしいんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時19分休憩

午後2時19分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） 沖縄の基地負担に関する特別行動委員会ということで、日本で言えば外務、防衛大臣、米国で言えば国務、国防長官によって構成される沖縄の基地負担軽減のための委員会だというふうに認識しております。

○議長（赤嶺 昇君） 又吉清義君。

○又吉 清義君 皆さんが出した資料ですよ。基地負担軽減わたっていますよ。やはりSACO——沖縄県における米軍施設・区域の整理・統合・縮小、これの促進と航空機騒音等基地から発生する諸問題による県民の負担の軽減を図るために設置されました、皆さん。皆さんが作った資料でしょう。

そうしたら、このSACO最終報告は何のためにありますか。どのような報告ですか、SACO最終報告とは。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時20分休憩

午後2時20分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） SACO最終報告でございますけれども、平成8年、1996年12月のSACO最終報告につきましては、普天間飛行場の全面返還を含む11施設、約5002ヘクタールの土地の返還に合意するとともに、県道104号線越え実弾砲撃演習の廃止や航空機騒音の軽減措置、さらに日米地位協定の見直しについて航空機事故調査報告書の公表や米軍公用車への番号標の取付けなど一定の改善を図る内容となっております。

○議長（赤嶺 昇君） 又吉清義君。

○又吉 清義君 このように進む中で、このSACO最終報告、米軍基地問題で書いてあります(2)の2006年5月の普天間飛行場とこの最終報告、普天間飛行場についてこの最終報告で、ロードマップでいろんなことがたくさん書かれております。その中で、普天間飛行場そして辺野古移設に関して6点が書かれておりますが、どのようなことが明記されておりますか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時21分休憩

午後2時22分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） 少し長くなりますけれども、お答えしたいと思います。

まず1点目として、日本及び米国は、普天間飛行場代替施設を辺野古岬とこれに隣接する大浦湾と辺野古湾の水域を結ぶ形で設置し、V字型に配置される2本の滑走路はそれぞれ1600メートルの長さを有し、2つの100メートルのオーバーランを有する。滑走路のある部分の施設の長さは、護岸を除いて1800メートルとなる。この施設は、合意された運用上の能力を確保するとともに、安全性、騒音及び環境への影響という問題に対処するものである。

2点目として、合意された支援施設を含めた普天間飛行場代替施設をキャンプ・シュワブ区域に設置するため、キャンプ・シュワブの施設及び隣接する水域の再編成などの必要な調整が行われる。

3点目として、普天間飛行場の代替施設の建設は2014年までの完成が目標とされる。

それから4点目として、普天間飛行場代替施設への移設は、同施設が完全に運用上の能力を備えたときに実施される。

さらに、普天間飛行場の能力を代替することに関連する航空自衛隊新田原基地及び築城基地の緊急時の使用のための施設整備は、実地調査実施の後、普天間飛行場の返還の前に必要に応じて行われるなどとなっております。

○又吉 清義君 すみません、休憩してもらえますか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時24分休憩

午後2時24分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○知事公室長（金城 賢君） お答えいたします。

民間施設の緊急時に使用を改善するための所要が二国間の計画検討作業の文脈で検討され、普天間飛行場の返還を実現するために適切な措置が取られる、普天間飛行場代替施設の工法は原則として埋立てとなる、米国政府はこの施設から戦闘機を運用する計画を有していないという、以上でございます。

○又吉 清義君 休憩してください。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時25分休憩

午後2時26分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○知事公室長（金城 賢君） 「土地の返還及び施設の共同使用」というところについてお答えをいたします。

普天間飛行場代替施設への移転、普天間飛行場の返

還及びグアムへの第3海兵機動展開部隊要員の移転に続いて、沖縄に残る施設・区域が統合され、嘉手納飛行場以南の相当規模の土地の返還が可能となる。双方は、2007年3月までに、統合のための詳細な計画を作成する。この計画においては、以下の6つの候補施設について、全面的または部分的な返還が検討される。まず、キャンプ桑江は全面返還、キャンプ瑞慶覧は部分返還及び残りの施設とインフラの可能な限りの統合、普天間飛行場は全面返還（上記の普天間飛行場代替施設の項を参照）となっております。それから、牧港補給地区についても全面返還、那覇港湾施設は全面返還、浦添に建設される新たな施設（追加的な集積場を含む）に移設とされております。それから、陸軍貯油施設第1桑江タンク・ファームについても全面返還となっております。

さらに、返還対象となる施設に所在する機能及び能力で、沖縄に残る部隊が必要とする全てのものは、沖縄の中で移設される。これらの施設は、対象施設の返還前に実施されるというふうになっております。

○議長（赤嶺 昇君） 又吉清義君。

○又吉 清義君 ですから公室長、皆さんが新たな駐留軍用地跡の利用を推進されても、法律においてはということ、返還予定の中南部圏域の返還予定の1000ヘクタール、S A C O合意によりますと、嘉手納以南の相当規模の土地の返還というのは、こういった普天間飛行場代替施設が完成をし、この機能ができて初めて返されると。しかし皆さんは、その代替施設についてあまりにもちぐはぐではないですか。一方は夢を持っているというのは、これは単なる絵にしか過ぎない。本当に現実的ですかと。この土地を生かそうとして頑張っていますかということです。普天間飛行場が動かない限り、皆さんのこの2番目は不可能ですよと、やる気はあるんですかということを知っているから私、そういうのをあえて知っているわけですよ。これ無理ですよ、2番なんかは、正直言って。ちぐはぐですよ。

そして最後にお伺いしますが、次に……。

ちょっと休憩してください。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時29分休憩

午後2時29分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○又吉 清義君 基地問題の(3)です。この裁判費用です。訴訟費用等を1億9400万余りもそれに既に費やした。ほとんど県民の税金だと思ってしまうが——真水なですね——9回もこのような訴訟をする中で、皆

さん、裁判するときにはしっかり勝てるのか勝てないのか、そういう精査をして裁判をするのか。いきなり何でもいからどんどん裁判せい、裁判せいとやっているのか、どちらですか。お答えください。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） お答えをいたします。

県は訴訟を提起するに当たり、弁護士それから行政法等の学者等の意見を聞いた上で、県の主張について正当性があるという前提の下に訴訟を提起しているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 又吉清義君。

○又吉 清義君 その結果、何戦して、何勝何敗何引き分けですか。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） 辺野古新基地建設に関し、県と国の間で生じた訴訟については、9件となっております。この9件の訴訟の結果につきましては、和解等により取下げとなったものが4件、それから敗訴が4件、それから係争中が1件となっております。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 又吉清義君。

○又吉 清義君 ですから皆さん、和解、取下げで4件、敗訴が4件、係争中が1件。疑問を持ちませんか。1勝もしていないですよ。皆さん、1勝も。これでよろしいんですか。何かがおかしいと思いませんか。もちろん、これをやる中で基地問題が解決するんだったら構いません。一向に何も解決していませんよ。4回も負けて、なおかつ何か改善したことがありましたか。お答えください。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時31分休憩

午後2時31分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） 県といたしましては、辺野古新基地建設に係る対応につきましては、対話による解決が最も望ましいというところでございますけれども、国が唯一の解決策ということで工事を強行しているという現状にあって、行政として、公有水面埋立法の承認要件を充足しないと考えられるこの埋立事業につきまして、法による行政の考え方の下、訴訟を提起し対応しているという状況でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 又吉清義君。

○又吉 清義君 ですから、行政による訴訟、別にこれ皆さんがやる時も、それでいいかもしれません。ただしかし、しっかりSACO合意を熟知しています

かと。私はそれが1点目疑問です。そして県と国による対話と言いました、皆さん。対話の期間、これまで何か月行われたか。そして国が工事を停止をする、止める、皆さんと対話をするため止めた期間、トータルで何か月ありましたか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時33分休憩

午後2時35分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○又吉 清義君 公室長、これ聞くの2回目ですよ。しっかり入れてください。平成27年7月から、この作業停止及び対応のために1か月、また10月で1か月。平成28年、また約9か月の作業中止、そしてまた平成30年でこれ2か月と、13か月もありますよ。中止をしたり作業停止したり、対話したり。国はやっていないんじゃないですよ、やっていますよ。やっていますよ。皆さんの捉え方が違うんですよ。この期間を大事にしていけないと。

ですからこういう中で、私は非常に疑問なのが、理解できないのが、この米軍基地問題の2のウのほうです。不承認とするこれまでの経緯ということでお聞きいたしました。じゃ皆さん、SACO合意で不承認をするということは、福岡高等裁判所でこれがどういう結果になると判断されていますか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時36分休憩

午後2時39分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） 又吉議員御質問の、その不作為の違法確認訴訟のことだというふうに考えておりますけれども、これは国土交通大臣が沖縄県知事に対して行った是正の指示に基づいて沖縄県知事が埋立承認取消しを取り消さないことが違法であることを確認するという内容の訴訟でございます。これにつきましては、最高裁の上告棄却となっておりますけれども、この中で審査対象は現知事の取消しの判断に裁量権の範囲の逸脱またはその濫用が認められるか否かではなく、前知事の承認に違法等が認められるか否かであるということで、前知事の判断に違法等がないにもかかわらず、これを取り消したのは違法であるという内容の判決というふうに理解しております。

○議長（赤嶺 昇君） 又吉清義君。

○又吉 清義君 もう前に進まないから、こう書かれていますよね。この福岡高等裁判所、16日にやりました裁判の判断で、普天間飛行場の騒音被害や危険

性、地域振興の阻害は深刻であり、閉鎖して改善する必要がある。しかし米海兵隊の航空部隊、地上部隊から切り離して県外移設することはできない。沖縄の全海兵隊を県外に移転することはできないという国の判断には合理性があり、尊重すべきである。そうすると県内に代替施設が必要だが、辺野古以外に県内の移設先が見当たらない。よって、普天間飛行場の被害を除去するには、辺野古に代替施設を建設する以外にない。建設をやめるには普天間飛行場による被害を継続するしかない。こういうのも、この福岡高等——まあこれは那覇支部ですね。16日に言い渡されております、皆さん。だからお互い、それをお互い是正すべきところは是正して、お互いやっていかねばならないと思いますよ、私も。しかし、一番大事な危険性の除去に向けて、国は努力をしております。県がこの危険性の除去に向けて努力をしているかということ、私はどうも見えませんが、知事はおっしゃっております。基地の建設は絶対にあり得ない、できっこないと、阻止すると。ということは、我々宜野湾市民はいつまでも苦しみということなんですか、皆さん。認めなければ、代替案はどのようなものがあるわけですか。我々宜野湾市民は一体どうすればいいんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 普天間飛行場の一日も早い危険性除去、これはもう県民の総意であるというように思います。しかし、S A C O合意から25年たっています。さらに我々が試算したところによると、基地建設はさらに12年以上かかるということも出てきております。さらに今般、埋立変更承認申請については、災害防止及び環境保全に十分配慮した計画となっているかなど、厳正に審査をした結果、そうならないということでの不承認になったということですから、このことからしても、一日も早い危険性の除去のためには、やはり真摯に日米が再度話し合いを持って、その方向性で議論を進めていっていただきたいということを再三申し上げています。そうでないと、危険性の除去は実現できない、実行できないということですから、そのことを繰り返して日米両政府に訴えさせていただきます。

○議長（赤嶺 昇君） 又吉清義君。

○又吉 清義君 不承認の条件が何点かありましたが、しかしとても大事な点は、やはり危険性の除去に向けて県がどのような取組をするか、国と何ができるかも大きなポイントだと私は思います。既にこの審査においても皆さん、超過期間が120日近くもある。そして調整のための停止、禁止、工事停止等も

13か月ある。本当に一日も早くであれば、皆さんもスピーディーに書類審査をし、出すのが当然です。しかし、なかなかそれは行わない。審査期間223日を超過しても、これができない。本当に皆さん、長らくかかる、かかるというんでしたら、皆さんとして一日も早い、これをさせる気持ちがあれば、やはり危険性を一日も早く取り除いて、そしてまたどうあるかを話し合ってもまだいいのかなと思いますよ。宜野湾市民はいつまでもこのように危険にさらされ続けるんですかということ、私は納得いきませんが、県の体制によるだけでも既に2年間近くも工事が、正直言って延びております。これで皆さん一日も早い移設・返還と言えますかということです。皆さんがスピーディーにするんだしたら、その理論は通るでしょう。私は通らないと思いますよ。県にも責任はあると思いますがいかがですか。

○議長（赤嶺 昇君） 謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君） 先ほどの御質問で、どのくらいお話ししましたかという中で、私と杉田官房副長官との協議の場もございました、1か月間。4回にわたって集中協議を行いました。その際には県のほうとしましては、軟弱地盤などの問題がございまして、これについては長期間かかりますよという話は県のほうから既にしてございました。それで県のほうからは、我々試算でも13年ほどかかります。国のほうは9年という話をしておりますけれども、辺野古移設の国が主張した必要性の大きなものは、一日も早い危険性の除去だということが国の論法でございました。しかし、軟弱地盤の改修だけでも9年以上かかる、9年かかりますよという議論になれば、これはもうそもそも必要性——一日も早い危険性の除去にはつながらないんだという話を何度もさせていただきました。ですから、その時点で別の、我々長期のローテーション配備なども求めてございましたので、一日も早い運用停止、そして県外・国外の方策などを検討していただきたいというような話は何度もしておりましたけれども、残念ながらこういった状況になって、今般また、国のほうもいわゆる軟弱地盤等の存在を認めてやっているわけですが、実はこの問題を27年の時点で、もう既に分かっていたというのが昨今の報道でも出てございます。その時点で県は何度もこの実施設計をしっかりと出して協議をしてくださいという話もしておりましたけれども、そのときは翁長知事が第三者委員会の検討を始めていた時期でございます。そういったのもあって、出さなかったかどうかは、今となっては私も分かりませんが、少なくとも早い段階で

分かっていたのであれば、もう少し今の対応とは違った方向になっていたのではないかというふうに考えているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 又吉清義君。

○又吉 清義君 十分合点はできないんですが——何というんですか、皆さんが一日も早く——今、軟弱地盤に9年かかると言いました、9年なんかかからないですよ。防衛省は3年と言っていますよ。そしてなおかつ、皆さん自体が審査をやっぴりスピーディーにする。そして工事停止をさせずに、やっぴりそこはしっかり真摯に話し合いをする。それだけでも2か年が潰れているんですよ皆さん。単純計算で。2か年はちょっと言い過ぎかもしれませんが。本当に、ですから皆さんがそこを誠意を持つならば、そういうのもやる中で、やはり一日でも早い移設・返還は進むし、宜野湾市民の安全性も確保できるものだと私は思っております。やはり今のこの標準審査期間223日を、こんなにもオーバーすることはいかなものかなと、これを指摘して終わります。

ありがとうございます。

○議長（赤嶺 昇君） 上里善清君。

〔上里善清君登壇〕

○上里 善清君 皆さん、こんにちは。

ていーだ平和ネットの上里善清です。

代表質問する前に、基地の問題等でいろいろと議論されておりますが、根本的にこの沖縄の基地というのは米軍が勝手に造ったと、かように私は思っております。戦勝国は敗戦国の財産を破壊、搾取してはいかぬという、これは国際法があるわけですよ。その中で搾取して造ったのが背景でありますので、沖縄の人として返還してくれというのは当然の要求です。それで、SACO合意もこれはもう25年たっておりますが、完全履行しても69%が残るということが大変問題です。沖縄の意見を全く聞き入れていないと。海兵隊が全部撤去すれば二十何%に下がるので、この辺も含めて沖縄を会話の中に入れていただきたいというのが私の主張であります。

それでは通告に従って代表質問いたします。

1、知事の政治姿勢。

(1)、衆議院選を受けて第101代首相に岸田文雄自民党総裁が選出された。総理は相手の話をよく聞く力をアピールしております。現在の沖縄の諸課題を訴えるチャンスだと私は捉えております。

それで以下のことについて伺います。

ア、沖縄県に全国の米軍専用施設の約70.3%が集中しており、どう考えても異常であります。これは日

米安保を容認する立場としても異常であると思っております。専用施設の50%以下の目標を抽象的な表現ではなく基地返還アクションプラン——これ大田知事が前に提示しておりますが、返還施設の明示、時期の明示、跡地利用の計画等を提示し、国に要求すべきだと思います。

イ、日米安保条約を盾に、米軍は日本の法律を全く守る気はありません。事件や事故をなくすためにも日米地位協定の抜本的改定しかないと私は考えます。主権国家と日本はよく言いますが、そうであるならば国内法の適用を米軍に強く求めるべきじゃないかと私は思います。

ウ、普天間飛行場の5年以内、5年から7年以内の全面返還を表明したが、政府は約束をほごにしている。辺野古新基地が完成するのに13年かかる。その間普天間基地の固定化はあってはならず、危険な状況を放置することはできない。早期に閉鎖・返還すべきであると思っております。見解を伺います。

(2)、自衛隊実動演習の一環で、沖縄本島や先島の民間港、民間地などを使用した訓練を予定している——訓練はもう既に始まっておりますが。米軍基地は居座り、自衛隊基地も強化され、沖縄はますます軍事要塞化が進んでおります。中国を念頭に、自衛隊と在日米軍と一体化した演習訓練の強化により相手に誤ったメッセージを送りかねず、思わぬ事態が起こらないか大変心配しております。御見解を伺います。

大きな2、新たな振興計画と来年度予算について。

(1)、2019年までは、アジアのダイナミズムを取り込み経済発展のメカニズムが始動する兆しが見られました。しかし、コロナ感染の中でリーディング産業の観光産業が大きな打撃を受け、幅広い業種に影響を及ぼしております。経済立て直しのためにも次期振興計画と予算獲得は重要である。国との折衝状況をお伺いいたします。

3番、首里城再建について。

(1)、沖縄の歴史・文化財、観光の目玉施設の象徴であった首里城が焼失して2年がたっております。今度の復元は、県民が誇りを感じる意味においても県民参加型で進めたいと思っております。焼失した伝統工芸品の再生、瓦職人、大工等の技術の向上を図る上でも大変重要と思っております。

それで以下のことについて5点ほどお聞きします。

ア、火災を受けて、次の防火対策はどのようになっているか伺います。

イ、伝統工芸品の復元について。

ウ、扁額、瓦、彩色、彫刻の再生について。

エ、新たに見つかった古写真の活用について。

これは今日の新聞で、寸法記を採用するということ
で載っておりましたが、まだ時間があるので、いろ
ろこの資料を活用する必要があると僕は思ってお
りますので、その辺についてちょっと考え方を教え
てください。

オ、指定管理者について。

カ、完成後の所有権について。

4、第32軍司令部壕について。

(1)、沖縄を捨て石とする命令はこの壕から発せ
られております。実相を次世代に伝える戦争遺跡
として保存・公開する必要があると思っております。
報道によると復帰50周年事業として議論されてい
るようですが、公開に向けてのロードマップは示さ
れていないようであります。

そこで以下のことについてお伺いします。

ア、保存・公開の現時点での進捗状況と具体的
なスケジュールの内容についてお伺いします。

イ、保存・公開に向けての方針と課題。

ウ、戦争遺跡文化財への指定について。

5、地球温暖化について。

(1)、世界は2030年までに二酸化炭素の排出
を2010年比で45%削減を目指しております。COP
26の会議において、石炭火力発電の取扱いでやや
後退した表現がありますが、地球温暖化対策を指
す姿勢は一定程度評価できます。

そこで県のカーボンニュートラルの取組につ
いてお伺いします。

ア、石炭火力発電の削減目標。

イ、再生可能エネルギー、代替エネルギーの
目標。

ウ、省エネの取組。

エ、意識変革、啓蒙の取組。

6、コロナ対策について。

(1)、感染者数は、現在減少傾向にありますが、
世界的にはやや増加傾向にあります。今度また新
しい変異株が見つかっておりますが、どうしても
第6波の可能性もあると私は思っておりますので、
再拡大へ備える必要があります。

以下のことについてお伺いします。

ア、医療体制の整備と拡充。

イ、水際対策の強化。

ウ、カクテル療法(薬)の導入。

エ、ワクチン3回目接種のスケジュールを教え
てください。

7、コロナ経済対策について。

(1)、観光業をはじめ幅広い業種が打撃を受け
てお

ります。宿泊業、バス・タクシー・レンタカー、
飲食業のステッカー強化充実、農林水産業等を
再生させる取組も重要であります。経済を回す
方策として、ワクチンパスポート、PCR検査
陰性証明書のデジタル化をどのように進めてい
くのか見解をお伺いします。

8、医療・福祉について。

(1)、政府は2022年以降に看護師、介護士、
保育士の待遇改善を打ち出しております。所得
を増やすことで、人材確保が多分狙いである
と思っております。しかし、運用上の課題があ
り、賃金アップが目に見える形になるのか大
変疑問であります。具体的にどのように変わ
るのかお伺いします。

9、ヤングケアラーについて。

(1)、大人に代わり病気や障害のある家族の
世話をするヤングケアラーの問題が明らかと
なっております。該当する児童に聞くと——
これは新聞に書いてあったのですが——大
方誰にも相談したことがないという答えが返
っております。貧困問題と同様に公的支援が
必要な課題と考えます。取組を教えてください。

10、MICE計画について。

(1)、東海岸地域の経済発展の起爆剤として
MICE計画に大きな期待を寄せております。
報道によると年内に基本計画を公表できると
のことですが、現在の取組状況とスケジュー
ルについて教えてください。

11、世界のウチナーンチュ大会について。

(1)、世界のウチナーンチュ大会は2022年
開催の運びとなっております。コロナの状
況も心配ではありますが、来年は復帰50周
年の節目であり盛大なイベントになること
を願っております。どのように取り組んで
いくのかお伺いします。

よろしく申し上げます。

○議長(赤嶺 昇君) 玉城知事。

[知事 玉城デニー君登壇]

○知事(玉城デニー君) 上里善清議員の御
質問にお答えいたします。

1、知事の政治姿勢についての御質問の中
の(1)のウ、普天間飛行場の早期返還につ
いてお答えいたします。

辺野古新基地建設については、軟弱地盤の
存在が判明し、提供手続の完了までに約12
年、総工費が約9300億円を要することと
されております。また、今般の変更承認申
請に関しては、災害防止や環境保全に十分
配慮した検討が行われていないことや、埋
立ての動機となった土地利用が可能とな
るまで不確実性が生じており、普天間飛
行場の危険性の早期除去にはつながら
ないことなどを理由として、不承認とし
たもので

あります。膨大な費用を要し、環境に重大な影響を及ぼすことが危惧され、普天間飛行場の一日も早い危険性の除去につながらないことが明確となった辺野古新基地建設計画について、直ちに断念するとともに、普天間飛行場の早期閉鎖・返還を実現するよう日米両政府に求めてまいります。

次に、新たな振興計画と来年度予算についての(1)、国との折衝状況についてお答えいたします。

岸田総理からは、8月に沖縄振興策に関する基本方向が明らかになり、その基本方向に沿って振興策を考えること、それから、新たな沖縄振興に係る法律や跡地利用の推進に係る法律等については来年の通常国会へ提出し成立を目指したいという御発言がありました。また、沖縄振興予算についてはしっかり検討していきたい、沖縄振興一括交付金について地元の声をしっかりと受け止めたいという御発言もございました。一方で、新たな沖縄振興に係る法律の適用期間を10年間とすること、沖縄振興予算の3000億円台の維持、沖縄振興開発金融公庫の現行組織の存続についてなどは明言されず、沖縄担当大臣と知事との間で協議する現行の仕組みを活用したいとの回答がありました。

私は、今後もあらゆる機会を捉え、引き続き国の関係要路へこれらの理解と協力を求めてまいります。

次に、ヤングケアラーについての9(1)、ヤングケアラー問題に関する県の取組についてお答えいたします。

ヤングケアラーは、家庭内の問題として表面化しにくく、実態把握や支援の難しさが課題となっております。このため沖縄県では、現在ヤングケアラーに気づきやすい立場にある県内小・中・高校の学級担任教職員などを対象にアンケート調査を実施しており、また、今後、子供本人への調査も検討しています。

沖縄県としましては、引き続き実態把握と早期発見に努めながら、ヤングケアラーの気持ちにしっかり寄り添い、必要なサービスにつなげることにより、子供たちとその家族が安心して生活し、学び成長していけるよう、関係機関と連携して取り組んでまいります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

〔知事公室長 金城 賢君登壇〕

○知事公室長（金城 賢君） 1、知事の政治姿勢についての(1)のア、在沖米軍基地の整理縮小についてお答えいたします。

県民の目に見える形で米軍基地の整理縮小を確実に

行うためには、基地の提供責任者である日本政府と実際に基地を運用する米国政府との間で積極的に協議する必要があると考えております。このため、県としては、日米両政府に対し、在沖海兵隊の段階的な整理縮小等、SACO及び統合計画に続く具体的な返還計画の検討・策定を求めたところであります。

県としては、訓練場のうち住宅地に近く基地被害が大きい区域や跡地利用が可能な区域については、地元市町村や地権者等の意向を踏まえ、返還を検討していただく必要があると考えております。このため、日米両政府に沖縄県を加えた新たな協議の場を設けることを併せて要請したところであります。

同じく1の(1)のイ、米軍への国内法の適用についてお答えいたします。

県としては、米軍基地をめぐる諸問題の解決を図るためには、日米地位協定を抜本的に見直す必要があると考えております。そのため、県では、平成29年9月に日米両政府に対し、米軍へ国内法を適用する旨を明記することなど、日米地位協定の見直しに関する要請を行っております。また、去る5月の本土復帰50年に向けた在沖米軍基地の整理縮小についての要請では、米軍に航空法や検疫法等の国内法を適用する等、日米地位協定の抜本的な見直しを求めております。

県としては、引き続き全国知事会や渉外知事会等とも連携し、日米地位協定の見直しに向けた取組を強化してまいります。

同じく1の(2)、自衛隊実動演習についてお答えいたします。

県としましては、かねてから自衛隊の配備等について様々な意見がある中、民港等を使用した令和3年度自衛隊統合演習の実施は、県民に事故の危険性への不安等を生じさせるものであると考えております。このため、先月18日に統合幕僚監部に対し、民港等の使用については、地元自治体の意向を十分に踏まえた上で、必要最小限度の範囲で実施されるべきであること等について強く要請を行ったところであります。また、諸外国との関係については、対話と協議を通じて情勢の悪化を防ぎ、不測の事態の発生を回避する等、冷静かつ平和的な外交によって解決を図ることが重要であると考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 島袋善明君登壇〕

○土木建築部長（島袋善明君） 3、首里城再建についての(1)のア、防火対策についてお答えいたします。

国は、首里城再建に係る防火対策として、スプリン

クラー設備及び連結送水管等の設置、消火水槽等の増設等を行うこととなっております。県は、首里城火災に係る再発防止検討委員会の提言を踏まえ、令和3年4月に首里城火災に係る再発防止策（基本的な方向性）を策定し、防災センター機能の再編等、再発防止策の具体的な検討を行うため、有識者から成る検討委員会を設置しております。今年度、当該委員会を2回開催しており、今後も国と連携して取り組んでまいります。

同じく3の(1)のイ、美術工芸品等の復元についてお答えいたします。

首里城火災により被害を受けた美術工芸品等は沖縄美ら島財団が所有していたため、復元等については、当該財団の設置した首里城美術工芸品等管理委員会で検討されております。美術工芸品等の復元については、オリジナルが製作された当時の姿にできるだけ忠実に、当時と同じ技術や材料を用いて、模造復元するという基本方針が示されております。

同じく3の(1)のウ、扁額、瓦、彩色、彫刻の製作についてお答えいたします。

首里城火災で焼失した扁額や赤瓦等の製作については、沖縄県内に蓄積、継承されている伝統技術を活用しながら、県が主体的に取り組んでいるところであります。現在の取組状況として、扁額については検討委員会を設置し、製作に向けた仕様等を検討しております。赤瓦については、沖縄県赤瓦事業協同組合と連携しながら、試作瓦の製作に取り組んでいるところであります。龍頭棟飾の焼物等の製作に当たっては、壺屋陶器事業協同組合を含む県内技術者の活用に向けて、積極的に取り組んでまいります。

同じく3の(1)のエ、古写真の活用についてお答えいたします。

新たに見つかった古写真については、国の首里城復元に向けた技術検討委員会において、首里城正殿の新たな知見として取り扱われており、有識者による学術的な検討が進められているところであります。

同じく3の(1)のオ、火災後の指定管理者の取組についてお答えいたします。

首里城火災は発生の原因が特定されませんでした。県は施設の管理者として、沖縄美ら島財団は指定管理者として責任があると考えております。沖縄美ら島財団は、夜間における火災訓練を実施するなど自衛消防活動等を見直しており、指定管理者として管理体制の強化に取り組んでおります。再発防止検討委員会による自衛消防隊の体制強化や消防との連携強化などの提言を受け、県は、首里城火災に係る再発防止策

（基本的な方向性）を策定しており、令和3年度は具体的な取組を計画的に進めるために、首里城公園管理体制構築計画を策定していくこととしております。

同じく3の(1)のカ、正殿等完成後の所有権についてお答えいたします。

国は、令和2年3月に発表した首里城正殿等の復元に向けた工程表において、国営公園事業である首里城の一日も早い復元に向けて、責任を持って取り組んでいくとしております。

県としては、一日も早い首里城の復元に取り組んでいくことが重要であると考えており、現段階で所有権移転の協議を行うことは考えておりません。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長 名渡山晶子さん登壇〕

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん） 4、第32軍司令部壕についての御質問の中の(1)のア、保存・公開の進捗等についてお答えいたします。

県では、令和3年1月に第32軍司令部壕保存・公開検討委員会を設置し、これまでの3回の会合において、文化財指定や今後の調査事項等について議論してきたところです。今年度は基礎調査として、壕内の形状や壕周辺の地形等を把握するための測量調査を実施したところであり、今後開催する同委員会において基礎調査結果を報告するとともに、次年度の調査計画案について議論していただくこととしております。

同じく4の(1)のイ、保存・公開に向けた方針と課題についてお答えいたします。

第32軍司令部壕は、沖縄戦の残酷さとともに、平和の尊さを次世代に伝える上で重要な戦争遺跡であります。県では、同壕の保存・公開に向けて取り組んでいるところですが、公開に当たっては、安全性の確保等が課題であり、そのため、壕内外の各種調査の実施が必要となります。戦争の体験や教訓の風化が懸念される中で、次世代継承が重要であることから、引き続き有識者による検討委員会において技術的な検討を含む議論を踏まえ、壕の保存・公開の在り方等について検討してまいります。

次に8、医療・福祉についての御質問の中の(1)、介護及び保育分野における処遇改善についてお答えいたします。

国は、令和3年11月19日に策定したコロナ克服・新時代開拓のための経済対策において、介護職員や保育士等を対象に、収入を3%程度、月額9000円程度引き上げるための措置を来年2月から実施するとしており、具体的な内容等について検討が進められている

ところでは。

県としましては、今般の措置が確実に賃金に反映されるよう、引き続き国や市町村と連携して取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

〔教育長 金城弘昌君登壇〕

○教育長（金城弘昌君） 4、第32軍司令部壕についての御質問の中の(1)のウ、文化財指定についてお答えします。

第32軍司令部壕を文化財として指定するためには、壕の詳細な構造や遺物の存在について調査を行い、評価する必要があります。しかし、本壕の内部は崩落の危険性が高く、酸素が欠乏している箇所もあることから、過去の調査においても一部の現状を確認したのみにとどまっております。文化財指定については、今後、子ども生活福祉部と連携しながら、同部が設置する委員会での議論と調査の内容を踏まえ、検討してまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

〔商工労働部長 嘉数 登君登壇〕

○商工労働部長（嘉数 登君） 5、地球温暖化についての御質問の中の(1)のア及びイ、石炭火力発電の削減目標、再生可能エネルギー、代替エネルギーの目標についてお答えいたします。5の(1)のアと5の(1)のイは関連しますので、一括してお答えいたします。

県は、脱炭素社会の実現に向け、今年3月に沖縄県クリーンエネルギー・イニシアティブを策定し、2030年度の再エネ電源比率目標を現状の2倍以上となる18%に設定しました。現在、COP26等世界的な脱炭素の潮流や国の動向も踏まえ改定作業を進めており、再エネについてはより高い目標設定を、水素・アンモニア等の代替エネルギーについては新たな目標設定を予定しております。

県としては、官民連携の下、再生可能エネルギー等の導入目標の着実な達成により、石炭を含む化石燃料による火力発電の削減につなげてまいりたいと考えております。

次に7、コロナ経済対策についての御質問の中の(1)、ワクチン接種証明等のデジタル化についてお答えいたします。

接種証明のデジタル化については、国がマイナンバーカードと連動したアプリを12月中旬に公開予定であることに加え、民間においては接種証明書を画像表

示する無料のアプリが複数、開発・運用されております。一方、検査陰性証明については、国のワクチン・検査パッケージにおいて、検査機関からの結果通知メール等を活用することとなっております。

県としては、国や民間の動向を注視し、引き続き情報収集しながら検討してまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 環境部長。

〔環境部長 松田 了君登壇〕

○環境部長（松田 了君） 5、地球温暖化についての(1)ウ及び(1)エ、省エネ及び意識変革の取組についてお答えいたします。5の(1)ウと5の(1)エは関連しますので、恐縮ですが一括してお答えします。

本県の温室効果ガス排出量の削減対策として、省エネルギー及び意識啓発の推進は重要と考えております。そのため、ホテル等の観光関連施設が行う省エネルギー改修事業に対する補助等を行うとともに、県が沖縄こどもの国に設置した沖縄県地域環境センターによる学校や地域を対象にした啓発活動の実施、さらに、気候変動への取組を県民一丸となって推進するため、今年3月に気候非常事態宣言を行い、意識の高揚を図っているところであります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

〔保健医療部長 大城玲子さん登壇〕

○保健医療部長（大城玲子さん） 6、コロナ対策についての御質問の中の(1)のア、医療体制の整備及び拡充についてお答えいたします。

国が示した第6波に向けた感染者数の算出方法によると、若年層のワクチン接種が進むことにより感染者は半減するものの、感染力が2倍程度の変異株が発生することを想定し、第5波と同程度の感染者の発生及び高齢感染者の割合増加に伴う入院患者数の1.2倍増を想定することとされております。国の算出方法を踏まえ、本県においては、第6波の必要病床数を最大1031床と想定し、重点医療機関等における病床確保及び入院待機施設の拡充により必要数を確保することとしております。

同じく6の(1)のウ、カクテル療法の導入についてお答えいたします。

県では、抗体カクテル療法に用いられる中和抗体薬ロナプリーブの投与を積極的に進めるため、コロナ対策本部内に令和3年9月14日付で専任担当者を配置しております。現在、投与可能な医療機関は31機関登録されており、入院に加え外来での投与も可能となるなど、多くの医療現場において活用が進んでおりま

す。引き続き各医療機関と連携の上、中和抗体薬の投与体制拡充に努めてまいります。

同じく6の(1)のエ、ワクチン追加接種のスケジュールについてお答えいたします。

追加接種については、令和3年12月以降、初回接種終了から原則8か月以上経過した18歳以上を対象に実施することとなっており、県は、市町村と連携し、接種が円滑に実施できるよう、体制整備に努めてまいります。

次に8、医療・福祉についての御質問の中の(1)、看護師の待遇改善についてお答えいたします。

政府においては、地域でコロナ医療など一定の役割を担う医療機関に勤務する看護職員を対象に、段階的に収入を引き上げるための措置を講ずることが公表されております。具体的な内容につきましては、引き続き政府の動向を注視してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 文化観光スポーツ部長。

[文化観光スポーツ部長 宮城嗣吉君登壇]

○文化観光スポーツ部長(宮城嗣吉君) 6、コロナ対策についての中の(1)のイ、水際対策の強化についてお答えします。

島嶼県である沖縄県においては、来訪前の陽性者の特定が重要であることから、航空便搭乗等の際に、ワクチン接種済または検査陰性判定の確認を必要とする制度の創設や、出発前の検査体制の構築等を国に要望しております。また、各種プロモーション等においても、来県前のワクチン接種または検査受検について周知するとともに、今後、感染拡大の兆候が確認された段階で、直ちに県内空港の検査体制を拡充することとし、人員や施設の体制整備等、水際対策の強化に取り組んでまいります。

次に10、MICE計画についての(1)、現在の取組状況とスケジュールについてお答えします。

県では新たな基本計画(案)の策定に向けて、事業スキームの精査、MICE開催の動向や需要調査、その結果を踏まえた運営収支及び経済波及効果の試算、事業スキーム等に対する民間事業者の意向を確認するサウンディング調査などを行っております。現在、MICE施設の整備費、整備財源、運営収支、経済波及効果などについて慎重に精査を行っているところで

す。県としましては、これらの作業を加速化し、今年度中を目途に新たな基本計画(案)を策定し、公表したいと考えております。

次に11、世界のウチナンチュ大会についての(1)、世界のウチナンチュ大会の取組についてお答えします。

第7回世界のウチナンチュ大会は、復帰50年の節目の年に、沖縄を思う心やアイデンティティー等につながる国内外のウチナンチュが一堂に会し、ウチナーのチムグクルを世界に発信することで、ウチナーネットワークのさらなる継承・発展を図ります。令和3年度は、大会のシンボルマーク、キャッチフレーズ、テーマソングを公募し発表したところです。また、ICT等の最新技術を活用し、万が一コロナ禍で来県がかなわない皆様にも参加いただけるよう、ハイブリッド形式での開催に向け取り組んでいるところです。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 上里善清君。

○上里 善清君 時間がないので二、三点でお願いします。

まず教育長にお聞きしたいんですが、32軍壕なんですけれども、戦争遺跡文化財に指定する場合、県のほうから、これ那覇市に多分、その指定するよという具申をやらないといけないと思うんです。現在これ見たら、那覇市はまだそういった指導されてないということが分かったわけです。これはどうしてですか。

○議長(赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午後3時28分休憩

午後3時28分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

教育長。

○教育長(金城弘昌君) お答えします。

文化財指定について、上里議員のほうからは那覇市からの具申ということがありましたけれども、必ずしも市を通してというわけではなくて、基本的には、遺跡を文化財と指定するためには、戦争遺跡にかかわらず、まず保存状態が良好であること、それと歴史的または学術的に評価されていること、また土地所有者の同意が得られていることといったことが必要になっているところでございます。那覇市とはこれまで文化財指定については意見交換したことないものですから、那覇市自体が見たことがないということもあって、その辺については那覇市がどういった意向を持っているかも少し聞きながら、また今調査もやるし、委員会でも議論していますので、それを踏まえながら考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 上里善清君。

○上里 善清君 ぜひ那覇市と話し合いをして、指定に向けて頑張っていただきたいというふうに思います。

あと首里城のこの様々なお仕事、ウチナンチュにさせていただきたいという切なる願いなんですけれども、今現在関わりそうな人数というのは、どれくらいいらっしゃいますか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時30分休憩

午後3時30分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 先ほど答弁したんですが、例えば扁額、瓦、彫刻とかあるいは焼き物とか、それに関わる技能者といいますか、職人の総括的な人数については、今何名と具体的にはちょっと、現時点では申し上げられないというのが現状です。

○議長（赤嶺 昇君） 上里善清君。

○上里 善清君 ぜひ県民が参加したら意識が全然変わってきますので、地元の人の技術向上にも資する事業になるはずですので、よろしく願いしたいと思います。

以上です。ありがとうございます。

○議長（赤嶺 昇君） 20分間休憩いたします。

午後3時31分休憩

午後3時55分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

休憩前に引き続き質問及び質疑を行います。

山里将雄君。

〔山里将雄君登壇〕

○山里 将雄君 皆さん、こんにちは。

それでは、ていーだ平和ネット、山里、代表質問をさせていただきます。

まず知事が沖縄防衛局から出された辺野古変更承認申請書について不承認の御判断をされたことに敬意を表したいと思います。

そもそも普天間の危険性除去、これが目的と言いながら設計変更によってまだ12年以上かかる。そして9000億円以上という膨大な費用がかかる。このような計画は、知事のおっしゃるとおり、完成の見込みがないものであります。不承認は適切な判断だったと考えております。

その辺野古設計変更承認申請不承認の決定についてから質問をさせていただきます。

(1)、11月25日、県は昨年4月に沖縄防衛局から提出された辺野古設計変更承認申請を不承認としまし

た。県として変更の内容を慎重に審査の上、下した決定であり、結果として県民投票で示された圧倒的反対の民意に沿うもので、多くの県民がこの決定を高く評価しています。知事の所感を伺います。

(2)、軟弱地盤の改良工事、工事期間や工費、自然環境への影響など、しっかりと対応を示していないずさんな変更計画で、工事は不可能との意見が多く不承認は当然と思いますが、不承認とした理由は何か伺います。

(3)、国は早速、行政不服審査法による対抗措置を講ずる調整をしているとのことですが、辺野古反対の民意は揺るぎないものです。県は毅然と対処すべきだと思いますがいかがでしょうか。

2、軽石漂着問題の対応について。

(1)、8月の小笠原諸島の海底火山の噴火による軽石が県内各地の漁港、港湾、海岸に大量に漂着し、漁業や観光業に大きな影響を及ぼしています。これまでに経験のない災害で、第5波のコロナ感染拡大が落ち着きつつある中で、県民として先の見えない新たな脅威に直面していると思います。早急な対策が県に求められるが県の体制と各部ごとの状況、対策、利活用の取組について伺います。

(2)、10月上旬に大東島地方で大量の軽石が確認されて以来、2か月近くになりますが、いまだ沖縄近海に滞留し被害を拡大させています。現在の状況、今後の被害の予測、漂着が収束する時期の見通しなどについて伺います。

(3)、県内各地の海岸に漂着した軽石を除去するために、海岸漂着物等地域対策推進事業予算が計上されています。港湾、漁港に漂着した軽石の撤去作業は進んでいますが、海岸や砂浜に打ち上げられた軽石の撤去、その方法について伺います。

(4)、漁業の被害が深刻ですが、被害状況と対策について伺います。

(5)、同じく観光業への影響と対策について伺います。

3、教育行政について。

(1)、新型コロナウイルス感染拡大に伴う休校の影響と見られる不登校が小学校で増加していることが、2020年度児童生徒の問題行動・不登校調査で分かりました。2021年度現在の状況はいかがか。その状況と対策を伺います。

(2)、学校で、医療業務であるPCR検査の検体採取業務に専門的知識のない教職員が当たることは、負担が多くリスクも高いと教職員組合から県議会に陳情が上がっています。文教厚生委員会では陳情を妥当と

採択していますが、県教育庁の対応を伺います。

(3)、全国の児童生徒1人1台のコンピューターと高速ネットワークを整備する文部科学省のGIGAスクール構想ですが、新型コロナウイルスの感染拡大を受け、計画を前倒しして急遽2020年度から導入されました。あまりに拙速な導入により、学校現場ではその対応が追いつかず、多くの問題と混乱が生じています。GIGAスクールの進め方について方針を伺います。

(4)、主権者教育について。

2016年に18歳選挙権が導入されてから、有権者の政治参加意識を育む主権者教育が必要とされています。主権者教育とは投票率を上げるために若者を選挙に行かせるだけの教育ではなく、政治に参画することを目指して、知り・考え・意見を持ち・論じ・決めることを学んでいく教育といます。学校教育での主権者教育の必要性をどのように認識しているか、また現在の対応について伺います。

4、環境行政について。

(1)、SDGsの機運が高まっている中、赤土流出防止のグリーンベルトの植栽が県内の学校や企業、地域で盛んに取り組まれています。本島北部地域での赤土による海の汚染は深刻でありましたけれども、最近では改善している状況に見えます。赤土流出防止について、現状と県の対策について伺います。

(2)、10月末に北部訓練場跡でチョウ類研究家の宮城秋乃さんが、未使用の空包約580発を見つけたと報道がありました。見つかったのは国頭村の世界自然遺産登録地で、2020年12月には放射性物質コバルト60を含む電子部品も見つかっています。世界自然遺産に登録されたヤンバル地域にこのような状況があることはマイナスイメージとなり、期待されている世界遺産登録に伴う観光振興や地元の地域振興に影響することが懸念されます。県の見解を伺います。

(3)、タイワンハブ、マングースをはじめとする外来生物の被害が拡大しています。今議会に提案された補正予算案にマングース対策事業、外来種対策事業が計上されていますが、外来種の拡大は沖縄在来の生物の生態系への影響が計り知れません。現状と対策について伺います。

5、米軍基地から派生する事件・事故について。

昨年から今年にかけて異常なほど米軍に関連する事件・事故が発生しています。11月23日にまたしても宜野湾の民家付近にオスプレイから水筒が落下する事故が起きました。軍用機やヘリから部品等が落下する事故は、これまでも2017年に緑ヶ丘保育園への

部品落下、普天間第二小学校へのヘリ窓枠落下など、県民の生命に関わる重大な事故が起っています。沖縄県議会ではその都度、抗議・意見書を決議していますが、それを一顧だにせず事件・事故を繰り返す米軍の態度は沖縄を軽視していると思えません。水筒落下事故について経緯、落下原因、県の対応を伺います。また、多発する米軍基地から派生する事件・事故について見解を伺います。

6、アオサング群集、長島鍾乳洞の鍾乳石の天然記念物指定について。

大浦湾アオサング群集、辺野古沖の長島鍾乳洞の鍾乳石を天然記念物に指定することが日本自然保護協会から再三要請されています。名護市議会においても、令和2年12月に「大浦湾のチリビシのアオサング群集と長島洞窟の調査を行い天然記念物に指定することを求める意見書」が可決されています。調査の実施、文化財保護審議会への諮問等、指定についての方針と対応について伺います。

7、松枯れ被害について。

(1)、前議会にて一だ平和ネットの照屋大河議員から、うるま市から北部にかけての松くい虫被害について質問がありました。その後の状況について伺います。

(2)、名護市でも増えていることを名護市農林水産部で確認していますが、北部に被害が拡大することは世界自然遺産指定地域にも及ぶことが懸念されます。県の対応について伺います。

(3)、国指定の天然記念物、五枝の松を有する久米島に初めて松枯れが確認されたと答弁がありました。その後の状況はどうか、また今回の補正予算に久米島及び東村の伐倒駆除等を実施する予算が計上されていますが、今後の対応について伺います。

8、シークワサー立ち枯れについて。

9月の定例議会で、立ち枯れの原因究明の調査を実施した結果、病害虫被害のほか栽培管理上の課題があったとの答弁がありましたが、下記について伺います。

(1)、現在のシークワサー立ち枯れの発生状況はどうか伺います。

(2)、栽培管理上の課題とは何か。また生産農家に対してはどのような指導をしているか伺います。

(3)、今年の生産量の見込み額はどうか伺います。

9、薬学部設置可能性等調査業務報告書について。

沖縄県に薬学部を有する大学がないことから、薬剤師を目指す学生は県外の大学に進学せざるを得ないため、修学6年間の保護者の経済的負担が大きいものが

あります。それが県内の薬剤師不足にもつながっています。令和3年3月に保健医療部から公表された令和2年度薬学部設置可能性等調査業務報告書について伺います。

(1)、本調査の目的及び内容を伺います。

(2)、今後の課題は何か伺います。

(3)、県内国公立大学への設置の必要性、可能性を調査とありますが、想定している県内国公立大学はあるのか伺います。

10、安和栈橋入り口の道路破損について。

安和栈橋入り口付近の道路でアスファルトのひび割れ、グレーチングの沈下が確認されました。以前に出口付近のアスファルト破損について指摘をしましたが、今度は入り口付近での破損が確認されています。このようなことが繰り返し起こることは歩行者や自転車の安全上、問題があります。県は今回の件についてどのように対応したのか、また道路管理者として根本的対策が必要と考えますが、考えを伺います。

以上質問とします。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

〔知事 玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君） 山里将雄議員の御質問にお答えいたします。

1、辺野古設計変更申請不承認の決定についての御質問の中の(1)、変更承認申請の不承認についてお答えいたします。

変更承認申請を不承認としたことについては、公有水面の埋立てに関して権限と責任を有する知事として、公有水面埋立法に基づき、公平・公正の観点から厳格な審査を行い、適正に判断したものであります。一方、辺野古新基地建設に関しては、県民投票などによって辺野古埋立てに反対の民意が揺るぎない形で示されており、また、今般の変更承認申請に対しては、県内外から1万7839件もの意見が届けられ、その全てが否定的な意見となっております。政府においては、今回の不承認処分を重く受け止めるとともに、辺野古新基地建設に反対する民意に耳を傾け、埋立工事を直ちに中止して、普天間飛行場の一日も早い危険性の除去に向けた県との真摯な対話に応じていただきたいと考えております。

次に5、米軍基地から派生する事件・事故についての(1)、水筒落下事故の経緯等及び多発する事件・事故についてお答えいたします。

去る11月23日午後6時45分頃、宜野湾市の住宅街にMV22オスプレイから金属製の水筒が落下する事故が発生しました。現時点で県民への人的被害は報

告されておられません。住宅密集地への航空機からの部品等の落下は人命、財産に関わる重大な事故につながりかねず、極めて遺憾です。このため、沖縄県は同月26日、外務省及び沖縄防衛局に対し、事故の発生に強く抗議するとともに、事故原因の徹底した究明とその早期の公表等について要請したところです。また、今年に入っても、1月の米海兵隊員による強制わいせつ事件や7月のCH53Eヘリコプターからの軍事用コンテナ落下事故など、事件・事故が繰り返されております。その要因は、在日米軍専用施設面積の約70.3%が沖縄県に集中するなどの過重な基地負担や、日本の国内法が適用されず、61年間一度も改正されていない日米地位協定にあると認識しており、引き続き日米両政府に対し、在沖米軍基地の整理縮小や基地負担の軽減、日米地位協定の抜本的な見直しを強く求めてまいります。

次に9、薬学部設置可能性等調査業務報告書についての(1)、(2)、(3)、調査の目的、内容、課題及び県内国公立大学の状況についてお答えいたします。9の(1)から9の(3)までは関連しますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

沖縄県としては、地域医療の推進や創薬に関する基礎研究の支援等の観点から、薬剤師の確保に努めることは重要であると考えております。本県の人口10万人当たりの薬剤師数が全国最下位であることから、薬剤師不足の解消のため、県内国公立大学への薬学部設置の必要性等を整理することを目的として、調査を実施したところです。令和2年度の調査では、今後も県内の薬剤師の需要量が供給量を上回る状況で推移すること、また、アンケート調査等の結果から、県内国公立大学への薬学部設置の必要性が高いこと等が確認されております。今後の課題としては、教員等の人材確保、定員の調整、施設整備等が考えられますが、薬学部設置の可能性等を整理するため、現在、琉球大学や名桜大学等との意見交換を行っているところです。県内国公立大学への薬学部設置を早期に実現するため、今後も取組を推進してまいります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 島袋善明君登壇〕

○土木建築部長（島袋善明君） 1、辺野古設計変更申請不承認の決定について(2)、変更承認申請を不承認とした理由についてお答えいたします。

県では、沖縄防衛局から提出された公有水面埋立変更承認申請書について、公有水面埋立法への適合状況

を確認するため、沖縄防衛局に対して、延べ39項目452件の質問を行ってきたところであります。沖縄防衛局の回答を踏まえ、慎重に論点の絞り込みを行い、土木及び環境に関する専門家の助言を求め、公有水面埋立法への適合性について、「災害防止」及び「環境保全」に十分配慮した計画となっているかなど厳正に審査してきたところです。審査の結果、「国土利用上適正且つ合理的なること」、「環境保全及び災害防止に付き十分配慮せられたるものなること」の要件に適合しないと認められることと判断したところであります。これらのことから、県では、普天間飛行場代替施設建設事業に係る埋立地用途変更及び設計概要変更承認申請について、去る11月25日に不承認とする処分を行ったものであります。

同じく1の(3)、国の対抗措置への対処についてお答えいたします。

県は、去る11月25日に、普天間飛行場代替施設建設事業に係る埋立地用途変更及び設計概要変更承認申請について、不承認とする処分を行ったところであります。今後、仮に国からの対抗措置等が講じられた場合には、適切に対処してまいります。

次に2、軽石漂着問題の対応について(1)、港湾や海岸における軽石漂着の状況及び対策についてお答えいたします。

県が管理する38港湾のうち、北部管内の前泊港、仲田港、運天港などの12港湾17地区において、軽石の漂流・漂着が確認されており、現在、港湾災害復旧事業により回収を行っているところであります。海岸では、38市町村において漂着が確認されており、漂着が顕著な箇所から、海岸漂着物等地域対策推進事業を活用し回収を行うこととしております。今後、船舶の航行や観光、海浜利用に支障を来している場所など、地元市町村と連携し、回収・処理を進めてまいります。

次に10、安和棧橋入り口の道路破損について(1)、安和棧橋入り口の道路破損についてお答えいたします。

北部土木事務所では、アスファルト及びグレーチングの破損箇所について、令和3年11月19日に民間事業者と復旧等に関する協議を行っております。同事業者は、同年11月20日及び21日に応急対策を実施したほか、復旧工事について、道路法第24条に基づく原因者による修繕について調整を行っているところであります。今後とも道路パトロールを行い、道路の破損など路面を確認し、現場状況を踏まえた適切な道路管理に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 環境部長。

〔環境部長 松田 了君登壇〕

○環境部長（松田 了君） 2、軽石漂着問題の対応についての(1)、軽石対策に係る県の体制と各部の状況、対策、利活用の取組についてお答えします。

軽石問題については、10月20日以降、関係部局等による会議を開催し、全庁的な取組体制を整備しております。また、これまでに3漁港、4港湾、3海岸で回収を行っております。あわせて、恩納村に対し補助金の交付を内示し、同村において軽石の回収事業が実施されております。さらに、他の市町村における回収費用を集約し、国に対し追加要望を行うとともに、県議会へ補正予算として提案したところであります。今後とも市町村との連絡を密にし、速やかに回収に必要な費用の支援を実施してまいります。利活用については、各部局で検討を行っているほか、一般からもアイデア等を公募しているところであります。

同じく2の(2)、軽石の状況と今後の予測、収束時期の見通しについてお答えします。

12月1日時点で南風原町、南北大東村を除く38市町村で漂着が確認されております。今後の漂流・漂着及び収束時期の予測については、第11管区海上保安本部や沖縄気象台から提供される軽石漂流状況に関する情報に加え、海洋開発研究機構などの公表情報等を注視しつつ必要な対策を行ってまいります。

同じく2の(3)、海岸漂着物等地域対策推進事業による軽石の撤去方法についてお答えします。

今回の軽石の大量漂流・漂着はこれまでにない規模で大量かつ広範囲であり、県事業では重機による回収を基本とし、補正予算を計上しております。また、市町村においては、自然度の高い海岸では、海浜環境への影響に鑑み、人力での作業を実施する自治体もあると報告を受けております。なお、現在、国や関係部局により回収方法についての調査や実証試験等が行われており、今後、より効率的な回収に努めてまいります。

次に4、環境行政についての(1)、赤土流出防止に係る現状と対策についてお答えします。

県は、平成6年に赤土等流出防止条例を制定するとともに、平成25年には赤土等流出防止対策基本計画を策定し、関係機関と連携して赤土等流出防止対策に取り組んでまいりました。その結果、平成28年度の赤土等流出推計量は、県全体で約27万トンとなり、条例施行前と比べ約5割減少しております。

県は、新たな振興計画において赤土等流出防止対策の取組を強化することとしており、引き続き関係機関と連携しながら対応してまいります。

同じく4の(2)、北部訓練場跡地の米軍廃棄物についてお答えします。

沖縄島北部の世界自然遺産登録地は、自然環境と生物多様性を保全していく必要があり、北部訓練場跡地内で米軍廃棄物が発見された場合、沖縄森林管理署との協定に基づき、沖縄防衛局が撤去等原状回復を行うこととなっております。コバルト60を含む電子部品等については、沖縄防衛局から撤去が終了したとの連絡を受け、11月26日に現場確認を実施しております。

県としては、先日報道のあった空包等も含め、米軍廃棄物が発見された場合には、沖縄防衛局に撤去を求めするなど適切に対応してまいります。

同じく4の(3)、外来種の現状と対策についてお答えします。

豊かな生物多様性を保全し次世代に引き継ぐことは、県に課せられた責務であり、外来種対策が非常に重要であると考えております。そのため、外来種対策の基本的な方向性を定め外来種のリストアップを行うとともに、特に対策が必要な15種について防除計画を策定しており、マングースやグリーンアノール等8種の駆除を行っているところであります。今年度中にタイワンハブの駆除にも取り組み、次年度は未着手の6種について駆除等に着手する予定であり、外来種対策を強化してまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 崎原盛光君登壇〕

○農林水産部長（崎原盛光君） 2、軽石漂着問題の対応についての(1)、農林水産分野における軽石漂着の状況や対策等についてお答えいたします。

農林水産関連の影響としては、漁港施設や農地海岸等において軽石漂着が続いており、漁港機能への影響のほか、漁船の損傷、漁業活動の自粛、養殖魚介類のへい死等が発生しております。そのため、県では、国の災害復旧事業等を活用し、順次、軽石の除去に当たっているほか、今回の補正予算で漁業被害調査費を計上し、対策の検討を行うこととしております。

なお、軽石の利活用については、現時点では高い塩分濃度が認められることから、引き続き詳細分析や土壌、作物への影響確認を行い検討していく予定としております。

県としましては、軽石による影響が最小限に抑えられるよう、地元の意見なども十分に踏まえながら対応してまいります。

同じく2の(4)、漁業被害と対策についてお答えいたします。

軽石の漂流・漂着による水産業への被害については、漁船の損傷や漁業活動の自粛、養殖魚介類のへい死等が発生しております。そのため、県では、今回の補正予算で軽石による漁業被害調査事業を計上し、軽石による影響調査を実施するとともに、対策の検討を行うこととしております。

県としましては、軽石の漂流・漂着による水産業への影響が最小限に抑えられるよう、引き続き国や市町村、水産関係団体と連携して、取組を強化してまいります。

続きまして7、松枯れ被害についての(1)と(2)、松くい虫被害状況と対応についてお答えいたします。7の(1)と7の(2)は関連しますので、一括してお答えします。

松くい虫被害量は、保安林等の公益的機能の高い松林を中心に重点的な防除対策を行った結果、令和2年度は647立方メートルで、被害のピークとなった平成15年度の4万3980立方メートルと比較して、約98%減少しております。しかし、令和3年9月末時点の松くい虫被害量は、1325立方メートルで、令和2年度被害量の約2倍に増加しており、読谷村及びうるま市から宜野座村にかけての一部地域や東村、名護市等で増加傾向にあります。県では、一括交付金による沖縄型森林環境保全事業等を活用し、市町村及び森林組合等と連携して、世界自然遺産地域等への被害拡大防止に努めてまいります。

同じく7の(3)、久米島町の状況と県の対応についてお答えいたします。

久米島町では、今年9月に松くい虫被害が初めて確認され、県と同町が連携して被害実態を調査した結果、9月末時点の被害量は147立方メートルとなっております。同町では、早期の防除対策が重要なことから、一括交付金による沖縄型森林環境保全事業等を活用し、森林組合等と連携して9月下旬から被害木の伐倒駆除作業に取り組んでいるところです。また、本島中北部等で松くい虫被害が増加傾向にあることから、県では、補正予算を確保して、市町村及び森林組合等と連携し、幹線道路周辺及び景勝地等の松くい虫防除を強化してまいります。

続きまして8、シークワサー立ち枯れについての(1)、シークワサー立ち枯れの発生状況についてお答えいたします。

県では、昨年度、カンキツ立ち枯れ症状対策チームを設置し、被害状況等について農家へアンケート調査等を実施した結果、約6.3%程度の立ち枯れ等が確認されたところであります。

同じく8の(2)、栽培管理上の課題や生産農家への指導についてお答えいたします。

シークワサー立ち枯れの原因究明に向けて現地調査等を実施した結果、病害虫による被害のほか、栽培管理上の課題として、過度な着果負担による樹勢低下等が見られました。現在、J A等を通じて生産農家等に対して調査結果を配布し、栽培講習会等を通して、効果的な対策についての指導に取り組んでいるところであります。

県としましては、引き続きシークワサーの立ち枯れについて、市町村、関係団体等と連携し、対策に取り組んでまいります。

同じく8の(3)、シークワサーの生産見込みについてお答えいたします。

シークワサーの生産状況については、年により変動は見られるものの、おおむね増加傾向にあります。今期の生産については、裏年に当たり、昨年に比べ減少するものの、例年を上回る3400トンを見込んでおります。

以上であります。

○議長(赤嶺 昇君) 文化観光スポーツ部長。

[文化観光スポーツ部長 宮城嗣吉君登壇]

○文化観光スポーツ部長(宮城嗣吉君) 2、軽石漂着問題の対応についての(1)と(5)、各部ごとの状況及び観光業への影響と対策についてお答えします。2の(1)のうち各部ごとの状況と2の(5)は関連しますので、恐縮ですが一括してお答えします。

文化観光スポーツ部では、軽石の観光への影響について、沖縄観光コンベンションビューローと連携して観光関連事業者等への調査を行っております。ダイビングツアーの中止や宿泊キャンセル等が発生しているほか、修学旅行の日程変更やフォトウェディングの撮影場所変更等、様々な影響が報告されています。今後も継続的に情報収集を行い、風評被害を招かないよう正しい情報を発信するとともに、海岸管理者等と連携し、海水浴場等からの軽石の撤去に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 教育長。

[教育長 金城弘昌君登壇]

○教育長(金城弘昌君) 3、教育行政についての御質問の中の(1)、不登校児童の状況と対策についてお答えします。

令和3年度における市町村立小学校の不登校児童数は、7月末日時点で613人となっております。各学校においては、家庭との連携により、当該児童の生活習

慣を整えるとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる支援に加え、オンラインを活用した学びの保障を行うなど、様々な工夫を行っているところです。

県教育委員会としましては、今後も市町村教育委員会と連携し、不登校児童生徒の支援に努めてまいります。

同じく(2)、学校PCR検査の対応についてお答えします。

学校PCR検査においては、教職員の負担軽減等のため、検体の回収搬送は支援チームが行うこととなっております。しかしながら、現在も教職員が回収を行っている学校があると聞いております。その理由としては、日程面や保護者の負担軽減等と聞いておりますが、対策本部は教職員が検体を取り扱うことがないよう、支援チームによる検体の回収搬送を推奨しております。

なお、対策本部では今月に説明会を予定しており、県教育委員会としましても、その旨、学校等に周知してまいります。

同じく(3)、GIGAスクール構想の進め方についてお答えします。

コロナ禍の影響により、GIGAスクール構想が前倒しされたことで、学校においては、準備時間を確保できない状況の中で、オンライン学習を行うなどの対応が求められ、様々な課題があったものと認識しております。県教育委員会では、学校訪問や研修等を通してICT活用の助言を行うとともに、好事例の情報提供を行っているところです。今後も、教員研修を充実させるとともに、市町村が配置するICT支援員の活用も含め、学校全体で計画的に取組が進められるよう支援してまいります。

同じく(4)、主権者教育の認識と対応についてお答えします。

主権者教育は、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要となる論理的思考力や、現実社会の諸課題を多面的・多角的に考察し、主体的に協働して解決する資質・能力を育むものであり、重要であると考えております。具体的な取組としては、公民科の授業をはじめ、文部科学省等が作成した副教材などを活用した特設授業、ディスカッションやディベート、講話などがあります。また、選挙管理委員会などと連携した出前講座や模擬投票等を実施しております。

県教育委員会としましては、引き続き関係機関と連携し、主権者教育を推進してまいります。

次に6、アオサング群集、長島鍾乳洞の鍾乳石の天

然記念物指定についての御質問にお答えします。

天然記念物の指定に当たっては、学術上貴重であることに加え、地域の歴史文化等への関わりや象徴的な存在であることを基礎的な要件として重視しております。大浦湾チリビシのアオサンゴ群集及び長島の洞窟につきましても、いずれも専門家により学術的な価値の高さが指摘されているところですが、地元名護市や辺野古区の歴史書において、地域の歴史文化との関わりなどが見いだせないことから、県の天然記念物への

指定には課題があると考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 以上で本日の代表質問は終わりました。

本日の日程はこれで全部終了いたしました。

次会は、明3日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後4時33分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 赤 嶺 昇

会議録署名議員 玉 城 武 光

会議録署名議員 座 波 一

令和3年12月3日

令和3年
第10回 沖縄県議会（定例会）会議録
(第3号)

令和3年
第10回

沖縄県議会（定例会）会議録（第3号）

令和3年12月3日（金曜日）午前10時開議

議 事 日 程 第3号

令和3年12月3日（金曜日）

午前10時開議

第1 代表質問

本日の会議に付した事件

日程第1 代表質問

出席議員（48名）

議長	赤嶺	昇君	23番	仲村家治君
副議長	仲田弘毅君	24番	仲宗根悟君	
1番	新垣光栄君	25番	仲村未央さん	
2番	翁長雄治君	26番	玉城武光君	
3番	喜友名智子さん	27番	比嘉瑞己君	
4番	島袋恵祐君	28番	当山勝利君	
5番	玉城健一郎君	29番	照屋大河君	
6番	大城憲幸君	30番	山内末子さん	
7番	上原章君	31番	西銘啓史郎君	
8番	小渡良太郎君	32番	座波一君	
9番	新垣淑豊君	33番	大浜一郎君	
10番	島尻忠明君	34番	呉屋宏君	
11番	仲里全孝君	35番	花城大輔君	
12番	平良昭一君	36番	又吉清義君	
13番	次呂久成崇君	38番	崎山嗣幸君	
14番	國仲昌二君	39番	玉城ノブ子さん	
15番	瀬長美佐雄君	40番	西銘純恵さん	
16番	山里将雄君	41番	渡久地修君	
17番	上里善清君	42番	瑞慶覧功君	
18番	當間盛夫君	43番	比嘉京子さん	
19番	金城勉君	44番	末松文信君	
20番	新垣新君	45番	島袋大君	
21番	下地康教君	46番	中川京貴君	
22番	石原朝子さん	47番	照屋守之君	

説明のため出席した者の職、氏名

知事	玉城デニー君	知事公室長	金城賢君
副知事	謝花喜一郎君	総務部長	池田竹州君
副知事	照屋義実君	企画部長	宮城力君
政策調整監	島袋芳敬君	環境部長	松田了君

子ども生活福祉部長	名渡山 晶 子 さん	知 事 公 室	平 敷 達 也 君
保健医療部長	大 城 玲 子 さん	秘書防災統括監	
農林水産部長	崎 原 盛 光 君	総務部財政統括監	平 田 正 志 君
商工労働部長	嘉 数 登 君	教 育 長	金 城 弘 昌 君
文化観光スポーツ部長	宮 城 嗣 吉 君	警 察 本 部 長	日 下 真 一 君
土木建築部長	島 袋 善 明 君	労働委員会事務局長	山 城 貴 子 さん
企業局長	棚 原 憲 実 君	人事委員会事務局長	大 城 直 人 君
病院事業局長	我那覇 仁 君	代表監査委員	安慶名 均 君
会計管理者	大 城 博 君		

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事 務 局 長	知 念 弘 光 君	課 長 補 佐	城 間 旬 君
次 長	上 原 貴 志 君	主 幹	宮 城 亮 君
議 事 課 長	佐久田 隆 君	主 査	親富祖 満 君

○議長（赤嶺 昇君） これより本日の会議を開きます。

諸般の報告については、お手元に配付の文書により御了承願います。

〔諸般の報告 巻末に掲載〕

○議長（赤嶺 昇君） この際、申し上げます。

小渡良太郎君から発言の申出がありますので、これを許可します。

小渡良太郎君。

〔小渡良太郎君登壇〕

○小渡 良太郎君 皆さん、おはようございます。

昨日の私の代表質問の中の発言で、知事公約に関する質問でしたが、280の公約の部分が未着手であるというふうな発言をいたしました。実際には、280は推進中という形になっております。議論の中で少しヒートアップしてしまって、過激な言葉を使ってしまうました。二度あることは三度あると言われぬように、今後は身を引き締めて、言葉遣いも含めて丁寧に対応していきたいと思っております。

大変申し訳ありませんでした。

○議長（赤嶺 昇君） 日程第1 代表質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

玉城武光君。

〔玉城武光君登壇〕

○玉城 武光君 おはようございます。

日本共産党の玉城武光です。

代表質問に入る前に所見を述べます。

玉城デニー知事は、辺野古新基地建設阻止に向け、

防衛省が県に提出していた設計変更申請を不承認といたしました。私たち日本共産党県議団は、玉城デニー県知事が決断した設計変更申請不承認を断固支持し、知事を全力で支援していきます。

では質問に入ります。

1、知事の政治姿勢について。

小笠原の海底火山噴火による軽石の漂着で、離島航路の港湾、漁港、海岸域等に被害が出ています。漁港、港湾、海岸の軽石除去・処分、損害を受けた漁業・観光業者への補償などを国に求めると同時に、県としても独自の支援を行うべきです。

2、経済・社会活動を再開しながら命を守ることに

ついて。
9月以降、新規感染者の減少が続いている中で、経済・社会活動の再建も重要な課題となっておりますが、同時に再び感染爆発と医療崩壊を絶対に起こさないコロナ対策も求められています。

5点質問します。

(1)、コロナ病床の拡充、臨時の医療施設の増設、往診・訪問看護の体制強化など、新型コロナウイルス感染症第6波への対応及び医療・保健体制の強化について伺います。

(2)、新規感染者が減少している今こそ、ワクチン接種と一体に大規模検査によって感染の火種を消していくという科学的な基本に立った取組が必要だと言われております。どこでも、誰でも、何度でも、無料でPCR検査が受けられる体制をつくるのが、コロナから命を守りながら、経済・社会活動を再開する最大の鍵だと考えます。所見を伺います。

(3)、コロナ危機で傷んだ暮らしと営業への補償と支援について伺います。

政府からまともな補償が行われなかったために、コロナによる倒産と廃業が急増し、飲食業、宿泊業の3割以上が廃業を検討しているという深刻な実態が明らかになっております。倒産、廃業を食い止めるためには、第2弾の持続化給付金・家賃支援給付金を支給し、コロナ収束まで継続的に支給されるよう、国に求めるべきです。所見を伺います。

(4)、コロナ禍による非正規労働者、女性、若者、フリーランスへの雇用対策の実績と経済効果を伺います。

(5)、新型コロナウイルス感染拡大で影響を受けた観光関連産業への支援と経済効果を伺います。

3、自衛隊統合演習の一環で、民間港湾などを使用した大規模訓練について、2点質問します。

(1)、宮古島で地对艦ミサイル部隊のシミュレーションによる模擬射撃をした自衛隊ミサイル部隊の配備などは、新たな不安と緊張をもたらすものであり、反対すべきです。見解を伺います。

(2)、石垣港に海上自衛隊の輸送艇が寄港し、与那国島の祖納港との間で人員や車両の輸送訓練、中城湾港へは防衛省が借り上げた民間船で県外から部隊や物資を輸送する訓練を行っています。海の玄関口としての重要な役割を担っている民間の港湾を使用した自衛隊の大規模訓練は容認できるものではありません。県の対応を伺います。

4、食料自給率の向上、安全・安心な食料の確保、国土の保全など多面的な機能を重視した農林水産業の振興について6点伺います。

(1)、農林水産業の生産高、生産額の到達と伸び率を伺います。

(2)、食料の安全保障を確保するためには、所得補償、価格保障など家族農業をはじめ、農業経営を支援するとともに無制限な輸入に歯止めをかけ、食料自給率を引き上げるべきです。食料自給率の向上と地産地消をどのように推進してきたのか、その成果を伺います。

(3)、気候変動や自然災害にも耐えられる施設栽培の研究、施設整備の状況を伺います。

(4)、サトウキビの手取り価格は、ここ数年、再生産費を下回る価格で推移しております。サトウキビ価格の引上げを求めた政府要請について伺います。

(5)、漁港・漁場、養殖場、浮き・中層魚礁等の整備状況の成果と今後の整備計画について伺います。

(6)、沖縄県種苗条例制定の意義について伺います。

5、産業の振興と雇用の創出について。

(1)、正規雇用拡大の取組の実績と経済効果を伺

ます。

6、暮らし、福祉行政について。

(1)、75歳以上の370万人を対象に、医療費の窓口負担が1割から2割に引き上げられます。窓口2割負担による影響を伺います。

(2)、介護保険制度の見直しによる入所負担料増を伺います。

(3)、県内の自殺者数、男女別数の実態と防止対策を伺います。

7、安全・安心で快適な社会基盤整備について4点伺います。

(1)、県民の命・安全を守るための身近な防災・減災対策事業について。

ア、津波洪水の浸水想定区域内に立地している学校、児童施設数等の状況と減災対策を伺います。

(2)、津波洪水の浸水想定区域地の海拔表示、避難所、避難訓練などの実態と課題を伺います。

(3)、地域で消火活動や災害救助に当たる消防団員の確保と待遇改善を伺います。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時10分休憩

午前10時10分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

玉城知事。

〔知事 玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君） ハイサイ グスーヨー チューウガナピラ。

皆さん、おはようございます。

玉城武光議員の御質問にお答えいたします。

2、経済・社会活動を再開することについての御質問の中の(5)、観光関連産業への支援等についてお答えいたします。

沖縄県では、リーディング産業である観光産業の回復なくして沖縄経済の回復はないものと考えております。このため、感染防止対策を徹底した上で、おきなわ彩発見キャンペーンなどの域内需要喚起策を実施するとともに、宿泊事業者が行う感染症対策への支援を実施しております。また、さきの9月議会には観光関連事業者等応援プロジェクトの補正予算を計上し、支援金の拡充強化を図ったところであり、支給決定額は、11月28日時点で約7.9億円となっております。このほか、10月29日時点において、宿泊業・飲食サービス業への県単融資で約326億円、雇用調整助成金の県単独の上乗せ助成で約12.9億円の支援を行っております。

次に4、食料自給率の向上、安全・安心な食料の確保、国土の保全など多面的機能を重視した農林水産業の振興についての御質問の中の(1)、農林水産業の生産高、生産額の到達と伸び率についてお答えいたします。

沖縄県では、亜熱帯海洋性気候や地理的特性を生かした農林水産業の振興を図るため、沖縄ブランドの確立と生産供給体制の強化、輸送コストの低減対策、生産基盤の整備などに取り組んでいるところであります。これらの取組により、冬春期の施設野菜や全国有数の子牛供給産地となった肉用牛などのおきなわブランド品目の定着、令和2年の生産量が過去最高となったモズクなど、着実に成果が現れており、令和元年の農林漁業産出額は1202億円と、平成23年と比較して25.5%増となっております。

次に4の(4)、サトウキビ価格の引上げを求める政府要請についてお答えいたします。

サトウキビは、本県農業の基幹作物であり、製糖業を通して、農家経済はもとより、地域経済を支える重要な作物と認識しております。このため、サトウキビ生産農家が意欲を持って生産に取り組めるよう、甘味資源作物交付金の確保や糖価調整制度の堅持、安定的な生産体制の整備等について、11月26日に農林水産省等に対し要請を行ったところであります。要請の結果、令和4年産甘味資源作物交付金単価については、砂糖の調整金収支が厳しい状況にある中、前年産同様、トン当たり1万6860円に据え置かれるとともに、さとうきび増産基金の予算についても確保されることになりました。農家の皆様におかれましては、諸所の厳しい状況もあろうかと思いますが、沖縄県としましては、引き続き農家、市町村、JA、製糖企業等と連携し、サトウキビの生産振興に取り組んでまいります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（赤嶺 昇君） 環境部長。

〔環境部長 松田 了君登壇〕

○環境部長（松田 了君） 1、知事の政治姿勢についての(1)、国への要望と県独自の支援についてお答えします。

県は、11月2日に、西銘内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策）、防衛大臣、国土交通大臣、農林水産大臣、環境大臣に、また11月6日には内閣官房長官に対し、回収・処理に関する財政支援や漁業者、観光業者への支援等9項目の要請を行っております。さらに、11月17日には水産庁長官にも漁業者等への支援を要請したところです。あわせて、軽石の回収を漁

業協同組合に委託することで出漁できない漁業者を支援しております。引き続き軽石対策費用を国へ求めるとともに、漁業者、観光業者への支援を検討、実施してまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

〔保健医療部長 大城玲子さん登壇〕

○保健医療部長（大城玲子さん） 2、経済・社会活動を再開することについての御質問の中の(1)、第6波への対応等についてお答えいたします。

本県における現在の新規陽性者数は、小康状態にあるものの、今後感染拡大が懸念される冬場に向け、第4波、第5波の課題等を踏まえた対策を図ることが重要となります。このため、第6波に備えた対応として、病床数を第5波における要入院者の1.2倍程度となる1031床と想定し、重点医療機関等における病床確保や入院待機施設の拡充に努めるほか、ワクチン接種の推進、検査体制の拡充等に取り組んでまいりたいと考えます。なお、第6波に備えたこれらの対応については、国の動向や専門家会議の意見等を踏まえ、12月中旬を目途に取りまとめたいと考えております。

同じく2の(2)、無料PCR検査体制の構築についてお答えいたします。

県では、飲食店従業員向け無料PCR検査、安価なPCR検査など、無料検査を含めた県独自の検査事業において、令和3年4月以降、約59万2000件の検査を実施するなど検査体制の拡充に取り組んできました。一方、国においては、今般、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の中に検査促進枠を新たに創設しており、感染拡大時に不安を感じる無症状の住民に対する無料検査等も実施可能となっております。

県としましては、これまで実施してきた県独自の検査事業を継続しつつ、感染拡大時には当該枠の無料検査を推進してまいります。

次に6、暮らし、福祉行政についての御質問の中の(1)、後期高齢者の窓口負担の引上げについてお答えいたします。

国の資料によりますと、対象となる本県の被保険者数は約2万2000人、全体に占める割合は15.2%で、法の施行後3年間は配慮措置により、年間2万6000円の負担増と試算されているところです。

県としましては、必要な医療への受診抑制につなげることがないように、全国知事会を通し引き続き要請してまいりたいと考えております。

同じく6の(3)、県内の自殺者の状況及び対策につ

いてお答えします。

令和2年の県内の自殺者数は、男性が162人、女性が52人、合計で214人となっております。前年と比較して、男性は28人、女性は7人、合計で35人減少しております。県では、自殺対策として、かかりつけの内科医師等を対象とした心の健康対応力向上研修や、自殺に対する見守り意識の醸成を図るため、ゲートキーパー養成講座への講師派遣事業等を行っております。また、新型コロナウイルス感染症による影響により自殺リスクの高まりが懸念されたことから、令和2年12月からこころの電話相談窓口の相談員を増やし、相談体制を強化しております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

〔商工労働部長 嘉数 登君登壇〕

○商工労働部長（嘉数 登君） 2、経済・社会活動を再開することについての御質問の中の(3)、持続化給付金等の支給に向けた国への要請についてお答えいたします。

県では、これまで全国知事会と連携し、国に対して持続化給付金等の再度の支給を繰り返し要望してまいりました。今般、コロナ禍で大きな影響を受ける中小事業者等の固定費負担支援として、最大250万円を給付する事業復活支援金の実施が国の補正予算案に盛り込まれ、閣議決定されたところです。

県としては、沖縄県産業振興公社に設置した相談窓口において、当該支援金の活用促進が図られるよう、県内事業者へのサポートに取り組んでまいります。

同じく2の(4)、非正規労働者等への雇用対策の実績等についてお答えいたします。

県では、新型コロナウイルス感染症により影響を受けた非正規雇用労働者や女性、若者等に対し、相談体制の強化や座学研修と職場訓練の実施などの再就職支援に取り組んでおります。令和2年度の実績は、相談窓口における相談者数が3024人、そのうち就職者数が918人となっております。また、座学研修等の受講者数は116人、そのうち就職者数は100人となっております。なお、フリーランスを含む事業者に対しては、国の月次支援金等の給付があり、県が設置したサポート窓口における相談実績は2666件となっております。

県としては、引き続き関係機関と連携しながら、求職者の早期就職支援等に取り組んでまいります。

次に5、産業の振興と雇用の創出についての御質問の中の(1)、正規雇用拡大の取組の実績等についてお答えいたします。

県では、正規雇用への転換に取り組む企業に対して、専門家派遣や研修費補助を行うとともに、若年者を正規雇用労働者として雇い入れる企業に対し、助成金を支給しているところであります。事業を開始した平成26年度から令和2年度までの実績は、支援企業数が324社、正規雇用者数が843人となっており、正規雇用の拡大につながっていると考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

〔知事公室長 金城 賢君登壇〕

○知事公室長（金城 賢君） 3、自衛隊のミサイル部隊配備と民間港湾などを使用した大規模演習についての(1)、宮古、石垣への自衛隊ミサイル部隊の配備についてお答えいたします。

自衛隊の配備については、我が国の安全保障や地域の振興、住民生活への影響をめぐって、様々な意見があるものと承知しております。

県としては、政府に対して、地元の理解と協力が得られるよう、より一層丁寧に説明を行うとともに、配備スケジュールありきで物事を進めることがないよう、引き続き求めてまいりたいと考えております。また、諸外国との関係については、対話と協議を通じて情勢の悪化を防ぎ、不測の事態の発生を回避する等、冷静かつ平和的な外交によって解決を図ることが重要であると考えております。

同じく3の(2)、自衛隊の大規模演習についてお答えいたします。

県としましては、かねてから自衛隊の配備等について様々な意見がある中、民港等を使用した令和3年度自衛隊統合演習の実施は、県民に事故の危険性への不安等を生じさせるものであると考えております。このため、先月18日に統合幕僚監部に対し、民港等の使用については、地元自治体の意向を十分に踏まえた上で、必要最小限度の範囲で実施されるべきであること等について強く要請を行ったところであります。

7、安全・安心で快適な社会基盤整備についての(1)、学校、児童施設数等の状況と減災対策についてお答えいたします。

津波浸水想定及び洪水浸水想定区域に立地している学校、児童施設数等について、関係部局に確認したところ、学校数は153校、児童施設数は90施設となっております。各学校、施設における減災対策としては、津波の発生時における防災体制や利用者の避難誘導、さらに避難訓練や防災教育の実施に関する事項などを定めた避難確保計画の策定や避難訓練の実施などに取り組んでおります。

同じく7の(2)、浸水想定区域の海拔表示等についてお答えいたします。

津波や洪水発生時における住民等の避難場所の確保や避難方法の周知は重要な課題であり、市町村においては、市町村地域防災計画に避難場所の確保や避難訓練の実施等について定めております。また、県においても、市町村における海拔表示の方法や避難場所の指定などを示した沖縄県津波避難計画策定指針を策定しており、津波に関する指定緊急避難場所は、令和3年10月末時点で県内889か所が指定されております。また、市町村との共催による沖縄県広域地震・津波避難訓練を毎年実施しているところであり、引き続き市町村等と連携しながら、地震・津波対策等の充実・強化に取り組んでまいります。

同じく7の(3)、消防団員の確保と待遇改善についてお答えいたします。

消防団は、地域の消防防災のリーダーとして、住民の安心・安全を守る重要な役割を担っております。本県の団員数は、令和元年度まで増加傾向にありましたが、令和2年4月1日現在で1721人と前年度より42人減となっており、団員の確保は喫緊の課題となっております。このため、市町村に対し、団員確保及び各報酬の標準額への引上げ等、待遇改善の取組を促しているほか、県補助金を活用したテレビ・ラジオ番組等による加入促進事業やコンビニ等へのポスター掲示など、県民への周知に取り組んでおります。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 農林水産部長。

[農林水産部長 崎原盛光君登壇]

○農林水産部長(崎原盛光君) 4、食料自給率の向上、安全・安心な食料の確保、国土の保全など多面的機能を重視した農林水産業の振興についての(2)、食料自給率向上と地産地消の取組と成果についてお答えいたします。

食料自給率の向上を図るためには、県内農林水産物の生産拡大と地産地消を推進することが重要であることから、県では、生産供給体制の強化や流通・販売・加工対策の強化に取り組むとともに、学校給食やホテル等に対する県産食材の利用促進などを実施しております。これらの取組により、本県の食料自給率は、令和元年度概算値で、カロリーベースで34%、生産額ベースでは過去最高となる63%となっております。

県としましては、引き続き各種施策を推進し、食料自給率の向上と地産地消の推進に努めてまいります。

同じく4の(3)、気候変動等に対応した施設栽培の研究と施設整備についてお答えします。

県では、気候変動等に対応するため、農業研究センターにおいて、環境制御技術を活用したマンゴー等の果樹栽培技術の開発やパイナップル等の新品種の育成などの研究に取り組んでいるところであります。また、平成24年度より一括交付金を活用し、災害に強い高機能型栽培施設の導入推進事業等に取り組んでおり、令和2年度までに強化型パイプハウス等の施設を約204ヘクタール整備しました。

県としましては、引き続き気候変動等に対応した試験研究や施設整備を推進し、農作物の安定生産に取り組んでまいります。

同じく4の(5)、漁港・漁場の整備状況と今後の計画についてお答えします。

漁港・漁場の整備については、沖縄21世紀ビジョン実施計画の中で、流通拠点漁港における陸揚げ岸壁の耐震化量1470メートル、台風時漁船が安全に避難できる岸壁の整備量5918メートル、浮き魚礁の更新数71基を目標値として設定しており、本年度末において、全ての項目で目標を達成できる見込みです。今後10年間の整備計画の方針では、浮き桟橋等の整備により、漁港の係留施設の機能向上を図り、また、浮き魚礁については、既存施設全てを更新する予定となっております。

同じく4の(6)、沖縄県農作物の種苗条例制定の意義についてお答えいたします。

現在、県が進めている条例(案)では、生産者への優良な種苗の安定的な供給、島野菜等の在来種などの遺伝資源の収集・保存、種苗の生産に関する知見の提供を調査審議する附属機関の設置などを定めることとしております。

県としましては、今回の条例を制定することで、生産者が将来にわたり、島野菜等の優良な種子や苗の供給を受けることが可能となり、また、県民に対しては、優良な農作物の提供と沖縄の伝統的な食文化の継承に寄与するものと考えております。

以上であります。

○議長(赤嶺 昇君) 子ども生活福祉部長。

[子ども生活福祉部長 名渡山晶子さん登壇]

○子ども生活福祉部長(名渡山晶子さん) 6、暮らし、福祉行政についての御質問の中の(2)、介護保険制度の見直しによる入所負担料増の影響についてお答えいたします。

令和3年8月から、介護保険施設等を利用する低所得者の食費・居住費を助成する制度(補足給付)について、預貯金等の資産要件や収入に応じた食費の負担額の見直しが行われたところです。県内保険者に問い

たところ、11月時点で、資産要件の見直しに伴い、更新申請時に対象外となった方は210人となっております。また、介護保険施設へ入所した場合に影響を受ける方は約2100人であり、国の試算による負担増は月2万円程度となっております。

県としましては、引き続き保険者と連携し、影響の把握に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城武光君。

○玉城 武光君 漁業者、それから観光業者への具体的な支援策がありませんでしたので、再質問をいたします。

被害状況としては、登録漁船のうち約52%に当たる1570隻が出漁できない状況になっております。それから、軽石が原因のエンジントラブルが105隻発生しております。そういう中で、漁業者の皆さんが訴えているのは、収入がゼロで生活が苦しいと。国が被害のある全ての漁港の軽石を除去し、漁師への補償までしてほしいという切実な声が上がっておりますけれども、補正予算で調査費が計上されて調査されていると思うのですが、具体的に漁船保険の適用をどうするのか。それから漁業共済で補填できる人と、漁業共済で補填できない漁業者への支援など、そういうところの具体策を具体的に検討して、そういう策を示すべきではないかと思うのですが、いかがですか。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君） 今回の補正予算の中で、調査事業を計上しまして、県それから漁業関係団体等とよく審議をすることにしております。そして、まず漁船保険の適用ですが、これ漁船の船体、機関、設備に被害を被ったときに対象となることから、軽石によるエンジンの主要部品の破損、交換は保険対象と聞いております。また洋上での救助費等も対象となると聞いておりますので、ここもよく審議をしていきたいと思っております。あわせて、漁業者への所得補償等については、共済の補填等ございますので、この様子を見ながらこの協議会の中で十分に審議をしていきたいというように考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城武光君。

○玉城 武光君 私、補正予算の審議のときにも言いましたけれども、漁業共済は、補填するのは1年後なんです。そういう中で今求めているのは、その漁業共済の前払い、前倒し、仮払いということを検討していただきたいんですが、そういうことは検討されておりますか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時37分休憩

午前10時37分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君） 漁業共済金の課題としては、補填の時期がおおむね1年後というふうになっておりますので、議員から御提案の共済金の前倒し金につきましては、漁業者の資金繰りの改善にもつながるものと考えております。

県としましては、県と関係機関で構成する先ほどの対策協議会において、前倒し支給の必要性などについても十分に意見を聞いた上で対応を検討したいというように考えております。

○玉城 武光君 以上です。ありがとうございます。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉瑞己君。

〔比嘉瑞己君登壇〕

○比嘉 瑞己君 おはようございます。

日本共産党の比嘉瑞己です。

引き続き代表質問を行います。

初めに、米軍基地問題について。

辺野古新基地建設をめぐる政府の設計変更申請について、知事が不承認を決定したことを全力で支持いたします。

政府の設計変更申請では、基地の使用開始までに12年、総工費は9300億円かかるとしてあります。深さ90メートルに及ぶ軟弱地盤の改良工事によって、美しい海が大量の土砂によって埋め立てられます、世界に誇る沖縄の自然環境が破壊されます。辺野古新基地建設は、政治的にも技術的にも不可能です。政府は申請を取り下げ、新基地建設を断念すべきであります。知事の決意を伺います。

1996年のSACO合意から25年が経過しました。米軍基地の負担軽減どころか、負担は激増しております。基地の機能強化、訓練激化による騒音被害、環境汚染、米軍関係の事件・事故の実態はどうでしょうか。これら米軍基地から派生する被害はまさに人権問題ではないでしょうか。見解を伺います。

普天間基地所属の欠陥機MV22オスプレイは、2016年に名護市安部の海岸で墜落事故を起こした後も、日常的に住宅地上空を飛行し、県内各地で危険なつり下げ訓練を実施しております。そして、先月23日、宜野湾市の住宅密集地で、金属製の水筒を落下させる重大事故を起こしました。県民の不安と怒りは大きく広がっており、日米両政府に対し厳しく対応を迫るべきです。

普天間基地の即時運用停止、閉鎖・撤去を求めるこ

と。

危険な欠陥機オスプレイの撤退を求めること。

航空特例法を廃止し、日米地位協定の抜本改定を求めること。

以上のことについて見解を問います。

那覇軍港に、欠陥機オスプレイや大型ヘリが相次いで飛来しております。沖縄の施政権返還に当たり基地の使用条件を定めた5・15メモを逸脱しているにもかかわらず、防衛局は、航空機の着陸を排除していないとの認識です。このまま日本の主権を侵すような運用を認めれば、今後とも那覇軍港への米軍機着陸が常態化される危険があり断じて許されません。県の対応を問うものです。

次に、玉城県政のこれまでの実績について伺います。

玉城知事は、翁長前知事の遺志を継承し、県民が心をつなげて対立と分断を乗り越えていく誇りある豊かさを目指し、建白書実現のために県民とともに歩んできました。また、沖縄の可能性を生かした経済振興や離島振興を推進し、子供の貧困対策をはじめとする教育・福祉・医療政策にも積極的に取り組んでまいりました。玉城県政のこれまでの取組について進捗状況と成果を問うものです。

沖縄振興について伺います。

沖縄振興特別措置法は、苦難の歴史を歩んできた沖縄県民への政府の償いの心が原点であり、新たな米軍基地負担の代償によるものではありません。一方で、辺野古新基地建設に反対をする翁長県政が誕生して以降、沖縄関係予算や一括交付金の減額が続いております、政府の姿勢は許されません。

基地と振興策のリンク論は許されるものではありません。その見解を伺います。

次期振興計画策定に向けた県の取組を問うものです。

よろしくをお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

〔知事 玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君） 比嘉瑞己議員の御質問にお答えいたします。

1、米軍基地問題についての御質問の中の(1)、辺野古新基地建設計画の断念に向けた決意についてお答えいたします。

辺野古新基地建設については、軟弱地盤の存在が判明し、提供手続の完了までに約12年、総工費が約9300億円を要することとされています。また、今般の変更承認申請に関しては、災害防止や環境保全に十分配慮した検討が行われていないことや、埋立ての動

機となった土地利用が可能となるまで不確実性が生じており、普天間飛行場の危険性の早期除去にはつながらないことなどを理由として、不承認としたものであります。膨大な費用を要し、環境に重大な影響を及ぼすことが危惧され、普天間飛行場の一日も早い危険性の除去につながらないことが明確となった辺野古新基地建設計画について、直ちに断念するよう日米両政府に求めてまいります。

次に、玉城県政のこれまでの実績についての(1)、これまでの取組の進捗状況と成果についてお答えいたします。

私は、就任後、公約として掲げた291の施策全てに着手し、経済、教育、福祉、保健医療、離島振興、文化、環境、基地問題等の分野において様々な施策を展開してきたところであります。その中で申し上げます、経済分野においては、観光振興に資する諸施策の実施等により、2019年には入域観光客数が1000万人を超え、雇用情勢が大幅に改善するなど、着実に成果を上げてきておりました。しかし、新型コロナウイルス感染症の拡大が、これまで積み上げた成果に打撃を与え、観光関連産業をはじめ多岐にわたる業種で大きな影響を及ぼしております。このため、那覇空港や離島空港における水際対策やエッセンシャルワーカー等への定期PCR検査の実施等に加え、影響を受けた事業者への支援金給付や需要喚起策など感染拡大防止及び社会経済活動の回復に向け全力で取り組んでいるところです。

また、沖縄県子ども貧困対策計画に基づく取組を着実に推進するとともに、幼児教育の無償化やこども医療費助成の拡大、中高生のバス無料化、少人数学級の対象拡大、子どもの権利尊重条例の制定、ヤングケアラーの実態調査の実施等、子供が健やかに成長することができる社会の実現に向けた取組を推進しております。加えて、沖縄県性の多様性尊重宣言（美ら島にいろいろ宣言）や、沖縄県性暴力被害者ワンストップ支援センターの拡充などに取り組んでおります。

離島振興につきましては、沖縄本島と北大東島を結ぶ海底ケーブルの整備、離島航路及び航空路の交通コストの低減、粟国－那覇航空路線の再開、水道の広域化など、離島の定住条件の整備等にも取り組んでおります。

伝統文化の継承と発展に向けては、琉球歴史文化の日を制定するとともに、沖縄空手世界大会の定期開催化に取り組んでおります。首里城については、令和3年3月に首里城復興基本計画を策定し、現在は、歴史まちづくりの推進に係る首里杜地区整備基本計画の策

定等に取り組んでいるところです。

環境分野におきましては、令和3年7月に世界自然遺産への登録が実現するとともに、沖縄県気候非常事態宣言や沖縄県希少野生動植物保護条例の全面施行などに取り組んでおります。なお、この条例にはジュゴンなども希少生物として登録をしております。

米軍基地問題については、辺野古新基地建設問題等に係るトークキャラバンを行うとともに、全国知事会において米軍基地負担に関する提言を全会一致で決議していただくなど、国民的議論を喚起する取組を積極的に展開してきたところであります。

持続可能な沖縄の発展と誰一人取り残さない社会を目指すとともに、安全・安心で幸福が実感できる島を形成し、自立的発展と県民一人一人が真の豊かさを実感できる社会の実現に向けて、私が先頭に立って、全身全霊で取り組んでまいります。

次に、沖縄振興についての御質問の中の(1)のA、基地と振興策のリンク論についてお答えいたします。

国は、沖縄の置かれた歴史的、地理的、自然的、社会的な特殊事情に鑑み、沖縄の自立的発展や豊かな住民生活の実現に寄与することを目的として、沖縄振興特別措置法に基づき、沖縄振興策を総合的かつ計画的に講じております。

沖縄県としましても、米軍基地問題と沖縄振興策は全く別であると認識をしております。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

〔知事公室長 金城 賢君登壇〕

○知事公室長（金城 賢君） 1、米軍基地問題についての(2)、米軍基地から派生する被害についてお答えをいたします。

国土面積の約0.6%の本県には今なお、米軍専用施設面積の約70.3%が集中しており、応分の負担には程遠い状況にあります。このような中、海兵隊の再編により、在沖米軍の基地機能が強化されることによる基地負担の増加が懸念されます。また、嘉手納飛行場及び普天間飛行場における離発着回数は増加傾向にあることに加え、外来機の飛来により日常的に発生する航空機騒音、P F O S等による水質汚染、部品落下等の航空機事故、米軍人等による刑法犯罪等の発生など、広大な米軍基地の存在は県民生活に様々な影響を及ぼしています。

県としては、米軍基地から派生する被害は県民の生命財産等、人権に関わる問題であると認識しており、県民の目に見える形で過重な基地負担の軽減が図られ

るよう、全力で取り組んでまいりたいと考えております。

同じく1の(3)のA、普天間飛行場の運用停止等についてお答えをいたします。

去る11月23日、宜野湾市の住宅街に普天間飛行場所属のオスプレイから水筒が落下する事故が発生しました。同飛行場所属機は、今年8月にオスプレイから部品が落下する事故を起こしたばかりであり、周辺住民の不安はますます高まっております。辺野古新基地建設については、軟弱地盤の存在が判明し、提供手続の完了までに約12年を要するとされ、さらに、今般の変更承認申請が不承認となったことにより、埋立工事全体を完成させる見通しが立たない状況となりました。このことから、県としては、辺野古移設では普天間飛行場の一日も早い危険性の除去にはつながらないと考えており、政府に対して、辺野古が唯一の解決策という固定観念にとらわれずに、同飛行場の一日も早い危険性の除去及び早期閉鎖・返還に取り組むよう求めてまいります。

同じく1の(3)のイ、オスプレイの撤退についてお答えをいたします。

オスプレイについては、開発段階から事故を繰り返し、多数の死者を出したことなどから、県内41市町村及び議会などが連名で建白書を提出し、配備撤回を求めています。政府は、オスプレイの安全性は確認されているとの見解を出しておりますが、同機は今般の水筒落下事故以前においても、平成28年の名護市安部沿岸での墜落事故や本年8月の部品落下事故が発生させるなど、県民の不安は一向に払拭されていないと考えております。

県としては、これまで建白書の精神に基づき、オスプレイ配備に反対してきており、引き続き米軍及び日米両政府に対して、オスプレイの配備撤回を求めてまいりたいと考えております。

同じく1の(3)のウ、日米地位協定の改定についてお答えをいたします。

日米地位協定においては、米軍に原則として国内法の適用がないため、県では、平成29年9月に日米両政府に対し「合衆国軍隊の演習、訓練、施設整備等の諸活動の実施に対して、航空法等の日本国内法を適用する旨を明記すること」など、日米地位協定の見直しに関する要請を行っております。また、去る5月の本土復帰50年に向けた在沖米軍基地の整理縮小についての要請においても、米軍に航空法等の国内法を適用する等、日米地位協定の抜本的な見直しを求めております。

県としては、引き続き全国知事会や渉外知事会等とも連携し、日米地位協定の見直しに向けた取組を強化してまいります。

同じく1の(4)、那覇港湾施設への米軍機の飛来についてお答えをいたします。

県としては、これまでになかった那覇港湾施設での航空機の運用は、市民に不安を与えるものであり、このようなことが常態化することは断じて容認できないことから、先月26日に外務省沖縄事務所及び沖縄防衛局に対して厳重に抗議したところであります。それにもかかわらず、先月30日に再び事前の連絡もなしに同施設からオスプレイが離陸したことは、沖縄県民の思いをないがしろにするものであり、怒りを禁じ得ません。引き続き、米軍及び日米両政府に対し、5・15メモを厳格に運用し、那覇港湾施設において航空機の離着陸を一切行わないことなどを求めてまいります。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 企画部長。

[企画部長 宮城 力君登壇]

○企画部長(宮城 力君) 3、沖縄振興についての(1)のイ、新たな振興計画策定に向けた取組についてお答えいたします。

新たな振興計画(素案)については、本年6月に沖縄県振興審議会へ諮問し、11月までの間に、9つの部会で計46回の審議を重ねていただきました。また、本年7月から8月にかけて、市町村、関係団体、県民の皆様から、合計で1246件の御意見をいただいたところであります。これらの審議や御意見を踏まえ、10月29日には、沖縄県振興審議会より審議経過として、新たな振興計画(中間取りまとめ)が公表され、本年12月を目途に答申が取りまとめられることとなっております。

県としましては、国と連携を図りながら、来年3月に、新たな振興計画(案)を策定することとしております。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 比嘉瑞己君。

○比嘉 瑞己君 再質問を行います。

知事は、翁長前県政の誇りある豊かさを継承し、また、誰一人取り残さない社会、新時代沖縄といった玉城デニー知事独自の理念を掲げて、この3年間全力で取り組んできたと思います。

再質問で、これまでの実績について、各分野についてももう少し質問をしたいと思います。

最初に基地問題ですが、全国知事会がやはり知事の

こうした訴えを聞いて、地位協定の改定を全会一致で決議して、国に要請したというのは大変大きな成果だと思います。米軍にも国内法を適用しなさい、こうした訴えが世論として広がったことを大きく評価するものです。また、この辺野古の問題では、知事は訪米を繰り返し、アメリカにも大きな変化を与えたと思います。知事の訪米活動やワシントン事務所の活動による米国の変化について、県はどのように評価していますか。

○議長(赤嶺 昇君) 知事公室長。

○知事公室長(金城 賢君) 知事におかれては、訪米の際に米国政府関係者や連邦議会議員と面談をし、沖縄の過重な米軍基地の負担の現状や辺野古の軟弱地盤の問題などについて説明をしてきたところでございます。またワシントン駐在においても、米国政府関係者や連邦議会議員等に対し、辺野古新基地建設問題をはじめとする沖縄の基地問題の解決について、精力的な働きかけを行ってきたところでございます。このような働きかけを通じて、沖縄の基地問題の正確な情報や辺野古新基地建設問題に関する沖縄の考え方について、米国政府、連邦議会議員等関係者の認識も広がりつつあるというふうに考えております。

成果といたしましては、令和2年6月に米連邦議会下院の軍事委員会即応力小委員会において、2021年度の国防権限法に関する辺野古新基地建設予定地地下の強度の検証などに関する報告書を国防総省に求めるといったことが成果。それから米国の会計検査院における報告書での指摘、それから戦略国際問題研究所においても、辺野古新基地建設について完成する可能性が低いといったような認識が示されているところでございます。

○議長(赤嶺 昇君) 比嘉瑞己君。

○比嘉 瑞己君 続いて、子供の貧困についてですが、いよいよ来春から中学校卒業までの医療費の無料化が実現いたします。給付型奨学金制度も拡充をしてきました。中高生への通学バス・モノレールの無料化も進められています。知事のこの3年間で、特にこの子供の貧困問題は大きく前進したと思うんです。

今、次の子どもの貧困対策計画を策定中であります。翁長前知事は、この計画策定に当たり30億円の基金を積み立てました。次の5年間では、新しく分かってきた課題として、ヤングケアラーの問題など様々な課題に引き続き取り組まなければいけません。

知事に伺いたいんですが、こうした政策を進めていくためには、やはり思い切った基金への積立てが必要だと思います。財政的な裏づけが必要だと思います。

が、この基金への考え方についてお聞かせください。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 沖縄県子どもの貧困対策推進基金は、就学援助の充実ですとか放課後児童クラブ利用料の負担軽減など、子供の貧困対策を推進するために大きな力になったものと考えております。この基金の設置期間は今年度末までとなっておりますが、困窮家庭を取り巻く環境は依然として厳しく、対策を継続的に実施していく必要があることから、私としましては、新たな子どもの貧困対策計画の策定と併せて、ぜひ30億円規模の基金を新たに積み増して、子供の貧困対策を切れ目なく、かつ強力に進めてまいりたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉瑞己君。

○比嘉 瑞己君 ぜひしっかりとした基金の裏づけを求めたいと思います。

続いて待機児童の問題ですが、この待機児童の解消のためには保育士不足をどうしても解消しなければいけません。この間、玉城県政は保育士の賃金の引上げ、あるいは正規雇用化について取り組んできたと思います。この保育士の待遇改善についての成果をお聞かせください。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん） 保育士の処遇改善については、令和2年の賃金構造基本統計調査によりますと、本県の保育士給与月額23万1400円、年額にいたしますと337万3200円となっております、平成30年と比較しますと年額で18万700円増加しているところでございます。また、県では保育士の正規雇用化促進に取り組んでおりまして、これも令和2年の県内認可保育所の正規雇用率で申し上げますと76.8%でございまして、平成30年と比較すると5.2ポイント改善というところとなっております。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉瑞己君。

○比嘉 瑞己君 続いてですが、知事はこのSDGsの理念をいち早く県政に取り入れてきたと思います。私はこの中でも特に人権、この問題に対して知事の取組には大変大きな敬意を表したいと思います。誰一人取り残さない社会を構築していくために、様々な人権擁護の取組が行われたと思いますが、その進捗状況をお聞かせください。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん） まず、県の取組といたしまして、子供の権利を普及啓発し、社会全体で子供の権利と虐待への理解を深め、取組を推進することにより、虐待から子供を断固として守り、

子供が健やかに成長していける社会を実現していくことを目指すというところで、令和2年4月に子どもの権利尊重条例を施行したところでございます。同条例に基づきまして、現在子供の権利ですとか、虐待から守るということの普及啓発に取り組んでいるところでございます。

続きまして、このほかにも性の多様性宣言という取組をしたところでは、沖縄県では全ての県民の尊厳をひとしく守り、個々の違いを認め合い、互いに尊重し合う共生の社会づくりを目指して、性の多様性尊重宣言を今年の3月に行いました。この宣言に基づく取組といたしまして、悩みを抱える当事者や御家族などが安心して相談できる相談窓口などを開設したところであり、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

性暴力被害者への支援といたしまして、ワンストップ支援センターを平成27年2月に設置したところでございますが、これを令和元年に病院拠点型へ移行しております。同センターで24時間365日の体制で、被害直後からの医療的支援も含めた総合的な支援を行っており、これにより被害者に寄り添った支援が充実されたものと考えておまして、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉瑞己君。

○比嘉 瑞己君 今はまたヘイトスピーチ禁止条例にも取り組んでいると思いますので、ぜひ、その実現についても頑張ってくださいと思います。

企画部長に伺いたいと思います。

私、このように玉城県政3年間の取組によってあらゆる分野の事業が前進し、県民生活を大きく向上させたと思っています。一方で、マスコミ報道で、この知事公約の達成率が1.7%だと批判がありました。しかし、この数字、実際のその進捗状況や県民の実感とは離れていると思うんです。291の公約は全てに着手をしていますし、今答弁いただいた分野だけでも大きく前に進んだ事業もたくさん、ほかにもあると思うんです。

改めて、この3年間の知事公約あるいは公約以外の取組についても、皆さんの評価はどういったものなんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（宮城 力君） 知事の公約の中には、例えば琉球歴史文化の日の制定、それから幼児教育の無償化のように、それ自体は実現し、さらにまた引き続き公約の趣旨目的のために継続して取り組んでいるものがございます。また、少人数学級の拡大、北部地域

への中高一貫教育の導入、モノレールの3両化、希少野生動植物保護条例の制定を踏まえた在来種保護、光ファイバー網の整備、低所得世帯の中高生のバス無料化など、これらについても継続して取り組んでいるところでございます。昨日、知事から答弁ありましたように、これらの取組を含めて公約として掲げた291施策全てに着手し取り組んでいるところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉瑞己君。

○比嘉 瑞己君 知事、今述べた以外に、特別支援学校の開校というの、関係者の皆さん、大変喜んでるんですよ。那覇だけではなく、今度は中部にもその支援を広げていくというお考えです。

この知事が掲げた新時代沖縄、誰一人取り残さない社会、そして誇りある豊かさ、これ私、大きく前進していると思います。自信を持って、これからも県職員の皆さん、そして県民とともに奮闘していただきたいと思えます。今後の取組について知事の決意を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 291の公約全てに着手をし、県庁一丸となって県民の福祉の向上、そして県政の発展に力を合わせて取り組まさせていただきます。新時代沖縄の到来、誰一人取り残さない沖縄らしい優しい社会の構築、そして翁長県政から引き続き県民とともに求めていく誇りある豊かな島沖縄の将来像に向けて、社会・経済・環境の3側面が一体となった取組を次期振興計画からも様々な政策を掲げてしっかりと前進していきたいと思えます。そして、本当に安全・安心で幸福を実感できる島沖縄をしっかりと構築していきたいよう、さらに全身全霊で頑張りたいと思えます。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉瑞己君。

○比嘉 瑞己君 よろしくお願ひします。

続いて設計変更の不承認について伺います。

この不承認には、遺骨土砂の問題は直接的には触れられておりません。一方で、今この遺骨土砂の問題をめぐっては、全国の自治体でこの土砂を採取しないように、こうした意見書が次々と可決されております。

遺骨土砂をめぐるとの問題は、辺野古新基地建設に賛成・反対、これに関係なく戦没者遺族の尊厳を踏みにじる人道上の問題であると思えますが、知事の思いについて聞かせてください。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） お答えいたします。

変更承認申請が不承認になったことにより、沖縄本島南部地区の土砂が辺野古新基地建設のための埋立て

に使用されることはないというふうに認識をしております。一方政府は、戦没者の遺骨が残されている可能性がある場所から採取した土砂の使用について、明確には否定しておりませんが、悲惨な戦争を体験した県民や国民、御遺族の思いを傷つけるようなことは絶対にあってはならないというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉瑞己君。

○比嘉 瑞己君 これからは、この知事の不承認に對しての政府の対応が注目をされていくわけですが、これまで政府は、この国民の権利救済を目的とした行政不服審査法を用いて、同じ政府機関である沖縄防衛局が国土交通大臣に助けを求める、いわゆる私人なりすましというこうした手法を繰り返してきました。こうした地方自治をゆがめる手法は許されないと私は思いますが、県の見解はどうでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） お答えいたします。

沖縄県においては、審査請求のを通じた大臣が関与する裁定的関与によって知事の処分が取り消されているという事態が生じている状況でございます。これまで県は、国が自らの意向を地方に押し通すために、私人の権利利益の救済制度である行政不服審査制度を用いる手法が認められれば、地方自治は保障されなくなるということを申し上げてきました。

県としては、このような問題は沖縄に限らず全国のどの自治体でも起こり得る問題であり、自治体の自主性と自立性を脅かしかねないものであると訴えてきたところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉瑞己君。

○比嘉 瑞己君 新しく誕生した岸田首相は、国民の声を聞く力、このことをアピールしております。一方で、私たち沖縄県民が地方自治法に基づいて歴史的な県民投票が実施されました。そのときの民意は埋立反対、これが7割を超える沖縄の声です。しかし、その声に政府は一向に耳を貸そうとしておりません。私はこの辺野古の新基地建設問題は、安全保障の問題だけでなく、この国の民主主義と地方自治が問われる問題だと思えます。知事の見解を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） この間沖縄は、来年で復帰50年を迎えようとしていますが、常にその沖縄県民が求めてきたものは、この27年間の為政権の下にあって、かなえられなかった平等や人権、自由などの問題であつたらうということは私どもも十分認識するところであります。ですから、そのような声を民主主義の本来あるべき理念と姿として私たちが求めていくこ

とは、当然先達からのその願いを、これからの未来の世代に決して課題として残さず、今責任ある我々世代として国とともにこの問題をしっかりと解決をしていく、そのことをこれからも国に求め、我々も自主努力を重ねてまいりたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉瑞己君。

○比嘉 瑞己君 知事、最後にもう一度お尋ねします。

戦後76年、私たち県民は、自ら望んで持ってきた米軍基地はありません。これ以上の新たな基地負担は要らない。これは保守や革新の立場の違いを超えた私たち沖縄県民の思いだと思います。一方で政府は、知事が不承認をした後も辺野古側の工事を今日も進めています。知事の不承認が通れば基地建設自体が不可能であるわけですから、この今やっている工事も直ちに止めるべきだと思うんです。このことに対して、やはり県がもっと強い声を上げていくことが大切だと思いますが、このことについての見解をお聞かせください。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 今回の変更承認申請が不承認になったことにより、先ほどの採取等の候補地として追加されていた地域からの土砂も埋立工事には使えなくなります。それはまた先ほどありましたとおり、戦争の犠牲になられた御遺骨が眠るかもしれない土地の土砂を使用することになりかねないということの人道上の問題なども含まれております。ですから、これからもそのような問題については、我々は県として引き続きあるべき沖縄の基地のない平和な島を目指す、沖縄21世紀ビジョンで掲げるその姿を堂々と主張してまいりたいと思います。

○比嘉 瑞己君 ありがとうございます。

○議長（赤嶺 昇君） 國仲昌二君。

〔國仲昌二君登壇〕

○國仲 昌二君 休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時14分休憩

午前11時15分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○國仲 昌二君 会派立憲おきなわ、宮古選出の國仲昌二です。

まずは、宮古の方言、マークフツで御挨拶いたします。

ソーナ ゴーカー ウランマ 皆さん、御機嫌いかがですか。

ブガリーブガリ ウズパズヤースガ 皆さん、大変お疲れだとは思いますが、バガ パナスーマイ ツキフィーサマチヨー 私の質問にもお付き合いください

い。

よろしく申し上げます。

それでは、立憲おきなわを代表いたしまして質問をいたします。

当局には、県民に分かりやすい御答弁をよろしくお願ひいたします。

1、日本復帰50周年について。

先日、沖縄返還協定強行採決50年という見出しで、沖縄返還協定が衆議院特別委員会で強行採決され、復帰を半年後に控えた沖縄の最後の声は目前で封じられたという新聞報道がありました。

(1)、来年、日本復帰50周年を迎えるに当たり、沖縄県としてどのような歴史認識を持って迎えるのか、日本復帰をどう評価するのか伺います。

2、米軍関係について伺います。

(1)、去る11月25日、県は沖縄防衛局が提出した普天間飛行場代替施設建設事業公有水面埋立変更承認申請について、不承認としました。

ア、知事は、不承認を発表した記者会見で、「工事は絶対に完成しない」と自信を見せたという報道がありましたが、その根拠について伺います。

ウ、今般明らかになったように、埋立予定海域での軟弱地盤の存在などにより、工事は難航することが予想され、先行きは不透明であるという指摘があるにもかかわらず、国は辺野古移設が唯一の解決策と繰り返し主張しています。知事の見解を伺います。

エ、松野官房長官は会見で、普天間基地返還時期を示すのは困難だとコメントする一方で、宜野湾市長との面談では、一日も早い全面返還を実現するとコメントしています。矛盾ではないかと考えますが、知事の見解を伺います。

オ、軟弱地盤について沖縄防衛局は、埋立てが始まる3年前から把握していたことが明らかになりました。軟弱地盤の存在を知っていながら、当初は隠して承認を受け、既成事実をつくって設計変更を受けたほうが有利だと考えていたとすれば、あまりにも県民を愚弄している旨の識者の発言があります。知事の見解を伺います。

(2)、民間地でのつり下げ訓練について。

ア、市街地周辺や自動車道を横断したつり下げ訓練が頻繁に見られます。危険極まりないと思いますが、知事の見解を伺います。

(3)、那覇軍港にオスプレイが着陸したことについて。

イ、県内各地で民間港などを使った自衛隊統合演習が行われましたが、今回の那覇軍港にオスプレイが着

陸したことと関連はあるのか伺います。

3、軽石対策について。

(1)、軽石対策関連予算について。

ア、今後の漂着量の想定が困難な中での補正予算編成となりましたが、今後漂着量が想定を超えた場合、追加の予算措置は即時に対応可能かどうか伺います。

(2)、宮古、八重山など先島地区への影響について。

ア、先島地区への漂着も確認されています。その影響と対策について伺います。

4、新型コロナウイルス感染症についての(2)、県立病院の未収金について。

ア、コロナ禍で県立宮古病院の未収金が増加したとの報道がありました。7年ぶりに未収金が増加したということですが、現状及び対策を伺います。

5、教育関係について。

(1)、GIGAスクールについて。

GIGAスクール構想は、2018年から22年度までの5か年計画で、教育実践の蓄積にICTの活用を加えることで教師、児童生徒の力を最大限に引き出すということですが、コロナ禍によって十分なICT環境が整わない中でオンライン授業などを前倒したために、現場は混乱したと聞いております。

ア、現在の県内の取組状況について伺います。

イ、構想は2022年度までの計画ですが、今後の取組について伺います。

(2)、今年1月に県立高校の運動部主将が自死するという悲しい出来事がありました。このようなことは二度と起こしてはなりません。そこで伺います。

ア、今年9月に県の知事部局で設置した第三者委員会の取組について伺います。

イ、部活動等の在り方に関する方針(改定版)素案についての報道がありました。今月策定するということですが、内容について伺います。

(3)、沖縄県立沖縄高等特別支援学校について。

ア、軽度知的障害高等部単独の全寮制の高等養護学校という同校の特徴について伺います。

イ、宮古の教育関係者などから同校の分校設置を求める声がありますが可能かどうか伺います。

6、財政関係について伺います。

(1)、赤字地方債について。

ア、臨時財政対策債(赤字地方債)の残高が多額になり、その影響が危惧されております。沖縄県の現状を伺います。

(2)、沖縄振興予算について。

ア、沖縄振興予算の令和4年度概算要求は、10年ぶりに3000億円を切りました。中でも公共事業関係

費等がマイナス158億円、11%の減となっています。

県として、市町村も含めて継続事業の停滞や新規事業の芽出しの先送り等、その影響について伺います。

7、子供の貧困問題について。

(1)、子どもの貧困対策推進基金30億円を財源として、県や市町村が事業を実施していますが、その取組状況について伺います。

(2)、子どもの貧困対策推進基金の設置期間が今年度末となっています。期間延長は考えているのか伺います。

8、沖縄県農作物の種苗の生産に関する条例(案)について。

(1)、案の背景には、種子法廃止、種苗法改正、農業競争力強化支援法などがあると聞いていますが、その影響について伺います。

(2)、条例案について、パブリックコメントに寄せられた主な意見について伺います。

9、沖縄県のエネルギー政策について。

(1)、政府のエネルギー基本計画では、2030年度電源構成目標で再生可能エネルギーは36~38%に拡大しました。昨日の答弁で、2030年度沖縄県の再生可能エネルギー電源構成目標値は18%とのことですが、

そこで伺います。

イ、再生可能エネルギーの構成目標値の拡大についてはどのように考えているのか伺います。

10、先島地区の信用保証協会連絡所について伺います。

(1)、先島地区の連絡所を本部に統合すると聞いておりますが、その理由について伺います。

(2)、連絡所では、相談業務などもあると聞いていますが、統合することで宮古・八重山への影響はないのか伺います。

11、宮古関係について。

(1)、宮古島市へのミサイル搬入について。

ア、ミサイルは搬入されましたが、市民の中には国の対応への怒り、あるいは緊急時における安全対策の説明不足で不安が残っております。県としての見解を伺います。

(2)、県道83号線の崩落した転落防止柵の復旧工事について。

ア、2017年に崩落してから4年以上経過していません。復旧工事の進捗状況を伺います。

(3)、下地島空港利活用事業第3期募集について。

ア、現在募集が行われておりますけれども、応募状況などについて伺います。

(4)、農家戸数の激減について。

ア、宮古地区農業士会と県の意見交換会で、農家戸数が急速に激減し深刻な問題となっているという危機感が示されたとのこと。今後の対策を伺います。

(5)、ハンセン病協議会について。

ア、ハンセン病問題の全面的な解決に向けた協議会設置を求める要望書が提出されております。対応について伺います。

(6)、入島協力金と県の進める宿泊税について。

宮古島市観光推進協議会において、宮古の入島協力金についての検討は、県の宿泊税導入の動向を見極めてからとしています。県の宿泊税の検討状況を伺います。

以上、答弁を聞いて再質問いたします。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

〔知事 玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君） 國仲昌二議員の御質問にお答えいたします。

1、日本復帰50周年についての(1)、日本復帰の評価についてお答えいたします。

今の沖縄がありますのは、戦後長きにわたって、先人たちが自治権の獲得や祖国復帰運動などを通して、将来を担う子や孫たちのために、ウチナーンチュの誇りを貫いたそのことによるものと考えております。復帰そのものに関しては、様々な意見があるものと認識しておりますが、本土復帰後、沖縄県は、5次にわたる沖縄振興計画等により、社会資本整備は着実に進み、観光・リゾート産業や情報通信関連産業の成長など様々な成果を上げています。一方で、1人当たり県民所得が全国最低の水準にあるなど、自立型経済の構築はなお道半ばにあるとともに、離島の条件不利性、米軍基地問題等の沖縄の特殊事情から派生する固有課題に加え、子供の貧困の問題、雇用の質の改善等、重要性を増した課題や新たに生じた課題等も明らかになってまいりました。

来年、沖縄は、本土復帰50年という大きな節目を迎えます。沖縄県としましては、持続可能な沖縄の発展と誰一人取り残さない社会を目指すとともに、安全・安心で幸福が実感できる島を形成し、自立的発展と県民一人一人が豊かさを実感できる社会の実現に向けて取り組んでまいります。

次に2、米軍関係についての御質問の中の(1)のア、辺野古埋立工事の完成についてお答えいたします。

辺野古埋立工事に係る変更承認申請に関しては、災害防止や環境保全に十分配慮した検討が行われていないことなどを理由として、不承認としたものであります。そもそも、今般の計画変更が必要となったのは、

事前に実施すべき必要最低限の地盤調査などを実施せずに見切り発車したこと起因するものであります。このように、辺野古埋立工事については、十分な調査や検討が行われていないため不確実な要素が含まれており、また、今般の不承認によって大浦湾側の工事を行うことができなくなることから、工事全体を完成させる見通しが立たない状況にあると考えるものであります。

次に11、宮古関係についての御質問の中の(5)のア、ハンセン病問題要望書についてお答えいたします。

先月15日に、沖縄ハンセン病回復者の会の皆様と面談させていただき、ハンセン病問題の解決に向け、当事者や識者を含めた協議の場の設置や、当事者の意見を十分に反映した啓発事業の実施について要望を受けたところです。ハンセン病問題については、過去の誤った隔離政策が偏見・差別を生み、現在も心を痛め苦しんでいる関係者が多くいることを沖縄県としても重く受け止める必要があると認識しております。そのため、回復者の皆様が強いられてきた苦難や家族の方々の苦しみを真摯に受け止め、その課題の解決に向けて取り組んでいきたいと考えております。

沖縄県では、ハンセン病に対する正しい理解を広く伝えていく努力を継続するとともに、要望についての具体的対応についてしっかりと検討を進めてまいります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

〔知事公室長 金城 賢君登壇〕

○知事公室長（金城 賢君） 2、米軍関係についての(1)のウ、辺野古移設が唯一の解決策に関する見解についてお答えいたします。

政府は、日米同盟の抑止力の維持と普天間飛行場の危険性の除去を考え合わせたとき、辺野古移設が唯一の解決策であり、この方針に基づき着実に工事を進めていくことが、普天間飛行場の一日も早い全面返還を実現し、その危険性を除去することにつながると思います。しかしながら、辺野古新基地建設については、軟弱地盤の存在が判明し、提供手続の完了までに約12年を要するとされ、さらに、今般の変更承認申請が不承認となったことにより、埋立工事全体を完成させることのできる見通しが立たない状況となりました。このことから、県としては、政府が唯一の解決策とする辺野古移設では、普天間飛行場の一日も早い危険性の除去にはつながらないと考えております。

同じく2の(1)のエ、普天間飛行場の返還時期に関

する見解についてお答えいたします。

政府は、返還期日について、変更承認や完成後の移転など現時点で期間の確定が困難な要素があることから、現段階で具体的に示すことは困難としております。政府が返還期日を示すことができないのは、辺野古が唯一の解決策という固定観念にとらわれているからであり、また、普天間飛行場の返還合意から25年を経過した現在においても返還が実現しないのは、辺野古移設ありきで物事を解決しようとする政府の姿勢によるものと考えております。

県としては、政府に対し、辺野古移設を前提とすることなく、普天間飛行場所属機の分散移転・ローテーション配備等により、同飛行場の一日も早い危険性の除去に取り組むとともに、早期返還を実現するよう求めてまいります。

同じく2の(2)のア、民間地や市街地周辺でのつり下げ訓練についてお答えいたします。

去る11月9日及び18日、普天間飛行場において、また同月23日には、キャンプ・ハンセンが所在する宜野座村において、オスプレイによるつり下げ訓練が実施されております。県としては、今年7月に、渡名喜島沖でCH53Eヘリコプターから軍事用コンテナが落下する事故が発生したばかりであり、民間地上空や民間地域周辺でのつり下げ訓練は、周辺住民を危険にさらし、大きな不安を与えるものと考えております。このため、県では、日米両政府に対し、提供施設外及び訓練区域外において訓練を実施しないこと、提供施設内及び訓練区域内であっても住宅地付近等、県民の安全を脅かすような場所では訓練を実施しないことなど、県民の安全確保等の観点から米軍演習の在り方を見直すことについて強く求めてまいります。

同じく2の(3)のイ、那覇港湾施設へのオスプレイ飛来と自衛隊統合演習との関連についてお答えいたします。

県が在沖米海兵隊に事実関係について照会したところ、那覇港湾施設へ飛来したオスプレイ3機は、整備のため船で米本国へ輸送されるとの回答がありました。また、25日に陸揚げされたオスプレイ3機についても、米国へ輸送されたオスプレイの代替機であるとの回答があり、自衛隊統合演習との関連は、現在のところ確認されておられません。

次に11、宮古関係についての(1)のア、宮古島市へのミサイル搬入についてお答えいたします。

今般の陸上自衛隊保良訓練場への弾薬搬入について、自衛隊は警察、消防等と事前に情報を共有したとしておりますが、宮古島市が求めた事故等が発生した

際の被害範囲に関するシミュレーションは示されておりません。また、地元住民からは、弾薬を保管する火薬庫で火災等が発生した際の避難方法や安全性を懸念する声もあることから、県としましては、自衛隊において、宮古島市等の関係機関と連携を図り避難方法等を周知するなど、地元住民の不安を払拭するよう取り組まなければならないというふうに考えております。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 土木建築部長。

[土木建築部長 島袋善明君登壇]

○土木建築部長(島袋善明君) 2、米軍関係について(1)のオ、沖縄防衛局が軟弱地盤を把握していたことについてお答えいたします。

沖縄防衛局が、埋立てが始まる3年前の平成27年の段階で、地質調査した業者から地盤に問題があるとの報告を受けていたということについては、新聞報道により承知しております。沖縄防衛局は、平成27年7月に護岸の一部について事前協議書を提出しておりますが、県は、沖縄防衛局に対し、協議は全体の詳細設計を基にして実施すべきであると通知しております。その後、沖縄防衛局は、護岸全体の協議書を提出することなく、平成30年12月に埋立土砂の投入を開始しております。一方、平成31年1月の衆議院本会議で、首相が、ボーリング調査の結果を踏まえ地盤改良工事が必要となり、沖縄防衛局において具体的な設計等の検討を行うと発言しております。

県は、沖縄防衛局が、埋立土砂投入前の早い段階で軟弱地盤の存在を把握していたということであれば、その時点で、地質調査結果を踏まえた実施設計について、県と協議すべきであったと考えております。

次に11、宮古関係について(2)のア、県道83号保良西里線復旧工事についてお答えいたします。

宮古島市城辺福里地区の転落防止柵については、平成29年9月の台風18号により崩落し、その後、設計や関係機関との調整を進め、令和3年10月、復旧工事に着手したところであります。当該工事については、令和3年度中の完成に向けて取り組んでおります。

同じく11の(3)のア、下地島空港利活用事業の取組についてお答えいたします。

県では、平成26年度から下地島空港及び周辺用地の利活用事業に取り組んでおり、地域に対する経済的・社会的波及効果が期待されております。第3期事業として、下地島土地利用基本計画に基づく空港及び航空関連ゾーン、観光リゾート・コミュニティーゾーンにおいて、民間事業者からの提案を幅広く募集することとしております。去る9月13日にウェブによる

説明会を開催し、11月8日から募集を開始しております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 環境部長。

〔環境部長 松田 了君登壇〕

○環境部長（松田 了君） 3、軽石対策についての(1)のA、漂着量が想定を超えた場合の追加措置についてお答えします。

現時点では、沖縄県全体でおよそ40万立方メートルの回収を想定し、必要な予算を計上しております。今後、漂着量が想定を超える見込みとなった場合には、速やかに国に海岸漂着物等地域対策推進事業の追加配分を要望し、必要な額を確保したいと考えております。

同じく3の(2)のA、先島地区への影響と対策についてお答えします。

先島地域では、11月19日に宮古島、11月25日に石垣島、11月29日には西表島、多良間島、12月1日に与那国島への漂着が確認されております。現在のところ、先島地域への漂着量は多くありませんが、宮古島市及び竹富町から回収が必要となった場合に備えて海岸漂着物等地域対策推進事業費補助金の要望があったところであり、今後、必要な手続を実施してまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 病院事業局長。

〔病院事業局長 我那覇 仁君登壇〕

○病院事業局長（我那覇 仁君） 4、新型コロナウイルス感染症についての御質問の中の(2)のA、県立宮古病院の未収金についてお答えいたします。

令和3年9月末時点における未収金は、約2億3000万円で対前年比3.3%、約730万円の増となっております。主な要因としては、後日精算を行うドライブスルー方式のPCR検査や電話診療が昨年に比べ増加したこと、生活困窮による分納額の引下げや支払い約束の不履行などが挙げられます。同院では未収金対策として、文書や電話・訪問督促などの実施、回収困難な未収金の弁護士事務所への委託などを実施し、未収金の改善に努めているところであります。

なお、速報値では、10月末時点における未収金は、約2億1000万円で対前年比約880万円の減となっております。改善しております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

〔教育長 金城弘昌君登壇〕

○教育長（金城弘昌君） 5、教育関係についての御

質問の中の(1)のA及び(1)のイ、GIGAスクールの取組状況についてお答えします。5の(1)のAと5の(1)のイは関連いたしますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

コロナ禍の影響により、GIGAスクール構想が前倒しされ、今年度より県内の小中学校においては1人1台端末が実現しております。学校現場ではオンライン学習など急な対応による課題等もありましたが、現在ではICTを活用した授業改善に積極的に取り組んでいるものと認識しております。

県教育委員会としましては、今後も教員研修を充実させるとともに、市町村が配置するICT支援員の活用も含め、学校全体で計画的に取組が進められるよう支援してまいります。

同じく5の(2)のイ、部活動等の在り方に関する方針（改定版）についてお答えします。

県教育委員会では、「部活動等の在り方に関する方針（改定版）」検討委員会での審議を経て、12月末の県教育委員会会議で当該改定版の決定を予定しております。その後、令和4年1月末までに各学校及び市町村教育委員会等へ周知し、令和4年4月からの運用を目指しております。内容といたしましては、暴力・暴言・ハラスメントの根絶に向けて、指導者の研修の義務化、部活動顧問会の設置やチェックシートの活用、相談窓口の周知等、実効性のある取組を実施してまいります。

同じく5の(3)のA及び5の(3)のイ、高等特別支援学校についてお答えいたします。5の(3)のAと5の(3)のイは関連いたしますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

知的障害特別支援学校高等部は、主に障害の程度が中重度の生徒を対象としております。一方で、沖縄高等特別支援学校は、知的障害の程度が軽度の生徒を対象とした全寮制の高等部のみを置く特別支援学校で、職業教育を主とする専門学科を設置しております。また、地域のニーズに応え、陽明高校、南風原高校、中部農林高校、南部商業高校に、沖縄高等特別支援学校と同様の学科を置く高等支援学校を設置しております。

分校の設置については、対象生徒数の推移を踏まえていく必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 総務部長。

〔総務部長 池田竹州君登壇〕

○総務部長（池田竹州君） 5、教育関係についての(2)のA、第三者再調査委員会の取組についてお答え

いたします。

県においては、御遺族の要望や県議会における決議を踏まえ、第三者再調査委員会の設置に向けて、総務部を事務局として、現在準備を進めているところです。これまで、関係団体への推薦依頼など選任手続を進め、教育、法律、心理学等に専門的な知識を有する者から委員就任の内諾を得ているところでございます。また、第1回目の委員会につきましては、令和4年1月頃に開催する予定で調整を進めております。

次に6、財政関係についての(1)、臨時財政対策債の本県の現状についてお答えいたします。

令和3年度予算における臨時財政対策債の発行額及び償還額は、共に約350億円を計上しており、県債発行額及び公債費の50%を超える高い水準となっております。同対策債の元利償還金は、後年度、その全額が交付税措置されることとなっておりますが、地方交付税の原資は国税5税の一定割合であり、その配分額には限度があることや、同対策債の償還を同対策債の発行で賄っているのが実情であること等から、制度の持続可能性に懸念が高まっております。

このため、本県においては、全国知事会と連携し、同対策債に頼らない地方交付税総額の確保を国に求めているところでございます。

同じく6の(2)のア、令和4年度沖縄振興予算における公共事業関係費等の減についてお答えいたします。

8月末の内閣府の概算要求における公共事業関係費等は、前年度から約158億円減となる約1262億円の要求額となっております。このため、県においては、事項要求となっている防災・減災、国土強靱化のための加速化対策に必要な経費の確保を求めているところであります。先月26日に閣議決定された令和3年度沖縄振興補正予算(案)では、公共事業関係費として、約139億円が計上されました。

県としては、今後もあらゆる機会を捉え、沖縄振興予算の確保に向けて取り組んでまいります。

次に11、宮古関係についての(6)、宿泊税の導入についてお答えいたします。

県では、沖縄が世界に誇れる観光リゾート地として発展していくことを目指すとともに、県民生活と調和した持続的な観光振興を図る観点から、宿泊税の導入が必要であると考えております。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の沖縄観光への影響を鑑み、直ちに導入することは困難であると考えております。沖縄観光を取り巻く情勢の変化を把握するとともに、引き続き観光関連業界等と緊密に意見交換を行いなが

ら、宿泊税の導入時期等について検討してまいります。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 子ども生活福祉部長。

[子ども生活福祉部長 名渡山晶子さん登壇]

○子ども生活福祉部長(名渡山晶子さん) 7、子供の貧困問題についての御質問の中の(1)及び(2)、子供の貧困対策推進基金についてお答えいたします。7の(1)と7の(2)は関連しますので、一括してお答えいたします。

県では、平成28年に創設した沖縄県子どもの貧困対策推進基金を活用し、市町村が実施する貧困対策を支援してまいりました。この取組により、就学援助の充実や放課後児童クラブ利用料の負担軽減などが図られたところです。同基金の設置期間は今年度末までとなっておりますが、県では、子供の貧困対策を継続的に推進していくことが重要と考えており、現在進めている新たな子どもの貧困対策計画の策定と併せて、同基金の継続についても検討しているところです。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 農林水産部長。

[農林水産部長 崎原盛光君登壇]

○農林水産部長(崎原盛光君) 8、沖縄県農作物の種苗の生産に関する条例(案)についての(1)、種子法廃止と種苗法改正の影響についてお答えします。

県では、主要農作物種子法廃止に伴い、主要農作物の種子に係る要綱を定め、県内農業へ影響が出ないよう対応してきたところです。また種苗法の改正に伴い、優良種苗の品種の開発や保護、貴重な遺伝資源としての島野菜等の保存について、より重要性が高まってきたことから、本県の農業競争力の強化等の必要性が生じております。そのため、県では、農作物の種苗の安定供給、優良品種の開発、島野菜等の収集・保存等を盛り込んだ本県独自の条例制定に向け取り組んでいるところであります。

同じく8の(2)、パブリックコメントの主な意見についてお答えいたします。

10月15日から11月30日までの47日間に行ったパブリックコメントでは、合計80団体等から意見が寄せられました。主な意見としては、1、在来種等の遺伝資源の収集・保存について、2、生産者の役割及び消費者の視点について、3、生産者が行う自家採種についてなどの意見がありました。

県としましては、パブリックコメントで寄せられた意見を参考に条例制定を進めてまいります。

次に11、宮古関係についての(4)のア、農家戸数の減少対策についてお答えします。

本県の販売農家戸数は、高齢化や後継者不足等により、平成22年の1万5123戸から、令和2年は1万674戸と減少しております。また、宮古地域については、県全体と比べ減少率は低いものの、平成22年の4419戸から令和2年は3683戸と減少しております。

県としましては、引き続き就農相談や農業施設の整備支援など、新規就農者の確保を図るとともに、担い手への農地集積やスマート農業の導入など、各種施策を通じ、担い手の育成・確保に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

〔商工労働部長 嘉数 登君登壇〕

○商工労働部長（嘉数 登君） 9、沖縄県のエネルギー政策についての(1)のイ、再生可能エネルギーの構成目標値の拡大についてお答えいたします。

県は、脱炭素社会の実現に向け、今年3月に沖縄県クリーンエネルギー・イニシアティブを策定し、2030年度の再エネ電源比率目標を現状の2倍以上となる18%に設定いたしました。COP26等世界的な脱炭素の潮流や本年10月に閣議決定された国の第6次エネルギー基本計画も踏まえ、現在、より高い目標設定に向けた改定作業を進めており、新たな目標を含むイニシアティブ改定版については年度内に公表する予定です。

次に10、先島地区の信用保証協会連絡所についての(1)及び(2)、先島地区の信用保証協会連絡所統合の理由及び影響についてお答えいたします。10の(1)と10の(2)は関連しますので、一括してお答えいたします。

沖縄県信用保証協会においては、中小企業者への経営支援の機能強化のため、取扱実績が少ない宮古・八重山連絡所を令和4年4月に本所へ統合することとしております。同連絡所では、金融機関との文書の取次ぎなどの役割がありますが、金融機関とのオンラインでの調整等により、業務上の影響はないものと聞いております。

同協会においては、今回の統合による人的資源等の効果的な投入により、関係機関との連携体制の強化やモニタリング体制の充実を図っていくとしており、県としても、このような取組は、離島を含む中小企業者の経営支援のさらなる機能強化が図られるものと認識しております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 國仲昌二君。

○國仲 昌二君 御答弁ありがとうございます。

それでは再質問いたします。

まず、米軍関係についての軟弱地盤についてですけれども、新聞報道によりますと、沖縄防衛局も早い段階から軟弱地盤の存在を深刻に捉えていたということです。しかし沖縄防衛局は軟弱地盤を明確に認めず、2019年の年明けにようやくデータを出したということなんです。識者のほうでは、軟弱地盤の最も深く堆積しているB27地点の地盤調査が実施されていない、調査や試験をせずに推定値での設計変更ではみんなを納得させるのは難しいというふうに指摘しております。これでは不承認は当然だと思いますけれども、再度知事の考えを伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時59分休憩

午前11時59分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 今、議員おっしゃいましたとおり、軟弱地盤の最深部が位置するB27地点において必要な力学試験を実施していないため、地点周辺の性状が適切に考慮されていないということが審査の不適状況の一つとなっております。

○議長（赤嶺 昇君） 國仲昌二君。

○國仲 昌二君 それでは次です。

今回の不承認についてですけれども、今回の不承認については、予算要求のこの時期にとか、沖縄振興計画の大事な時期にとか、いわゆるリンク論の発言が一部であります。しかし、私はこのリンク論には強い違和感を覚えます。確かに予算や沖縄振興に政治的な影響がこれまで全くなかったとは思いません。しかし、法治国家、民主国家を建前とする我が国では、こうしたリンク論は否定されてきたはずなんです。ところが近年、このリンク論が当然のように、あからさまに論じられております。近年、特に安倍政権以降、政権を批判する人たちを、こんな人たちと敵視するなど、国民を敵と味方に峻別して、敵とみなせばためらいなく批判するという指摘もあります。政権批判に不寛容で、政権に異論を唱える知事には面談さえしない、こんなことが法治国家、民主国家で許されていいのでしょうか。今回の不承認が予算や沖縄振興とリンクしてはならないと考えますが、知事の見解を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） お答えいたします。

沖縄振興は沖縄の置かれた歴史的、地理的、自然的、社会的な特殊事情に鑑み、沖縄の自立的発展や豊かな住民生活の実現に寄与することを目的として、沖縄振興特別措置法に基づき、総合的かつ計画的に講じ

られているものとございます。

県といたしましては、日本の安全保障に係る沖縄の米軍基地問題と沖縄振興策は別というふうに認識しております。また、松野官房長官も昨日の記者会見において、基地問題と沖縄関係予算額について直接関連していないとの認識を示しているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 國仲昌二君。

○國仲 昌二君 あと民間地でのつり下げ訓練についてですけれども、米軍機からの落下物は、日米地位協定の特例で県警の捜査対象にならないという報道を見て私は驚きました。最近の水筒落下も、過去の保育園への部品落下、小学校への窓の落下も捜査できなかった。たとえ人が出たとしても第一次裁判権は米国側にあるということです。そんな状況の中で、私たちの頭の上で、つり下げ訓練が行われている。とんでもないことです。

どこまで県民を愚弄するのか、知事の見解を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後0時3分休憩

午後0時3分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） お答えいたします。

議員御指摘のとおり、民間地上空や民間地域周辺でのつり下げ訓練については、周辺地域住民を危険にさらし、大きな不安を与えるというもので、断じて容認できるものではないというふうに考えております。議員御指摘のその捜査権の関連につきましては、日米地位協定の制限等があるというふうに認識しておりますので、県といたしましては、日米地位協定の見直し等、引き続き国に強く求めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 國仲昌二君。

○國仲 昌二君 次に、宮古島市へのミサイル搬入について伺います。

宮古島市長は今回のミサイル搬入に対し、沖縄防衛局に火薬類搬入時の安全対策を万全を期すことや非開示とした情報については国の責任で明らかにすることなどを求めましたが、搬入については情報はなく、車両40台が白昼に一般車両が行き交う公道を走行するなど、市長の要請は無視された感があります。市長は今後、国に対していろいろな事態を想定して地域住民の命と暮らしは大丈夫だという根拠をしっかりと説明するよう求めていきたいと述べていますが、再度知事

の見解を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 先ほども公室長から答弁をさせていただいておりますが、今般の陸上自衛隊の保良訓練場への弾薬搬入について、自衛隊は警察、消防等と事前に情報共有したとしておりますが、宮古島市が求めた事故等が発生した際の被害範囲に関するシミュレーションなどは示されてはおりません。やはり自衛隊においては、宮古島市等の関係機関と連携を図り、避難方法等を周知するなど地元住民の不安を払拭するよう、これからも取り組まなければならないと考えておりますし、県としましても、そのことを防衛局に強く求めてまいりたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 國仲昌二君。

○國仲 昌二君 それでは最後に、日本復帰50周年について、復帰当時の屋良朝苗主席が沖縄の将来の歴史に悔いを残さないため、沖縄県民の要求や考え方をここに集約し、県民を代表しあえて建議するとした建議書を再読すると複雑な心境になりました。復帰後、確かに社会資本などインフラ整備は進み、豊かとなって利便性が飛躍的に向上しました。しかし、一方では建議書で要望した基地のない平和な島や地方自治権の確立、また危惧していた土地の強制収用等々、進むどころか後退しているように感じます。来年の復帰50周年が沖縄にとって日本復帰とは何だったのかを検証し、沖縄の将来をどうあるべきか県民が議論する機会になることを期待したいと思っておりますけれども、最後に知事の見解を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 本土復帰50年を迎える沖縄にあって、県民にも様々な思いが去来するものがあると思いますし、また27年間の施政権下に置かれていた沖縄の状況も検証されるべき課題もまだ残っていると思います。しかし、本土復帰50年、大きな節目を迎える我々は、これから持続可能な沖縄を目指し、誰一人取り残さない社会を実現し、誇りある豊かな島を構築していくために、さらなる真摯な取組を進めてまいりたいと思います。

○國仲 昌二君 質問を終わります。

ありがとうございました。タンディガータンディ。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後0時7分休憩

午後1時30分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

午前に引き続き代表質問を行います。

仲宗根 悟君。

〔仲宗根 悟君登壇〕

○仲宗根 悟君 ハイサイ グスーヨー チューウガ
ナビラ。

盛大な拍手でお送りいただきありがとうございます。
す。

それでは代表質問を行います。

ユンタンジャから来ました南風の仲宗根悟といいます。
す。よろしく願いいたします。

さて、最近のやはり——先月あたりからですけれども、チヌハイヤ ヌマヌハイ ヌ アンシ 1年タ
チュシ アンシ ヘーサヌヤーというのが挨拶代わり
ですか。違いますか。僕はそう思っているんですけれども、やっぱり1年早いですよね。1年間いろんな
ことがありましたけれども、このコロナウイルスにやはり振り回された1年かなと思います。前回の9月議会
でも申し上げましたが、ここはもうしっかり減少傾向にある中で、新しい変異株、これが非常に今脅威だ
というような情報でありますけれども、しっかり気を引き締めて、ワッター県民一丸となって、また執行部の
皆さんもこれまで以上に細心の注意を払いながら、ぜひ県民の安全・安心を守っていただきたいという
ふうに思います。トー アンシェー ウチンジャ チヌ
アビラ。

まず知事の政治姿勢について伺いたいと思います。

(1)、沖縄防衛局から提出をされました辺野古新基
地建設事業に係る埋立用途変更及び設計概要変更承認
申請について、県が不承認といたしました。このこと
について伺いたいと思います。

(2)、石垣港及び与那国島祖納港を使用しての自衛
隊訓練に対する県の見解を伺いたいと思います。

(3)、米軍関係者が成田空港への入国の際、新型コ
ロナウイルスの陽性が確認されたにもかかわらず国内
線を利用し沖縄へ来たとの事案は、米軍関係者への運
用上の問題が浮き彫りになったと言えます。県の認識
と今後の対応について伺いたいと思います。

(4) 番目は、軽石漂着に係る被害状況と県の対応、
そして今後の取組について伺いたいと思います。

大項目2番、新型コロナウイルス感染予防対策につ
いてでございます。

最初に、県立病院は重要な役割を果たしています。
これまでの検証と今後の対応を伺います。

(2) 番目、子供たちの学校生活の制限もあった中、
不登校の問題、そして学習環境の確保等、様々な課題
が懸念されておりました、どのように取り組まれているか、そして今後はどのように対処されるか伺いたい
と思います。

(3) 番目、おきなわ彩発見キャンペーンは全ての県
内旅行の利用が実施されました。利用が以前と比べて
少々煩雑ではないのかというようなお話がよく聞こえ
ます。それに加えて、期間が12月31日までと短い
との声を多く聞きます。そのことについて県の対応を伺
いたいというふうに思います。

大項目3は、農業振興です。

(1) 番目、鹿児島県で鳥インフルエンザの発生が確
認されたことについてですが、周辺地域や本県への蔓
延が懸念されると思います。その対策について伺いた
いと思います。

(2)、松くい虫の被害が拡大しております。本島中
北部、嘉手納弾薬庫地区の米軍基地内の被害が広範囲
に見受けられております。県の対応と対策について伺
いたいというふうに思います。

(3)、沖縄21世紀農林水産業振興計画に掲げた沖縄
ブランドの確立と供給体制の強化、そして担い手の育
成・確保等、施策目標の実現に向けての取組状況及び
課題を伺いたいというふうに思います。

4番目は、雇用情勢についてでありますけれども、
新型コロナウイルス感染症の影響で厳しいとされてい
る県内の雇用状況、そしてまた対策はどのようになさ
れているのか伺いたいというふうに思います。

来春卒業予定の高校生の求人、求職、就職内定率は
どのような状況なのか伺いたいと思います。

そして外国人労働者は一体全体どういう状況に置か
れているのか、その辺のところもお聞かせをいただき
たいと思います。

最後に、米軍基地問題であります。

宜野湾市内の住宅にオスプレイから水筒が落下する
事故が発生をいたしました。一步間違えれば大惨事を
招きかねない事態であり看過できるものではありません。
県の対応を伺いたいと思います。

オスプレイが物をつるして民間地上空での訓練をし
ております。住民によって目撃されておりますけれど
も、非常に不安を抱えている状況です。民間地上空に
まで及ぶようなつり下げ訓練は即刻中止を求めるべき
であります。県の対応を伺います。

嘉手納基地や普天間基地の訓練激化、そして外来機
の飛来も合わせて騒音被害が深刻であります。夜間・
早朝の飛行も繰り返し行われております。周辺住民の
生活環境が破壊をされています。また嘉手納基地にお
いてはF15戦闘機の訓練用のフレアの誤射事故も発
生しております。米軍に対して不安と怒りがとどまる
ところを知りません。県の認識と対応を伺いたいと思
います。

よろしくお願ひします。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

〔知事 玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君） 仲宗根悟議員の御質問にお答えいたします。

1、知事の政治姿勢についての御質問の中の(1)、変更承認申請を不承認にしたことについてお答えいたします。

沖縄県では、沖縄防衛局から提出された公有水面埋立変更承認申請書について、公有水面埋立法への適合状況を確認するため、沖縄防衛局に対して、延べ39項目452件の質問を行ってきたところであります。沖縄防衛局の回答を踏まえ、慎重に論点の絞り込みを行い、土木及び環境に関する専門家の助言を求め、公有水面埋立法への適合性について、「災害防止」及び「環境保全」に十分配慮した計画となっているかなど厳正に審査してまいりました。審査の結果、本件埋立変更承認申請書については、公有水面埋立法第4条第1項第1号で規定する「国土利用上適正且つ合理的なること」の要件に適合しないと認められること、同法第4条第1項第2号で規定する「環境保全及び災害防止に付き十分配慮せられたるものなること」の要件に適合しないと認められること、埋立ての必要性について合理性があるとは認められないこと、これらのことなどから、変更の内容について認められないことと判断したところであります。これらのことから沖縄県では、普天間飛行場代替施設建設事業に係る埋立地用途変更及び設計概要変更承認申請について、公有水面の埋立てに関して権限と責任を有する知事として、不承認とする処分を行ったものであります。

次に(4)、軽石漂着に係る被害状況、県の対応及び今後の取組についてお答えいたします。

沖縄県では、10月20日に関係部局による最初の会合を開催後、関係部局を順次追加し、沖縄県軽石問題対策会議を編成して全庁的に対応する体制を整備しております。また、10月29日に県管理漁港、11月2日に県管理港湾の軽石除去に着手するとともに、西銘内閣府特命担当大臣、岸防衛大臣、齊藤国土交通大臣、熊野農林水産大臣政務官、務台環境副大臣と、11月6日には松野内閣官房長官とそれぞれ面談し、回収に要する費用の支援等9項目の要請を行ってまいりました。さらに、回収等に必要の費用を確保するため、国への要望提出と併せて、今般、総額27億円の補正予算を11月議会に提出し、先議案件として審議をお願いしたところであります。なお、10月4日に北大東村で最初の軽石漂着が確認されて以降、12月1日時

点で41市町村中38市町村で漂着が確認されており、大きな被害を及ぼしております。今後とも、軽石の回収等を推進するとともに、市町村、漁業者、観光業者への支援を検討、実施し、軽石問題の解決に取り組んでまいります。

次に、米軍基地問題について御質問の中の5の(1)、オスプレイからの水筒落下事故についてお答えいたします。

去る11月23日午後6時45分頃、宜野湾市の住宅街にMV22オスプレイから金属製の水筒が落下する事故が発生しました。現時点で県民への人的被害は報告されておりませんが、住宅密集地への航空機からの部品等の落下は人命、財産に関わる重大な事故につながりかねず、極めて遺憾であります。

沖縄県としましては、沖縄防衛局や在沖米海兵隊等に対し、事故の発生に強く抗議するとともに、事故原因の究明がなされるまで同機種の飛行中止、事故原因の徹底した究明とその早期の公表、再発防止措置を含むより一層の安全管理の徹底、普天間飛行場の速やかな運用停止を含む一日も早い危険性の除去及び早期閉鎖・返還などを要請したところであります。今後とも、過重な基地負担の軽減について強く求めてまいります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

〔知事公室長 金城 賢君登壇〕

○知事公室長（金城 賢君） 1、知事の政治姿勢についての(2)、民港を使用した自衛隊訓練についてお答えをいたします。

県としましては、かねてから自衛隊の配備等について様々な意見がある中、民港等を使用した令和3年度自衛隊統合演習の実施は、県民に事故の危険性への不安等を生じさせるものであると考えております。このため、先月18日に統合幕僚監部に対し、民港等の使用については、地元自治体の意向を十分に踏まえた上で、必要最小限度の範囲で実施されるべきであること等について強く要請を行ったところであります。

5、米軍基地問題についての(2)、民間地上空におけるつり下げ訓練についてお答えをいたします。

報道によると、去る11月23日、宜野座村において、オスプレイが民間地上空でつり下げ訓練を実施し、沖縄自動車道を横断してキャンプ・ハンセンに向け飛行したとのことであります。今年7月の渡名喜島沖にCH53Eヘリコプターから軍用コンテナが落下する事故や、令和2年2月のトリイ通信施設沖の海上に物

資を投下する事故は、周辺住民を危険にさらし、大きな不安を与えるものと考えております。このため、県では、日米両政府に対し、提供施設外及び訓練区域外において訓練を実施しないこと、提供施設内及び訓練区域内であっても住宅地付近等、県民の安全を脅かすような場所では訓練を実施しないことなど、県民の安全確保等の観点から米軍演習の在り方を見直すことについて強く求めてまいります。

同じく5の(3)、騒音被害及びフレア誤射事故についてお答えをいたします。

普天間飛行場及び嘉手納飛行場においては、基地負担の軽減を図るため、航空機騒音規制措置に関する合意や航空機の訓練移転が実施されておりますが、昼夜を問わない訓練や外来機の飛来等により、周辺地域住民に多大な騒音被害を及ぼしており、負担軽減と逆行する状況にあると言わざるを得ません。また、令和3年9月には、嘉手納基地所属のF15戦闘機からフレアが嘉手納基地近隣において誤射される事故が発生しております。このため、在沖米空軍及び沖縄防衛局に対し、事故原因の究明や再発防止策の徹底等について強く要請しております。

県としましては、今後ともあらゆる機会を通じて、航空機騒音規制措置の厳格な運用及び事故原因の究明、再発防止策の徹底等について日米両政府に対し要請してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

〔保健医療部長 大城玲子さん登壇〕

○保健医療部長（大城玲子さん） 1、知事の政治姿勢についての御質問の中の(3)、米軍関係陽性者の来沖事案についてお答えいたします。

陽性が判明した米軍関係者が本年10月31日に来県した事案については、県全体の感染対策の取組や水際対策の意義を大きく損ねるものであり、大変遺憾であります。県は、国に対して、原因究明や検査陽性者の隔離を確実に実施すること、米軍側へ実効性のある再発防止策を求めることを要請したところであり、引き続き調査結果の確認等を行い、再発防止の徹底を求めてまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 病院事業局長。

〔病院事業局長 我那覇 仁君登壇〕

○病院事業局長（我那覇 仁君） 2、新型コロナウイルス感染防止対策についての御質問の中の(1)、県立病院における検証と今後の対応についてお答えいたします。

県立病院では、中等症以上のコロナ患者をはじめ、妊婦、乳幼児、精神疾患の受入れ、離島地域におけるコロナ感染症の対応、感染者が発生した介護施設等への感染症専門職員やDMAT等の派遣などを実施してきました。課題として、コロナ患者急増時の病床確保、救急及び一般診療への対応、看護師不足などが挙げられます。今後は、医療フェーズを踏まえたコロナ病床確保や看護師の前倒し採用等による人材確保などを進め、第6波に備え、コロナとコロナ以外の医療の両立を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

〔教育長 金城弘昌君登壇〕

○教育長（金城弘昌君） 2、新型コロナウイルス感染防止対策についての御質問の中の(2)、学校の対応についてお答えします。

文部科学省の調査によると、令和2年度新型コロナ感染回避により30日以上登校しなかった児童生徒数は、小学校488人、中学校276人となっております。各学校においては、家庭との連携により、当該児童生徒の生活習慣を整えるとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる支援に加え、オンラインを活用した学びの保障を行うなど、様々な工夫を行っているところです。

県教育委員会としましては、今後も市町村教育委員会と連携し、児童生徒の支援に努めてまいります。

次に4、雇用情勢についての御質問の中の(2)、新規高卒者の求人、求職、就職内定率についてお答えします。

沖縄労働局の発表によると、令和3年9月末現在の新規高卒者の求人数は、前年同期比4人減の2250人、就職希望者数は188人減の1771人となっております。また、就職内定率は0.3ポイント増の27.0%となっております。県教育委員会では、就職希望者対象の研修会の実施や各校への講師派遣を行うなど、就職活動の早期の取組を促すとともに、関係機関等と連携し、県内経済団体等へ雇用確保の要請を行ってきたところであります。

今後も厳しい就職環境が予想されることから、引き続き高校生の就職活動を粘り強く支援してまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長 宮城嗣吉君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） 2、新型コロナウイルス感染防止対策についての(3)、おきなわ

彩発見キャンペーンについてお答えします。

これまでの本キャンペーンの課題を改善し、幅広い観光事業者へ事業効果を波及させる観点から、今回、旅行種別、金額別のクーポン方式を採用しており、利用者からの問合せについては、適宜Q&Aの更新やコールセンターでの応答マニュアルの充実等に努めております。実施期間については、これまで国土交通大臣等に延長要望を行った結果、11月19日付で、令和4年3月10日までの延長が決定したことから、引き続き落ち込んだ観光需要の回復に向け取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 崎原盛光君登壇〕

○農林水産部長（崎原盛光君） 3、農業振興についての(1)、高病原性鳥インフルエンザの予防対策についてお答えいたします。

県では、他県での高病原性鳥インフルエンザの発生を踏まえ、防疫備蓄資材の再点検や養鶏農家への立入検査を実施しているところであり、1、異常家禽の早期通報、2、防鳥ネットの点検・補修、3、農場・人・車両等の消毒の徹底など、飼養衛生管理基準遵守の指導を強化しております。また、11月15日には、養鶏関係団体等を対象に高病原性鳥インフルエンザ緊急対策会議を開催し、野生動物の侵入防止対策、農場での消毒徹底など、注意喚起を行ったところであり

ます。

同じく3の(2)、本島中北部や米軍基地内の松くい虫の防除対策についてお答えいたします。

松くい虫の防除対策については、森林病虫害等防除法に基づき、保安林等の公益的機能が高い松林を保全松林に指定し、重点的な防除を実施しております。また、保全松林以外のその他松林については、一括交付金による沖縄型森林環境保全事業を活用し、市町村及び森林組合等と連携して、幹線道路周辺及び景勝地等の松くい虫防除に取り組んでおります。県では、今後も市町村及び森林組合等と連携し、防除対策を強化してまいります。

なお、米軍施設内の防除対策については、沖縄防衛局に対し、被害調査及び徹底駆除を実施するよう要請しており、引き続き防除対策の徹底・強化を求めています。

同じく3の(3)、農林水産業振興策の取組と課題についてお答えいたします。

県では、亜熱帯海洋性気候や地理的特性を生かした農林水産業の振興を図るため、おきなわブランドの確

立と生産供給体制の強化、輸送コストの低減対策、生産基盤の整備などに取り組んでいるところであります。これらの取組により、近年、1000億円前後で推移する農業産出額、全国有数の子牛供給産地となった肉用牛、令和2年の生産量が過去最高となったモズクなど、着実に成果が現れております。一方で、依然として全国と格差のある所得や就業者数の減少などの課題を有しており、引き続き持続的な農林水産業の振興に努めてまいります。

以上であります。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

〔商工労働部長 嘉数 登君登壇〕

○商工労働部長（嘉数 登君） 4、雇用情勢についての御質問の中の(1)、県内の雇用状況と対策についてお答えいたします。

令和3年10月の完全失業率は2.7%で、前年同月の4.0%と比べ、1.3ポイントの低下、有効求人倍率は0.8倍で、前月と同水準となっております。県経済が依然として厳しい状況にある中、雇用調整助成金や県の上乗せ助成等による失業抑制効果に加え、社会経済活動の再開により、完全失業率の持ち直しの動きが見られるものの、依然として、有効求人倍率が1倍を下回っており、引き続き状況を注視していく必要があると考えております。

県としては、雇用関係助成金による雇用の維持のほか、相談体制の強化など再就職支援等に努めてまいります。

同じく4の(3)、外国人労働者の状況についてお答えいたします。

沖縄労働局によると、県内の外国人労働者は、令和2年10月末現在で、1万787人となっております。主な産業としては、宿泊業・飲食サービス業が1800人、16.7%、建設業が1731人、16.0%、卸売業・小売業が1477人、13.7%となっております。令和3年の実績については、まだ公表されておませんが、出入国規制により、外国人の新規入国が困難な状況になっているものと承知しており、引き続き沖縄労働局とも連携しつつ、情報収集等に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 仲宗根 悟君。

○仲宗根 悟君 それでは、再質問をさせていただきたいと思っております。

まず知事の設計変更の不承認ですけれども、我が党派南風も、今回の取った措置、不承認、全面的に支持をしていきたいと、またエールを送りたいというふうに思っています。その後のといいましようか、不承認

の判断を下したにもかかわらず、承認を得た場所は続行できるんだというようなこの理論で今工事が進んでいると、午前中にもそういった国の姿勢や県の見解、あるありましたけれども、その多くは申し上げませんが、今回のこの国の姿勢、行為というものが、これは本当に県民やあるいは国民そのものがどういう目で見るとのことなんですか。本当にこれは、国民そのものが支持はできないと、見放されているのではないかなという感じがするんです。改めて、そのこういった国の姿勢について、見解を求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時1分休憩

午後2時1分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 今般の埋立変更承認申請につきましては、公有水面埋立法第4条第1項第1号及び第1項第2号で規定する「国土利用上適正且つ合理的なること」の要件に適合しないこと、「環境保全及び災害防止に付き十分配慮せられたるものなること」の要件に適合しない、そして埋立ての必要性についても合理性があるとは認められないということについて厳正に審査をした結果、変更承認については不承認という決定に至った次第であります。この間、この辺野古埋立てについては、県民投票などをはじめ多くの県民、そして今回の変更承認に係る意見・照会などの多数の国内外からの意見も全てが否定的な意見ということでありまして、やはり国民の立場からもこの事業は中止をし、県と国が真摯に協議の場を設けるべきであるというような我々の主張に対しては、それを是として意見を表したものが多数であるということも鑑みると、我々もこれからも国に対して同様なことについて求めてまいりたいというように考えています。

○議長（赤嶺 昇君） 仲宗根 悟君。

○仲宗根 悟君 今日もう同じ会派の人たちから、代表質問なのであまり私情を挟むなというふうにお達しが出ておりますけれども、今回の件もそうなんですけど非常にワジワジと言いましょか、あきれて物が言えないというのが現状なんです。その米軍の関連する事故に対しても、ワッター ウチナンチュはウッチャン投げられていないかと思うような事例がこう発生——以前もそうだったんですけども、非常に日々、こういった気持ちで生活を余儀なくされているワッター ヨーサイ 大変ですよと言いたい。

その青森県の落下事故の件です。そして今回の普天

間の水筒の落下事故、両方比べてみても政府の対応、そして米軍側の対応、こんなにも差があっているものだろうか、改めて煮えくり返るような、ワジワジするような思いがしてならないんですよ。一方はすぐさま謝罪に来る、そして飛行停止も求めると、青森のほうは。沖縄は外務省に行っても、飛行の停止まで求めていないんだというようなありさまですよ。こういう差があって本当にいいものかどうか、同じ国民として、我々はこういう、本当に置いていかれているんじゃないかなという感じがしてならないわけですよ。このことについても同じような内容ではないのかなという感じがしてならないんですよ。本当にチムからワジワジしてならないというのが今の沖縄県民の状況だというふうに思います。このことについて、どなたかコメントがあればよろしくをお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 国土面積0.6%の我が沖縄県には米軍専用施設面積の70.3%があるという事実、そしてその日本全体の米軍の約7割が集中していると、その多くは海兵隊など訓練を伴う基地の運用が必要とされているということなどから、相対的に基地被害がもたらされているという現状について、やはり多くの県民はこれまでもこの基地負担の軽減を訴えてまいりました。昨今、例えば先般のイーグリス・アショアの件なども、その計画が中止になった際には、多くの県民からも、なぜ沖縄県だけが沖縄の民意に反してそのような基地建設が続けられるのかということについて、大きな疑問が日本政府にも示されたものと、つまり、その怒りの声が発せられたものということも報道などで承知をしております。このような係る状況、そして日米地位協定は、これは沖縄だけの問題ではなく、あまねく日本全体に係る問題であることなどに鑑みると、この日米地位協定の改定も含めて現実的な基地問題の解決に向けては日米両政府が真摯に話し合いを進め、その地元の意見を尊重した上で、一日も早い、そして一つでもこの基地問題の解決をしっかりと図っていくことが重要であるということもこれからも主張していかなければならないというふうに思います。

○議長（赤嶺 昇君） 仲宗根 悟君。

○仲宗根 悟君 それで、日本政府がこうだから米軍がこういうありさまだというような思いがしてならないんですよ。嘉手納基地それから普天間基地での騒音の問題ですけども、その規制措置が取られています。ところが、その内容そのものを見てみますと、形骸化しているんじゃないのかなという感じがしてならないんですよ。公室長、この騒音規制措置の内容とい

うものを改めてお伺いしたんですが、述べてもらえますか。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） お答えいたします。

嘉手納飛行場及び普天間飛行場における航空機騒音規制措置では、場周経路における一定の高度以下の飛行や22時から翌朝6時までの間の飛行などが規制されていますが、その多くが、できる限りなど米軍の裁量に委ねられた内容となっております。

○議長（赤嶺 昇君） 仲宗根 悟君。

○仲宗根 悟君 そういことですね。規制措置、米軍に委ねられているんだというような状況です。現在はどのような状況にあるのか、県の把握されている状況を説明願えますか。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） 沖縄防衛局の離着陸等状況調査によりますと、令和2年度の嘉手納飛行場の離発着回数は4万7886回で、うち航空機騒音規制措置により飛行が制限される夜間・早朝の離発着回数は1362回となっており、前年度から191回の増となっております。また、普天間飛行場の離発着回数は1万8970回で、うち夜間・早朝の離発着回数は356回、前年度から277回の増となっております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 環境部長。

○環境部長（松田 了君） お答えします。

航空機騒音規制措置に係る22時から翌朝6時までの騒音発生回数について、令和2年度に最も多かったのは、嘉手納基地周辺では嘉手納A局で一月当たり96.1回、普天間基地周辺では大山局で一月当たり29.0回となっております。

○議長（赤嶺 昇君） 仲宗根 悟君。

○仲宗根 悟君 私たちがどんなに改善を求めても、夜間飛ばすな、そして早朝も飛ばすな、せめて静かな夜を過ごさせてくれというような要求さえ聞き入れてくれない、日本政府も知らぬふりですよ。日本政府も米軍に対して物を言わないというのが現状なんですよ。この規制措置も形骸化しているというような状況の中で、しっかりと県は取り組まなければいけないというふうに思うんですけれども、その点について、公室長いかがでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） お答えいたします。

県におきましては、これまであらゆる機会を通じ、同規制措置の厳格な運用について日米両政府に繰り返し要請をしてきたところであり、令和3年11月にも

内閣官房長官に対し、要請を行ったところでございます。全国知事会におきましても、令和2年7月の要請におきまして、事件・事故に対し具体的かつ実効的な防止策を取ること及び航空機騒音規制措置について周辺住民の実質的な負担軽減が図られるための運用を行うこととする提言も行っております。

県といたしましては、引き続き軍転協や全国知事会、渉外知事会などとも連携しながら、騒音をはじめとした周辺住民の負担軽減が図られるよう、同規制措置について効果の検証と見直しを求めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 仲宗根 悟君。

○仲宗根 悟君 私たちの要求、追及も抗議も、外務省や沖縄防衛局は、訓練というのは安全保障を果たすために不可欠なものだというようなことを言っているわけです。その訓練のために落下事故を起こす、あるいは人命を脅かすような事故がもう再三起っているんだということ、こんな狭隘な沖縄県でどうしてそういった訓練をせざるを得ないのか。本当に不可欠なものであればもっと大きなところで、本国でやってくれよというのが、本当に沖縄が抱えている、県民一人一人が持っている心情だというふうに思っています。ですから、今後もこういった形は政府にしっかり要求をすべきだと、そしてアメリカ政府へも毅然とした態度で、私たちはこういうことは受け付けられないんだということを強く申し上げていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） お答えいたします。

米軍は県からの抗議要請に際しまして、日米安全保障条約で課された練度の維持や、あるいは日米同盟目的達成のために訓練は必要であるというふうな認識を示しております。また外務省沖縄事務所にも提供施設区域外の訓練について確認をしたところ、提供施設区域外の訓練につきましては、日米地位協定の特定の条項ではなく、部隊の練度の維持及び向上を図り即応体制を整えておくとの観点から、米軍が必要な飛行訓練を我が国に置いて行うことは、日米安保体制の目標達成のため極めて重要であるということから、同訓練は可能であるというふうな認識を示しております。その上で米軍は、全く自由に飛行訓練等を行ってよいわけではなく、日米地位協定第16条における我が国の国内法を尊重する義務があり、公共の安全に妥当な考慮を払いながら活動をしているというふうにも示しているところでございます。

一方県といたしましては、民間地上空に及ぶこのような訓練は、周辺住民を危険にさらし大きな不安を与えるものであることから、日米両政府に対し、提供施設区域外及び訓練区域外において訓練を実施しないこと、及び提供施設内及び訓練区域内であっても住宅地付近と県民の安全を脅かすような場所では訓練を実施しないことなどを県民の安全確保の観点から米軍演習の在り方について見直しを強く求めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 仲宗根 悟君。

○仲宗根 悟君 よろしく取り組んでいただきたいというふうに思います。

農林水産部長にお伺いをいたしますけれども、今回の21世紀ビジョン基本計画の中の農林水産業振興計画の中で、後継者育成に取り組むというようなお話でした。国の統計、国全体の数字が示されておりますけれども、2020年度の調査で、10年前の就農者と比べますと3割、農業人口が減っているんだと。そして、新規就農者に至っては5年連続減り続けているのが現状なんだというようなものが、全国レベルでの数字というように示されました。

本県については先ほど述べられましたけれども、あと一度お願い申し上げたいんですが、本県の状況、新規就農者がどういう状況になっているのか、県は計画を立てながらやってこられたと思うんですが、その状況についてお伺いをしたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君） 県では沖縄21世紀ビジョン基本計画に基づきまして、新規就農者を年間300名育成・確保することを目的に、一括交付金等を活用して農業の担い手育成に取り組んでいるところであります。令和元年度の新規就農者数は211名に対しまして、令和2年度は292名ということで、前年度と比べますと81名の増加となっております。これを平成24年度から令和3年度までに——これ10年間になりますから3000名育成するという目標をしております。令和2年現在——ちょうど9年目になりますけれども、これまでで2834名の新規就農者を確保しているところであります。

県としましては、引き続き関係機関と連携して、農業の担い手育成等に取り組んでまいりたいというふうに考えています。

○議長（赤嶺 昇君） 仲宗根 悟君。

○仲宗根 悟君 計画を立てながら目標に近い数字が達成されつつあるということで、今年度もぜひ頑張っていたいただきたいなというふうに思います。

実は、私が住んでいる読谷村の周りでも新規就農者が結構増えているような状況だと——農地の関係もあるんですけども、ぜひともこの後継者育成ですか、いろいろ頑張って、次代を担うような、第1次産業を担うような育成に努めていただきたいというふうに思います。

以上です、終わります。

○議長（赤嶺 昇君） 平良昭一君。

[平良昭一君登壇]

○平良 昭一君 会派おきなわの平良昭一です。

会派を代表して質問を行います。

1、知事の政治姿勢について。

(1)、今回の総選挙における結果について、受け止めに伺う。

(2)、知事は、初めて岸田総理と面談を行ったが、その内容はどうであったか。また、面談しての率直な感想を伺います。

(3)、昨年2月に辺野古の埋立変更承認申請がなされ、先月25日に不承認の判断を行いました。不承認の判断に至った主要素を伺います。ぜひ県民に分かりやすく説明していただきたいと思います。

(4)、熊野鉱山の件ですが、遺骨が混入した土砂を辺野古埋立てに使うことはあってはなりません。事業者の主張として、風景を保護すべき理由は存在しないとしているが、これについて県の対応を伺います。

(5)、軽石対策について。

県内各地に漂着・漂流している軽石は沖縄本島や周辺離島、先月末には宮古島、八重山にも漂着し影響を及ぼす勢いとなっております。県の19次補正予算は、漁港や港、海岸での軽石撤去費用約26億6000万円、漁港にオイルフェンスなどを設置する費用として約8600万円を盛り込んでいるが、漁民を中心とした被害は甚大で、早急な対応が求められます。県の今後の考え方と対応について伺います。

ア、軽石の漂流・漂着は自然災害で、国へ早急に除去に伴う人員や資機材を求める考えがあるか伺う。

イ、県は新型コロナ対策で多くの経費を投じており、財源に限りがある中、国に財政的な支援を求めないのか。あわせて、被害を受けた漁師などへの補償制度を設ける考えはないか伺います。

ウ、まだ被害を受けていない地域の港に、先行してオイルフェンスを設置することはできないか伺う。

エ、沖縄は離島県であり、空路がない離島住民の足は高速船などの海路である。軽石の影響で生活航路が止まった場合、住民への生活・福祉サービスが滞るおそれがある。住民生活を守るためにも県としてどのよ

うに具体策を講じる考えか伺います。

(6)、消防防災ヘリ操縦士育成事業について。

ア、現在休航状態の伊江島空港で消防防災ヘリ操縦士育成事業ができないか伺います。

(7)、職員の期末・勤勉手当について。

ア、今年、沖縄県人事委員会は知事に県職員の期末・勤勉手当について、年間の支給月数を0.15月引き下げて4.30月分とする勧告を行っている。勧告どおりに対応する予定なのか。勧告どおりの対応なら、沖縄県職員の給与に関する条例を11月中旬に改正する必要があるが、今議会の先議案件として提出されていないがなぜか伺います。

イ、今後、勧告どおりに給与条例を改正するなら、引下げ分を差し引く方法について伺いたい。給与条例の改正が11月までに完了しなかった場合は、6月のボーナスか月給で調整することが考えられます。しかし、6月のボーナスに反映させる場合、それまでに退職する職員は引下げの影響を受けないこととなります。一方、日常生活の基になる月給を調整することになれば、職員の反発を招く可能性もありますがその点を伺います。

2、新型コロナウイルス感染症対策について。

(1)、現在、足元の感染状況は大分落ち着いてきましたが、第6波に備えてどのような対策を考えているのか伺います。

(2)、これまでの第1波から第5波までの検証を行うとのことでしたが、どのような検証内容になったか伺います。

(3)、県内のワクチンの接種状況について伺う。

(4)、ワクチン接種・検査陰性証明の活用にあたって、デジタルツールの活用を検討すべきだと思うがその見解を伺います。

(5)、ウイズコロナの下、那覇空港国際線の再開に向けた現状と課題について伺います。

(6)、観光需要の回復に向け、インバウンド対応は重要となってくるが、誘客の戦略を聞きたい。良質な観光客誘致には高付加価値な観光、観光消費額の向上へと転換を図る必要があるが、具体的戦略をどのように考えているのか伺います。

(7)、ブライダル関係業への支援事業について伺います。

3、福祉・平和行政について。

(1)、本県におけるヤングケアラーの実態はどうなっているのか伺う。

(2)、来年4月に国頭村・与論町が取り組む海上平和集会への県の役割について伺います。

(3)、広島県、長崎県との合同平和祈念祭を開催してはどうかということに対して伺います。

4、企業局事業についてですが、(1)、嘉手納基地周辺河川及び地下水から高濃度のP F O S等が検出されたとのことだが、その対応について伺う。

(2)、金武町水道水源におけるP F O S等の検出に係る対応について伺います。

5点目、北部行政について。

(1)、北部基幹病院の進捗状況について伺います。

(2)、県道84号線整備の進捗状況について伺う。

(3)、北部テーマパークについて伺います。

(4)、伊平屋空港開設の進捗状況について伺います。

(5)、外来種対策について。

ア、北部地域において生息範囲が拡大しているタイワンハブについて、現状認識と対策について伺います。

イ、外来種対策・生物多様性推進プロジェクトチームを設置したようだが、その内容について伺います。

6、世界のウチナンチュの日・琉球歴史文化の日・第7回世界のウチナンチュ大会・世界のウチナンチュセンターの一体化に向けた取組について伺います。

7、那覇空港内クリニックの実現性について伺います。

8、葉たばこ生産の状況について。

(1)、県内における葉たばこ農家戸数及び作付面積は年々減少しているが本県はどう考えているのか。日本たばこ産業(J T)は11月11日に全国葉たばこ生産農家の約4割に当たる1729戸が令和4年以降の生産をやめることを発表し、沖縄県では63戸が廃作する。沖縄県農業産出額では葉たばこは約39億円で5位であります。稼ぐ品目であるにもかかわらず後継者不足、新規参入者制限などの問題があり、衰退してきている。今後の課題、対策についてどのように考えているのか伺います。

(2)、近年、製造たばこの販売数量は減少傾向であるが、販売数が減れば税収は落ち込みます。国たばこ税は地方交付税へ、地方たばこ税については県・市町村の財源となっております。今後の財政運営に支障を及ぼさないか、本県のたばこ税への影響について伺いたい。

9、糸満市に建設中の高度衛生管理型荷さばき施設整備の進捗状況について伺います。

以上です。

○議長(赤嶺 昇君) 玉城知事。

[知事 玉城デニー君登壇]

○知事(玉城デニー君) 平良昭一議員の御質問にお

運用体制や人員派遣等について議論を進めているところであり、操縦士の確保については、全国的に不足傾向にあることや2人操縦士体制とする国の運航基準等から、本県においても重要な課題であると認識しております。そのため、伊江島空港における消防防災ヘリ操縦士育成事業につきましても、事業主体や財源確保等の導入課題、効果等について研究してまいりたいと考えております。

3、福祉・平和行政についての(2)、国頭村で実施する祖国復帰50周年記念事業への対応についてお答えをいたします。

国頭村が実施する祖国復帰50周年記念事業については、令和4年4月28日に、辺戸岬での祖国復帰50周年記念式典及び与論町との交流会のほか、復帰運動で行われていたかがり火や海上集会の再現等を催すと聞いており、県に対しては、式典への出席について相談を受けているところです。

県においては、国頭村及び与論町で行われてきた取組が、本県における祖国復帰運動を象徴するものの一つであることを踏まえ、対応を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 企画部長。

○企画部長(宮城 力君) 1、知事の政治姿勢についての(2)、岸田総理への要請についてお答えいたします。

去る11月18日に、知事が岸田総理へ直接お会いし、要請を行いました。岸田総理からは、新たな沖縄振興に係る法律等について来年の通常国会での成立を目指すこと、沖縄振興予算についてしっかり検討することなどの発言をいただきました。一方で、新たな法律の期間、沖縄振興予算の規模、沖縄振興開発金融公庫の現行組織の存続などについて明言されなかったことから、今後もあらゆる機会を捉え、御理解を求めてまいりたいと考えております。

同じく1の(5)のエ、離島航路が止まった場合の県の対応についてお答えいたします。

多くの離島で構成される本県において、離島航路は、人や生活物資を輸送する重要なインフラであることから、軽石の影響で欠航が続くことのないよう、県では、港湾に漂着した軽石の除去に取り組んでおり、航路事業者においても、軽石の状況に応じ、到着港を変更して運航する等対応しているところであり、

県としては、離島住民の生活を守るため、これらの取組を継続するとともに、欠航が続くこととなった場合についても、関係部局等と連携しながら、各島の状

況に応じて臨機応変に対応してまいります。

次に7、那覇空港内クリニックの実現性についてお答えいたします。

那覇空港ビルディング株式会社は、旅客サービス強化の一環として、空港内クリニック設置を必要と認識し、実現に向けて検討を進めているところです。同社は、空港内クリニックの機能や担う役割、医師確保、採算性などの課題について、関係者と協議を重ねており、県もこれらの課題について、意見交換を行っているところです。

県としましては、引き続き同社と協議を進めてまいります。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 環境部長。

[環境部長 松田 了君登壇]

○環境部長(松田 了君) 1、知事の政治姿勢についての(4)、事業者の主張に対する県の対応についてお答えします。

当該地域での鉱物の掘採行為は、斜面の掘採による風景の悪化が見込まれること、他の事例と異なり、周辺に多数の慰霊碑が集中して存在すること、また、戦没者のものである蓋然性が高い御遺骨が確認されていることなどから、沖縄戦跡国定公園内の風景を保護する必要があると判断し、自然公園法第33条第2項の規定に基づき、措置命令を行ったものであります。

県としましては、事業者が不服申立てを行った総務省公害等調整委員会に対して、措置命令の正当性を主張してまいります。

同じく1の(5)のア、軽石の除去に係る国への人員、資機材の支援要望についてお答えします。

県は、11月2日に西銘内閣府特命担当大臣、防衛大臣、国土交通大臣、農林水産大臣及び環境大臣に対し、軽石の回収等について必要な人員並びに資機材等の派遣支援を含む9項目の要請を行っております。また、軽石の除去作業では、総合事務局、水産庁職員から助言を受ける等、国の支援を受けて取り組んでおります。今後も必要に応じ、国と連携して対応してまいります。

同じく1の(5)のイ、国に対する財政的支援の要望についてお答えします。

県は、一般海岸等における軽石の回収費用に充てるため、10月29日、環境省に対し、海岸漂着物等地域対策推進事業補助金、約14億4000万円の追加要望を行っております。また、11月2日に行った国への要請の中で、軽石の除去、被害に対する補填等に係る支援を要請したほか、11月17日には水産庁長官に対し

でも、漁業者等への支援策を要請したところ。今後とも軽石に関する対策に必要な予算の確保に向け取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 崎原盛光君登壇〕

○農林水産部長（崎原盛光君） 1、知事の政治姿勢についての(5)のイ、漁業者への補償制度についてお答えいたします。

災害等に伴う漁業者の減収対策としては、国による漁業共済制度が整備されておりますので、一義的には、共済制度で補填されるものと考えております。一方、漁業共済制度に加入していない漁業者がいることや、補填の時期がおおむね1年後となるなどの課題も指摘されております。そのため、県では、補正予算で計上した軽石による漁業被害調査事業の中で、県及び県漁連等の水産関係団体で構成する対策協議会を設置し、情報の共有を図るとともに、対応策の検討を行うこととしております。

県としましては、同協議会での議論を踏まえ、具体的な支援策を検討してまいります。

同じく1の(5)のウ、被害を受けていない漁港へのオイルフェンスの設置についてお答えいたします。

オイルフェンス等の設置については、今回の補正予算で全ての県管理漁港の侵入防止対策が可能となる費用を計上しております。オイルフェンス等は、漁船の出入港に影響することから、地元漁協及び関係機関と十分な調整を図り、対応してまいります。

続きまして8、葉たばこ生産の状況についての(1)、葉たばこ生産の課題と今後の対策についてお答えいたします。

本県の葉たばこ農家195戸のうち、令和4年度以降の葉たばこ廃作の募集に63戸が応じ、調査を実施した結果、回答のあった50戸の農家が営農継続の意向を示しています。そのため、県では、各地区の普及機関に廃作農家の相談窓口を設置し、葉たばこから他作物への転換などの相談に対応しているところであります。引き続き、市町村やJAなど関係機関と連携し、廃作に応じた農家からの要望については、農業用機械の導入など各種事業にて支援してまいります。

続きまして9、糸満市に建設中の高度衛生管理型荷さばき施設整備の進捗状況についての(1)、高度衛生管理型荷さばき施設整備の進捗についてお答えいたします。

糸満漁港北地区で整備を進めている高度衛生管理型荷さばき施設は、延べ床面積約7000平方メートルで、

敷地全体を衛生管理エリアとして、現在、建設工事を進めているところであり、令和4年3月に竣工予定となっております。11月26日時点における工事の出来高は、55.7%の計画に対し、58.8%の実績となっております。順調に進捗しております。

県としましては、引き続き令和4年度の新市場開設に向けて、地元自治体及び水産関係団体と連携して取り組んでまいります。

以上であります。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 島袋善明君登壇〕

○土木建築部長（島袋善明君） 1、知事の政治姿勢について(5)のウ、港に先行してオイルフェンスを設置することについてお答えいたします。

定期船が入出港する港湾は港口が広く、港口全体にオイルフェンスを設置すると延長が長くなり、定期船の入出港のたびにオイルフェンスを開閉管理することは困難であります。一方、久高島の徳仁港においては、定期船の入出港に影響のない位置にオイルフェンスを設置することで、一定程度の軽石の流入を抑制しております。オイルフェンスの設置に当たっては、運航事業者などの関係者と協議し、検討していきたいと考えております。

次に5、北部行政について(2)、県道84号名護本部線の進捗状況についてお答えいたします。

県道84号名護本部線は、平成25年度から事業に着手し、現在、用地買収及び渡久地橋の架け替え工事を進めているところであり、令和2年度末の進捗率は、事業費ベースで約40%となっております。また、今後の事業スケジュールについては、地元にて丁寧な説明しながら、早期完成に向けて取り組んでまいります。

同じく5の(4)、伊平屋空港の取組についてお答えいたします。

伊平屋空港については、就航見込みのある航空会社との意見交換や需要予測などの確認・検証及び関係機関との調整に取り組んでいるところであります。引き続き、意向取付けや需要予測、費用対効果の確保など、事業化の課題解決に向け、伊平屋村、伊是名村と連携し、早期事業化に向け、取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 総務部長。

〔総務部長 池田竹州君登壇〕

○総務部長（池田竹州君） 1、知事の政治姿勢についての(7)のア及びイ、今年度の人事委員会勧告への対応についてお答えいたします。1(7)のアと(7)の

イは関連しますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

職員の期末手当、いわゆるボーナスの引下げについては、人事委員会勧告を尊重するという基本姿勢に基づき、12月からの引下げを検討していたところです。しかしながら、国においては、民間に与える影響など、コロナ禍の異例の状況下での国政全般の観点、特に経済対策等政府全体の取組との関連を考慮して、令和3年度の引下げに相当する額について、勧告どおり引き下げられるものの、その実施時期については、令和4年6月の期末手当から減額することで調整を行うこととしております。

県としましても、国の取扱いや九州各県の対応、本県の経済状況等を総合的に勘案し、今議会での条例提案を見送ったものであります。また、ボーナス引下げの具体的な方法については、今後示される国の通知を踏まえて、対応を検討していきたいと考えております。

次に8、葉たばこ生産の状況についての(2)、県たばこ税収の状況についてお答えいたします。

県たばこ税の調定本数は、平成30年度が約20億7000万本、令和元年度が約19億8000万本、令和2年度は約18億本と推移し、減少傾向にあります。この間の税収は、平成30年度が約17億9000万円、令和元年度が約18億2000万円、令和2年度は約17億3000万円となっており、税率の段階的な引上げの影響もあり、ほぼ同じ水準で推移しております。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 保健医療部長。

[保健医療部長 大城玲子さん登壇]

○保健医療部長(大城玲子さん) 2、新型コロナウイルス感染症対策についての御質問の中の(1)、第6波への備えについてお答えいたします。

現在、本県における感染状況は小康状態が続いているものの、第6波は必ず起きるものと認識しており、今後感染拡大が懸念される冬場に向け、第4波、第5波の課題等を踏まえた対策を図ることが重要となります。このため、第6波に備えた対応として、病床数を第5波における要入院者の1.2倍程度となる1031床と想定し、重点医療機関等における病床確保や入院待機施設の拡充に努めるほか、ワクチン接種の促進、検査体制の拡充等に取り組んでまいりたいと考えます。

なお、第6波に備えたこれらの対応については、国の動向や専門家会議の意見等を踏まえ、12月中旬を目途に取りまとめたいと考えております。

同じく2の(3)、ワクチンの接種状況についてお答えいたします。

令和3年12月1日現在の沖縄県の接種率は、1回目が68.7%、2回目が67.3%となっており、予約状況等から勘案すると、希望する接種対象者に対しては、おおむね接種を終えたものと考えておりますが、引き続き、今後接種を希望する者及び新たに接種対象となる者のために、市町村と連携して接種機会を確保してまいります。また、追加接種については、令和3年12月以降、初回接種終了から原則8か月以上経過した18歳以上を対象に実施することとなっており、県は、市町村と連携し、接種が円滑に実施できるよう、体制整備に努めてまいります。

次に4、企業局事業についての御質問の中の(2)、金武町水道のP F O S等への対応についてお答えいたします。

令和2年6月に金武町の水源である複数の井戸及び水道水から暫定目標値を超えるP F O S等が検出されたため、金武町は、同年7月に当該井戸からの取水を停止しており、県企業局の水道用水と混合して供給することで、暫定目標値以下となっております。

県としましては、これまで県への報告対象となっていなかったP F O S等について、暫定目標値を超過した場合は速やかに報告を行うよう、金武町を含む県内各水道事業者へ依頼したところであり、引き続き県企業局と連携し、安全・安心な水道水の供給に必要な助言を行ってまいります。

次に5、北部行政についての御質問の中の(1)、北部基幹病院の進捗状況についてお答えいたします。

公立沖縄北部医療センターにつきましては、現在、医療機能部会において、敷地への建物配置や外来・救急など25の部門別計画を盛り込んだ整備基本計画素案の作成に取り組んでおります。また、11月には、北部地区4か所で北部12市町村の住民を対象に説明会を開催しており、参加者からは、病院の医療機能や医師の確保策などについて、多くの意見をいただきました。今後は、令和4年3月までに整備基本計画を策定することとしており、関係機関と連携し、北部医療センターの早期整備に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 商工労働部長。

[商工労働部長 嘉数 登君登壇]

○商工労働部長(嘉数 登君) 2、新型コロナウイルス感染症対策についての(2)、経済対策の検証内容についてお答えいたします。

県では、経済対策基本方針に基づき、感染拡大の波に応じた対策を重層的に実施してまいりました。感染症の影響が長期化したことから、事業継続のための資

金繰り支援や雇用維持のための雇用関係助成金、行動変容要請に対応した休業等協力金支給などを重点的に実施しており、その結果、令和2年の完全失業率は3.3%、令和2年度の倒産件数は過去最少の40件となるなど、県内事業者の事業継続や雇用維持に一定の効果があつたものと考えております。一方、民間シンクタンクの試算では、旅行需要の減少によるGDPへのマイナス影響は、本県が他県と比べ突出して大きいとの分析もあることから、経済復興にはリーディング産業である裾野の広い観光関連産業への重点的な支援が重要であると考えております。このことを踏まえ、事業継続のための資金繰り支援や雇用関係助成金を継続しつつ、回復期出口戦略として、落ち込んだ経済を回復するための観光関連産業等への需要喚起策などを実施しているところです。加えて、成長期の出口戦略として、新しい生活様式に対応した業態転換及びDX推進による稼ぐ力の強化等に資する事業を実施し、県経済の復興に努めてまいります。

同じく2の(4)、デジタルツールの活用検討についてお答えいたします。

県では、ワクチン接種・検査陰性証明の活用について、事業者と利用者双方が円滑に運用できるよう活用方法を定めたガイドライン等を策定し、試行運用を行っております。デジタルツールの活用については、利用者の利便性向上等が期待されるものの、国のアプリ開発状況を踏まえる必要があること、ワクチン接種記録システムと連携方法が確立されていないこと、民間において複数のアプリが開発・運用されていることなどから、引き続き情報収集しながら検討してまいります。

同じく2の(7)、ブライダル関係業への支援事業についてお答えいたします。

県では、令和3年度より、新型コロナウイルス感染症の影響を受けたブライダル関連事業者を含む中小企業者を対象とする同感染症対応伴走型支援資金などの資金繰り支援を実施しているところです。また、国においては、感染対策と経済活動の両立に資する設備導入や販路開拓への投資等を行う事業者に対する助成事業として生産性革命推進事業を、新分野展開等に取り組む事業者への助成事業として中小企業等事業再構築促進事業を実施しております。

県としても、商工会等の支援機関と連携し、これら支援施策の活用促進を図ってまいります。

以上でございます。

○議長(赤嶺昇君) 文化観光スポーツ部長。

[文化観光スポーツ部長 宮城嗣吉君登壇]

○文化観光スポーツ部長(宮城嗣吉君) 2、新型コロナウイルス感染症対策についての(5)、那覇空港国際線の再開に向けた現状と課題についてお答えします。

那覇空港国際線は、検疫の関係で旅客を受け入れることができず、令和2年3月24日以降全便運休となっております。国の入国制限下での国際線の受入れに当たっては、入国者の待機用宿泊施設や交通手段に加え、空港内での待機場所の確保などの検疫体制の整備が課題となっております。国際線の再開については、オミクロン株による国内外の感染状況や国の対応を注視してまいります。

同じく2の(6)、観光需要の回復に向けたインバウンドの誘客戦略についてお答えします。

現在は、オミクロン株の感染状況を踏まえ、国による入国制限がなされております。アフターコロナを見据えたインバウンド誘客戦略として、県では、沖縄観光ブランドBe. Okinawaのイメージを基に、ターゲットの特性に応じた戦略的なプロモーション活動を展開し、沖縄観光の価値を訴求することで、滞在日数の延伸や観光消費額の向上に取り組むこととしております。特に、国際航空路線の復便と連動して近隣のアジア市場からの海外客の回復を図るとともに、欧米豪露等の新規市場や潜在市場での開拓を進め、欧米豪露等の長期滞在型リゾート需要や海外富裕層等の消費単価の高い層の取り込みを図り、沖縄観光の質の向上につなげます。

次に5、北部行政についての(3)、沖縄北部テーマパーク事業についてお答えします。

民間事業者が進める沖縄北部テーマパーク事業では、今帰仁村と名護市にまたがる既存のゴルフ場を改修し、亜熱帯沖縄の魅力ある自然環境を活用したテーマパークへの再整備が計画されており、その規模は約56ヘクタールを予定しているとのことです。本年10月25日に、事業者は環境影響評価条例に基づく準備書に対する県知事意見を受けたところであり、今後、当該意見を踏まえた上で、評価手続の最終段階である環境影響評価書の作成に取り組むとのことです。

次に6、世界のウチナーンチュの日等一体化に向けた取組についてお答えします。

10月30日の世界のウチナーンチュの日は、これまで脈々と築き上げられてきたウチナーネットワークを継承・発展させ、今後もますます繁栄していくことを願い、前回の世界のウチナーンチュ大会で制定しました。また、11月1日の琉球歴史文化の日は、先人たちが創り上げてきた沖縄の歴史と文化への理解を深

め、ふるさとへの誇りや愛着を感じられる地域社会の形成に取り組むこと等を目的として、本年3月に制定しました。

県としましては、4月にJICA沖縄センター内に設置したウチナーネットワークコンシェルジュの活用、2つの日の連携した取組や来年開催予定の世界のウチナーンチュ大会を通して相乗効果が得られるよう、一体的に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長 名渡山晶子さん登壇〕

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん） 3、福祉・平和行政についての御質問の中の(1)、ヤングケアラーの実態についてお答えいたします。

ヤングケアラーは、家庭内の問題として表面化しにくく、実態把握や支援の難しさが課題となっております。このため、県では、現在、ヤングケアラーに気づきやすい立場にある県内小・中・高校の学級担任教職員などを対象にアンケート調査を実施しており、また、今後、子供本人への調査も検討しております。

県としましては、引き続き実態把握と早期発見に努め、適切な支援につなげていけるよう、市町村とも連携しながら取り組んでまいります。

同じく3の(3)、合同平和祈念祭についてお答えいたします。

県では、戦後75年の節目となる昨年の沖縄全戦没者追悼式において、広島・長崎両市長からメッセージをいただき、共に平和への強い思いを世界に向けて発信しました。また、悲惨な戦争体験等を持つアジア諸国と沖縄の若者が、互いの歴史を学び、将来の平和構築について共に考える取組に、昨年からは原爆被害の歴史を持つ広島、長崎の若者も参加しております。

県としましては、これらの取組を通して、広島、長崎などと協調し、恒久平和の確立に向け、引き続き取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 企業局長。

〔企業局長 棚原憲実君登壇〕

○企業局長（棚原憲実君） 4、企業局事業についての御質問の中の(1)、嘉手納基地周辺河川等におけるPFOS等への対応についてお答えします。

企業局では、嘉手納基地周辺の調査の結果、汚染源は嘉手納基地である可能性が高いと考え、平成28年と令和2年に米軍に対し、立入調査を申請しています。また、関係部局と連携して、令和元年と本年2月に関係大臣及び米軍に対し、立入調査を認めることや

汚染原因の究明と必要な対策の実施等を要請しておりますが、いまだ実現しておりません。引き続き、立入調査の実現と原因究明に取り組んでまいります。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 平良昭一君。

○平良 昭一君 外来種対策・生物多様性推進プロジェクトチームの件ですけれども、これは9月議会でタイワンハブの件が大変な問題だということで、それで取り上げたところ、すぐさま動いていただいたことに対しては、もう感謝を申し上げたいと思います。その中で、このタイワンハブの生態があまりにもまだ未知のところが多いということで、兵庫県立大学の太田英利教授が爬虫類にかなり詳しい方の方でありますけれども、こういう方々は県が今招集しているような状況があるんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時5分休憩

午後3時5分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

環境部長。

○環境部長（松田 了君） 外来種対策につきましては、県内の専門家を中心に御助言を受けておりますけれども、今御案内の先生については、まだコンタクトを取っておりませんので、コンタクトを取って御助言をいただきたいと思っております。

○議長（赤嶺 昇君） 平良昭一君。

○平良 昭一君 ぜひそうしていただきたいと思いません。

そこで生物多様性推進プロジェクトチームということで、外来種対策ではありますけれども、県道2号線、70号線でロードキル事故がかなり多数発生しているんです。今年1月から現時点まででヤンバルクイナが32件、ケナガネズミが10件、それぐらい発生しているんです。地元の方々からそういう報告がありました。キロポストという、この表示がされているようなところがありますけれども、それが破損や草で覆われて見えないというような状況があります。もっと見やすい状況をつくってくれということがありますけれどもいかがでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 環境部長。

○環境部長（松田 了君） お答えします。

現在、沖縄島北部の県道2号線や70号線では、国、県、国頭村、地元団体がそれぞれ注意喚起のための看板を設置しております。御指摘の状況の改善については、改めて国、県、地元自治体で構成しますやんばる地域ロードキル発生防止に関する連絡協議会におきま

して、関係者と協議を行って対応を進めていきたいと思っております。

○議長（赤嶺 昇君） 平良昭一君。

○平良 昭一君 ぜひ対応していただきたいと思っております。

P F O Sの問題ですけれども、今朝の報道でうるま市の流出事故がありましたね。国の暫定指針値の1600倍の汚水が流れているということで、6月に起こった事故が調査後、半年後にマスコミによって公にされること、これ自体が非常におかしい。先ほど部長の説明では、各水源のところは報告義務を——しなさいと言われていたんですけども、6か月もたって公にされる、それもマスコミからですね。そういう状況に対して県はどう思うのか。

○議長（赤嶺 昇君） 環境部長。

○環境部長（松田 了君） お答えします。

当該調査につきましては、環境補足協定に基づきまして、米軍、国、県の3者で分析することで合意しまして、6月28日に貯留タンク内の水のサンプリング等、分析を行っております。なお、分析結果につきましては、日米両政府が合意した後に公表することとされておりまして、現在米軍側の合意が得られていないことから、県の分析結果を公表することができないというような状況でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 平良昭一君。

○平良 昭一君 金武町でもそういう事態が起こって、金武の住民は非常に困っているわけです。うるま市も同じような状況ですよ。1600倍ですよ、基準値の。それで半年も前に分かっているのに、3者の合意ができないと公表できない。何ですかこれ。命の水ですよ。こんなことだったら、この協定というものが意味がない。どうですか。

○議長（赤嶺 昇君） 環境部長。

○環境部長（松田 了君） 当該タンクの水につきましては、改めまして測定結果の早期の公表あるいは速やかな撤去、適切な管理等について、改めて申入れを行ってまいりたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 平良昭一君。

○平良 昭一君 これもう申入れどころではなくて、国レベルの中で話をしないといけない。協定を変えないといけないんですよ。それぐらい強い意思で臨んでもらいたいんですけども、どうですか知事。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） やはり県民の生命・健康を守るという観点から、このP F O Sの問題は、かねてから我々が米側に対して非常に強く基地の立入調査

でありますとか、あるいは今般本日の朝刊で報じられたような、そういういわゆる米側と協議が調わない中で、しかし県民にはしっかりとそれを示して米軍とともに改善策を日米両政府が実行していかなければいけないという非常に重要事態であると思っております。先ほど環境部長からも報告がありましたが、本日基地対策課から沖縄防衛局環境対策室に対し、観測結果を早期に公表すること、速やかな撤去、適切な管理等について、まずは口頭で申入れを行っております。

○平良 昭一君 終わります。

○議長（赤嶺 昇君） 金城 勉君。

[金城 勉君登壇]

○金城 勉君 皆さん、こんにちは。

公明党を代表して質問させていただきます。

まず、去る10月31日に行われました衆議院議員選挙、沖縄県内からは7名の皆さん方が衆議院議員に当選をされました。大変おめでとうございます。そして私ども公明党も今回久しぶりに——16年ぶりに、金城泰邦が比例九州沖縄ブロックから当選をさせていただき、多くの御支援をいただいた県民の皆様方に感謝を申し上げたいと思っております。

明年、復帰50周年というこの節目のときに国政に送っていただき、県民の思いをしっかりと受け止めて、国政の場から県民の皆様方のためにしっかりと働いていく決意でありますから、また引き続き御指導御鞭撻をお願い申し上げたいと思っております。

ちょっと休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時12分休憩

午後3時12分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○金城 勉君 では質問をさせていただきます。

1、知事の政治姿勢。

次期沖縄振興計画中間取りまとめを読ませていただきました。この中に玉城知事の玉城カラーはどのように反映されておりますか。

次に、辺野古埋立ての設計変更承認申請を不承認とした理由を伺います。

2番目のコロナ対策。

第4波、第5波の反省点をどのように整理をしているか。また第6波への備えはどうか。

(2)、コロナで傷んだ県経済の復興対策はどうか。

3、次年度の沖縄振興予算と次期沖縄振興計画について。

次期沖縄振興計画に、従来から私提案を申し上げているんですが、教育費の無償化を明記してはどうか。

それを子供特区として国に提案してはどうか伺います。

次に4点目、デジタル化の取組。

DX・デジタルトランスフォーメーションの庁内での取組はどうか。

(2)点目に、マイナンバーカード普及の県の取組を伺います。

5、女性政策について。

(1)、子宮頸がんワクチン接種に関する県の認識・取組を伺います。

次に、生理の貧困問題が注目されましたが、県内の状況はどうか。

6、奨学金返還助成制度の創設について、県の取組を伺います。

7、障害者支援について。

(1)、去る9月18日に施行された医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律に基づく県の対応を伺います。

8、国立自然史博物館誘致の取組はどうか。

9、軽石問題への対応について。

(1)、除去するためのボランティアの活用はどうか。

(2)、軽石の利活用の取組はどうか。

(3)、魚養殖、モズク養殖、アーサ養殖など漁業者への被害補償はどうか。

よろしくお願いたします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時15分休憩

午後3時16分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

玉城知事。

〔知事 玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君） 金城勉議員の御質問にお答えいたします。

御質問の中の1、知事の政治姿勢についての(2)、新たな振興計画の特徴についてお答えいたします。

新たな振興計画においては、持続可能な開発に向けて全ての国が取り組む国際社会全体の共通目標であるSDGsを取り入れることとしております。新たな振興計画（中間取りまとめ）においては、社会・経済・環境の3つの枠組みに対応する形で、「誰一人取り残すことのない優しい社会」の形成、「強くしなやかな自立型経済」の構築、「持続可能な海洋島しょ圏」の形成の基軸的な3つの基本方向を示し、各施策を展開することとしております。県民一人一人をはじめとする社会全体での参画により、基軸的な3つの基本方向が調和した「子どもの貧困の解消に向けた総合的な支

援の推進」、「世界から選ばれる持続可能な観光地の形成」、我が国が目指す2050年カーボンニュートラルを見据えた「世界に誇れる島しょ型環境モデル地域の形成」など、沖縄の地域特性やソフトパワーなどを生かし、様々な施策展開を図ってまいります。また、この計画においては、ウイズコロナからアフターコロナの新しい生活様式や新たな日常に適合する「安全・安心で幸福が実感できる島」を形成することとしております。

次に1の(3)、変更承認申請を不承認とした理由についてお答えいたします。

沖縄防衛局から提出された公有水面埋立変更承認申請書については、大規模な地盤改良工事の追加だけでなく、施行計画の大幅な見直しや、これらに伴う環境影響の再検討を含む計画変更となっており、変更箇所が多岐にわたっています。さらに、利害関係者からの意見は1万7839件提出され、その集計に期間を要したことや、沖縄県独自の新型コロナウイルスに関する緊急事態宣言が発令されたため、告示・縦覧の開始日を延期したものであります。

沖縄県では、公有水面埋立法への適合状況を確認するため、沖縄防衛局に対して、延べ39項目452件の質問を行い、沖縄防衛局からの回答を踏まえ、慎重に論点の絞り込みを行い、土木及び環境に関する専門家の助言を求め、公有水面埋立法への適合性について、災害防止及び環境保全に十分配慮した計画となっているかなど厳正に審査し、公有水面の埋立てに関して権限と責任を有する知事として、不承認とする処分を行ったものであります。

次に8、国立自然史博物館誘致の取組についての(1)、国立自然史博物館誘致の取組についてお答えいたします。

国立自然史博物館は、自然史科学を支える研究及び人材育成の拠点となるだけでなく、自然環境の保全や沖縄観光の魅力の強化につながるとともに、県内の子供たちの自然科学に対する関心を高め学力向上にも資することが期待されています。

沖縄県としましては、沖縄島北部及び西表島が世界自然遺産に登録されたことを契機とし、国立自然史博物館の沖縄誘致を実現するため、次期振興計画にも位置づけるとともに、国立自然史博物館の概要と役割、沖縄に設置する意義等について広く県民に周知し、市町村、県民等の協力の下、機運の醸成を図り、一丸となって誘致に取り組んでまいります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

〔保健医療部長 大城玲子さん登壇〕

○保健医療部長（大城玲子さん） 2、コロナ対策についての御質問の中の(1)、第6波への備えについてお答えいたします。

本県では、年度初めの人の移動などにより接触機会が増えたこと、ゴールデンウィークを挟んでアルファ株への置き換わりが進んだこと、さらには、感染力の強いデルタ株の影響により、爆発的な感染拡大を経験しました。そのような状況の中で、医療提供体制は逼迫し、コロナ病床確保のため、重点医療機関においては一般医療を制限するなど、厳しい状況となりました。これら第4波、第5波の状況を踏まえ、第6波に備えた対応として、病床数を第5波における要入院者の1.2倍程度となる1031床と想定し、重点医療機関等における病床確保や入院待機施設の拡充に努めるほか、ワクチン接種の促進、検査体制の拡充等に取り組んでまいりたいと考えます。なお、第6波に備えたこれらの対応については、国の動向や専門家会議の意見等を踏まえ、12月中旬を目途に取りまとめてまいります。

次に5、女性政策についての御質問の(1)、(2)、子宮頸がんワクチン接種に関する認識と取組についてお答えいたします。5の(1)と5の(2)は関連しますので、一括してお答えします。

子宮頸がんの予防に効果的とされているHPVワクチンにつきましては、副反応の発生が問題となったことから、これまで国は、「接種の積極的な勧奨とならないよう留意すること」としておりました。その後、最新の知見を踏まえ、ワクチンの安全性について特段の懸念が認められないことが確認されたことから、国は令和4年4月より、対象者等に対する個別の勧奨を実施するよう通知したところであります。

県としましては、子宮頸がんの予防を図ることは重要であると考えており、ワクチンの効果や副反応に関する情報を県民に広く周知するとともに、希望する県民が接種できるよう、接種の実施主体である市町村等と連携して取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

〔商工労働部長 嘉数 登君登壇〕

○商工労働部長（嘉数 登君） 2、コロナ対策についての(2)、コロナで傷んだ県経済の復興対策についてお答えいたします。

現在、県では国の補正予算案等も踏まえ、経済対策基本方針の改定作業を行っております。同方針に基

づき、これまで実施し効果の認められる事業継続と雇用維持の取組や、Eコマースを活用した県産品の送料支援、学校給食等への県産品提供等の施策を継続するとともに、おきなわ彩発見キャンペーン等の観光関連需要喚起策を実施してまいります。また、中長期的には、新しい生活様式に対応した業態転換及びDX推進による稼ぐ力の強化等に資する事業を実施し、県経済の復興に努めてまいります。

次に6、奨学金返還助成制度の創設についての御質問の中の(1)、奨学金返還支援制度の県の取組についてお答えいたします。

県では、奨学金返還支援制度に関する他県での活用状況等について情報収集するとともに、経済団体等との意見交換を行ってまいりました。既に導入している他県では、国の制度を活用した基金の設置のほか、企業が実施する奨学金返還支援に対する補助事業の創設により実績を上げている事例も確認しております。

県としては、このような事例を踏まえ、企業と奨学金利用者双方に効果的な支援ができるよう、次年度の制度創設に向けて検討を進めているところです。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

〔教育長 金城弘昌君登壇〕

○教育長（金城弘昌君） 3、次年度の沖縄振興予算と次期沖縄振興計画についての御質問の中の(2)、教育費の無償化等についてお答えします。

教育費の無償化については、国による幼児教育・保育の無償化や高等学校等就学支援金制度、高等教育の修学支援新制度により実施されております。県においては、非課税世帯等の生徒に係るバス通学費の無料化等に取り組んでおり、策定中の新たな振興計画へ記載しているところです。全ての子供が安心して教育を受けることは重要であり、家庭の負担軽減に係る制度の充実等について、全国知事会や全国都道府県教育長協議会等を通して、引き続き国に要請してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

〔企画部長 宮城 力君登壇〕

○企画部長（宮城 力君） 4、デジタル化の取組についての(1)、DXの庁内における取組についてお答えいたします。

県は、沖縄県DX推進本部を設置し、全庁を挙げてDX推進に取り組むビジョンや基本姿勢について確認したところです。今後は、各部局のヒアリングにおいて、外部アドバイザーの専門的な意見をいただいた上

で、より効果的なDXの推進に取り組むこととしております。また、さらなる体制強化のため、DXの推進役となる外部人材を任用するほか、令和4年度には沖縄県DX推進計画（仮称）を策定し、総合的かつ計画的にDX関連施策を推進してまいります。

同じく4の(2)、マイナンバーカードの普及についてお答えいたします。

本県のマイナンバーカードの交付率は、全国平均39%に対し約31%となっております。同カードの普及については、市町村での夜間・休日申請のほか、県は、市町村との連携による商業施設等での出張申請や県民向け広報等を実施しております。国は、同カードの健康保険証利用の本格運用を今年度スタートさせたほか、さらなる利便性向上に向け、ワクチン接種証明のスマートフォン搭載や行政手続のオンライン申請、運転免許証との一体化等を進めることとしており、県では、国の動向等について市町村への情報提供を行いながら、引き続き普及に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長 名渡山晶子さん登壇〕

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん） 5、女性政策についての御質問の中の(3)、生理の貧困に対する県の取組についてお答えいたします。

県では、本県における生理の貧困の実態やニーズを把握し、必要とされる福祉サービスにつなげていくため、本年9月から生理用品の無償配布を行っております。開始から約3か月で延べ500名余りの方が利用しており、併せて実施したアンケートからは、約75%の方がコロナの影響で不安や孤独を感じている実態が見えてきたところです。

県としましては、引き続き市町村との情報共有を図るとともに、悩みを抱えた女性への訪問相談などに取り組んでまいりたいと考えております。

次に7、障害者支援についての御質問の中の(1)、医療的ケア児支援法に基づく県の対応についてお答えいたします。

同法において、医療的ケア児及びその家族に対する相談支援等を担う医療的ケア児支援センターの設置推進や保育及び教育の体制拡充等が規定されたところです。現在、県では、保健、医療、福祉、保育、教育等の関係分野が連携する協議の場において、医療的ケア児及びその家族への支援の方法やセンター機能の在り方等について、検討を行っているところです。

県としましては、医療的ケア児の日常生活及び社会生活を社会全体で支えるという理念の下、市町村、関

係機関等と連携して、支援の充実に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 環境部長。

〔環境部長 松田 了君登壇〕

○環境部長（松田 了君） 9、軽石問題への対応についての(1)、回収ボランティアの活用についてお答えします。

国の補助金を活用して行う海岸漂着物等地域対策推進事業では、県や市町村がボランティアの協力を得て回収を実施する際に必要な大型土のう袋や手袋の購入、保険料等についても補助対象となっており、県では市町村へ事業の活用を呼びかけております。引き続き、市町村と連携し軽石の回収に努めてまいります。

同じく9の(2)、軽石の利活用についてお答えします。

県が行った分析の結果、軽石中の重金属等について、土壌汚染対策法に係る土壌溶出量基準及び含有量基準以下であることが確認されており、有効利用に際しての環境安全性に問題はないと考えられますが、他方、塩分濃度が高いことから、利活用について各部署で検討を行っているほか、一般からもアイデア等を募集しているところであります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 崎原盛光君登壇〕

○農林水産部長（崎原盛光君） 9、軽石問題への対応についての(3)、養殖業者への被害補償についてお答えいたします。

軽石の漂流・漂着による養殖業の被害については、スギのへい死が確認されているほか、今後、モズクやアーサ養殖への影響が懸念されているところであります。そのため県では、今回の補正予算で軽石による漁業被害調査事業を計上し、軽石による影響調査を実施するとともに、対策の検討を行うこととしております。

県としましては、軽石の漂流・漂着による水産業への影響が最小限に抑えられるよう、引き続き国や市町村、水産関係団体と連携して取組を強化してまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 金城 勉君。

○金城 勉君 それでは、再質問をさせていただきます。

まず最初に、知事の政治姿勢についてです。

知事から御答弁をいただきましたこの次期沖縄振興計画の中間取りまとめ、この資料、私の手元にあるん

ですけれども、この資料に目を通したんです。ここに知事はいろいろとお答えになっていたんですけれども、ここが10年前の仲井眞県政のときのものとは違う、ここが玉城カラーなんだというのが私には見えません。最初にSDGsの理念を取り入れたという答えがありましたけれども、SDGsは別に玉城カラーじゃないですよ。これは国連で決めて世界共通の目標としているわけで、取り組むのは当然のこと。それを玉城カラーとして最初に答弁されるというのはいかがなものかと。やはり今内外で玉城知事のそういう次期振興計画に対する思い、そういうものが伝わってこないという話がよく聞こえるんです。だから今、私はそのことを確認するために質問をしたんですけれども、知事の言葉からは強烈に私は玉城カラーとしてこれをやるんだというものが見えてこない、聞こえてこない。改めてお伺いします、いかがですか。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 何をもって、その特色とするかということについては、それぞれの受け取り方があろうかと思っておりますので、そのことについては、これだということについて一つ一つ細かく申し上げる時間はないと思います。ただ、相対的に考えると、やはり子供の貧困に向けた総合的な対策などについてもその年、そのとき、その状況によって、千差万別の対応が必要と思われまます。ですから、子供の貧困対策に関しては最重要施策として、翁長前県政から私の県政においても、私なりにその都度問題意識を持ち、どのように対処していけばいいのかということについて、しっかりと対応させていただいております。

それから、SDGsは、国連が2015年に2030年までの姿を目指したものでありますけれども、我々は2010年に沖縄21世紀ビジョンという基本構想、基本計画を策定し、2012年から2030年までの沖縄の姿をこういう島にしていこう、こういう未来にしていこうということで、そのベクトルをかけてあるものであります。ですから、その計画の中には、やはりその10年の中であるいはその年度、年度においてしっかりと重点テーマとして入れ込んでいかなければならない様々な施策があると思います。SDGsにおいても国連が掲げた内容と沖縄県が掲げていく内容は必ずしも全てが一致するものではなく、沖縄は沖縄なりのSDGsを目指していく島、社会、経済、環境が一体となったそういう未来を目指していく独自の方法があります。それをこの振興計画の中に掲げたということは、まさに沖縄21世紀ビジョンが掲げている将来像としっかり重なるものであり、なおかつそこに私の県政運営の

カラーをしっかりと織り込んでいくということは明確に表記されております。

○議長（赤嶺 昇君） 金城 勉君。

○金城 勉君 頑張ってください。

私からは提案を申し上げたいんですけれども、やはり今知事は子供の貧困の問題にも触れました。この子供の貧困の問題について触れたところが56ページにありますけれども、インパクトが弱い。前々から私は提案しているんですけれども、やはり大胆に今沖縄の状況というものもう御存じのように、全国の倍のそういう貧困状況にあるわけですから、しかもいろんな意味で子供たちのその勉学や保育や様々な環境が厳しい。そういうものを改善していくためには、大胆に予算を投じ、大胆に政策を推進していく、そういう発想がないと、また同じような状況になりかねない。そういうことで私は9月議会にも提案しましたが、やはりそういう子供特区という——これは仮称ですけれども、それぐらい大胆なものを提案すべきだろうと思います。私ども公明党は、さきの衆議院選挙において政策として掲げたのが、この子育て・教育を国家戦略にという柱を立てました。子育て・教育を国家戦略に。そういう国家の柱に戦略として位置づけて大胆に取り組んでいく、そういう提案をいたしました。なぜか。皆さんも御存じのように、今日本の教育にかかる予算、GDP比でいうところのOECD加盟国の38か国の中で、2017年のデータとして37番目ですよ。それぐらい子育て・教育にかかる予算というのが比較的少ない。そういう日本の在り方というものを転換していくために、公明党は大胆にこの子育て・教育を国家戦略に位置づけていこうと。そして具体的には未来応援給付金の支給をはじめとして、様々なメニューを掲げました。ですから、今回マスコミ等でいろいろ騒がれて、この18歳未満の子供たちに一律10万円の給付、公明党としては所得制限なし、そういうことで選挙を戦って評価をいただきましたけれども、いざ実行しようとなると与党協議もある、様々な指摘もあるということで、結局所得制限を設けて、そして現金5万円とクーポンの5万円というふうな形になりましたが。できれば所得制限なしに——これは子供に対する投資ですから、そういう発想をぜひ理解していただきたい。それぐらい知事、やはり沖縄県のこの次期沖縄振興計画においても、子供対策という意味ではもっと大胆にそういう施策展開というものを図るべきだというふうに私は強調したいんですけれども、いま一度お願いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 国における与党協議の中で、ぜひ今議員がおっしゃるようなそういう施策を各都道府県がしっかり活用できるように、ぜひとも御党でもそういう方向性を与党内で議論を進めていただきたいというように思います。ただいまの御提案は、私も非常に共感する提案でございまして、やはり子供のために何ができるかということは、これは私は本当に永遠のテーマだろうと思います。沖縄県は人口自然増が全国で唯一続いている県であります。そういうことからすると、現下の子供たちへの対応と未来の子供たちへの対応は、これは国、都道府県挙げてしっかりと行っていくべきテーマであるということをお願いして、ぜひともその方向性で一致して取り組んでいきたいというように思います。

○議長（赤嶺 昇君） 金城 勉君。

○金城 勉君 ですから、そういう意味で沖縄県が先行して大胆にそういう政策展開をすれば、国も、むしろ国をも刺激してやっていく、そういう心意気は私は求めたいんです。せっかく次期振興計画がスタートするわけですから、この機会にしっかりとそういう位置づけを明確にして取り組んでいただきたいと要望しておきます。

次に、基地問題、辺野古設計変更承認申請の不承認の件でありますけれども、知事は不承認にいたしました。今後の展開はどうなりますか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時44分休憩

午後3時44分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君） 今後の展開はどうなりますかという御質問ですけれども、沖縄県は不承認としたわけですから、政府においては今回の不承認を受けて変更承認に係る工事はできなくなっております。そういった中において、県としては、ぜひ全体としての工事を中断していただいて沖縄県側としっかりお話をさせていただきたいということは、知事のほうの不承認をした際に、コメントとして申し上げているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 金城 勉君。

○金城 勉君 知事はマスコミのインタビューに答えて、この辺野古は絶対に完成しないという発言をされておりますけれども、それは事実ですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時45分休憩

午後3時45分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 今般、変更承認が不承認となった以上、沖縄防衛局は大浦湾側の工事を行うことはできません。ですから、結果として埋立工事全体を完成することのできる見通しが立たない状況になったということでもあります。

○議長（赤嶺 昇君） 金城 勉君。

○金城 勉君 完成は見込めないという認識であれば、しかし国の今の状況を見ると、県のそういう要求に対して、なかなか応えてくれない、工事を止めてくれない。今後も恐らく国としては工事を進める。そういう状況の中で、一方で普天間はそのまま放置されていると。ですから、私は9月議会でも申し上げましたけれども、やはり今当面するこの普天間の危険性の除去というものをどうするかという。先日も水筒が落ちました。また何が降ってくるか分からない。そういう状況で国はこの工事を進める、向こう12年間完成までかかると言っている。場合によっては県が反対するから、辺野古移設を反対するから普天間は動かないんだという話も聞こえてくる。そういう状況の中で、やはり普天間を動かすための論立てが必要ではないかと思うんですけれども、だから知事、そういう状況であれば、辺野古について反対であるということを確認した上で、しかし工事は止まらない、国の方針は変わらない。そうであれば、そこまでやるんだったら、せめて普天間は早く運用停止にしろよと、これは総理と知事の約束じゃないかという視点からの交渉はどうですか。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） まさに今議員がおっしゃっていることは、我々の一日も早い普天間の危険性の除去と軌を一にするものでありますから、その方向で我々は政府に求めています。

○議長（赤嶺 昇君） 金城 勉君。

○金城 勉君 ですから私は、前回9月議会では辺野古をてこにしたらどうかと言ったのはそういう意味です。反対をどんなに叫んでも工事が止まらない状況であれば、反対であるけれども、そこはもう置いておいて、そこまで強行するのだったら普天間を何とかしろと、そういう交渉の仕方ですよ。いかがですか。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 公有水面埋立法の要件に適合しないということで不承認したものの。これは、この工事のこれからの進捗は認められないということですから、それにこだわるこだわらないということではな

く、それは不承認の判断がなされたということです。それとは別に、普天間の一日も早い危険性の除去は、先日もオスプレイから水筒が落ちてきた事件など、基地と隣り合わせの生活をいつまでその苦痛を強いられるのかということは、これは政府において本当に一日も早く上げて、アメリカに対して要求をするべきこと、議論をするべきことであり、我々はずっとそれを求め続けております。ですから、それなくして普天間の一日も早い危険性の除去はないというのであれば、まさに政府が率先して動いていくべき重要課題ではないかということに改めて指摘しなければなりません。

○議長（赤嶺 昇君） 金城 勉君。

○金城 勉君 言っていることは分かっているんですよ。しかし、それを言い続けて今日にまで来た。変わっていますか。だからそういうことを言い続けて、または12年間そのまま普天間が固定化され、放置されていく。その交渉の仕方というものを工夫し、あるいはまたいろんな交渉のすべというものを総動員して、やって初めてこの危険な状況の普天間の在り方、危険性の除去というものが進められていくのではないですか。そういうところをぜひ御検討いただきたい。

次にコロナ対策であります。

大城部長から御答弁をいただきました。この第4波、第5波、大変な御苦勞をされて、いろんな反省点も踏まえて次の第6波に備えていくという意気込みを語っていただきました。そして、病床の確保もワクチンの接種体制も検査体制もしっかり整えていくということでもあります。ぜひ頑張ってくださいと思います。

それで、ワクチンの3回目の接種のスケジュールについて御説明ください。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） ワクチンの3回目の接種につきましては、優先接種で当初始めました医療従事者がその期間がたっておりますので、12月から医療従事者向けでまずは始まっております。それから国の方針において初回接種、1回目、2回目が終了した方で8か月が経過した方、しかも18歳以上ということで、3回目の接種ということになっておりますので、今のところファイザーが対象ではございますが、その接種が恐らく年明けから始まっていく、2月以降がピークになるのかなというふうには思っております。ただ、県が広域で使いましたモデルナにつきましては、国が今3回目の接種に向けた申請をしているところでございまして、その承認が下り次第——2月以降となる見込みだとは思いますが、モデルナについ

ても3回目の接種が行われる予定でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 金城 勉君。

○金城 勉君 ぜひ頑張ってください。あと、ワクチンを接種できない人、また接種しない人への対応についてはいかがですか。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） ワクチンを接種できる年齢が今12歳からでございますので、それまでのお子さんたちについてはワクチンの接種の対象ではございません。ですので、この方々に対しては広く検査ができるような体制を取っていきたいというふうに思っております。それからワクチンを打つ希望をされない方に対しては、県としましては、ワクチンの副反応等についても情報を共有した上で、有効性についても啓発しながらぜひ受けていただきたいという推奨をしていきたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 金城 勉君。

○金城 勉君 ぜひ頑張ってくださいと思います。

デジタル化の取組、これも全庁的に取り組んでいくということでもありますから、これはもう積極的に取り組んでいただきたいと希望しております。

それとマイナンバーカードの普及の取組について、9月議会でも取り上げたんですけれども、まだ沖縄県としては31%ということで大分全国に出遅れております。これについても今後、国保との連結あるいはまた運転免許証との連結等、いろいろとその活用の仕方を向上させようという取組をしていく計画であります。

知事、前回質問したときにカード発行について伺ったんですけれども、いかがですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時53分休憩

午後3時54分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

玉城知事。

○知事（玉城デニー君） はい、無事発行していただきました。

○議長（赤嶺 昇君） 金城 勉君。

○金城 勉君 よかったです。先頭に立っていただく人ですから、よろしく願いをいたします。

次に、医療的ケア児の取組についてですけれども、9月18日に施行されました。それで、今後医療的ケア児支援センターの設置あるいはまた実態調査等人材確保、様々なことが課題としてこれからの取組テーマになってまいります。これやっぱり、社会全体でそう

いう子供たち、あるいはまた医療的ケア児の世話をしているということも――家族も含めて、そういうことですから、ぜひその取組の強化をお願いいたします。

それと商工労働部長、奨学金返還支援制度について、ありがとうございます。次年度からスタートしていただくということで答弁いただきましたので、これについてはお礼を申し上げたいと思います。やっぱり、若い未来ある青年たちが希望を持ってしっかり勉学ができ、また就職ができる。そういう環境づくりを積極的に進めていただきたいと思います。質問を終わります。

○議長（赤嶺 昇君） 20分間休憩いたします。

午後3時56分休憩

午後4時20分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

休憩前に引き続き代表質問を行います。

當間盛夫君。

〔當間盛夫君登壇〕

○當間 盛夫君 皆さん、こんにちは。

無所属の会を代表いたしまして、代表質問を行います。

まず新型コロナ対策であります。今日の新規感染者の数が5名ということで、私もいつも自分のカレンダーに今日何名かということ打ち込んでいたんですが、先月の10日以来なんです。だから今、オミクロンという変異株があると。いろんな形で警戒態勢を取っているんですが、我々沖縄県もまた元の何百名という形にならないように、年末いろんな形で皆さん行動することがあると思いますが、しっかりとまた対策を取っていければというふうに思っております。

まず……。

休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後4時21分休憩

午後4時21分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○當間 盛夫君 それでは、まず(1)から。

世界では新たな変異株オミクロンやヨーロッパを中心に感染者数が増加しているということでもあります。次なる対策は重要であります。医療・療養施設体制や那覇空港での水際対策強化について、課題と取組を伺います。

次に、コロナ禍での心の問題が指摘されております。DVや虐待・鬱病等の状況と対策、取組をお伺いいたします。

大きな2番、新たな振興計画についてであります。

(1)、人材育成の中での、保育から高等教育までの教育費無償化の拡充は重要と考えております。そこで中卒進路未決定者や高等学校中途退学者の状況と高等専修学校や各種学校への補助金等の支援状況と活用の取組をお伺いいたします。

(2)、DXの推進には人材育成が重要であります。公的職業訓練や専修学校、各種学校を活用したリスキリング（学び直し）の拡充について課題と取組状況をお伺いいたします。

(3)、第5世代移動通信システム（5G）への対応は、テレワークでの観光産業や離島の遠隔医療など、早急に全県的に設置整備することでの他府県との差別化が図られると考えますが、対策や取組をお伺いいたします。

(4)、鉄軌道導入は脱炭素社会の実現、時間的・経済的損失など早期の導入に取り組むべきですが、課題と取組状況を伺います。

(5)、海洋政策の拠点として「持続可能な海洋島しょ圏」の創成と中間取りまとめであります。現在調査中の久米島町での海洋深層水取水施設の増設に対する県の取組をお伺いさせていただきます。

3番、PFI（公共施設の民間資金活用）事業の取組状況について。

(1)、マリンタウンにおける大型MICE施設での取組状況と課題をお伺いいたします。

(2)、奥武山公園でのサッカースタジアム整備の取組状況そして課題、そしてFC琉球への影響等をお伺いさせていただきます。

(3)、狭隘化する那覇港での物流拠点拡充は重要ですが、青果市場再整備の進捗状況と課題をお伺いいたします。

最後になりますが、米軍基地問題について。

普天間飛行場の返還、SACO合意から25年ということですが、同普天間飛行場での新たな施設の建設や改修状況等をお伺いさせていただきます。

そして最後になりますが、跡地利用特措法は来年3月で期限を迎えます。延長そしてまた自衛隊施設用地の適用対象や再開発促進での一括借り上げ方式等の事業手法も含めた見直しについて、県の取組状況をお伺いさせていただきます。

よろしくお伺いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

〔知事 玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君） 當間盛夫議員の御質問にお答えいたします。

2、新たな振興計画についての御質問の中の(2)、

学び直しの拡充における課題と取組状況についてお答えいたします。

沖縄県では、全産業の稼ぐ力を強化するため、デジタルトランスフォーメーションの推進等による生産性の向上や、産業振興を担う人材の育成が重要と考えております。職業訓練等の学び直しの拡充については、企業ニーズや技術革新の動向等に的確に対応した柔軟な職業能力の開発・育成が課題となっております。そのため、県立職業能力開発校では、より実践的なシステム開発に関する訓練に加え、民間教育訓練機関等を活用した訓練の実施に取り組んでいるところであります。あわせて、現在策定中の第11次沖縄県職業能力開発計画において、デジタル化により仕事の進め方が大幅に変わるであろう職業に就くためのスキル習得を目指す、いわゆるリスキリング（学び直し）の推進について、有識者の意見も伺いながら検討しているところであります。

次に質問要旨(3)、5Gへの対応に関する取組についてお答えいたします。

各携帯事業者は、令和2年3月より順次5Gサービスを開始しており、その展開に当たっては、中継伝送路の機能向上や基地局等が必要となることから、県では、携帯事業者や通信事業者と意見交換を行っているところであります。また、重要な社会基盤の一つとして、新たな振興計画において、5Gなど次世代の情報通信基盤の整備を位置づけることとしており、引き続き関係機関と連携しながら取り組んでまいります。

次に(4)、鉄軌道の導入に係る課題と取組状況についてお答えいたします。

鉄軌道の導入に当たり、国から課題とされている費用便益比について、精緻化した結果、1を超えるケースを確認し、内閣府に対し説明を行ったところであります。また、採算性については、鉄軌道の持続的運営を可能とする特例制度創設等の制度提言を行い、国と協議をしているところであります。河野前沖縄担当大臣は衆議院沖縄北方特別委員会での発言に関し、翌日の記者会見で、鉄軌道とか、モノレールとか決め打ちせずに、最新の技術を使って何ができるかというのは考えていく必要がある。安く、便利に、定時性を持って、使いやすく結ぶかというのは非常に大事だと発言されております。鉄軌道の導入においては、移動時間の短縮などのほか、市街地の活性化、脱炭素社会の実現に向けたCO₂の削減等の効果も期待できることから、これらも含め、鉄軌道の導入に向けて、国と協議を進めることとしております。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁を

させていただきます。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

〔保健医療部長 大城玲子さん登壇〕

○保健医療部長（大城玲子さん） 1、新型コロナ対策についての御質問の中の(1)、医療・療養施設体制の課題と取組についてお答えいたします。

本県においては、第6波に備えて、最大1031床の新型コロナ患者受入れ病床が必要となると想定しており、感染者急増時にはコロナ病床を確保するために一般医療を一部制限せざるを得ないことが課題であることから、入院待機施設の拡充により、コロナ以外の医療体制を守りつつ、必要数を確保することとしております。また、宿泊療養施設については、県内で8施設を借り上げて852室を確保しております。今後、事前協定を含め、さらなる拡充により約1400室の確保に向けて取り組んでいるところであります。一方、宿泊施設運営に必要な人材の確保が課題となっていることから、看護師の募集及び民間人材の活用に取り組んでいるところであります。

同じく1の(3)、鬱病等の状況及び対策についてお答えいたします。

県内における精神科通院に係る自立支援医療費の支給認定件数において、鬱病を含む気分障害は年々増加傾向にあります。コロナ禍においては、多くの県民が不安やストレスを抱えて生活していると推測され、心のケアを必要とする方が多くいることが想定されます。そのため県では、令和2年6月から県立総合精神保健福祉センターに新型コロナウイルス感染症に関するこころの電話相談窓口を設置し、県民からの相談に対応しております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長 宮城嗣吉君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） 1、新型コロナ対策についての(1)、那覇空港における水際対策の強化についてお答えします。

島嶼県である沖縄県においては、水際対策が重要であることから、那覇空港でPCR等検査が受けられる体制を整備し、陽性者の早期特定に取り組んでいるところであります。夏休み等県外との往来が多い時期と感染拡大が重なった8月に、那覇空港において検査待ちや予約が取りにくい状況も生じておりました。このため、県としては今後、感染拡大の兆候が確認された段階で、直ちに検体採取や待機のスペースを拡充するとともに、人員や迅速PCR検査機器の追加配備を予定しており、さらなる検査体制の強化を図ることとしてお

ります。

次に3、PFI事業の取組状況についての(1)、大型MICE施設についてお答えします。

県では新たな基本計画(案)の策定に向けて、事業スキームの精査、MICE開催の動向や需要調査、その結果を踏まえた運営収支及び経済波及効果の試算、事業スキーム等に対する民間事業者の意向を確認するサウンディング調査などを行っております。PFIの手法によるMICE施設の整備・運営においては、サウンディング調査等を踏まえ、安定的な運営が可能となるような最適な施設規模とすること、民間事業者が参入しやすい事業スキームとすることや投資意欲の確認等が重要になると考えております。

同じく3の(2)、サッカースタジアム整備の取組状況等についてお答えします。

県ではJ1規格スタジアムの整備に向けて、概算事業費の検証、法規制や既存イベント等への対応協議を進めており、周辺には利便性向上のため民間収益施設の整備を計画しているところです。昨年度までに民間事業者への投資意向確認などのため実施したサウンディング調査では、民間収益施設の規模や種類にもよりますが、同施設に加え、スタジアム整備費の大部分を民間資金で負担することは困難との結果が得られており、PFIを導入した場合においても公的資金の活用が必要であると考えております。スタジアムは、FC琉球がJ1で活躍するために必要な施設であることからライセンスへの影響がないよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 子ども生活福祉部長。

[子ども生活福祉部長 名渡山晶子さん登壇]

○子ども生活福祉部長(名渡山晶子さん) 1、新型コロナ対策についての御質問の中の(3)、DV及び虐待の状況と取組についてお答えいたします。

令和2年度の配偶者暴力相談支援センターにおけるDV相談件数は、2092件と前年度から150件、7.7%の増となっております。また、児童虐待相談対応件数は、1835件と前年度から228件、14%の増となっております。このため、県においては、女性相談所及び児童相談所の体制強化や相談機関のさらなる周知に努めているところです。今後も引き続き、相談支援体制の強化を図るとともに、関係機関と連携し、DVや児童虐待への迅速・適切な対応に努めてまいります。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 教育長。

[教育長 金城弘昌君登壇]

○教育長(金城弘昌君) 2、新たな振興計画についての御質問の中の(1)、中卒進路未決定者及び高等学校中途退学者の状況についてお答えします。

学校基本調査によると、令和2年3月における中卒進路未決定者数は233名となっております。また、高等学校における中途退学者数は1097人となっております。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 総務部長。

[総務部長 池田竹州君登壇]

○総務部長(池田竹州君) 2、新たな振興計画についての(1)、高等専修学校及び各種学校に対する補助金の状況等についてお答えします。

沖縄県における高等専修学校及び各種学校は、中学校卒業生の進路先として重要な役割を果たしております。県では、役割の重要性を踏まえ、国の大学入学資格に係る高等課程の指定を受けた高等専修学校3校に対し、運営費を助成しております。また、高等専修学校や各種学校に通う生徒に対し、就学支援金による授業料の実質無償化及び奨学のための給付金の支給を行っております。

県としましては、国や他の都道府県の動向を踏まえ、高等専修学校等に対する支援を実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 企画部長。

[企画部長 宮城 力君登壇]

○企画部長(宮城 力君) 2、新たな振興計画についての(5)、久米島町での海洋深層水取水施設に対する県の取組についてお答えいたします。

久米島町が計画している海洋深層水取水施設については、離島の特色ある資源を活用した地域振興という観点で重要であると認識しております。現在、久米島町が防衛省の補助金を活用し、久米島海洋深層水活用・漁業用整備全体計画策定業務を実施し、事業内容等を精査していると聞いております。

県としましては、引き続き久米島町が主体となる計画について、様々な観点から意見交換を行うなど、課題の解決が図られるよう、技術的な支援を行ってまいります。

次に4、米軍基地問題についての(4)、跡地利用推進法の延長、見直しの取組状況についてお答えいたします。

県では、新たな沖縄振興のための制度提言において、跡地利用推進法の延長と支障除去措置の拡充、拠点返還地の指定要件の緩和、給付金及び特定給付金の

給付上限額廃止を国へ求めております。国は、法の延長・拡充を図るとして検討されていることから、県としましては、要望した制度の実現に向けて、引き続き取り組んでまいります。

なお、自衛隊施設用地については、跡地利用推進法が、駐留軍用地及び跡地が広範かつ大規模に存在する沖縄県の特殊事情に鑑み制定されていることから、適用対象となっておりません。再開発促進での一括借上げ方式については、地権者の意向確認や法制度上の課題があるものと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 崎原盛光君登壇〕

○農林水産部長（崎原盛光君） 3、PFI事業の取組状況についての(3)、中央卸売市場再整備の進捗と課題についてお答えいたします。

当市場については、平成27年度に策定した沖縄県中央卸売市場修繕計画に基づき、計画的な維持保全に努めております。また、市場の機能強化については、関係者と意見交換を続けており、PFI方式による建て替えの要望も受けているところであります。建て替えに向けた課題としましては、施設の機能や規模、整備手法などについて市場関係者と合意形成を図ることが必要と考えております。そのため、今年度の調査では、他県の事例等の調査を含め、必要な情報について整理を進めております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

〔知事公室長 金城 賢君登壇〕

○知事公室長（金城 賢君） 4、米軍基地問題についての(2)、普天間飛行場の改修工事等についてお答えいたします。

沖縄防衛局が公表している過去10年間の同局発注工事の入札結果によると、普天間飛行場では、平成26年度、平成27年度、令和2年度及び令和3年度に隊舎改修、平成26年度、平成27年度、平成28年度、平成30年度及び令和元年度に雨水排水施設整備、平成27年度に構内道路整備工事などが行われております。また、沖縄防衛局からの情報提供によると、平成28年度に、米軍発注工事として、滑走路の舗装、灯火、排水施設の改修等の工事が行われております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 御答弁ありがとうございます。

まずコロナ対策なんですが、水際対策を強化すべきだということで、先ほども部長のほうからもあった

んですが、やはり沖縄は大半が飛行機で来県されるということになれば、旅行社の皆さん——会社です——旅行者、そして航空会社とタイアップして、唾液での安価なPCR検査を実施するというような方向性を一緒にやるべきじゃないかという提案もあるんですが、いかがでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） 現在、空港や航空会社のホームページで、来訪前のワクチン接種とか検査受検の呼びかけ、それからやむを得ない場合には沖縄県的那覇空港等で検査が受けられるということについて周知協力していただいております。

今後は、国内誘客プロモーション等において直行便就航路線がある空港や航空会社とのタイアップに加え、県外イベント出店でのチラシ配布、沖縄観光情報サイトおきなわ物語、それから各種メディアを活用したそういった情報の発信と併せて、旅行会社が企画している今のいわゆる検査とセットとなったような商品についても紹介する形で、プロモーションを展開していきたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 誰でもどこでもという形で、無料で受けさせたほうがいいんじゃないかということで、共産党の皆さんもよくお話しするんですが、私もそう思うんですよ。空港になるとやっぱり今PCR検査の分で300名ですか、安価なキットで700名というのがあるんですけども、なかなかそれがうまくいってないんじゃないかということも——うまくいっていない。今感染者の数が減っているわけですから、そういった部分も減少しているところがあるはずでしょうけれども、やっぱり空港の対策強化ということは大変大事だと思っていますので、旅行者を含めて航空関係業者ともよく協議をしながら、この対策強化をぜひお願いしたいなと思っています。

このコロナ禍の中での先ほどありましたようにDV、虐待、鬱病、全部増加傾向。DVでも7.7%ですか、虐待でも14%増加していると。鬱病に関しても増加傾向にあるということがありますが、これは沖縄の特殊事情でしょうか。コロナ禍の中での増加でしょうか。どちらでしょうか。どちらかの部長。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん） DVや児童虐待に関しましては、全国的にも増加傾向がございます。ただこれは、近年ずっとその相談体制の充実ですとか、そういった部分も含めまして増加傾向はずっと続いてきているところはございます。コロナ禍の影

響もやはりストレス等が入っているのかとは思いますが、それが全てコロナのせいによる増加というふうには分析できていないところがございます。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 鬱病につきましても増加傾向にはありますが、コロナ以前から年々増加傾向にあるということもございまして、そこはなかなか分析が難しいんですけれども、ただコロナ禍において先ほど福祉部長からもありましたとおり、ストレスを抱えて生活しているということもございますので、そこは注意深く見ていく必要があると考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 ありがとうございます。

それでは次に、新たな振興計画についてということをお願いをしたいんですが、沖縄の特殊事情ということで、子供の貧困率が以前もう約30%あるんだと、ひとり親世帯も全国より多いと、児童虐待も過去最多にあるという状況の中で、やはり子供たちの教育費、そういった部分に関して先ほども公明の金城議員からもあったんですが、教育費は無償化にすべきだと、我々も常々そう訴えております。これから公明さんと一緒になって頑張っていきたいなというふうに思っているんですけども。

この中で、やはり先ほどの中間取りまとめの中に、この沖縄がこれだけ抱えている子供たち、全国どこよりも若い世代がいるわけです、沖縄は。そういったことからすると、この中間取りまとめでそのことが見えてこないわけです。部長、これ沖縄における教育の充実ということで、沖縄だからこそ教育の無償化をすべきだということを中間取りまとめで、このことを入れたいほうがよかつたんじゃないかと思うんですけどどうでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後4時49分休憩

午後4時49分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん） 未就学児の件について申し上げますと、現在ゼロ歳から2歳までの保育料につきまして、住民税非課税世帯及び多子世帯における第3子以降を対象として利用料が無償化されているほか、3歳児以上は無償化されているところがございます。議員がおっしゃいましたように、沖縄県は若年人口が多いというところが強みではござい

ます。

県といたしましても、次世代を担う子供たちの健やかな成長のために子供たちを支援することは重要だと考えておりまして、新たな振興計画においても、社会全体で子育てを支援し、安心して子供を産み育てることができる環境づくりを目指し取り組んでいくというところでは明記されたところではございます。あわせて、新たな振興計画策定に際しまして、沖縄県のこの強みを生かした子育て支援の充実ということで、新たな制度提言の中にも、黄金っ子供応援特別制度ということで提言の中にも盛り込んだところではありまして、県といたしましては、引き続き子ども・子育て支援に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 この沖縄振興特別措置法に載せないとなかなか進まないわけですよ。今回のこの平成24年に策定されたときには、国立大学法人琉球大学を設置する、琉球大学ということが明記されるんです。これが明記されたおかげで、今、西普天間に病院が1000億かけてそのことができると、これ振興策でやったわけですよ。あれ本来、この部分がなければ琉球大学は自分たちで起債してやらないといけない事業だったわけです。それからすると、やはりこの新たな振興策の中にこの沖縄における教育費の無償化、そしてまた沖縄版ベーシックインカムというような形での格差へのチャレンジを——私は知事、先ほどもあったんですが、玉城カラーはどこに出ているんですかと言われていたんですけども、誰一人取り残さないという知事なわけですから、この格差へのチャレンジ、そういったことを明記すべきじゃないでしょうか、どうでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後4時51分休憩

午後4時51分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

企画部長。

○企画部長（宮城 力君） 新たな沖縄振興のための制度提言においては、子供の貧困をはじめ、様々な分野における条文の規定を新たな沖振法の中に加えていただきたいというように調整しているところがございます。直接的な支援を求めるという条文ではなくて、例えば特別な配慮を求めるとか、どのような表現が妥当なのか、その辺りも含めて、今協議を進めているところがございます。

○議長（赤嶺 昇君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 でも来年なんですよ。この分の明

記がないとなかなか厳しい。今でも10年の期限というのでもうどうなのかというふうな言われ方をしているわけですので、やっぱりその分では、沖縄は今国と対峙しているわけだから、沖縄がこの計画を策定するというので、この平成24年につくられたものはあるわけですので、どうぞ我々沖縄はこれをやりたいということを堂々とそのことを国に訴えて、国が削るのは削られたらいいんですよ、その分で。そういう覚悟を持つべきだというふうにも僕は思っております。

そして、知事が言うSDGsの観点。私はこの再生エネルギー、沖縄だからこそ、石炭に7割依存している、この化石燃料含めた部分をいかに再生エネルギーに変えていくか、そしてまた沖縄における——先ほどもあったんですけども、担当大臣からいろんな、沖縄の鉄軌道整備はあるよねということを、観点を考えると、その鉄軌道については今は調査及び検討なんですよね。やっぱりそれではなくて、本振興計画の期間中に整備を行うことということで、新たな振興策の中にはこの10年で整備を行うんだという意気込みを示すべきじゃないでしょうか。どうでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（宮城 力君） 8月に示されました新たな沖縄振興のための国の検討の基本方向においては、北部と南部を結ぶ公共交通機関の整備の在り方について、鉄軌道の 신설やバス専用レーンの活用など、既存の公共交通との関係、まちづくりとの連携等にも留意しつつ調査検討を行うということとなっております。

県としましては、名護と那覇を定時・定速、それから大容量での移動には鉄軌道の導入が必要と考えているところで、制度提言もし、新たな沖振法の条文の中でも、これを一步踏み込んだ形の条文の規定ぶりにしていただきたいということで、今いろいろ協議を進めているところでございます。残された時間は限られておりますが、鉄軌道の導入につながるような法律にさせていただくようにしっかり求めていきたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 部長、この中で気になるのが、この中間取りまとめの28ページになるんですけども、皆さんはこの鉄軌道システムの導入に取り組みますとあるんです。それをしながら長期的には鉄軌道の構想を推進しつつというのがある。どちらなんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（宮城 力君） 仮に鉄軌道の整備を進めたとしても、20年近くかかる期間が必要になってくるものでございます。鉄軌道の整備が可能となる

ような、まずは法的な整備を整えた上でそれから推進していくということで、今考えているところでございます。それに合わせた表現になっているということで御理解いただければと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 どうも我々沖縄、車社会ということでSDGsを前面に出している割には、この鉄軌道のものが僕はちょっと影薄くなっているんじゃないかなというふうに思いますし、鉄軌道だけをやればいい話じゃなくて、車をEVに替えるだけではだめなんです、全部電気使うわけですから。ところがエネルギーは我々7割は石炭でやっている、鉄軌道もEVもその分で電気を使うのに、電気をつくっている元は石炭をずっと使っている。皆さんの中にもこの投資家の行動ということで、ESGの投資があるということを言っているわけですね、ESGの投資があると言っている割にはエネルギーのことはそんなにまでやっていない。商工部長、エネルギー、やっぱり沖縄は重要なんです、SDGsをやるためには。そのことのエネルギーの沖縄の転換ということを商工部長は担当部長ですので、本気になってこれからどういうような形でやっていくのかと、石油の高騰もしている、いろんな意味で。その観点ちょっと教えてください。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数 登君） お答えいたします。

まさに議員が御指摘のとおりだと思っております。去る3月に沖縄県クリーンエネルギー・イニシアティブというものを策定させてもらっておりまして、現行再エネの比率を7.5%から18%まで引き上げよう。我々としては、これかなり野心的な数値でもって設定したということで、相当努力をしていかないといけないというふうに思っておりますけれども、ただ一方、国は去る10月に第6次のエネルギー基本計画というものを閣議決定いたしました。従来の目標からかなり引き上げておりますので、我々もそれに追随ということではなくて、国を挙げてそこに向けて進んでいかないといけないということがありまして、今その改定作業というものを進めております。ですので、沖縄に導入できるその再生可能エネルギーはどういったものか、太陽光ですとかバイオマスとかいろいろありますけれども、そういった可能性は調査研究もしながら、これ官民連携して取り組んでいかないといけない取組だと思っておりますので、その目標に向けて、県庁で言えば全庁挙げて、沖縄県でいけば官民挙げてということで取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 悩ましいところですよ。今レギュラーガソリン175円とか、いろんな意味で今までのものが全部上がっているわけですよ。これ先ほどあったE S Gの投資の部分で、結果的に今の化石燃料に投資はできないということになってくると、我々ますます電気料金も上がってくる。一方で、この再生エネルギーということで、環境のものも考えていかないといけないという、本当にジレンマに僕ら来ているなというふうにも思っております。その中でもやはり地球温暖化ということでの我々政策をどう進めていくかということも大事な観点だというふうに思っておりますので、しっかりと沖縄だからこのことを取り組んでいるということをご進めていきましょう。

海洋深層水の件に関してなんですけど、今調査をやっております。令和3年、4年にかけて総調査費というんですか、約1億2000万円なんですけど、補助率は3分の2ということで8000万近くなんですけども、町の負担が4000万かかっているわけですよ。総事業が約150億という形になるわけですから、やっぱりこの調査を踏まえて、沖縄県がどういうふうな形で携わっていくかということは、町の予算規模からしても沖縄の関わり方というのは大変重要だというふうにも思っております。皆さんの政策の中でも、海洋政策の総合事業の中で、やっぱり沖縄が島嶼部の部分での海洋政策というのは重要だと言っているわけですから、これからの関わり方、ちょっと教えてください。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（宮城 力君） 新たな振興計画策定の意義としましては、海洋島嶼圏の特性を生かした海洋立国への貢献を挙げておりまして、県土のグランドデザインと圏域別展開においても、広大な海域の保全、活用、その中で海洋深層水をはじめとする海洋資源等の有効利用等を促進するとしていただいております。

○議長（赤嶺 昇君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 ぜひ頑張ってください。海洋拠点ということで、今度の新たな振興策でもそのことを求めていくということですので、ぜひ期待をしておりますので、よろしく願いをいたします。

休憩します。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時0分休憩

午後5時0分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○當間 盛夫君 P F I事業なんですけど、以前、平成

28年に沖縄県公共施設等総合管理計画ということで、この中でこれまでの沖縄の県の公共施設だとか、橋だとか学校関係含めて、それを整備し直すと年間で700億くらいかかると、総トータルで3兆8000億かかるということがあるんですが、これはこの平成28年に出されているんですけども、企画なのか総務なのか、これは新たな変更などがあるんでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時1分休憩

午後5時1分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

総務部長。

○総務部長（池田竹州君） 公共施設管理計画に基づいて個別管理計画、200くらいの施設になりますけれども、それを今年度までに全て策定をしたところがございます。今後、その施設ごとに優先度を判定して順次改修を行っていくというのが基本になっております。

○議長（赤嶺 昇君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 それを踏まえると、民間でできるものは民間でやるということで、大型M I C E施設も民間という形で皆さんは進めているんですが、なかなか厳しい状況があるんじゃないかなというふうに思っています。この大型M I C E施設は、平成24年からこれまでいろいろと調査事業とかやっているんですが、予算執行額というのはこれまでどのくらいになっているんでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時2分休憩

午後5時2分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） これまで大型M I C E施設の整備に向けて執行した額につきましては、調査事業の執行額は令和3年度までに約3億2000万、それから建設用地の購入とか下水道幹線の移設に関する経費として69億8000万円で、この合計が約73億円、その他建設用地に関する県債の利子が取得から向こう10年間の利子で7900万、それから落札決定者との無効の確認に関する和解金で9200万円を執行しているところです。

○議長（赤嶺 昇君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 塩漬けに——塩漬けというか、土地の購入もあったわけですよ、この69億、70億近くの。これも本来一括交付金で購入しようというのが国から認められなかったというところ、この当初、大林

組さんのほうで決まっていたやつが、この一括交付金がもう時間が合わないと、この造るためにはということで、これを解除して和解金ということで9000万も支払いしたと。もう大体74億この部分で土地購入も含めてやっているわけです。今コロナ禍の中で、テレワークだとか、大型MICE施設が必要なのかということが議論されている中で、皆さん、これからもこの大型MICE施設を求めたPFIを進めていくということいいんでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時4分休憩

午後5時4分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） MICEは経済消費活動の裾野が広く、周辺地域を含めて大きな経済効果が見込まれるほか、教育的効果や地域活性化にもつながるものと考えています。また、沖縄観光の課題である観光消費額の引上げ、入域観光客の平準化、付加価値の高い観光振興にも寄与する事業でありまして、MICE振興により県経済の活性化、産業振興が図られるものと考えております。一方で、沖縄県内のMICE施設においては、施設規模等の制約により複数の分科会を同時開催するインセンティブや国内学会などにおいてMICE需要を取り込めず、域外流出を招いているという実態もございました。このため、新たな振興計画に位置づけまして、大型MICE施設の整備を含むマリンタウンMICEエリアの形成を推進することとしております。

○議長（赤嶺 昇君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 もう一つ、サッカースタジアムなんですが、FC琉球さんが頑張っています。今J2ということで。このJ2に上がったのも、副知事、これが奥武山陸上競技場にサッカースタジアムを造るのが条件にあったんですよ。ところがいまだにそのことができていないということになってくると、FC琉球さんが頑張ってJ1の入替えになっても、このライセンスのもので切られるわけです。上がらない。そういったことからすると、私はこのサッカースタジアム、ただ単体のスタジアムということじゃなくて、奥武山全体をその計画の中に組み入れてのPFI構想を持っていくという計画にすべきだと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時6分休憩

午後5時6分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） 試合の開催のない日でもスタジアムとその周辺施設の魅力によって人の流れを生み出すことを目的に、民間投資による収益施設、複合機能を有する収益施設の整備を検討しているところです。民間事業者のヒアリングによると、宿泊施設、飲食施設、スポーツ関連施設などの意見をいただいているところでありますし、県民アンケート調査によると、カフェとかレストランなどの飲食施設のほか、温泉、健康温浴施設の要望が多いところです。この施設の整備に当たりましては、都市計画法との用途地域、都市公園法の建蔽率等の制限がありますので、那覇市や関係部局と調整をしているところでありますが、これら民間収益施設を活用する規模とか用途とかが限られているところがあります。そのPFIを活用してスタジアム本体の整備費まで賄うところは厳しい状況がございますので、何らかの公的資金を活用するというを想定しているところで

○議長（赤嶺 昇君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 基地問題はちょっともう触れないんですけども、今の部分は、先ほどもあったように公共施設に公のお金を入れるというのは今、なかなか厳しいわけですよ。現実4兆円近く、もう公共施設でかかるということになってくると、民間でできる提案の分というのはしっかりとやっぱり民間に委ねながら、また公がどう関わっていくかと——お金を出すという話じゃないですよ。民間ができることはしっかりと民間にさせるということのほうが、私は国もそういう方向性を持っているというふうに思っておりますので、ぜひその方向性を持って対処されてください。よろしくお願いします。

ありがとうございました。

○議長（赤嶺 昇君） 以上をもって代表質問は終わりました。

本日の日程はこれで終了いたしました。

次会は、12月6日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後5時9分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 赤 嶺 昇

会議録署名議員 玉 城 武 光

会議録署名議員 座 波 一

令和3年12月6日

令和3年
第10回 沖縄県議会（定例会）会議録
(第4号)

令和3年
第10回

沖縄県議会（定例会）会議録（第4号）

令和3年12月6日（月曜日）午前10時開議

議 事 日 程 第4号

令和3年12月6日（月曜日）

午前10時開議

第1 一般質問

第2 甲第2号議案から甲第4号議案まで及び乙第1号議案から乙第22号議案まで（質疑）

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

日程第2 甲第2号議案から甲第4号議案まで及び乙第1号議案から乙第22号議案まで

- 甲第2号議案 令和3年度沖縄県一般会計補正予算（第20号）
- 甲第3号議案 令和3年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計補正予算（第1号）
- 甲第4号議案 令和3年度沖縄県病院事業会計補正予算（第2号）
- 乙第1号議案 沖縄県知事等又は職員の損害賠償責任の一部免責に関する条例
- 乙第2号議案 沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
- 乙第3号議案 沖縄県が設立する地方独立行政法人の役員の損害賠償責任の一部免責に係る額を定める条例
- 乙第4号議案 沖縄県道路占用料徴収条例及び沖縄県県道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例
- 乙第5号議案 沖縄県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 乙第6号議案 沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例
- 乙第7号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について
- 乙第8号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について
- 乙第9号議案 訴えの提起について
- 乙第10号議案 離島地区情報通信基盤整備推進事業で整備した海底光ケーブルの切断事故の復旧工事に要した費用に関する和解について
- 乙第11号議案 損害賠償請求事件の和解等について
- 乙第12号議案 損害賠償の額の決定について
- 乙第13号議案 指定管理者の指定について
- 乙第14号議案 指定管理者の指定について
- 乙第15号議案 指定管理者の指定について
- 乙第16号議案 指定管理者の指定について
- 乙第17号議案 指定管理者の指定について
- 乙第18号議案 指定管理者の指定について
- 乙第19号議案 当せん金付証券の発売について
- 乙第20号議案 公立大学法人沖縄県立看護大学定款の一部変更について
- 乙第21号議案 公立大学法人沖縄県立看護大学に承継させる権利を定めることについて
- 乙第22号議案 沖縄県教育委員会委員の任命について

出席議員（48名）

議長	赤嶺	昇君	23番	仲村家治君
副議長	仲田弘毅君	24番	仲宗根悟君	
1番	新垣光栄君	25番	仲村未央さん	
2番	翁長雄治君	26番	玉城武光君	
3番	喜友名智子さん	27番	比嘉瑞己君	
4番	島袋恵祐君	28番	当山勝利君	
5番	玉城健一郎君	29番	照屋大河君	
6番	大城憲幸君	30番	山内末子さん	
7番	上原章君	31番	西銘啓史郎君	
8番	小渡良太郎君	32番	座波一君	
9番	新垣淑豊君	33番	大浜一郎君	
10番	島尻忠明君	34番	呉屋宏君	
11番	仲里全孝君	35番	花城大輔君	
12番	平良昭一君	36番	又吉清義君	
13番	次呂久成崇君	38番	崎山嗣幸君	
14番	國仲昌二君	39番	玉城ノブ子さん	
15番	瀬長美佐雄君	40番	西銘純恵さん	
16番	山里将雄君	41番	渡久地修君	
17番	上里善清君	42番	瑞慶覧功君	
18番	當間盛夫君	43番	比嘉京子さん	
19番	金城勉君	44番	末松文信君	
20番	新垣新君	45番	島袋大君	
21番	下地康教君	46番	中川京貴君	
22番	石原朝子さん	47番	照屋守之君	

説明のため出席した者の職、氏名

知事	玉城デニー君	土木建築部長	島袋善明君
副知事	謝花喜一郎君	企業局長	棚原憲実君
副知事	照屋義実君	病院事業局長	我那覇仁君
政策調整監事	島袋芳敬君	会計管理者	大城博君
公室長	金城賢君	知事公室	平敷達也君
総務部長	池田竹州君	秘書防災統括監	平田正志君
企画部長	宮城力君	総務部財政統括監	金城弘昌君
環境部長	松田了君	教育長	金城真一君
子ども生活福祉部長	名渡山晶子さん	警察本部長	日下貴子さん
保健医療部長	大城玲子さん	労働委員会事務局長	山城直人君
農林水産部長	崎原盛光君	人事委員会事務局長	大城直均君
商工労働部長	嘉数登君	代表監査委員	安慶名
文化観光スポーツ部長	宮城嗣吉君		

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局	知念弘光君	課長補佐	城間旬君
次長	上原貴志君	主幹	宮城亮君
議事課長	佐久田隆君	主査	親富祖満君

○議長（赤嶺 昇君） これより本日の会議を開きます。

日程第1及び日程第2を一括し、これより直ちに一般質問を行い、甲第2号議案から甲第4号議案まで及び乙第1号議案から乙第22号議案までを議題とし、質疑に入ります。

質問及びただいま議題となっております議案に対する質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

島袋 大君。

○島袋 大君 休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時1分休憩

午前10時1分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○島袋 大君 おはようございます。

沖縄・自民党の島袋です。

質問を行いたいと思っております。

初めに、沖縄関係税制についてでありますけれども、11月19日に沖縄振興調査会に知事も出席していただきました。沖縄県の要望を聞かせていただきましたけれども、県から要望は13項目になると思います。その13項目を実際そういうふうに要請しましたけれども、感想を含めてどうぞお聞かせください。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（宮城 力君） 知事は、去る11月18日及び19日に、桑江市長会会長、宮里町村会会長とともに、13の沖縄関係税制の延長と拡充について、西銘沖縄担当大臣、自由民主党沖縄振興調査会など国の関係要路へ要請を行いました。西銘大臣からは、税については与党税調が母体となり検討が進められるとしながらも、知事をはじめ、市長会長、町村会長の要望を内閣府の新たな沖縄振興策の検討の基本方向にのっとり、しっかりと頑張りたいとの発言をいただきました。沖縄振興調査会においては、小淵会長の冒頭挨拶の中で、来年は復帰から50年の節目の年であり、歴史において大きな転換点、節目を迎える沖縄がよいスタートを切れるよう、力を合わせ一丸となってやっていきたいとの発言をいただいたところです。

○議長（赤嶺 昇君） 島袋 大君。

○島袋 大君 特にこの13項目について、政府の対応が不安だったと感じたところはないですか。率直に述べてもらっても構いません。当局の不安点を含めて、我々も国政政権与党・自民党として窓口は党本部にありますから、その率直なお気持ち等がありましたら、こういう場で言っても何ですけれども、マル・バツ方式も含めて今やっている最中ですから、最後の

決着に向けて何か御要望がありましたら。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（宮城 力君） 13の沖縄税制については、事務方の調整の中でもいろいろ厳しい御意見をいただいているところがございます。

県としましては、13の項目全て延長・拡充が果たされるようにしっかりと頑張っていきたいと考えているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 島袋 大君。

○島袋 大君 私も上京して党本部の雰囲気、内閣府そして税当局であります財務省とも意見交換をさせていただきましてけれども、13項目のうちの追加や拡充、期間の延長など様々な要望がありましたが、しかし、財務省の雰囲気はかなり厳しいというふうに感じました。そのことについて皆さんが一番、県の執行部も感じていると思いますけれども、私は、今回は追加・拡充について取るよりも、今ある制度の維持をどうにかみんなで頑張っていかなきゃならないというふうに実際感じました。

ここは我々自民党もしっかりと頑張っていきたいなと思いますけれども、そこで我々は弱気な発言はしたくありませんから、しっかりと県の要望を含めて、この税制も含めて制度設計を全力で頑張っていきたいと思っております。油断したら大変ですから、部長もありましたが副知事、知事、行きましたけれども、知事実際どうですか、その思いは。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 先ほど企画部長から答弁をさせていただきましたが、私は11月18日及び19日に桑江市長会会長、宮里町村会会長とともに岸田総理、松野官房長官、西銘沖縄担当大臣、自由民主党沖縄振興調査会など、国及び党の関係要路に対しまして、先ほどあります税制の延長・拡充を要請させていただきました。

特に岸田総理からは、これから本格化する税制議論の中でしっかりと考えたいとおっしゃっていましたが、予算、税制、法律についてはしっかりと検討していきたいという言葉がありました。また、来年50周年を迎える沖縄がコロナ禍を乗り越え、元気に次の時代を迎えられるよう政府としても応援したいという大変力強い言葉もいただいておりますので、来週にもまた上京いたしまして、その予算の件、税制の件についてもしっかりと要請を重ねてまいりたいというように思います。

○議長（赤嶺 昇君） 島袋 大君。

○島袋 大君 次に予算についてお聞きしたいと

思っております。

予算については、私は以前から何度も述べておりますけれども、これは県の当局が政府、内閣府への説明の責任がしっかりとあると思っておりますから、いわゆる予算の高さ——予算額ですよ——当初3600億のスキームを上げて、実際概算要求は2998億円、その中で今県側は3000億円を目指したいということでの要請に変わっているんですよ。当初3600億のスキームから3000億円台に変わった。ここもしっかりとまた頑張っていたかなくちゃならないと思っておりますけれども、税制については我々自民党も公明党さんも連立政権としてしっかりと頑張る。しっかりと独自の税制調査会を各党持っておりますので、ここでしっかりと議論をして、最終的に政府決着というのは強く政府に進言しますし、しっかりと願いますということでもやります。

しかし、我々は取り組みますけれども、このことについて何度も申し上げておりますが、やはり査定、予算の高さであります。この状況を含めて内閣府と財務省の人もいろんな面で議論をしていると思っておりますけれども、しっかりと県としてどの辺まで議論されていますか。

○議長（赤嶺 昇君） 総務部長。

○総務部長（池田竹州君） 令和4年度の沖縄振興予算の要請に当たりましては、全市町村と意見交換を行い、また要望もいただいた上で、新たな取組といたしまして、今回内閣府に対しましてロジックモデルの手法を活用した個別事業の有効性などが検証できる資料を提供するなど、意見交換を重ねてきたところでございます。また、8月末の概算要求後も引き続き意見交換を行うとともに、内閣府に対しても私ども事務方としては随時必要な資料、国のほうからも資料要求とかがございますので、丁寧に説明をして、内閣府と連携して予算を確保できるよう取り組んでいるところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 島袋 大君。

○島袋 大君 概算要求が2998億円でした。この概算要求を超えることは今の現状では大変厳しいと思っているから、皆さん方は3000億と言っているんですよ。そうなりますよね。ですから、この2998億円をどのようにして、この概算要求を守るか。イコール上積みで3000億円の担保を取るかというのが最大のポイントだと私は思っているんですよ。この一点に絞るべきだと思っておりますけれども、実際県としての考えはどうか。

○議長（赤嶺 昇君） 総務部長。

○総務部長（池田竹州君） 私ども8月に3600億を——いわゆる財務省が示した概算要求基準というのが国にはございます。それを最大限活用していただきたいということで、市町村からの要望も踏まえまして3600億円を超える事業費が積み上がっております。その資料というのは国にも提供してございます。

ただ、概算要求として2998億円ということですので、少なくとも満額確保、さらに事項要求されている項目がございます。国土強靱化関係のものについては、予算額を示さずに事項要求しているということで、そちらについても併せてしっかりと確保していただきたいということで連携しているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 島袋 大君。

○島袋 大君 もし、この2998億円から割れるとなると、恐らく一括交付金は無傷では済まないと思っているんですよ。この辺りの見直しを含めて、シミュレーションを含めて、県は——まあとにかく3000億を取るということは我々も同じ気持ちでやるけれども、もしも最悪な場合というのはやっぱり行政として考えなくちゃならないと思っているが、そういった議論はしていますか。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 先ほども申し上げましたとおり、市長会、町村会の会長とともに要請をさせていただいた際にも、この市町村からの要望が強い一括交付金の拡充も含めて、ぜひ3000億台ということで我々からも強く申入れをさせていただいておりますが、さらにその点も含めてしっかりと要求してまいりたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 島袋 大君。

○島袋 大君 まさしく知事のこの思いというのは理解しますけれども、もう最終決着に向けて進んでおります。

そこで、私も上京して何度かお会いして話もしますが、やっぱり沖縄の思いですよ。熱い思いで、県民146万の代表として、これだけ必要だということのアクションも含めて、対政府に、まさしく知事がおっしゃっている対話というのが大事なんだから、そういう場にいるときの対話の仕方ですよ。こういった意味で頑張るんだと、テーブルをたたくぐらいいいと思っておりますよ、私は。それぐらい意気込みを持ってやらなくちゃならないと思っております。県政与党の皆さん方は、これは自民党がやる仕事だと常に言われていますけれども、我々は責任を持って頑張りますよ。しっかりとやるべきところはやる。何やかんや言う

前に汗かかなくちゃなりませんから。結果ですよ、政治は結果。我々はこれ責任を持って頑張っていきたいと思えますから。

1点だけ。どうも今辺野古の設計変更の不承認、埋立ての不承認で、マスコミや何やからも県民の皆さん方、各種の皆さん方から、これを知事が不承認したから税制の予算に影響があるじゃないかとか言っておりますけれども、そんなことはあり得ませんよ。予算は予算。この予算というのは、県がしっかりとビジョンを掲げてやって、議論をして対話をして積み上げるのが予算ですよ。これをあたかも言い訳にするような形の話が返ってくる。こういうのは許せませんよ。

知事、基地と経済はリンクしないと言っているんだから、基地と予算はリンクしないと言っていますよね。今の論調だったら、基地と予算はリンクしているということですよ。そうじゃないでしょう。知事としての思いはどうですか。今の知事が判断した設計変更の不承認に対しても、税制、予算には関係ないですよ。私はそう思いますけど、知事、どうですか。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） まさに議員御案内のとおりでございます。我々は均衡ある国土の発展、そして国の南の玄関口として、このコロナが出現する前は右肩上がりで、非常に経済や雇用の情勢の改善にもしっかりと実績を残しております。その方向は国も確認をさせていただいておりますし、またこれからもしっかりと振興していきたいということでもあります。

基地問題は、長年、沖縄に過重な基地負担を押しつけられ続けている県民の悲痛な声でもあります。その振興と基地問題はしっかりとのおのおので、政府も沖縄県と協力して取り組んでいただきたいという思いを持っておきたいと思えます。

○議長（赤嶺 昇君） 島袋 大君。

○島袋 大君 ぜひとも、日にちはしっかりともう進んでおりますから、頑張るところはみんなで踏ん張って頑張らなくちゃならないと思っておりますから、その辺知事は、やるべきところはしっかりと頑張ってくださいなというふうに思っています。

次です。コロナ対策について。

第6波に向けての対策でありますけれども、今年の8月、9月はデルタ株による感染者が急増しました。その感染力の高さから我々、各県民の皆さん方も、我々の友人、知人もそうでありますけれども、感染して自宅療養を余儀なくされたと思っております。これは非常に思い出しますけれども、友人も一人暮らしだったため何度か食事や薬を届け、毎日電話して生存の確

認をしましたが、友人は何度コロナ対策本部に電話をしても医師の診察を受けられず、自宅で2週間高熱に耐えておりました。

知事、もうこのような自宅療養が二度とあってはならないと思っております。これは我々のいろんな面での経験上——現在コロナ感染者が減少していますけれども——今のうちに対策は考えるべきだと思っておりますが、いかがですか。今コロナ感染者が8月のように急増したら、また同じように自宅療養になりますか。それともホテルの数を増やして整備をして、隔離を徹底するというビジョンはできておりますか。現在の状況をお聞かせください。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 県としましては、今後の感染拡大が懸念されます冬場に向けて、第4波、第5波の課題を踏まえた対策を取ることが重要だと考えております。

第6波に備えた対応としまして、病床数を第5波における要入院者の1.2倍程度ということで1031床を今想定して、重点医療機関等における病床確保、それから入院待機施設の拡充に努めております。また、ホテルにつきましても最大1400室ということで、事前協定を含めて取り組んでいるところでございますので、そのような体制強化を図っていきたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 島袋 大君。

○島袋 大君 まさしく頑張ってくださいなと思っておりますし、職員の皆さん方は大変踏ん張って頑張ってくださいなと思っております。感謝を申し上げます。

1点だけ。この自宅療養をされた方々は医師の診察が受けられませんでした。ですから、常に連絡を入れて対策本部といろいろ議論をしましたがけれども、そこでエールをもらって、頑張らなくちゃならないなということでいろいろ意見交換もしたみたいですが、そこで電話対応の看護師が出て、アドバイスをいただいて安心させるためにも、オンライン診療を含めて、こういった形もこれからの考え方に盛り込まないといけないと思うんだけど、そういったことの議論はしていますか。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 今回、入院待機であるとか調整中で家庭にいらっしゃる感染者が多く発生したことを踏まえまして、在宅医療、それから訪問看護についても拡充が必要だという認識の下、今取り組んでいるところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 島袋 大君。

○島袋 大君 大変だと思いますけれども、頑張っていたきたいなと思っております。あれだけ大変苦しい経験もされていますから、職員の皆さん方も大変だったと思いますけれども、ここはみんなで踏ん張りどきは頑張らなくちゃなりませんから、そこはしっかりと我々もサポートしていきたいと思っておりますので、頑張っていきたいなと思っております。

議長、休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時15分休憩

午前10時16分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○島袋 大君 今日は農業についてちょっと議論を深めたいと思っております。（パネルを掲示）

知事、両副知事、皆さん方のお手元に資料を渡しておりますけれども、県内における遊休地の活用と耕作放棄地についての人材育成についてであります。パネル、資料を見ていただきたいと思っております。県内の遊休地、耕作放棄地の現在の要因というのは——この増加する遊休地がたくさんあるわけですよ——この下のほうに、地域内での後継者不足、土地改良事業から30年以上、世代交代の時期を迎えているけれども、家族または親族間で事業継承ができず離農するケースが多いわけですよ。その中で土地を貸さない地主というのは、親族、知人以外の人間に対して非常に厳しいような状況で、各地域から、玉城さんの土地を島袋さんが借りたよ、何かあったんじゃないかねという話があるもんだからなかなか動き切れないというのが現状であります。

2ページをお願いします。（パネルを掲示）これを打開する解決策として、行政を窓口とした遊休地の管理スキーム、やっていると思っておりますけれども、遊休地の活用を促進するためには、これまでのような個人間での賃貸契約ではなくて、行政主導の下、安心・安全な管理スキームの構築が必須だと思っております。そこをしっかりと議論していただきたいために、3ページです。（パネルを掲示）「打開する遊休地の管理スキーム」として、管理委託、遊休地を持つ地主が市町村に投げる。そして遊休地を借りたい農業従事者が借用申請する。そこであっせん業務の調査・審査が各市町村、あるいはJAおきなわと連携しなくちゃならないと思っておりますけれども、そこで現在の県内の遊休地、耕作放棄地の現状と課題についてお答えください。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君） 令和2年の耕作放棄地面積は、3592ヘクタールとなっております、令和元年と比較して81ヘクタールの増加となっております。

耕作放棄地解消の課題としては、1つに資産保有意識が強く貸したがないこと、2つ目に不在地主が多く権利者調整が複雑なこと、3つ目に圃場条件が悪いことなどが挙げられます。このため、県では、農地耕作条件改善事業等の活用や農業委員会の利用意向調査等により農地の再生・利活用を支援しておりまして、年間約400ヘクタールが解消されている現状にあります。

○議長（赤嶺 昇君） 島袋 大君。

○島袋 大君 そこで4ページ。（パネルを掲示）地域内での後継者不足が非常に多いわけですよ。それイコール耕作放棄地もある。個人に依存したハウス管理、経年劣化によるハウスの老朽化、これは個々で補助事業を活用してハウス等を整備して今まで運用してきた。新しいビニールハウスはね。しかし、農家の個々の管理力に依存した結果、多くのビニールハウスが経年劣化による老朽化が進んでいるのが現状です。

次のページ。（パネルを掲示）継承時に多額の修繕費を負担するんですよ。そこでこの修繕費をするために——見てください。資料がありますけれども、実際ビニールハウスを新しく作るために補助を受けたけれども、後継者がいない。これだけマンゴーを相当いろんな面で作ってきて、土地はやっぱり命の土地ですから、歴代の皆さん方がずっと栄養のある土地にしている。しかし、これだけ大木になって、躯体はあるんだけど、後継者がいないから修繕費も莫大な借入れになる。これが今、銀行借入れしかできないんですよ。ここを今日いろんな面で皆さん方と議論したいのは、次のページ、裏です。（パネルを掲示）

実際、ビニールハウスの中も今使われていますけれども、このS字のパイプとかワイヤ、ビニールハウスを止めるためにS字のワッシャーを止めないといけない、ここだね。しかし、これが剥離して、要するにさびて腐って止められないわけですよ。台風が来たら、風が来たらビニールが飛んでいく。それでキュウリやトマトも含めて大変厳しいような現状になっているんですよ。ここが今、沖縄県の農業の若い担い手の皆さん方の悩みの種なんですよ。ここはしっかりと議論していかななくちゃならないと思っておりますし、次の裏です。（パネルを掲示）

この上のはりも含めて、全部さびて腐って、もう雨水がだだ漏れなんですよ。そうしたら延々と土地が

湿った状態になっているんですよ。ですからそういったことも考えなくちゃならないと思っていますけれども、そこで私は、約1年半、2年かけて調査研究してきました。

今日、皆さん方に提案しますけれども、これによって、ここの修繕費の補助メニュー化をすることによって耕作放棄地、遊休地を含めて担い手の若者が帰ってくるんですよ。おやじ、おじいちゃんがやってきた土地の管理も含めて、自分たちが新しい時代の農業ビジネスをしていこうということに走っていくんですよ。ここが今、沖縄県の農業の担い手の一番のポイントなんですよ。ここをクリアすることによって、新たなビジョンができる。そういった意味を含めて、担い手の確保をするためにビニールハウスの修繕費の補助制度についてどう考えていますか。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君） 農業用ビニールハウスの修繕につきましては、令和元年度国補正予算から産地生産基盤パワーアップ事業のメニューが追加されて、後継者不在のハウスを第三者に継承する際に必要となる補修等の支援が可能となっております。

県としましては、市町村及び関係団体等と連携して、園芸施設の補修等により、円滑に担い手が活用できるよう、取り組んでまいります。

○議長（赤嶺 昇君） 島袋 大君。

○島袋 大君 まさしく今部長が言ったことが重要なポイントであって、これは令和に入って農林水産省を含めて国は動き出したんですよ。そこでこの補助が受けられるという形になる。しかし今、コロナ禍でなかなか情報が行かなかった。しかし、そういう予算は組んでいるんですよ、国は、政府は。

そこで私はいろいろ聞きたいんですけども、第三者に継承する際の補修、要するに補強、改修と言っているけれども、その辺も具体的に掘り下げて説明してください。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君） 産地生産基盤パワーアップ事業のハウス修繕に係るメニューは、後継者不在のハウスを担い手に継承することを目的としております。

担い手となる子が他地域や農外からUターンして、親とは別の経営として就農する場合には、親の経営とは別に独立した法人経営を行う場合には事業が実施可能となっております。

○議長（赤嶺 昇君） 島袋 大君。

○島袋 大君 申請受付窓口はどこになりますか。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君） 基本的には市町村になります。

○議長（赤嶺 昇君） 島袋 大君。

○島袋 大君 ですから、これは令和に入っている面でも国と議論して、我々自民党もしてきましたけれども、農林水産省でこれで予算がついた。しかし、コロナ禍でなかなかいろんな面で情報網が広がっていない。ここは県が音頭を取って市町村にしっかりと伝達して、農家の皆さん方に夢と希望を与えるために、若者たちに、これを推進しないといけないんですよ。こういった面で、これから県はどう考えていますか。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君） 議員御提案のハウス等の修繕事業につきましては大変効果的だと思いますので、これから市町村とJA、関係機関のところに十分に周知を図ってまいりたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 島袋 大君。

○島袋 大君 これは予算はありますけれども、各都道府県を含めて活用するはずだが、これは手挙げ方式になりますか。どうなりますか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時23分休憩

午前10時24分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君） 例年、年度初めに実施しております事業説明会及び要望調査等を通して、市町村及び関係団体等の要望を把握しているところであります。

県としましては、産地が求めるハウス修繕の支援に応じられるよう、引き続き市町村及び関係団体等と連携に努めまして、予算措置に努めてまいります。

○議長（赤嶺 昇君） 島袋 大君。

○島袋 大君 そこで、次に9ページであります。

修繕費の補助金の管理スキームとして、今部長がおっしゃったように申請者は市町村に申請するんですよ。ですから、その申請の条件として、個人ではなく組合としての申請を必須にさせていただきたいなと思っています。

理由は、我々豊見城市だったら饒波のほうに生産地がある。保栄茂とか翁長とかあるんですけども、この地域で組合をつくらせて、地域から補助金を申請させる。今JAにいろんな面で委託が多いんですけども、これからの若者は自分たちで企業経営の戦略も含めて、御自分の地域は御自分で、若者で組合をつくらせ

る。法人でもいいですよ。つくらせて、そこでやっていく。そういったスキームの下で申請するからには、この修繕費を受けたら10年間は生産農家としてしっかりとやりなさいよと。理由は、莫大な修繕費を受けたにもかかわらず、第三者に貸すとか、そういうややこしい人たちも出てくるんですよ。ここはしっかりとハードルを上げてでもいい。10年間はしっかりと全うしてやるようなシステムにすれば、そういった法人の皆さん方にもこの補助金メニューを入れるということは可能じゃないかなと僕は思っているんだけど、その辺はどうですか。

○議長(赤嶺 昇君) 農林水産部長。

○農林水産部長(崎原盛光君) 一般的な施設整備に係る補助事業においては、原則、3戸以上の農家で取り組むことが要件になっております。産地生産基盤パワーアップ事業においては、個人による取得も可能ではありますけれども、事業導入後の施設運営の観点からも、任意組合、団体等の複数の構成員から成る実施主体となることが望ましいというふうに考えております。

○議長(赤嶺 昇君) 島袋 大君。

○島袋 大君 今の部長の答弁を聞いたらできないことではないと思っているから、新たなビジネス、新たな農業の振興を考えるには議論も必要だと思っているから、そこはどう思いますか。農業担当は照屋副知事、どう思いますか、今の私のを聞いて。

○議長(赤嶺 昇君) 照屋副知事。

○副知事(照屋義実君) お答えいたします。

不動産業の経験から申し上げます、今の御提案は非常に合理的な解決に結びつく提案じゃないかというふうに考えております。私も後継者がいなくて放棄された耕作地の事例を幾つか見ておりますけれども、やっぱり後継者がいない場合には、様々な人たちが集まって面積を区分けして引き継いでいるというケースでありますとか、あるいは週末だけ譲り受けて耕作している事例とか、いろいろちょっと不合理と思えるような事例がありますので、このような形で耕作放棄地が十分に活用できるのであれば、これは非常にいい御提案だなというふうに考えております。

○議長(赤嶺 昇君) 島袋 大君。

○島袋 大君 初めて副知事、私とかみ合いましたね。頑張ればできますから、よろしく願います。

そこで新規ビニールハウスを設置するに当たって、指定産地の果菜類は、1度申請したら借入返済が終了するまで変えることができない状況のようですけども、その対応策はどうですか。

○議長(赤嶺 昇君) 農林水産部長。

○農林水産部長(崎原盛光君) 補助事業でハウスを導入する際には、栽培する品目により費用対効果の検証や成果目標の設定などを踏まえて、事業計画書が策定されております。このことから、実施主体は当初策定した計画に基づき、成果目標の達成に向けて取り組むことが必要ではないかというふうに考えております。

○議長(赤嶺 昇君) 島袋 大君。

○島袋 大君 ですから、ここも入り口論であって、トマトの指定産地だったら、トマトでばっとやったときにここが豊作過ぎて単価が下がるんですよ、下がる。そうなった場合には、借入れもろもろを含めてなかなか返済が厳しいというのが現状なんですよ。

そこで、その年は大量になるという予想だったら品種を変えて、そういった形でまた所得の倍増も含めて返済にも充てられるというシステムがあるんだけど、これも駄目ということではないですよ。やっぱり議論して新しい農業の振興のステップアップをすることが必要だと僕は思うんだけど、そういった議論はどうですか。

○議長(赤嶺 昇君) 農林水産部長。

○農林水産部長(崎原盛光君) 基本的には当初計画に沿いますけれども、栽培上非常に困難な場合は、関係者といろいろと協議をしながら進めてまいりたいと思います。

○議長(赤嶺 昇君) 島袋 大君。

○島袋 大君 次です。不利性解消事業の補助対象品目を新しい品目に対応できる考えはないですか。

○議長(赤嶺 昇君) 農林水産部長。

○農林水産部長(崎原盛光君) 県では、新たな沖縄振興のための制度提言において、地理的不利性の解消に向けて、現行事業の発展的な承継を図り、引き続き輸送費コスト低減対策を推進するための提言を行っております。現在、内閣府が示した新たな沖縄振興策の検討の基本方向等を踏まえ、令和4年度からの事業化に向けて関係機関と調整を進めておりまして、品目の拡大についても、新たな事業の枠組みの中で実現できるよう協議を進めているところであります。

○議長(赤嶺 昇君) 島袋 大君。

○島袋 大君 まさしくこの不利性解消事業というのはすばらしいことだけでも、約50品目ぐらいあるんだが、そこでやはり若手の皆さん方、生産農家は新しい品種で挑戦したいというのがあるんですよ。新しい品種で本土や全国に発信したいという気持ちがある。しかし、この制度が壁になってなかなかハード

ルが高いんですよ。ここをやっぱり議論していただいて、新しい生産農家のつくり方、新しい品目のつくり方を含めて、かなりの所得倍増になる可能性が高い。これは夢物語じゃなくてできるはずだから、そこもしっかりと議論の入り口として、まず入って行って議論していただきたいというふうに思っています。

次です。10ページですね。(パネルを掲示)

6次産業も含めた加工・出荷拠点の整備について、生産地域に加工・出荷場を申請する補助メニューについての考えはないですか。

○議長(赤嶺 昇君) 農林水産部長。

○農林水産部長(崎原盛光君) 県では、6次産業化に取り組む農林漁業者に対して、6次産業化支援事業において、加工施設等の整備費用の一部補助を実施しております。また、意欲ある農業経営体の育成に必要な加工施設の整備として、地域農業経営支援整備事業による支援も可能となっております。

県としましては、引き続き加工施設等の整備を支援し、農業振興を図ってまいります。

○議長(赤嶺 昇君) 島袋 大君。

○島袋 大君 この6次産業、全国みんな6次産業と言っていますけれども、私が先ほど提案した各生産農家地域、私は地元が豊見城なので豊見城の話をしませんが、饒波地域とか保栄茂地域とか地区地区がある。その地区・地域で法人化なり組織、組合をつくって、そこで自分たちの農業はどういった形で出荷の販路をつくっていくか。どういうビジョンをつくってやるか。あるいは梱包作業も含めて、どことどの物を組み合わせたらできるかということが新しいビジネスチャンスになると思っていますんですよ。そのスキームの補助メニューのつくり方というのも大事だと思うんだけど、その辺どうですか。できないということじゃないでしょう。

○議長(赤嶺 昇君) 農林水産部長。

○農林水産部長(崎原盛光君) 議員から質問及び提案のありました耕作放棄地またはビニールハウスの利活用、これにつきましては、地域からの要望をしっかりと受け止めて、担い手の育成にこれもまたきっちりつなげていきたいと思っております。

○議長(赤嶺 昇君) 島袋 大君。

○島袋 大君 今日は私は大声も出していませんけれども、これだけ前に進む事業はないと思っていますよ。農家の若者は本当に期待しているんですよ。今日も既にビニールハウスの中から約八十数名の方々がオンラインで今この内容を見えています。部長の答弁で非常に元気が出て、自分たちが頑張ればできるんだとい

うエールをもらったと思っていますよ。

このビニールハウスの修繕費ができるということに今なっていますから、これに挑戦していければ、この若者の皆さん方は本当に夢と希望を持って、チャンスをつくっていく。そこで6次産業も含めていろんな組合もつくって、自分たちで頑張ることができる。そこは大変感謝を申し上げますし、皆さんが本当に喜んでこれからの仕事を頑張れると思いますから、これからも前向きに頑張りたいというふうに思っております。

次、代表質問との関連でありますけれども、復帰50周年について、政府との連携ですけれどもどう考えていますか。

○議長(赤嶺 昇君) 知事公室長。

○知事公室長(金城 賢君) お答えいたします。

復帰50周年記念式典につきましては、本土復帰の歴史を振り返り、先人の労苦や知恵に学ぶとともに、沖縄の発展の歩みや将来の可能性を県内外に発信する機会となるよう開催したいというふうに考えております。

県としましては、国及び関係機関と連携・協力しながら、来年5月15日の記念式典に向けて準備を進めているところであり、50周年の節目にふさわしい式典となるよう取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長(赤嶺 昇君) 島袋 大君。

○島袋 大君 最後に一言。この50周年で、私が政府と連携してほしいというのは、東京会場でもやる、沖縄でもやる。この東京会場の中に日本全国の大使、世界の大使も呼ぶ。46都道府県の知事も呼ぶ。そこでコロナ禍で苦しい沖縄のリーディング産業である観光を——沖縄に行こうよと、沖縄にしっかりと求めていこうよということでの発信をしたい。そこで2会場やって、政府と連携してほしいというのが私の個人的な思いなんですけれども、もう時間ですが答弁いただけるんだったら、県としてこういった形でもいろんなビジョンを出してやっていこうという思いがあるんだったら、その辺一言いただきたいと思うんですが。

○議長(赤嶺 昇君) 謝花副知事。

○副知事(謝花喜一郎君) お答えいたします。

ただいま議員の御提案のようなものは、10周年、20周年はそういう方向性でやっておりました。それが30周年から今沖縄県で開催という形になっておりますけれども、御提案のものについては、やっぱり復帰50年という重さもあります。それから全国の方々

に、各都道府県知事の皆様に——沖縄県にはなかなかおいでいただけないかもしれませんが、東京でならばお集まりいただけるかもしれません。また、各国大使も同様でございます。そういった観点から今、内閣府にもそういったことについてどのようにお考えかということをお投げしているところでございます。しっかり検討を重ねてみたいと思っております。

○島袋 大君 よろしく申し上げます。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣淑豊君。

○新垣 淑豊君 おはようございます。

自民党会派の新垣淑豊でございます。

まず、我が党関連から入りたいと思います。順番変えます。

小渡良太郎議員の経済・雇用・社会資本整備の(2)より、今後の観光について、知事の取組についてお伺いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時36分休憩

午前10時36分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） 観光関連産業の再興のためには、水際対策の強化、陰性証明の活用、医療病床の確保と安全・安心の島沖縄の実現、事業継続支援や感染状況に応じた需要喚起策等の取組が必要と考えております。このため県では、観光関連事業者等応援プロジェクトの拡充や宿泊事業者感染症対策支援事業を実施し、事業継続支援を強化するとともに、10月26日には国に対して新たな経済対策に係る緊急要請を行いました。また、感染状況を注視しつつ、11月1日からおきなわ彩発見バスツアー促進事業や沖縄観光体験支援事業、11月15日からおきなわ彩発見キャンペーン第4弾を実施し、域内需要の喚起に努めているところでございます。

今後は、観光復興の実現に向けた看板商品の創出支援や観光拡大に向けた文化観光コンテンツの造成支援など、国の補正予算で示されたメニューについて最大限活用できるよう関係省庁と調整してまいります。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣淑豊君。

○新垣 淑豊君 ありがとうございます。

知事にお伺いしますが、観光をリーディング産業としてこれまで沖縄県は位置づけてきましたけれども、今後、沖縄県は観光をリーディング産業としてやっていくおつもりはありますか。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 観光関連産業は非常に裾野

の広い産業であり、我が県にとっては沖縄県のソフトパワーを生かした強みを発信することによって、コロナ禍で今、非常に苦境に陥っている観光関連産業を回復させていくためには、より力強くその方向性で進めていくことが重要であるというように認識しています。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣淑豊君。

○新垣 淑豊君 観光振興によりこれまで民間投資が非常にあって、観光立県というものが出てきました。先日、議員提案で観光再興条例も成立しましたけれども、その後の動きが見えませんかというような声もあります。

せんだっての代表質問でもありましたが、観光のインフラが今、崩壊しているというような状況にあると言われております。知事はどのようにしてこの観光産業の方々の声を聞いて実態を把握しているのか教えてください。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 観光関連団体の方々から直接意見を聞くことは、非常に重要なことだというように認識をしております。これまでも経済対策関係団体会議ですとか、新型コロナウイルス感染症対策の緊急合同会議においては、直接経済対策等についての意見もお伺いしておりますし、私も時間があるときには観光コンベンションビューローの下地会長とも電話でやり取りをしながら、それぞれの皆さんの状況をできるだけ県政で迅速に反映し取り組んでいくためのそのような意見を聞くことに努めているところであります。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣淑豊君。

○新垣 淑豊君 現場に行ってお話を伺ったことはありますか。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 私の知人にも観光業を営んでいらっしゃる方がおりますので、るるそのような機会にはいろいろなお話を聞かせていただいております。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣淑豊君。

○新垣 淑豊君 なぜそういった話をするかということ、私ももともと観光業に関わる業界の出身ですので、いろんなお話を聞く中で、知事もちょっと声を聞いてほしいというような声を多く聞いております。実際に本当に観光インフラは傷んでいますということ、先ほどもありましたけれども、今どのような状況になっているのか教えてください。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） ホテル旅館

生活衛生同業組合によると、令和3年10月の客室稼働率は32.3%で、令和元年同月比で48.6ポイントの減となっております。バス協会によると、令和3年10月の貸切りバス収入額は1億3688万円で、令和元年同月比で6億4789万円の減、率にして82.6%の減となっております。レンタカー協会によると、令和3年10月の車両保有台数は1万4882台で、令和元年同月比で9890台の減、率にして39.9%の減となっております。美ら島観光施設協会によると、令和3年10月の入場者数は、令和元年度比で見ますと、ここは施設ごとにはばらつきがありますが、10%から90%の減となっております。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣淑豊君。

○新垣 淑豊君 今後沖縄県として、先ほど知事も観光をしっかりとやるというふうにおっしゃっていただいたんですけども、今後どういう目標を持ってこの沖縄県の観光というものをやっていくのか、それをお聞かせください。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時41分休憩

午前10時42分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） 県では、沖縄県のリーディング産業である観光産業の回復なくして沖縄経済の回復はないものというふうに考えております。このために、先ほどありました事業者継続支援として、観光関連事業者等応援プロジェクトや宿泊事業者に対する感染症対策などの支援を行っているところでありますし、また、宿泊、飲食サービス業に対する県単融資であるとか、雇用調整助成金の県単の上乗せ助成など、事業継続に関する支援を切れ目なく行ってきたところであります。

今後は、感染防止対策を徹底した上で、彩発見キャンペーンなどの域内需要喚起策を段階的に実施するとともに、県外の地域観光事業支援、彩発見キャンペーンそれからGo Toトラベルの再開を見越して、ターゲットを明確にした形で域外需要を取り込むような形で、一日も早い観光関連の回復に努めていきたいと思っています。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣淑豊君。

○新垣 淑豊君 具体的にどれくらいの規模を今考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） 今年度の見

通し、特に入域客数、どの程度になるのかというところにつきましては、やはり国内外の感染状況にもよりますので、今後エアラインの提供座席数とか予約率等を参考に、今年度の見通しは公表時期も含めて検討することとしております。令和4年度につきましては、同様に感染状況を見極めながら、手法としてはエアラインの提供座席数、予約率等を参考に、来年の5月を目途に公表作業を進めていきたいと思っています。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣淑豊君。

○新垣 淑豊君 そこで目標がなければ業界の方々というのは、どういうふう投資をしよう、どういうふうな作戦を立てよう、こういうことができないんですね。なので、これは早めに立ててしっかりとお伝えをしていくべきだと思いますけれども、この点はどう考えていらっしゃるでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） 次年度以降は入域観光客数ということと合わせまして、人泊数ということで、入域観光客数に滞在日数と組み合わせた形の目標値、それに1日当たりの消費額と組み合わせた観光収入というのを目標に掲げようと考えております。人泊数につきましては、今、観光振興審議会のほうで議論していただいておりますけれども、各地域におきましても、県のほうが全体の人泊数を示すと各地域の人泊数の目標が立てられやすいというところで肯定的な評価をいただいているところです。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣淑豊君。

○新垣 淑豊君 どれ位を目標としているんですかというところなんです。そこを教えてください。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） 目標につきましては、新たな振興計画、それから新たな観光振興基本計画で10年間の目標値を定めることとしておりまして、今現在、審議会のほうで議論しているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣淑豊君。

○新垣 淑豊君 10年先に今の観光業はどうなっていると思いますか。

今簡単に言うと、大けがをしました、応急手当てをしました。しかしその応急手当ても間に合っていない。そこから内臓には細菌が入って腐りかけている。さらには借金という重い荷物まで背負わされてこの観光業界立っているんですよ。雇用調整助成金の話もされていましたが、例えば職種によってはこの雇用調整助成金が使えないというところもあるんですね。ホテル施設、こういったところは施設のケアをし

ないといけない。そのときには職員を出すんです。そうなるとう雇調金が使えないんですよ。レンタカー業界の方もおっしゃってました。車をほっておいたらいかれてしまうから、今従業員を出して空で走らせているんですよというようなこともあるんです。こういったことをちゃんと県がしっかりとケアをしなければ、観光の受皿というものがもう壊滅的になってしまう。幾ら需要喚起をしても沖縄県がこれ受け入れられないという状況になるんですよ。このことについて、どういうふうにお考えでしょうか。先ほど知事もリーディング産業としてやるんだというふうに言っていただきましたから、これをしっかりと県はやるべきだと思いますけれどもどうでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） 現在観光産業につきましては、新型コロナウイルスにより多大な影響を受けているところでございます。これまでも県においては、観光関連事業者等応援プロジェクトの拡充強化、それから県単融資、雇用調整金の県単独の上乗せ助成、それから宿泊事業者の感染症対策支援など、可能な限りでき得る施策を切れ目なく実施する形で取り組んでまいりましたし、今後も様々な財源を活用して、そういった今やっている取組を着実に実施しながら新たな取組も模索していきたいと思っております。あわせて、やはり将来を見据えて出口戦略としての域内需要喚起を段階的に進め、また域外、海外の需要についても取り込めるように準備していきたいと思っております。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣淑豊君。

○新垣 淑豊君 今回、この議会に土木から美ら海水族館に対して13億の補助が出ていますよね。これは向こうが成り立たないから出す。県の指定管理を受けているから、その先の美ら島財団に出すわけですけども、民間もこれと同じなんですよ。もう成り立たない。そういった状況にあるのに何もなしよと。我々リーディング産業と言われているけれども、こんな状況ではもう本当に成り立たないよ。そういった声が非常に大きいんですよ。

加えて知事が、これは受け取る側にもいろんな考えがあると思いますけれども、沖縄にしばらく来ないでくださいというようなメッセージを発信した。その後、大丈夫、沖縄は今ちゃんと感染対策もしているから来てくださいというメッセージもないというふうに言われています。これは沖縄懇話会の中で、JALの植木会長もそのように御指摘をしていたとおっしゃっていますけれども、この点についてどう考えています

か。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 確かにこれまで第3波、4波、5波と連続してコロナの影響——特に4波、5波においては、まだ4波が収束し切らないうちにデルタ株の感染拡大によって爆発的にその感染者が増えていった状況など、やはり今自粛していただくべきときにはしっかりと自粛をしていただくというようなことを含めて、その協力、お願いをさせていただいておりました。確かにその状況が回復し、緊急事態宣言も解除し、今はリバウンド防止と経済を回復させていくという、そういう段階に移行していますので、これからも感染防止対策にしっかりと留意をしていただきながら、さらにはやはり観光振興のためにも積極的に発信をしていきたいというふうに思います。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣淑豊君。

○新垣 淑豊君 ぜひお願いします。

もう観光業界は人材も採れないというふうに言われています。もう観光は今大変だから親御さんも——例えば専門学校を出ました、観光に関する大学の学科を出ました。けれども、観光業に行ったら飯が食えないよと言われて、人材も採れない、教育もできない。そんな状況であるというふうに言われていますので、ここはやっぱり県がある程度、リーディング産業というのであれば、しっかりとサポートしていただきたいと思っています。これは要望としてお伝えします。

次、4番になりますが、沖縄県新型コロナウイルス感染症対策本部、リバウンド防止と社会経済活動の両立期間。この効果と課題について伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 緊急事態宣言解除後の経過措置期間であります経済活動再開に向けた感染拡大抑止期間を10月いっぱい終了しまして、感染防止対策を堅持しながら社会経済活動再開するために、11月1日から沖縄県対処方針として措置を決定したところです。内容としては、飲食店等への営業時間短縮要請は解除しましたが、引き続き会食は4人以下2時間以内とすること。それから感染拡大の兆候が確認された場合、迅速に注意報を発信することなどの措置を決定したところです。

県民・事業者の皆様の御努力によりまして、当該期間において感染の抑制状況が継続し今に至っているものと考えております。ただし、感染拡大が懸念される冬場に向けては、検査体制及び医療提供体制の確保が課題と考えておりまして、今その拡充に取り組んでいるところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣淑豊君。

○新垣 淑豊君 この基本方針というのは、対策本部が決定して県民の皆様へとお願ひしているという認識でよろしいでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） この沖縄県の対処方針という形で数々の方針を定めてきました。これはコロナ対策本部において決定されております。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣淑豊君。

○新垣 淑豊君 休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時53分休憩

午前10時53分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○新垣 淑豊君 実は、私はSNSの発信、また情報収集をやっておりまして、その中で11月24日だったと思うんですけども、こういった写真がSNS上で回っていました。（パネルを掲示）これは何かというお話です。これは本当にあったのかどうかというのを確認させていただきたいんですけども、いかがでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） このイベントは去る11月20日土曜日に行われたもので、私も知り合いの招きで、この店の最後のライブがあるということで、顔を出そうということで行ったものであります。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣淑豊君。

○新垣 淑豊君 これ実際にライブで歌を歌われたということでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） そうです。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣淑豊君。

○新垣 淑豊君 このときにいらした方というのは、どういう方がいらしたんでしょうか。個人名ではなくて、どれぐらいの規模でなさっていたのかということをお教えください。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 人数については把握しておりませんが、恐らくお店の常連の方々がいらっしやっていたのではないかと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣淑豊君。

○新垣 淑豊君 実はこの写真以外にも、知事がノーマスクで談笑されている写真等も、私はツイッターで見かけたんですけども。やはり申し訳ありません、バーベキューの件もありました。今回こういったこと

で基本方針を発するほうとして、これ知事、ちょっと脇が甘いんじゃないかと思うんですけども、この辺りどう考えていますか。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） その日、私は2時間ほどその場所にはいましたけれども、ほとんど店外のテーブルで知人と会話をしておりまして、当然ずっとマスクはつけたままでおりました。店内から招かれて、ぜひちょっと歌ってくれということで、その歌のときだけはマスクを外しましたけれども、一番前方の方との距離も十分ありましたし、お店の中は感染防止対策ということで、カウンターはしっかりとビニールで遮蔽されていて、手指の消毒液でありますとか、体温の検査でありますとか、いわゆる感染防止認証店舗としての登録も受けているということもありましたので、お店のほうとしてもしっかりとやっていたと思いますし、お客様もまたそのことは重々理解をしていたというように見ております。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣淑豊君。

○新垣 淑豊君 そういった店舗、確かに私もこの経済を回すという意味では、しっかりと営業をしていただきたいということは思います。しかし、こういった基本方針を発する方が、私はそこで何かお願いされたときも、いや私はこういう立場だから控えなければいけないということをしっかりと公にするべきだと思っております。その辺り私はぜひ知事に、我々はお願ひする立場でありますので、どうかこの写真を撮った方、こういう方もいらっしやるんですよ、実際に。この辺はぜひとも注意をしていただきたいというふうに思います。

よろしくをお願いします。

さて、続きまして——あまりこんなもので長く取りたくないです。

休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時57分休憩

午前10時57分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○新垣 淑豊君 それでは沖縄県内の園児・児童生徒の教育環境並びに学力向上ということでお伺いします。

令和3年度全国学力・学習状況調査において、小学校は22位、中学校は47位と言われておりますが、その理由について、県教育委員会の分析について伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（金城弘昌君） お答えします。

令和3年度の全国学力・学習状況調査において、全国の平均正答率との差でございますけれども、小学校はマイナス0.5ポイントで、全国水準を維持しております。中学校においてもマイナス4.9ポイントということで、その差は縮小してきており、改善傾向にあるというふうに認識しております。ただ、中学校においては、小学校と比較すると、全国の平均正答率との差に開きがございますので、組織的な授業改善が必要なのかなというふうに考えているところでございます。

教育委員会としましては、引き続き市町村、学校と連携しながら、学力向上の取組を推進してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣淑豊君。

○新垣 淑豊君 ありがとうございます。

義務教育学び直し支援のキャリアアップコース、この設置を図るという話がありましたが、これは確かに対症療法的には非常にいいことだと思います。しかし、根本はしっかり授業で、この義務教育の間で理解が浅い子供に対して学習支援等を十分に行うべきじゃないかと思っておりますが、これ県は小学校、中学校の設置者である市町村への支援をどのように考えているのかお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（金城弘昌君） お答えします。

背景としまして、議員御指摘もでございますけれども、本県における高校進学率それと進路未決定率等の状況は、改善は進んでいるんですが、やはり厳しいところがございます。特に、学力の定着に課題を抱えたまま高校に進学して、中退に至っているという生徒もいることから、各中学校においては、授業改善を推進するとともに、学習支援員等を活用して、学習の遅れのある生徒への支援が行われているところでございます。

教育委員会としましては、今後も先生方の各種研修会の充実を図るとともに、ICTを活用した個別指導の充実、また市町村が配置している支援員等を効果的に活用するなどの助言をするなど、義務教育における基礎学力の向上に向けて市町村それから学校への支援を取り組んでいきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣淑豊君。

○新垣 淑豊君 中退者がたしか1000人余りいらっしゃったかと思うんですけれども、ここで基礎学力に問題を抱えてやめてしまうという方はどれくらい

いらっしゃるんでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（金城弘昌君） お答えいたします。

ちょっと古い数字になりますけれども、平成26年度の中途退学者、ちょっと今人数把握していませんが、高校入試、入学のときに100点以下であった方が6割を超えているということで、中途退学に至る背景には基礎学力の不足があったのかなというふうに分析をしています。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣淑豊君。

○新垣 淑豊君 平成26年というと大分古い資料ですね。ぜひ、調査をしっかりとやっていただきたいなと思います。

それから(3)番になりますが、留学生とか技能実習、また特定技能として外国人が沖縄に——外国籍の方ですね——沖縄に入ってきて居を構えています。その方たちがここに住んでお子さんができたという話も聞くんですけども、こういった外国籍の子供たちの人数と教育環境と現状の課題について伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（金城弘昌君） お答えいたします。

その前にすみません、先ほどの中途退学の数だけは一応お知らせしておきたいと思っております。平成30年度が787人で1.8%、令和元年度が756人で1.7%、令和2年度634人で1.5%となっていて、中途退学の理由を聞きますと、やっぱり学業不振があったということがございます。また、引き続きしっかり把握をしていきたいと思っております。

次に、外国籍の児童生徒の現状でございます。

令和元年度の文部科学省調査によりますと、県内小中学校に在籍する外国籍児童生徒の数は、439人となっております。

県教育委員会としましては、外国籍児童生徒の在籍する小中学校に対しまして、日本語指導を行う教員を配置するなどの支援を行っております。課題といたしましては、日本語指導を行う教員の指導力の向上、また指導体制をさらに充実させることを課題として捉えているところでございます。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣淑豊君。

○新垣 淑豊君 先ほどの義務教育の学力強化と、またこういった日本語がちょっと苦手な方も県内にはいらっしゃるということですが、例えばこういった方々に対して夜間中学校、この設置について以前も伺いさせていただきましたが、これ9月定例議会では知事公約の中の推進よりも下の着手という段階である

ということでありました。また文教厚生委員会において、この設置についての陳情が採択されましたけれども、その後の進捗についてお伺いします。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（金城弘昌君） お答えいたします。

この間、議員に夜間中学の件で答弁させていただいていますが、夜間中学につきましては、この間ずっとお話ししておりますけれども、通学の利便性等の観点から、まずは市町村において、設置の検討を依頼しているところでございます。御案内のとおり現在、那覇市においてワーキングチームが改めて設置をされて、検討を行っている状況でございます。

教育委員会としましては、引き続き那覇市を含む全市町村に対しまして、検討を促していくとともに、その取組状況を踏まえ、今後の対応を検討していきたいと考えています。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣淑豊君。

○新垣 淑豊君 知事、今の答弁お聞きになったと思いますけれども、今那覇市以外の他市町村も含めて検討を促すという状況なんです、この夜間中学校の設置は多分知事公約に入っていたと思うんですよ。どういう思いで知事公約に入れたのか教えてください。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） やはり学び直しの機会が設けられるべきであるということがその思いの原点であります。生涯学習、生涯教育においては、このような夜間中学についての必要性等もしっかりと調査をして、その需要といいますか、要求があるのであればそれはしっかりと実施をしていきたいという思いで公約に入れたものであります。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣淑豊君。

○新垣 淑豊君 そうなんですよ。学び直してほしいというのは僕もそう思います。(1)から先ほどの(4)番まで今やっていますけれども、本当に様々なケースで課題があるんですよ、この義務教育というものには。夜間中学校の設置というのは、この解消につながるものだと思うんですけども、この辺りどうお考えですか。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（金城弘昌君） お答えいたします。

夜間中学の利用の形態ということですが、この学び直しも当然範疇に入っておりますので、そういう多様な——どういうニーズがあってどういうふうな対応をすべきかということをしかりいろんな情報交換しながらやっていきたいという——ちなみに夜間中

学で他県ですとそういうふうな取組が始まっているというところもございますので、その辺も情報提供していきたいなと思っています。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣淑豊君。

○新垣 淑豊君 先ほど中退というお話もありましたけれども、県内では多分不登校という課題もあると思うんですよ。夜間中学と併せて不登校特例校、これを設置しているところもあるんですけども、こういった形で多種多様な教育というものをやるべきじゃないかというふうに私は思っております。しかし、今県が設置するのか那覇市が設置するのか、那覇市は今協議会を進めてますので、どっちがやるのかというのもまだ決まってないんですよ。3年たっても決まってないんですよ、知事。だから、この3年間本当にこの知事がこれをやるんだというふうに、トップが決断すること、判断じゃないですよ、決断するんですよこれ。決断すれば私は県教委もしっかり動くと思っておりますけれども。これ夜間中学つくりたいんですか、つくりたくないんですか、教えてください。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 先ほども答弁させていただきましたけれども、やはり学び直しの機会はしっかりと確保されるべきであるという思いであります。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣淑豊君。

○新垣 淑豊君 じゃ、つくりたいんですよ。つくるのであればいつまでにやる予定ですか。知事の任期はあと1年ですよ。あと1年の中で着手段階でこれ済ませるつもりですか。お願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（金城弘昌君） お答えいたします。

ちょうどやはり検討が一番進んでいるのが那覇市でございます。那覇市のほうで10月にワーキングチームを改めて設置したところでございます。また、私どものほうとしても、先日10月末ですけれども、神戸に行って夜間中学の状況を把握してきました。そのときに、どういったことを課題として考えていますかというのも那覇市から事前にとって、それも神戸に行ったときにお話させていただきました。しっかりと取組を進めながら、特に様々な課題を抱えた方がいらっしゃいますので、まずは一義的に市町村でというふうにご覧いただいております。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣淑豊君。

○新垣 淑豊君 じゃ、これは市町村でということとしっかりと那覇市ができるような環境をつくってあげていただきたいと思います。これは知事が公約として

入れて、やると言っていたら、僕は半分進むものだと思いますので、よろしく願いますよ、知事。

就学前教育、これは知事は公約達成という評価を行っていますけれども、沖縄県独自の教育方針や手段についてどのようなことが挙げられるか伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（金城弘昌君） お答えいたします。

幼児教育・保育の無償化が実現したことや、また幼児教育センターとしての機能を持つ幼児教育班が教育庁内に設置をされて、幼児教育の支援体制が整備をされているところでございます。こういうふうな支援体制の下、県では黄金っ子応援プランに基づきまして、幼児教育施設への訪問支援、また市町村が主催する研修会の支援、保育士等へのキャリアアップ研修を実施するなど幼児教育の質の向上に努めているところでございます。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣淑豊君。

○新垣 淑豊君 ありがとうございます。

幼児教育、ここから小学校、中学校につながっていくものだと思いますので、ぜひこもしっかりと強化をしていただきたいと思います。

続きまして3番です。

沖縄県の離島における一般廃棄物や廃棄物処理困難物及び現在問題となっている軽石を含む海岸漂着物の処理対策についての現状と課題について伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 環境部長。

○環境部長（松田 了君） お答えします。

離島地域は、島内処理できない廃棄物を島外で処理せざるを得ないことから、処理コストがかさむなどの課題があります。そのため県では、離島廃棄物適正処理促進事業で、久米島町と多良間村において島内処理困難物となっていた農業用廃プラスチックや海岸漂着物を小型焼却炉で一般廃棄物と合わせ処理する実証試験を行い、処理コストを低減できることを確認しました。また、軽石を含む海岸漂着物の処理については、海上輸送費も含め国の補助金が活用できることから、必要な予算の確保に努めているところであります。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣淑豊君。

○新垣 淑豊君 私の選挙区の近隣の南部離島なんですけれども、そこからも事業者の方々とのマッチングがうまくいかないというような声があるんですが、その辺りどういう対応されていますか。

○議長（赤嶺 昇君） 環境部長。

○環境部長（松田 了君） お答えします。

今この離島廃棄物適正処理促進事業の中で離島廃棄物の適正処理に向けて、市町村の問合せ等に関しまして対応するワンストップサービスも実施しております。改めて市町村のほうに今こういった問題があるかを確認した上で、そういうシステムも用いて適正処理が進むように助言等を行ってまいりたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣淑豊君。

○新垣 淑豊君 ありがとうございます。

生活する上で、どうしてもごみは出ます。特に観光のお客様とかがいらっしゃったときには、そこで新たな廃棄物等も出てくると思いますので、ぜひ今のうちに体制づくりをしていただきたいと思います。これは要望として上げさせていただきます。

最後になりますけれども、県民の所得向上というところですが、沖縄県の平均所得について、全国で最低水準が続いています。さきの衆議院議員選挙では、県知事は最低賃金、時給1500円を公約となさった候補を応援しておりました。知事本人も知事選挙の際に、県内最低時給1000円——これ公約と私は見ていますけれども、沖縄県の最低賃金はどの程度であればいいのか、これどのように考えているのか教えてください。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数 登君） お答えいたします。

最低賃金法では、地域別最低賃金は、労働者の生計費や賃金、通常の事業の賃金支払い能力を考慮して定めることとされております。また、国においては、これまでに経済財政運営と改革の基本方針いわゆる骨太の方針におきまして、全国加重平均1000円とすることを目指すとしております。県におきましても、国の方針に沿って対応すべきだとの考えで、まずは最低賃金1000円を目指しまして、また、さらなる高みを目指しまして、労働生産性の向上に取り組んでまいります。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣淑豊君。

○新垣 淑豊君 ありがとうございます。

全国一律、これは国の方針とおっしゃっていましたが、具体的にどの程度の金額があればこの沖縄県でしっかりと生活ができるのかということを考えていますか。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数 登君） 繰り返しになりますが、この最低賃金に関しましては、地域における労働者の生計費、賃金の支払い能力を考慮しまして、これは公益、労働者及び使用者代表で構成される地方最低賃金審議会の調査審議を経まして定められて

おります。ですので、ここで県が審議会を置いておいて幾らだということはなかなか申し上げることは困難かなというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣淑豊君。

○新垣 淑豊君 じゃ、なぜ選挙の際に最低時給1000円だ、1500円だということをおっしゃったのか。これは知事にしか分からない話だと思いますのでお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） まず、選挙において私が思いを同じくする候補を応援するということについては、もちろんそれはどこでその一致点があるかということも大事だと思いますが、全ての公約に対して自分と一致しているからということでは決してないと思います。私は私の県知事選挙においては、まず沖縄県ゼヒ時給1000円を目指そうということですから、目指す段階が少しずつステップアップしてくるのだと思います。ですから、そのような方向に向けて、では社会、経済、企業をどのように支えていくかということによって、稼ぐ力をつけ、それが県民の所得の向上につながっていくという好循環を生み出していく、これが政治全体の仕組みとして成り立たせていくその一つの目標として時給1000円を目指したいというように、私は選挙のときにうたっていたものであります。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣淑豊君。

○新垣 淑豊君 そうですね、先ほど嘉数部長からもありましたように、これは国の方針としていろんな審議会等々で話をされたということはありますけれども、多分その前の段階ですよ、選挙って。だからなぜそこで1000円というふうに言ったのか、これ根拠がないと多分言えないはずなんですよ。そこはどう考えていたのかなというのを私は知事に聞きたい。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） やはり沖縄県の最低賃金、県民の最低賃金を上げていくために様々なその分野ごとの御努力も必要であろうかと思えます。しかし、例えばリーディング産業である観光関連産業、あるいはこれからさらに需要が伸びていくであろう情報通信関連産業、DX関連、いろいろな分野からまずは先駆的に時給を上げていく仕組み、つまりその需要と供給そして経済の循環がうまく進んでいく仕組みをつくっていく、その一つの目標としての時給1000円ということをお願いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣淑豊君。

○新垣 淑豊君 今のお話だと何となくかなというように感じを受けておりますけれども、この1000円に

するところの課題は何でしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数 登君） お答えいたします。

早期に時給1000円を目指していくという中で一番大きな課題となるのは、やはり企業、地域の稼ぐ力をいかに高めていくか。要するに、労働生産性をいかに高めていくかということの問題と、それから企業の収益をしっかりと労働者に分配していくという、そういったサイクルをつくりだしていくということが非常に大きな課題になっているかというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣淑豊君。

○新垣 淑豊君 企業の稼ぐ力をつくる、効率を高めていく、労働分配率を高めていくという中で、これはどのような働きかけをしてきたのかというのを教えてください。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時17分休憩

午前11時17分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数 登君） お答えいたします。

県では、各産業分野の専門家等から成る万国津梁会議を開催いたしまして、稼ぐ力の強化に向けた取組等について、産業横断的に御検討いただいております。同会議では、企業の稼ぐ力に資する取組を推進するとともに、その成果が雇用者に分配され、子供の教育など未来への投資が拡大するサイクルを企業とともに創出していく取組を検討しております。さらに令和3年度の最低賃金の引上げに関しましては、中小企業等へ影響に対応するため、去る9月に庁内全部局を構成員とする庁内連絡会議を開催いたしまして、中小企業、小規模事業者等への支援の検討や国の支援事業を共有し、各部局から所管する関係団体等へ周知したところでございます。

この稼ぐ力に関しましては、昨年度から検討をいたしておりまして、今年知事への提言というものを予定しております。当然、県庁内での検討だけで進む話ではございませんので、企業、地域と連携していく取組というものについて、今現在検討しているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣淑豊君。

○新垣 淑豊君 ありがとうございます。

賃金を上げるというのは、これは県がやりなさいよと言ったところで上がるものではないですよ。最低賃金は法律ですからやらないといけないんですけれど

も、時給を上げてくれ、労働者に対してしっかり分配してくれということ、これはやはり知事がしっかりと経済団体と話をすべきだと思っておりますが、特に照屋副知事は経済団体の御出身じゃないですか。こういった経済団体との話し合いはちゃんとなされているのかということに危惧している。そういう方もいらっしゃるの、その点についてどういう取組をされているのか。これは知事としてどういう取組をされているのかということのを教えてください。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 先ほど商工労働部長からも答弁がありましたように、沖縄県としては、企業の稼ぐ力をどのように構築していくかということについて、まずは内容と課題等について産業分野横断的な有識者の方々から御意見を伺い、それを現実的にどのような県内の経済活動とつなげていくか、企業の支援につなげていくかということ、まさに商工労働部を中心とするマーケティング戦略なども含めた、先ほどは農業の新しい人材の活用という話もありましたが、それぞれの各分野においてしっかりと稼いでいく体力を蓄えていくこと、これを県として、市町村あるいは業界団体と協力しながらどのようにしてつくっていくのか、構築していくかということが重要だと思っております。ですから、万国津梁会議、稼ぐ力の分野の意見も提案も受けながら、県としてどのようにさらに進めていくのかということ、令和4年度に向けてしっかりと検討してまいりたいと思っております。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣淑豊君。

○新垣 淑豊君 知事がしっかり旗を振っていただくということは、とても大事なことじゃないかと思っております。経済団体ともう少しちゃんと話をしたほうがいいんじゃないかと思っております。

あと時給に関して言うと、先ほどおっしゃっていたように法律があって、そこを上げるんですけども、この後にある労使交渉について、例えば組合に対するアプローチ、こういったものは——実は僕は知事の活動を見ていると、どうしても政局的なもの、政治的なものを主としてやっているような感じを受けます。労組に対してちゃんと最低賃金の件で何かしらアプローチされたことはありますかということをお聞かせください。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 例えば県職員の労働組合のカウンターパートは総務部ですので、総務部長において組合の執行委員長をはじめとする役員の方々からもしっかりと意見を聴取し、調整をしながらその状況を

進めているというように認識しております。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣淑豊君。

○新垣 淑豊君 私はフェイスブックで県の組合の方のページを見ました。そうしたら今回コロナの件で、人事院勧告、人事委員会のボーナス減という話がありましたよね。私は——特別職は別ですよ。我々のような特別職は別ですけども、職員に対してはこれだけコロナで頑張ったんだということも含めて、あと市中に回るお金を削ってほしくないんですよ。市中に回るお金はちゃんと確保したまま、県職員に対してしっかり知事が、ちゃんとボーナスは出すよと。だけど使ってくれということを出し出すべきだと僕は思っておりますけれども、この辺り、すみません、もしよければいただきたいと思っております。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 職員の福祉の向上、ワーク・ライフ・バランスの確立、あるいはディーセントワークなど、様々なテーマに対しても県のほうへも要望いただいておりますので、しっかりと取り組んでいきたいと思っております。

○新垣 淑豊君 ありがとうございます。

○議長（赤嶺 昇君） 仲村家治君。

〔仲村家治君登壇〕

○仲村 家治君 休憩。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時23分休憩

午前11時23分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○仲村 家治君 おはようございます。

沖縄・自民党会派の仲村でございます。

それでは質問通告書に基づきまして、質問をさせていただきます。

1、沖縄県における大震災（地震・津波等）の対策について。

(1)、東日本大震災の教訓について。

(2)、沖縄県地域防災計画の概要について。

(3)、沖縄県津波避難計画策定について。

(4)、福祉避難所の確保・運営の概要について。

(5)、大震災時における対策本部の設置場所はどこを予定しているか。

2、海の安全・安心について。

(1)、水難事故の状況について。

(2)、沖縄県における水難事故防止に関する請願の取扱いについて、所管について。

(3)、知事選公約の「マリンレジャーライフガード従事者の地位向上と支援」についての現状と予算状

況。

3、我が党の代表質問について。

まず小渡良太郎議員の代表質問4の(1)のイ、長距離の緊急搬送業務にも転用できる防災ヘリの導入についての中で、早急に導入すべきであるが、どう考えているかお伺いします。

(2)番目、又吉清義議員の代表質問3の(2)のウ、沖縄のブランド品を生産するために農家と県は生産に出荷、加工・販売などどのように関わっているか。

さとうきび交付金に係る交付決定がなされました。そのことについて評価しているかどうかお伺いします。

次に5、拡大する松くい虫の被害状況と対策について、特に久米島の状況と対策についてお伺いします。

以上です。

○議長(赤嶺 昇君) 玉城知事。

[知事 玉城デニー君登壇]

○知事(玉城デニー君) 仲村家治議員の御質問にお答えいたします。

1、沖縄県における大震災(地震・津波等)の対策についての御質問の中の(1)、東日本大震災の教訓についてお答えいたします。

今年で発生から10年目となる東日本大震災は、死者・行方不明者・震災関連死が約2万2000人、建築物の全半壊が約40万戸に上る未曾有の被害をもたらし、直ちに逃げることを重視した減災対策や実践的な防災訓練、防災教育の強化等などの課題と教訓を残しました。沖縄県としてはこれを踏まえ、沖縄県地域防災計画の修正、広域地震・津波避難訓練、大規模地震・津波を想定した図上・実動訓練などを実施してきたところです。また、平成29年に、次世代を担う国内外の高校生が、防災に関する討議などを通して人々の生命や財産を守るために行動することができる防災リーダーとなることを目的とした世界津波の日2017高校生サミットin沖縄を開催したところです。今年には東日本大震災から10年目であるとともに、1771年の八重山地震発生からは250年という節目の年でもあります。

沖縄県としては、これらの災害の教訓を風化させないためにも県民の防災意識の啓発や防災教育の推進、防災訓練の充実、防災体制の強化を図り、安全・安心に暮らせる島を目指し、引き続き防災・減災対策に取り組んでまいりたいと考えております。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長(赤嶺 昇君) 知事公室長。

[知事公室長 金城 賢君登壇]

○知事公室長(金城 賢君) 1、沖縄県における大震災(地震・津波等)の対策についての(2)、沖縄県地域防災計画の概要についてお答えいたします。

沖縄県地域防災計画は、災害対策基本法第40条により、国の中央防災会議が作成する防災基本計画に基づき作成するもので、災害対策本部の設置などの防災対策に関する県・市町村等の事務または業務の大綱や、平時からの避難行動の検討などの県民等の責務などに加え、災害予防、応急対策、復旧・復興に関する事項等を定めております。

同じく1の(3)、津波避難計画策定についてお答えいたします。

県では、津波避難計画に必要な事項や留意点をまとめた手引書として沖縄県津波避難計画策定指針を定め、市町村の津波避難計画の策定を支援しております。また、市町村においては、地域防災計画を具体化する津波避難対策として、避難の対象地域、安全な緊急避難場所、避難経路の確保、避難指示等の発令や伝達等を定めた津波避難計画を策定し、住民等に周知を図ることが求められており、県内の海岸線を有する全ての市町村で策定済みとなっております。

県としては、引き続き市町村と連携し、津波対策の充実・強化に取り組んでまいります。

同じく1の(5)、災害対策本部の設置場所についてお答えをいたします。

災害対策本部の設置については、沖縄県地域防災計画に基づき、原則として、本庁舎危機管理センターに設置することとされておりますが、大規模災害により本部長が必要と認めるときは、本庁舎講堂に設置することも可能となっております。なお、本庁舎は耐震設計されておりますが、仮に、本庁舎が大規模地震等により使用できない場合は、南部合同庁舎等へ設置することにしております。

3、我が党の代表質問との関連についての(1)、消防防災ヘリコプターの早期導入についてお答えをいたします。

県では、県及び41市町村で構成する沖縄県消防防災ヘリコプター導入推進協議会を今年8月に設立するとともに、10月には市町村及び県内全消防機関で構成するワーキンググループを立ち上げ、消防防災ヘリの早期導入に向けて議論を進めているところです。今後、消防防災ヘリの機体・装備の仕様をはじめ、ヘリ基地となる消防防災航空センター(仮称)の整備のほか、運用体制や人員派遣等について議論を重ね、令和7年度の運用開始を目指してまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長 名渡山晶子さん登壇〕

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん） 1、沖縄県における大震災（地震・津波等）の対策についての御質問の中の(4)、福祉避難所の確保・運営の概要についてお答えいたします。

福祉避難所は、災害発生時に高齢者や障害者、乳幼児などの配慮を要する方が安心して避難生活を送れるよう、耐震性や避難スペースの確保など要件を満たした施設を市町村において指定することとなっております。令和2年10月1日現在、災害時の緊急的な受入れ可能施設として、25市町村で172施設が確保されております。

県としましては、専門アドバイザーの派遣による先進自治体の取組事例の紹介等を行っているところであり、福祉避難所の確保に向けて引き続き市町村を支援してまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 警察本部長。

〔警察本部長 日下真一君登壇〕

○警察本部長（日下真一君） 2、海の安全・安心についての御質問のうち(1)、水難事故の状況についてお答えいたします。

県内の水難事故の状況につきましては、発生件数が令和元年69件、令和2年85件、罹災者が令和元年74名、令和2年103名、死者が令和元年38名、令和2年42名、行方不明者が令和元年なし、令和2年1名となっております。また、本年10月末現在における県内の水難事故の状況につきましては、発生件数が87件、罹災者が134名、死者が40名、行方不明者はなしとなっており、対前年同月比で発生件数が14件、罹災者が48名、死者が1名とそれぞれ増加しております。

次に(2)、沖縄県における水難事故防止に関する請願の取扱いについて、所管でございます。これお答えいたします。

令和3年請願3号「沖縄県における水難事故防止に関する請願」につきましては、本年9月の県議会定例会の際に、県議会事務局の裁定により公安委員会の所管となっておりますが、総務企画委員会の審査を経て今回の定例会におきましては、公安委員会、知事公室、文化観光スポーツ部、土木建築部との共管となったと承知しております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長 宮城嗣吉君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） 2、海の安全・安心についての(3)、ライフガード従事者の地位向上に関する現状等についてお答えします。

県では、ライフガード等を含む観光関連従事者のスキルアップを支援するため、企業のニーズに応じた講師の紹介を行っており、当該取組に係る令和3年度の経費は132万円となっております。また、令和2年度には沖縄県ライフセービング協会と県警等に呼びかけ、海の安全やライフガードの役割等に係る意見交換を実施したところ、日本ライフセービング協会の発行する資格を水難救助員の資格基準に加える改定につながり、ライフガードの活躍の場が広がったものと認識しております。今後とも、ライフガードの地位向上を含む海の安全の確保に向け、関係機関と連携した取組を推進してまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 崎原盛光君登壇〕

○農林水産部長（崎原盛光君） 3、我が党の代表質問との関連についての(2)、さとうきび交付金単価の決定に対する評価についてお答えします。

本県農業の基幹作物であるサトウキビについて、生産農家が意欲を持って生産に取り組めるよう、11月26日に知事から農林水産省等に対し、甘味資源作物交付金の確保などの要請を行ったところであります。要請の結果、令和4年産交付金単価については、前年産同様トン当たり1万6860円に決定されたことから、砂糖の調整金収支が厳しい状況にある中、国において一定の配慮をいただいたものと理解しております。

県としましては、引き続き関係機関と連携しながら、サトウキビの生産振興に取り組んでまいります。

同じく3の(3)、松くい虫関連、久米島町の状況と対策についてお答えします。

久米島町の9月末時点における松くい虫被害量は、147立方メートルとなっており、同町では、森林組合等と連携して9月下旬から被害木の伐倒駆除作業を実施しているところであります。

県としましては、引き続き同町や森林組合等と連携し、被害木の伐倒駆除を実施するとともに、名木等の貴重な松については、薬剤樹幹注入等による予防対策を実施することとしております。また、被害侵入経路の調査及び再侵入防止のための普及啓発を行いながら、松くい虫防除対策を進めてまいります。

以上であります。

○議長（赤嶺 昇君） 仲村家治君。

○仲村 家治君 御答弁ありがとうございました。

まず、大震災の件ですけれども、実は我が会派の代表で、先月、宮城、福島へ視察に行きました。きっかけは西銘恒三郎大臣が復興庁の大臣になられたこと、また、10年前我が会派の先輩たちが震災後、物資を持って視察に行ったということもありましたので、コロナのこともあったんですけれども、タイミングよく視察に行くことができました。

まず現場を視察する中で、本当に10年たったにもかかわらず何も解決されてない場所と、ある程度復旧ができているところ、復興ができているところの差をあまりにも歴然とした形で目の当たりにして、私たちは戸惑いを覚えました。特に福島原発は今、ある程度条件が合えば現場視察ができる、その中で防護服も着用せずに視察ができるような状況でありました。1号機、2号機、3号機、4号機の300か400メートル近くまで現場に入れて、それを見て、本当にまた職員の説明もすごく丁寧に、また、彼らの廃炉に向けての使命感、大変感動すら覚えるような形で、ただもう40年、50年かかる作業ということで、気の遠くなるようなお話を聞いております。ですから、原発は沖縄にありませんけれども、似たような形で大災害が起こったときに、果たして今の沖縄県、また市町村の大震災への体制ができているのかを聞くために今回、一般質問をさせていただきました。

ただ、今、私が感じていることは、昨日、日曜日の夜、日本沈没というドラマがあって、そのドラマを見ながら、この質問をすることに対して、何か恐怖心を抱くような感じさえいたしました。特に、気仙沼を視察したときに、高校の遺構が残ってしまっていて、その被災をしたまま残されているところが祈念館になっておりまして、その館長さんとお話ししたすごく印象的な言葉がありました。津波・地震が起こったら逃げなさいと。もう何もなくなるのに逃げなさい、それが一番ですと。とにかく命を守って、その後考えればいいですという言葉が大変印象に残っております。その件に関して、先ほどの答弁からすると知事公室のほうが担当でいらっしゃるんですか。この辺の、逃げるための訓練とかそういうのを、市町村の皆さんと共有しておりますでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時43分休憩

午前11時43分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） 津波を想定した訓練に

つきましては、県では、平成24年度より県独自の取組として、地震・津波災害に係る防災体制の向上を図ることを目的に、県下全域を対象として市町村との共催により、沖縄県広域地震・津波避難訓練を実施しております。令和3年度は11月5日に——津波防災の日でございますけれども——消防庁及び気象庁主催の緊急地震速報訓練等を同日開催したところでございます。この津波を想定した訓練、住民参加の訓練については22市町村で実施をされており、市町村が実施した避難訓練と企業や福祉施設が個別に実施した訓練を合わせまして、約7万人、668団体が参加をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 仲村家治君。

○仲村 家治君 この大地震、または津波、高潮で、沖縄県はもう周りが海ですので、一番怖いのは地震の後の津波、そして高潮、ある程度台風時に潮位が上がって、低地のところが被害になるので、この辺をぜひ、逃げる場所にこだわらず、まず海拔10メートル以上のところに逃げなさいとか、20メートル以上のところに逃げなさいという地域分けも、ハザードマップは見ても分かりづらいという指摘も結構あるので、まず、海拔20メートルがどの辺なのかというのを市町村と相談して、簡単に分かりやすい避難マップを作ったほうがいいと思うんですけれども、どうでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時45分休憩

午前11時45分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） お答えいたします。

県といたしましては、市町村を包括する広域の地方公共団体として、その区域内の市町村が処理する防災に関する事務または業務の実施を助け、かつその総合調整を行う責務がございます。そうしたことから、県といたしましては、津波の浸水想定の設定について指定をしているところでございます。このため、県では市町村が策定すべき津波避難計画の指針となる沖縄県津波避難計画策定指針を策定するとともに、避難対象地域の指定の基礎となる津波浸水想定の設定を行っているという状況でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 仲村家治君。

○仲村 家治君 あと、福祉避難所は全市町村はまだ設置されていないですね、数字的に。大体一般の人たちの避難場所は小学校、中学校とかがある程度予想できるんですけれども、この、どうしても福祉避難所とい

う名目で——私も今回調べて、ああこういうことなのかと分かったんですが、一般的に分かりづらいと思うんですね。この辺の周知徹底というのはどのようになされているんでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん） 福祉避難所につきましては、高齢者施設とか、障害者施設でございますとか、保育所等の児童福祉施設を指定しているところが数多くございます。これらの施設につきましては、ふだんは業務を行っているという関係もございまして、緊急時にそういった要支援の方を御案内するというようなところで、市町村においてそういう取組がなされているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 仲村家治君。

○仲村 家治君 障害者の皆さんにとっては、そこまで行くのが大変だと思うんですね。昼間でしたらまだいいんですが、夜中、そういう災害が起こったときに誰が連れていくのかというのは、これは家族とか地域の人たちが考えないといけない部分もあると思うんですけれども、万が一の、県でこの辺の対策は取っていただきたいなと思っております。よろしく願います。

あと、対策本部の件ですけれども、万が一、この本庁舎が使えなくなる、また、南部合同庁舎も使えなくなる場合に、次の手は考えているんでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） 私の答弁で南部合同庁舎までというふうにお答えいたしましたけれども、南部合同庁舎も厳しいということになりましたら中部合同庁舎、消防学校、北部合同庁舎の順に各庁舎等の使用可能性を調査し、その上で対策本部を設置することにしております。

○議長（赤嶺 昇君） 仲村家治君。

○仲村 家治君 新たに免震・耐震の備わった、または津波も考えた場合に、自家発電の場所とか、上に置いたほうがいいという説もあるんですけれども、その辺の新しい建物というか、建てる計画はないんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 総務部長。

○総務部長（池田竹州君） お答えします。

ただいま防災危機管理センター——仮称でございますが、今年度基本設計を行っております。場所は県警と行政棟の間を予定しております。今のところ免震構造で、実は県庁の非常用発電設備、議会棟・県警棟含めて供給しているところは地下2階にございます。そのため、万が一浸水等した場合に電源が喪失するおそれがあるということで、この新しい危機管理セ

ンターは電源棟の役割も併せ持っており、高いところに発電設備等を設置する予定で今基本設計を進めているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 仲村家治君。

○仲村 家治君 少し安心しましたけれども、いつ来るか分からない災害ですので、早め早めに対策本部の建設をよろしく願います。

ちなみに、お隣的那覇市役所は免震構造でなされておりますので、それに間に合わない場合に、那覇市とも緊急事態の場合に協力するという話合いもぜひされたほうがいいと思うんですけれども、知事、どうでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 災害対応については、日頃からその関係部局がしっかりと協議をし、様々な想定を設定した上で、その机上訓練なども行っているというように思います。ですから、当然那覇市役所とも関係部局でしっかりと情報共有しながら、その災害時の連携についても努めてまいりたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 仲村家治君。

○仲村 家治君 その次、心配なのが連絡網。多分、電話回線そして携帯がつながりにくいということが考えられます。たしか10年前、東日本大震災のときも、沖縄県でさえ携帯電話がつながりにくくなった。これは多分聞くところによると、NTTとかドコモとかが制限をかけてパンクしないようにしたという話なんですけれども、その場合、今、防災時の無線機、このようなものが結構、各市町村や大手保安協会とか民間企業で採用されているそうです。沖縄県ではまだされていないらしいんですけれども、この緊急時の連絡網、ましてや知事以下司令塔になる皆さんと各部署の部長がある程度遠隔でも連絡ができるような連絡網をぜひ構築していただきたいなと思っております。これは要請で終わります。

続きまして、海の安全・安心についてです。

これは私、初当選以来ずっとこの質問をしてきました。先ほど県警本部長からありましたように、水難事故が多発しているこの状況は、コロナだけでなく、いろんな自然海岸での監視体制ができてないということもずっとお話をさせていただきました。その中で、(2)におけます請願の取扱いについて、先ほど県警本部長から4つの部署でまたがってやるというお話だったので、それぞれ部長のほうからこの件について所見をお願いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） 知事公室におきまして

は、まず消防業務、それから海上保安庁との緊急時の支援等を所管しております。そうした観点から申し上げますと、水難事故の防止につきましては、県民や観光客などの生命、身体の保護、それから安全・安心の確保につながるものであるというふうに認識をしております。

知事公室といたしましても、関係機関と連携し、請願の趣旨を踏まえた行政としての実施可能な効果的な対策を検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） 文化観光スポーツ部では、海の安全・安心に関して、これまでに観光客向けの注意喚起や情報発信を行ってきたところでございます。具体的には、おきなわ物語とかホテル等に配置しているハンドブックで沖縄観光安全ガイドというところで周知しておりますし、また、安全対策がなされたビーチとかを紹介するということで、その監視員やライフセーバーの指示に従うことなども周知を図ってきたところでございます。

今般、請願が共管になったことを受けまして、知事部局内の関係部局では意見交換等を行ったところでございます。今後、県警も関係機関も交えて連携しながら、海の安全確保に向けて各部局の役割に応じて取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 昨今、水難事故が増えているということで、その事故の防止ですとか非常に重要だというふうに認識をしております。今般、県警に加えまして3つの部室が共管ということになりましたので、我々土木建築部としても、海岸管理者としての役割をしっかりと果たしながら、調整とか連携を図りながら取り組んでいきたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 仲村家治君。

○仲村 家治君 ぜひよろしくお願ひします。細かい話はまた総務企画委員会で質問をさせていただきますけれども、実は、ちょっとある経済的なものを調べている中で、内閣府が調査研究している中で、交通事故に対して経済的損失がどのくらいかという調査が出ておりました。これは死亡事故、交通事故に関しては、いろいろ後遺症とか千差万別なんですけど、そういう中で、逸失利益という、生涯この方が生きていたら将来どのくらいの経済的効果があったかという試算なんですけれども、本県の水難事故にこれを——本当に全部

が全部当てはまるわけではないんですけれども、試算したんです。本県の水難事故死者が43名として、約7億3000万の損失があると。本県の——1人当たり大体1700万の損失があるんですけれども、これは比較するわけにはいかないんですが、要は僕が何を言いたいかという、それだけの方々が亡くなって、数字で経済的損失というのは亡くなった方に、これは大変失礼かもしれないんですけれども、そのくらいの経済的な損失があると。また、家庭の大黒柱だった方だったらもっとあるだろうと。ですから、僕はこの自然海岸で防げる水難事故であれば、ぜひ県として、パトロールも含めて周知徹底してほしい。特にシュノーケリングの死亡が大変多いわけですから。

また、知事は3年前の知事選のときに、わざわざマリネジャーライフガード従事者の地位向上と支援ということを公約に掲げております。先ほど部長からありましたけれども、確かにそういう講習とかいろんなことをなさっているんですけれども、じゃ具体的にこの予算をどうするかという話は、まだできてないというふうに聞こえます。請願は、この海の安全・安心に関して明確に予算化してくださいということをお願いしているんですけれども、知事、この公約と請願の中で、海の安全・安心に係る予算、ぜひ設けていただきたいんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 安全・安心なマリネジャーをお届けするのは、私たち沖縄県の観光事業にとっては非常に重要なテーマであり、また、必須の課題もあるだろうというふうに思います。今般、マリネジャーライフガード従事者の地位向上も私も公約として掲げさせていただきましたが、実は、マリネジャーライフガード従事者の地位向上とその支援のために——これ所管は公安委員会なんですけど、シュノーケリング業者に対して事故防止等の措置を義務づけるため、27年ぶりに水上安全条例を改正させていただきました。これが令和3年5月に施行されたことによって、特にシュノーケルなどでマリネジャーを楽しむ方々の安全・安心をしっかりと確保する、そのための業界一体となって連携を図るという意味でも、27年ぶりの条例改正を契機として、なお一層そのような取組にも、県も各部局連携して、公安委員会とともに取り組んでいきたいというふうに考えています。

○議長（赤嶺 昇君） 仲村家治君。

○仲村 家治君 知事、水上安全条例と海の安全・安心というのは、若干違いがありまして、条例は業者とかある程度絞られた方を制限するという部分があっ

て、自然海岸の安心・安全をこの水上条例で取締りができるかって、できないんですよ。だから請願が出て、4部局の共管になったわけですから、もう少しこの辺は研究して、関係部局の皆さんと一緒に、いかにこの水難事故を防止できる体制ができるかというのは、ぜひ体制づくり。私もう再三、知事がイチャングビーチと言ったからイチャングビーチ課をつくったらどうですかと言ったんですけども、どうでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） それぞれの取組、このイチャングビーチ、いわゆる県民に開放された自然海浜においても、そのような事故が起きないように、常に県民の皆さんにも、安全・安心のための普及啓発を図っていくということと、なお、管理されたビーチなどにおいては、ライフガードなどの従事者の方々がスキルアップするための取組など、様々な観点から総合的な取組が必要であろうと思いますので、その一つ一つをしっかりと点検調査しながら着実に進めていきたいと思っております。

○議長（赤嶺 昇君） 仲村家治君。

○仲村 家治君 次にサトウキビの価格の件です。今年は据え置きになって、サトウキビ農家の方はほっとしたということをお聞きしているんですけども、知事がJA中央会の皆さんと生産者と一緒に東京へ要請に行かれたということなんです、そのときどなたにお会いしたんでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後0時2分休憩

午後0時2分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君） 農林水産大臣政務官下野六太様、それから内閣府の沖縄担当の西銘大臣、自由民主党農林部会長の築会長、それから野菜・果樹・畑作等対策委員会の根本委員長、それから県選出の国会議員等になります。

○議長（赤嶺 昇君） 仲村家治君。

○仲村 家治君 私は15年ほど東京のほうで秘書をやっております、15年間毎年10月にサトウキビの価格決定がなされていまして、生産者の皆様、JAの皆さんと本当に汗をかきながら、一緒に要請をしたので分かるんですけども、知事、このサトウキビの価格の決定は、自民党の農林部会で決定されること御承知でしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君） 議員からありましたとおり、野菜・果樹・畑作等対策等委員会並びに農林部会のほうで提示をされるというふうにお聞きしております。

○議長（赤嶺 昇君） 仲村家治君。

○仲村 家治君 今回は、財務省が大変厳しい査定をしてきたと。実は農林水産省のほうも、サトウキビは沖縄の基幹作物ということで大変理解がある省であります。ですから、財務省と大変厳しいやり取りをやったと思うんですけども、その中で、県、県出身自民党の4代議員がこの農林部会で沖縄の現状を訴えてやっと取った価格であるんですが、知事、自民党の国会議員に対して、何かお礼の御挨拶できませんでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 各先生方にしっかりと汗をかいていただいて、令和4年産の交付金単価、前年産同様トン当たり1万6860円に決定をしていただいたことに関しては、非常に感謝しております。

○議長（赤嶺 昇君） 仲村家治君。

○仲村 家治君 喜んでいると思っておりますけれども、あと、サトウキビをめぐる情勢は製糖工場の建て替え、そして黒糖の在庫の問題があります。この辺もぜひ、沖縄県、知事先頭に解決してほしいと思うんですけども、どうでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 我が県の基幹作物でありますサトウキビを支えていくために、これからも県としてしっかりと取り組んでいきたいと思っております。

○議長（赤嶺 昇君） 仲村家治君。

○仲村 家治君 最後に、南大東島の製糖工場の煙突に、こう書かれております。「さとうきびは島を守り島は国土を守る」。ですから、沖縄県の離島は国土を守っているということをぜひ知事、この辺の離島を大切にしてほしいと思っております。この件について一言お願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 離島振興なくして沖縄振興なし、その思いを共有して、しっかりと頑張りたいと思っております。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後0時6分休憩

午後1時25分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

午前に引き続き質問及び質疑を行います。

石原朝子さん。

[石原朝子さん登壇]

○石原 朝子さん 休憩をお願いします。

○議長 (赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午後1時25分休憩

午後1時25分再開

○議長 (赤嶺 昇君) 再開いたします。

○石原 朝子さん こんにちは。

沖縄・自民党会派の石原朝子でございます。

それでは、通告書に基づき一般質問をいたします。

1、沖縄県の防災対策について。

(1)、防災会議開催と総合防災訓練の実施状況はどうなっているのか。

(2)、防災に関する意思決定の場は男性が中心であることが指摘されていますが、防災会議における女性の割合はどのようになっているのか。

(3)、福祉避難所の確保と運営マニュアル作成状況と避難所及び運営において、女性をはじめとする多様性を取り入れるための取組はどうなっているのか。

(4)、令和2年5月に国の防災基本計画が修正されました。それを踏まえて男女共同参画センターや男女共同参画担当部局の役割について明確にしていますか。

(5)、女性と男性が災害から受ける影響の違いなどに十分に配慮された女性の視点からの災害対応が行われることが、防災や減災、災害に強い社会の実現にとって必要だと思うが、災害対応力を強化する女性の視点ガイドラインを活用しているのか。

(6)、学校教育における防災・減災教育の実施状況はどうなっているのか。

2、福祉・保健行政について。

(1)、児童福祉について。

ア、乳児院や児童養護施設の施設数と入所児童数、定員充足率、職員体制と専門職員の確保はどのようになっているのか。

イ、10年以上施設で暮らす年齢別児童数。

ウ、里親委託数の5か年間の推移と、現在必要とする里親の数はどうなっているのか。

(2)、自殺対策について。

ア、自殺死亡者男女年代別数の5か年の推移はどのようになっているのか。また、コロナ禍の影響も出ているのか。

イ、沖縄県の自殺死亡率は、全国と比較してどのような状況なのか。以前、本県は全国に比較し自殺者のうち自殺未遂歴がある者の割合が高い傾向にあるということが公表されていたが、現在はどのような状況か。

ウ、市町村及び民間団体への支援内容はどうなっ

ているのか。

3、教育問題について。

(1)、特別支援学校小中学部担当教員で、小中学校教諭免許状に加え、特別支援学校教諭免許状を保有している割合はどうなっているのか。

(2)、特別支援学校の教員の免許状保有率の向上に向けての取組はどうなっているのか。

(3)、「県立高校生自死事案について全容解明のための再調査等を求める決議」の提出を受けての取組状況はどうなっているのか。

(4)、教職員等による児童生徒への性暴力等の防止等について。

ア、教員によるわいせつ行為が発生しないように予防的な取組状況はどうなっているのか。

イ、文部科学省は、予防的な取組としてSNS等による私的なやり取りの禁止や執務環境の見直しによる密閉状態の回避、教員・児童生徒へのアンケート等による実態把握などを示しているが、今後これらにどのように取り組むのか。

4、公安行政について。

(1)、子供・女性安全対策事業について。

ア、事業目的と内容、効果及び性犯罪発生件数、脅威事犯発生件数はどのような現状になっているのか。

5、土木行政について。

(1)、国道507号の仲井真津嘉山線（津嘉山自動車学校から那覇糸満線までの区間）事業化に向けての取組についてはどうなっているのか。

(2)、国道507号（八重瀬道路）事業の進捗状況はどうなっているのか。

6、我が党の代表質問との関連について。

又吉清義議員の代表質問の中で8、地域福祉・医療について(2)、過去10年間の医療費の平均伸び率と令和2年決算ベースの医療費とその前年度の医療費を比較して、その差額と要因を伺うに関連して、次のことを伺います。

(1)、医療費抑制のため、県はいろいろな施策を行ってきていますが、第3期沖縄県医療費適正化計画によりますと、平成26年の生活習慣病に関連する死亡する割合を見ると、沖縄県は50.4%で、全国の55.0%よりは低いものの、県民2人に1人は生活習慣病に起因する疾患で死亡しているものと考えられるとあります。これまでの取組により沖縄県の生活習慣病に関連する死亡割合は改善されているのか。

(2)、本県の肥満傾向児の出現率、思春期肥満の出現率は全国と比較してどのようになっているのか。

(3)、宮崎県や香川県では、生活習慣病は大人だけ

でなく子供も増加しているということで、子供と一緒に家族で生活習慣病予防に取り組めるよう小児生活習慣病予防検診を実施しています。県として取り組む考えはないか伺います。

答弁を聞いて再質問を後で行います。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

[知事 玉城デニー君登壇]

○知事（玉城デニー君） 石原朝子議員の御質問にお答えいたします。

3、教育問題についての御質問の中の(3)、第三者再調査委員会の取組についてお答えいたします。

私は、御遺族の要望や県議会決議を重く受け止め、県教育委員会から独立した第三者再調査委員会を設置することとし、準備を進めてまいりました。設置に当たっては、教育や部活動の場における指導の在り方、生徒の行動変容を早期に察知した対応や人権の尊重などの観点から問題の解明に取り組むため、委員には、県外も含め、教育、法律、心理学等に専門的な知識を有する方々から選任することとし、就任の内諾を得ているところであります。本件のような大変痛ましい事案を二度と起こさないためにも、委員会ですっきりと調査・検証の上、再発防止策に関する御提言を賜りたいと考えております。なお、第1回目の委員会を令和4年1月頃に開催する予定で現在調整を進めております。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

[知事公室長 金城 賢君登壇]

○知事公室長（金城 賢君） 1、沖縄県の防災対策についての(1)、防災会議開催及び総合防災訓練の実施状況についてお答えをいたします。

沖縄県防災会議の直近の開催状況としては、平成30年3月と令和3年6月に開催しており、沖縄県地域防災計画の修正等について審議しております。沖縄県総合防災訓練については、令和元年度に宮古地域で実施しましたが、令和2年度及び3年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、実動訓練ではなく、総合防災訓練の一環として市町村職員を対象に、新型コロナウイルス感染症対策を考慮した災害対策に係る講習会を実施したところです。

同じく1の(2)、防災会議における女性委員の割合についてお答えをいたします。

沖縄県防災会議における女性委員の割合は、定数55名中12名、21.8%となっており、改選前の10名、

18.2%と比べ増加しております。沖縄総合事務局長や陸上自衛隊第15旅団長等については、災害対策基本法第15条第5項各号に基づき、職指定の委員となっておりますが、職指定でない委員について女性委員の登用を図るなど、今後とも女性委員の割合の向上に努めていきたいと考えております。

同じく1の(4)、地域防災計画における男女共同参画部局等の役割についてお答えをいたします。

沖縄県地域防災計画の基本方針において、生活者の多様な視点への配慮が求められていることから、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要があることについて明記しております。

県としては、防災に関する多様なニーズへの対応するため、沖縄県地域防災計画の基本方針に従い、沖縄県男女共同参画センターの活用や男女共同参画部局である子ども生活福祉部から防災に関する女性視点からの意見を求めるなどの取組を強化してまいります。

同じく1の(5)、女性の視点ガイドラインの活用についてお答えをいたします。

令和2年5月に内閣府男女共同参画局が作成した、災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～につきましては、同年6月に県から各市町村へ周知を行っております。また、県では、沖縄県防災会議における女性委員の積極的登用を図るなど、同ガイドラインに沿った取組を一部実施しているところであり、引き続き、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する観点から、同ガイドラインのさらなる活用に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

[子ども生活福祉部長 名渡山晶子さん登壇]

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん） 1、沖縄県の防災対策についての御質問の中の(3)、福祉避難所の確保・運営等についてお答えいたします。

福祉避難所は、令和2年10月1日現在、25市町村で172施設が確保されており、運営マニュアルについては、2市町村74施設で作成済み、5市町村31施設で作成中となっております。県では、専門アドバイザーの派遣やセミナーを実施し、マニュアルの作成や福祉避難所の確保等を市町村に働きかけているところであり、引き続き支援してまいります。また、避難所には、高齢者や障害者のほか、妊婦や乳幼児等も避難す

ることから、女性の視点に立った配慮など多様な意見を取り入れるよう、関係部局と連携し、市町村に促してまいります。

次に2、福祉・保健行政についての御質問の中の(1)のア、乳児院及び児童養護施設の状況についてお答えいたします。

県内には、令和2年度末時点で、乳児院が1か所で定員20名に対し入所児童は10名、定員充足率は50%となっており、児童養護施設が8か所で定員合計371名に対し入所児童は294名、定員充足率は79.2%となっております。乳児院及び児童養護施設には、施設長をはじめ児童指導員、保育士や栄養士、家庭指導専門相談員等多岐にわたる専門職員の配置が必要となっており、各施設においては、法令等で定める職員が確保されているところです。

同じく2の(1)のイ、10年以上児童養護施設で暮らす児童数についてお答えいたします。

令和2年度末時点の入所児童294名のうち、10年以上入所する児童は、35名となっております。年齢別の内訳としては、10歳が1名、11歳が1名、12歳が4名、13歳が3名、14歳が3名、15歳が6名、16歳が5名、17歳が6名、18歳が6名となっております。

同じく2の(1)のウ、里親委託数の推移と必要な里親数についてお答えいたします。

県内における児童を受託している里親世帯は、平成28年度が131世帯、平成29年度が128世帯、平成30年度が105世帯、令和元年度が107世帯、令和2年度が121世帯となっております。一方、令和2年度末時点で里親として登録されている世帯は295世帯あり、当面、必要な里親数はおおむね確保できていると考えております。

県としましては、沖縄県社会的養育推進計画に基づき、家庭的養育を推進していくこととしており、引き続き里親制度の普及啓発及び里親の確保に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

〔教育長 金城弘昌君登壇〕

○教育長（金城弘昌君） 1、沖縄県の防災対策についての御質問の中の(6)、防災・減災教育の実施状況についてお答えします。

学校においては、自然災害等から児童生徒の安全確保を図るための防災・減災教育を特別活動、道徳、各教科等で実施し、日頃から防災・減災意識を高める安全教育を行っております。また、毎年、県内の有識者

を招いて学校安全指導者養成講習会を開催し、教職員の資質向上を図っております。避難訓練については、教育計画の年間指導計画に防災避難訓練を位置づけ各種防災マニュアルを作成し、訓練を実施しております。

次に3、教育問題についての御質問の中の(1)及び(2)、特別支援学校教員の免許状保有率等についてお答えします。3の(1)と3の(2)は関連いたしますので、恐縮ですが一括してお答えします。

県立特別支援学校における小学部・中学部担当教員の特別支援学校教諭免許状保有率は、小学部93.7%、中学部75.4%となっております。本県は、特別支援学校教員養成課程のある大学に限られ定員が少ないこともあり、令和2年度特別支援学校教員の免許状保有率は、全国平均84.9%に対して79.0%となっております。この現状を踏まえ、県教育委員会としましては、引き続き免許法認定講習の実施に加え、通信講座による免許取得を促すなど、免許状保有率の向上に取り組んでまいります。

同じく3の(4)のア及び(4)のイ、教員におけるわいせつ行為の防止等についてお答えします。3の(4)のアと3の(4)のイは関連いたしますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

児童生徒の教育をつかさどる教員によるわいせつ行為は、決してあってはならないことであります。県教育委員会では、これまで学校に対し、服務規律に関する校内研修の実施や児童生徒の指導は複数の教員で行うこと、SNS等による児童生徒との私的なやりとりは行わないことを徹底するよう求めております。また、令和3年4月には、文部科学省から、教員によるわいせつ行為の予防的取組を推進するよう通知があり、公立小中学校の服務監督者である市町村教育委員会に対し周知したところであります。各学校においては、定期的に学校生活に関するアンケートを実施しております。

県教育委員会としましては、今後とも児童生徒に対する性暴力の根絶に取り組んでまいります。

次に6、我が党の代表質問との関連についての御質問の中の(2)、本県の肥満傾向児の出現率についてお答えします。

本県の肥満傾向児の出現率は、文部科学省の令和2年度学校保健統計調査報告書によると、8歳～10歳、12歳～17歳で全国の出現率を上回っております。特に、大きく上回っていたのは14歳で、全国9.64%に対し沖縄13.57%となっております。沖縄県の平成28年から令和2年までの5年間の推移は、年齢によって、おおむね横ばいまたは増加傾向となっております。

おり、全国も同様の傾向となっております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

〔保健医療部長 大城玲子さん登壇〕

○保健医療部長（大城玲子さん） 2、福祉・保健行政についての御質問の中の(2)のア、自殺者数の推移等についてお答えいたします。

県内の自殺者数の5か年の推移につきましては、男性は平成28年207人、平成29年196人、平成30年159人、令和元年190人、令和2年162人で減少傾向にあります。女性は平成28年51人、平成29年57人、平成30年56人、令和元年59人、令和2年52人と50人台で推移しております。年代別では、50代が一番多く、次いで60代となっておりますが、50代は減少傾向にあり、60代は横ばいで推移しております。また、県内の令和2年の自殺者数は、令和元年と比べ減少しておりますが、自殺の多くは複合的な要因を有していることから、コロナ禍の影響の判断は難しいものと考えております。

同じく2の(2)のイ、自殺死亡率及び自殺未遂者の状況についてお答えいたします。

本県の自殺死亡率は、令和2年は14.7で、全国の16.7と比較して低くなっております。また、令和2年の県内における自殺者のうち、自殺未遂歴がある者の割合は、男性21.6%、女性50.0%で、全国の男性14.3%、女性30.8%と比較して高い状況となっております。

同じく2の(2)のウ、市町村及び民間団体への支援についてお答えいたします。

県では、市町村及び相談事業所等の相談員に対して、総合精神保健福祉センターや各保健所において、保健師や心理師等の専門職が適宜相談支援を行っているほか、研修、事例検討会、会議を開催し、人材育成及び連携強化を図っています。また、県において、市町村の自殺対策計画の策定や進捗管理の支援、自殺統計の情報提供、研修案内等を行っています。さらに、国の交付金を活用して、市町村及び民間団体に対し補助金を交付し、取組を支援しています。

次に6、我が党の代表質問との関連についての御質問の中の(1)、生活習慣病に関連する死亡割合についてお答えいたします。

厚生労働省の令和元年人口動態調査によると、生活習慣病に関連する死亡割合は、沖縄県は50.3%で、全国の51.7%よりは低いものの、平成26年と比べると横ばいで推移しています。県では、引き続き市町村等と連携しながら、特定健診受診率や特定保健指導実施

率の向上、健康課題である肥満、運動不足、過度な飲酒等の改善を促すための健康づくりイベントの開催、各種メディアを活用した普及啓発など、生活習慣病予防対策に取り組んでまいります。

同じく6の(3)、小児生活習慣病予防健診の実施についてお答えいたします。

県では、働き盛り世代を中心とした生活習慣病対策が課題であることから、県内関係5団体で、沖縄県の働き盛り世代に係る健康づくりの推進に向けた包括的連携に関する協定を締結したところであります。また、子供の頃からの健康的な生活習慣の習得を促すため、次世代の健康づくり副読本を作成し、県内小中学校の授業等で活用されております。小児生活習慣病予防健診については、市町村や他県の状況などの情報収集に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 警察本部長。

〔警察本部長 日下真一君登壇〕

○警察本部長（日下真一君） 4、公安行政についての御質問のうち(1)、子供・女性安全対策事業についてお答えいたします。

本事業の目的は、DV・ストーカー被害者の安全確保対策の強化及び子供・女性を性犯罪等から守るための広報啓発活動等を推進するものとなります。当事業における被害者等の一時避難宿泊補助の件数は、平成30年度が5件9名、令和元年度が8件16名、令和2年度が3件6名となっております。

次に、GPS機能付緊急通報装置の貸与件数は、平成30年が9件、令和元年が1件、令和2年はゼロ件となっております。

次に、性犯罪発生件数と脅威事犯発生件数についてでございますが、県内における性犯罪のうち、強制性交及び強制わいせつの発生件数は、平成30年が44件、令和元年が77件、令和2年が56件となっております。また、性犯罪の前兆と見られる子供や女性に対する声かけやつきまとい等の脅威事犯の発生件数は、平成30年が386件、令和元年が329件、令和2年が378件となっております。

県警察といたしましては、性犯罪や脅威事犯を認知した場合には、被疑者特定のため所要の捜査を推進するとともに、被害者対策を含め適切に対応してまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 島袋善明君登壇〕

○土木建築部長（島袋善明君） 5、土木行政について

て(1)、国道507号の仲井真津嘉山線未事業区間の事業化についてお答えいたします。

津嘉山北土地区画整理事業区域の南端から那覇糸満線の津嘉山南交差点に至る国道507号現道部の整備については、当該区画整理事業及び区画整理事業北側に事業中の仲井真津嘉山線の進捗や、将来の管理主体等の協議を踏まえ、関係市町村と連携しつつ、事業化に向け検討していきたいと考えております。

同じく5の(2)、国道507号八重瀬道路の進捗状況についてお答えいたします。

国道507号八重瀬道路は、八重瀬町東風平から具志頭交差点までの約4.2キロメートルについて、平成20年度に事業着手し、進捗率は、令和2年度末の事業費ベースで約50%となっております。令和3年度は、所要額を確保し、東風平交差点付近の工事を優先的に進めているところであり、引き続き、早期供用に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 石原朝子さん。

○石原 朝子さん ちょっと休憩してください。

○議長(赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午後1時58分休憩

午後1時58分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

○石原 朝子さん 再質問については前後しますけれども、よろしく願います。

5番の土木行政についてなんですけれども、(1)の仲井真津嘉山線、今も仲井真交差点の区間を工事されておりますけれども、この仲井真津嘉山線は、事業期間は平成22年度から令和4年度までというふうになっておりますけれども、令和4年度までにはこの事業は完了されるのでしょうか。

○議長(赤嶺 昇君) 土木建築部長。

○土木建築部長(島袋善明君) 今現在、事業費ベースの進捗が約68%となっております。現在の事業認可期間は、議員おっしゃるとおり令和4年度までとなっておりますけれども、事業期間をさらにあと2年程度延長する予定でございます。

以上です。

○議長(赤嶺 昇君) 石原朝子さん。

○石原 朝子さん あと2年と言いますと、令和6年度までかかるということでしょうか。

○議長(赤嶺 昇君) 土木建築部長。

○土木建築部長(島袋善明君) 令和6年の事業完了に向けて鋭意取り組んでまいります。

○議長(赤嶺 昇君) 石原朝子さん。

○石原 朝子さん 私はこの道路行政にあまり詳しくはないんですけれども、この令和6年に完了した後、その津嘉山自動車学校から那覇糸満線までの区間の事業化に向けて取り組まれる予定はされていそうですでしょうか。

○議長(赤嶺 昇君) 土木建築部長。

○土木建築部長(島袋善明君) 現道部の国道507号の整備についての御質問だと思うんですけれども、今現在整備している街路事業の仲井真津嘉山線の進捗を見ながら、残り部分——あと関連する市町村と将来の管理主体をいかにするかという協議を進めながら事業化に向けて取り組んでいきたいと思っております。

○議長(赤嶺 昇君) 石原朝子さん。

○石原 朝子さん 分かりました。

この進捗、津嘉山自動車学校から那覇糸満線までの区間に、早急に事業化に向けてやはり取り組んでいただきたいと思っております。令和6年の、今の事業の完了を見た上で検討していくということでしょうか。南風原町との協議を重ねて、そういうことですか。

○議長(赤嶺 昇君) 土木建築部長。

○土木建築部長(島袋善明君) 議員おっしゃるとおり、那覇市、南風原町、八重瀬町、3市町と協議を重ねながら事業化に向けて取り組んでいきたいと思っております。

○議長(赤嶺 昇君) 石原朝子さん。

○石原 朝子さん 事業見込みとしては、担当部局のほうでは目標年度等、考えておりますでしょうか。

○議長(赤嶺 昇君) 土木建築部長。

○土木建築部長(島袋善明君) 具体的にいつというのは今ここで申し上げられませんが、将来の管理主体も含め協議をした後、事業化に向けて取り組んでいくということでございます。

○議長(赤嶺 昇君) 石原朝子さん。

○石原 朝子さん 分かりました。

では、防災対策について、再質問させていただきます。

防災会議委員の女性の割合を増やすために、県としては前向きに取り組んでいくということなんですけれども、防災危機管理課における女性の正規職員の割合はどうなっておりますでしょうか。

○議長(赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午後2時3分休憩

午後2時3分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長(金城 賢君) 防災危機管理課におけ

る女性職員は、ゼロ人となっております。

○議長（赤嶺 昇君） 石原朝子さん。

○石原 朝子さん 必要ではないのでしょうか。どのようにお考えでしょうか。お答えをお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） 災害時における、例えば避難所における様々な問題、更衣室でありますとか授乳の問題とか、様々な課題等もあると思います。そういった観点から、今、議員から御指摘のとおり、女性の視点による災害対応力の強化という意味合いで申し上げますと、女性職員もやはり必要だというふうに考えます。

○議長（赤嶺 昇君） 石原朝子さん。

○石原 朝子さん 担当部局のほうに、正規の女性職員を配置していただきたいと思います。そしてまた、避難訓練もありますけれども、避難所の運営についても、これまで災害があったところでは、女性や子供たちに暴力とかいろいろな問題があったようです。今回、調べていくうちに大分県のほうで平成31年2月に、女性の視点からの防災パンフレットというのを県が作っております。そのようなパンフレットを県に作成していただいて、各市町村に配布していただければ、各市町村も本当に助かるのではないかと考えております。担当課のほうでは、この大分県の女性の視点からの防災パンフレットというのを御覧になったことがありますでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） 私も今回の議員の御質問に際して、大分県が平成31年2月に発行しております女性の視点からの防災パンフレットというのを、昨日ですけれども確認をいたしました。

○議長（赤嶺 昇君） 石原朝子さん。

○石原 朝子さん ちょっと休憩。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時5分休憩

午後2時5分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○石原 朝子さん 教育問題についてですけれども、特別支援学校の教員の免許状保有率、全国平均は下回っていますけれども、高い率ではあるかと思えます。令和4年4月に開校される那覇みらい支援学校に配置される教員の特別支援学校教諭免許状保有率はどのようになっていますでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（金城弘昌君） お答えします。

那覇みらい支援学校、来年4月開校でございます。

教員の配置はこれからになりますけれども、公立学校の教職員の人事異動方針に沿って人事配置をすることになっておりまして、当然ながら特別支援学校教諭免許状の保有状況も含めまして、各教科のバランスとか年齢構成、また学校の要望等も考慮しながら適材適所、4月の開校に向けて配置をしていきたいと考えています。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 石原朝子さん。

○石原 朝子さん 教育の(3)ですけれども、県立高校生自死事案について、第三者委員会の構成メンバーの人数、そしてまた、まだ1回も開催されていなかった、取組が遅かったと思いますけれども、その理由等を教えていただけますか。

○議長（赤嶺 昇君） 総務部長。

○総務部長（池田竹州君） 第三者委員会のメンバーの人数につきましては、設置要綱の第3条で7名程度としているところでございます。実際に今、様々な団体への推薦依頼等を行ったところ、一部の団体からお一人ではなくて、この問題の重要性に鑑み、複数の委員を推薦したいというようなお声もありまして、現在8名でお願いする予定でございます。

今回、時間を要した背景には幾つかございます。例えば、御遺族のほうからこういう形で委員会を設置してほしいというような要綱案を示されたこともございます。それにつきましては、内容として組み入れるものは組み入れ、行政の要綱としてちょっと難しいもの、あるいは他県の事例、もしくは委員会で審議したい取扱いを協議するような内容など、要綱にストレートに入れられないものについては、難しい旨御遺族と調整をさせていただいたところでございます。

また、委員の選任に当たりましては、公平・中立性というのが極めて重要ですので、いわゆる教育委員会側、あるいは御遺族側にも利害関係者がいないというのは慎重に調べました。その結果、ごく一部ではございますけれども、そういった方の推薦があったということで、その場合にはまた改めて推薦をし直していただくというような手続を取ってきました。その結果、選任が先月で一応終わったんですが、県外の方もいらっしゃるって、なかなかちょっと12月すぐ委員会を開くという状況が難しく、今1月ということで調整をしているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 石原朝子さん。

○石原 朝子さん これ私たちの県議会においてもやっぱりこういった子供たちを二度と出さないために強い意思をもって、緊急性があるから決議を出して、

第三者委員会を立ち上げてほしいということだったんですけれども、年内に開催ができなかったということは、本当に残念だと思っております。明けて1月にはぜひとも第1回の会議を開催していただきたいと思っております。

(4)、教職員等による児童生徒への性暴力等の防止等についてなんですけれども、児童生徒等に対するわいせつ行為による、過去10年間——5年でもいいんですけれども、懲戒処分状況はどのようになっていますでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（金城弘昌君） お答えします。

児童生徒に対するわいせつ行為等による懲戒処分でございますけれども、手元に5年間を持ってしまして、平成28年度から昨年度までの過去5年間で13件ございまして、そのうち10件は免職というふうになっています。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 石原朝子さん。

○石原 朝子さん この懲戒免職になった当初、県では官報に掲載はしているのでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時11分休憩

午後2時11分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

教育長。

○教育長（金城弘昌君） お答えします。

官報掲載の件です。今、全部がそうだったかというところ、数字を持ち合わせていませんけれども、基本的には官報に掲載するということになっています。もしかすると今の中で、後日全国的に官報掲載されていないという課題がありましたので、改めて掲載をさせたところがございますので、現時点では掲載されているというふうな認識です。

○議長（赤嶺 昇君） 石原朝子さん。

○石原 朝子さん 懲戒免職になった教職員は官報に掲載されているんですけれども、免職以外の停職、減給、戒告となった教職員の数と、人事管理はどのように行っていますでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（金城弘昌君） 過去5年間でいきますと、停職だけになりますけれども3名おります。当然のことながら、マスコミ等で報道するというようなことをやっておりますし、基本的にはこういうわいせつ行為に至らないような形で人事配置をしていく。特に所属校の管理職等からの指導のほか、被害を受けた児童生

徒との接触を防止する観点から、必要に応じた人事異動、また、異動に際しては異動後の学校に対して申し送りをして、再発防止を図るといったことをやっているところです。

以上でございます。

○石原 朝子さん ちょっと休憩してください。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時12分休憩

午後2時12分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

石原朝子さん。

○石原 朝子さん 2、福祉・保健行政についてなんですけれども、(1)の里親——沖縄県社会的養育推進計画というのを策定されていますけれども、里親等の委託の推進に向けた取組はどのような状況になっておりますでしょうか。広報活動といったもの、こういった取組をされていますでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん） 沖縄県では、全国に比べまして里親委託率、高い位置にあるところではございますが、今後なるべく家庭的な環境の下で子供たちを養育していくということで、社会的養育推進計画において目標値を定めて取り組んでいくところがございます。それに必要な里親を開拓していくというところで、フォスタリング機関といたしまして乳児院を運営している法人に委託をいたしまして、新規里親の開拓ですとか、里親を希望する方への研修ですとか、そういった事業に取り組んでいるところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 石原朝子さん。

○石原 朝子さん 私はやはり子供たちが、子供時代の全てを施設で育つことがないように、県としても前向きに取り組んでいただきたいなと思っております。

(2)の自殺対策についてなんですけれども、自殺防止対策について、自殺リスクを抱える方に届くように情報発信を強化していくことになっておりますけれども、県の取組はどのようになっていますでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時15分休憩

午後2時15分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 自殺予防として、県のほうからは、そういう不安に思ったときには、ぱっと相談できるような体制ということで相談窓口を設置するとか、あとは自殺対策強化補助金というもの

を出しまして、市町村の取組、それから民間の取組に対して支援をしているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 石原朝子さん。

○石原 朝子さん すみません。休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時16分休憩

午後2時16分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○石原 朝子さん 申し訳ありませんけれども、防災対策の中で、福祉避難所の確保の件なんですけれども、すみません。確保されていない市町村もありますけれども、それに向けては県の指導等はどのようになっているのでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん） 答弁も申し上げましたが、現在、未確保の市町村、16市町村でございます。県ではアドバイザーを派遣する、セミナーを開催するなどの取組をしております、なかなか避難所の確保が進まない課題といたしまして、例えば資機材の確保、設備の確保ですとか、施設と協定書を締結しなければいけないとか、そういったことが挙げられていたことから、福祉避難所開設に向けて、それから運営に向けての取組ですとか、協定書の締結手法などについてアドバイザーからアドバイスをするなど、市町村の取組を支援しているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時17分休憩

午後2時17分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

石原朝子さん。

○石原 朝子さん 公安行政についての中で、性犯罪発生件数を教えていただきましたけれども、その中で未成年の数は御存じでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 警察本部長。

○警察本部長（日下真一君） お答えします。

性犯罪発生件数のうち、被害者が未成年者である件数につきましては、平成30年が26件、令和元年が37件、令和2年が25件となっております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 総残時間が全部切れてしまいました。

○石原 朝子さん どうもありがとうございました。

○議長（赤嶺 昇君） 末松文信君。

[末松文信君登壇]

○末松 文信君 それでは、沖縄・自民党会派、末松文信、一般質問を行います。

その前に、去る12月4日、玉城知事の名護市辺野古の米軍キャンプ・シュワブゲート前で米軍普天間飛行場代替施設建設に係る知事発言については、質問通告後に発生した看過できない重大な問題でありますので、議長と執行部には連絡を済ませております。先例を踏まえて、質問いたします。なお、この後の知事の政治姿勢の中で行いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、一般質問に入ります。

1、知事の政治姿勢について。

新型コロナウイルスの感染症対策で、長期にわたる緊急事態宣言が実施されたコロナ禍の中で、県民生活や経済活動への影響は大きく、生活様式の変化や働き方改革を余儀なくされました。そのような事態にあっても県民の協力を得ながら、やっと小康状態を迎えたかに思いましたけれども、またしても新たな変異株オミクロン株がアフリカからヨーロッパに拡大しております。日本やアメリカなどでも感染が確認され、各国ともその対応に追われているようであります。

翻って、私ども島嶼県である沖縄県も多くの離島を抱え、人々の流れ、いわゆる人流をどうコントロールするか、水際対策が最も重要であると考えております。知事におかれましても取組を進めているものと思っておりますけれども、これまでの経験を十二分に生かし、緊急事態宣言を発出することがないように、迅速な対応をお願いいたします。

そこで伺います。

(1)、新型コロナウイルス感染症対策について。

ア、新変異株オミクロン株の水際対策について。

イ、ワクチンの接種状況と今後の取組について。

ウ、医療従事者及び医療提供施設等の確保状況と今後の取組について伺います。

次に、先ほどの質問をいたします。

まず、12月5日の新聞報道によりますと、玉城知事は普天間飛行場代替施設建設工事は不法だ、また、不承認は県民の思いだなどと発言したようですが、その事実関係を確認いたします。

次に2、乙第1号議案「沖縄県知事等又は職員の損害賠償責任の一部免責に関する条例」について。

(1)、条例制定の経緯と概要について。

ア、提案理由に、「地方自治法の一部改正を踏まえ」とありますけれども、いつ、どの部分が改正されたのか伺います。

イ、他府県における制定状況について伺います。

ウ、なぜ、この時期に制定するのか、制定に至る経緯について伺います。

エ、「善意でかつ重大な過失」について、説明を求めます。

オ、条例の第1号に定めるアからエまでの数について、説明を求めます。

(2)、本条例と損害賠償事例等について。

ア、識名トンネル損害賠償請求訴訟は、本条例との関係でどのように評価されているのか伺います。

イ、普天間飛行場代替施設建設に伴う許認可の手続等に関し、県知事等または職員の賠償責任を請求された場合、本条例が適用されるのか伺います。

後は再質問を行いたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

〔知事 玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君） 末松文信議員の御質問にお答えいたします。

1、知事の政治姿勢についての御質問の中の(1)のウ、医療従事者及び医療提供施設等の確保についてお答えいたします。

沖縄県では、第5波において、県内外から約600人の看護師を確保し、宿泊療養施設の運営、自宅療養者の健康観察、入院待機ステーションの運営及びクラスター発生施設への派遣等を行ってまいりました。また、医療機関における医療従事者の確保のため、患者を受け入れた医療機関に対する協力金の交付及び医療従事者の負担軽減のため、宿泊施設確保の支援を行うことにより、勤務環境や処遇の改善につながるよう支援をしております。医療提供体制については、重点医療機関等26病院を指定し、第6波に備え、必要病床数を最大1031床と想定し、重点医療機関等における病床確保及び入院待機施設の拡充により必要病床数を確保することとしております。

沖縄県としましては、今後とも、新型コロナウイルス感染症対策に必要な医療人材及び医療提供体制の確保に取り組んでまいります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長 宮城嗣吉君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） 1、知事の政治姿勢についての(1)のア、オミクロン株の水際対策についてお答えします。

島嶼県である沖縄県においては、オミクロン株を含め、来訪前の陽性者の特定が重要であることから、航空便搭乗等の際に、ワクチン接種済みまたは検査陰性判定の確認を必要とする制度の創設や、出発前の検査体制の構築等を国に要望しております。また、プロ

モーション等においても、来県前の検査受検等について周知するとともに、今後、感染拡大の兆候が確認された段階で、直ちに検体採取や待機のスペースを拡充するとともに、人員や迅速PCR検査機器の追加配備を予定しており、さらなる検査体制の強化を図ることとしております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

〔保健医療部長 大城玲子さん登壇〕

○保健医療部長（大城玲子さん） 1、知事の政治姿勢についての御質問の中の(1)のイ、ワクチンの接種状況等についてお答えいたします。

令和3年12月4日現在の沖縄県の接種率は、1回目が68.7%、2回目が67.3%となっており、予約状況等から勘案すると、希望する接種対象者に対しては、おおむね接種を終えたものと考えておりますが、引き続き、今後接種を希望する者及び新たに接種対象となる者のために、市町村と連携して接種機会を確保してまいります。また、追加接種については、令和3年12月以降、初回接種終了から原則8か月以上経過した18歳以上を対象に実施することとなっており、県は、市町村と連携し、接種が円滑に実施できるよう、体制整備に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 総務部長。

〔総務部長 池田竹州君登壇〕

○総務部長（池田竹州君） 2、乙第1号議案「沖縄県知事等または職員の損害賠償責任の一部免責に関する条例」についての(1)のア及びイ、地方自治法の改正と他都道府県の制定状況についてお答えいたします。2の(1)のアと2の(1)のイは関連しますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

令和2年4月1日の地方自治法改正の施行によりまして、同法第243条の2第1項が新たに追加され、知事等または職員の県に対する損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、損害賠償責任額を限定してそれ以上の額を免責する旨を定めることができるとされ、既に43都道府県で条例が制定されております。

同じく2の(1)のウ、条例制定の経緯についてお答えいたします。

本県では、本条例の制定に向け、令和2年度から内部統制制度を導入し、不適正な事務処理の抑止効果を高めてきたところであります。同制度が定着してきたことから、今議会での条例提案に至っております。

同じく2の(1)のエ及びオ、「善意でかつ重大な過

失」及び各号に定める数についてお答えいたします。
2の(1)のエと2の(1)のオは関連しますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

本条例で規定する「職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない」とは、一般的には、知事等または職員が違法な職務行為によって、県に損害を及ぼすことを認識しておらず、かつ、認識していなかったことについて著しい不注意がない場合を指すものとされております。また、各号に定める数については、政令で定められた基準を参酌し、職位に応じて定めたものであり、知事であれば基準給与年額の6倍まで、副知事等は4倍まで、人事委員会委員等は2倍まで、その他の職員は1倍までが損害賠償責任の上限額となっております。

同じく2の(2)のア、本条例と識名トンネルに係る損害賠償請求訴訟との関係についてお答えいたします。

本条例は公布の日から施行し、同日以後の行為に基づく損害賠償責任について適用することから、条例施行前の行為が問題となっている事案は対象外となります。その上で、識名トンネル新設工事に係る契約行為については、確定判決において、職員に重大な過失があったと判示されていることから、仮にその当時、本条例が成立していたとしても免責の対象にはならないものと考えております。

同じく2の(2)のイ、普天間代替施設建設の許認可等による損害賠償責任への条例適用についてお答えいたします。

御質問の内容については、現時点で損害賠償請求が提起されていないため、本条例が適用できるかどうかのお答えは差し控えさせていただきたいと思っております。

なお、一般的には、裁判所の判決、監査委員の勧告等を踏まえながら、本条例の適用について判断していくこととなります。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 土木建築部長。

[土木建築部長 島袋善明君登壇]

○土木建築部長(島袋善明君) 4、普天間飛行場代替施設建設工事に係る知事発言についてお答えいたします。

(1)、工事は不法だとする根拠についてお答えいたします。

沖縄防衛局が、埋立てが始まる3年前の平成27年の段階で、地質調査した業者から地盤に問題があるとの報告を受けていたということが、新聞により報道されております。沖縄防衛局は、平成27年7月に護岸

の一部について事前協議書を提出しておりますが、県は、沖縄防衛局に対し、協議は全体の詳細設計を基にして実施すべきであると通知しております。その後、沖縄防衛局は、護岸全体の協議書を提出することなく、平成30年12月に埋立土砂の投入を開始しております。一方、平成31年1月の衆議院本会議で、首相が、ボーリング調査の結果を踏まえ地盤改良工事が必要となり、沖縄防衛局において具体的な設計等の検討を行うと発言しております。

県は、沖縄防衛局が、埋立土砂投入前の早い段階で軟弱地盤の存在を把握していたということであれば、その時点で、地質調査結果を踏まえた実施設計について、県と協議すべきであったと考えております。

同じく4の(2)、不承認は県民の思いだとする趣旨についてお答えいたします。

普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面埋立変更承認申請については、公有水面埋立法第13条の2において準用する第3条の規定により、利害関係を有する者から、1万7839件の意見が提出されております。利害関係者の意見は、軟弱地盤により基地建設は不可能、貴重なサンゴやジュゴン等の生物が危機にさらされる等、全て否定的な意見となっております。

県としては、利害関係者の意見については、直接、審査へ反映されたものではありませんが、軟弱地盤の力学的試験の必要性やジュゴンへの影響など県の審査結果と利害関係者の意見については、同じ内容のものが含まれることになったものと理解しております。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 末松文信君。

○末松 文信君 御答弁ありがとうございます。

それでは、再質問を行います。

まず初めに、さきの辺野古での知事発言についてはなぜ知事が説明しないんですか。

○議長(赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午後2時38分休憩

午後2時38分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

玉城知事。

○知事(玉城デニー君) まず、部長から答弁をさせていただきましたのは、議員から追加で御質問をいただきました工事を不法だとする根拠についての御質問、それから不承認は県民の思いだとする趣旨等について、この間の部局における審査の状況から御説明をさせていただいたものであります。

なお、12月4日のキャンプ・シュワブ前での私の発言は、沖縄防衛局が埋立土砂投入前の早い段階で軟

弱地盤の存在を把握していたということであれば、その時点でやはり地質調査結果を踏まえた実施設計について県と協議すべきであったということを念頭に、沖縄防衛局は工事を見切り発車したことを指摘したものであります。

ちなみに違法、不法、いろいろな言葉の使い方がありますが、不法という言葉の中には法に背くこと以外に、道義にたがえることというような意味も一般論として含まれておりますので、そちらのほうを、私の思いとしては不法だという表現にさせていただいた経緯であります。

○議長（赤嶺 昇君） 末松文信君。

○末松 文信君 ありがとうございます。

知事はここで不法という言葉を使っております。これは私が考えるには、この建設事業については翁長前知事が承認の取消しをした諸所の中で、最終的には翁長知事がそれを撤回する状況が発生したことで、埋立承認はそのまま継続されているわけです。承認された中で建設が進められていることについて、なぜ不法なのか、もう一度答弁してください。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 先ほど土木建築部長から答弁をさせていただきましたが、沖縄防衛局は埋立てが始まる3年前の平成27年の段階で、地質調査をした業者から地盤に問題があるとの報告を受けていたということが新聞で報道されております。

沖縄防衛局は、平成27年7月に護岸の一部について事前協議書を提出しておりますが、県は沖縄防衛局に対し、協議は全体の詳細設計を基にして実施すべきであると通知しております。しかし、いわゆる大浦湾側の設計図が示されることなく、護岸全体の協議書が提出されることなく、平成30年12月に埋立土砂の投入を始めておりますが、一方、そのすぐ翌年の31年1月——失礼いたしました。

○末松 文信君 時間がありませんので、短く。

○知事（玉城デニー君） 1月の衆議院本会議で、総理が地盤改良工事が必要であるということをお認めになられたということから、それであれば事前にしっかりとその協議書を出して、協議をすべきであるというようなことであります。

ですから、そういうようなことは道義にたがえているということ、一般論としてもそれは当てはまるだろうということの認識で言葉を使わせていただきました。

○議長（赤嶺 昇君） 末松文信君。

○末松 文信君 こんな重要な問題について、何か俗

の名称を使ったとかいう話ですけれども、これは土木部長、何か法的に不法だという位置づけがされているんですか、これ。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時42分休憩

午後2時42分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 今般の普天間の変更承認申請につきましては、我々土木建築部は公有水面埋立法にのっとり、その審査について厳正に審査をしてきたところでございます。それについて、審査条件に適合するしないについて判断をしたところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 末松文信君。

○末松 文信君 これは審査の過程の話をしているわけでしょう。何か法律に抵触しているのか。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 先ほど知事のほうからも御答弁ありましたけれども、不法というものは、人の道にたがうことという意味で御発言されたというふうに理解しております。

○議長（赤嶺 昇君） 末松文信君。

○末松 文信君 時間がありませんので次に行きます。

知事、この県民の思いだという趣旨ですけれども、この不承認というのは行政手続の話であって、県民の思いで不承認にしたんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時43分休憩

午後2時43分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 公有水面埋立法第13条の2において準用する第3条の規定により、利害関係を有する者から提出されました意見が1万7839件、それらの意見は軟弱地盤により基地建設は不可能である、希少なサンゴやジュゴン等の生物が危機にさらされる等、全て否定的な意見となっております。直接、審査へ反映されたということではありませんが、それらの意見は、やはり軟弱地盤の力学的試験の必要性や埋立てによるジュゴンへの影響など、県の審査結果と利害関係者の意見については同じ内容のものが含まれると私は理解し、それらの声は県民の思いだという表現をさせていただいた次第です。

○議長（赤嶺 昇君） 末松文信君。

○末松 文信君 いや、ですから行政の許認可は県民の思いで判断されるんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 先ほどこれも土木建築部長から答弁をさせていただきましたが、公有水面埋立法に基づいて我々は判断をしたものであります。

○議長（赤嶺 昇君） 末松文信君。

○末松 文信君 埋立法には県民の思いで判断するように書いてあるんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時44分休憩

午後2時44分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 県民の思いというのは、やはり意識だと思います。その意識がこの利害関係者の意見として、実際に声となって寄せられていたということの事実を私は述べさせていただきました。そのことによって、この審査へ反映されたものではないということも前提としております。ですから、県民の思いという意識を私は言葉として発言をさせていただいた次第です。

○議長（赤嶺 昇君） 末松文信君。

○末松 文信君 これも時間がありませんので終わりますけれども、やっぱり行政は行政として、土建部長が言われるように軟弱地盤の状況がどうであるのか、技術審査はどうであるのかと、技術的な側面で判断すべきであって、こういう県民の声があるからそれに沿ってやるというのは、これ政治的判断であって、行政判断ではないわけです。知事の今おっしゃっていることは、行政への政治介入ですよ。

私はそう思っていますけれども、もう一度お願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 変更承認申請については、行政的判断で承認しなかったものであります。そして、辺野古で発言をしたのは私の政治家としての発言であり、その中に政治家としての思いを込めたものであり、この審査の経緯とは全く違うものであります。

○議長（赤嶺 昇君） 末松文信君。

○末松 文信君 行政への政治介入だということを指摘して、そこの分は終わりたいと思います。

それから次に、この識名トンネルの件でありますけれども、これ、さきの損害賠償責任を問われて支払ったのは幾らでしたか、職員1人当たり。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 土木建築部の元職員が、それぞれ1000万円ずつでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 末松文信君。

○末松 文信君 今後はこういうことがないことを祈っておりますけれども、ただ、今の県の行政を見る限り、非常に多くの問題を残しているのではないかというふうに思います。

総務部長に伺いますけれども、さきに総務部長が发出された依命通知でありますけれども、これはどういうスキームになっているのかちょっと説明していただけますか。手続として。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時47分休憩

午後2時48分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○末松 文信君 普天間飛行場代替施設との関連で依命通知が出されておりますよね。これについてのことですけれども、いわゆる決裁権限のある部等で決裁はするなど。言い換えればそういったことの通知が出ております。副知事の判断を経て知事の決裁がなされる。恐らく部長決裁で済むものをそうできないようにしてあるわけですよ。それについてどんな過程でそういう結果を生むのか、まず説明してください。

○議長（赤嶺 昇君） 総務部長。

○総務部長（池田竹州君） いわゆる県政の重要施策——辺野古新基地建設問題については、県政の極めて重要な問題であるということから、その決裁の過程におきましては副知事、そして知事の判断を経る必要があるということで、そのような取扱いをさせてもらったというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 末松文信君。

○末松 文信君 これ具体的には、例えば今の埋立承認の関係もそうですけれども、審査は進めてきて、部長までは一応終わった。本来であれば部長の決裁権があって、部長決裁すべきところですが、これはやるなというふうにとずっとされているわけですよ。

その際、この部長権限で決裁すべきものであるにもかかわらず、そうでなくて副知事の判断をもって知事の決裁を得るということからすると、先ほどの損害賠償請求についても、それは部長の判断でやっていないわけだから、この辺は反映させる必要はないんじゃないかと思うんですけれども、この辺はどうなりますか。

○議長（赤嶺 昇君） 謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君） まず依命通達の趣旨からですが、本来は、権限は全て知事にあるわけでございます。ただ、行政の範囲というのは極めて多岐にわ

たっているものですから、その事案ごとに部長決裁、統括監決裁、課長決裁というふうになっております。

先ほど総務部長から答弁ありましたように、この普天間問題については様々な、サンゴの問題からいろいろなものがありますけれども、全てこれ普天間代替施設に関わるものについては重要だということで、全て知事の決裁に引き上げたということで、これは、特に異例なことではなくして、重要事案については知事の決裁を仰ぐことというのが文書の決裁規程の中にもございますので、それを通達で出したという趣旨でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 末松文信君。

○末松 文信君 そのことは承知しておりますけれども、先ほど部長からありましたその責任の度合いですが、知事にとっては6倍、それからあと4倍、2倍、職員については1倍と。こういう序列があるわけですが、例えば部長決裁で止めて部長が判断された場合は部長の責任であると私は思いますが、知事が判断したときにはこの部長の判断を越えているわけですよ。そのときは知事の判断としてこの条項は適用するんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 総務部長。

○総務部長（池田竹州君） お答えします。

基本的に、例えば損害賠償で訴訟で責任が認められた場合には、当然その相手方としてどなたをやるかというのがございます。過去、平成17年から27年ですか、11年間総務省が調べたものでは、実際のいわゆる訴訟当事者は首長であったり副首長、副市長であったり、職員というケースもございます。その訴えられた者が例えば職員、一般職員であれば1倍という形になろうかと思えます。

○議長（赤嶺 昇君） 末松文信君。

○末松 文信君 そこでやっぱり識名トンネルの場合もそうですけれども、最終的に知事がその責任者であるというんだったら、知事が損害賠償を負っても当たり前のように私は思いますが、知事はその責任は取らずに、職員だけが責任を負ったと。こういう事態が今後起こりはしないかといって懸念しているわけですよ。ですから、その辺は、決裁区分というのはしっかりやっていたほうがいいんじゃないかと。あまり知事責任を取らないのに、何か決裁区分を引き上げたとかいう話では、ちょっと職員がかわいそうじゃないかというふうに思いますが、その点はどうでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 総務部長。

○総務部長（池田竹州君） 今提案させていただいて

いる条例につきましては、あくまでも監査請求、もしくは住民訴訟で確定した場合の故意、もしくは重過失がない場合の責任の免除でございます。監査請求とかの事例ですので、どういった方を対象に監査請求をするというのは、あくまでも請求人の判断であろうかと思えます。

○議長（赤嶺 昇君） 末松文信君。

○末松 文信君 請求する側も誰に対して請求しているかという話があるわけです。今回、識名トンネルでも県知事、県のほうに損害賠償を求められて、県のほうが職員に対して損害賠償をまた求めたと、こういう経過ですよ。だから、その損害賠償を求めるときに誰に求めるのかというのは訴える側のほうだと思えますけれども、その判断がやっぱりそこで出てくると思うんですね。

例えば今回の基地問題についても、やっぱり職員のほうが一生懸命こうやってくる。その上で決裁権者が本当は決裁すれば、この話はもっと早くなると思うんですけども、そこに政治的な意思が働いているものだから、なかなか前に進まない。こういう状況があると思えますので、職員は一生懸命仕事をやっている中で、将来的にこういうことが起こらないように、ぜひ御配慮をお願いしたいなというふうに思っております。

それから最後になりますけれども、知事はこの普天間飛行場代替施設建設に係る埋立変更承認申請を、この標準処理期間223日であるにもかかわらず、いろいろへ理屈を並べて170日も引き延ばした。この時期に不承認としたことは、これ行政への政治介入であって、行政をゆがめていると言わざるを得ません。そして一番問題なのは、このたびの埋立変更承認申請に対する玉城知事の不承認は、さきの翁長知事の埋立取消訴訟で県が敗訴した裁判と同じ経過をたどるものと私は思っております。その事例から推しはかってみると、知事の任期中にこの裁判は結審しません。なぜこういう時期まで延ばしたか非常に不思議であります。

私は知事が不承認とするのであれば、この170日も超過しないで、もっと前に不承認として、自分の任期中に結審するような日程にするのが当然だと思いますけれども、知事はそうはしていません。自分の任期中には結審できない時期まで、不承認を恣意的に延ばしたのではないかと疑わざるを得ません。こうしたことはやっぱり無責任な行為と言わざるを得ません。私はこの一般質問でこのことを指摘して、質問を終わりたいと思えます。

ありがとうございました。

○議長（赤嶺 昇君） 仲田弘毅君。

〔仲田弘毅君登壇〕

○仲田 弘毅君 皆さん、こんにちは。

会派沖縄・自民党の仲田でございます。

通告に従い、所見を交えながら一般質問を行います。知事の政治姿勢について。

(1)、補正予算について。

国のほうでは、11月26日、経済対策として約36兆円の大型補正予算が示されました。閣議決定後12月6日、今日から臨時国会で審議し、年内21日の成立を目指すと言われております。新型コロナ感染拡大対策や経済の立て直しに向けた社会経済活動対策等、多種多様な施策が組み込まれております。

そこで、質問します。

ア、内閣府沖縄関係部局から沖縄県へ補正予算の配分は幾らになっているのかお聞かせください。

イ、補正予算は、9月から10月に編成作業がなされていると思いますが、今回、沖縄県は国にどのような要請・要望をなされたのか伺います。

ウ、沖縄分の内容を見ますと、従来どおりのO I S Tと公庫が大部分を占めております。私は、県と国は綿密にすり合わせをして、沖縄県独自のコロナ後の経済対策に重きを置くべきだと考えておりますが、知事の見解を伺いたいと思います。

(2)、沖縄関係の税制改正について。

私たち沖縄・自民党は、従来から税や制度については政権与党として、責任を持って取り組むと述べてきました。しかし、予算については玉城県政で編成されており、県が政府、内閣府にしっかりと説明をし、要望する予算を確保する義務があると考えております。

そこで伺います。

ア、今回の税制改正で、酒税の部分が大幅に変更されるのではないかと懸念しております。これまでの泡盛35%とビール20%がどのように変わろうとしているのか、分かりやすく御説明をお願いします。

イ、航空機燃料税の軽減措置は、県民の足、そして観光産業を支える税制であります。現在、財務省は「所要の措置を講ずる」として明確な延長を提示しておりません。延長に向けて意気込みをお聞かせください。

(3)、軽石除去対策について。

軽石漂着から約2か月が経過、被害は沖縄本島や周辺離島など広範囲に拡大し、漁業、ダイビング観光、フェリーの定期運行、離島船舶等に大きな影響が出ております。去る11月16日、県は知事を中心に全庁的な軽石対策会議を立ち上げたと聞いております。被害

を被った業者の皆さんを思うと、一刻も早い対応・対策が望まれております。

そこで伺います。

ア、軽石の除去について、県と市町村、そして国の役割分担が分かりにくいとの指摘がありますが、現状をお聞かせください。

イ、離島間を定期運航しているフェリーが、軽石漂着のため欠航もしくは入港先を変更したという報告がありました。県や各自治体との連携、県民への周知徹底はなされたか伺います。

ウ、軽石問題で漁業関係者の損失はどの程度になると試算しているか伺います。

エ、この自然災害での損失はやはり国と県が連携して補償すべきと考えております。どのような検討がなされているか、お聞かせください。

2、県の道路整備について。

本土復帰後、本県の交通インフラは国道や県道とともに、各市町村道の整備が着実に進められてきました。復帰50年、慢性化した交通渋滞をはじめ、道路交通の問題解決に取り組み、その利便性が幅広く改善向上したことは言うまでもありません。特に、中部地区において、県土建部・中部土木当局のたゆまぬ努力により、うるま市の旧離島を結ぶライフラインの整備は、地域振興や観光振興に大きく寄与したものと考えます。残念ながら、うるま市与那城宮城島工区の道路が未整備となっており、改めて進捗状況について地元からの確認要請がありました。

そこで、お聞きします。

(1)、伊計平良川線について。

ア、伊計平良川線の平安座島から伊計島に至る未整備の区間は、桃原橋が完成後も同区間は長期にわたり進捗が滞っています。令和4年度以降の、より円滑な事業を進めるには、必要額の予算確保が重要であります。当局の考えをお聞かせください。

イ、事業執行の中で上原入り口については、険しい断崖絶壁やヘアピンカーブ、崩落危険箇所等が指摘されています。安全な通行確保のためには、早期の事業化が必要であり、検討が急がれていますが、見解を伺います。

ウ、用地買収の控除内容について、お聞かせください。

エ、景勝地としてシヌグ堂バンタがあります。かの有名な平敷屋朝敏の妻が首里王府に向かって歌を詠んだ碑があります。周辺整備について県はどう考えていますか。

オ、平成29年度、令和元年度県議会でも事業進捗

の遅れが答弁されましたが、今後の取組をお聞かせください。

(2)、与勝半島一周道路について。

ア、現在の進捗状況を教えてください。

イ、米軍提供施設の取扱いが懸案事項になっておりましたが、課題への取組を伺います。

ウ、地元うるま市と防衛局との連携を伺います。

エ、今後の事業計画の説明をお願いします。

3、教育問題について。

教育は国家百年の大計、教育は国の根幹をなし人材育成こそ国の要であると言われております。本県においても将来を担う若い世代の人材育成は本県の発展に極めて重要であることは言うまでもありません。残念ながら学校現場の状況は、不登校やいじめ、生徒指導上の問題や学力向上などいまだに多くの課題が山積し、より充実した学校教育が望まれております。こうした教育問題の課題解決のためには、県教育委員会が果たす役割は最も大きく、他の行政分野とは異なり、幼児や児童生徒の人格形成に大きく関わっております。教育は、政党や特定の団体から独立し、公正中立でなければなりません。また、教育行政の長たる教育長は、その行政に精通すると同時に人格高潔にして識見を有するものとされています。本県教育は、子供たちの生きる力を育み、学校や地域社会、保護者、そして教育行政が一体となり取り組んでいかなければならないと考えております。

そこで伺います。

(1)、教育行政について。

ア、新たな沖縄振興計画（案）の中で「人づくり」の認識を伺います。

イ、本県教育の現状と課題について考えを教えてください。

ウ、本県の教育行政の在り方と人事についてお聞かせください。

4、我が党の代表質問との関連は取り下げます。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

〔知事 玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君） 仲田弘毅議員の御質問にお答えいたします。

3、教育問題についての御質問の中の(1)のア、新たな振興計画における「人づくり」についてお答えいたします。

本県が発展する最大のよりどころは人であり、次代を担う若い世代の育成は、極めて重要であります。その育成に当たっては、将来を見通すことが難しい現代社会において、学力のみならず、人と人の相互依存関

係を認識するとともに、社会活動に参画し、自立した一人の人間として自己実現しつつ昇華するための総合的な力である「人間力」の育成、また、解決策を自ら思考し、諦めずに取り組み、仲間と協働するための能力である「非認知能力」の育成がより求められております。このため、新たな振興計画においては、これら能力を育成していく視点も取り入れながら、学校教育については、学力向上やキャリア教育の推進などにより、子供たちの「生きる力」を育むこととしております。また、保育士等の地域社会を支える人づくり、デジタル活用人材等の産業を牽引する人づくりに取り組むこととしております。

県としましては、人こそが最大の資源との考えの下、沖縄の将来の発展を支える人づくりに全力で取り組んでまいります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（赤嶺 昇君） 総務部長。

〔総務部長 池田竹州君登壇〕

○総務部長（池田竹州君） 1、知事の政治姿勢についての(1)のア、沖縄振興補正予算についてお答えいたします。

先月26日に閣議決定された令和3年度沖縄振興補正予算（案）では、総額で約218億円となっております。具体的には、沖縄振興開発金融公庫に対する補給金として約53億円、新たな沖縄観光サービス創出支援事業に要する経費として7500万円、O I S Tの研究環境整備費として25億円、公共事業関係費として約139億円が計上されております。

同じく1の(1)のウ、県独自の経済対策についてお答えいたします。

令和3年度沖縄振興補正予算（案）では、本県も要請した観光支援策として、観光産業再生のための新たな沖縄観光サービス創出支援事業が計上されました。一方、新型コロナウイルス感染症への対応は、これまで、主に臨時交付金、包括支援交付金等の国の交付金を活用して取組を進めており、先般決定された経済対策に対しても、全国知事会を通じて両交付金の確保を求めてまいりました。先月26日に閣議決定された国の令和3年度補正予算（案）におきましては、臨時交付金が約6.8兆円、包括支援交付金が約2兆円計上されたところでございます。

県としては、今後これらの財源を活用して本県独自の対策に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

〔企画部長 宮城 力君登壇〕

○企画部長（宮城 力君） 1、知事の政治姿勢についての(1)のイ、国の補正予算編成に係る要請についてお答えいたします。

国においては、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」を11月19日に閣議決定したところです。これに先立ち、10月26日に謝花副知事が関係要路に対し、また、11月6日には、知事が松野官房長官に対して、新型コロナウイルス感染症の再拡大抑止と深刻な影響を受けた本県経済の回復のための財政支援等について要請を行ったところです。

県としましては、引き続き迅速かつ切れ目なく対策を講じていけるよう、政府と連携を図りながら取り組んでまいります。

同じく1の(3)のイ、軽石漂着によるフェリーの入港先変更についてお答えいたします。

沖縄総合事務局運輸部長が各航路事業者宛てに発出した通知によると、航路事業者がフェリーの入港先を変更する場合、本来は、国に対して事業計画変更等の手続を行う必要がありますが、今回の軽石のような天災その他やむを得ない事由による変更については、手続は要しないとされています。その上で、変更に当たっては、変更先となる港湾の管理者や当該港湾を使用する他航路事業者等の関係者と早急に連絡調整を行うとともに、住民等の船舶利用者に対してもホームページや島内防災無線等による告知を行うこととされております。

県としましては、関係者との連絡調整や利用者への周知が徹底されるよう航路事業者へ促しており、各航路事業者においても、沖縄総合事務局の当該通知に基づき対応されているものと認識しております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

〔商工労働部長 嘉数 登君登壇〕

○商工労働部長（嘉数 登君） 1、知事の政治姿勢についての御質問の中の(2)のア、酒税の軽減措置の変更についてお答えいたします。

令和4年度税制改正において、県は、業界の要請を踏まえ、泡盛については、離島の小規模事業者等は、現行税率のまま10年間の延長とし、その他の事業者は、新型コロナウイルスの影響に鑑み、2年間の猶予期間を設けた後、事業者の規模に応じて段階的に引き下げる10年間の延長を要望しております。また、ビール等は現行税率のまま5年間の延長を要望しております。内閣府の税制改正案は、泡盛については要望どおりとなっております、ビール等については、1年4か月の

猶予期間の後、令和5年10月に軽減税率を15%とし、全国的なビール類の税率統一に合わせて令和8年9月までの4年4か月の延長となっております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長 宮城嗣吉君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） 1、知事の政治姿勢についての(2)のイ、航空機燃料税の軽減措置の延長についてお答えします。

航空機燃料税の軽減措置の延長は、県の要望を受け、内閣府の税制改正要望に盛り込まれ、現在、国において最終調整を行っているところです。航空機燃料税の軽減措置は、沖縄路線の運航コストや航空運賃の低減、沖縄路線の維持拡大、観光客の安定的な確保に寄与する、本県の観光振興に不可欠な税制だと認識しております。このため、内閣府沖縄担当大臣や自民党沖縄振興調査会をはじめ、関係要路に要請を行っており、軽減延長の実現に向け、引き続き取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 環境部長。

〔環境部長 松田 了君登壇〕

○環境部長（松田 了君） 1、知事の政治姿勢についての(3)のア、軽石の除去に係る県・市町村・国の役割分担についてお答えします。

海岸に漂着した軽石については、海岸漂着物処理推進法に基づき対応しております。同法第17条で、県及び一部の市町村は海岸管理者として軽石を含む海岸漂着物の処理のため必要な措置を講じなければならない、また、市町村は必要に応じ海岸管理者に協力しなければならないと規定されております。さらに、同法第29条で、国は必要な財政上の措置を講じなければならないと規定されており、県は海岸漂着物等地域対策推進事業において約14億4000万円の追加配分要望を提出したところであります。

以上であります。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 崎原盛光君登壇〕

○農林水産部長（崎原盛光君） 1、知事の政治姿勢についての(3)のウ、水産業の被害額の試算についてお答えします。

軽石による水産業への被害額については、操業自粛による減収額を捕捉することや今後想定されるモズクやアーサ養殖等への影響を見込むことが困難なことから、直ちに被害額を推計することが困難な状況にあります。

県としましては、今回の補正予算で計上した軽石による漁業被害調査事業の中において、被害額についても検討してまいります。

同じく1の(3)のエ、軽石被害に対する漁業者への損失補償についてお答えします。

災害等に伴う漁業者の減収対策としては、国による漁業共済制度が整備されておりますので、一義的には、共済制度で補填されるものと考えております。一方、漁業共済制度に加入していない漁業者がいることや補填の時期がおおむね1年後となるなどの課題も指摘されております。そのため、県では、補正予算で計上した軽石による漁業被害調査事業の中で、県及び県漁連等の水産関係団体で構成する対策協議会を設置し、情報の共有を図るとともに対応策の検討を行うこととしております。

県としましては、同協議会での議論を踏まえ、具体的な支援策を検討してまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 島袋善明君登壇〕

○土木建築部長（島袋善明君） 2、県の道路整備についての(1)のア、伊計平良川線の予算確保等についてお答えいたします。

伊計平良川線宮城島工区については、平成24年度から事業に着手し、令和元年度に桃原橋の架け替え工事が完了しております。現在、上原地区と桃原地区の実施設計を進めているところであり、去る11月に上原地区の住民説明会を開催したところであります。引き続き、令和4年度以降も必要額の確保に努めてまいります。

同じく2の(1)のイ、上原入り口付近の道路整備についてお答えいたします。

伊計平良川線の上原入り口付近については、土砂災害警戒区域に指定されており、土砂災害の危険性があることは認識しております。宮城島工区については、上原地区と桃原地区を優先的に進めておりますが、当該箇所の道路整備は、同地区の進捗状況を踏まえつつ、早期の事業着手に向けて検討してまいります。

同じく2の(1)のウ、用地買収の控除内容についてお答えいたします。

一般的に、一定の要件を満たす公共事業のために土地が買取り等された場合には、起業者と国税事務所との事前協議により、その譲渡所得から最大5000万円が控除される特例制度が設けられています。この特例は、原則として同一事業において1回のみ適用されます。ただし、地域を区分して施行する事業について

は、国税事務所との事前協議により、区域ごとに特例適用の対象となります。

同じく2の(1)のエ、シヌグ堂バンタの周辺整備についてお答えいたします。

伊計平良川線宮城島工区内道路に隣接するシヌグ堂の整備については、うるま市でシヌグ堂周辺景観資源活用調査を行っている聞いております。周辺整備については、市の意向を確認しながら、その可能性を検討していきたいと考えております。

同じく2の(1)のオ、今後の取組についてお答えいたします。

伊計平良川線宮城島工区については、桃原橋の架け替えが完了し、上原地区と桃原地区の道路整備を優先的に進める予定となっており、現在実施設計を行っているところであります。また、宮城・池味地区については、同地区の進捗状況を勘案しながら着手していきたいと考えております。

次に、2の(2)のア、勝連半島南側道路の進捗状況についてお答えいたします。

勝連半島を一周する県道の整備については、当該地域の観光振興や地域活性化、防災対策等のため、必要性を認識しております。現在、沖縄県環境影響評価条例に基づく手続を進めており、配慮書及び方法書の手続を終え、今年度は、米軍施設用地外の環境調査を実施しているところであります。

同じく2の(2)のイ、米軍提供施設の取扱い及び地元うるま市と沖縄防衛局との連携についてお答えいたします。2の(2)のイと2の(2)のウは関連しますので、一括してお答えいたします。

勝連半島南側道路については、ルートの一部が米軍施設用地を通過することから、うるま市及び沖縄防衛局と連携して米軍と調整を行い、現地測量の許可を得て、予備設計を進めてきたところであります。今後は、米軍施設用地内の環境調査を行う予定であることから、引き続き、うるま市及び沖縄防衛局と連携を密にし、沖縄県環境影響評価条例に基づく手続を進めていきたいと考えております。

同じく2の(2)のエ、今後の事業計画についてお答えいたします。

沖縄県環境影響評価条例に基づく手続については、現在実施中の環境調査完了後、環境影響評価準備書及び評価書の手続を進めていく予定としております。今後も関係機関と連携し、勝連半島南側道路の早期事業化に向けて取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

〔教育長 金城弘昌君登壇〕

○教育長（金城弘昌君） 3、教育問題についての御質問の中の(1)のイ、本県教育の現状と課題についてお答えします。

県教育委員会では、心の教育の充実や確かな学力の確立などの施策を推進し、自ら学ぶ意欲を育む学校教育の充実に取り組んでまいりました。小中学校における学力向上や中高一貫教育の推進、大学等進学率の向上などで成果が上がっている一方、いじめ、不登校問題等の課題があります。

県教育委員会としましては、引き続き、子供たちの生きる力を育むことができる教育環境の充実に取り組んでまいります。

同じく(1)のウ、教育行政の在り方と人事についてお答えします。

教育委員会においては、教育基本法の趣旨にのっとり、教育の機会均等、教育水準の維持向上及び地域の実情に応じた教育の振興に努めているところであります。そのため、全ての職員が本県の教育を発展させるとの認識の下、全県的視野に立ち、職員の能力や経験を踏まえ、人事異動方針に基づき、適材適所に職員を配置し、教育施策の推進と課題解決に取り組んでおります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 仲田弘毅君。

○仲田 弘毅君 知事をはじめ各部長、御答弁ありがとうございます。

まずは、沖縄関係税制について再質問させていただきたいと思っております。

航空機燃料税の軽減措置は県民の足、そして観光産業を支える税制であると申し上げましたけれども、現在沖縄路線の1キロリットル当たりの航空機燃料税と軽減措置は幾らになっているかお聞かせください。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） 令和3年度の税額ですが、本則が2万6000円で、令和3年度の時限措置ということで全国の全ての路線が9000円に減額されております。沖縄については、沖縄特例で全国の2分の1の4500円に軽減されているところです。

○議長（赤嶺 昇君） 仲田弘毅君。

○仲田 弘毅君 本県は島嶼県であり離島を多く抱えているわけですが、それ以外に特定離島路線というものがあるというふう聞いておりますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時31分休憩

午後3時31分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） 奄美とか沖縄以外の特定の離島が特定路線として指定されているようです。

○議長（赤嶺 昇君） 仲田弘毅君。

○仲田 弘毅君 今、全国的にもコロナ禍による特例措置があるというお話がありましたけれども、沖縄県の特措法による軽減措置とコロナの特例とは違いはありますでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） 本則がもともと1キロリットル当たり2万6000円でした。それを全国特例で令和3年度に限り、従来の1万8000円から9000円に減額されていたというのが全国特例になります。さらに沖縄県においては、全国特例の2分の1というところで4500円に引き下げられていると。そういうような状況でございました。

○議長（赤嶺 昇君） 仲田弘毅君。

○仲田 弘毅君 今、国ではその延長問題で随分頭を悩ませているようですが、知事、その軽減措置の延長がもしかなわれない場合、観光立県を唱える本県にとってどのような影響があるのか。またその延長に向けて、再度知事の決意をお聞きしたいと思いますけれどもいかがでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 航空機燃料税、特に離島県で離島を抱える我々沖縄県にとっては、離島の方々の生活、物流などについて非常に大きな影響があると思っておりますし、また、全国から見ても沖縄が抱える社会的、歴史的あるいは地理的な事情というものは、やはりこの税の軽減措置が非常に有益であることは、もう間違いのないことでもあります。ですから引き続き関係要路に、この一般質問の日程の後に機会を設けて要請を行ってまいりたいと思っております。

○議長（赤嶺 昇君） 仲田弘毅君。

○仲田 弘毅君 この税制については、離島県の沖縄県、特に離島に関しましては一丁目一番地。これは従来、離島の振興なくして沖縄県の発展はあり得ないということを訴えてきた。その離島関係を含めて県民の足であるこの税制、しっかりと頑張っていたいただきたいなど。この税制については、私たち会派もこれから自民党沖縄振興調査会を通して税制調査会へ力強く求めていきたいというふうに考えております。

議長、休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時34分休憩

午後3時35分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○仲田 弘毅君 次に、軽石問題についてであります。私たちが沖縄・自民党は、役員を中心に去る11月17日、党本部をはじめ関係団体等へ軽石問題を含め支援要請を行って来ました。その後、報道にありましたように11月28日、茂木自民党幹事長のうるま市宮城島、池味漁港等の視察が実現しております。その幹事長の発言の中で、結果的には地方自治体への財政支援として184億円が盛り込まれ、本県の軽石補正予算27億4000万につながったものと考えております。多くの被害をもたらした軽石について若干お聞きをさせていただきますが、県と市町村、または国の役割分担で具体的にビーチや自然海岸などに対応する団体等はどうなっているのか、お聞かせください。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時36分休憩

午後3時36分再開

○議長（赤嶺 昇君） 環境部長。

○環境部長（松田 了君） お答えします。

海岸漂着物処理推進法におきましては、海岸管理者が海岸の管理を行うという規定になっております。これにつきましては、海岸法で規定がございまして、基本的には都道府県が海岸管理者等になっておりますけれども、一部の海岸につきましては市町村が海岸管理者になる場合もございます。そういった点から、基本的に海岸管理者等が軽石の回収を行うことになっておりまして、その他の市町村につきましては海岸管理者の行う回収に協力するという形になっております。今、御質問の点でございますけれども、広く市町村が行う場合も、国の補助制度を活用しまして、市町村にその費用を補助する形で協力をお願いしまして、回収を行っているという状況でございます。

ビーチにつきましても、市町村等に補助をしまして、市町村等がビーチの回収の費用等について負担していくというような形になっております。

○議長（赤嶺 昇君） 仲田弘毅君。

○仲田 弘毅君 御答弁ありがとうございました。

我々うるま市も、市長がその発言を聞いて喜んでいられると思います。先んじて予算措置をしたということもありまして、ぜひお願いしたいと思います。

次にお聞きしたいのですが、フェリーの運航あるいは変更等に関する指示・指令、その系統は国でしょうか県でしょうか。これは問合せがあるんですが、いか

がでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時38分休憩

午後3時38分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

企画部長。

○企画部長（宮城 力君） 先ほど答弁申し上げましたが、航路事業者がフェリーの入港先を変更する場合、国に対して事業計画変更届等の手続を行う必要が生じます。

○議長（赤嶺 昇君） 仲田弘毅君。

○仲田 弘毅君 今回、伊是名、伊平屋に関して運天港から出港した船が軽石で運天港に入港できなくて、本部港に入港したということ。このことは県民にしっかり周知されましたでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（宮城 力君） 当初の運天港から本部港に到着港が変更になった。これについては、なかなか情報の伝達がうまくいかない部分もあって少し混乱したと聞いております。今、ホームページと島内防災無線による周知を行うということを先ほど申し上げましたが、船内でのアナウンス、出発港、到着港、変更先の到着港、旅行ターミナルの中にあっても館内アナウンス、チケット売場のスタッフによる声かけ、そして貼り紙もしている上で、フェリーの場合は車両の運送が事前予約制になっておりますので、その予約をしている方にも直接電話をし、周知徹底を図っていることです。さらに通常使用している港と変更先である港、それを結ぶシャトルバスを運行して利用客の輸送も行っているとのことであります。

○議長（赤嶺 昇君） 仲田弘毅君。

○仲田 弘毅君 混乱もありまして、運天港から出港した伊是名、伊平屋に行かれた方々が本部港に行った。車は運天港の駐車場にしか置いていなくて、大変混乱があったという報告もあったものですから、その質問をさせていただきました。

休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時41分休憩

午後3時41分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○仲田 弘毅君 次に、伊計平良川線について質問させていただきますが、伊計平良川線は伊計島と本島を結ぶ地域住民の生活道路として長年、要請をされてきたわけですが、いまだ完成していない。その確認でございますが、宮城島工区の事業採択の区間、その事業

採択の工期と総事業費はどの程度になりますでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時41分休憩

午後3時42分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） お答えいたします。

事業期間ですけれども、平成24年から令和10年、全体事業費は40億円となっております。

○議長（赤嶺 昇君） 仲田弘毅君。

○仲田 弘毅君 部長、その区間は、平成27年度の事業説明会では、24年度から実施して平成30年にはもう完成しておかなくてはいけなかった事業だというふうに聞いております。そういったことも含めて、ぜひしっかりと対応していただきたいと思っております。

もう一点、桃原橋が完成しておりますが、同橋の総事業費は幾らになりましたでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時43分休憩

午後3時43分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 桃原橋の整備にかかった事業費は約12億円でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 仲田弘毅君。

○仲田 弘毅君 部長、当初の予算は幾らでしたでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 当初の全体事業費につきましては、21億円でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 仲田弘毅君。

○仲田 弘毅君 いろいろ工事の内容でも変更、変更があったというふうに聞いておりますが、早めに全体が完成するようによろしくお願ひします。

最後になりますが、教育行政について質問いたします。

教育長、県教育委員会の人事についてお聞かせください。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（金城弘昌君） 繰り返しになりますが、教育委員会の人事につきましては、教育基本法の趣旨にのっとりまして、教育の機会の均等、教育水準の維持向上、地域の事情において教育の振興に努めるという観点から、人事方針に基づきまして、適材適所に職員を配置し、教育施策の推進と課題解決に向ける

ということでやっているところでございます。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 仲田弘毅君。

○仲田 弘毅君 教育長、本当に教育行政の難しさというの、ある程度お手伝いをさせていただいてつくづく感じておりますが、今まで沖縄県の、特に学力向上対策に関しての努力は、素晴らしいものだったというふうに考えています。

知事、ここ数年、学校現場経験者の教育長が選任されておられません。選任に当たっては、広く人材を発掘して登用すべきだと考えておりますが、いかがでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 教育行政の在り方につきましては、教育基本法の趣旨にのっとり、教育の機会均等、教育水準の維持向上、地域の実情に応じて教育の振興に努めているところ、全ての職員がやはり本県の教育を発展させる認識の下、さらには公平公正な人事をもって、そのような教育行政がしっかりと進められていけるように配慮すべきものであるというように思料いたします。

○議長（赤嶺 昇君） 仲田弘毅君。

○仲田 弘毅君 先ほども申し上げましたけれども、教育行政の長たる教育長は、その行政に精通すると同時に教育、学術、文化に関して識見を有するものとされているというお話をしていた。ただ誤解がないようにお話し申し上げておきますけれども、金城現教育長も、平敷前教育長も、人間的にどうのこうのということとは絶対ありません。一生懸命頑張っておられるというふうに考えております。ただ人事に関することは、知事の専権事項であります。政治家として、知事その御意見を再度お聞かせください。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 先ほども議員から御指摘と申しますか、御教示があるところではありますけれども、沖縄県を取り巻く教育の環境というのは、やはりその学び直しであるとか学力向上であるとか、あるいはキャリア教育の推進でありますとか、ICT教育の充実など非常に幅広い分野において複雑かつ多様化した教育行政にその責任や方向性が求められていると思っております。やはり教育委員会と知事部局の密接な連携が極めて重要であることは間違いございません。教育長の任命に関しては、関係法令の趣旨にのっとりともに、教育環境を取り巻く諸条件も勘案しながら、議会の同意を得て任命してまいりたいと思っております。

○議長（赤嶺 昇君） 仲田弘毅君。

○仲田 弘毅君 教育は、将来に向け社会の形成者を育成するという崇高な営みであり、これからも教育委員会の各先生方の使命感を持って頑張っていただくことを要望して質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（赤嶺 昇君） 20分間休憩いたします。

午後3時49分休憩

午後4時10分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

休憩前に引き続き質問及び質疑を行います。

下地康教君。

[下地康教君登壇]

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後4時10分休憩

午後4時11分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○下地 康教君 宮古地区選出の会派沖縄・自民党の下地康教でございます。

知事をはじめ当局の皆様方には、県民の皆様方に分かりやすい御答弁をお願いしたいというふうに思っております。

まず、通告に基づく質問の前に追加質問を行いたいと思っております。

平良高野漁港のクルマエビ養殖場における養殖クルマエビの大量死につきましては、質問通告後に発生した重大な問題でありますので、議長と執行部には連絡を済ませており、先例を踏まえて質問に加えさせていただきました。質問内容は、宮古島漁協が運営する平良高野クルマエビ養殖場において、140万匹の養殖エビが全滅をしている。県としてその対応を伺うというものであります。

それでは、通告に従いまして質問をいたします。

まず、知事の政治姿勢について。

(1)、新型コロナウイルス感染防止対策について。

ア、新たな変異株オミクロン株についての認識と対策を伺う。

イ、オミクロン株等により想定される第6波感染対策について伺う。

ウ、観光関連事業のホテル等宿泊施設事業に対する運営資金支援策について伺う。

(2)、陸上自衛隊宮古島駐屯地保良訓練場への弾薬搬入について。

ア、知事の見解を伺う。

2、農林水産行政等について。

(1)、農林水産省に要請したサトウキビ生産に関する政策支援内容について。

ア、これまでの取組と課題について伺う。

イ、糖価調整制度の堅持、甘味資源作物交付金、さとうきび増産基金について伺う。

ウ、分蜜糖工場の老朽化対策、含蜜に係る新たな制度の創設について伺う。

(2)、農林水産物流通条件不利性解消事業について。

ア、これまで一括交付金で実施されていたが、新たな沖縄振興計画における不利性解消輸送費に係る補助制度創出に向けた取組を伺う。

(3)、土地改良事業における離島建設事業者への受注機会の確保について伺う。

(4)、不発弾処理事業に係る先島地区を含めた離島への事業予算について伺う。

(5)、尖閣諸島周辺出漁支援事業について。

ア、外国漁船調査事業に係る予算について伺う。

3、下地島空港利活用について。

(1)、第3次下地島利活用計画募集内容と募集状況について伺う。

4、軽石問題について。

(1)、予算内容について伺う。

5、伊良部高校跡地利用について。

(1)、利活用計画を伺う。

(2)、これまでどのような利活用の提案があったのか伺う。

6、再生可能エネルギー政策について。

(1)、本年度における事業の執行状況について伺う。

7、我が党の代表質問との関連について伺います。

以上、答弁を聞いて再質問いたします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後4時15分休憩

午後4時15分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○下地 康教君 我が党関連の質問の内容につきましては、我が党又吉議員の代表質問の中の米軍基地問題(5)、普天間飛行場代替施設建設に係る公有水面埋立の変更承認申請について伺う。埋立地用途変更・設計概要承認申請について不承認とする理由を伺います。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

[知事 玉城デニー君登壇]

○知事（玉城デニー君） 下地康教議員の御質問にお答えいたします。

2、農林水産行政等についての御質問の中の(1)のイ、糖価調整制度の堅持、甘味資源作物交付金及びさとうきび増産基金についてお答えいたします。

サトウキビ政策支援においては、糖価調整制度により農家に交付される甘味資源作物交付金の国財源の確保や、気象災害等からの早期回復に資するさとうきび増産基金事業の継続等が課題となっております。このため、サトウキビ生産農家が意欲を持って生産に取り組めるよう、糖価調整制度の堅持や甘味資源作物交付金の確保、さとうきび増産基金事業の継続等について、11月26日に農林水産省等に要請を行ったところであります。要請の結果、令和4年産甘味資源作物交付金単価については、砂糖の調整金収支が厳しい状況にある中、前年産同様トン当たり1万6860円に決定されるとともに、さとうきび増産基金の予算についても確保されるということになりました。

生産農家においては、依然として厳しい状況にあります。沖縄県としましては、引き続き農家、市町村、JA、製糖企業等と連携し、サトウキビの生産振興に取り組んでまいります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

〔保健医療部長 大城玲子さん登壇〕

○保健医療部長（大城玲子さん） 1、知事の政治姿勢についての御質問の中の(1)のア、オミクロン株の認識と対策についてお答えいたします。

オミクロン株の変異は、これまでの変異株の中で最も多様性があり、感染・伝播性の増加、既存のワクチン効果の著しい低下、再感染のリスクの増加などが強く懸念されております。一方で、重篤度の変化については、十分な疫学情報がなく不明とされております。

県としましては、行政検査、県内市中病院等、空港PCR検査、飲食店従業員向け無料PCR検査及び安価なPCR検査で陽性となった検体について、県衛生環境研究所等にてゲノム解析等を行い、オミクロン株の早期発見につなげることであります。また、オミクロン株が発見された際には、十分に対応できるよう、保健所の調査体制を強化してまいります。

同じく1の(1)のイ、オミクロン株等を踏まえた第6波対策についてお答えいたします。

本県における現在の新規陽性者数は小康状態にあるものの、今後感染拡大が懸念される冬場に向け、第4波、第5波の課題等を踏まえた対策を図ることが重要となります。また、今般、南アフリカ等で確認されたオミクロン株については、国内においても懸念される変異株に指定され、国は外国人の入国停止など水際措置を強化しております。これらのことから、第6波に備えた対応として、オミクロン株を含む変異株の検

査を強化するなど、検査体制の拡充に取り組むとともに、病床数を第5波における要入院者の1.2倍程度となる1031床と想定し、重点医療機関等における病床確保や入院待機施設の拡充を図るほか、ワクチン接種の推進等に取り組んでまいりたいと考えております。

なお、第6波に備えたこれらの対応については、国の動向や専門家会議の意見等を踏まえ、12月中旬を目途に取りまとめてまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

〔商工労働部長 嘉数 登君登壇〕

○商工労働部長（嘉数 登君） 1、知事の政治姿勢についての(1)のウ、ホテル等宿泊施設事業に対する運営資金支援策についてお答えいたします。

県では、令和3年度より、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者を対象に、金融機関が伴走支援する新型コロナウイルス感染症対応伴走型支援資金を創設し、さらに最大3年間実質無利子となる利子補給事業を実施しているところであります。

県としては、引き続き円滑な資金繰りを支援し、観光関連事業者を含む中小企業者の事業の継続につなげていきたいと考えております。

次に6、再生可能エネルギー政策についての(1)、再生可能エネルギーの事業の執行状況についてお答えいたします。

再生可能エネルギー導入拡大に向けた今年度の事業については、宮古島や波照間島などで行った再エネ優先利用を可能とする実証事業成果の展開に向けた運用実証及び可能性調査、沖縄ハワイクリーンエネルギー協力における技術交流、それからCOP26等世界的な脱炭素の潮流や国の動向を踏まえた沖縄県クリーンエネルギー・イニシアティブの改定のほか、新たな振興計画における再生可能エネルギーの導入促進に向けた税制及び財政支援制度の創設などに取り組んでおります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

〔知事公室長 金城 賢君登壇〕

○知事公室長（金城 賢君） 1、知事の政治姿勢についての1の(2)のア、保良訓練場への弾薬搬入についてお答えをいたします。

今般の陸上自衛隊保良訓練場への弾薬搬入について自衛隊は、警察、消防等と事前に情報を共有したとしておりますが、宮古島市が求めた事故等が発生した際の被害範囲に関するシミュレーションは示されておられません。また、地元住民からは、弾薬を保管する火薬

庫で火災等が発生した際の避難方法や安全性を懸念する声もあることから、県としましては、自衛隊において、宮古島市等の関係機関と連携を図り避難方法等を周知するなど、地元住民の不安を払拭するよう取り組まなければならないと考えております。

2、農林水産行政等についての(4)、不発弾処理事業の予算についてお答えをいたします。

不発弾処理事業の令和3年度当初予算は、約29億2111万円となっております。そのうち、主な事業としては、住宅等の民間工事を対象とした住宅等開発磁気探査支援事業が約14億9694万円、畑などの土地を対象とした広域探査発掘加速化事業が約10億6356万円、市町村の公共工事を対象とした市町村支援事業が約2億8825万円などとなっております。

なお、宮古島市などの先島地区における予算については、地域における事業ニーズ等を踏まえ、適切な配分に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 崎原盛光君登壇〕

○農林水産部長（崎原盛光君） 2、農林水産行政等についての(1)のア、サトウキビ政策支援等に係るこれまでの取組と課題についてお答えします。

サトウキビは本県農業の基幹作物であり、製糖業を通して雇用機会を確保するなど、農家経済はもとより地域経済を支える重要な作物と認識しております。このため、県では、収穫機械の導入や農作業受委託組織の支援等サトウキビの生産振興対策に取り組むとともに、国に対して、糖価調整制度の堅持、甘味資源作物交付金等の確保について、毎年、要請を行っているところであります。これまでの要請の結果、甘味資源作物交付金は平成24年産以降増額で措置されていることに加え、各種生産対策についても継続して講じられております。

同じく2の(1)のウ、分蜜糖工場の老朽化対策、含蜜糖に係る新たな制度の創設についてお答えします。

老朽化の著しい分蜜糖工場の工場建て替えについては、建設費用が多額になることから、事業実施主体の費用負担が大きな課題となっております。また、含蜜糖については、原料の豊凶変動、それに伴う黒糖生産量の増減幅が大きく、市場への安定供給が難しいため、生産者や製糖事業者の経営が不安定な状況となっております。

このため、県では、新たな沖縄振興のための制度提言の中で、高率補助による分蜜糖工場の整備及び含蜜糖の安定供給に向けた仕組みについて要望していると

ころでございます。

同じく2の(2)のア、新たな輸送費補助制度の創出についてお答えします。

県では、新たな沖縄振興のための制度提言において、地理的不利性の解消に向けて、現行事業の発展的な承継を図り、引き続き輸送費コスト低減対策を推進するための提言を行っております。現在、内閣府が示した新たな沖縄振興策の検討の基本方向等を踏まえ、新たな一括交付金制度も見据えつつ、令和4年度からの事業化に向けて関係機関と調整を進めております。

同じく2の(3)、離島建設事業者への受注機会の確保についてお答えします。

県では、公共工事の発注に当たっては、県内企業への優先発注及び県産品の優先使用基本方針に基づき、宮古管内や八重山管内などの地域要件を設定する方法により、地元企業への受注の確保に取り組んでおります。

県としましては、工事内容や現場条件等を勘案し、可能な限り、分離・分割発注を行うとともに、大規模な工事についても共同企業体方式により、地元企業の受注機会の確保に努めているところでございます。

同じく2の(5)のア、外国漁船等調査監視事業の予算についてお答えします。

外国漁船等調査監視事業を含む沖縄漁業基金事業については、照屋副知事が水産関係団体と連携し、11月17日に中村農林水産副大臣に対して必要な予算を確保するよう要請を行いました。その結果、今般の国の補正予算において、20億円の予算が計上されたところであります。

県としましては、引き続き同基金の予算が確実に確保されるよう、関係団体と連携し取り組んでまいります。

続きまして4、軽石問題についての(1)、軽石問題に係る農林水産部の予算内容についてお答えします。

今回の補正予算では、軽石を除去するための漁港漁場災害復旧事業費として5億5591万円、汚濁防止膜を設置するための漁港管理事業費として8580万円、軽石による漁業被害調査事業として655万円を計上しております。環境部が計上している海岸漂着物等地域対策推進事業のうち、農林水産部が所管する海岸の軽石除去費用は4億4300万円となっております。漁港漁場災害復旧事業費等の既決分を含めると、合計で15億1527万円となっております。

続きまして8、宮古島漁協が運営する養殖場のクルマエビの全滅についての(1)、宮古島におけるクルマエビ疾病の対策についてお答えします。

今般、宮古島漁協のクルマエビ養殖場で、クルマエビ急性ウイルス血症が発生し、エビの大量へい死が確認されました。県では、大量へい死の報告を受け、担当者を派遣し、現場の確認を行うとともに、今後の対応について関係者と協議を行ったところであります。今後、周辺養殖場への感染拡大を防止するため、池の消毒を徹底する等の対策が必要となります。

県としましては、同病の再発と感染拡大防止に向け、当該養殖場の防疫体制が徹底されるよう指導に努めてまいります。

以上であります。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 島袋善明君登壇〕

○土木建築部長（島袋善明君） 3、下地島空港利活用について(1)、下地島空港利活用第3期募集についてお答えいたします。

県では、平成26年度から下地島空港及び周辺用地の利活用事業に取り組んでおり、地域に対する経済的・社会的波及効果が期待されております。第3期事業として、下地島土地利用基本計画に基づく空港及び航空関連ゾーン、観光リゾート・コミュニティーゾーンにおいて、民間事業者からの提案を幅広く募集することとしております。去る9月13日にウェブによる説明会を開催し、11月8日から募集を開始しております。

次に4、軽石問題について(1)、港湾災害復旧事業費についてお答えいたします。

県が管理する38港湾のうち、北部管内の前泊港、仲田港、運天港などの12港湾17地区において、軽石の漂流・漂着が確認されており、現在、港湾災害復旧事業により回収を行っているところであります。漂着した軽石の回収に当たっては、令和3年度の既決予算では不足が見込まれたことから、補正予算として必要な費用を計上しております。引き続き、国や市町村と連携し、早期回収に努めてまいります。

次に7、我が党の代表質問との関連について(1)、「国土利用上適正且つ合理的なること」の要件に適合しないことについてお答えいたします。

県では、公有水面埋立変更承認申請書について、慎重に論点の絞り込みを行い、土木及び環境に関する専門家の助言を求め、公有水面埋立法への適合性について、「災害防止」及び「環境保全」に十分配慮した計画となっているかなど厳正に審査してきたところであります。審査の結果、軟弱地盤が確認されたことを踏まえ、設計概要変更承認申請が行われておりますが、地盤の安定性等に係る設計に関して最も重要な地点に

において必要な調査が実施されておらず、災害防止に十分配慮した検討が実施されていないことから、埋立てをしようとする場所について、合理性があると認められず、「国土利用上適正且つ合理的なること」の要件に適合しないとしたものであります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 環境部長。

〔環境部長 松田 了君登壇〕

○環境部長（松田 了君） 4、軽石問題についての(1)、軽石対策に係る予算内容についてお答えします。

海岸漂着物等地域対策推進事業では、災害復旧事業の対象とならない自然海岸等における軽石およそ15万立方メートルの回収を予定しており、補正予算として約15億6000万円の議決をいただいたところです。今後、漂着量が想定を超える見込みとなった場合には、速やかに国に海岸漂着物等地域対策推進事業の追加配分を要望し、必要な額を確保したいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後4時36分休憩

午後4時36分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

教育長。

〔教育長 金城弘昌君登壇〕

○教育長（金城弘昌君） 5、伊良部高校跡地利用についての御質問の中の(1)及び(2)、利活用計画等についてお答えいたします。5の(1)と5の(2)は関連いたしますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

伊良部高校の跡地及び施設の利活用については、公有財産の管理運用方針等に基づき、県の各部局や宮古島市へ跡地及び施設の利活用について照会を行い、該当がなかったところであります。また、民間企業などから複数の問合せ等はありませんが、売却に関する具体的な提案はありません。現在、境界確定を行っており、今後の利活用に向け、関係部局とも連携しながら、計画的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後4時39分休憩

午後4時40分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

下地康教君。

○下地 康教君 まず軽石問題について伺いたいと思います。

これが宮古島の海岸に漂着している軽石の状況です。(パネルを掲示) これは北海岸、城辺地区の高野海岸と言われているところでございます。

これまで県内各地で軽石漂着被害について報告がなされておりますけれども、軽石の箇所を区別しますと、漁港、港湾、自然海岸に分かれるところでありまして、それぞれの漂着場所によって管理者が、県また市町村に分かれております。県は市町村と連携をして、明確な予算措置を行うべきであるところでありまして、漁港や港湾は生活社会資本設備として、機能を早急に回復しなければならないというところがありますので、その辺りはこの管理者である市町村としっかり連携を取って、対策していただきたいというふうに思っております。

自然海岸におきましては、県が管理しなければならないところでもありますけれども、当該市町村が、観光海岸として重視している自然海岸への対策は市町村としっかり連携を取って、スピード感を持って対応しなければならないというふうに考えております。特に自然海岸における漂着物となると、軽石の撤去予算は環境部において措置されておりますけれども、実際の現場では、作業は各地区の土木事務所や農林水産センターへの分任になると思われまますので、現地担当部署との連携をしっかりと、作業の発注体制を確実にして、予算を執行していただきたいというふうに思っております。県としては、地元の行政機関との連携をどのように考えているのかお聞かせいただきたいと思っております。

○議長(赤嶺 昇君) 環境部長。

○環境部長(松田 了君) 議員御指摘のように、地元市町村との連携は非常に重要と考えております。県からは、この海岸漂着物等地域対策推進事業に関する内容でありますとか、現時点での状況、それから内示のスケジュール等について逐次、御連絡するとともに、市町村のほうからは、漂着の状況等について情報をお伺いするというような形で連携をしているところでございます。

引き続き緊密に連携を取りまして、市町村の行う作業等になるべく支障が出ないように対応してまいりたいと思っております。

なお、先ほどの答弁の中で、補正予算として議決をいただいたところがございますけれども、まだ国のほうから内示が出ていないものですから、県から市町村へ内示をするというのが現時点ではまだできておりません。国から内示が得られ次第、県からも市町村に内示を早めに出したいと考えております。

○議長(赤嶺 昇君) 下地康教君。

○下地 康教君 今この写真を見る限り、これ非常に多くの軽石がたまっている状況ですけれども、これまた翌日になると、数日後にはこれが全部引けてしまうというような状況も発生しております。なので、無作為に海岸を清掃するというのではなくて、しっかりと市町村が認識をしている観光海岸と言われるものがあると思います。それをしっかりと清掃するというのをやっていただきたい。これを十分連携していただきたいと思いますというふうに思っています。これはしっかりとスピード感を持ってやっていただかないと、やはり観光客の皆様方もこの面に関しては非常に関心を持っておりますので、その辺をよろしく願いいたしたいと思っております。

次が、これが漁港です。(パネルを掲示) これは北海岸の西辺地区の真謝漁港というところでございます。こういうふうにして、軽石がもうたまって、この固定されている漁船が漁に出られないという状況でありますので、その辺りもしっかりと市町村の連携はどうなっているのかをお聞きしたいと思います。

○議長(赤嶺 昇君) 農林水産部長。

○農林水産部長(崎原盛光君) 市町村管理の漁港のことを答えたいと思っております。

市町村管理漁港に軽石の漂着があった場合には、県を經由して水産庁へ災害速報を提出しております。その後、県を經由して応急工事の協議調書を水産庁へ提出し、了承後には工事を着手することになりますので、先ほどありましたように、急ぎ手続は済ませたいと思っております。

○議長(赤嶺 昇君) 下地康教君。

○下地 康教君 それと漁港は、こういうふうにして、たまったものを除去するというのもあるんですけども、入ってこないようにするという作業も大事ですので、防止膜の設置等、その辺りはその地元の管理者とはどういうふうになっているのかお聞かせいただきたいと思っております。

○議長(赤嶺 昇君) 農林水産部長。

○農林水産部長(崎原盛光君) 今回の補正予算で、事前の浸入防止対策として全ての県管理漁港の港口にオイルフェンス等を設置することが可能となります。なお、オイルフェンス等は漁船の出入港に影響することから、地元漁協とか関係機関とは十分な調整を図りながら対応していきたいというふうに考えております。

○議長(赤嶺 昇君) 下地康教君。

○下地 康教君 次に行きたいと思っております。

次は追加質問の、宮古島漁協が運営する平良高野漁港のクルマエビ養殖場における養殖エビ全滅問題についてでございます。

これは、宮古島漁協のクルマエビ養殖場の施設写真です。(パネルを掲示) これが見取図となっております。上のほうの3つの四角が池になっておりまして、その3つの池が全滅というところでございます。これはその3つの池の真ん中のほうを写している写真でございます。当該養殖場においては、養殖していた約140万匹のクルマエビが急性ウイルス血症の感染によって全滅をしています。この状況を県はどのように捉えているのか伺いたいと思います。

○議長(赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午後4時48分休憩

午後4時48分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長(崎原盛光君) 先ほどの答弁とちょっと重複しますが、今回のこの宮古島漁協のクルマエビの養殖場では、クルマエビの大量へい死が確認されております。県では大量へい死の報告を受けて、担当者を派遣して現場での確認を行うとともに、今後の対応については関係者と協議を行ったところであります。今後、周辺養殖場への感染拡大を防止するため、池の消毒を徹底する等の対策が必要というふうに考えております。

県としましては、同病の再発と感染拡大防止に向け、当該養殖場の防疫体制が徹底されるよう指導に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長(赤嶺 昇君) 下地康教君。

○下地 康教君 このクルマエビの事業は、平成7年に事業が開始をされております。それ以来、26年の年月が経過しておりますけれども、施設の老朽化が非常に著しいと言われております。今回のこの感染拡大の大きな理由として、施設の老朽化による海水管理の不十分さが問われていると言われております。根本的な問題を解決するためには、外郭施設の大規模な改修が必要ではないかという意見もございまして。漁協は早急に対策を検討し、改善計画を策定しなければならないのですが、そこで、県の水産課はあらゆる支援策を検討して、行政指導・助言をしっかりと行っていただきたいと思っております。その漁協に対する水産課の指導・助言、それをしっかりとやっていただきたいというふうに思いますけれども、いかがですか。

○議長(赤嶺 昇君) 農林水産部長。

○農林水産部長(崎原盛光君) 宮古島漁協では、ウ

イルスフリー種苗を導入していることから、親エビに由来する感染ではないと考えております。一方、本疾病は、クルマエビ以外の甲殻類にも感染して、今回を含めこれまで6年連続して発生していることから、ウイルスを保有した生物が養殖場内や周辺に残存しているというふうに考えております。これらの状況を踏まえ、養殖規模の縮小や数年間休業するなどにより周辺環境のウイルス量を減らすとともに、養殖池の砂を陸揚げして消毒するなど、環境改善に取り組むことが重要であるというふうに考えております。

○議長(赤嶺 昇君) 下地康教君。

○下地 康教君 今、施設の老朽化に対する改善も含めて、漁協は大きな計画変更を考えているというふうに言われております。そこでしっかりと県の水産課のほうで、今現在の状況においてどういうやり方がいいのかというのをしっかりと指導していただきたい。そうすることによって、漁協の皆様方はいろいろな考え方が固まってくると思いますので、その辺りはよろしくお願ひしたいというふうに思っております。

次は、陸上自衛隊の宮古島駐屯地の保良訓練場への弾薬搬入について質問したいと思います。

知事は、弾薬搬入について、事故が発生した際の被害範囲に関するシミュレーションなどが必要であると。そして市民に対して避難方法等を周知するように取り組みなければならないとしておりますけれども、知事が想定する被害範囲のシミュレーションというのは、どのようなものと考えているのかお伺ひいたします。

○議長(赤嶺 昇君) 知事公室長。

○知事公室長(金城 賢君) まず、今般自衛隊において弾薬等を搬送するに当たって、保良訓練場までの搬送の間において想定しない事故等があった場合等も含めて、様々な事故等を想定した形での対応をしっかりと自衛隊において想定する必要があるということをお願いしております。

○下地 康教君 休憩です。

○議長(赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午後4時53分休憩

午後4時53分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

下地康教君。

○下地 康教君 その被害範囲のシミュレーションというのが、よく分からない。それで、私はそう思うんです。例えば、弾薬等の危険物は扱っているもの自体が大変危険度の高いものであるということです。ここで重要なものは、運搬に際する想定外の事案が起

こってはないというふうなものが、その運搬計画の重要な点であると思っております。弾薬搬入計画を事前に公表することは、妨害や実力阻止行動が発生するリスクが十分高まると、私はそういうふうに考えております。それらのリスクを排除し、市民の安全を確保することが最も重要であるというふうに考えておりますので、したがって市民の安全を確保するためには、搬入計画の事前公表は避けるべきであると思っておりますので、その今回の自衛隊の判断というものは正しいというふうに、私は判断をしております。

次に、我が党関連の質問についてでございます。

まず、普天間飛行場代替施設建設に係る公有水面埋立の変更承認の不承認ということでもありますけれども、25年前、SACO合意で決まった事項が今ようやく進行しているというふうに私は理解をしております。公共事業のほうには、ごみ処理施設や葬祭場、ダム、基地など様々な迷惑施設と言われる施設整備がありますけれども、それらの施設を整備するには、賛成、反対と様々な意見がある中、長い年月をかけて難産の末、やっと整備されることが多い、そういう事例が多くあります。国防や条約等は国の専権事項であります。基地問題は市町村レベルの問題ではないとする旨もありますけれども、本質的には市民、県民と向き合わなければならない重要な問題であります。公共施設を整備するための場所を決定するにも長い時間を要するし、整備が完了するまでにはさらに長い時間がかかります。埋立免許者は知事であります。前回の埋立承認も沖縄県知事の権限で実行され、今回の埋立不承認も沖縄県知事の権限で行われております。玉城知事は、辺野古に普天間基地の代替施設を造らせないとして今回の埋立変更申請を不承認としておりますけれども、これまでの埋立権者として、知事が認可を決定し、国が実施してきた埋立事業を、今回玉城知事は不承認としたことで、この事業についてどのような後始末をつけようと思っているのか伺いたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後4時56分休憩

午後4時57分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 今般の公有水面埋立変更承認申請書につきましては、災害防止あるいは環境保全等々につきまして、十分配慮した検討がなされているかどうか厳正に審査をしたところでございます。そういった観点から、埋立てをしようとする場所に合理性が認められない、あるいは災害防止に配慮し

ていない、ジュゴン等に関する影響について適切な予測がされていないというところで、不承認という処分をさせていただいたところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 下地康教君。

○下地 康教君 不承認としているということは、今後、この埋立事業についてどういうふうな決着をつけようと考えているのか、それをお聞きしたいと思っております。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 土建部長から答弁をさせていただきましたが、今回、公有水面埋立変更承認申請書について、公有水面埋立法のその内容に即して、災害防止及び環境保全に十分配慮した計画になっているかどうかを厳正に審査した結果の判断であります。

○議長（赤嶺 昇君） 下地康教君。

○下地 康教君 不承認とすることは知事の権限でございますけれども、その後にその事業をどういうふうにしてやれるかというのは、扱い知らぬというふうを受け取られるような発言だと思っております。しかし、この埋立てという事業は、その事業の免許を申請するまでに利害関係者、特に漁協、そういった方々と協議を行って、また国土利用の計画を調整しながらいろいろな全ての作業をしながら、大きな作業をしながらこの埋立申請を行っております。それで最初にこの埋立申請を認められたということは、土地利用が認められたということなんです。しかし今回は、その設計変更においてこの適切な措置が得られていないということで、埋立ては認められませんよということを言っていますけれども、この今までかかった事業費、そういったものを知事はどう捉えているのか、それをお聞きしたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後4時59分休憩

午後4時59分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 先ほど来申し上げますけれども、我々は公有水面埋立法にのっとりまして、災害防止あるいは環境保全等、「国土利用上適正且つ合理的なること」に基づきまして判断したところでございます。

○下地 康教君 ありがとうございます。

○議長（赤嶺 昇君） 仲里全孝君。

[仲里全孝君登壇]

○仲里 全孝君 休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時1分休憩

午後5時2分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○仲里 全孝君 皆さん、こんにちは。

自民党会派の仲里全孝でございます。

アフターコロナ時代において、県経済がコロナ禍から回復・発展するためのレジリエンスな経済体制の構築に向けて取り組んでいる中、小笠原諸島福徳岡ノ場の海底火山噴火に由来すると見られる軽石が沖縄周辺に押し寄せ、船舶の航行、漁業、観光などに様々な被害が生じており、早急かつ継続的な対応が必要であります。こうした緊急事態にも対応しながら県内の諸課題解決に向け、引き続き取り組む必要があると考えております。

それでは一般質問を行います。

1、災害対策について。

(1)、沖縄県の災害対策について、下記のとおり知事の考え方を伺う。

ア、県内全域の海岸、河川、港湾内における軽石被害について対応状況を伺う。

イ、台風、大雨等の自然災害が毎年のように発生している。県の取組を伺う。

ウ、東日本大震災から10年を迎えている。県の地震・津波対策を伺う。

エ、小中学校、高校等の教育現場における防災対策を伺う。

2、道路行政マネジメントについて。

(1)、県総合交通体系基本計画において県道の整備について、下記のとおり知事の考え方を伺う。

ア、今帰仁村道湧川運天線を県道へ昇格させ、運天港を起点として整備を進める件について、進捗状況を伺う。

イ、国道・県道の道路補修、維持管理の体制、状況を伺う。

ウ、国道・県道の道路植栽（松くい虫被害を含む）、除草維持管理の体制、状況を伺う。

エ、国道・県道の道路防災保全対策の状況について伺う。

オ、国道329号の金武町バイパス交差点付近の渋滞対策状況を伺う。

3、我が党の代表質問との関連について。

小渡良太郎県議の代表質問の中で、知事の政治姿勢について(1)イについて、関連質問を行います。

民意の使い方について、政治的使用をするのはよいと考えるが事務方も使用することについて疑問があります。知事の考え方を再度確認したい。

答弁を聞いて再質問を行います。よろしく申し上げます。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

[知事 玉城デニー君登壇]

○知事（玉城デニー君） 仲里全孝議員の御質問にお答えいたします。

1、災害対策についての御質問の中の(1)のア、県内全域の軽石被害への対応状況についてお答えいたします。

軽石問題につきましては、10月20日以降、関係部局等による会議を開催し、全庁的な取組体制を整備しております。また、これまでに3海岸で回収を行うほか、恩納村に対し補助金の交付を内示し、同村において軽石の回収事業が実施されております。さらに、他の市町村における回収費用を集約し、国に対し追加要望を行うとともに、県議会へ補正予算として提案したところであります。

沖縄県としましては、今後とも市町村との連絡を密にし、速やかに回収に必要な費用の支援を実施してまいります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

[農林水産部長 崎原盛光君登壇]

○農林水産部長（崎原盛光君） 1、災害対策についての(1)のア、海岸・漁港における軽石被害の対応状況についてお答えします。

現在、辺土名漁港など6漁港では、災害復旧事業を活用し、オイルフェンス等を設置し、軽石除去を行っているところです。また、池間漁港では、港内への軽石流入を未然に防止するためのオイルフェンス等を設置しております。農林水産部所管海岸のうち、辺土名漁港海岸及び具志堅海岸の2か所では、漁業協同組合と委託契約を結び、軽石の除去作業を開始しているところです。

県としましては、引き続き市町村や関係機関と調整を図り、軽石による影響が最小限に抑えられるよう対応してまいります。

以上であります。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

[土木建築部長 島袋善明君登壇]

○土木建築部長（島袋善明君） 1、災害対策についての(1)のア、海岸・河川・港湾における軽石漂着の対応状況についてお答えいたします。

県が管理する38港湾のうち、北部管内の前泊港、仲田港、運天港などの12港湾17地区において、軽石

の漂流・漂着が確認されており、現在、港湾災害復旧事業により回収を行っているところであります。海岸では、38市町村において漂着が確認されており、漂着が顕著な箇所から海岸漂着物等地域対策推進事業を活用し回収を行うこととしております。県内河川では、県管理河川で11河川、市町村管理河川で、9市町村30河川で漂流等が確認されております。河川においては、潮の満ち引き及び風等の影響が大きく、漂流・消失を繰り返していることから、引き続き状況を注視しているところであります。今後、船舶の航行や観光、利用に支障を来している場所など、地元市町村と連携し、回収・処理を進めてまいります。

次に2、道路行政マネジメントについての(1)のア、今帰仁村道湧川運天線の整備についてお答えいたします。

今帰仁村道湧川運天線は、重要港湾である運天港から名護市等の近隣市町村へのアクセスや、物流を担う路線であると認識しております。当該路線の県道認定については、道路ネットワーク機能の強化、運天港への物流機能向上等の観点から、今帰仁村と意見交換を始めたところであり、引き続き関係機関と意見交換をしていきたいと考えております。

同じく2の(1)のイ、県管理道路の道路補修等の状況についてお答えいたします。

舗装や区画線、道路標識などの道路施設の維持管理については、日常の道路パトロールや点検等により劣化状況や修繕箇所の把握に努めております。道路施設の修繕については、劣化状況等を勘察し、優先度が高い箇所から順次実施しているところであり、今後とも適切な維持管理に取り組んでいきたいと考えております。

同じく2の(1)のウ、県管理道路の道路植栽管理の状況についてお答えいたします。

県管理道路では、植栽管理に係る必要な予算を確保し、造園業者への委託や土木整備員を活用し、年1回から4回程度の除草や街路樹の剪定を実施しております。街路樹については、近年、アカギや松くい虫等の害虫被害が拡大しており、強剪定や伐採により対応しております。また、雑草対策については、性能規定方式の拡大導入やボランティアの活用等、効果的・効率的な維持管理に向け、取り組んでいるところであります。

同じく2の(1)のエ、県管理道路の道路防災保全対策についてお答えいたします。

県では、橋梁やトンネル等の道路施設について定期点検を実施するとともに、国の防災・減災、国土強靱

化のための5か年加速化対策に伴い、長寿命化修繕計画に基づく修繕、更新等の対策を進めているところであります。また、道路ネットワークの機能強化対策として、緊急輸送道路の機能確保等を目的に、無電柱化や災害防除、道路啓開等についても取り組んでいるところであり、道路の防災保全対策の着実な推進に努めてまいります。

同じく2の(1)のオ、国道329号金武バイパス交差点付近の渋滞対策状況についてお答えします。

国道329号金武バイパスについては、国において整備が進められ、平成31年3月30日に全線開通したところであります。金武地区の渋滞については、国等の関係機関から成る金武地区渋滞対策検討委員会が設置され、短期的な渋滞対策が実施されており、金武バイパス交差点付近についても、交通状況を確認しながら本委員会において検討していくとのこととあります。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 知事公室長。

[知事公室長 金城 賢君登壇]

○知事公室長(金城 賢君) 1、災害対策についての(1)のイ、自然災害への県の取組についてお答えいたします。

沖縄県地域防災計画においては、災害予防に係る計画や地震・津波・風水害等の災害に対応した災害応急対策計画、災害復旧・復興計画等を策定しており、それぞれの計画の中で県、国、市町村、民間のライフライン事業者、県民等のそれぞれの役割や連絡体制、連携等を定めております。これらの計画に基づき、災害予防として、ハード面の対策のほか、防災訓練や防災知識の普及・啓発などにより、沖縄県地域防災計画の実効性の向上を図っているところです。また、災害が発生した際には、災害応急対策計画に基づき、沖縄県災害対策本部など災害規模に応じた組織体制を構築し、被害情報の収集や応急対策などについて各部局連携して取り組んでおります。

県としましては、引き続き地域防災力の強化に努めてまいります。

1、災害対策の中の(1)のウ、地震・津波対策についてお答えいたします。

今年で発生から10年目となる東日本大震災は、死者・行方不明者・震災関連死が約2万2000人、建築物の全半壊が約40万戸に上る未曾有の被害をもたらし、直ちに逃げることを重視した減災対策や実践的な防災訓練、防災教育の強化等などの課題と教訓を残しました。沖縄県としてはこれを踏まえ、沖縄県地域防災計画の修正、広域地震・津波避難訓練、大規模地

震・津波を想定した図上・実動訓練などを実施してきたところです。

県としては、県民の防災意識の啓発や防災教育の推進、防災訓練の充実、防災体制の強化を図り、安全・安心に暮らせる島を目指し、引き続き防災・減災対策に取り組んでまいりたいと考えております。

3、我が党の代表質問との関連についての(1)のア、民意の使い方についてお答えいたします。

一般的に民意とは、人民の意思、国民の意見とされており、言葉自体に政治的な意味は含まれていないものと理解しております。答弁に当たっては、選挙結果を通して示された県民の意見やニーズに対する行政としての客観的な認識を述べているものであります。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 教育長。

[教育長 金城弘昌君登壇]

○教育長(金城弘昌君) 2、災害対策についての御質問の中の(1)のエ、学校の防災対策についてお答えします。

令和2年度に津波を想定した避難訓練の実施率は、小学校86.9%、中学校70.7%、県立高校78.3%、特別支援学校95.2%となっております。避難訓練については、教育計画の年間指導計画に防災避難訓練を位置づけ各種防災マニュアルを作成し、訓練を実施しております。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 仲里全孝君。

○仲里 全孝君 我が党代表質問の関連について、再質問を行いたいと思います。

先ほど知事公室長のほうから民意の詳細がありました。これまで、民意を使って答弁した事例をちょっと紹介してもらえますか。

○議長(赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午後5時20分休憩

午後5時20分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長(金城 賢君) 仲里議員から民意を使っての答弁があったかという御質問でございますけれども、例えば県民投票の結果を踏まえまして、その辺野古新基地建設に対する県民の反対の民意が示されたといったような答弁は過去にも議会等でやってきたというふうに認識しております。

○議長(赤嶺 昇君) 仲里全孝君。

○仲里 全孝君 辺野古新基地に反対すると、民意は一連の衆議院選挙で示されているという答弁をしまし

たか。

○議長(赤嶺 昇君) 知事公室長。

○知事公室長(金城 賢君) お答えいたします。

辺野古新基地建設に対する民意につきましては、例えばその過去2回の県知事選挙でありますとか、今申し上げたところの県民投票の結果をもちまして、県民の多数の反対の民意は示されたといったような答弁は、過去議会にも行ってきたというふうに認識しております。

○議長(赤嶺 昇君) 仲里全孝君。

○仲里 全孝君 知事公室長、これまで何度も辺野古移設問題について、今回あるいは4年前の知事選挙、参議院選挙、衆議院選挙など一連の選挙において、民意は辺野古新基地建設に対して反対と示されていますと、そういう形で答弁されていますか。

○議長(赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午後5時22分休憩

午後5時22分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長(金城 賢君) 今仲里議員からありましたとおり、過去2回の県知事選挙あるいはその後の衆議院選挙、参議院選挙それから県民投票でもって、辺野古新基地建設反対の民意は揺るぎない形で示されてきたものといった答弁は、議会において答弁をしてきたと認識しております。

○議長(赤嶺 昇君) 仲里全孝君。

○仲里 全孝君 今回の衆議院選挙の民意を、どういうふうな認識をしているのかお答えください。

○議長(赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午後5時23分休憩

午後5時23分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長(金城 賢君) 今回の衆議院選挙におきましては、新型コロナウイルス感染症対策やその後の経済対策、新たな沖縄振興などに有権者の関心が高かったものと考えております。

その選挙結果につきましては、それぞれの候補者が自らの考え方に従って掲げた公約を踏まえ、有権者が判断したものというふうに認識をしているところでございます。

○議長(赤嶺 昇君) 仲里全孝君。

○仲里 全孝君 今回の衆議院選挙の結果の民意はどういうふうに認識されていますかということなんですよ。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時24分休憩

午後5時24分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） 繰り返しになりますけれども、今回の衆議院議員選挙では、新型コロナウイルス感染症対策やその後の経済対策、新たな沖縄振興などに有権者の関心が高かったものというふうに認識をしております。

○議長（赤嶺 昇君） 仲里全孝君。

○仲里 全孝君 素直に皆さんの考え方を聞きたいんですけれども、ちょっと残念ですね。

今回の特に3区で、衆議院選挙の結果はどうになりましたか。辺野古についての政策は。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時25分休憩

午後5時25分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） お答えいたします。

沖縄3区におきましても、新型コロナウイルスや新たな沖縄振興、コロナ対策後の経済等が争点になりまして、辺野古新基地建設については大きな争点にはならなかったというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 仲里全孝君。

○仲里 全孝君 じゃ素直に皆さんの考え方をちょっと聞きたいです。3区で当選した候補者は、辺野古に対して容認だったんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時26分休憩

午後5時27分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） 辺野古賛成、反対という形での主張は明確にされてなかったというふうに認識をしております。そこを有権者が判断した結果が選挙の結果であろうというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 仲里全孝君。

○仲里 全孝君 今回、辺野古を容認する方が当選したら今の答弁をする。これまでは——だから皆さんの言う民意を確認したかったんですよ私は。この民意というのは、私が通告したとおり、事務方で答弁するようなものではないんじゃないですかと言っているんです。何で、知事、副知事が答弁するべきものじゃないですか。民意は変わっているんですよ、皆さんの考え

方からすると。変わっているんですよ、民意は。どうですか、知事、副知事。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 先ほど来、公室長から答弁をさせていただいておりますとおり、一般的に民意とは、人民の意思でありますとか、国民の意見とされていて、言葉自体に政治的な意味は含まれていないものと理解をしております。

議員おっしゃるとおり、では当選をもって全ての民意が反映されるかということについては、その選挙の争点はそれぞれあると思います。1区、2区の争点と3区、4区の争点もそれぞれ違っていたと思いますし、それぞれの選挙区でもそれぞれの市町村によって、また市町村の状況が投票行動に反映されるであろうというように思います。ですからそのような民意の示され方については、様々な側面もあると思いますし、1つのテーマとなった、例えば辺野古埋立てに関する県民投票はワンイシューですので、そこで示された大多数の民意はやはり民意として、そのような県民の心情あるいは信念、意見が反映されたものというような受け取り方もできると思います。

○議長（赤嶺 昇君） 仲里全孝君。

○仲里 全孝君 そうなんだよ、玉城知事。だから、今まで繰り返し繰り返し使うのはいかがなものかなと。選挙に関連しているんですよ、選挙に。皆さんの考え方でいくと、民意は変わるべき。何でこれまで繰り返し繰り返し選挙の話が出てくるのか、民意で。今玉城知事が言った答弁です。

次に移ります。

防災対策について再質問をさせていただきたいと思っております。

軽石に関して部長、先日離島の航路、伊江島、伊是名島、伊平屋島の即対応について感謝します。その後の県の取組、村との連携、どういうふうになっていますか、教えてください。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時31分休憩

午後5時31分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 港湾において、漂流・漂着した軽石につきましては、県のほうで港湾災害復旧事業で対応をしているところでございます。11月30日時点で運天港、徳仁港、奥港、本部港、前泊港、内原港の6港湾において除去作業に着手しているところでありまして、市町村と連携して応急工事の実施に

取り組んでいきたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 仲里全孝君。

○仲里 全孝君 ぜひよろしくお願ひします。

離島の航路にすれば、離島の生活に直結した、直に関わることから、今後も村と連携を取って対応してもらいたいと思います。

次に県道14号、金武町屋嘉の町道42号、雨が降るたびに通行止めになるんです。その要因は何ですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時32分休憩

午後5時34分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 東村有銘の県道14号線につきましては、6月の大雨により土砂崩れで全面通行規制を実施しておりました。災害復旧とか取れませんでしたので、現在、起債事業等充当するよう予算確保に努めているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 仲里全孝君。

○仲里 全孝君 先ほど部長、常時パトロールしたり、目視検査をしたり、定期的に——1年に1回とか半年に一遍とかという答弁がありました。この14号線、何が問題あるんですか。雨が降れば通行止め、何か問題あるんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時35分休憩

午後5時35分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 県道14号線の土砂崩れに関しましては、隣接する民地の土砂が道路敷に流れ込んできたという状況でございまして、直接道路敷内の土砂ではないというところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 仲里全孝君。

○仲里 全孝君 その部分が解決すれば特にほかは問題ないということですか。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 県道14号線に限らず、我々は県内、離島も含め道路の点検等を行っているところでございます。道路防災カルテというものを——道路ののり面等を診断したカルテを作っておりますので、それに応じて点検を行って、優先度の高い箇所から、そういった補修とかメンテを行っていくというところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 仲里全孝君。

○仲里 全孝君 部長がおっしゃる優先度が高いんで

すよ、ここ。雨が降ったら通行止めになるぐらいだから、優先度が高い。山崩れもありました。2か月近く通行止めもありました。本当に冗談抜きで優先度が高いんですよ。常に大雨が降れば山崩れ、土砂崩れの危険性が一番高いところじゃないかなと思います。今後、町村と連携を取って調整していただきたいと思ひます。

次に、国道329号の金武町のバイパスの交差点の渋滞、これ渋滞把握しておりますか、部長。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時37分休憩

午後5時37分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 先ほどの答弁でも申し上げましたけれども、平成31年3月30日に国において整備されていたバイパスが開通をしたと。その後、国において開通1年後に交通状況調査が行われております。調査結果によりますと、国道329号現道の交通が金武バイパスへ転換し、混雑の緩和、バスの定時性の向上、地域交流の活性化など一定の効果については確認がされているとのことであります。

○議長（赤嶺 昇君） 仲里全孝君。

○仲里 全孝君 部長、この地域の渋滞、混雑度は一番高い、2を超しているんですよ。皆さんの調査から見ると。朝の7時から8時半まで5キロ動かないんですよ。それは今に始まったものじゃない、もう10年くらいになる。先ほど部長が答弁していた、国でバイパスを造りました。バイパスができて、あの付近の方はもう渋滞はないねと考えたが、余計渋滞している。いやもう何とかできないですか、部長。何が原因か、ちょっと部長。何が原因ですか。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 現在、金武地区渋滞対策検討委員会というところで、沖縄総合事務局、沖縄防衛局、県警察本部、金武町、NEXCO西日本など関係機関で設置された渋滞を対策する委員会がございまして。その中で渋滞緩和・緩衝に向けて、関係者で協力して対策を打っていくというふうに聞いております。

○議長（赤嶺 昇君） 仲里全孝君。

○仲里 全孝君 その委員会で議論した中身、紹介できますか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時40分休憩

午後5時40分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 詳細な会議内容についてはちょっと手持ちがないんですけれども、金武バイパスと現道の南側分岐交差点において、令和元年に右折専用現示、要するに青矢印が設置され、右折車両が円滑に通行できるよう短期対策が行われたというところは承知しております。

○議長（赤嶺 昇君） 仲里全孝君。

○仲里 全孝君 そうは言っても、車は円滑に動かないんですよ、余計。部長、本当ですよ、深刻な問題ですよ。学校にも間に合わない。沖縄全体で考えたら南部のほうが車は多いじゃないですか。中部のほうが多いでしょ。ヤンバルにみんな向かうんです、朝。渋滞するのは当たり前ですよ。今ある2車線から4車線にするとか、1段式を2段式にするとか、うるま市から許田、名護に向けて抜本的な、海岸をまたがる道路を造ってほしい。もう10年かかっているんです。全然動かない。同じ気持ちだと思いますよ、部長も。いかがですか。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 県内道路、渋滞箇所認定されている交差点が180ぐらいございます。我々も日々そういった渋滞を解消するために、今般でいうと新たな広域道路ネットワークということも策定してございます。ぜひ今議員からあった御指摘については、我々も国に伝えるとともに、県全体を俯瞰した目で交通渋滞対策に取り組んでいきたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 仲里全孝君。

○仲里 全孝君 ぜひ部長、よろしくお願いします。

東線の本道路ですよ。湾岸線、うるま市から湾岸線を引いてください。副知事いかがですか、その件について。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 今議員から御提案のありました湾岸道路ですか、先ほども申し上げましたけれども、新たな広域道路のネットワークについては、我々も国と連携して構想路線、計画路線、実施路線ということで定めてございますので、議員の御提案はしっかりと意見交換をして、国とも連携して取り組みたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 仲里全孝君。

○仲里 全孝君 部長、ありがとうございます。ぜひよろしくお願いします。

次に、松くい虫ゼロ大作戦、これ県のほうが策定し

て今進んでいると思うんですけども、内容を教えてください。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時43分休憩

午後5時44分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君） 詳細なものは今ちょっと手元にないのですが、松くい虫ゼロ作戦につきましては、以前やられていて今はもう継続はしていません。

○議長（赤嶺 昇君） 仲里全孝君。

○仲里 全孝君 現在の取組を教えてください。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君） 松くい虫防除対策につきましては、森林病害虫等防除法に基づきまして、保安林等の公益的機能の高い松林を保全松林に指定して、県及び市町村において重点的な防除を実施しております。保全松林以外のその他松林については、景観保全対策として沖縄振興特別推進交付金を活用して、幹線道路周辺の被害木の伐倒処理を行うとともに、巨木、名木等の貴重な松に対しては予防対策としての樹幹注入等を実施しているところであります。

○議長（赤嶺 昇君） 仲里全孝君。

○仲里 全孝君 その内容はどの部署で決定されたんですか。この内容。前回の松くい虫ゼロ大作戦というのは平成18年で終わっているでしょうね、多分。今回の皆さんの取組、策定はもうないんです。今の松くい虫対策について、どういうふうに取り組んでいるんですかと。18年で終わっているんですけれども。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君） 繰り返しになりますけれども、森林病害虫等防除法等に基づきまして、公益的機能の高いところの防除、それからまたソフト交付金等を活用して、それ以外の松林等の防除というふうにしております。

○議長（赤嶺 昇君） 仲里全孝君。

○仲里 全孝君 いつこの決定されたんですか、その皆さんの取組。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時47分休憩

午後5時47分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君） 予算事業に基づきまして、沖縄型森林環境保全事業につきましては、平成

29年から令和元年。また……。

ちょっと休憩してください。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時48分休憩

午後5時49分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○農林水産部長（崎原盛光君） 松くい虫の県全体の被害量の状況を説明いたします。

平成28年から令和2年度までなのですが、平成28年が4498立米、平成29年が2309立米、平成30年が1233立米、令和元年が700立米、令和2年が647立米というふうに、年々減少はしていたんですが、今年の9月末現在、去年9月現在と比べますと、今年はまず1325立米になっております。去年の9月末が459になりますので、去年から今年にかけて、その被害が急激に拡大しているというふうに理解しております。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時50分休憩

午後5時51分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○農林水産部長（崎原盛光君） 平成18年以降も先ほどの事業に基づきまして、取組は継続していた状況であります。

○議長（赤嶺 昇君） 仲里全孝君。

○仲里 全孝君 18年からずっと継続して、ただ去年くらいから被害が多くなったということでしょうか。18年からどういう取組をされたんですか。被害状況。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君） 対応状況は現在の対応と一緒に、伐倒駆除、薬剤散布等を行ってきたところであります。

○議長（赤嶺 昇君） 仲里全孝君。

○仲里 全孝君 それ、私も何か所か現場に行っ、実際に——国道、県道ですよ。実際に樹木に薬剤注入してちゃんとスタンプが押されているんですよ。4年前にやりました、10年前にやりましたというスタンプが。薬剤注入されているのが枯れてますよ今。これ事実です、私確認しているんだから。だから、駆除方法の計画を抜本的に変えていったほうがいいんじゃないかなということ、皆さんにちょっと確認したいということなんですよ。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時53分休憩

午後5時53分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君） これまでの防除等を実施した結果から伐倒駆除、それから薬剤散布、これが今効果的な手法と考えておりますので、それ以外の手法につきましては、いろんな技術者の方々ともいろいろと勉強してみたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 仲里全孝君。

○仲里 全孝君 以前は県と市町村が連携を取って、皆さんが取り組んでいたのは薬剤、空中からの散布もやっていました。もちろん地上散布も、伐倒駆除、樹幹注入もやっていました。それが一斉に駆除のやり方が変わっているように見えるんですよ、今。いずれにしてもこれからいろんな町村と足並みをそろえて、駆除対策に取り組んでください。

休憩します。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時54分休憩

午後5時54分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○仲里 全孝君 道路維持管理についての再質問をしたいんですけども、先ほど部長のほうからパトロールをしたり、劣化があるところは常時改善をしているというふうにあります。今実際、本当にやっていますかね。除草なんて、この3か月あるいは半年間されていないところも多々あるんですよ。今、国道58号を、那覇からヤンバルまでずっと行ったら、ほとんどされていませんよ。これ植栽も植えっ放し。これ本当ですよ副知事。観光立県の沖縄、それこそが玉城デニー知事のカラーですよ。きれいにしてほしい。58号のど真ん中に植えられている松なんて、10年前に植えてそのまま。これ本当の話。やはり環境にもっと力を入れてほしい。いかがですか。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 県管理道路におきましては、年1回から4回程度の除草、あるいは街路樹の剪定を行っているところでございます。

適正な雑草管理につきましては、今年度も良好な沿道景観形成のための街路樹の在り方計画というのを今年度策定するというので、既に着手をしてございますので、引き続き雑草対策につきましては、関係機関ともいろいろ協議、意見交換をしながらぜひ前向きに取り組んでいきたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 仲里全孝君。

○仲里 全孝君 部長、ぜひよろしくお願いします。

ありがとうございました。これで一般質問を終わり

ます。

○議長（赤嶺 昇君） 以上で、本日の一般質問及び議案に対する質疑を終わります。

本日の日程はこれで全部終了いたしました。

次会は、明7日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後5時57分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 赤 嶺 昇

会議録署名議員 玉 城 武 光

会議録署名議員 座 波 一

令和3年12月7日

令和3年
第10回 沖縄県議会（定例会）会議録
(第5号)

令和3年
第10回

沖縄県議会（定例会）会議録（第5号）

令和3年12月7日（火曜日）午前10時開議

議 事 日 程 第5号

令和3年12月7日（火曜日）

午前10時開議

第1 一般質問

第2 甲第2号議案から甲第4号議案まで及び乙第1号議案から乙第22号議案まで（質疑）

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

日程第2 甲第2号議案から甲第4号議案まで及び乙第1号議案から乙第22号議案まで

- 甲第2号議案 令和3年度沖縄県一般会計補正予算（第20号）
- 甲第3号議案 令和3年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計補正予算（第1号）
- 甲第4号議案 令和3年度沖縄県病院事業会計補正予算（第2号）
- 乙第1号議案 沖縄県知事等又は職員の損害賠償責任の一部免責に関する条例
- 乙第2号議案 沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
- 乙第3号議案 沖縄県が設立する地方独立行政法人の役員の損害賠償責任の一部免責に係る額を定める条例
- 乙第4号議案 沖縄県道路占用料徴収条例及び沖縄県県道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例
- 乙第5号議案 沖縄県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 乙第6号議案 沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例
- 乙第7号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について
- 乙第8号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について
- 乙第9号議案 訴えの提起について
- 乙第10号議案 離島地区情報通信基盤整備推進事業で整備した海底光ケーブルの切断事故の復旧工事に要した費用に関する和解について
- 乙第11号議案 損害賠償請求事件の和解等について
- 乙第12号議案 損害賠償の額の決定について
- 乙第13号議案 指定管理者の指定について
- 乙第14号議案 指定管理者の指定について
- 乙第15号議案 指定管理者の指定について
- 乙第16号議案 指定管理者の指定について
- 乙第17号議案 指定管理者の指定について
- 乙第18号議案 指定管理者の指定について
- 乙第19号議案 当せん金付証券の発売について
- 乙第20号議案 公立大学法人沖縄県立看護大学定款の一部変更について
- 乙第21号議案 公立大学法人沖縄県立看護大学に承継させる権利を定めることについて
- 乙第22号議案 沖縄県教育委員会委員の任命について

出席議員(48名)

議長	赤嶺昇君	23番	仲村家治君
副議長	仲田弘毅君	24番	仲宗根悟君
1番	新垣光栄君	25番	仲村未央さん
2番	翁長雄治君	26番	玉城武光君
3番	喜友名智子さん	27番	比嘉瑞己君
4番	島袋恵祐君	28番	当山勝利君
5番	玉城健一郎君	29番	照屋大河君
6番	大城憲幸君	30番	山内末子さん
7番	上原章君	31番	西銘啓史郎君
8番	小渡良太郎君	32番	座波一君
9番	新垣淑豊君	33番	大浜一郎君
10番	島尻忠明君	34番	呉屋宏君
11番	仲里全孝君	35番	花城大輔君
12番	平良昭一君	36番	又吉清義君
13番	次呂久成崇君	38番	崎山嗣幸君
14番	國仲昌二君	39番	玉城ノブ子さん
15番	瀬長美佐雄君	40番	西銘純恵さん
16番	山里将雄君	41番	渡久地修君
17番	上里善清君	42番	瑞慶覧功君
18番	當間盛夫君	43番	比嘉京子さん
19番	金城勉君	44番	末松文信君
20番	新垣新君	45番	島袋大君
21番	下地康教君	46番	中川京貴君
22番	石原朝子さん	47番	照屋守之君

説明のため出席した者の職、氏名

知事	玉城デニー君	土木建築部長	島袋善明君
副知事	謝花喜一郎君	企業局長	棚原憲実君
副知事	照屋義実君	病院事業局長	我那覇仁君
政策調整監事	島袋芳敬君	会計管理者	大城博君
公室長	金城賢君	知事公室	平敷達也君
総務部長	池田竹州君	秘書防災統括監	平田正志君
企画部長	宮城力君	総務部財政統括監	金城弘昌君
環境部長	松田了君	教育長	金城真一君
子ども生活福祉部長	名渡山晶子さん	警察本部長	日下貴子さん
保健医療部長	大城玲子さん	労働委員会事務局長	山城直人君
農林水産部長	崎原盛光君	人事委員会事務局長	大城直均君
商工労働部長	嘉数登君	代表監査委員	安慶名尚幸君
文化観光スポーツ部長	宮城嗣吉君	選挙管理委員会委員長	当山尚幸君

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局	知念弘光君	課長補佐	城間旬君
次長	上原貴志君	主幹	宮城亮君
議事課長	佐久田隆君	主査	親富祖満君

○議長（赤嶺 昇君） これより本日の会議を開きます。

諸般の報告については、お手元に配付の文書により御了承願います。

日程第1及び日程第2を一括し、これより直ちに一般質問を行い、甲第2号議案から甲第4号議案まで及び乙第1号議案から乙第22号議案までを議題とし、質疑に入ります。

質問及びご質問の議題となっております議案に対する質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

大浜一郎君。

〔大浜一郎君登壇〕

○大浜 一郎君 ケーラネーラ ガンジュー ヤルルネーラ。

沖縄・自民党の大浜一郎でございます。

よろしくお願いを申し上げます。

それでは通告に従って、一般質問を行います。

1、知事の政治姿勢について。

(1)、普天間飛行場代替施設建設事業設計変更不承認について。

ア、知事の辺野古問題におけるこれからの国との対話姿勢について。

(2)、令和4年度沖縄振興予算に向けた取組について。

ア、年末の沖縄振興予算折衝へ向けた知事の対話姿勢について。

イ、離島振興に関連する予算要求内容及び予算要求額について。

(3)、コロナ禍の影響を受けている観光産業の再興について。

ア、各派代表者会の緊急施策提言に沿った具体策の策定及び財政措置を含めた国との支援策等の調整等の現状について。

(4)、先島諸島における国境離島防衛体制について。

ア、宮古島及び石垣島への自衛隊駐屯地整備・防衛装備配置の知事の現状認識について。

2、コロナ感染症対策について。

(1)、オミクロン新変異株等を含めた感染再拡大防止へ向けた県の水際対策強化策について。

(2)、3回目ワクチン接種における交差接種の周知と市町村との綿密な調整方針について。

(3)、3回目ワクチン接種におけるエッセンシャルワーカー等への接種優先度について。

3、八重山地域の課題について。

(1)、地域未来投資促進法を活用したゴルフ場を含むリゾート施設開発計画について。

ア、地域経済牽引事業審査の進捗状況について。

(2)、石垣島及び西表島への軽石漂流における万全な対処方針について。

(3)、西表島西部上原港に遺棄されている大量のパレット及び廃棄物の処理について。

(4)、竹富町仲間港駐車場増設及び上地港浮き桟橋整備等要請に対する対処方針について。

4、我が党の代表質問との関連については取り下げます。

答弁を聞きまして再質問をしたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

〔知事 玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君） ハイサイ グスーヨー チューウガナビラ。

皆さん、おはようございます。

大浜一郎議員の御質問にお答えいたします。

1、知事の政治姿勢についての御質問の中の(2)のア、沖縄振興予算の対話姿勢についてお答えいたします。

8月の国庫要請においては、全市町村と意見交換を行った上で、沖縄担当大臣や自民党沖縄振興調査会をはじめ関係要路へ要請を行ってまいりました。8月末の概算要求後も、西銘沖縄担当大臣、松野官房長官が来沖された際に、沖縄振興予算の確保について要請を行うとともに、11月には、沖縄振興予算の確保が図られるよう、岸田内閣総理大臣、松野官房長官、西銘沖縄担当大臣、自民党沖縄振興調査会をはじめ関係要路へ要請をしたところであります。

今後あらゆる機会を捉え、沖縄振興予算の確保に向けて取り組んでまいります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

〔知事公室長 金城 賢君登壇〕

○知事公室長（金城 賢君） 1、知事の政治姿勢についての(1)のア、国との対話についてお答えいたします。

県は、辺野古新基地建設問題は、対話によって解決策を求めていくことが重要と考えており、知事は、総理や内閣官房長官、防衛大臣等との面談の際に、県との対話の場を設けていただくよう求めております。辺野古新基地建設については、軟弱地盤の存在が判明し、提供手続の完了までに約12年を要するとされ、さらに、今般の変更承認申請が不承認となったことにより、埋立工事全体を完成させることのできる見通し

が立たない状況となりました。このことから、県としては、辺野古移設では普天間飛行場の一日も早い危険性の除去につながらないと考えております。普天間飛行場の危険性の除去は、政府、県、宜野湾市の共通の課題であり、今後も、政府に対し、対話によって解決策を求める民主主義の姿勢を粘り強く求めてまいります。

同じく1の(4)のア、宮古島及び石垣島への自衛隊駐屯地整備等についてお答えいたします。

防衛省は、自衛隊配備の空白地域となっている島嶼部に、初動を担任する警備部隊等を配置し、南西地域の防衛体制を強化することとしております。自衛隊の島嶼配備については、我が国の安全保障や地域の振興、住民生活への影響をめぐって様々な意見があるものと承知しております。

県としては、自衛隊の配備について、地元の理解と協力が得られるよう、政府は丁寧に説明を行うとともに、住民生活の安全、安心に十分配慮すべきであると考えております。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 総務部長。

[総務部長 池田竹州君登壇]

○総務部長(池田竹州君) 1、知事の政治姿勢についての(2)のイ、令和4年度沖縄振興予算における離島振興関連予算の要求についてお答えいたします。

8月の国庫要請に当たっては、全市町村との意見交換を行い、多くの市町村から御意見が寄せられた離島住民の交通コスト負担軽減や航路・空路安定化、離島医療の充実など、離島の条件不利性の解消に向けた支援の継続、拡充等を求めてまいりました。8月末の内閣府概算要求では、離島市町村が実施する条件不利性の克服の取組等を支援する離島活性化推進事業として約25億円、小規模離島における海底送電ケーブルの整備等を支援する小規模離島生活基盤整備推進事業として約11億円が計上されております。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 文化観光スポーツ部長。

[文化観光スポーツ部長 宮城嗣吉君登壇]

○文化観光スポーツ部長(宮城嗣吉君) 1、知事の政治姿勢についての(3)のア、観光産業の再興に向けた施策及び国との調整についてお答えいたします。

観光関連産業の再興のためには、水際対策の強化、ワクチン接種・検査陰性証明の活用、医療病床の確保等、安全・安心の島沖縄の実現、事業継続支援や感染状況に応じた需要喚起策等の取組が必要と考えております。このため、県においては、観光関連事業者等

援プロジェクトの拡充やおきなわ彩発見キャンペーン第4弾等による観光関連事業者の支援、PCR検査の拡充やワクチン接種の加速化等に取り組んでいるところです。また、10月26日には、国に対して新たな経済対策に係る緊急要請を行ったところであり、今後は、経済対策に掲げられたメニューについて、最大限活用できるよう、関係省庁と調整してまいります。

次に2、コロナ感染症対策についての(1)、オミクロン株等を含めた県の水際対策強化についてお答えいたします。

島嶼県である沖縄県においては、オミクロン株を含め、来訪前の陽性者の特定が重要であることから、航空便搭乗等の際に、ワクチン接種済みまたは検査陰性判定の確認を必要とする制度の創設や、出発前の検査体制の構築等を国に要望しております。また、プロモーション等においても、来県前の検査受検等について周知するとともに、今後、感染拡大の兆候が確認された段階で、直ちに検体採取や待機のスペースを拡充するとともに、人員や迅速PCR検査機器の追加配備を予定しており、さらなる検査体制の強化を図ることとしております。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 保健医療部長。

[保健医療部長 大城玲子さん登壇]

○保健医療部長(大城玲子さん) 2、コロナ感染症対策についての御質問の中の(2)、交接種の周知と市町村との調整についてお答えいたします。

追加接種に必要なワクチンについては、これまで市町村において運用が進められてきたファイザー社製ワクチンに加えて、モデルナ社製ワクチンが令和4年1月下旬以降に配分される見込みであり、市町村に対して2月及び3月接種分として配分量を提示したところです。モデルナ社製ワクチンの追加接種については、現在国において審査中となっており、承認後、交接種の方針が示された際には、県は市町村と連携し、県民に対して周知を行うとともに、円滑に接種が実施されるよう努めてまいります。

同じく2の(3)、エッセンシャルワーカー等への優先接種についてお答えいたします。

追加接種については、令和3年12月以降、初回接種終了から原則8か月以上経過した18歳以上を対象に順次実施することとなっております。現在、国は、クラスターが発生した医療機関等や複数のクラスターが発生した地域における医療機関等の関係者のうち、初回の接種終了から6か月以上の間隔をおいた者については、前倒し接種の対象となるとの考え方を示して

おります。他方、首相や官房長官からは、できる限り前倒しでの接種も検討しているとの発言もあることから、県としましては、情報収集及び前倒しに必要なワクチンの量の把握に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

〔商工労働部長 嘉数 登君登壇〕

○商工労働部長（嘉数 登君） 3、八重山地域の課題についての(1)のア、地域経済牽引事業計画の進捗状況についてお答えします。

石垣リゾート計画に係る地域経済牽引事業計画の承認申請書については、本年10月4日に事業者から県へ提出がありました。商工労働部では、県と石垣市が策定し国から同意を得た、石垣市における基本計画において定めた経済効果等の承認要件を満たすかを確認しております。提出内容に係る指摘事項を事業者へ送付し、11月26日に事業者から修正事業計画の提出があったところです。また、農林水産部では、現在、地域未来投資促進法に関する農林水産省通知等に基づき、県と市が合意した土地利用調整計画に対する事業計画の適合性及び周辺農地への影響に関する確認等を行っております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 環境部長。

〔環境部長 松田 了君登壇〕

○環境部長（松田 了君） 3、八重山地域の課題についての(2)、八重山地域への軽石漂流における対処方針についてお答えします。

八重山地域におきましても、11月25日に石垣島、11月29日には西表島、12月1日に与那国島に漂着が確認されております。現在のところ漂着量は多くありませんが、竹富町から回収が必要となった場合に備えて、海岸漂着物等地域対策推進事業費補助金の要望があったところでもあります。今後とも市町村との連携を密にし、漂着状況を遅滞なく把握するとともに、速やかに回収に必要な費用の支援等を実施してまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 島袋善明君登壇〕

○土木建築部長（島袋善明君） 3、八重山地域の課題について(3)、船浦港上原地区における廃棄パレット等の処理についてお答えします。

離島港湾は、その島の玄関口として第一印象につながることから、港内の環境美化に努めることは重要と

考えております。船浦港上原地区に放置されているパレット等については、港湾の維持管理を権限移譲している竹富町において撤去や整理を行っており、今年度、町内の港湾にある全ての放置パレットや車両等を撤去すると聞いております。県としても、関係機関と連携・協力し、港湾利用の適正化に努めてまいります。

同じく3の(4)、仲間港の駐車場増設整備及び上地港の浮き桟橋整備についてお答えします。

仲間港の駐車場については、地元の要望を踏まえ、これまで旅客ターミナル周辺に加えて南側と北側に合計230台程度を整備しております。一方、その利用状況は、旅客ターミナル周辺の駐車場に集中し、利用の偏りや路上駐車がみられることから、適正利用を促すとともに、増設の必要性について、地元と十分調整していきたいと考えております。上地港の浮き桟橋整備については、現地の利用状況等を踏まえ、竹富町と意見交換を行いながら、整備の必要性を含め検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 大浜一郎君。

○大浜 一郎君 それではよろしく願いいたします。

ちょっと順番を入れ替えさせていただきたいと思えます。八重山地域の課題のほうから少しお願いしておきます。

ゴルフ場を含むリゾート施設の開発計画についてありますが、農林水産部にお願いをしたいんですが、牽引事業の審査の進捗状況、それとどれくらいのタイムスケジューリングで審査を終える予定か。どうぞお聞かせください。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君） 現在の審査状況についてお答えします。

農林水産部においては、農地法及び農林水産省通知等に基づきまして、1つ目に、同意された土地利用調整計画の内容と停止された事業計画の内容が適合しているか、2つ目には、施設整備により日照、排水等に関して周辺の土地の農業上の利用に支障を及ぼすおそれがないかなどを確認中でありまして、100ヘクタールを超えまして、176筆に及ぶ事業計画であるため、確認作業には時間を要しているところであります。

作業確認の終了時期につきましては、関係法令に基づきまして、適切に処理をしまいたいところでございます。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 大浜一郎君。

○大浜 一郎君 提出してから修正も行いましたが、大体1.5か月がめどであろうというふうに私たちはお聞きしているんですけども、そうすると大体どのくらいになりますか。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君） 地域経済牽引事業の審査を終えまして、その後また農振除外、それから農地転用という作業にかかりますので、それらが加わった時間がかかるものと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 大浜一郎君。

○大浜 一郎君 それでは質問に移ります。

この上原港に遺棄されたパレット及び廃棄物なんですけれども、少しデータで見ていただきたいと思いません。

休憩します。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時22分休憩

午前10時22分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○大浜 一郎君（スクリーンに表示）これが直近の上原港の状況です。スクロールしていただければ分かりますけれども、これ広範囲にわたって相当な山積みになっていて、廃車もありますし、船も捨てられているし、家電も捨てられているというようなことで、非常にもう見苦しい状況になっていると。竹富町等の協力もしてやらなきゃいけないんですが、これは世界自然遺産の入り口としてはもう、甚だ恥ずかしい状況だということです。早急な対応が必要と思えますけれども、もう一度答弁いただけますか。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君）先ほど答弁させていただきましたけれども、港湾の維持管理につきましては、基本的には竹富町に権限移譲をしているというところでございますので、その撤去や整理については、竹富町にて行うものだと考えております。

竹富町からの情報提供によりますと、パレット使用に関する条例の制定に向けて現在検討を行っているというふうに聞いているところであります。

○議長（赤嶺 昇君） 大浜一郎君。

○大浜 一郎君 竹富町も頑張ってやらなきゃいけないんですけども、県のほうでもしっかり支援してやっていただきたいというように思います。

休憩します。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時24分休憩

午前10時24分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○大浜 一郎君 それでは知事の政治姿勢についてお伺いします。

この辺野古の不承認についてでありますけれども、今議会における知事答弁の内容をお聞きしましても、知事は相当な時間をかけて用意周到に不承認を前提とした論拠の積み上げを準備してこられたようです。知事自身、しかるべきタイミングでちゅうちょなく不承認とするということを述べられてもいます。

岸田首相との会談の際に、辺野古について何ら発言はしなかったようでありますけれども、このときは既に知事は不承認の腹積もりはできていたはずで、当日は別の課題からのアポイントだったとはいえ、これから辺野古の問題について重要な対話を積み重ねていくべき当事者である岸田総理に、どうして知事は、辺野古についてじっくり話し合う必要があると、私の考え方も当然あると、なぜ対話姿勢を示さなかったのか。その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 沖縄振興の要請、税制の延長の要請など、沖縄振興に係る様々な要望、要請を行っている状況でしたので、この辺野古及び米軍基地問題については、また日を改めてしっかりと要請を行いたいという思いで、その対応をさせていただきました。

○議長（赤嶺 昇君） 大浜一郎君。

○大浜 一郎君 初めての会談ですから、それは注目されるでしょう。初めての対話を知事はどういうチャンスとか、そういう機会と捉えていたのか。そこがとても大事なことなんですよ、政治姿勢として。どうですか、その辺は。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 確かに、その場面場面においては、どれもが必要なタイミングであるという捉え方もあると思います。しかし、あらかじめ予定されていた以外に、総理との面談がスケジュールで入ってきた上に、時間が非常にタイトで限られておりました。しかも、桑江市長会会長、宮里町村会会長も同席していたので、そういうような我々の共通の要望事項以外に話をするタイミングというか、時間が全くなかったということです。

○議長（赤嶺 昇君） 大浜一郎君。

○大浜 一郎君 岸田首相からすれば、会談の際には何も語らなかったにもかかわらず、その後、言葉は悪いですが突然不意打ちのごとく、不承認の判断を発表した知事の政治姿勢に、ある意味、知事とは腹を割っ

て話ができる相手だろうか、深い疑念を持たれても仕方ないと思いますよ。その知事の政治姿勢が、これから必要とされる政府との信頼醸成に大きな溝を自ら広げてしまったのかもしれない。これは非常に残念ですけれども、そうなったかもしれません。

改めてお聞きしますけれども、知事は政府との対話はもはや必要ないと、ある意味決意されているんでしょうか。どうですか。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 総理御自身がおっしゃっていることですが、総理の——何というんでしょう、御自身の持っている特徴は聞く力だとおっしゃっています。それは、対話をする、そういう要望についても真摯に応えていきたいという前向きな思いだと思いますので、我々もその思いをしっかりと受け止めて、互いに胸襟を開いて対話ができるような関係を醸成していきたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 大浜一郎君。

○大浜 一郎君 不承認を決定しました。そして、完成のめどの立たない無意味な工事と知事は述べました。恐らく司法の場でこの判断がされること、知事は承知をされていると思います。そうなれば、知事は対話ではなくて、司法の場にこの辺野古問題の解決を委ねたこととなります。もはや政府との辺野古の対話は望めないのではないのでしょうか。私はそう思います。司法の場で争う当事者になれば、当事者同士が直接対話することはあり得ないわけですよ。それは知事自らが選択した政治姿勢であると私は思いますよ。

また知事は、不承認の決定は最終カードとは思っていない、最終カードを握っているのは県民だと、こう述べております。つまり、知事は辺野古問題を政局化して、自らの今後の政治日程へ政治利用することを最優先とすると決めたわけですね。そうとしか考えられません。知事は基地周辺に暮らす県民の一日でも早い危険性除去へ向けた現実的解決策の具体策を今現在何も示していないわけですよ。その状況をどうされるんですか。知事、どういう目線で、今、今後この問題に向かっているか、その辺のところをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 辺野古埋立変更承認申請は、行政の手続として行ったものであります。それを部局において真摯に審査を重ね、その内容が、結論を得たという段階で発表させていただきました。そしてかねてから申し上げておりますが、0.6%の土地の面積に70.3%の米軍基地が置かれている状況は、私は

かねがね異常だと言っております。異常である状況を解決するのが政治の筋であるとすれば、それはこれからはしっかりと政治の筋として対話をしていくことも、場面は出てくると思います。ですから、私は司法に委ねるのではなく、やはり対話によって問題を解決していくという総理の姿勢に対して御期待を申し上げ、私も真摯に臨んでまいりたいと申し上げております。

○議長（赤嶺 昇君） 大浜一郎君。

○大浜 一郎君 もちろんまだ訴訟になっているわけではありませんので、これからも対話の機会はもしかしてあるかもしれません。しかし、知事の政治姿勢、発する言葉、そういったものがやはり政治的に信頼を積み重ねていけるのかどうか、その辺のところは、知事はしっかりと自覚されて、今後発言されて、対話に臨むべきだというふうに思いますよ。これ言葉言葉というのは、知事が発する言葉は重いですから。その辺については、知事、今後どのような——改めてお聞きしますけれども、対話の積み重ねの際に、どういう姿勢を持って、岸田首相と会って話をしたいと思えますか。その辺をもう一度お聞かせください。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 47都道府県の一人の首長として、沖縄の置かれている歴史的、地理的、自然的、社会的な課題に対して真摯に取り組んでいるという思いを素直に述べさせていただき、その中から、それらに埋もれている課題をしっかりと浮き彫りにして、国土の均衡ある発展のために、総理、政府と沖縄県がどのように協力をしていけるかということ、真摯に話し合ってもらいたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 大浜一郎君。

○大浜 一郎君 では質問を変えます。

年末に向けた予算折衝についての対話姿勢ですけれども、市町村アンケートにおいて、政府との対話が十分できているとの回答は、残念ながらゼロでした。以前より、沖縄振興調査会においても、東京から私たちに聞こえている声も、振興策について知事の熱意と説得力のある対話力が全く感じられないという残念なものです。茂木幹事長は沖縄・自民党との会合で、辺野古設計の不承認は振興予算に影響しないと明言をしていました。しかしながら、同時に幹事長も知事の振興予算要望に対して熱い思いを全く感じていない様子でした。

私は前回は申し上げましたが、振興予算の確保は知事の政治的力量であり、知事の政治的な責務です。安倍首相と仲井眞知事時代に10年間3000億と振興予算を確約できた大きな要素には、これは政治的な

信頼と政治の積み上げがあった。それは事実だと思いますよ。昨今の国の厳しい財政状況下において、知事には政治的信頼を築きながら、説得力のある政治的な対話で振興予算を積み上げる強い覚悟があるのか。その決意をお伺いしたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 沖縄の振興については、政府もこの方針の中でしっかりと進めていく、強力に進めていくということをおっしゃっております。ですから、そのことを踏まえ、我々も3000億円規模——財務省が示した予算の規模でいうと3600億円規模ではありますけれども、そこまで積み上げてしっかりと要求をさせていただき、そこからある程度精査をさせていただいて、所要額が認められるものというように認識をしております。しかし、それが私一人でかなえられるものではなく、例えば県選出国會議員皆さんの御協力、議員諸賢をはじめとする県議会の御協力、市町村の御協力あって初めてそういうことがなし得るのであると、私はそのように感じております。ですから、その中の一人として懸命に汗をかいていきたい、そういうことを述べさせてきていただいております。

○議長（赤嶺 昇君） 大浜一郎君。

○大浜 一郎君 もちろん、県選出国會議員もしっかりとそれは要望します。しかし、東京から聞こえてくる声、官僚から聞こえてくる声は、熱意が感じられないと。説得力ある対話力を感じないと言っているからこのような状況になっているんですよ。それで3000億を切るようになっていっているんですよ、今の政府の方針では。事項要求で3000億にしたらいという、こんな情けない話はちょっとやめてくれませんか。しっかりとこれだけ取りたいから、熱意ある対応と熱意ある説得力を持ってやるというくらいの決意を述べてくださいよ。県民が影響を受けるんですよ。知事、もう一度しっかりとくださいよ、その辺のところ。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時35分休憩

午前10時35分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 改めて申し上げますが、8月の国庫要請においては、全市町村と意見交換を行った上で、沖縄担当大臣や自民党沖縄振興調査会をはじめ、関係要路へ要請を行ってまいりました。沖縄の振興調査会に要請を行った際には、まだ新たな振興計画の素案、中間取りまとめなど具体的なことが示せておらず、あくまでも私たちは基本的な要求についてを述

べさせていただき、その後しっかりと報告をさせていただいた、そういう経緯も得ながら、先生方にも国会において説明をさせていただき、関係要路へ要請を行ってまいりました。8月末の概算要求の後も、西銘沖縄担当大臣や松野官房長官が来沖された際にも、しっかりと要請をさせていただき、そして今月、この議会、一般質問の機会が終わりましてから、私に時間が空きましたら、やはりまた上京してさらに要請を重ねていきたい。そういうことを一つ一つ丁寧に積み上げていって、私はその都度熱意と、沖縄の将来への思いを込めてしっかりと要請をさせてきていただいておりますので、そのことを真摯に、またお伝えしていきたい、努力をしていきたいと思っております。

○議長（赤嶺 昇君） 大浜一郎君。

○大浜 一郎君 もう時間もそんなにあるわけではありません。知事の今のお言葉どおり、しっかりと熱意と熱い対話力を持って、振興予算の上積みに頑張ってもらいたいというように思います。

次に、離島に関連する予算ですけれども、ちょっと答弁の内容があまりにも乏しくて、何がどうなっているかあまりにも分かりにくいので、もう少し具体的にお答えできませんか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時37分休憩

午前10時37分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

総務部長。

○総務部長（池田竹州君） 繰り返しになりますが、内閣府から令和4年度概算要求のポイントとして示されたものを先ほどお答えしたところでございます。

沖縄離島活性化推進事業については、厳しい自然的、社会的条件に置かれている離島市町村がそれぞれの地域、実情に応じて実施する条件不利性の克服、そして地域の持続可能性の維持向上に向けた事業を支援するとして、24億8000万円が計上されております。また、先ほど申し上げました小規模離島生活基盤整備、こちらのほうは海底送電ケーブルでありますとか、一部光ファイバーの通信網の整備、そして高速ブロードバンド環境の整備を行う電気事業者、自治体の支援として10億6900万円が計上されています。

○議長（赤嶺 昇君） 大浜一郎君。

○大浜 一郎君 同じ答弁ですね。

県議会の中でも離島振興は重要な課題であるということは明確に言っているわけだし、離島振興における様々な制度拡充には政治の下支えがないと。これ明らかなんですよ。これ県においても一括交付金の措置が

なければ、これまでの離島政策の維持は難しいとはつきり答弁しているわけですね。ですから、もう少し具体的な政策内容、予算額を聞きたかったんだけど、今の答弁ではなかなかちょっと内容が粗過ぎますね。もう少し精査されたらどうですか。それが内閣府に言っているとするとしたら、これはおかしい話ですよ。この辺のところ、少し精査されたらいいと思います。

次に、観光再興についてですけれども、県議会は条例を全会一致で可決して、県の最重要な観光産業の再興の後押しをしました。それで、県に具体的な財政措置を含めた支援策について、国との協議を促してきた。特に国の大型経済対策予算編成を見据えて、どうかそこに財政措置を含めた支援策が打ち込めないかと、そういう期待をしていたわけです。今の答弁では、なかなかこの緊急施策提言に沿った内容になっていない。この辺の取組をちょっと具体的に言ってください。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） 観光再興に向けた国との調整状況というところでございますけれども、10月9日に、知事から西銘沖繩担当大臣に旅行前検査の徹底強化、地方創生臨時交付金の増額、急激な感染拡大に機動的に対応するための新たな予算の枠組みの創設、特に観光、文化、公共交通関連の事業者に対し、国において事業規模に応じた手厚い支援を行うことなどを要請しております。10月26日には、謝花副知事が関係する省庁のほうに要請しております。機動的な感染症対策、出発地における水際対策のほか、裾野が広く県の主要産業である観光産業の影響が多であることを踏まえ、安全・安心の島沖繩の実現に向けた支援策を講ずることなどを要請しております。11月6日には、知事から松野官房長官宛てに、西銘大臣に要請した内容に加えまして、世界に選ばれる持続可能な観光地の形成に向けた、観光立国につながるような支援策を講ずることなどを要請したところでありまして、また事務的にも、観光庁それから内閣府、文化庁、スポーツ庁などに経済対策、あるいは補正予算についての各事業のスキームとか交付対象とか要件などについて、情報収集を行っているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 大浜一郎君。

○大浜 一郎君 政府の大型緊急経済対策について、そこで何か政策を打ち込もうということではなくて、今のよう内容に終わってしまったというふうな理解でいいですか。これ内閣府の人見えていますよ。その辺

のところを明確にしてほしいんですよ。

○議長（赤嶺 昇君） 謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君） お答えいたします。

今文化観光スポーツ部長からございましたように、沖縄県としまして、県議会全会一致での決議を受けまして、まずは私のほうから実務的にいろいろ意見交換をさせていただきました。まず沖縄県、4か月にわたるこの緊急事態宣言で、入域観光客数が対前年比で72%減っていますと。そういう実情を申し上げた上で、ぜひ政府における経済対策、そのものについて、沖縄県のこの緊急要望に合うような形で対応をお願いしたいという話をさせていただきました。

主なもの——今、先ほど部長からもございましたけれども、コロナ感染に対する沖縄の実情に合うような、機動的な感染対策ですとか、裾野の広い観光関連産業を主要産業として、その影響は多大であることを踏まえた支援策、そういったものを、抽象的ではあるんですが、3つの項目に分けて政府の方針に合うような形でお話をさせていただいたところです。その際の事務次官とかいろいろ、統括官、局長、様々な方々ともお会いいたしましたけれども、そのときに時点でおっしゃっていたのは、まだ政府の方針が出た段階なので、これから具体的な施策事業をやるんだというお話がありました。沖縄県としまして、その時点で134余りの事業——約460余りの事業を先にやっておりますけれども——こういったことも準備しておりますので、ぜひいろいろ意見交換をさせていただきたいという旨のお話をさせていただいたというところでございました。

沖縄県としましては、今般もう政府の方針は決まっておりますけれども、可能な限り県議会の意見、決議に合うような形で、全庁横断的に取り組んでいたということは御理解いただければと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 大浜一郎君。

○大浜 一郎君 ぜひこれも、熱意と熱い対話力、これが全てにかかっているというふうに思いますので、観光産業の皆様、まだまだ立ち直っているわけではないですから、そういうところには配慮をいただきたいと思います。

質問を変えます。

この自衛隊の石垣島、宮古島への駐屯地の配備、防衛装備品の知事の現状認識についてですけれども、知事、国が国境離島防衛整備強化に至った大きな要因について、知事の認識はどういうふうなものですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時44分休憩

午前10時45分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） 国においては、自衛隊配備の空白地域となっている島嶼部に我が国における安全保障環境の変化等を踏まえて、初動を担任する警備部隊等を配備し、南西地域の防衛体制の強化をすることとしたというふうに認識をしております。

○議長（赤嶺 昇君） 大浜一郎君。

○大浜 一郎君 ですからその要因についてどういう認識をしているか。なぜ国が強化しなければならなくなったのか。そこを聞いているんですよ。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時45分休憩

午前10時45分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） お答えいたします。

議員御案内のとおり、日本を取り巻く安全保障環境につきましては、中国の軍事力の強化、それから台湾や朝鮮半島をめぐる問題など厳しさを増しているという背景の下に、今南西諸島地域の自衛隊の強化を図るのが国の考えだというふうに理解しています。

○議長（赤嶺 昇君） 大浜一郎君。

○大浜 一郎君 これも非常に常識的な話です。

昨今、アメリカやEUが、中国の台湾現状変更は双方の安全と繁栄に直接影響を与えるという見解を出しました。また尖閣諸島への常習的な圧力。そしてまた安倍元首相が、台湾有事は日本の有事だと見解を示しました。知事はそれらの世界中からいろんな声が出てくる中、そして私たちの目の前で起こっている事例に対して、それは見解も含めて、国境離島防衛とこれらの様々な世界中の見解とはどのように関わっているか、どういう認識をされていますか。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 領土・領海・領空に関する防衛は、国の基本的な姿勢であるというように受け止めております。他方、外交というものは、経済、学術、文化、あらゆる分野から双方向、あるいは多方面での交流の場面をつくっていくことが必要であります。ですから、私はその防衛に関する考え方と、一方でその防衛力を発動させないための冷静かつ平和的な外交は非常に重要であると考えておりますので、政府に対してもそのような平和的かつ発展的な外交に努めていただきたいということを、これまでも申し上げてまいりました。

○議長（赤嶺 昇君） 大浜一郎君。

○大浜 一郎君 自衛隊の配備をすることは、そこで緊張を高めることにはならないようにするために配備しているんですよ。日本が配備したからといって緊張が高まるというのは、勝手にあそこが言っていることであって、私たちは、自衛隊の配備をすることによってしっかりと防御するということは、そこに緊張を高めないために配備しているということなんですよ、知事。そういう認識はないですか。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 自衛隊の配備についてはいろいろな御意見があると思います。しかし、我々は去る大戦で様々な教訓を次世代へ伝えていかなければならないという意見の中に、日本軍の指揮所があった場所は攻撃の対象になったという、そういうような調査結果の報告もあるという認識に立てば、でき得る限り、私たちはその防衛の考え方と、防衛をするからこそ、その——何というんでしょうか、平和から遠ざけられるという考えよりも、防衛力はあってもいい、しかしその防衛力を行使しないための真摯な平和的外交こそが必要であるという認識は重要であると思っております。

○議長（赤嶺 昇君） 大浜一郎君。

○大浜 一郎君 知事はもっといろんなインテリジェンスに触れるべきですね。そしてどういうインテリジェンスで、どういうふうな物の考え方が必要かと、もう少し広い意味でのインテリジェンスに触れるべきだと思います。

ちょっと質問を変えますけれども、これ石垣でも起こり得ることなのでお聞きしますけれども、知事は宮古島への自衛隊装備搬入について抗議した市民へ、県警の対応について、公権力に排除された住民のことを思うと胸が痛むのは県民誰でもそうだと述べられました。知事は県警の対応は強権的だという御認識なんですか。どうですか、知事。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 私は事前に十分な情報の共有がなされ、そしてその安全性における計画についても真摯に、沖縄防衛局あるいは防衛省と地元市町村とで協議がなされていること、そしてそのような丁寧な説明があって、係るその業務に取り組んでほしいということを述べました。しかし、そういうことが図られずに、現場で対応しなければならないということを見ると、そういう状況が惹起してしまうということについては、非常に残念であるという思いを述べた次第です。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時50分休憩

午前10時50分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○知事（玉城デニー君） その場の対応がどうであったか、詳細については承知しておりませんが、しかし県警が対応する、あるいは警察が公権力によって対応するという事は、それは対応の一つであるというように思います。しかし、そういうことが繰り返されてはやはり非常に残念であると。その前にしっかりと話し合っ、そういう場面をつくらないようにしていただきたいということも述べさせていただきました。

○議長（赤嶺 昇君） 大浜一郎君。

○大浜 一郎君 県警本部長にちょっとお聞きしますが、県警は抗議、反対する市民の皆さんに対して、どういう根拠に基づいてそのような対応をされたのか。知事は今おっしゃるように、憤りも感じてますし、心が痛む公権力だというふうにおっしゃっているような感じもしますけれども、どういう根拠に基づいて、抗議する市民の皆さんに対応されたんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 警察本部長。

○警察本部長（日下真一君） お答えいたします。

お尋ねの宮古島の弾薬搬送では、多数の人が埠頭のゲート前でありまして、陸上自衛隊保良訓練場の道路上に集まり、車両の通行を妨害する形で立ち塞がり、座り込み、寝そべりするなど、道路交通法違反に該当する状況が認められました。県警察では、こうした危険かつ違法な状態を解消するため、事前に自発的な移動を指導するとともに、本件における警告を行った上で、それでもなお車両の通行の妨害となる場所で座り込むなどしている方々を安全な場所へ移動させたものであります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 大浜一郎君。

○大浜 一郎君 県警は、道路交通法の違反があるので、寝そべったりする方々を安全なところに移動させた。これ公権力による排除ではありませんよ。反対することは僕は非難はしません。反対は当然やっています。これは権利です。しかしながら、ルールは守らないと。ルールを守って反対運動してもらわないと、子供たちも見ていますよ。大人たちが道で寝そべって、道路交通法に違反したことをやるような、こんな教育上も悪い、これは。やっぱりルールをしっかり守った上で、反対運動はどうぞやればいい。しかしながら、ルールは守ってもらわないといけません。それがあっても、公権力の排除というような言葉を使って心が痛む

というような発言は、これは知事、これは修正されたほうがいいと思いますよ。どうですか。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） そういうような場面が生じてほしくない、そういう場面が度々起こり得ることはやはり胸が痛む思いであるということのを正直に述べたものであります。

○大浜 一郎君 後ろから問題ないという言葉がありますけれども、非常に残念です。

アラーク フガラッサ。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時53分休憩

午前10時54分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

新垣 新君。

○新垣 新君 議長、休憩。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時54分休憩

午前10時54分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○新垣 新君 1、深刻な軽石被害について。

(1)、漁業関係者は、尖閣問題や日台漁業協定やコロナ禍や軽石被害で苦しい生活となっておりますが、どのように受け止めていますか。知事の見解を求めます。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君） 本県の漁業者は、尖閣問題や日台漁業取決め等、様々な制限や不安の下で漁業を行っております。また、コロナ禍による水産物の需要や価格の低迷に加え、今般の軽石の漂流・漂着により、多くの地域で操業の自粛を余儀なくされるなど、県内の漁業者は、大変厳しい状況に置かれております。そのため、県では水産関係団体と連携し、国に要請を行うなど、これらの問題解決に向け取り組んできたところであります。

県としましては、早急に漁業者の安全操業と経営安定が図られるよう、関係団体と連携し、引き続き取組を強化してまいります。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣 新君。

○新垣 新君 知事に伺います。

知事、非常に今、沖縄県の漁業関係者、漁民は苦しんでいます。コロナの対応と軽石の被害問題は一丁目一番地の優先課題として、知事を先頭に全庁体制で、苦しんでいる漁業関係者に対して全力で救済すると、力強い知事のメッセージをいただきたいんですけれども、知事の見解を求めます。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） この間この軽石の被害については全庁を挙げて、各担当部局をはじめ関連する機関とも協力をしながら、しっかり取り組んでいこうというように認識をしております。

私も先日、うるま市勝連与那城地域の漁港や自然海岸を視察させていただいて、どこの場所と言わず、やはりその軽石の被害は広範に及んでいると、深刻な問題だと。そして、これはいよいよ長期化するということなことを改めて強く受け止めました。

ですからそのことも含めて、今回は補正予算で計上した軽石による漁業被害調査事業等を含めて、あらゆる方策と予算をしっかり投じていきたいということは議員の御案内のとおりだというように軌を一にいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣 新君。

○新垣 新君 知事、ありがとうございます。

議長、ちょっと休憩。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時58分休憩

午前10時58分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○新垣 新君 知事、ありがとうございます。

(2)、軽石被害による漁船の故障を防ぐための改造等に対する補償支援について見解を求めます。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君） 今後、軽石の影響が長期化することも想定した場合、軽石が存在する状況であっても、漁船が安全に航行するための技術的な対策が重要になると考えております。そのような中、現場の漁業者が早期に出漁するために、創意工夫をされ対策を講じていることは大変すばらしいとも聞いております。そのような取組に対しても敬意を表する次第でございます。

県としましては、そのような取組も参考にしつつ、漁業者が安心して漁業活動を行うことができるよう、関係団体と連携して早急に支援策を取りまとめてまいります。

○新垣 新君 議長、休憩。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時59分休憩

午前10時59分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○新垣 新君（パネルを掲示） 見ていただきたいんですけども、知事、当局の皆さん、今漁民の皆様が一日も早く漁に出たい、自助努力でこの応急処置を

行っています。

3つの種類がありますので、まず1点目が、フィルター方式、新設方式です。海水取入口より取り入れた海水は、清水冷却器（ラジエーター）内で清水（クーラント液）を冷却後、船外に排出されると。現状のフィルターでは能力不足のため、新たに高機能なフィルターを新設した。ここを見てください。軽石対策として、船内機関場にあるフィルターを船上に移動し、フィルターを新設いたしました。ここを見てください。こうなっています。

次に、切替え方式というエンジントラブルを防ぐやり方もあります。この切替え方式ですが、海水取入口より取り入れた海水は冷却器（ラジエーター）内で清水（クーラント液）を冷却後、船外に排出される。

この①と②を見てほしいです。軽石対策として、船内機関場にあるフィルターを船上に移動し、フィルターを新設し、まず一方から冷却器（ラジエーター）へ海水を送り、新設した一方のフィルター①、軽石が詰まったらバルブで切替えを行い、もう片方のフィルター②から海水を送るようにしました。これが2つ目。

3つ目の方式をこれから説明します。

休憩。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時1分休憩

午前11時1分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○新垣 新君（パネルを掲示） 3つ目が、魚倉利用方式といえます。この魚倉です。取り入れ、漁船により形状が違います。そして、ここを見てください。海水分岐バルブを新設して、海水取入口より取り入れた海水は清水冷却器（ラジエーター）内で清水（クーラント液）を冷却し、船外に排出されると。軽石対策として新たに分岐バルブを設置し、海水を魚倉に取り込む。結局魚倉をなくすということになります。新設したバルブ、そして魚倉がこのようにまた改造されて行きます。これをろ過、海水取入口から取水された海水は魚倉でろ過を行います。そして、最後の軽石になります。この軽石を編み目の細かい布でこす。そして、このように最後に魚倉でろ過を行った海水を清水冷却器（ラジエーター）へ送る。

そのような形で、船の造り方、船の大きさによって様々な——この漁民の自助努力をどのように評価していますか。改めて伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君） 先ほどの答弁とちょっと

と重複はしますが、議員が説明されましたことにつきまして、現場の漁業者が早期に出漁できるために創意工夫されていることにつきましては、大変素晴らしいことでありまして、そのような努力に対しては最大限の敬意を表する考えであります。

県としましては、そのような取組も参考にしつつ、漁業者が安心して漁業活動を行うことができるように、関係団体と連携して早急に支援策を取りまとめてまいります。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣 新君。

○新垣 新君 早急に支援をしていきますと、ありがたい話があります。

改めて質問します。

一日も早く漁業関係者の生活がよくなるように、この応急処置、先ほど説明したフィルター方式、補償支援を年内で、この県内37か所の漁業組合に県が予算をつけてほしいんです。本当に今、先ほどのコロナでも、そして日台漁業協定、尖閣の問題、軽石の問題で今、船のローン、また住宅のローンで本当に苦しんでもがいているんですね。一日も早い救済、漁民の皆様が、まずこの応急処置から必要だと言っているものですから、ウミンチュの皆さんが。ぜひこの漁業組合37か所に一日も早く、早急に予算をつけていただきたいんですが、見解を求めます。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君） 軽石の漂流・漂着の影響を受けた漁業者への支援につきましては、様々な要望、意見等を聞いております。そのため県では、県及び県漁連等の水産関係団体で構成する対策協議会の中で議論を行い、スピード感を持って漁業者への支援について取り組んでまいります。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣 新君。

○新垣 新君 ありがとうございます。

年内でこの応急処置の支援をぜひ頑張ってください。期待しております。

続きまして(3)、軽石被害における損失補償の観点から、漁業組合関係者やレジャー関係者等を交えた対策会議を早急に立ち上げていただきたいのですが、見解を求めます。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時5分休憩

午前11時5分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君） 県では、今回の補正予算で計上した軽石による漁業被害調査事業の中で、

県及び県漁連等の水産関係団体で構成する対策協議会を設置し、情報の共有を図るとともに、対応策の検討を行うこととしております。

県としましては、同協議会での議論を踏まえ、漁業者に対する具体的な支援策を検討してまいります。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣 新君。

○新垣 新君 会議は何回行われましたか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時6分休憩

午前11時6分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君） 同協議会は設置したばかりですので、これから会議等が行われるところがあります。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣 新君。

○新垣 新君 そのとおりです。

早急にこの損失補償の件で会議を行ってほしいということ forcefully 申し上げます。それはなぜかといいますと、先ほどから言っているように苦しい生活の状況に至っている。船のローン、住宅のローン、日台漁業協定、コロナ、尖閣問題でも苦しい生活の状況に、さらに追い打ちをかけられた状態でございますので、改めて申し上げます。

この県内37組合関係者の損失補償をJ F、沖縄軽石対策協議会で議論されて、損失補償を行うと理解してよろしいでしょうか。伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時7分休憩

午前11時8分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君） 先ほどの答弁とちょっと重複いたしますけれども、軽石の漂流・漂着の影響を受けた漁業者への支援につきましては、様々な要望や意見等を聞いておりますので、そのため県では、県及び県漁連等の水産関係団体で構成する対策協議会の中で議論を行いまして、スピード感を持って漁業者への支援については取り組んでまいります。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣 新君。

○新垣 新君 分かりました。

重ねて強く主張したいことがあります。強い願いでございます。沖縄県の漁業関係者、ウミンチュの方々からの強い声があります。先ほど様々な意見があるということは理解しております。私も現場に足を運んで現場の声を聞いてきています。漁に出た実績に応じ

た形で、損失補償を主体とした議論を対策会議で行ってほしい。その議論を踏まえて、ウミンチュの方々、関係者への損失補填を強く求めて、早急な損失補償を行っていただきたいんですが、改めて知事、県の関係者が今、県がこの対策会議に入っています。知事としても、トップとしての役割とそのメッセージも私は必要だと思っているものですから、今日、漁業関係者の皆さん、私の質問をモニターで見ていると思いますので、知事のメッセージを伺いたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 先ほど来、農林水産部長から答弁をさせていただいておりますが、今般、この軽石の被害については様々な形で影響、被害が出ております。ですから、ぜひこの対策協議会、これは県漁連などの水産関係団体の皆さんにも一緒に入っていて構成をしておりますので、この対策協議会で情報の共有を図り、様々な調査を行い、どのような手だてを講じることができるかについて真摯に検討してまいりたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣 新君。

○新垣 新君 県の財政ではなかなか厳しいものがあります。国との連携は部長、今後どのように進めていくか伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時10分休憩

午前11時10分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君） 漁業者への支援につきましては、先般、国に対して要請をしたところでございますけれども、今後も強くまた国に対して求めてまいりたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣 新君。

○新垣 新君 ぜひ国との連携、大切ですので、ぜひ一日も早くウミンチュの皆様を救済して、救っていただきますよう強く求めます。知事を先頭に。期待をしております。頑張ってください。

続きまして、(4)に移ります。

漁船などの船舶の航行・安全を確保する観点から、軽石の最新の漂流状況と今後の予測等について、関係者に対し情報提供を行う連携体制は怎么样了か、伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時11分休憩

午前11時11分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君） 漁船の安全航行を確保するためには、軽石の漂流状況及び予測に関する情報が重要であります。そのため、玉城知事が国に対して、軽石の最新の漂流状況を把握することや漂流予測を行うことなどについて要請を行いました。また、今後、県及び水産関係団体で構成する対策協議会において、情報提供の在り方について検討することとしております。

県としましては、引き続き水産関係団体と連携して、漁船の安全確保に向けて取り組んでまいります。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣 新君。

○新垣 新君 私が強く求めているのは、予測不能だと。漁民の皆さん、無線でもつながっているそうです。ウミンチュの皆さん漁に出て、波の潮の流れ、風の向きで大量に軽石があるとUターンして帰ってきたという報告をよく聞いています。だから私、これ最新の情報と書いたんですね。ですから、そのさらなる最新の情報の強化体制、例えば海上保安庁とか無線局、そして民間の生活物資を運ぶ船舶関連団体との強い連携、この現場の軽石の体制も強化すべきだと思うんですけれども、改めてその体制を強化すべきだと思いますが、伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君） 軽石の漂流状況の情報提供につきましては、海上保安庁もしくはJAMS TEC、いろいろなところが情報を持っておりますので、これらをまとめ上げて漁業者の方が利用できるような形に、先ほどありました対策協議会の中で十分に検討してまいりたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣 新君。

○新垣 新君 分かりました。

(5)、離島航路の停止に伴う影響と離島住民の生活物資の確保や搬送体制の強化等の支援について、見解を求めます。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（宮城 力君） 離島航路は、人や生活物資を輸送する重要なインフラであり、軽石の影響で欠航が続くことのないよう、県では、港湾に漂着した軽石の除去に取り組んでおり、航路事業者においても、軽石の状況に応じ、到着港を変更して運航するなど対応しているところであります。

県としましては、離島住民の生活を守るため、これらの取組を継続するとともに、欠航が続く場合における生活物資の確保等について、関係部局等と連携しながら、各島の状況に応じて臨機応変に対応してまいり

ます。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣 新君。

○新垣 新君 ぜひこの体制を臨機応変に、体制強化も緊張感を持って頑張ってくださいますよう強く求めます。

次に(6)、軽石の安全性確認及び処分または活用方法に関する技術的な支援について、見解を求めます。

○議長（赤嶺 昇君） 環境部長。

○環境部長（松田 了君） お答えします。

県が行った分析の結果、軽石中の重金属等について、土壌汚染対策法に係る土壌溶出量基準及び含有量基準以下であることが確認されており、有効利用に際しての環境安全性に問題はないと考えられますが、他方、塩分濃度が高いことから、利活用について各部局で検討を行っているほか、一般からもアイデア等を公募しているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣 新君。

○新垣 新君 一般からの応募もありがたい話です。

この専門家等にも県からお願いしていくべきだと私は考えているんですが、改めて見解を求めます。

○議長（赤嶺 昇君） 環境部長。

○環境部長（松田 了君） 現在、県の関係部局、研究機関等で、応募いただいたアイデアの実現性等について検討していく準備をしているところでございます。議員御提案の専門家への意見聴取あるいは助言をいただくということについても、併せて検討してまいりたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣 新君。

○新垣 新君 ぜひ頑張ってください。

続きまして、6に移ります。

船舶関連団体が求める人手不足解消について。

(1)、沖縄水産高校専攻科の漁業科・機関科の定数増を行う必要性について、見解を求めます。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（金城弘昌君） お答えいたします。

沖縄水産高校におきましては、生徒の高いニーズに対応するため、実習船海邦丸を大型化いたしました。4月の就航に合わせまして、今年度から海洋技術科の海技士養成課程の定員を30名から40名へ増員をしたところでございます。また、専攻科につきましては、新実習船第6代海邦丸の定員60名に対する海洋技術科の生徒の乗船人数との関係から、従来の漁業科10名、機関科10名としているところでございます。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣 新君。

○新垣 新君 平成28年10月24日に、船舶3団体が沖縄県に県立沖縄水産高校の海洋技術科と専攻科の定員増に関する陳情書を出しています。高校生の部分は評価いたします。専攻科の部分について、依然まだ定員増が行われていません。現場が人手不足という限界がこれから来ます。2040年には、もう離島に生活物資が送れるかという危機感が県にはあるのかということも含めて伺いたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（金城弘昌君） 先ほども答弁させていただきましたけれども、今回大型化しまして、60名定員にしました。船自体が60名でして、いわゆる本科のほうが40名になっていますので、専攻科10名、10名の計60名ということで、引き続き船に乗る人数が限られているものですから、なかなか難しいのかなというところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣 新君。

○新垣 新君 船に乗る人数が限られているというんですけれども、知恵を出すという考えはないんですか。人手不足という形で——では今、船の人数が限られているというんですけれども、改めて伺いますよ。今、第6代海邦丸ができたのは本当にうれしいです。でも県が翔南丸を潰したじゃないですか。私はこの人手不足、2隻あったものを1隻にした。私も当時、水産高校の同窓会の副会長をやっていました。よく覚えています。行革で潰したんです。学科編成計画でも潰したんです。少子化の下でという形で、これ理解はできるんですが、水産高校の特殊な部分を削ってはいけないんですよ。行革と言ったり統廃合計画と言ったり、あの当時相当抵抗があったんです、水産高校の名前がなくなるとか、非常に。だから県にも責任があるんですよ。翔南丸をなくしたという。

その問題に関して、課題が2点あります。

まず、民間企業、団体との連携、国との連携を行って——まず1点目です。課題です。今回本当に分かりました。この高校生は高校生、専攻科は専攻科と分けて、この民間とのタイアップ、そして国はそういった民間との研修課程、その遠洋航海が必須の課題になっているものですから、そこを国、民間等を交えた協議会、また県内には海外に出ていく遠洋航海ができる民間がないです。

そこを含めて、まずは意見交換、国と民間、協議をしていただきたいんです、人手不足解消のために。その問題に関して、教育長の見解を求めます。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（金城弘昌君） お答えします。

議員提案の民間の船舶を活用できないかということで、民間の船舶を活用するためには、まず海技士の養成施設の練習船として法令に合致するかという条件がございます。そういうこともございまして、まず船舶関連企業と関係課のほうで意見交換を先日させていただきました。そうしましたら、民間船は最少の人員で運航していて、運航業務で手いっぱい水産高校の実習生の養成に関わることはかなり厳しいなど。これは他県でも同様の状況ですよということで、なかなか厳しいなということがございました。

あわせて、全国でどういうふうな状況かというのちょっと調べさせていただきましたが、なかなかやはりそういう実態からすると、これまで事例がないというところがございます。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣 新君。

○新垣 新君 タンカーとかマグロ船、そして鯨船、歓迎です。だから動いていないんですよ、沖縄県がまだ。問題は国がカリキュラムの研修課程を認めてくれるかがポイントになるんです、課題として。ぜひこれを早急に、急いで頑張ってくださいたいんですけども、教育長の見解を求めます。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（金城弘昌君） 議員の御提案に専攻科のことがございました。いろいろ専攻科のほうで3級認定になりますけれども、その実習としては、まず練習船で1年3か月以上の実習が必要。併せて300トン以上で日本近海からオーストラリアですとか、それ以上、いわゆる2000海里以上のところに航行する船舶。また、実習に30日以上等、様々な課題がございますので、そこはまた民間の団体とも少し意見交換をさせていただきながら、どういう方法があるか考えてみたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣 新君。

○新垣 新君 先ほど教育長が言った——国と民間との連携で人手不足解消という形を頑張ってくださいたいのが1点。

もし、これが9月に終わるのならば、新たに、前にあった翔南丸の復活をお願いしない限り、人手不足、2040年には離島に物資が送れない時代が来ると。ただでさえ代表質問の中でも、バスの運転手がない、県民の足がなくなると見解がありました。今度は離島に物資が届かなくなるという時代が到来してくるんです、2040年問題。その問題に危機感を持って、改めて教育長、この2点を、この課題、ぜひ頑張ってくださいたいんですけども、課題2点に絞って。もう現場も分かっています、担当課も。ぜひ頑張ってくださいたいんですけども、教育長の見解を求めます。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（金城弘昌君） 議員の御指摘のように、平成14年度までは翔南丸がございまして2隻体制でした。ただ、当時の状況として、先ほど議員からもございましたけれども、入学希望者が減少している。また、併せて多額の維持費という財政上の観点もあって、1隻体制になっているところがございます。

御案内のとおり、第6代海邦丸は入学定員、今60名に拡大をしたところがございます。ただ、議員御案内のとおり、人手不足はやはり我々の水産高校でも同じような状況でございまして、船員を確保するのがなかなか難しいというふうな課題もございます。また、併せて海洋系の学科の——水産高校は1倍を超えていますけれども、ほかの学科ではちょっと厳しいような状況もございます。また、財政面の課題はやはりどうしても出てきますので、その辺りしっかり検討して対応していきたいなと思います。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣 新君。

○新垣 新君 専攻科も入試の倍率が高くなってきています。この機関科、漁業科もぜひ定員増を目指して、あの時代はあの時代、今の時代は変わってきているということを強く指摘して、教育長のリーダーシップを期待して人手不足を解消していただくよう強く求めます。

続きまして、4、期日前投票所の増設について。

(1)、国政選挙や地方選挙の投票率が低下している現状をどのように受け止めていますか、お伺いします。

○議長（赤嶺 昇君） 選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（当山尚幸君） まず、投票率の向上について、県議会議員の皆様から御意見があるというのを非常にうれしく思います。一緒に頑張りたいと思います。

投票率につきましては、選挙の種類、候補者の注目度、争点の明確化などによって変動しますが、近年の本県投票率は全国と同様におおむね50%程度で推移し、やや低下傾向にございます。年齢別で見ますと、20代の投票率が低く、60代、70代の投票率は高くなっておりませんが、男女別で見ますと女性がやや高い傾向にございます。投票率が低下傾向にある要因は様々なものが考えられますが、近年では、若者を中心に政治離れが指摘されているところがございます。

県選挙管理委員会としましては、引き続きより効果的な啓発に取り組み、有権者の皆様に投票の意義や重要性を呼びかけてまいりたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣 新君。

○新垣 新君 改めて伺います。

市町村と県の選管が若者に対して投票に行かない理由、要因を、パブリックコメントやアンケート調査を行ったことはありますか、伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（当山尚幸君） ちょっと休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時26分休憩

午前11時26分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○選挙管理委員会委員長（当山尚幸君） 今の御質問について、パブリックコメントについては県のほうで調査したことはございませんけれども、全国的ないろんな研究とか、そういう調査はなされておまして、おおよそ把握はしております。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時27分休憩

午前11時27分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

新垣 新君。

○新垣 新君 分かりました。

改めて伺います。

選管として、今後市町村の選管とも連携を図るべきだと。この投票率が年々下がっていく傾向に、投票率の定め、目指すべき投票率ということを決めるべきだと。私はやはり投票率を上げるべきだと思っている立場ですから今回質問しているんですけども、その意欲はありますか。

○議長（赤嶺 昇君） 選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（当山尚幸君） 当然選管としても投票率は今のままでいいというふうな認識はございませんで、何とか上げていきたいと。ただ、これは選管だけで何か上げられるものではないので、だからみんなで一致協力して上げていく以外にないなということを考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣 新君。

○新垣 新君 まず投票率を上げるための努力を行ってほしいんですけども、県内11市の期日前投票所の増設状況はどうなっていますか、伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時28分休憩

午前11時28分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（当山尚幸君） 10月31日に実施された衆議院議員総選挙において、期日前投票所は61か所となっております。また——そこまでよろしいですか。

○新垣 新君 今県内11市と聞いていますので。

○選挙管理委員会委員長（当山尚幸君） 61か所。

○新垣 新君 休憩。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時28分休憩

午前11時30分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○選挙管理委員会委員長（当山尚幸君） 期日前投票所は61か所と先ほど言いました。那覇市などの9市町村については、2か所以上設置しております。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣 新君。

○新垣 新君 県内11市の期日前投票所を増設している市と増設していない市を明確に示してください。今明確に言っていないものですから、明確に答えてください。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時31分休憩

午前11時31分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（当山尚幸君） 那覇市、宜野湾市、浦添市、沖縄市、うるま市、以上が設置している市です。設置していないのが、名護市、糸満市、石垣市、豊見城市、宮古島市、南城市です。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣 新君。

○新垣 新君 まず設置していない地域に、市に増設を指導、助言していく。先ほど投票率を上げたいという立場で答弁がありましたので、私も一緒です。

この増設していない市に、まず増設すべきではありませんか。指導、助言をすべきではありませんか、伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時32分休憩

午前11時32分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（当山尚幸君） 期日前投票所は、市町村選挙管理委員会の権限で設置されますが、人口、地勢、交通等を考慮した場所の確保、それから当該投票所を管理する市町村の人員不足といったような課題もあると認識しております。

そういうことはございますが、県選挙管理委員会と

しましては、このような課題を踏まえつつ、投票率のさらなる向上に向けて、期日前投票所の増設につき、研修等において市町村選挙管理委員会に引き続き助言してまいりたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣 新君。

○新垣 新君 選挙管理委員長、来年、選挙イヤーです。市町村の議会議員や首長の選挙、県知事選挙もあります。ですから、投票率が年々下がっているという状況に私たちも悔しい思いをしているんです。投票率を上げるべきだという、まずは努力をしよう。予算がないんだったら、県が市と町に——村は投票率非常にいいんです、65%超えて。ですから、その問題において、ぜひ予算づけを含めた市と町の連携を考えていただきたいんですけども、見解を求めます。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時34分休憩

午前11時34分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（当山尚幸君） おっしゃるように選挙は有権者が投票を通して政治に参加し、その意思を直接反映させることのできる貴重な機会でございます。健全な民主主義の発展のために、積極的な投票参加は欠かせません。

県の選挙管理委員会としましては、効果的な啓発により、有権者に投票の意義や重要性を呼びかけていくとともに、期日前投票所の設置、それから移動支援といった有権者の投票機会の確保、投票環境のさらなる向上に有効な取組については、市町村選挙管理委員会に対して積極的に助言を行ってまいりたいと思っております。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣 新君。

○新垣 新君 改めて伺います。

県内の期日前投票所の増設を行っている町と行っていない町はどうなっていますか、伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時36分休憩

午前11時36分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（当山尚幸君） 期日前投票所を設置している町は、金武町のみです。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣 新君。

○新垣 新君 そうです、そのとおりです。ですから、金武町以外の町に対しても、これは本島に限ってでいいです。本島の町は投票率を上げるために——離

島の町は非常に投票率いいです。65%を超えています。ですから、この問題においても指導助言を行っていただきたいと同時に、市と町の問題ですから、財政的な負担、予算がないという、厳しいという状況もあるんですね。

その件に関して選挙管理委員長、知事のほうに、ぜひ執行部に予算要求をお願いしたいんですけども、その件に関して答弁いただきたいんですけども、お願いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時37分休憩

午前11時37分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（当山尚幸君） なかなか予算については難しい問題でございますが、市町村の予算について我々がいかほど関与できるかという——県の選挙管理委員会がです——非常に難しい問題がございまして、むしろ市町村のほうで独自では難しいのであれば、市町村から県に何かの支援要請とかあればよろしいんですけども、県の選挙管理委員会が何か配分を振るうようなものではないと思っています。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣 新君。

○新垣 新君 先ほど選管委員長から、そのような説明がありました。やっぱり市と町は財政が厳しいという声はすぐ上がってくると思うんですけども、来年は選挙イヤーです。県知事選もあります。

知事、まず2点伺います。

来年の選挙イヤー、投票率が上がったほうが望ましいですよが1点目。

2点目、市と町から財政的な支援を求めると上がってきたら検討すべきだと思うんですけども、この2点を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（宮城 力君） 国政選挙等に係る選挙費用、事務費なんですけど、これについて法定で事務費が算定されることになっております。その範囲内で、市町村にあっては選挙を執行していただくという仕組みになっております。仮にこれがほとんどの市町村で不足が生ずるような場合があれば、国にこの算定方法の在り方について申出を行う必要があると考えております。今のところ、その選挙費が足りなくて難渋しているという声は、予算の面で声は上がってきていないという状況でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 投票率の向上については、

やはりその投票率が上がるということは、すなわち健全な民主主義の発展と、選挙への参加によって有権者の意識が高まっていくということですから、非常に重要であると思います。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣 新君。

○新垣 新君 市と町から財政的な支援の求めが上がってきた場合、必ず予算をつけていただきますよう強く求めます。

最後に、我が党関連質問です。

小渡良太郎議員が述べた在沖米軍基地の整理縮小について、50%の数字について具体的にどの施設を減らすのか伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） お答えいたします。

県民の目に見える形で米軍基地の整理縮小を確実に行うためには、基地の提供責任者である日本政府と実際に基地を運用する米国政府との間で積極的に協議する必要があると考えております。このため、県としては、日米両政府に対し、在沖海兵隊の段階的な整理縮小など、SACO及び統合計画に続く具体的な返還計画の検討・策定を求めたところであります。

県としては、訓練場のうち住宅地に近く基地被害が大きい区域や跡地利用が可能な区域については、地元市町村や地権者等の意向を踏まえ、返還を検討していただく必要があると考えております。このため、日米両政府に沖縄県を加えた新たな協議の場を設けることを併せて要請したところでございます。

○新垣 新君 休憩。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時41分休憩

午前11時41分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○知事公室長（金城 賢君） 今回の要請に当たっては、SACO合意や統合計画と同様に、日米両政府において県民の過重な基地負担の現状を踏まえた上で、当面は全国の在日米軍専用施設面積の50%以下を目指すとする具体的な計画の策定と返還の実現を求めているところでございます。

県といたしましては、先ほど申し上げたとおり、駐留軍労働者が少ない訓練場や実弾射撃訓練による流弾事故が発生するなど基地被害が大きい区域、それから市街地を分断する形で存在する基地等については、計画的なまちづくりや交通体系の整備、産業振興の整備などで経済発展の制約となっていることから、こういった基地については日米両政府において返還の検討を行っていただきたいということを要請したところで

ございます。

○新垣 新君 休憩。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時42分休憩

午前11時43分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 県民の目に見える形で米軍基地の整理縮小を確実に行うためには、基地の提供責任者である日本政府と実際に基地を運用する米国政府との間で積極的に協議をする必要がある。それについては、ぜひ50%以下を目指すということを実体的に議論してほしい。その場合には、沖縄県の意見も反映できる場を設置していただきたいというのが我々の求めている要望であります。

○新垣 新君 休憩。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時43分休憩

午前11時44分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君） 50%の経緯はずっと答弁されているとおりです。

議員は——先ほどから具体的にどの施設、どの面積かということについては、沖縄県はこれは言及しておりません。これは我々は、では具体的にどこいったところがあるかといいますと、先ほど来ありましたように、訓練場が住宅地に近く基地被害が大きい区域ですとか、土地利用が可能な区域、そういったものが考えられるでしょうと。ただ、具体的な施設、区域、面積をどうするかというのは日米両政府において御議論いただきたいというのが県のスタンスでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣 新君。

○新垣 新君 では、ある程度伺います。

全ての米軍基地を自衛隊と共同使用して、日米地位協定の管理権も取って、事件・事故を減らして、そして日本の自衛隊が自分の国は自分で守るという抑止力を持って、知事、50%に減らしていくと頑張っているだけなんですけれども、いかがですか。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） お答えいたします。

県としては、県内の米軍施設を自衛隊と共同使用することは県民の過重な基地負担の軽減につながるものではないことから、在沖米軍の県外または国外への分散移転・ローテーション配備をより一層促進する必要があると考えております。

このため、本土復帰50周年に向けた基地の整理縮小の要請においても、在沖米軍の県外または国外への分散移転・ローテーション配備をより一層促進すること、本土への分散移転・ローテーション配備に当たっては、米軍専用施設と比較して、日本政府が米軍の運用に責任を持つことにより地元への影響を軽減できる本土の自衛隊基地の米軍との共同使用を含め検討していただきたいというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣 新君。

○新垣 新君 最後に、答弁要りません。

これ、こういう膠着状況だったら落としどころないですよ、着地点も。もう対立対立ですよ。自分たちから落としどころをつくって、沖縄の思いとって、そういう形で今中国の脅威、北朝鮮の脅威も、我々日本人ですから、そこら辺の抑止力も考えて、沖縄のこと、日本全体のこと、日本全体の日米安保は沖縄が担っているんだと。そういう考え方を持って、交渉力を持って、知事、今後検討していただければ非常によくなるなと思うんですね。今コロナの問題と貧困の問題と軽石の問題で……

○議長（赤嶺 昇君） まとめてください。

○新垣 新君 県民の視線はそこに行っているんですよ。ぜひ路線変更を強く求めて、着地点と落としどころを考えていただきたいということを求めて質問を終わります。

答弁ありがとうございました。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時47分休憩

午前11時47分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

中川京貴君。

〔中川京貴君登壇〕

○中川 京貴君 皆さん、こんにちは。

沖縄・自民党会派の中川京貴です。

一般質問を通告しております。項目に従い順次質問を行いたいと思っております。

1、知事の政治姿勢について。

(1)、普天間基地の名護市辺野古移設に伴い、沖縄防衛局が提出した埋立変更承認申請について不承認とした経緯について伺う。

(2)、知事は、沖縄振興特別措置法の延長及び次期振興計画の策定を国に要請しているが、一方で、50%程度の米軍基地の削減や許可したサンゴ移植申請を撤回、または沖縄防衛局が提出した埋立変更承認申請を不承認とするなど、振興策等の要請と同じタイミングで基地問題を国にぶつけている。

ア、知事は、米軍基地を負担しているから振興策等は当然との認識であるのか。

イ、許可したサンゴ移植申請を撤回した理由について伺う。

ウ、普天間基地問題について翁長県政から玉城県政までのこれまで争われてきた訴訟の件数や裁判費用等、予算全てについて伺う。

(3)、知事は基地の整理縮小をするために日米合同委員会、SACOで合意した11の施設の返還をどのように進めるのか伺う。

(4)、玉城知事は所信表明で在日米軍専用施設面積を70%から50%以下を目指すとして述べた。どの基地を、いつまでに、削減するのか。跡地をどのように利用するのか伺う。

(5)、在日米軍に対する政府の思いやり予算については不要論も根強いが、労務費を日本政府が負担することが基地従業員の雇用の安定につながるとしている。思いやり予算について知事は、どのような見解をお持ちか伺う。

(6)、復帰50周年記念事業に向けて県がイメージする事業案について伺う。

2、米軍基地問題について。

(1)、那覇軍港の浦添移設案と普天間基地、辺野古移設代替案との違いについて伺う。

(2)、浦添キャンプ・キンザー内建物（倉庫等）を読谷村トリステーション、知花弾薬倉庫、他施設に移設する経緯について伺う。

(3)、本土復帰後、沖縄県の基地の整理縮小・返還に伴い、実績と結果（返還日・返還地・面積）、今後の対策について伺う。

(4)、北谷町砂辺第1ゲート近くの交通渋滞対策について。

ア、北谷町浜川地域（嘉手納基地第1ゲート前・元コザ信用金庫北谷支店前）の国道58号の出口は、朝夕の渋滞はもとより、日中も激しい交通渋滞があり、地元から問題解決の要請を受け、私は平成24年7月、平成27年6月、平成29年6月に一般質問で取り上げて地元住民と防衛局に要請行動した。県はこれまで問題解決のためにどのような取組をしてきたか伺う。

イ、嘉手納基地第1ゲート前改良工事に伴い、国道58号沿い嘉手納町元水釜交番所前、第4ゲート出入口による影響について伺う。

(5)、米軍による銃剣とブルドーザーで沖縄の基地建設が行われたと言われているが事実か。事実であれば場所を示していただきたい。

(6)、基地関連収入について。

ア、軍用地料や思いやり予算など県に入る収入、市町村に入る収入について伺いたい。

イ、地域振興・基地補正・密度1（傾斜配分）の設置された経緯と現状について伺う。

3、沖縄振興策の推進について。

(1)、我が自民党会派は、沖縄振興特別措置法の10年延長と一括交付金の拡充、沖縄振興開発金融公庫の存続など4項目の実現を自民党沖縄振興調査会小淵優子会長に要請した。その中で委員からは県の決意とビジョンが不足しているとの指摘があった。このことについて県の認識を伺う。

(2)、令和4年度沖縄振興予算要求に向け、市町村からの要望や検証等について、その内容と国への要望にどのように反映させているか伺う。

(3)、私たち自民党会派は沖縄自動車道の利用料金について、独自料金の3年延長及び割引制度を継続し、現行の料金水準を維持するよう要請した。県の取組について伺う。

(4)、復帰特別措置法に基づく揮発油税の軽減措置について、さらなる延長を求められている。県の認識と取組について、もし認められなければどのくらい影響が出るのか数字で示していただきたい。

4、観光振興について。

(1)、おきなわ彩発見キャンペーンの効果（予算と執行率）、課題や今後の展開について伺う。

5、教育・文化の振興について。

(1)、コロナ禍における沖縄離島体験交流促進事業のこれまでの実績と計画について伺う。

6、農林水産業の振興について。

(1)、パラオ共和国の排他的経済水域（EEZ）における本県のマグロはえ縄漁船の安定的な操業継続に向けた、水産技術交流に関するMOU締結について、進展状況について伺う。

(2)、パラオ共和国と我が沖縄県との人材交流をはじめ、友好関係を保つための取組について伺う。

7、沖縄県に漂着した軽石被害について。

(1)、小笠原諸島の海底火山噴火による大量の軽石が沖縄県全域に漂着し、漁業従事者及び関係者に多大な影響が生じている。今回の災害は過去に例がない規模であり、その被害もどこまで波及するか想定できず今後の県の対応と対策を伺う。

(2)、農林水産業・港湾・観光またはそれ以外に及ぼす被害状況について伺う。

(3)、漂着した軽石の撤去作業について、県の対策、財政支援等について伺う。

8、我が党の代表質問については質問いたしません。

答弁を聞いて、また再質問を行いたいと思っております。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

〔知事 玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君） 中川京貴議員の御質問にお答えいたします。

1、知事の政治姿勢についての御質問の中の(6)、復帰50周年記念事業案についてお答えいたします。

沖縄県では、大きな節目となる復帰50周年の記念事業として、県内はもとより、国内外に向けて、沖縄のこれまでの発展の歩みや将来の可能性を発信していくための様々な事業を予定しております。このうち、復帰50周年記念式典及び美ら島沖縄文化祭2022の2事業につきましては、今年7月に復帰50周年記念事業として決定し、具体的な内容について検討を進めているところです。そのほか、次世代を担う高校生から事業案を提案いただくとともに、県庁内各部署の事業案について有識者から意見をいただくなど、検討を進めているところです。来年2月頃には、復帰50周年記念事業として決定してまいりたいと考えております。

沖縄県としましては、多くの県民が参画する、復帰50周年の節目にふさわしい魅力ある事業の構築に向け、引き続き準備を進めてまいります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 島袋善明君登壇〕

○土木建築部長（島袋善明君） 1、知事の政治姿勢についての(1)、変更承認申請を不承認とした経緯についてお答えいたします。

県では、沖縄防衛局から提出された公有水面埋立変更承認申請書について、公有水面埋立法への適合状況を確認するため、沖縄防衛局に対して、延べ39項目452件の質問を行ってきたところであります。沖縄防衛局の回答を踏まえ、慎重に論点の絞り込みを行い、土木及び環境に関する専門家の助言を求め、公有水面埋立法への適合性について、「災害防止」及び「環境保全」に十分配慮した計画となっているかなど厳正に審査してきたところです。審査の結果、「国土利用上適正且つ合理的なること」、「環境保全及び災害防止に付き十分配慮せられたるものなること」の要件に適合しないと認められることと判断したところであります。これらのことから、県では、普天間飛行場代替施設建設事業に係る埋立地用途変更及び設計概要変更承認申請について、去る11月25日に不承認とする処分

を行ったものであります。

次に2、米軍基地問題についての(4)のア、嘉手納飛行場第1ゲート前の国道58号交差点の渋滞対策についてお答えいたします。

国道58号の嘉手納飛行場第1ゲート前の砂辺南交差点については、県として、これまで渋滞対策の実施を働きかけてきたところであり、国において、第1ゲートを南側に移設することを検討しているとのことであります。沖縄防衛局によると、嘉手納飛行場第1ゲート整備事業については、令和元年度に文化財調査、令和2年度に設計業務を実施したとのことであり、今後、関連する工事に取り組んでいくものと考えております。

同じく2の(4)のイ、嘉手納飛行場第1ゲート前改良工事に伴う第4ゲート出入口の影響についてお答えいたします。

嘉手納町は、嘉手納飛行場第4ゲートの解放により、交通渋滞の増加や町道水釜大木線への大型車両の誤進入等が起こる可能性があるとして、道路利用者や町民の生活に影響を及ぼすことがないように十分な対策を講じるよう、沖縄防衛局及び外務省沖縄事務所へ要請していると聞いております。沖縄防衛局においては、嘉手納町、沖縄県警、南部国道事務所と連絡を密にし、第4ゲート解放後の実際の交通量を勘案した上で、米軍とも調整していくとのことであります。

次に7、沖縄県に漂着した軽石被害についての(2)、港湾の被害状況についてお答えいたします。

県が管理する38港湾のうち、北部管内の前泊港、仲田港、運天港などの12港湾17地区において、軽石の漂流・漂着が確認されており、現在、港湾災害復旧事業により回収を行っているところであります。軽石の漂流・漂着の影響により欠航が生じた離島航路は、伊平屋島航路、伊是名島航路、伊江島航路、水納島航路、渡嘉敷島航路、久高島航路の6航路で随時、回収等の対応を行い、航路の早期回復に努めております。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 企画部長。

[企画部長 宮城 力君登壇]

○企画部長(宮城 力君) 1、知事の政治姿勢についての(2)のア、基地負担と沖縄振興についてお答えいたします。

国は、沖縄の置かれた歴史的、地理的、自然的、社会的な特殊事情に鑑み、沖縄の自立的発展や豊かな住民生活の実現に寄与することを目的として、沖縄振興特別措置法に基づき、沖縄振興策を総合的かつ計画的に講じております。

沖縄県としましても、米軍基地問題と沖縄振興策は別と認識しております。

次に2、米軍基地問題についての(6)のアのうち、軍用地料及び市町村の基地関連収入についてお答えいたします。

沖縄防衛局によると、令和元年度の県及び市町村有地並びに私有地の軍用地料の総額は881億円とのことです。また、令和元年度決算における市町村の軍用地料や基地交付金等の基地関連収入は、約363億3000万円となっております。

次に3、沖縄振興策の推進についての(1)、新たな沖縄振興に向けた県の決意とビジョンについてお答えいたします。

沖縄県としましては、我が国の南の玄関口に位置する地理的特性など本県の有する地域特性を生かし、沖縄の発展可能性を引き出すことによって、我が国全体の発展へとつなげることは国家戦略として大きな意義を有していると考えております。また、新たな振興計画(中間取りまとめ)においては、国際社会全体の共通目標であるSDGsを取り入れるとともに、社会・経済・環境の3つの枠組みに対応する「誰一人取り残すことのない優しい社会」の形成など3つの基本方向を示しております。これらの基本方向が調和した、「子どもの貧困の解消に向けた総合的な支援の推進」、「世界から選ばれる持続可能な観光地の形成」、「世界に誇れる島しょ型環境モデル地域の形成」など、沖縄の地域特性やソフトパワーなどを生かした様々な施策展開を図ってまいります。

同じく3の(3)、沖縄自動車道特別割引の継続の取組についてお答えいたします。

沖縄自動車道のみ適用される特別割引は、県民や観光客の移動利便性の向上はもとより、北部地域の振興、さらには県経済全体の活性化にも寄与していることから、県は、同制度の継続は必要と認識しております。このため、去る8月に市長会会長及び町村会会長と連名で、国、西日本高速道路株式会社等に対し、特別割引の継続についてコロナウイルスの感染状況を考慮し、要請書を送付し、10月には、謝花副知事が直接、西日本高速道路株式会社を訪問の上、改めて同制度の継続を求めたところであります。今後も、同社、事業許可権を有する国土交通省等に対し、適切な対応をしてまいります。

次に5、教育・文化の振興についての(1)、コロナ禍における沖縄離島体験交流促進事業についてお答えいたします。

沖縄離島体験交流促進事業は、本島の児童を離島へ

派遣する本島版と、離島の児童を別の離島へ派遣する離島版があります。コロナ禍前の令和元年度の実績は、本島版49校3708名、離島版8校88名、コロナ禍の影響を受けた令和2年度の本島版は21校1070名、離島版は派遣なしとなっております。令和3年度は、県内における感染状況等を踏まえ、現在、実施を見合わせているところです。今後は、学校への意向調査も踏まえ、12月までの派遣予定校については、オンライン体験交流を実施する予定としており、1月以降の派遣については、今後の感染状況を踏まえた上で、全生徒のPCR検査、派遣教員の事前研修、児童オリエンテーションなどの準備を整え、実施する予定としております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 崎原盛光君登壇〕

○農林水産部長（崎原盛光君） 1、知事の政治姿勢についての(2)のイ、特別採捕許可を取り消した理由についてお答えいたします。

沖縄防衛局は、県が許可した際に付した条件に反し、水温が高く台風の来襲が見込まれる時期であるにもかかわらず、令和3年7月29日から移植を開始しました。これは、現時点でのサンゴ類の移植に関する専門的・技術的知見に照らすと、移植したサンゴ類の生残率を低下させる行為であり、許可した際に付した条件に違反することから、許可処分を取り消したものでございます。

続きまして6、農林水産業の振興についての(1)、パラオ共和国とのMOU締結の進展状況についてお答えいたします。

パラオ共和国の排他的経済水域における本県漁船の安定的な操業には、同国との友好関係の構築が重要であることから、県は、同国とのMOUの締結を目指しているところです。現在、MOU協議開始に向けて、関係機関等とスケジュール等の調整を進めております。

県としましては、引き続き同国とのMOU締結に向けた取組を推進してまいります。

同じく6の(2)、パラオ共和国との友好関係を保つための取組についてお答えいたします。

県は、パラオ共和国との友好関係の強化に向けて、同国との人材・技術交流等に積極的に取り組んでいるところであります。具体的には、日本政府による同国へのカツオ一本釣り漁船の供与と連携し、県は、水産技術の専門家の派遣、漁具漁法に関する情報提供を行うとともに、来年2月に予定されている県内での漁業

研修に向けて、受入れ準備等を行っているところです。

県としましては、引き続きパラオ共和国との友好関係の強化が図られるよう、政府及び関係機関と連携して、取り組んでまいります。

次に7、沖縄県に漂着した軽石被害についての(2)、農林水産分野における軽石漂着の被害状況についてお答えいたします。

農林水産関連の影響としては、漁港施設や農地海岸等への軽石の漂流・漂着により、漁港機能への影響や海岸景観の悪化、漁船の損傷、漁業活動の自粛、養殖魚介類のへい死等が発生しております。そのため、県では、国の災害復旧事業等を活用し、順次、軽石の除去に当たっているほか、今回の補正予算で漁業被害調査費を計上し、対策の検討を行うこととしております。

県としましては、軽石による影響が最小限に抑えられるよう、地元の意見なども十分に踏まえながら対応してまいります。

以上であります。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

〔知事公室長 金城 賢君登壇〕

○知事公室長（金城 賢君） 1、知事の政治姿勢についての(2)のウ、辺野古新基地建設に係る訴訟等に要した費用についてお答えをいたします。

辺野古新基地建設に関し、県と国との間で生じた訴訟は9件あり、これらの訴訟に直接要した費用の総額は8788万7354円となっております。これに、法律相談や国地方係争処理委員会への審査申出等に係る弁護士委託料、行政法学者からの意見聴取等のための旅費などの費用を合わせると、全体で1億9591万8672円となります。

同じく1の(3)、SACO合意に係る施設の返還についてお答えいたします。

県は、米軍基地の整理縮小を実現するため、SACO合意の内容とは異なる現在の辺野古新基地建設を除き、既に日米両政府で合意されたSACO最終報告及び再編に基づく統合計画の確実な実施を日米両政府に対し強く求めてきたところであり、引き続きその実現を求め、本県の基地の整理縮小につなげてまいりたいと考えております。

同じく1の(4)、本土復帰50年に向けた要請についてお答えをいたします。

県民の目に見える形で米軍基地の整理縮小を確実に行うためには、基地の提供責任者である日本政府と実際に基地を運用する米国政府との間で積極的に協議する必要があると考えております。このため、県としては、日米両政府に対し、在沖海兵隊の段階的な整理縮

小等、SACO及び統合計画に続く具体的な返還計画の検討・策定を求めたところであり、県としては、訓練場のうち住宅地に近く基地被害が大きい区域や跡地利用が可能な区域については、地元市町村や地権者等の意向を踏まえ、返還を検討していただく必要があるものと考えております。このため、日米両政府に沖縄県を加えた新たな協議の場を設けることを併せて要請したところであり、

なお、返還跡地利用については、国から具体的な返還計画が示された後に、市町村と連携して検討を進めることになると考えております。

同じく1の(5)、在日米軍駐留経費負担への見解についてお答えをいたします。

県は、いわゆる思いやり予算については、我が国の安全保障の一翼を担っている在日米軍の駐留を円滑かつ安全に行うとの観点から、我が国が負担しているものであると理解しております。また、同予算には、駐留軍従業員に係る労務費等が含まれていることから、県は軍転協と連携し、在日米軍駐留経費負担に関する特別協定の改定に伴い、駐留軍等労働者の解雇などによる不安を生じないようにすること等について、総理大臣等に要請することとしております。

2、米軍基地問題についての(1)、那覇港湾施設の浦添移設案と普天間基地の辺野古移設代替案との違いについてお答えをいたします。

那覇港湾施設の代替施設については、現有の機能を確保することを目的としていることが、移設協議会において確認されてきたところです。また、儀間元浦添市長は、那覇港湾区域内での場所の移設となることから、整理整頓の範囲内であると考えている旨の発言をしております。一方、政府が推進する辺野古新基地建設計画においては、弾薬搭載エリア、係船機能付護岸、2本の滑走路の新設など、現在の普天間飛行場と異なる機能等を備えることとされており、単純な代替施設ではないと認識しております。

同じく2の(2)、牧港補給地区移設の経緯についてお答えをいたします。

牧港補給地区については、平成18年5月に発表された再編実施のための日米のロードマップにおいて、全面返還が合意されております。その後、平成25年4月の統合計画において、同施設の倉庫地区の大半を含む部分については、トリイ通信施設、嘉手納弾薬庫知花地区、キャンプ・ハンセン、キャンプ瑞慶覧における代替施設が提供され次第返還可能な区域となっております。また、それ以外の残余の部分については、米海兵隊の兵力が沖縄から日本国外の場所に移転する

に伴い、返還可能となる区域として示されております。

同じく2の(3)、基地の整理縮小の実績等と今後の対策についてお答えいたします。

復帰から令和2年度末までの主な米軍基地の返還実績としては、昭和56年のキャンプ瑞慶覧のハンビー地区約38ヘクタールや平成28年の北部訓練場の過半の土地約4010ヘクタールなど、これまでに約1万199ヘクタールが返還されております。

県としては、統合計画による返還が全て実施されたとしても米軍専用施設面積は全国の69%程度にとどまることから、令和3年5月、日米両政府に対して、在沖米軍基地の整理縮小に係る具体的な数値目標を設定し、実現することを求めたところであり、

同じく2の(5)、銃剣とブルドーザーによる基地建設についてお答えをいたします。

沖縄戦において沖縄を占領した米軍は、軍用地として必要な土地を確保して基地の建設を進めました。昭和27年の対日平和条約の発効を受け、米国は既に占領した土地の使用権原と新規接収の根拠となる法令を整備した後、那覇市安謝・銘苅地区、宜野湾市伊佐浜、伊江村真謝・西崎地区等の県内各地において、武装兵の力によって強制的に新規の土地接収を行いました。このように、銃剣とブルドーザーによる接収と呼ばれた民有地の強制接収などによって、沖縄県の広大な米軍基地が形成されたものと承知しております。

同じく2の(6)のア、思いやり予算についてお答えをいたします。

防衛省の資料によると、令和3年度の在日米軍駐留経費負担、いわゆる思いやり予算の額は2017億円であり、その内訳は労務費が1555億円、訓練移転関連が10億円、提供施設整備が218億円となっております。そのうち、在沖米軍基地に係る同経費負担は549億円で、内訳は労務費が493億円、提供施設整備が57億円となっております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 総務部長。

〔総務部長 池田竹州君登壇〕

○総務部長（池田竹州君） 2、米軍基地問題についての(6)のア、基地関係の県の歳入についてお答えいたします。

基地関係歳入予算は、令和3年度当初予算において防音工事等に係る国庫支出金、県有地の貸付けに伴う土地貸付料など約19億円を計上しております。

同じく2の(6)のイ、普通交付税に係る基地関係経費の設置された経緯及び現状についてお答えいたします。

普通交付税に係る基地関係経費については、基地等が所在することによる渉外関係事務や清掃関係事務等に係る行政経費に対し、平成9年度から措置が講じられており、令和3年度の普通交付税の基準財政需要額に算定された基地関係経費については、県分が約21億円、市町村分が約55億円となっております。

次に3、沖縄振興策の推進についての(2)、令和4年度沖縄振興予算に係る市町村意見等についてお答えいたします。

8月の国庫要請に当たって、全市町村と意見交換を行ったところ、一括交付金制度の継続、深刻な子供の貧困への対策の継続、離島の定住条件の整備に係る取組、公共事業に係る取組など、数多くの御意見をいただきました。このような市町村からの意見も踏まえた結果、8月の要請においては、新たな沖縄振興の施策展開に必要な財源として3000億円台の確保と、県及び市町村が自主性と主体性を発揮できる財源の確保について、市長会、町村会との連名により要請したところであります。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 子ども生活福祉部長。

[子ども生活福祉部長 名渡山晶子さん登壇]

○子ども生活福祉部長(名渡山晶子さん) 3、沖縄振興策の推進についての御質問の中の(4)、揮発油税軽減措置の延長に対する県の認識と取組、影響額等についてお答えいたします。

揮発油税等の軽減措置は、県民生活及び産業経済を支える重要な役割を果たしていることから、国に対し、令和4年以降も、その延長を要望しているところです。本軽減措置の延長が認められなかった場合の影響額については、産業連関表等を用いて試算しますと、令和2年度は県全体で年間約69.6億円の負担増となります。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 文化観光スポーツ部長。

[文化観光スポーツ部長 宮城嗣吉君登壇]

○文化観光スポーツ部長(宮城嗣吉君) 4、観光振興についての(1)、おきなわ彩発見キャンペーンについてお答えします。

本事業の予算額は約62億円、うちクーポン原資は約56億円を計上し、11月10日から販売しております。11月30日時点における販売額は約7.8億円、執行率は約14%となっております。販売は好調に推移しておりますが、事業者からはアプリの使用方法等、利用者からは利用に沿ったクーポンの種類・金額の選び方等の問合せがあります。このため、適宜Q&Aの更

新、コールセンターでの応答マニュアルやホームページの充実を図るとともに、各種メディアを活用し、キャンペーンの周知等に努めてまいります。

次に7、沖縄県に漂着した軽石被害についての(2)のうち、観光に及ぼす被害についてお答えします。

県では、軽石の観光への影響について、沖縄観光コンベンションビューローと連携して観光関連事業者等への調査を行っております。マリレジャー事業者では、アンケートに回答した94事業者中40事業者で予約のキャンセル等が発生しており、また、海水浴場の設置者等への聞き取りによりますと、65の海水浴場のうち40か所に軽石が漂着し、併設される4施設で宿泊のキャンセルが出ているとの報告がありました。その他、修学旅行の日程変更やフォトウエディングの撮影場所変更等、様々な影響が報告されています。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 環境部長。

[環境部長 松田 了君登壇]

○環境部長(松田 了君) 7、沖縄県に漂着した軽石被害についての(1)、(2)及び(3)、県の対応と農林水産業、港湾、観光以外の被害状況と県の対策、財政支援等についてお答えします。7の(1)から7の(3)までは関連しますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

10月4日に北大東村で最初の軽石漂着が確認されて以降、41市町村中38市町村で漂着が確認されており、大きな被害を及ぼしております。そのため、10月29日に県管理漁港、11月2日に県管理港湾の軽石除去に着手するとともに、回収等に必要な費用を確保するため、国への要望提出と併せて、今般、総額約27億円の補正予算を提案し、12月2日に議決いただいたところであります。今後とも、軽石の回収等を推進するとともに、市町村、漁業者、観光業者への支援を検討、実施し、軽石問題の解決に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 中川京貴君。

○中川 京貴君 再質問を行います。

確認をして再質問したいんですが、マスコミ等から我々自民党会派に対して——知事の政治姿勢についての質問ですが、当初3600億円を要求しておりましたが、概算要求によって2998億円と。それを県は減額されることを察して、この承認を、設計変更を撤回したのではないかとされておりまして、いかがでしょうか。

○議長(赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午後0時25分休憩

午後0時25分再開

○議長（赤嶺 昇君）再開いたします。

総務部長。

○総務部長（池田竹州君）お答えします。

8月の概算要求に際しまして3600億円を要求したのは、財務省が示した概算要求基準がございますが、一定の経費を除いたものの最大2割まで要求できるという形で、そこまでの要求はぜひ行っていただきたいという市町村の要望も踏まえた積み上げを行ったものがございます。

○議長（赤嶺 昇君）中川京貴君。

○中川 京貴君 知事、先ほど知事は対話をしていきたいと答弁しておりました。本当に対話をしたければ、なぜ9回もの訴訟が起きたんでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君）休憩いたします。

午後0時26分休憩

午後0時26分再開

○議長（赤嶺 昇君）再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君）県といたしましては、辺野古新基地建設につきましては、公有水面埋立法の承認要件を充足しないという考え方の下に、法による行政の観点から訴訟を提起したところでございます。

以上でございます。

○中川 京貴君 休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君）休憩いたします。

午後0時26分休憩

午後0時27分再開

○議長（赤嶺 昇君）再開いたします。

中川京貴君。

○中川 京貴君 再質問を行います。

知事は先ほど大浜一郎議員の質問に対して……。

ちょっと休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君）休憩いたします。

午後0時27分休憩

午後0時27分再開

○議長（赤嶺 昇君）再開いたします。

○中川 京貴君 これから訴訟だけではなくて、対話でしっかり基地問題を解決していきたいと言っておりますが、しかしながら訴訟が起こされて、そして裁判になっております。なぜ、このタイミングに知事、この条例が出されていますよね、知事やまた県職員が訴訟で負担を負わないという条例、なぜこのタイミングで出したんですか。

○議長（赤嶺 昇君）総務部長。

○総務部長（池田竹州君）お答えします。

損害賠償責任を限定する条例につきましては、私ども令和2年4月から自治法が改正されて、43都道府県で既に各自治体が置いているところではございます。私ども識名トンネルなどの問題もございまして、令和2年度から内部統制制度をスタートしております。それにつきまして、ある程度定着したということで、この時期に提出させていただいたところでございます。

○議長（赤嶺 昇君）中川京貴君。

○中川 京貴君 再質問しますけれども、先ほど裁判費用が約2億円かかっていると――弁護士費用も含めて。県には、知事公室の中に普天間基地問題の解決の課が設置されていると思っています。何人いて幾ら経費がかかっていますか。

○議長（赤嶺 昇君）知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君）お答えいたします。

令和2年度に辺野古新基地建設問題対策課の職員9名について、支出した給与の額は6220万8168円となっております。

○議長（赤嶺 昇君）中川京貴君。

○中川 京貴君 再質問しますけれども、また許可したサンゴ申請の、県はサンゴ申請にも許可してまた不許可にしました。この日付について聞かせてください。

○議長（赤嶺 昇君）休憩いたします。

午後0時29分休憩

午後0時30分再開

○議長（赤嶺 昇君）再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君）先般の関与取消訴訟の判決では、沖縄防衛局の2件の申請は審査基準に適合するとの判断が示されたことから、採捕の期間も含めて申請の内容どおり速やかに許可処分する必要がありました。そしてこの2件の申請の採捕の期間は、それぞれ許可の日から2か月間と、許可の日から11か月間となっていました。これらのことから、7月28日付で判決後速やかに許可し、許可の期間をそれぞれ7月28日から9月27日、7月28日から令和4年6月27日として、移植後のサンゴの生残率はできるだけ高めるための条件を付して許可したものとなっております。

○議長（赤嶺 昇君）中川京貴君。

○中川 京貴君 ただいま部長の答弁では、28日に許可を出しております。許可を出して29日から工事したら何か悪いんですか。今、部長の説明では、県が

許可した際の条件に反したと言っておりますが、もし夏場で条件に反しているのならば許可しなければよかつたんじゃないですか。皆さんが許可したから工事したんですよ。私はあえて土建部長に確認しますけれども、開発申請やまた建築確認申請の許可が出されたら、次の日から工事が始まったら何か問題があるんですか。部長答えてください。一般論でいいです。土建部長、一般論で答えてください。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 都市計画法に基づく開発許可申請等々、一般論で申し上げれば、許可を出した日から適用されるという理解でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 中川京貴君。

○中川 京貴君 知事、これは意図的に基地反対ということで、許可を不許可にしたんですよ。夏場にサンゴを移植したら、移植がうまくいかないというんだったら、なぜ許可したんですか、冬場に許可すればよかつたんじゃないですか。皆さんが許可したから移設工事をしたんですよ。違いますか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後0時32分休憩

午後0時32分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君） 先般の関与取消訴訟の判決では、許可せよとの是正の指示が適法であるとの判断が示されたことから、速やかに許可処分をする必要がありました。一方同判決では、沖縄防衛局からの申請の目的は、移植したサンゴの生残をできる限り高めることにあるとの判断が示されました。これらのことから、7月28日付で判決後速やかに移植後のサンゴの生残率をできる限り高めるために、条件を付して許可したものであります。

○議長（赤嶺 昇君） 中川京貴君。

○中川 京貴君 ですから、皆さんが許可した日の次の日から工事して何か悪いんですかと聞いているんですよ。皆さんが許可、サンゴが該当しないんじゃないか、皆さん許可したんですよ。その責任を取ってくださいということですよ。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君） 先般の関与取消訴訟では、沖縄防衛局からの申請の目的は、移植したサンゴの生残をできる限り高めることにあるとの判断が示されました。県ではこの目的を達成するため、条件を付して許可処分を行ったところですが、沖縄防衛局は条件に反し、水温が高く台風の来襲が見込まれる時期

にあるにもかかわらず、移植を開始しました。そのため移植を中止して、適切な移植時期を選定するよう行政指導を行いました。沖縄防衛局は従わなかったために、許可を取り消したものであります。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後0時34分休憩

午後0時34分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

中川京貴君。

○中川 京貴君 では司法の場でその判決が出れば、皆さんは従うんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後0時34分休憩

午後0時35分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君） 今回の許可処分につきましては、関与取消のこの判決に従って行ったものでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後0時35分休憩

午後0時36分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

中川京貴君。

○中川 京貴君 埋立変更承認申請について、不承認とした。それが訴訟になって、判決が出たら従いますかということですよ。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後0時36分休憩

午後0時36分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） この承認要件に関連しまして、訴訟が提起されて判決が出たら従うかという御質問だと思いますけれども、現時点において国のほうから具体的にどういう対抗措置が講じられるか明らかではありません。ですので、仮定の御質問でございますので、一般論として申し上げますと、行政が司法の最終判断を尊重することは当然のことだというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 中川京貴君。

○中川 京貴君 知事、基地問題は、知事も御承知のとおりこれまでもう9回も裁判をして、訴訟になって——私が心配しているのはこのSACO合意、11の施設、今日たくさん再質問したかつたんですが、知事この新聞見ましたか。（資料を掲示）12月2日の。

この中のSACO合意の中で、ほとんど県内移設なんです。これで県外に施設が行ったものありますか。これはやっぱり県知事が先ほどから50%にしたいという宣言みたいなことを言っていますが、何の権限もありません。やはり日米両政府でしっかりと合意を取り交わして、一つ一つ解決していくんです。その結果、この読谷村の瀬名波通信所も村内移設しました。また、楚辺のあれも金武のほうに移す——全部沖縄県内の移設なんです。こうやってこれまで歴代の知事が国と交渉しながら進めてきたのが基地の整理縮小だと私は思っております。しかし、知事は県外、国外、何一つ自分で汗をかこうとしない。いかがでしょうか知事。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後0時38分休憩

午後0時38分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

玉城知事。

○知事（玉城デニー君） SACO合意については、私もその合意事項と違う普天間の辺野古移設を除いては、推進を認めている立場ではあります。しかし、それでもなお、そういう移設が完了したとしても69%にしかならない。70.3%から69%ですから、沖縄県民としては、さらに経済の発展の阻害要因となっている場所にある基地ですとか、それから日本全体が日米の安全保障を担うという観点からすると、やはり県外、国外への移設をしっかりと求めていきたいという県民の願いは、これは日本政府、アメリカ政府、両政府に対してしっかりと行動し発言していく必要があるだろうというように考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 中川京貴君。

○中川 京貴君 知事はSACO合意は認めると言いながら、普天間、辺野古のSACO合意は、知事公室長も答弁しておりましたが、これまでの普天間代替移設は違うと、滑走路が2本になったと言っていますが、元のSACO合意だったら普天間・辺野古を認めるんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後0時39分休憩

午後0時39分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

玉城知事。

○知事（玉城デニー君） この普天間基地の辺野古移設については、稲嶺知事それから岸本市長などからも、そのための条件が付されていたと思います。その条件については、その条件に合う形ではなく、結果的に

現在の合意されていないV字案になったというように経緯をたどっているものというように認識をしています。

○議長（赤嶺 昇君） 中川京貴君。

○中川 京貴君 私が聞いているのは、じゃV字案じゃなかったら認めるんですかと聞いているんです。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後0時40分休憩

午後0時40分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 計画の当初は、撤去可能な海上基地というような形だったのではないかと思います。それになったら認めるのかというふうなお話ですけれども、そういう状況になっていないというのが現状ではないかと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 中川京貴君。

○中川 京貴君 皆さん、聞いていると思いますが、撤去可能であっても皆さんは賛成していないと思いますよ。普天間——そもそも辺野古に行くこと自体が反対だと思っています。撤去可能だったら本当に認めるんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 撤去可能であれば認めるかどうかということについては、まさしくどのような計画がそれで提案されるかということにも関わってくると思いますが、私は米軍基地の整理縮小を求めていきたいということ、それから基地の強化は認められないということは重ねて申し上げてきたとおりであります。

○議長（赤嶺 昇君） 中川京貴君。

○中川 京貴君 すみません、もう軽石の問題、再質問させてください。

部長の答弁では、漂着した軽石は、県が管理しているところは県でやると、市町村の話をしておりましたが、我々自民党県連役員はこの軽石の問題、沖縄振興の問題、税制の問題、全てにおいて政府やまた党本部に要請してまいりました。その中で、茂木幹事長、西銘沖縄担当大臣にも申し入れたのが、今軽石問題というのはこれ世界中が注目していると申し上げました。この沖縄の環境問題を世界の皆さん方がどうやって予算措置をするのか、県に任せきりなのか。私は違うと思います。これは国がしっかり予算措置をして、そして沖縄近辺の軽石は日本で処理をします。それがやっぱり世界に対するアピールですよ。それ必ず、これがまた全国に行って世界中に広がるということ

言ったら、当然国としても予算措置をしていきたいという答弁をいただきました。それが今回の補正予算になっていると思っております。

ですから、私はぜひ部長にお願いしたいのは、市町村の皆さんが汗をかいてボランティアでやっている方もいます。これをどうやって——トン数で予算措置をするのか、軽石の重さで予算措置をするのか、または平米でやるのか、どうやって市町村に予算措置するんですか。根拠。

○議長（赤嶺 昇君） 環境部長。

○環境部長（松田 了君） 環境部で補助を予定しております費用につきましては、市町村が処理に必要な額を算定しまして、その算定した額に基づいて補助をする予定にしております。重さでもありますでしょうし、容量の場合もございます。これは市町村の都合に応じて対応したいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後0時43分休憩

午後2時0分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

午前に引き続き質問及び質疑を行います。

花城大輔君。

○花城 大輔君 沖縄・自民党、花城大輔です。

前回の本会議の一般質問で、照屋大河議員のところ、私と照屋大河議員が同じ年齢だという衝撃の事実が判明しました。周りからは、2人とも親孝行なところも共通しているねなんて言われています。今日もパソコンの前でときどきしながら80歳の母親が見ていると思いますから、「孝を原点として他を益す」の精神でやっていきたいというふうに思います。

まず最初に、北朝鮮人権侵害問題啓発週間についてであります。

御承知のとおり北朝鮮による拉致事案は、絶対に許すことのできない国家的な犯罪であります。そして今年も今週10日から16日までが週間となっております。4年前にもこの時期に質問させていただきましたけれども、この問題を風化させたくないという思いと、今全国的にブルーリボン運動が展開されているということもあって、改めて幾つか取り上げてまいりたいと思います。

現在、既に帰国している5名を含め17名が北朝鮮による拉致の被害者として認定されております。そしてそれ以外にも、拉致の可能性を排除できない失踪者が全国に数多く存在しているところであります。

そこで(1)、北朝鮮による拉致の可能性を排除できない失踪者——通称特定失踪者といいますけれども、

その全国と沖縄の現状について伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 警察本部長。

○警察本部長（日下真一君） お答えいたします。

北朝鮮による拉致の可能性を排除できない行方不明者についてですが、全国では現在872人です。うち、本県警察が捜査・調査を行っている北朝鮮による拉致の可能性を排除できない行方不明者は34人であり、都道府県別で比較しますと全国で8番目に多い数となっております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 花城大輔君。

○花城 大輔君 議長、休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時2分休憩

午後2時2分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○花城 大輔君 県内の34名。拉致された可能性がある、その可能性が排除できない34名。それがどの市町村にいるかお聞かせください。

○議長（赤嶺 昇君） 警察本部長。

○警察本部長（日下真一君） 現在、北朝鮮による拉致の可能性を排除できない行方不明者のうち、広く情報提供を求めするために御家族等の同意を得て本県警察のウェブサイトに掲載している26人の方、これの住所につきましては、沖縄県内では那覇市5人、豊見城市3人、石垣市3人、うるま市2人、宜野湾市2人、糸満市1人となっております、県外では10都府県10人となっております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 花城大輔君。

○花城 大輔君 この問題は、我々県内で啓発活動を続けてまいりましたけれども、いまだに遠い地域での出来事、または遠い過去での出来事というふうに認識されている方が多くいらっしゃると思っております。それで今、報告がありました全国の人口比率で第2位ということでもありますけれども、直近の認定者が平成28年ということもあって、今起こっている可能性もあるというふうに私は考えております。

そこで次の質問に移りますけれども、この問題を知ったときに、拉致の可能性が高い失踪者という言い方ではなくて、拉致の可能性を排除できない失踪者というこの言い方に、非常に違和感を覚えましたけれども、通常の失踪者としての——これから先は特定失踪者と呼ばせていただきますけれども、拉致の可能性を排除できない失踪者、この違いはどこで線引きをされていらっしゃるのでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 警察本部長。

○警察本部長（日下真一君） お答えいたします。

一般の行方不明者については、行方不明になられた理由のいかんを問わず、御家族等の相談・届出が警察に行われたものを指し、各種警察活動を通じて発見活動を実施しております。他方、北朝鮮による拉致の可能性を排除できない行方不明者とは、今申し上げた行方不明者として届出を受理するなどを通じて把握した者のうち、各種情報を総合的に勘案して、北朝鮮による拉致の可能性を排除できないと判断した事案を指しまして、これについては、事案の真相解明に向け関係機関と緊密に連携を図りつつ、捜査・調査を推進しているところでございます。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 花城大輔君。

○花城 大輔君 この特定失踪者の中には、サンダル履きで出かけたまま帰ってこなかったり、普通預金に多くの残高が残されたまま帰ってこなかったり、また前日に新しい洋服を購入してそれを着ることもなくなかったということ、個人の意思で失踪したとは考えられない方も多くいるというふう聞いております。また、特定失踪者として認定されながらも発見されたケースもあるというふうにも聞きますけれども、(3)の現段階における沖縄県警の捜査状況について伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 警察本部長。

○警察本部長（日下真一君） お答えいたします。

県警察では、北朝鮮による拉致の可能性を排除できない事案について、予断を持つことなく捜査・調査を進めているところ、広く情報提供を求めるために御家族等から同意を得られた者については、先ほど申し上げたように県警察のウェブサイト的事案の概要等を掲載しております。また、政府が設定している12月10日から12月16日の北朝鮮人権侵害問題啓発週間に合わせ、警察本部及び各警察署が連携し、拉致問題啓発ポスターの掲示やチラシの配布及びコミュニティーラジオ等を通じた広報啓発活動を行うなど、その取組を強化しているところでございます。今後とも御家族のお気持ちを十分に受け止め、事案の全容解明に向け関係機関と緊密に連携を図りつつ、捜査・調査に全力を挙げていく所存でございます。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 花城大輔君。

○花城 大輔君 県警につきましても最後の質問となりますけれども、私が先ほど申し上げました、これは今でも起こっているんじゃないかと。今でもこのこと

について警戒すべきじゃないかと思っておりますけれども、県警としての見立てはいかがでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 警察本部長。

○警察本部長（日下真一君） お答えいたします。

これまでの全国の捜査の結果、警察において北朝鮮による拉致容疑事案と判断した13件19人以外に、北朝鮮による拉致容疑事案と判断された事案はございません。

いずれにしろ警察におきましては、平素から海岸線の警戒のほか、対日有害活動に関する情報収集・分析に努め、違法行為に対しては厳正に取締りを行っております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 花城大輔君。

○花城 大輔君 拉致問題については、我が国は平成18年に拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律、これを制定して施行しております。その中には、地方公共団体には、国と連携を図りつつ、国民世論の啓発が責務と定められておりますけれども、これは努力義務ではありますが、沖縄県が取り組んできた事業は結構多いものと私は理解しております。

そこで(4)、沖縄県のこれまでの取組について伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん） 県では、拉致問題に対する国民一人一人の関心と認識をより一層深め、早期解決を訴えることを目的に設立されました北朝鮮による拉致被害者を救出する知事の会に参加するとともに、関係機関と連携・協力して、パネル展の開催や啓発ポスターの作成など啓発活動に取り組んでまいりました。去る平成31年3月には、内閣官房拉致問題対策本部などとの共催で、拉致問題を考える国民の集いを本県で開催したところです。

○議長（赤嶺 昇君） 花城大輔君。

○花城 大輔君 その他にも、4年前、当時の浦崎副知事が特定失踪者の家族の方と面談していただいたり、当時の議長が面談をしていただいたり、いろいろと協力していること、または、演劇「めぐみへの誓い」が浦添市と宜野湾市で開催された。そのようなことも取り組んでいるというふうに理解しております。

教育長、教育の現場ではどのような状況になっていきますでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（金城弘昌君） お答えいたします。

北朝鮮における日本人拉致問題は、我が国の主権、

また国民の生命と安全に関わる重大な問題であり、拉致問題解決のためには、特に若い世代への理解促進を図ることが重要だというふうに認識しております。

教育委員会におきましては、これは例年でございますけれども、各学校、小・中・高校に対しまして、拉致問題に対する映像作品——DVD等でございますが——の授業での活用であったり、作文コンクールの応募等について周知をしており、また啓発ポスターの掲示等も行っているところでございます。引き続き拉致問題を重大な人権問題として捉え、児童生徒の発達段階に応じて取組を促していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 花城大輔君。

○花城 大輔君 いろいろと県も教育庁も努力をしているところと理解はしますけれども、ただこれは問題が解決するかしないかという非常に重たいことであります。そんな中、岸田新総理になって、私の時代で必ず解決するというような発言もありましたけれども、これは国がしっかりと行動を起こしていく。それを後押しするためにも、引き続き我々の協力というものは必要ではないかというふうに考えますが、(5)、沖縄県の今後の取組について伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん） 今後とも、国や知事の会、市町村などと連携・協力いたしまして、啓発ポスターの配布やパネル展の企画など拉致問題の解決が図られるよう、そしてこの問題が広く県民の間で認識をされるように、啓発活動に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 花城大輔君。

○花城 大輔君 教育長、何か今考えておられることはありますか。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（金城弘昌君） やはり拉致問題、重大な人権問題ということでございますので、しっかり教育の現場でもいろんな教材等を活用して、ひとつ取り組んでいきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 花城大輔君。

○花城 大輔君 実は今、全国の議会でもいろいろとアクションが起こされています。例えば大阪府議会は、この本会議に出席している全ての方がこのブルーリボンバッジを着用しているということでもあります。また福岡県行橋市については、議員が100%というわけではありませんけれども、役所の方は、課長クラス以上が全員つけているとか、また、ちょうど今この時

間に行われていると思っておりますけれども、東京都議会では、都知事にバッジの着用を求める質問がなされているというふうに聞いています。

それで私は、今回の質問項目の結びに、皆さんにブルーリボンバッジの通年の着用を呼びかけようかと思っておりましたが、知事、副知事また議長、事務局長は着用されております。それで私が呼びかけたときに、何というんですか、押しつけみたいになると嫌だなというのもありまして、知事にアドバイスをいただきたいと思いますけれども、どのようにしたほうがこの啓発活動は広まると思われますか。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） この人権問題、人権侵害問題、拉致問題につきましては、やはり今後とも国、都道府県それから市町村と連携して啓発ポスターの配布、それからパネル展——企画展ですね。拉致問題の解決が広く知らされ、解決に向けて取り組まれるよう啓発活動にも取り組んでいきたいと思っておりますし、ブルーリボンバッジもその一環として着用していただけたらというふうに思います。

○議長（赤嶺 昇君） 花城大輔君。

○花城 大輔君 やはりこのバッジに込められた思いは、この国家的な犯罪行為を絶対に許さないと、そして二度と起こしてはいけないと。そして何よりも、北朝鮮にいるとされている方々が、ちゃんと帰国ができるんだと信じていることだと思っております。本当にある日突然大事な人がいなくなって、数年後に警察が訪ねてきて、北朝鮮にいるかもしれないと。そのようなことが絶対に起こらないように、全体を挙げて取り組んでいただければというふうに思っております。

次の質問に移ります。

2番の沖縄の人々を先住民族とする国連勧告について。

2008年国連の自由権規約委員会から計5回にわたり、沖縄の人々を先住民族として公式に認めそれを保護しなさい、おおむねこのような内容で日本政府に対して勧告がなされております。知事が就任して最初の私の一般質問でこの件を取り上げましたけれども、なかなかみ合わなかったようなところもあります。それから3年がたちましたけれども、改めてこれについての知事の見解を伺いたいと思っております。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 私もこの間、どのような議論が議会で行われたのかということについてたどってみました。沖縄県では、これまで沖縄県民が先住民族であるかどうかの議論をしておらず、また県全体に

おいても先住民族論というものは大きな議論とはなっていないことから、この先住民族論勧告などについても知事として意見を述べる立場にはないと考えておりますが、やはり沖縄の民主主義ですとか人権の尊重、地方自治の在り方について、より私は議論されるべき課題ではないかというように思います。

○議長（赤嶺 昇君） 花城大輔君。

○花城 大輔君 今知事は、私はコメントする立場にないという旨の答弁がありましたけれども、やっぱり思うのは、知事にしかできない仕事というのはこういうことだと思っているんですよ。一緒にするつもりはありませんけれども、例えば群馬県が魅力度ランキングで下位にランキングされたときに、知事が非常に怒っておりました。あれはやっぱり愛するふるさとのことを考えるから、そのような行動に出られると思うんですよ。知事は、沖縄県民がそういった議論もしていない中で、勝手に国連が日本政府に対してそのようなことを勧告する。これに反論し得る立場にある人は知事しかいないと私は思っております。なのでこれについては、僕は再考を願いたいというふうに思っております。

次に、11月22日に沖縄の人々を先住民族とする国連勧告の撤回を実現させる沖縄地方議員連盟というのが立ち上がったということが報道でありました。この内容によると、国連によるこの勧告の撤回を県内で目指していくということでありましたけれども、これに合わせて県知事にも公開質問状を提出しているということです。廊下で受け取ったというふうにSNSで見えておりましたけれども、これについての対応について伺いたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） お答えいたします。

沖縄の人々を先住民族とする国連勧告の撤回を実現させる沖縄地方議員連盟からの公開質問状につきましては、昨日、12月6日付で秘書課にて受理をしたところであります。今後どのように対応するか検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 花城大輔君。

○花城 大輔君 この件について、私は何度か——翁長知事の際にも申し上げたことがありますけれども、知事が国連勧告を否定しなかった場合、国際社会からは、沖縄の人々が先住民族だと認めているという誤ったメッセージが発せられるというふうに思っているんです。日本政府は明らかに否定をしております。しかしながら、沖縄県は何も言わないじゃないかと。これを認めたというふうに見なされることを私は危惧して

おります。

それで、この公開質問状の中には、知事の支援者の中で沖縄の人々を先住民族だと認識し、国連に働きかけた方はいらっしゃいますかという項目があります。知事いかがですか。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 質問は受け取った部局のほうでその内容を検討していただいておりますが、申し訳ありません、私のほうではまだその内容について詳細に把握をしております。

○議長（赤嶺 昇君） 花城大輔君。

○花城 大輔君 では参考にして、この公開質問状に向き合っていたきたいと思うんですけれども、議員連盟の報道と同じ日に、県内紙にある学者のコメントがありました。我々からすると、その学者は知事のブレーン的な存在です。一般質問にもよく出てくる方です。その方がこう書いてあるんです。自己決定権を認めれば、政府は沖縄に集中させている基地を維持できなくなる。これは、自己決定権を主張することで、米軍基地撤去を目指していると宣言しているようなものです。そのために我々が先住民族であるという、そういったロジックのように聞こえてくるんです。今、我々の世代や子供たちの世代は、県外のみではなくて世界的に学問をして活躍する人も増えてきています。去るオリンピックでも、メダリストまで出していくわけです。そんな中、このように沖縄県民と——この場では沖縄の人々という表現ですけれども、沖縄の人々と日本人を分断することのデメリット。これは非常に危険だというふうに思います。そしてこのようなことが許されていいのかというふうに私は考えるんですけれども、知事はいかがですか。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 研究者の方々にはいろいろな研究、意見があることは承知しております。私としては、国民の分断ではなく融和という形で未来を描いていくべきではないかと思っております。

○議長（赤嶺 昇君） 花城大輔君。

○花城 大輔君 もう一度申し上げますけれども、沖縄からの基地撤去を目指して、先住民族という立場を通して自己決定権を主張していく。このようなやり方が、我々沖縄県民の子や孫の世代に有益とはとても思えません。これに反対をすることがなければ、私は加担したことにもなるのではないかなと思っております。ぜひ知事には今、沖縄県のリーダーとしてその責任を果たせるかどうか、その立場にいることを自覚していただきたいというふうに思っております。

次の質問に移ります。

3番の2022年祖国復帰50周年を迎えることについて。

(1)、これまでの記念式典の意義と成果について伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） お答えいたします。

復帰記念式典については、歴史的節目に当たり、県民とともに復帰後の歩みを顧みるとともに、沖縄の新たな発展を祈念するため実施してまいりました。式典の開催を通して、沖縄返還の歴史的意義を改めて確認するとともに、沖縄の新たな発展に向けた将来の可能性を県内外に発信できたものというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 花城大輔君。

○花城 大輔君 それでは、(2)番の50周年式典——東京と沖縄で開催するということが計画としてあるというふうに一般質問でもありましたけれども、この50周年式典についての趣旨・目的について伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） 来年迎える復帰50周年は、沖縄県にとって意義深い歴史的な節目であります。沖縄復帰50周年記念式典は、本土復帰の歴史を振り返り、先人の労苦や知恵に学ぶとともに、沖縄の発展の歩みや将来の可能性を県内外に発信する機会になるように開催したいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 花城大輔君。

○花城 大輔君 その沖縄県民が、戦争で奪われた領土を再び武力を用いることなく取り返した世界的にもまれな出来事を、多くの先人たちが努力をしてなしたものです。これに感謝すべき一日でありたいと私自身思うのでありますけれども、そのためには先ほどの先住民問題のところを整理する必要がやはりあるのではないかと思います。改めてこの50周年を迎えるに当たって、先住民問題については県として取り組むべき、そうではない、そのコメントをいただきたいと思っております。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 来年迎えます復帰50周年、沖縄にとって大変意義深い歴史的な節目になりますので、県としても広く県民を挙げて、たくさんの方々とこれからの未来を創造していくための取組をぜひ企画していきたいと思っております。

なお、先住民問題に関しては、まだまだ研究すべ

き課題がたくさんあるというように考えておりますので、そのような研究についてもどのような方向性と申しますか、そのありようがなされるべきかについては、さらに調査研究してまいりたいと思っております。

○議長（赤嶺 昇君） 花城大輔君。

○花城 大輔君 先住民というものについては、定義がしっかりとされていないという問題もあって、なかなか整理するには——先ほど知事の話された歴史的な部分も必要かもしれませんけれども、我々は47年に復帰をして日本人として生きてきたわけですから、そのことをしっかりと表に出していただきたいと思っています。我が会派の島袋大議員もこの式典の件について、世界中の大使や全国の都道府県知事をお招きしてとありましたけれども、沖縄戦においても沖縄県民以外の全ての地域の方々がお亡くなりになっています。非常にそのことは有意義だと思いますし、また天皇皇后陛下にお越しただいてやるということも非常にいいのではないかと考えております。ぜひ検討いただきたいと思っております。

続いて知事の政治姿勢についてでありますけれども、この政府との次年度の予算折衝の状況について伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 総務部長。

○総務部長（池田竹州君） お答えいたします。

県におきましては、8月末の内閣府の概算要求を踏まえ、10月9日に西銘沖縄担当大臣、11月6日に松野官房長官が来沖された際、知事から、総額3000億円の沖縄振興予算の維持及び沖縄振興一括交付金のさらなる増額について要請を行っております。さらに、先月18日から19日にかけて、関係要路に対し、市長会、町村会と合同で改めて要請を行った際には、岸田総理大臣から、沖縄振興予算についてはしっかりと検討していきたい、沖縄振興一括交付金について地元の声をしっかりと受け止めたいとの御発言をいただいたところであります。

今後あらゆる機会を捉え、沖縄振興予算の確保に向けて取り組んでまいります。

○議長（赤嶺 昇君） 花城大輔君。

○花城 大輔君 自民党本部の要職に就いておられる方に何度か聞いたことがあります。沖縄県が政府と対立をしていることによって、この予算に影響はありますかと聞きました。そうしたら、全くありませんと。そして埋立変更の不承認を出したことについても同じような質問をしましたら、それも全くありませんというふうに言っていました。ただその後が続くのが、そもそも問題は、知事から本気度も気迫も伝わって

こないんだよと。これは複数の方がおっしゃっていました。また3000億円の根拠、一括交付金の増額、これについての根拠も薄いというふうにお話をされていたんですよ。知事はひょっとしたら、これはもうもらえるものと決まっています、もう既に手に入れていると思っているんじゃないかということまで言っていました。総務部長は、積み上げもしっかりしてきた、そして説明も尽くしてきたというふうはこの会議の中で答弁しておられますけれども、その辺をしっかりと理解しないと打つ手が見つからないんじゃないですか。私は相手側にこの沖縄の思いというものが刺さっているとは理解していません。その辺はいかがですか。

○議長（赤嶺 昇君） 総務部長。

○総務部長（池田竹州君） 令和4年度の概算要求に向けましては、今年初めて、いわゆるロジックモデルを活用して国に対して事業の中期的な効果などについても説明をさせていただいたところでございます。また3600億、これは概算要求の上限がその額ということでございまして、私どもが市町村分を調査・要望を踏まえて積み上げた額はそれより多うございました。例えば、沖縄振興公共投資交付金、いわゆるハード交付金につきましては、令和3年度の予算額は477億円でございます。しかしながら市町村の要望を踏まえて積み上げた結果は1080億円、倍以上の額になってございます。これが全て必要に迫られて要望を出している部分がございます、その辺については、内閣府にも私どもとしては市町村と協力して丁寧に説明しているところでございます。引き続き、きちんと説明を尽くして所要額の確保に努めてまいりたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 花城大輔君。

○花城 大輔君 私が言っているのはそういうことではなくて、しっかりと相手に刺さる言葉、ロジック、使っていただきたいということなんです。こちら側の主張することだけを申し上げて、何も物事がいいふうに動かないのであれば、基地問題と一緒にありますよ。

来週、知事は改めて上京されるということでありますけれども、ぜひ気迫を込めて今までの玉城知事の評価とは違う姿で勝ち取っていただきたいなというふうに思っております。

そしてこの項目の(2)番、知事の地元とされる伊江村、うるま市、沖縄市を含む沖縄第3選挙区の衆議院の選挙結果について伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 選挙結果につきましては、それぞれの候補者が自らの考え方に従って掲げた公約

を踏まえ、有権者が判断されたものと思料いたします。

○議長（赤嶺 昇君） 花城大輔君。

○花城 大輔君 昨日の仲里全孝氏の一般質問や今日の新聞報道でもありましたけれども、やはり民意というものを今まで意図的に構築してきた、選挙結果を民意としてダイレクトにつなげていた。それが今回できないから、民意にはあらゆる側面がある、そのような答弁をしています。非常に都合のいい民意と都合の悪い民意を使い分けているようにしか私は思いません。今回の選挙の結果なんですけれども、私は今回……（発言する者あり）あのぶつぶつ言う人本当にうるさいな。自民党の一番後ろの席に移ってこないかな。

今回の惜しくも敗戦した候補者なんですけれども、この2年半何をやったかということも聞かないわけなんです。しかも前回協力した方たちが応援して当選したけれども、その後行動を共にしたことが1回もないというふうにおっしゃっていました。うるま市長も名護市長も沖縄市長も1回も会ったことがない。もうこの系の政治家は要らないだろうと私は思っています。しっかりと県民に寄り添って仕事を結果として残す、そのような政治家。そして知事は、仕事は自民党にお願いをしておきながら、そういった方を後継者として応援するわけです。これこそ不法ですよ。人の道に違える。ぜひコメントがあればいただいて一般質問を終わりたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 私は、私と政治思想を共にする、そういう方々を選挙で応援し、共によりよい未来づくりのために頑張っていきたいということで力を合わせてまいります。他方で、例えば沖縄振興については、私は党派の中での政策の立て方や考え方の違いはあっても、向いている方向は同じであろうと思います。同じ方向であれば、共に力を合わせてそこにしっかりと取り組んでいき、よりよい未来をつくっていくということ。そのことについては、切磋琢磨して協力していくという姿勢も必要だと思います。

○花城 大輔君 頑張ってください。

終わります。

○議長（赤嶺 昇君） 島尻忠明君。

〔島尻忠明君登壇〕

○島尻 忠明君 皆さん、こんにちは。

自民党の島尻忠明です。

午前中は私もスーツを着用しておりましたが、皆さん御案内のとおり浦添でキャンプを張っておりますヤクルトスワローズが、20年ぶりに日本シリーズ2021年を制しました。（拍手）

ありがとうございます。多くの応援をしていただいた皆さんに感謝申し上げます。

私は今日、ヤクルト球団のマスコットでありますつば九郎と、そしてうらそえ織とコラボをしております、毎年ヤクルトがキャンプ前に販売をいたしております、浦添市のほうでも金曜日はこのヤクルトかりゆしウェアを着用して応援をさせていただいております。

そして浦添市には、琉球コラソンというハンドボールのチームも本拠地で頑張っております、琉球コラソンのほうは毎週水曜日に、同じようにコラソンのかりゆしウェアを着て応援をさせていただいております。私も学生の頃は、少しハンドボールをやっております、偶然にも高校のときにちょっとだけ部活をしておりましたが、お世話になった國仲昌二議員がおります、高校のときに——私が若かりし頃よく御指導いただきました。まさか、この時を経て一緒にこのように県議会で沖縄県のために一緒に頑張れるとは夢にも思いませんでした。どうぞ、今後ともよろしく願います。

それでは、一般質問を通告に従いましてさせていただきます。

1、知事の政治姿勢について。

(1)、第6次となる新たな振興計画策定についてでございます。

かつて琉球王国時代に、中国、東南アジア諸国との積極的な交易をしていた大交易時代を取り戻すべく、沖縄大交易会など、交易を通じての世界のかけ橋、万国津梁の実現に向け様々な取組がなされております。その取組の中心となるのは、イチャリバチョーデー、人のつながりをもって万国津梁の礎となることにありと私は思っております。

このイチャリバチョーデー、人のつながりの核となる施設の一つが1985年、昭和60年4月、ASEAN各国の人づくりセンター支援を中心とした技術研修機関として浦添市前田に建設された現在のJICA沖縄であると思っております。そこで、これまでの5次に及ぶ振興計画と現在策定に向けた取組が行われている第6次となる新たな振興計画におけるJICA沖縄との関係について伺います。

JICAの組織ビジョンは「信頼で世界をつなぐ」です。JICAは人々が明るい未来を信じ多様な可能性を追求できる、自由で平和かつ豊かな世界を希求し、地域の皆様をはじめとするパートナーと手を携えて信頼で世界をつないでいくことをミッションの一つとしております。その中で、「世界に開かれた交流と

共生の島」を目指して、沖縄県の皆様と、世界各国の県系人とのネットワークの強化や、歴史的・地理的特性により培われた他の地域にはない沖縄の知識・技術・経験をベースとした国際貢献活動に共に取り組み、信頼と笑顔あふれる持続可能な社会の実現に貢献していくとしております。

一方、沖縄21世紀ビジョンの基本理念では、「21世紀に求められる人権尊重と共生の精神の基に、「時代を切り拓き、世界と交流し、ともに支え合う平和で豊かな「美ら島」おきなわ」を創造する」としております。そして時を超えて、いつまでも子供たちの笑顔が絶えない豊かな沖縄の目指すべき5つの将来像として、1つ、「沖縄らしい自然と歴史、伝統、文化を大切に作る島」、2つ、「心豊かで安全・安心に暮らせる島」、3つ、「希望と活力にあふれる豊かな島」、4つ、「世界に開かれた交流と共生の島」、5つ、「多様な能力を発揮し、未来を拓く島」のこの5つを挙げて、これから沖縄があるべき姿、ありたい姿であるとしております。

また復帰50年、これからの新時代沖縄の方向を示す新たな振興計画の素案に示された計画目標として、社会・経済・環境の3つの側面が調和した「持続可能な沖縄の発展」と「誰一人取り残さない社会」を目指すとともに、アジアをはじめ世界との経済のかけ橋となるなど、沖縄21世紀ビジョンで掲げた5つの将来像の実現と4つの固有課題の解決を図り、自立的発展と住民が豊かさを実感できる社会の実現を掲げております。とりわけ、計画の目標に掲げる将来像「世界に開かれた交流と共生の島」、これは我が島嶼県沖縄が持続可能な発展を目指していく上で、最も重要視しなければならない課題だと思っております。その実現に向けた取組としてのASEAN各国はもとより、島嶼地域との国際協力、貢献活動や沖縄を結び目とするグローバルな交流ネットワークの形成の具体的な行動を実行していくには、イチャリバチョーデー、人のつながりの核となるJICA沖縄との連携強化は必要な条件になっているものと考えます。

そこで伺います。

ア、「世界に開かれた交流と共生の島」を目指す沖縄県において、JICA沖縄が果たしてきた役割についてどのように評価をしているのか。

イ、新時代沖縄の方向を示す新たな振興計画において、JICA沖縄に期待することは何か。

次に、港湾計画改訂についてでございます。

今回の那覇港港湾計画改訂につきましては、浦添埠頭についての改訂がメインになると考えますが、その

概要について御説明をお願いいたします。

次に、県道浦添西原線港川道路の整備進捗状況についてお伺いいたします。

最後に、我が党関連でございますが、我が党の又吉清義議員4の(2)、漂流した軽石の撤去作業について。

各市町村が先行して取り組んだ撤去作業への財政支援等について、支援内容等を伺います。

後は質問席にて再質問をさせていただきます。御答弁のほど、よろしくお伺いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

[知事 玉城デニー君登壇]

○知事（玉城デニー君） 島尻忠明議員の御質問にお答えいたします。

1、知事の政治姿勢についての御質問の中の(1)のイ、新たな振興計画におけるJICA沖縄への期待についてお答えいたします。

沖縄県がアジア太平洋地域等との連携・協力の推進に積極的な役割を担うことは、我が国と同地域との結節機能を果たす意義を有し、世界の島嶼国等との共生の観点からも重要であると考えます。国際協力活動の推進に当たっては、開発途上地域に対する技術協力に係る研修機能や、中南米地域等の日系人社会にネットワークを有するJICA沖縄との連携は不可欠であります。このため、国に対しては、新たな沖縄振興に係る法律へのJICA関係条項の継続を要望しております。また、新たな振興計画（中間取りまとめ）においては、1つ、農林水産・建設等の分野における技術協力等の国際協力の推進、1つ、多文化共生に係る県民の異文化理解の促進、1つ、本年令和3年4月にJICA沖縄内に設置したウチナーネットワークコンシェルジュの拡充強化等、国際交流の基軸となるウチナーネットワークの継承と発展に向けた施策などを位置づけており、引き続きJICA沖縄と連携して取り組んでまいります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

[文化観光スポーツ部長 宮城嗣吉君登壇]

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） 1、知事の政治姿勢についての(1)のア、JICA沖縄の役割に対する評価についてお答えします。

県では、アジア太平洋地域における結節機能を生かし、これまで培ってきた知識や技術等を同地域への国際協力・貢献活動に還元する取組を推進してまいりました。具体的には、JICA沖縄と連携し、地域保健医療、水産、水質管理等の分野において、海外研修員

の受入れや途上国への技術協力に取り組んでまいりました。これらの取組には、国際的なネットワークや国際協力の知見を有するJICA沖縄との連携は不可欠であり、JICA沖縄は、本県のみならず我が国の国際社会との信頼と協調体制の構築にも大きく寄与しているものと認識しております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

[土木建築部長 島袋善明君登壇]

○土木建築部長（島袋善明君） 2、港湾計画改訂について(1)、那覇港港湾計画の改訂についてお答えいたします。

那覇港管理組合では、那覇港管理組合構成団体調整会議において、浦添ふ頭地区における民港の形状案について合意し、令和3年3月に公表しております。港湾計画については、長期構想の取りまとめと、移設協議会において那覇港湾施設の代替施設の配置が確定した後、那覇港管理組合において港湾計画の改訂案を作成し、那覇港地方港湾審議会、国の交通政策審議会の議を経て、改訂されるものと考えております。

次に3、県道浦添西原線港川道路の整備進捗について(1)、浦添西原線港川道路の進捗状況についてお答えいたします。

浦添西原線港川道路は、浦添市港川から城間までの約1.6キロメートルの区間について、平成19年度に事業着手し、平成30年3月に暫定2車線で供用しております。令和2年度末の進捗率は、事業費ベースで約84%となっており、引き続き早期の4車線供用に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

[企画部長 宮城 力君登壇]

○企画部長（宮城 力君） 4、我が党の代表質問との関連で、軽石対策に係る地方交付税措置についてお答えいたします。

県内市町村においては、海岸等に漂着した軽石の回収作業について、国庫補助事業ではなく単独事業で実施している例があると承知しております。軽石の回収等については、去る12月5日に金子総務大臣から、地方自治体が単独で実施する場合に、その経費の5割を特別交付税で措置する方針が示されたところと報じられたところです。

県としましては、今後、市町村と連携しながら、軽石対策について市町村が単独で実施した経費を把握し、特別交付税が適切に交付されるよう努めてまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 島尻忠明君。

○島尻 忠明君 ちょっと休憩。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時48分休憩

午後2時49分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○島尻 忠明君 御答弁のほどありがとうございました。

登壇をして大分長く話したんですけれども、コンパクトで分かりやすい答弁ありがとうございました。

それでは、私もずっと浦添のほうで地方議員をさせていただいたんですけれども、たまたま県議会に籍を置かせていただいて、次期振計の中で皆さんからいろんな素案もいただきまして、恥ずかしながら、そこにJICAがしっかりと振計の中にうたわれていることがなかなか気づかなくて、それでいろいろ調べまして、先ほど登壇もして話をさせていただきました。2次振計から入っているということで、調べさせていただきました。

そこで再質問をさせていただきます。

先ほども申し上げましたけれども、21世紀ビジョンの中で、国際協力、そして貢献活動の推進、しっかりとJICAの協力の下、頑張っていくというふうに答弁がありました。現在までどのような取組をして、そしてまた次期振計に今盛り込む予定でありますことも含めて、どのような取組を考えているのか答弁をいただきたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時50分休憩

午後2時51分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） これまでのJICA沖縄と県との連携事例について、主なものを御紹介したいと思います。

平成25年度からJICA沖縄の協力を得て、県内の高校生を開発途上国の国際協力活動の現場等に派遣する沖縄国際協力人材育成事業を実施しております。令和元年度までに10か国266名を派遣し、参加者のOBが青年海外協力隊に参加するなど、国際協力を担う人材へと育成されているものと思っております。

それから、ウチナーネットワークに係る連携としまして、国際交流の分野における新たな取組として、ウチナーネットワークの次世代への安定的な継承と発展に資することを目的に、国内外との多言語による相

互交流や情報発信、各種相談等を担うウチナーネットワークコンシェルジュをJICA沖縄内に、令和3年4月から設置しまして稼働しているところでございます。

それから、教育研修の連携でございますけれども、平成18年度より、教育庁との覚書に基づきまして、県総合教育センターにおきまして、教員研修を実施しております。平成12年度から平成31年度までで累計21万人が履修しております。その他各部局との技術研修などが多々行われているところでございます。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 島尻忠明君。

○島尻 忠明君 多くの分野に、多方面にわたっておりますので、細かいことはお聞きしませんが、しっかりとまたその辺も含めて取組方をお願いしたいと思います。

そして知事の答弁にもありましたが、世界の島嶼地域と国際協力、国際課題の貢献の中で農業分野はじめ、いろんな技術的なことのお話がありました。現在、我が沖縄県も少子高齢化によって、農林水産業あるいは建設業においては、人手不足や人材不足が物すごく今大きな問題となっているというふうに思っております。今までもいろんな国際交流の場で人的交流、そして沖縄からもその国に行って、水やあるいは農業、いろんな協力をされていると思いますが、今般、なかなか建設業界で鉄筋工、また型枠をなさっている皆さん、今も国外、アジアのほうから人材を受け入れてやっている中でありますので、そういう人たちもJICAを通じて支援ができないものかというふうに思っておりますが、その辺についていかが考えておりますでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） 議員、御質問のありましたとおり、建設・介護・農業の分野で外国人労働者を活用したいというような声があることは承知しております。

JICA沖縄は、独立行政法人国際協力機構法——JICA法におきまして、海外の開発途上地域に対する技術協力の実施、有償及び無償協力活動の促進に必要な業務等を担い、これらの地域の経済及び社会の開発等に寄与することを通じて、国際協力の促進並びに我が国の国際社会、経済の健全な発展に資するということを目的としております。具体的には、海外青年協力隊員の派遣、アジア太平洋地域等の海外研修地域等の海外研修員の受入れ、県内企業の開発途上国での海外展開支援等の取組を現在支援しているところであり

まして、このような J I C A の機能に鑑みまして、議員の御提案のありました外国人労働者の研修等々につきまして、複数部局に所管もまたがることでありまして、また J I C A 沖縄の機能に関わることでございますので、J I C A 沖縄、関係部局と調整を図りながら研究してまいりたいと思っております。

○議長（赤嶺 昇君） 島尻忠明君。

○島尻 忠明君 確かに今行われているのは、国から推薦をされた方々が来て、そしてここで研修を受けて、しっかりと研修したものをフィードバックして、向こうの国の中核とかその辺に配置をされているのが現状であります。そして今のお話も重々分かります。ただやはり、J I C A 沖縄は全国に15か所ある中の拠点の一つであります。しかし、この15ある中で振興策にしっかりとつたわれるのは、国内で唯一この J I C A 沖縄だけなんです。ですからその辺も捉えて、これは以前に国政、政権が変わったときは、J I C A も仕分の一つに当てられているぐらい大変厳しい状況もあります。その辺も含めてやはり今、この現状に鑑みてそういう課題もありますので、受け入れてしっかりとここで研修を受けてここでまた働いていただければ、沖縄県のいろんな業界の皆様方のお力になるし、またその技術を生かして、自分の国に帰ればそれだけスキルアップもできると思いますので、ぜひ検討をお願いしたいと思っております。

そして、2013年3月には、沖縄県と J I C A はしっかりと連携協定も締結をしておりますので、その辺も含めてぜひ J I C A と今までも取り組んでいただいたと思いますが、またこれからはしっかりと取り組んでいくという強い、力強い気持ちがありましたら、御答弁いただきたいと思っております。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 千人力の J I C A 応援団でいらっしゃって、本当にありがとうございます。

私たちが今進めております新しい振興計画（素案）の中では、農林水産分野において、J I C A 沖縄センター等の管理団体、市町村等との連携、それから島嶼地域からの海外研修生の受入れや技術交流支援、それから先ほど議員御案内の建設産業の技術交流・技術協力、これも J I C A 沖縄センターとの連携による研修などの実施や蒸暑地域住宅の普及啓発研究の促進、そういうものが織り込まれております。

それから中間取りまとめでは、よりその在留外国人等が住みやすい地域づくりも踏み込んで書き込ませていただいています。互いの文化的違いを認め合い、それぞれが共に地域社会を支える主体としてその能力を

十分発揮しながら、イチャリパチョーデーの心で外国人も県民も安心して暮らせる地域づくり、これについても易しい日本語による情報発信、在住外国人の地域社会参画への支援、沖縄での生活に関する各種相談のほか、医療通訳ボランティア、災害時に備えた外国人サポーターの育成など、やはり J I C A を通して、沖縄がますますグローバルネットワークでつながっていく、その大きな意思を持った取組が必要であると思っております。次期振興計画でも、そのような万国津梁の精神をしっかりと J I C A 沖縄とも協力しながら、より強い基盤を築いていきたいというように思います。

○議長（赤嶺 昇君） 島尻忠明君。

○島尻 忠明君 ぜひ、全国に15しかない拠点、そして唯一このように振興計画の中にも位置づけておりますので、これからも取組方をよろしくお願いいたします。

休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時59分休憩

午後3時0分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○島尻 忠明君 次、港湾計画改訂なんですけれども、この長期計画の中身は、那覇港湾施設の配置計画は明記されているかどうかお伺いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時0分休憩

午後3時1分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 10月7日に開催された那覇港の長期構想検討委員会での内容ですけれども、長期構想案につきましては、沖縄県 S D G s 推進方針や国の港湾の中長期政策ポート2030等を踏まえ、那覇港の目指す将来像を提示し、その実現に向けた施策の基本戦略や主要施策等を整理したものとなっております。

○島尻 忠明君 休憩。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時1分休憩

午後3時2分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○土木建築部長（島袋善明君） 失礼いたしました。

10月に開催された長期構想検討委員会の中の案では、那覇港湾施設の配置は記載されておられません。那覇港管理組合としましては、国からの代替施設の配置案の提示があれば、適宜、長期構想検討委員会の資料

を参考表記することを検討するが、長期構想の取りまとめは民港に関するものとして進めていきたいと考えているとのことです。

○議長（赤嶺 昇君） 島尻忠明君。

○島尻 忠明君 確認なんですけれども、今年の5月に開催された移設協議会の内容をいま一度答弁お願いしたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） お答えいたします。

去る5月19日に開催された第27回那覇港湾施設移設に関する協議会においては、那覇港管理組合から浦添ふ頭地区における民港の形状案が報告をされました。

これに対し、防衛省において、代替施設等浦添ふ頭地区における民港の形状案との整合を図りつつ移設を進めるべく、国交省の協力を得ながら代替施設を北側に位置づける形で技術的な検討を加速化させ、米側との間で代替施設の形状案の具体化を図ることが報告をされております。

○島尻 忠明君 休憩します。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時3分休憩

午後3時3分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○知事公室長（金城 賢君） これは、移設を円滑に進められるよう、協議会の構成員の間で密接な調整を行っていることが確認をされております。

○議長（赤嶺 昇君） 島尻忠明君。

○島尻 忠明君 この北側案の形状は別にしても、配置というのは、このメンバーでの総意ということで理解してよろしいですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時4分休憩

午後3時4分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） 議員からの、軍港の位置を北側に位置づける形で確認が取れたのかという御質問でございますけれども、第27回移設協議会においては、那覇港管理組合から報告のあった民港の形状案を踏まえ、今後防衛省において代替施設を北側に位置づける形で技術的な検討を進めることが確認をされたところであり、具体的な代替施設の配置案が示されたものではありません。

なお、国において、民港の港湾計画との整合を図りつつ、代替施設の配置に係る技術的な検討を行うこと

については、これまでの協議会においても確認をされてきたところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 島尻忠明君。

○島尻 忠明君 やっぱり代替施設が活着しているのは、長期構想にも大きな影響を及ぼすと思うんです。那覇港管理組合は、これからパブリックコメントをするとおっしゃっておりますので、やはり県民にしっかりと説明するためにも、防衛省、関係者と加速的に進めるということではなかったら、移設協議会はやっていまずので、それもしっかりと示すことが県民にとっても説明責任があると思いますが、その件についてはどう考えますか。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 長期構想でのパブリックコメントの実施についてなんですけれども、那覇港管理組合としましては、国から代替施設の配置案の提示があれば、適宜、長期構想検討委員会の資料でも参考表記することを検討しますが、パブリックコメントや長期構想の取りまとめは民港に関するものとして進めたいと考えているとのことでありまして。

○議長（赤嶺 昇君） 島尻忠明君。

○島尻 忠明君 それは十分分かるんですけれども、配置されることが分かっているのに、それをパブリックコメントに反映しないというのはいかがかと私は思うんですけれども、その件についても答弁いただきたいと思っております。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 先ほども申しましたけれども、那覇港管理組合としましては、参考表記とするところで検討をしますけれども、パブリックコメントにつきましては、民港に関するものとして進めていきたいと考えているとのことですので。

○島尻 忠明君 休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時7分休憩

午後3時7分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

島尻忠明君。

○島尻 忠明君 それでは港湾計画改訂を行うには、移設協議会が必要であると私は考えますが、皆さんの考えはいかがでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時7分休憩

午後3時8分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 移設協議会において、那覇港湾施設の代替施設の配置が確定した後、港湾計画の改訂に進んでいくというふうに認識しております。

○島尻 忠明君 休憩してください。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時8分休憩

午後3時10分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） 今後のその流れといたしますか、前回の移設協議会において那覇港管理組合から民港の形状案が示されました。これを受けて、防衛省によって技術的な検討を行った上で、代替施設の配置案というものが移設協議会に示された上で、民港の港湾計画との整合が確認をされると。それを踏まえて、那覇港における港湾計画の改訂が行われるということでございます。そういう意味で申し上げますと、議員御指摘のとおり、移設協議会が早期に開催された上で港湾計画の改訂が進められていくという理解でよろしいかと思えます。

○議長（赤嶺 昇君） 島尻忠明君。

○島尻 忠明君 さきの港湾議会でも、港湾計画につきましては那覇港湾施設の代替施設の位置と形状についても参考で記すことになっておりますと答弁しておるんです。そして、代替施設の位置と形状が関わってきますので、港湾計画改訂の策定に当たっては、代替施設の位置と形状を決定することは必要でございますとしっかり答弁をしておりますので、ぜひこの辺を含めて、そして知事公室長から先ほど答弁がありました、せんだっての移設協議会ではしっかりと形状案の具体化、そして北側に位置づけ、技術的な検討を加速をさせて協議会構成員の間でしっかりと密接な調整を行っていくとも確認をされております。これを踏まえて早めに——これは港湾議会でも出ましたので、移設協議会を進めていきたいという思いがあるのかどうか、確認をさせていただきたいと思えます。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時12分休憩

午後3時12分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） 議員から御質問のありますところの移設協議会の開催につきまして、12月6日、昨日ですけれども防衛省に確認をしております。防衛省からは、代替施設の位置や形状に関する検

討状況については、現在代替施設の配置が民港の港湾計画と整合するよう調整をしているところであるという回答を得たところであります。次回の移設協議会につきましては、この防衛省における検討状況を踏まえて開催されるものというふうに考えているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 島尻忠明君。

○島尻 忠明君 母体の那覇市と浦添市も、早めの協議会開催を望んでおるということを答弁いただいておりますので、ぜひまたよろしく願いいたします。

休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時13分休憩

午後3時14分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○島尻 忠明君 ちょっと先に軽石の件でお聞きをしたいんですが、先ほど答弁がありました。これは総務企画委員会のほうでもお話をしたんですけども、確かにいろいろと決まり、ルールがあると思えますが、しかし、今回私が関連質問をしているのは、やはり各市町村、今回の軽石問題はほとんど離島を含む港のほうが大きな被害を受けていまして、やはりその住民、生活している皆さんのためにも早めに軽石を撤去したいということで、撤去をしております。そしてやっぱり地域というのはなかなか財政的に厳しいところがあるものですから、その辺の財政措置はいかなるものですかとお聞きをしましたら、厳しいという答えがありましたので、それを私は委員会でもお話をしております。そして総務部長は環境部、そして農林水産部に厳しいところがありますので、いろんな交付金も含めて、手当てをしたいということで、その中でせんだっての金子総務相のお話もあったと思うんですけども、いま一度、この地域に負担のないように、しっかりと住民生活を守ってやった市町村の行為ですから、その辺について総務部長から答弁がありましたらいただきたいと思えます。

○議長（赤嶺 昇君） 総務部長。

○総務部長（池田竹州君） 委員会でも答弁させていただきましたように、特別交付税には災害対応としての分がございます。私どもその特殊財政事情として、国にしっかりと説明を求めていくということで、手続、作業進めておりましたが、5日に金子総務相のほうから軽石対策について3月分の特別交付税で2分の1を見たいという話がございました。オイルフェンスの設置などの経費なども例示されておりますが、まだ具体的な、どこまで見るというものがございませんので、

今国のほうにどういった対象まで見ていただけるのか、なるべく私どもとしては広く見ていただきたいというふうに考えております。その辺は総務省とも連携して、企画部とも連携して必要な額を積み上げて、必要な分を見ていただけるように調整していきたいと思っております。

○議長（赤嶺 昇君） 島尻忠明君。

○島尻 忠明君 ぜひ各市町村の財政負担が重荷にならないように、しっかりと手当てをしていただきたいと思っております。

最後に、港川線の件ですけれども、そこは先ほど答弁ありましたように2車線、暫定供用されてから、まだ工事が動いておりません。その中で3月30日には、国道58号の拡幅も完成して供用開始の予定です。そしてサンパーク通りから港川道路を下りてきますと、拡幅に伴って右側に今信号機がついていますけれども、大変渋滞をして困っている状況がありますので、その渋滞緩和のために信号でちょっと調整ができないものかというふうに思っておりますが、その辺の御答弁をいただきたいと思っております。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時17分休憩

午後3時18分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） まず港川道路につきましては暫定2車線で供用開始をしたところで、浦添市内の渋滞緩和に寄与しているものと考えます。議員御指摘の、浦添市道のサンパーク通りから港川道路に、58号の交差点の件だと思っておりますけれども、その辺の渋滞状況につきましては、右折だまり等々どのような状況になっているか、渋滞交差点の中で検討ができるか対応を考えていきたいと思っております。

○島尻 忠明君 すみません。ありがとうございました。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 会派沖縄・自民党の西銘啓史郎です。

通告に従い早速質問に入っていきたいと思っております。

1番、知事の政治姿勢についてであります。1、沖縄県国民保護計画について。

ア、概要について伺う。策定目的、策定年月日等。

よろしく申し上げます。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） お答えいたします。

国民保護法第3条第2項においては、「地方公共団

体は、国があらかじめ定める国民の保護のための措置の実施に関する基本的な方針に基づき、武力攻撃事態等においては、自ら国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施し、及び当該地方公共団体の区域において関係機関が実施する国民の保護のための措置を総合的に推進する責務を有する」とされております。県は、その責務に鑑み、国民保護法第34条の規定に基づき、平成18年3月31日に沖縄県国民保護計画を作成しております。同計画では、関係機関との連携体制の整備のほか、武力攻撃事態等及び緊急対処事態への対処として、初動連絡体制、県対策本部の設置、警報及び避難の指示、救援、応急措置、復旧などについて定めております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 私もこの計画の概要、目を通させてもらいました。その中で、この構成なんですけれども、第1編から第5編までであると思っておりますが、簡単にこの構成等説明お願いできますか。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） 沖縄県国民保護計画には、まず第1編として総論になります。ここにおいては、県の責務、それから国民保護措置に係る基本方針、それから各機関の業務の大綱等を定めております。それから第2編については、平素からの備えや予防といたしまして、組織・体制の整備、関係機関との連携、避難等への平素からの備え、物資・資材の備蓄、整備などが定められているところでございます。それから第3編でございますけれども、武力攻撃事態等への対処といたしまして、初動体制、それから県対策本部の設置、避難の指示、救援、武力攻撃災害への対処等を規定しているところでございます。それから第4編としましては、復旧等で、ここはライフラインの輸送路の応急復旧などを規定しております。それから最後に第5編といたしまして、緊急対処事態への対処、そして武力攻撃事態等に準じて対応するということが定められているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 公室長、特に第1編から第2編、第3、4、5とありまして、全般、平素、有事というふうに書かれています。特に、第2編の平素からの備えや予防というところが大変重要だと思っておりますが、その中のその1とその2があると思うんですが、細かいのはいいんですけれども、この項目、11項目あると思うんですが、それちょっと読み上げてもらってよろしいですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時23分休憩

午後3時26分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） 遅くなりまして申し訳ございません。

まず、平素からの備えや予防のその1といたしまして、県における組織・体制の整備、関係機関との連携体制等の整備、非常通信体制の整備など通信の確保、情報収集・提供等の体制整備、避難及び救援に必要な基礎的資料の準備となっております。

それから、その2といたしまして、医療体制の確立、運送事業者の輸送力等の把握、生活関連等施設の把握及び安全確保の留意点の周知等、それから警報の伝達、住民避難等国民保護措置に関する訓練の実施、さらに救援に必要な物資等の備蓄、そして最後に、広報誌、インターネット等を活用した国民保護措置に関する啓発となっております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 ありがとうございます。

それがずっと出ないところが、平素からの準備、大丈夫かなと不安になりますが。

それと、次の質問に行きますけれども、防災計画と国民保護計画の大きな相違を簡単に説明してください。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時28分休憩

午後3時28分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） 防災計画については、自然災害とかを対象としておりますけれども、大きな違いといたしましては、国民保護計画については、武力攻撃事態といった日本に対する外部からの武力攻撃が起きた場合を想定している計画と。それから、緊急対処事態といたしまして、武力攻撃事態に準ずる事態と。例えば原子力事業所などの破壊でありますとか、そういった危機を対象としているということが違うかというふうに理解しております。

○西銘 啓史郎君 休憩してください。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時29分休憩

午後3時29分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○知事公室長（金城 賢君） お答えをいたします。

まず、防災と国民保護の違いということで、まず事務の性格といたしまして、防災につきましては自治事務ということであります。一方で、国民保護につきましては、法定受託事務であるということです。それから対応の主体といたしましては、防災については市町村、これを国、県が補完するという仕組みでございますけれども、国民保護にあつては国から県に対し、それから市町村に対してという流れで事務がなされると。それから、費用負担でございますけれども、防災に関しましては市町村、一方で、国民保護に関しましては国というふうになっております。それから、対策本部でございますけれども、防災につきましては独自に設置をするということになりますが、国民保護に関しましては国の指定によって設置をするということになります。それから、避難につきましては、防災に関しましては自主的な避難というふうになっておりますけれども、国民保護は避難誘導ということでございます。それから、県の役割といたしましては、防災に至つては補完と。市町村による避難の勧告・指示等行われますけれども、国民保護にあつては県による避難の指示、緊急通報、防災防除措置と。それから市町村の役割としては、防災については対応主体であるということに対して、国民保護については避難の指示の伝達という形でなされるというふうな違いがございます。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 丁寧にありがとうございました。

続いて、イに行きます。

沖縄県国民保護協議会の設置目的及び開催状況、及び国民保護協議会委員の県内市町村別指定状況について伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） お答えをいたします。

沖縄県国民保護協議会は、国民保護法第37条に基づき「都道府県の区域に係る国民の保護のための措置に関し広く住民の意見を求め、当該都道府県の国民の保護のための措置に関する施策を総合的に推進するため」設置しておりまして、これまでに6回開催しております。また、市町村国民保護協議会につきましては、国民保護法第39条により設置をしており、同法第40条第4項第1号から第8号の規定により、当該市町村の区域を管轄する指定地方行政機関の職員、自衛隊に所属する者、当該市町村の副市町村長などを市町村国民保護協議会委員に任命することができるとされております。現在、読谷村を除く40市町村におい

て、市町村国民保護協議会が設置され、委員が任命をされているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 続いてウ、沖縄県国民保護共同訓練の実施状況について伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） 国民保護計画に基づく訓練につきましては、これまで、大規模テロ等の緊急対処事態を想定した図上訓練のほか、2回の実動訓練を実施してきており、直近では平成31年1月に訓練を実施したところであります。また、令和3年度以降の訓練の実施については、国からの通知により、全国を6つの地域ブロックに区分し、各ブロック内で輪番制により訓練を実施することになっており、沖縄県は、令和8年度に緊急対処事態を想定した訓練を実施することが決定しております。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 公室長、確認したかったのは、やはり共同訓練の実施、先ほど平素からの備えや予防の中のその2で、訓練の実施というのがありました。私も調べてみました。これは内閣官房副長官補資料、令和3年4月28日付の国民保護に係る国と地方公共団体の共同訓練の実施についてという資料であります。平成17年から令和2年まで、沖縄県は先ほど説明あったとおり、21年と24年と25年、それから30年に実働、図上とか訓練をしています。それ以降、まだ一度も開催されていないという理解ですが、それでよろしいでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） 議員から今ありましたとおり、最終の実働訓練につきましては、平成31年1月24日、25日に実施をしているところでございます。それから、それ以降、全く訓練を実施していないかという御質問でございましたけれども、実働訓練ではございませんが、国民保護に関する訓練といたしましては、情報の伝達、通達試験として、全国瞬時警報システム、Jアラートでございますけれども、全国一斉情報伝達訓練を毎年2回実施しているほか、緊急情報ネットワークシステムの導通試験を毎月1回実施しているという状況でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 この質問をした理由は、昨今日本や沖縄を取り巻くいろんな環境が激変していると思います。特に、中国と台湾の関係、それから米中の関係。今日の朝、米国は北京オリンピックに外交的なボ

イコットをするという発表がありました。各国どのようにするか分かりませんが、要はそういった非常に緊張関係にある中で、玉城知事、知事はもちろん基地問題、県内の問題も大変でしょうけれども、この沖縄の——日本を取り巻く環境に、常に危機感を持つべきだと私は思います。もちろんこの保護計画、こういうことが起こらないことが全てです。ただし、昨日の岸田総理の所信表明にもありましたけれども、最悪の事態を想定して準備しておくことは大事だと思います。それが危機管理の基本ですし、軽く考えて大丈夫だろうという、そういう県民、国民の意識になると、私は非常にまずいと思います。実は、私自身も反省しなければならない点が幾つかありまして、北朝鮮のミサイルの発表があっても、まさか日本には、まさか沖縄にはという気持ちでいる自分がいます。

それともう一つ、最近地震が非常に増えています。北海道、関東、関西、九州、トカラ列島含めて。その地震も震度3と見たときに、あまり大きくないと思う自分がいるわけです。実は私は平成7年、阪神・淡路大震災を経験しました。あのときは本当に——今まで人生の中で本当に命を脅かされた経験をしましたので、震度3が怖くない自分が怖いんです。ですから、同じように県民もそうですけれども、こういう非常事態——先ほど防災計画は防災で、津波や地震、いろんなこと対応しなければなりません。それからこの保護計画というものは、これは特に困難が生じると思います。知事は今、考えられる、想定される地域はどこだと思いますか、沖縄県で。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時37分休憩

午後3時37分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

玉城知事。

○知事（玉城デニー君） この国民保護計画が発動されるということは、私は沖縄県全県にとってどこでもその可能性があり、また、どこで発生してもそれは全県に及ぶ計画の発令になると思います。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 もちろん全県ですけれども、特に昨今言われているのは、八重山諸島であったり、宮古であったりだと思います。その中でやはり、知事を筆頭にその辺の危機感を共有しないと、決して起こるべきではないし、起こしてはならないと思いますけれども、そうなった場合の——ちなみに離島からの輸送、住民を運ぶのは民間機だったり、もうそのときは、自衛隊は有事であれば全然国民、県民のいろんなものに

パワーを割けないかもしれません。そういうことも含めて、ぜひこの共同訓練といいますか、自衛隊も含めたいろんな訓練を日頃から図上でも結構です。実働の訓練でも結構ですから、それを知事が先頭になってやっけていかないと、救える命が救えなかったということにならないように、これはぜひ危機感を持って、危機管理の長としてぜひお願いしたいと思います。

休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時38分休憩

午後3時38分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○西銘 啓史郎君 次のエに行きますけれども、元自衛官の防災監採用。これ以前、我が会派の議員からも質問があったと思いますが、沖縄はまだ採用していないということを伺っております。全国の採用状況について伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） 退職自衛官につきましては、沖縄県を除き全都道府県で採用されているというふうに理解しております。

○西銘 啓史郎君 もう一度。

○知事公室長（金城 賢君） 退職自衛官、全国的狀況ということでございましたので、沖縄県を除き全ての都道府県で採用されているというふうに理解をしています。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 私も調べてみました。北海道から——沖縄以外、各都道府県と市町村で採用しているようですが、要は正式には退職自衛官の地方公共団体防災関係部局における在職状況、今年の3月31日現在で612名いらっしゃるそうです。実は、我々防衛議員連盟というのが議会にありまして、23名で組織されていますけれども、先般、議員連盟で陸上自衛隊の視察に行っていました。これは知事に一度お話しさせてもらいましたけれども、鎮魂碑といいますか、顕彰碑があって、そこに我々献花もしてまいりました。知事にもぜひ一度足を運んでいただきたいというふうに申し上げましたけれども、知事その後、陸上自衛隊のそういったところ訪問されましたか。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） いえ、まだその機会がありません。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 陸上自衛隊の第15旅団長とも我々意見を交換する時間がありました。その中で、以

前、これ平成27年で少し古いんですが、知事公室のほうで地域安全保障に関する県民意識調査というのを行ってあります。知事公室長、そのときの自衛隊に対する印象で、よい、どちらかというといよい、悪い、どちらかというとい悪い、この数字をもしお持ちでしたら御報告をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時40分休憩

午後3時41分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） お答えいたします。

時点が平成27年でございますけれども、県が実施した地域安全保障に関する県民意識調査によりますと、自衛隊に対する印象について、よい印象を持っている、どちらかといえばよい印象を持っているを合わせると71.4%というふうになっております。

○西銘 啓史郎君 悪いと、どちらかといえば悪い。

○知事公室長（金城 賢君） すみません。今、手元にあるもので、よいというものしか承知しておりませんので、申し訳ございません。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 私のほうで調べましたら、悪いは3.5%、どちらかといえば悪いは12.5%、トータル16%なんですね。知事、これ復帰直後は違ったと思います。当時は大変苦労されたと、当時の自衛官の方々、御子息の方までいろんな対応があったというふうに聞いていますが、それはそれでもう過去のこととして、今大事なことは、沖縄県民も、もう自衛隊に対する感情は変わってきていると思います。もちろん思想信条的に賛成できない方々がいるのは、私は理解します。ただ、やはり本来自衛隊の方々は、領空・領海・領土を守るために日頃の訓練をされています。そして我々県民の有事のときの防災、またいろんな先ほど防災計画ありましたが、沖縄でいえば、夜間の緊急患者空輸、それから不発弾の処理、これはもう何万件というふうに実施をしております。そういう意味で、先ほどの防災監については、ぜひ県も、県の防災管理の担当として自衛官のOBを採用する。これはもう県民感情じゃないですよ。知事として、県民の命、財産を守るために、自衛官を採用すべきであると私は思います。それについて知事の意見を求めます。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 沖縄県では、日頃から陸上自衛隊と緊密に連携を取らせていただいています。大型台風時のリエゾン派遣、急患搬送、不発弾処理で支

援をいただいておりますし、議員御案内のとおり、この間、復帰以降、自衛隊に対する信頼度、そして県出身隊員の数なども増えている状況などを見ますと、非常にその信頼感が変わってきているということが先ほどの平成27年県民意識調査のパーセンテージにも現れていると思います。また近年は、自然災害だけではなく、豚熱、新型コロナウイルス感染症など危機管理事象が多様化しているため、様々な防災、危機管理への対応可能な人材の確保による県体制の拡充・強化等は必要であると考えております。

今後どのような形でその体制を取りまとめていくかについては、部局としっかり検討してまいりたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 次に進みたいと思います。

(2)、公有水面埋立てについてであります。ア、復帰前と復帰後の公有水面埋立件数と埋立面積について伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 土木建築部が所管する埋立ての件数は、復帰前が296件、復帰後が444件となっております。また、埋立ての免許面積は、復帰前は約1438ヘクタール、復帰後が約2439ヘクタールとなっております。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 続いてイ、那覇空港第2滑走路増設事業における変更承認申請の件数及び申請から承認までに要した期間について伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 那覇空港滑走路増設事業における変更承認申請の件数は、最初の変更承認申請が提出された平成26年7月以降、平成27年11月までの間に6度提出されております。変更承認までに要した期間は、それぞれ22日、49日、60日、100日、154日、135日となっております。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 午前中の質問でもありましたけれども、やはり不承認の期間、どう考えても——不作為とまで言えないかどうかあれですけれども、私は政治的なものが入っている気がして。本来、土建部長、皆さんは法にのっとって、法的な瑕疵を調べて判断すべきだと私は思っております。もちろん、知事が今、いろんな思いを込めて不承認になったわけですから、皆さんの立場も、それを反対というわけにはいかないと思いますが、過去やはりこういった変更承認というのはあったわけですね。ですから今回のように——す

みません、何日でしたっけ、トータルの日数。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時46分休憩

午後3時46分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 318日となっております。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 ここから先は、ほかの方々もこれから質問すると思うのであまり触れませんが、私はもちろん政治的な決断に基づいて、部長の皆さんがそれをこなさなければならない。大変つらいと思います。それは心中おはかりいたしますけれども、申し上げたいことは、とにかく沖縄はこれまで、復帰前後から3800ヘクタールほど埋め立ててきました。その中にはもしかしたら軟弱地盤もあったかもしれませんが、いろんな工事のあれがあったかも分かりませんが、昨今の技術も含めて、県側ができない、国側ができる、これ私はどっちが正しいか分かりませんが、この水かけ論であれば何も前に進まないと思うんですね。できないと思う、できる、もう水かけ論にならないようにこれはしっかり——今日、防衛局も審査請求を行ったという報道がありました。この後どういうふう展開するか分かりませんが、しっかり各部長クラスにおいては業務を遂行していただければと思います。

休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時47分休憩

午後3時47分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○西銘 啓史郎君 2番に移りますけれども、観光産業の再興について。

(1)、これはもう既に部長、何度か答弁ありましたので、申し訳ありません、割愛させていただいて(2)、第6次県観光振興基本計画の概要と今後の日程について伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） 第6次沖縄県観光振興基本計画では、将来像として「世界から選ばれる持続可能な観光地」を掲げ、その実現に向けて県民、観光客、観光事業者が、自然、歴史、文化を尊重し、観光産業の成長と維持を目指すことで、それぞれの満足度を高めるとともに経済を活性化させてまいります。計画の目標値としましては、社会、経済、

環境の視点から、県民の幸福度、観光収入、人泊数のほか、世界から選ばれる観光地とするため、温室効果ガス排出量の削減に向けた取組状況等を掲げております。今後は、県庁内や市町村等の関係機関と調整を図りながら、令和4年3月までに沖縄県観光審議会での審議を重ね、同年5月を目途に知事を本部長とする沖縄県観光推進本部で決定し公表する予定となっております。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 これも第6次、今後の10年を見据えて計画を立てることは重要だと思います。昨日の一般質問でもありましたけれども、今、観光産業は目の前の生活に本当に苦慮している。それをやはりしっかり支えるすべがないまま、5年後に観光立県と言っているかどうか私は不安があります。

それで次の質問に行きますけれども、(3)、観光産業再興基金、仮称というふうにしましたけれども、創設について県の基本的な考えを伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） 基金の創設につきましては、観光産業の再興に資する取組などを機動的かつ柔軟に、また、中長期的な視点の下に実施することができるため、有効な手段であると認識しております。このため、感染症対策や経済回復のための対策など、取り組むべき様々な施策の優先度や財源確保等の課題を整理する必要があると考えております。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 以前も質問しましたけれども、沖縄振興特別措置法の105条の4の基金についての解釈、どのように解釈しているか。我々実は、総務省の審議官とも話をしました。これは特別な、財務省と交渉したいろんな思惑つきの基金であるために聞きましたけれども、解釈の仕方によっては県で条例をつくって基金の創設ができるかどうか、その基金設立において何が重要かをちょっと御指導お願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） 沖縄振興特別措置法の105条の4第2項に、基金創設の要件、ソフト交付金を活用した基金の要件が記載されておまして、そこではあらかじめ複数年度にわたり財源を確保しておくことが施策の安定的かつ効率的な実施に必要な不可欠であること、複数年度にわたり事業等の進捗に応じた助成が必要であること、各年度の所要額をあらかじめ見込み難しく、弾力的な支出が不可欠であることということが要件とされております。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 そういう意味では、コロナ、また新しいオミクロンも含めて、環境的には決して明るくないと思っています。GOTOも1月中旬、下旬からの予定が延びるのではないかと心配もありますけれども、いずれにしても観光産業、知事が昨日の答弁でも言っていました。リーディング産業としてこれから本当に育成していくためには、その辺についてはしっかり取り組んでほしいと思います。

休憩します。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時52分休憩

午後3時52分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○西銘 啓史郎君 3番に移ります。

水難事故防止策とサンゴ礁の保全について。

(1)、公立中高校におけるプールの設置状況と水泳科目授業の時間数について伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（金城弘昌君） お答えします。

公立中高校におけるプールの設置数についてでございますが、令和2年5月1日時点で中学校では145校中87校の60%、高等学校では60校で100%、全ての学校に設置をしております。

水泳の授業につきましては、令和3年度学校体育・運動部の活動に関する調査において、中学校では平均で9時間、高等学校で平均で12時間を実施しております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 では(2)、シュノーケルの講習と離岸流対応教育の必要性について伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（金城弘昌君） 県立学校の水泳授業では、プール利用の心得や安全指導を1時間行い、その後、クロールや平泳ぎ等の正しいフォームや泳力指導を行うこととなっております。また、体育科等のある学校では、シュノーケル講習や着衣泳について、マリン実習や講義により実施をしております。また、児童生徒等の安全確保対策危機管理マニュアルにおいて離岸流の危険性が示されていることから、各種研修会等を通して、安全教育の充実に取り組んでおります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 教育長、私、ある私学の理事長とお会いしてきましたけれども、そこはプールはなかつ

たんです。特にプールの必要性は感じないというお話でしたので、ただ公立で60校、100%持っている。私も高校時代を振り返ると、体育の授業で水泳がありましたけれども、もちろんクロールとか平泳ぎとかバタフライを練習した記憶は私は実はないんですが、何を申し上げたいかという、沖縄、周りが自然のプールですよ。高校生、私もそうですが、シュノーケルは習ったことがないけれども、見よう見まねでやって、水を飲んだこともありまして。昨日の水難事故の件で、本部長からも令和3年に134名が亡くなっている。多分ほとんどがシュノーケルではないかと思うんです。要は、学校の授業、クロールを習うことも大事ですけども、この高校生にそういったシュノーケルの体験、注意をさせる、それから離岸流も勉強会をする。それが本人の命を守ることになる。そして高校生が将来大人になったときに、子供たちに教えることができる。ですから、体育の授業の、文科省が決める指導要領がどうか分かりませんが、特に沖縄においてはプールで——特に高校生、シュノーケルを使った実地訓練、それから教室で離岸流。離岸流も調べますと、沖縄の本島だけでももう20か所近くあると思うんですけれども、そういったところを事前に知識を——離岸流に遭った場合の逃げ方。この間、ライフセーバーの方々、私ども会派で勉強会もしました。もう岸に向かっては絶対だめなんだと。流されて横に行き、機会をつくと。こういうのも多分、我々県議会、この執行部を含めてどれだけの方々がその知識があるかどうか分かりませんが、そういうことを高校生のときから学ぶべきではないかなと。海に行きバタフライで泳ぐ人はいないと思います。ですからそういう意味では、本当に命を守る、自分自身の命を守る、人の命も守れる。水難事故を防止するためには私はこれ必要だと思うので、ぜひ御検討いただいて、実施をしていただきたいと思います。

次に(3)番に行きます。

ダイビング中のサンゴの保全策について、ダイビング船の係留状況、実態と課題について伺います。

○議長(赤嶺 昇君) 環境部長。

○環境部長(松田 了君) お答えします。

ダイビング船がダイビングポイントで船を係留する際、投錨したいかりがサンゴを破損してしまうことが懸念されております。その対策として、あらかじめダイビングポイントに係留ブイを設置して船を係留する方法があり、県内では、慶良間諸島や宮古島などのダイビングポイントで設置されております。なお、係留ブイの設置・増設には、設置費用の確保や関係機関と

の調整・連携が必要となっております。

○議長(赤嶺 昇君) 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 次イ、宮古島での保全の取組について伺います。

○議長(赤嶺 昇君) 環境部長。

○環境部長(松田 了君) 宮古島では、海域の利用調整によって漁業とマリンスポーツの振興、環境保全に協力することを目的に、市内の3漁協とダイビング事業者5団体が宮古島美ら海連絡協議会を設置・運営しております。同協議会では、ダイバーが負担した協力金を基に、宮古島周辺海域でサンゴ礁保護のためのダイビング船用の係留ブイを設置するほか、オニヒトデの駆除、安心・安全なダイビングに関するイベント等を行っております。

○議長(赤嶺 昇君) 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 部長、申し上げたいことは、今、沖縄にいろんなダイビングスポットがあると思うんですけども、ダイビング協会の方々、業者の方々はサンゴを傷めないように配慮されていると思います。ただ先ほど宮古でブイを設置したり——特に私もちょっとある人から情報もらったんですが、オーストラリアのグレートバリアリーフ、クイーンズランド州ですけども、環境保全管理税ということで、もうブイを利用しなければダイビングできないらしいんですね。県も平成24年か何かに調査をされたと聞いているんですけども、今辺野古の問題でサンゴの保全とか話が出ていますが、それ以上に日常、毎日ダイビングでサンゴが傷んでいるかもしれない。それを守るためにそういったブイの設置をする。その成功例がもし今、宮古の漁協とのタイアップでやっていることも含めて、そういったことを各地域でどんどんどんどん広げていけば、サンゴの保全にもつながると思います。これも含めて予算がないではなくて、知恵を出して何かできる方法を一緒に考えたいと思いますのでよろしく願います。

休憩をお願いします。

○議長(赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午後3時58分休憩

午後3時58分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

○西銘 啓史郎君 4番に行きます。

小規模離島における警察施設、駐在所等の配置状況と課題について伺います。

○議長(赤嶺 昇君) 警察本部長。

○警察本部長(日下真一君) お答えいたします。

県内の離島に設置されている警察施設は、警察署が

2施設、交番が4施設、駐在所が32施設、警備派出所が4施設であります。なお、沖縄本島と橋等で連結されている9島を除く県内有人離島37島のうち19島に警察施設を設置しております。他方、残る有人離島18島でございますが、これは近隣の駐在所が管轄しておりますが、緊急の警察事象が発生した場合の迅速な対応、これが重要でございます、平素から管轄する警察署において、警察官を応援派遣する体制を取っているほか、自治体や関係機関との連絡体制、交通手段の確保など、当該離島住民の安全・安心の確保に努めているところでございます。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 本部長、私、小規模離島というふうに質問したので、県全体で質問し直しますけれども、警察官の数、それから警察署の数、交番の数、駐在所の数も、もう一度御答弁いただけますか。

○議長（赤嶺 昇君） 警察本部長。

○警察本部長（日下真一君） お答えいたします。

まず、県内における警察施設の設置状況でございますが、10市3町に14警察署、11市9町5村に64交番、6市5町17村に60駐在所、3市2町に6警備派出所となっております。

警察官の数でございますか。ちょっと手元にないんですが、約3000人でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後4時0分休憩

午後4時0分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○警察本部長（日下真一君） 失礼いたしました。

警察官条例定数、2921人でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 本部長、ちょっとお尋ねしたいんですが、警察署の設置とか、その後は交番、駐在所の設置については、私もちょっと調べてみたところ、地域警察運営規則というものがあって、その中の第2章、交番及び駐在所というのがあります。設置については昼夜の人口、世帯数、面積、それから事故の発生状況等に応じてというふうになっているんですが、沖縄県においては今この10市に警察署がありますが、警察署がない市はどこですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後4時1分休憩

午後4時2分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

警察本部長。

○警察本部長（日下真一君） 失礼いたしました。

南城市です。与那原署が管轄しています。南城市がございません。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 調べてみると面白いなと思ったのは、市町村合併前のときに与那原署が多分管轄をしたと思います。南城合併して、もう人口も圧倒的に多いけれども警察署がない。逆にうるま市には、石川警察署とうるま警察署があります。1市に2つの警察署があります。先ほどの設置基準、人口や世帯、いろいろあると思うんですけども、本部長、事前をお願いしていたんですが、鹿児島県や長崎県、警察官の数と交番の数、もし分かれば教えてください。

○議長（赤嶺 昇君） 警察本部長。

○警察本部長（日下真一君） お答えいたします。

まず、人数はちょっとあれで、まず長崎県における警察施設でございますが、警察署が22、交番が73、駐在所が127でございます。鹿児島県は警察署が27、交番が73、駐在所が94となっております。警察官の数でございます。

少々お待ちください。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後4時3分休憩

午後4時3分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○警察本部長（日下真一君） 失礼いたしました。

警察官の定員、これ条例と思われませんが、条例上でございます。長崎県が3075人、鹿児島県が3035人、ほぼ当県と一緒にございます。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘啓史郎君。

○西銘 啓史郎君 すみません、私の調べたものによると、鹿児島県警察は3464人、長崎県は3500人と書いてありました。そのほかに今、先ほどの警察署の数も沖縄と比べると圧倒的に多い、交番も多い、駐在所も多い。特に長崎県は離島県ですので、その辺の設置基準がどうか別ですが、本部長、私が申し上げたいのは、南部市町村長、議長との意見交換がありました。そのときに前回は要望が上がっていましたが、座間味村の阿嘉島、慶留間島、そこにぜひ交番、派出所、駐在所でもいいので置いてほしいということがありました。できない理由はいろいろあると思うんです。人員の確保については、知事、これはぜひ聞いてほしいんですが、何を基に警察官の数が決まり、交番の数が決まるか分かりませんが、市民、県民の安全・安心を守っていただいている警察官に対して、やはりしっかり、人員不足じゃないように、特にこう

いった小規模離島においても、ちゃんと安心して生活できる仕組みをつくるべきだと思います。今、何かあったら座間味から阿嘉島に船で行くらしいです。竹富も船で行くらしいです。海が荒れたら事件・事故に間に合わないんです。ですからそういったことも含めて、本部長、ぜひ人員の要求もしていただいて、しっかり県警として我々県民の生命財産を守っていただいていることに感謝をしながら質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（赤嶺 昇君） 20分間休憩いたします。

午後4時5分休憩

午後4時30分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

休憩前に引き続き質問及び質疑を行います。

座波 一君。

[座波 一君登壇]

○座波 一君 それでは、通告に従って質問をいたします。

まず1、大型MICE施設整備基本計画についてであります。

(1)、建設決定から6年経過した現在の進捗状況、資金計画、建設計画を伺います。

(2)、MICE施設をまちづくり計画の中核に置いている地元自治体への影響を伺います。

2、新型コロナ対策についてであります。(1)と(2)は取り下げます。

(3)から、ワクチンパスポート・陰性証明パッケージへの取組について伺います。

(4)、水際対策等のデジタル化及びマイナンバーカード普及への取組について伺います。

(5)、観光再興条例にのっとりた施策と財源確保の取組について伺います。

(6)、空港内クリニック設置に向けた取組を伺います。

3、沖縄関係予算についてであります。

(1)、内閣府沖縄担当部局一括計上方式の功罪について伺います。

(2)、沖縄振興予算以外のコロナや災害等の有事の必要予算の確保について伺います。

4、離島過疎地の人口急減地域への取組について。

(1)、県内の人口急減地域の課題と対策を伺います。

(2)、特定地域づくり事業協同組合制度の活用について伺います。

5、ギンネム対策と道路・舗道等の沿道雑草対策について。

(1)、全県的に繁茂が広がるギンネムの現状と影響

について伺います。

(2)、国・県道の沿道雑草対策に対する抜本的な対策について伺います。

6、中城湾港港湾計画の改訂と立ち後れた佐敷東地区の湾岸整備について伺います。

(1)、港湾計画改訂後、計画外となる佐敷東地区の老朽護岸や築島周辺の河口閉鎖、戦後米軍によるしゅんせつ土放置以来、海流がよどみ悪化した海浜環境対策について伺います。

7、県職員の政治活動について。

(1)、沖縄県が沖縄県関係職員連合労働組合（県職連合）に県庁14階を無償貸与している根拠を伺います。

(2)、自治労と県職連合の関係及び県職連合の構成団体を伺います。

(3)、県職連合の傘下で政治活動を行う県職員の実態について伺います。

以上、質問席で再質問を行います。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

[知事 玉城デニー君登壇]

○知事（玉城デニー君） 座波一議員の御質問にお答えいたします。

2、新型コロナ対策についての御質問の中の(5)、観光再興条例にのっとりたPCR検査の拡大等の取組についてお答えいたします。

PCR検査の拡大・強化については、1日当たりの検査可能件数を、令和2年6月の約1000件から、現在は約2万6000件まで拡充しており、引き続き各種検査事業の強化を図ってまいります。医療提供体制の強化については、第6波に備えて、第5波における要入院者の1.2倍程度となる1031床と想定しており、重点医療機関等における病床確保及び入院待機施設の拡充に努めることとしております。宿泊療養施設として、現在8施設852室を確保しており、今後、事前協定を含め、さらなる拡充により約1400室の確保に取り組んでいるところです。積極的疫学調査については、患者への初回連絡に一斉ショートメールを活用し、効率化を図っており、今後は、聞き取り情報等についてもデジタル化できる部分については、他県の状況も参考にしながら、推進してまいります。除菌、滅菌及び換気装置等の導入促進については、沖縄県感染防止対策認証制度において、認証を取得した全店舗へのCO₂センサーの配付や大規模飲食店が実施する感染防止対策に要する経費に対する補助を実施しております。

なお、これらの施策については、緊急包括支援交付

金及び地方創生臨時交付金を財源として活用しております。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長 宮城嗣吉君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） 1、大型MICE施設整備基本計画についての(1)、現在の進捗状況等についてお答えいたします。

県では新たな基本計画（案）の策定に向けて、事業スキームの精査、MICE開催の動向や需要調査、その結果を踏まえた運営収支及び経済波及効果の試算、事業スキーム等に対する民間事業者の意向を確認するサウンディング調査などを行っております。整備費用については、施設整備後の支払い方法やその財源について検討を行っており、施設規模については、民間事業者の参入可能性を高めることや安定的な運営確保の観点から、拡張性を持たせた上で展示場を1万平方メートル、多目的ホールを7500平方メートルとすることを予定しております。

県としましては、今年度中を目途に新たな基本計画（案）を策定し、公表したいと考えております。

同じく1の(2)、地元自治体への影響についてお答えします。

マリントウンMICEエリアに大型MICE施設の整備を想定し、西原町では平成29年12月、与那原町では平成30年6月に、都市計画法に基づく都市計画マスタープランの改定が行われております。新たな基本計画策定後は、両町において、それぞれの都市計画審議会、地区計画、用途地域等の変更を審議した上で都市計画の変更が行われることとなります。

県としましては、これらの地元自治体の取組とも連携しながら、大型MICE施設の早期整備に向け手続を進めてまいります。

次に2、新型コロナ対策についての(5)のうち、観光再興条例にのっとった施策と財源確保の取組についてお答えいたします。

観光関連産業の再興のためには、水際対策の強化、ワクチン接種・検査陰性証明活用、医療病床の確保等安全・安心の島沖縄の実現、事業継続支援や感染状況に応じた需要喚起策等の取組が必要と考えております。このため、県では、観光関連事業者等応援プロジェクトの拡充や宿泊事業者感染症対策支援事業を実施し、事業継続支援を強化するとともに、10月26日には、国に対して新たな経済対策に係る緊急要請を行いました。また、感染状況を注視しつつ、11月1

日からおきなわ彩発見バスツアー促進事業やおきなわ観光体験支援事業を、11月15日からおきなわ彩発見キャンペーン第4弾を実施し、域内需要の喚起に努めているところです。今後は、観光復興の実現に向けた看板商品の創出支援や観光拡大に向けた文化観光コンテンツの造成支援など、国の補正予算で示されたメニューについて最大限活用できるよう、関係省庁と調整してまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

〔商工労働部長 嘉数 登君登壇〕

○商工労働部長（嘉数 登君） 2、新型コロナ対策についての(3)及び(4)、ワクチン接種・検査陰性証明活用の取組とデジタル化についてお答えいたします。2の(3)と2の(4)の水際対策等のデジタル化は関連しますので、一括してお答えいたします。

県では、ワクチン接種・検査陰性証明の活用について、業界団体と連携して、ガイドラインを策定し、飲食店でのインセンティブ付与やリゾートテックEXPO等のイベント、おきなわ彩発見キャンペーン等感染収束時での試行運用を行っております。一方、国が示した制度では、主に感染拡大時の行動制限を緩和するものとなっていることから、ガイドラインをインセンティブ型と行動制限緩和型の双方で利用可能なものとして取りまとめ、12月中に本格運用を開始する予定です。また、ワクチン接種証明のデジタル化については、国がマイナンバーカードと連動したアプリを12月20日に公開するとの報道があります。

県としては、当該アプリの利用促進に取り組むとともに、当該アプリを利用できない方については、現在でも運用されている民間のアプリをはじめ、紙製の接種証明の利用を呼びかけてまいります。県独自のアプリについては、その必要性も含め引き続き検討してまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

〔企画部長 宮城 力君登壇〕

○企画部長（宮城 力君） 2、新型コロナ対策についての(4)のうち、マイナンバーカードの普及についてお答えいたします。

本県のマイナンバーカードの交付率は、全国平均39%に対し約31%となっております。同カードの普及については、市町村での夜間・休日申請のほか、県は、市町村との連携による商業施設等での出張申請や県民向け広報等を実施しております。国は、同カードの健康保険証利用の本格運用を今年度スタートさせた

ほか、さらなる利便性向上に向け、ワクチン接種証明のスマートフォン搭載や行政手続のオンライン申請、運転免許証との一体化等を進めることとしており、県では、国の動向等について市町村への情報提供を行いながら、引き続き普及に取り組んでまいります。

同じく2の(6)、那覇空港内クリニック設置に向けた取組についてお答えいたします。

那覇空港ビルディング株式会社は、旅客サービス強化の一環として、空港内クリニック設置を必要と認識し、検討を進めているところです。同社は、空港内クリニックの機能や担う役割、医師確保、採算性などの課題について関係者と協議を重ねており、県も、これらの課題について意見交換を行っているところです。

県としましては、引き続き同社と協議を進めてまいります。

次に3、沖縄関係予算についての(1)、一括計上方式についてお答えいたします。

沖縄振興予算は、生活保護費や教職員の人件費等を除いた予算を内閣府沖縄担当部局に一括して計上する仕組みとなっており、沖縄振興特別措置法に基づく沖縄振興計画に掲げた各種施策を総合的かつ計画的に推進するため設けられております。一括計上方式の利点は、各省計上方式と異なり、内閣府沖縄担当部局へ一括して国庫要請を行うことができることや、政府予算案の決定を受けた後、県の予算編成へ迅速に反映させることができること等が挙げられます。一方で、他県にはない独自の仕組みであることから、県内外の方々に、沖縄県が優遇されているとの誤解を生じさせる面もあると考えております。

次に4、離島過疎地の人口急減地域への取組についての(1)、県内の人口急減地域の課題と対策についてお答えいたします。

一定の期間における人口減少の著しい過疎地域は、県内の小規模な離島や本島北部の山間地にあるため、地理的な条件不利性などから、雇用の受皿となる産業振興の遅れや若年層の流出、高齢化の進行による地域活力の低下などに課題があると認識しております。そのため県においては、定住条件の整備と産業の振興等を基本方針とする県過疎方針を策定し、関係市町村と連携しながら、産業基盤や社会インフラの整備、教育の振興、医療の確保、移住や地域間交流による人材の確保等、人口急減地域の持続的な発展に必要な諸施策に取り組んでおります。

同じく4の(2)、特定地域づくり事業協同組合制度の活用についてお答えいたします。

人口が急減する地域の担い手を確保することを目

的とした、いわゆる人口急減地域特定地域づくり推進法が令和2年6月4日に施行され、市町村が、国の補助を受けて、特定地域づくり事業を営む組合に対し、財政支援を行うことができる制度が創設されております。県内市町村に実施した調査では、令和3年11月時点で、制度活用の意向ありが3団体、検討中が11団体となっております。検討中としている団体の多くは、先行事例を踏まえて可能性を模索することから、県としましては、国と連携しながら、先行事例に係る情報提供など、必要な支援を行ってまいります。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 総務部長。

[総務部長 池田竹州君登壇]

○総務部長(池田竹州君) 3、沖縄関係予算についての(2)、沖縄振興予算以外の有事に必要な予算確保についてお答えいたします。

有事の際の予算につきましては、既決予算や予備費の活用により緊急的な対応を進めるとともに、災害の規模等に応じて国に財政支援を求めつつ、財政調整基金の取崩し等により補正予算を編成し、その対応に当たることとしております。また、必要に応じて、予算の組替えを行うとともに、発行可能な地方債により財源の捻出にも取り組むこととしております。

次に7、県職員の政治活動についての(1)、県職連合への無償貸与の根拠についてお答えいたします。

県職連合は、主な事業・活動内容が組合員である県職員の労働条件の維持改善・福利厚生等に関することから、沖縄県公有財産規則第29条に基づき、県職連合事務所として使用を許可しております。また、使用料については、行政財産の使用許可に係る使用料の減免基準に基づき全額免除としております。

同じく7の(2)、自治労と県職連合の関係及び構成団体についてお答えいたします。

沖縄県関係職員連合労働組合いわゆる県職連合によると、全日本自治団体労働組合いわゆる自治労は、上部組織として位置づけられております。また、県職連合の構成団体は、沖縄県職員労働組合、沖縄県病院事業局職員労働組合、沖縄県社会福祉事業団労働組合及び沖縄県職員現業労働組合となっております。

同じく7の(3)、県職連合における県職員による政治的活動の実態についてお答えいたします。

県職連合は、職員の勤務条件の維持改善を主たる目的として組織される団体であり、その団体としての活動は地方公務員法第36条の規定による政治的行為の制限は受けない団体であります。そのため、県職連合

が行う活動等における県職員の参加状況については、具体的には把握しておりません。職務外における個々の職員の行動等について、全てを掌握することは困難と考えておりますが、職員の政治的行為に関しまして、地方公務員法に抵触するような個別具体的な情報等があれば、適宜注意喚起を行うとともに、法令遵守等について周知徹底を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 環境部長。

〔環境部長 松田 了君登壇〕

○環境部長（松田 了君） 5、ギンネム対策と道路・舗道等の沿道雑草対策についての(1)、ギンネムの現状と影響についてお答えします。

外来植物ギンネムは、旺盛な繁殖力により県内全域で繁茂しており、在来植物の生育阻害や景観への悪影響などが懸念されています。

県としましては、ギンネムの拡散防止及び駆除技術を確立し、防除対策マニュアルを策定する事業に取り組んでいるところであり、同マニュアルを活用することにより、土地の所有者もしくは管理者において、効率的かつ効果的な防除対策が実施されるものと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 島袋善明君登壇〕

○土木建築部長（島袋善明君） 5、ギンネム対策と道路・舗道等の沿道雑草対策についての(2)、国・県道の沿道雑草対策についてお答えします。

県では沖縄県沿道景観向上技術ガイドラインに基づき、適正な雑草管理に取り組んでいるほか、性能規定方式を拡大導入しており、受注業者等との意見交換を行いながら、本格的な導入に向けて取り組んでいるところであります。街路樹については、今年度、新たな取組として、良好な沿道景観形成のための街路樹のあり方計画の策定に着手しております。計画策定においては、国・市町村等と情報提供や意見交換を行い、連携して取り組んでいきたいと考えております。

次に6、中城湾港港湾計画の改訂と立ち後れた佐敷東地区の湾岸整備についての(1)、港湾計画改訂後の佐敷東地区の住環境対策についてお答えいたします。

中城湾港佐敷東地区の土地造成計画については、地元南城市における計画中止表明を踏まえ、令和3年度に予定している港湾計画改訂において見直すこととしております。見直しに伴う佐敷東地区の住環境対策については、県及び南城市の担当者で構成する総合調整会議において対応方針を検討しているところであり、

新開地区の老朽護岸については、港湾計画改訂後に県において必要な対策を行うこととしております。築島については、米軍のしゅんせつ土砂に由来するものと認識しておりますが、過去に南城市有地として登記された経緯があることから、南城市による今後の利活用計画等を踏まえ、河口閉塞対策も含めて検討する必要があると考えております。

県としては、引き続き総合調整会議を通して、関係機関の適切な役割分担の下、地域の諸課題の解決につながるよう取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 座波 一君。

○座波 一君 MICEの件なんですけど、西原町、与那原町のマスタープランを改定するために、地区計画、用途変更も視野に入れているということで、実際に変更をしたかと思うところもあるんですね。このような動きが、今まさにこのMICEが頓挫状態にあるということで、そのまちづくり自体にかなり影響が出ているんじゃないかという声があります。その点を伺っているんですけど、どうなんでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） 先ほど御答弁しましたとおり、マリントウンMICEエリアに大型MICE施設の整備を想定して、西原町では平成29年12月、与那原町では平成30年6月に都市計画法に基づく都市計画マスタープランの改定が行われているところです。県では、平成30年8月に与那原町、西原町と協働してマリントウンMICEエリアまちづくりデザインを策定しているところです。このデザインでは、マリントウンにMICE施設のほか、ホテルや集客施設などを官民連携で整備することとしておりまして、新たな基本計画においては、まちづくりデザインの早期実現に向け、MICE施設とホテルを一体的に公募することを予定しているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 座波 一君。

○座波 一君 地域の声として、かなり落胆した、さめた声もう出てきておりますね。さらにまた、このMICE計画について、実現可能であるという、本当に確実に実現可能かというこの根拠が示されなければ、地元の懸念は払拭できないんですね。しかしながら、照屋副知事が、本基本計画の公表を年内にやるということで、その中で、近隣市町村の失望感を期待感に変えるという発言がありました。その根拠を明確に表してください。確実にできると。そしてまた、今の失望感が期待感に変わるということをおっしゃっているのでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 照屋副知事。

○副知事（照屋義実君） お答えしたいと思います。

新たな基本計画（案）の策定に向けた取組において、規模を含めたMICE施設の検討状況、そして事業スキーム等に対する民間事業者の意向を確認するサウンディング調査、それから事業スキームや収支、そしてMICE施設の整備財源、アフターコロナにおける需要調査などの状況について、私は関係課から報告を受けてまいりました。これまでの報告を踏まえまして、これ間違いなく確実に前進するというふうな感触を得まして、今後の調査検討の進捗状況によっては年内公表の可能性もあると考えまして、そのような発言をいたしております。実際に、11月から12月にかけて、この調査事業につきましては確実に、予定どおり進んでおりまして、例えば、11月中にはMICE需要調査の一部、それからMICE需要調査に基づく経済波及効果の試算、12月、今月におきましては、展示場規模縮小に伴う拡張用地等の考え方の整理及び調整、それから資材等高騰に伴う概算整備費の算出及び計画への記載方法の検討及び調整、それから公募対象施設に対するサウンディング調査、需要調査結果に対するMICE運営事業者へのサウンディング調査等々、それぞれの課題について消化しながら、計画の公開に向けて着実に進んでいるというふうに認識しております。

○議長（赤嶺 昇君） 座波 一君。

○座波 一君 いろんな調査報告は、まあいいんですが、実際に副知事は地元ですから、地元の皆さんの声を聞きながら、本当に実際の声を聞いて、安心感を与えるような計画を示せるかということなんです。そこを間違いなく、資金計画も含めて、100%間違いなくこれは建設できると断言できるんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 照屋副知事。

○副知事（照屋義実君） 近隣町村の首長さん方とは何度か接触をいたしております、意見交換を図ってきているところであります。間違いなく確実にできるという根拠を今固めつつありまして、それを十分に固め切るのに少々時間がかかっているということでありまして。

○議長（赤嶺 昇君） 座波 一君。

○座波 一君 さらに地元からは、あの狭隘な東浜地区から出るところの道路計画が伴わないようだったら、単なる迷惑施設じゃないかという声すらあります。ですから、本格的に建設するんだったら、そういった周辺の道路整備、社会資本整備も伴うのであれば、現実味が増してくるということなんです。そう

いうことはないんでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時1分休憩

午後5時1分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） MICEに関連する道路に関しましては、例えば国道329号の与那原、西原バイパスですとか、あるいは糸満与那原線を補完する新たなルートについても、我々のほうで概略ルート等検討している状況でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 座波 一君。

○座波 一君 糸満与那原線と言いますが、全く本線も決定もしないし、ずっとずるずるずるずる引っ張っていますよね。こんな状態で本当にMICEを呼ぶんですかということなんです。どうなんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時2分休憩

午後5時2分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 若干繰り返しにはなりますけれども、国道の与那原バイパスあるいは西原バイパス、浦添西原線については、我々土建部のほうで整備をしているところでございますので、道路計画につきましても、鋭意進めていきたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 座波 一君。

○座波 一君 道路計画、本当に目に見える形で計画して着手するという方向づけして、さらにまた、この事業はもう事業着手を期限を打って、その時点でできなければもう進退を決めるというぐらいの覚悟で臨まないと、これは本当に地元の声は今二分つつありますから、しっかりと取り組んでもらいたいと思います。どうでしょうか、最後に。

○議長（赤嶺 昇君） 謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君） 先ほど土建部長からいろいろ各幹線道路の話がありましたけれども、企画部におきましても、沖縄県総合交通体系基本計画、これを今策定しております。MICEにおきましては、県土の均衡ある発展、東海岸の均衡ある発展のためには、那覇空港からMICEエリアまでどのような形で整備するか、これが重要だということで、関係部局において議論も行っているところでございます。そういったところも含めながら、県庁部局横断的に対応してまいりたいと思っております。

○議長（赤嶺 昇君） 座波 一君。

○座波 一君 次に、県職員の政治活動についてに移りますが、総務部長、先ほどの答弁、本当にそれでいいんですか。この実態として、県職労が今、上でどのような活動をしているかということが非常に問題であります。無償で貸している理由というのを公有財産の管理面、あるいは行政財産の運用面で問題なしという、その件は当然それは分かります。けれども、その地公法、憲法から含めて、本当にこれでいいのかという問題があるわけですよ。私はこの問題さんざんやってきていますけれども、いまだにその問題を明確化してない。大丈夫ですか、沖縄県。

○議長（赤嶺 昇君） 総務部長。

○総務部長（池田竹州君） 県職員につきましては、地方公務員法、例えば36条の規定による政治的行為の制限がございます。一方で、県職連合の団体につきましては、地方公務員法で規定するところではございません。団体につきましては、地方公務員法は制限を課しているものではございません。だが、当然ながら、そこに所属する県職員が地方公務員法36条に違反するような行為があれば、その辺については確認をして、しっかりと対応していきたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 座波 一君。

○座波 一君 憲法で定められているのは団体権ですよ、それは分かりますよ。しかしながら、県職員は地公法58条で労働関係法令から適用除外されているんですよ。36条でも政治的活動を制限している。しかし実態は、公務員として、県職労に入ったら、県職連合に自動的に所属することになっているんですよ。県職連合の名の下で、政治活動をしているという、非常に曖昧な、グレーなやり方。これは即刻改めたほうがいいということを言っているんですよ。いかがでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 総務部長。

○総務部長（池田竹州君） 県職員につきましても、憲法に認められている政治的なところは自由はございます。一方で、地方公務員法36条に規定する制限、あるいは県職労が行う政治活動の部分につきましては、参加するしないは当然、組合員そのものの、個人の意思によるものというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 座波 一君。

○座波 一君 先ほど、個別具体の事例があったら対応すると言っていました。

休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時7分休憩

午後5時7分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○座波 一君（パネルを掲示） これは、ここに住所が、沖縄県庁の住所です、14階。県職連合の執行委員長の名の下で送られたはがきなんですね。さらにまた、県職員退職者会という団体。これも所在地を泉崎、県庁の14階に置いているわけです。両方の団体があることになっています。その名の下で、さきの衆議院選挙の応援依頼をこのようにしているわけですよ。これ、個別具体の事例として問題ではないんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 総務部長。

○総務部長（池田竹州君） 県職連合が団体として行う政治活動につきましては、先ほど述べましたとおり、地方公務員法あるいは労働組合法上の制限はございません。例えば当該団体が特定の候補者の推薦を行い、構成員である職員に対して機関紙あるいははがきなど、一般的に行われる手段により通知する行為自体は、直ちに地方公務員法に抵触するものではないと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 座波 一君。

○座波 一君 だから、この県職連合を構成しているのは県職労のメンバーが圧倒的に多いんですよ。そうじゃないですか。

○議長（赤嶺 昇君） 総務部長。

○総務部長（池田竹州君） 今手元にちょっと組合員の人数はございませんが、人数的には、いわゆる県職労が多いものというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 座波 一君。

○座波 一君 退職者会も含めて、なぜこの場所に無償で、こんな14階で一番、沖縄県庁で一番いい部屋だと思いますよ。これを無償で入って、選挙活動をしている。それも中身は県職員が中心となっている。この団体の中に、沖縄県が許可をして専従者まで派遣している格好になっているわけですよ。それ事実、確認していますか。

○議長（赤嶺 昇君） 総務部長。

○総務部長（池田竹州君） 専従職員につきましても、県が派遣しているというよりも、いわゆるその許可を出しております。その間、県から給与等は一切支給されておられません。

○議長（赤嶺 昇君） 座波 一君。

○座波 一君 当たり前ですよそれは。許可をしているわけですよ、県が。それはいかがですか。知事、副知事。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時10分休憩

午後5時10分再開

○議長（赤嶺 昇君）再開いたします。

総務部長。

○総務部長（池田竹州君）専従職員について許可することについては、特に問題はないというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君）座波 一君。

○座波 一君 改めて、この県職連合は登録された団体ですか。

○議長（赤嶺 昇君）休憩いたします。

午後5時11分休憩

午後5時11分再開

○議長（赤嶺 昇君）再開いたします。

総務部長。

○総務部長（池田竹州君）いわゆる県職連合は、県との労使関係におきましては、労働組合法上の労働組合あるいは地公法上の職員団体には該当しませんが、いわゆる憲法28条で認められております、組織することが保障されている労働団体であるというふうに認識しております。

○議長（赤嶺 昇君）座波 一君。

○座波 一君 いずれにしても、このようないびつな団体でこういったことをやっていること、全国的にもまれですよ。沖縄県は異常です。私が心配しているのは、せっかく優秀な人材として沖縄県の職員となって、県民のために働くということが本分ですよ。そういったことを組合運動として消費して、政治活動に没頭するというようなことはよろしくないんです。しかも、県庁14階を無償で借りて、選挙になったら土曜、日曜も選挙活動をやっているんですよ、こっちで。そのような実態を把握しているでしょう。どうですか。

○議長（赤嶺 昇君）休憩いたします。

午後5時12分休憩

午後5時12分再開

○議長（赤嶺 昇君）再開いたします。

総務部長。

○総務部長（池田竹州君）14階のほうに県職連合の事務所がございます。そこにはいわゆる専従の県職員のみならず、プロパー職員も業務に従事しているというふうに考えております。現在のところ、個別の県職員が何らかの政治的活動の制限に触れるような行為を行っているという具体的な情報は寄せられておりません。職員の政治的活動の制限に関しましては、個別の事案に係る具体的な情報などがあれば実際に確認することも必要だというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君）座波 一君。

○座波 一君 懸念されるような具体的な活動がないと言っていますが、いっぱいありますよ。これ、じゃ証拠が出たらそれなりに対処していくわけですね。

○議長（赤嶺 昇君）総務部長。

○総務部長（池田竹州君）地方公務員法、例えば36条違反のような事例があれば、確認をして対応していきたいというふうに考えております。

○座波 一君 休憩。

○議長（赤嶺 昇君）休憩いたします。

午後5時13分休憩

午後5時13分再開

○議長（赤嶺 昇君）再開いたします。

座波 一君。

○座波 一君 次は沖縄関係予算について移ります。

先日の新聞で、一括計上方式の功罪について、知事が全くその功罪を検討したことがないという発言から、私はこれはおかしいんじゃないのかと思ったわけですね。少なくとも、一括計上、ありがたい話なんですよ、先ほどの答弁のように。ありがたい話で、それは十分にありがたみを感じるべき。けれども一方では、脱一括計上を目指して、将来のこと考えて、そういった視点を持って取り組むべきじゃないかなと思っています。これは個人的な考えも入っていますけれども、そういう中で、知事は功罪を検討したことがない。これ本当ですか。

○議長（赤嶺 昇君）企画部長。

○企画部長（宮城 力君）沖縄県で受け入れる国庫補助金については全て一括計上というのではなくて、各省計上の予算も、県にあっては国の各省庁と調整の上予算を獲得し、そして適正な執行に努めているところでございます。全てが一括計上ではなくて各省計上も含まれているということでございます。

○議長（赤嶺 昇君）座波 一君。

○座波 一君 それは一部では認めますよ。しかし他府県と比較しても、明らかにやる方式が違いますよね。違います。だから、私が言っているのは、一括計上を非常にありがたいものとして受けながら、将来の沖縄県の在り方を今後50年を節目に考えないといけない時期に入っているわけですから、やはり沖縄県が他府県と違うところの決定的なものは、やっぱりそういうものがないから、政策企画立案力が低いんじゃないかと思われれます。それに基づいて予算を要求することができないから、そういうノウハウも蓄積さ

れてないという懸念があります。なので、この沖縄県がいつもそういう政府に対峙する姿勢で、いつも評価されたりする。政治的なもので評価されるんですよ。現実的に、知事がおっしゃったように、こんなの関係なくて、予算は予算だと、しっかり取りにいくというシステムがあれば、政治的に対立しても要求できるはずなんです。そうじゃないでしょ。今それがないから、ないからですよ。どうしても政治的な対立が前面に出て、政府に翻弄されているというような表現になってくるんですが、いかがですか。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 一括計上方式は確かに沖縄独自の方式ですから、さも沖縄が優遇されているかのような予算の方式に見えるかもしれませんが、またある意味、政治と非常に密着した形で、その予算が増えたり減ったりするというような印象を持たれている面もあると思います。しかし、茂木幹事長は先般の記者会見で、この基地問題と予算の問題は全くリンクしない、別であるということを明言しておりますので、そのことのような誤解を我々もできるだけ払拭していけるよう、一括計上方式の内容、その予算の要求の計画についても、県民の皆さんにしっかりと説明をしていきたいというように思います。

○議長（赤嶺 昇君） 座波 一君。

○座波 一君 政府がどのような発言をしようが、やはりこの予算を求める根拠としての政策立案、そういうふうな積み重ねというものが、やはり今後の沖縄県の方向性ではないかということなんですね。こちら辺は、今のこの一括計上方式をやりながら、いつの日か、そのようにならないければ、やっぱりいつまでも、政治の問題、米軍基地の問題に翻弄される沖縄であり続けるはずなんです。そこを言っているんですが、いかがでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 重ねて申し上げますが、この予算の計上にしても、それから年度の計画にしても、しっかりとPDCAのサイクルで点検をしながら、事業が着実に進化しているか、成果を出しているかということは、これは不断の努力を続ける必要があると思います。その点、県職員は常に各年度ごと、あるいはある程度の決まった年度ごとの点検はしっかりと行っております。ですから、予算の編成、計上にしても、そのような不断の努力は続けていると思いますし、重ねて申し上げますが、基地問題と沖縄振興の問題というのは、基地問題は沖縄の置かれた戦後の課題です。置かれ続けている課題、この特殊課題を解決す

るためには、国にも協力をさせていただかないといけません。他方で、国も認めているとおり沖縄振興は、国の均衡ある国土発展のための大きな戦略的な目標にもなっているわけですから、そこはしっかりと進めていく、そのことを改めて確認をしておきたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 座波 一君。

○座波 一君 知事、それを踏まえて私は議論しているんです。やはりそういったこともあって、さらに、だから今後の方向性としては、沖縄県の予算の在り方をしっかりと獲得できるような方法をやるためにも、今から取り組むべきですよということで、これは我々が今回いろんな動きをしておった中で、政府、官僚あたりからも言われました。沖縄県、積極的にやっぱり出てくることがないと。切実さも感じられない。具体的な事業をもって予算を要求するようなシステムをつくってこい。そういったような話でもあるんですよ。だから我々が苦言を言われたから、そういうふうに知事とそういう話をしているわけですが、そういう根拠があつての話なんですよ。

○議長（赤嶺 昇君） 謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君） 座波議員がおっしゃっているのも、私もいろいろ経験者として理解できます。一方で、例えば今の一括交付金ができる前のお話をさせていただきます。特別調整費というのがございました。これは一応、内閣府の沖縄担当部局のほうに計上されますけれども、実際に具体的な事業をやると各省庁のほうに行くわけですね。各省庁はやはり全国ベースでの議論しかしません。そういった中において、沖縄の特殊事情などを踏まえた補助メニューなどいろいろ議論をして、なかなかそれぞれの当該省庁では議論が煮詰まらない、そういったのがあって沖縄県は一括交付金を目指したということがあります。一方でこの一括交付金については、やはり枠でそれぞれいただきますので、各省庁に取りに行く苦労がないという部分は、確かに御指摘の分はあるかもしれませんが、一方で自分たちで事業を組み立てるということで、各自治体、市町村からは、企画立案能力が高まったというような評価もいただいております。それぞれ仕組みとしては一長一短あると思いますけれども、少なくとも一方でそういった沖縄振興予算、これに頼るだけではなくて、例えば高率補助などがあるものですから起債などをなかなか活用しない、交付税を活用しないという議論などありますから、それはそれとして、十二分に県のほうも研究しながら、各市町村にも伝える必要があると思います。そういった意味合いで県のほうは一括計上について、今、功罪で議論していないというよ

うに知事は発言したと思いますが、議員の御懸念は、現場で直接お話を聞かれたものとして、執行部としてもしっかりと対応してまいる必要があると思っております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 座波 一君。

○座波 一君 一括交付金と一括計上の話はちょっと今ずれているんですけども、一括交付金についても、使い勝手のいい一括交付金ということには間違いないですから、こんな予算ないですよ、全国的にも。その問題ではないということなんです。一括計上方式の問題を言っているわけです。

休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時22分休憩

午後5時22分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○座波 一君 道路の雑草対策なんですけれども、この問題は、もうこの数十年間、議会で議論しても、答えはいつも一緒なんです。大体予算がついてやりますというようなこのやり方ですから、いつも注意されてから刈って、年二、三回やって終わると。これで本当に根本的な解決はできるんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 道路の沿道の雑草対策につきましては、いろいろ議員の方からも御指摘をいただいておりますけれども、我々も予算の確保のみならず、性能規定方式とか、そういった新しい試みについても昨年度からトライしているところでございます。引き続きそういった新しい取組をやりながら、雑草対策についても一歩ずつ前に進めていきたいと考えております。

○座波 一君 時間切れ。

どうもありがとうございました。

○議長（赤嶺 昇君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 それでは、もう最後ですから午後6時までには終わりたいと思っておりますので、御協力よろしく願いいたします。

1番目に、もうこれ3回目なんだけれども、県総合運動公園内の温水プールの改修工事。水泳連盟の人がみんなユーチューブを見ていて、もうちょっとこっちは言うべきじゃないかと言ってアドバイスが来るんですね。

工事の計画について、もう一度お答えをいただけませんか。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 沖縄県総合運動公園内の競技用プールについては、補修・修繕等を行い施設の維持に努めているところでございます。当施設の改修については、長寿命化対策の点検結果、整備事業の費用対効果、県水泳連盟との意見交換、県民の需要等を踏まえ、改修時期、改修工法を検討してまいります。

○議長（赤嶺 昇君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 随分前回やったつもりでいるんですよ。ここの場で知事が最後の答弁で、僕は何回もDVDを見直しましたけれども、こういうことを言っているんですね。再点検してみたいと思いますということと最後は終わっているんですよ。この最後は、再点検してみたいと思いますと言っていますから、呉屋さん、今月、ちゃんとこの再点検の結果を聞いてねと言われていたものから、これは再点検したけれども駄目だったという話になるよと言ったら、いや、知事はそんなことはないということ、誰一人も残さないと言っていましたよということまで言うものから、そんなことないと思うけれどもなど。聞いてみたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 先ほども部長から答弁がありましたが、整備事業の費用対効果、県水泳連盟との意見交換、県民の需要等を踏まえ、改修時期、改修工法等をしっかりと検討してまいります。進めてまいりたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 実は、この計画は来年の4月から改修に入る予定だったんだけど、じゃ前倒してやるということですか。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 競技用温水プールのボイラーの取替えについては、次年度の早い時期に着手したいということで、関係者と調整しているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 やっぱ僕が言ったとおり、やらないさね。

来年の4月までは決まっていたんですよ。ですから、水泳連盟の皆さんがそこまで言うから今回も質問に入れたんだけど、水泳連盟の皆さんにはやっぱり期待を裏切られたという思いがあると思いますよ。ですから、そこは誰一人残さないというのがどういうことなのかというのは、これはみんなが今ユーチューブを見ていると思いますから、そこでちゃんと

メッセージを送りたいと思っています。

それと2番目、ちょっと順番変えましょうね。本島北部の過疎化対策について。

東村の平良から国頭村の奥まで、この東海岸、もう食事ができるところがない。これ過疎化対策といっていながら一体何しているんだろうなと思うんだけど、この現状をどう思いますか。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（宮城 力君） 県におきましては、本島北部の東海岸を含めた過疎地域の持続的発展に向けて、県過疎方針を策定し、関係市町村と過疎計画の策定を進めております。今後、当該地域においては、国頭村に過疎対策事業債を活用した東部周遊拠点施設「道の駅やんばるパイナップルの丘 安波」が整備されるほか、東村の過疎計画では観光施設の整備等が予定されております。

県としましては、引き続き国や関係市町村、関係団体と連携し、必要な施策や支援に取り組んでまいります。

○議長（赤嶺 昇君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 根っこから聞きたいと思いますけれども、この過疎対策は、第何次の沖縄振興計画からあるんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時29分休憩

午後5時29分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

企画部長。

○企画部長（宮城 力君） 過疎法の適用を受けたのが昭和55年、第1次の沖縄振興開発計画が47年ですので、第1次の後半から過疎の対象になったというところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 何か変わりましたか。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（宮城 力君） 過疎市町村にあっては過疎対策事業債を活用するほか、県にあっては過疎市町村の基幹道路の代行事業、それから下水道の代行事業等も行ってきたところで、公共施設の整備等にも努めてきたところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 それでは、そもそも過疎に指定されるとはどういうことですか。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（宮城 力君） 人口の著しい減少となっている地域、市町村単位で指定されているところで

ございます。

○議長（赤嶺 昇君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 この沖縄振計で44年やってきて、今現在、平成30年3月の市町村概要、これの国頭村の人口4949名、令和3年の市町村概要4673名。276名減、5.6%。これ過疎が進行しているんじゃないの。どう思いますか。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（宮城 力君） 過疎、いわゆる人口の減少の著しい地域、そこの条件不利地域のための特別措置法がいわゆる過疎法でございます。これは時限法で、基本的には10年単位で更新されてきておりますが、人口減少に歯止めがかかる、あるいは人口が伸びる、そういうところは過疎地域から対象外、いわゆる卒業団体として認定されることとなります。

残念ながら卒業団体が増えるという状況にはあまりありませんけれども、少なくとも人口の減少に歯止めがかかるような取組を今後も進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 これ宜野座村も一時期人口減少になっていたんだけど、今増えているんだね。ですから過疎から外れていると思う。東村も大宜味村も、もう下げ止まりになっているかなという感じなんですよ。ところが5000名を切った国頭村というのは、まだ下げ止まりになっていないんだよ。これからも。

じゃ、何をすればいいのか。多分皆さんの例の安波のパイナップル何とかというのを僕は見てきたけれども、今造っているけれども、あれは地元から来たものなんだよね。本当に県が力を入れて過疎を止めるのにこうするんだというようなものが出ているかという、僕は出ていないと思うんだけど、これは私たちがやったということをちょっと説明できるんだから言ってみてください。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時33分休憩

午後5時33分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

企画部長。

○企画部長（宮城 力君） 先ほど申し上げました地元の過疎市町村と協議しながら事業を展開していくことにしております。ただし、財政基盤が非常に弱い過疎町村にあっては、大型といいますか、公共施設の整備等について非常に財政負担が重いという状況がある。この場合は県の代行事業として、基幹道路の整備であったり下水道の施設整備等も行ってきたところで

ございます。

○議長（赤嶺 昇君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 44年になっているけれどもまだ減っている。過疎は脱却できないというような状況だと思います。今度12月20日ぐらいになると思いますけれども、これもう民間が中に入って行ってやろうやということで、あるコンビニがその共同売店に食堂をつくろうと。これをレトルトを販売機で出して、電子レンジでチンをして、そこで食堂みたいに食べられるようにしようという形で今進んでいるんですよ。これが実際の過疎対策じゃないのかと僕は思うんですよ。お金をどーんと入れるのも大事。けれども本当に地元で今何が無いのか、都会と何が違うのかというのは、我々だったら分かるけれども向こうにいる人は分からないんです。ですから、県がもっと入って行って、そういうコミュニケーションをもっと取りなさいというのが実際私の思いだったんですね。ですから、そのところも、もう皆さんがやっているかもしれないけれども、そこはしっかりと、もう一度皆さんの目線で過疎地域を捉えてみたらどうかと思っています。

次に、5番の沖縄県日本語学校懇話会からの陳情について伺いたいと思います。

新型コロナウイルスの影響を受けているこの団体の現状について説明をしてください。そして知事の意見をお聞かせください。

○議長（赤嶺 昇君） 総務部長。

○総務部長（池田竹州君） お答えします。

沖縄県日本語学校懇話会は、留学生に在留資格を取得させ、受け入れることができる県内の日本語教育機関で構成されている任意団体でございます。新型コロナウイルス感染症の感染拡大による外国人の入国制限により、新規留学生の受け入れが滞っているため、厳しい経営状況にあると聞いております。県は、21世紀ビジョン基本計画におきまして、世界に開かれた交流と共生の島を目指しているところであり、新型コロナウイルスによる入国制限が緩和された後には、留学生の受け入れが再開できることが望ましいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 この団体からの陳情はどのようにしてほしいと思っているんですか。また、皆さんはどうするつもりでいるんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 当該団体からは令和3年陳情第244号が出ておりまして、そのうち検疫

所で感染症法における1類等の陽性患者であると診断された者については、検疫所の権限において対応することとなっております。しかしながら、県としましても、感染症指定医療機関等へ移送する場合には、必要に応じて県としても連携し、協力することになると考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 これ今現在、全国で4か所かな。成田、羽田、中部、福岡、千歳もあったかな。5か所しか外国からの受け入れができないような状況になっているんですね。しかし、これは沖縄に来ている日本語学校の外国人はほとんどがネパールなんですよ。この人たちは貧困国だから、結果的には成田に行って14日間隔離をするというような部分まではできないんです。だから直接直行便をこっちに飛ばしてくれと。飛ばして、沖縄の国際ターミナルで受け入れてくれと。そこで検疫もやってくれ。そういう陳情が東京でも詰められている。東京は、地元がオーケーすればやると言っているんですよ。

皆さんは今まで——さっきのがちょうどいい質問だったんですけども、島尻忠明議員がやったあの質問を見てください。世界と交流ネットワークの形成だとか、国際協力貢献活動の推進だとか、こんなのを振興計画に書いていながら、こういう事例が出てきたら、これからまた逃げようとするでしょう。どうなんですか。これ本当に皆さんが腹くくって、この1000名近くの日本語学校の生徒を、今までコロナで苦しんできたこの学校、そしてネパールの皆さんも——この沖縄にもネパール友好協会があるんですよ。沖縄に非常に感謝しているんです、この団体は。そこに手を差し伸べようとは思いませんか。どうですか、知事。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） まず基本的に、新しい振興計画の中で書いてあることは、これまでも沖縄21世紀ビジョン、アジア経済戦略構想など、沖縄県がその方向性を定めて取り組んでいくことの延長線上のブラッシュアップバージョンです。ですから、そのことについてはもちろん、その共生と交流の島を目指すというような基本的なポリシーをしっかりと埋め込ませていただいておりますが、他方で今議員御案内の沖縄日本語学校の生徒さんたちは、まずは入国制限が緩和され次第、しっかりと対応を取っていきたいということですが、今議員御案内のその東京での状況など、そのような状況が本当に沖縄でも可能かどうかについては、しっかりと検討してまいりたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 知事、私は今すぐにこれをやってほしいとは言っていないです。これから手続かけるのに1か月ほどかかります。それからさらに外国との交渉、飛行機との交渉、これ直行便、チャーターで持ってきますから、そうすると2か月以上かかる。もちろんこっちが、コロナで非常に大変なときに入れてくれとは言っていないんです。もちろん落ち着いているときにしか入れられない。これ当然のこと、これは分かっている。しかし、それからでも、沈静化しているコロナでも、しばらくまた外国のものは止めろという話になりかねない。空港が4つ、5つしか開かなくなる。そのときに知事がリーダーシップを取って、沖縄は開けろということで東京をお願いするのであれば、東京は開けますよ。分かったと。じゃ、そこで感染した人は沖縄県の保健医療部でしっかりと面倒見てくださいよと、やりますということであれば、これはできるんです。最後にどう思いますか、知事。

○議長(赤嶺 昇君) 玉城知事。

○知事(玉城デニー君) 先ほども申し上げましたが、沖縄県がオミクロン株の感染拡大が広がっている中でどのような用意が、準備ができるのかについて、しっかりと研究してまいりたいと思います。そしてできる限り、取り組めるものであれば、早期にその方向性も出していきたいと思いますし、その前にまずはしっかりとした情報収集をしたいと思います。

○議長(赤嶺 昇君) 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 ぜひ前向きに進めてください。問題は保健医療部長が来年卒業するみたいですから、卒業する前にちょっとやってもらえないかなと思っています。

3番目の質問に行きます。

硫黄島。知事、この硫黄島はどこの県のものでしょうか。

○議長(赤嶺 昇君) 企画部長。

○企画部長(宮城 力君) 沖縄県久米島町の島に当たります。

○議長(赤嶺 昇君) 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 沖縄の北部から、辺戸から見えるのが与論島。その次に沖永良部島がある。その次に徳之島がある。徳之島の西65キロに硫黄島というのがある。これが沖縄県島尻郡久米島町鳥島ですよ。

じゃ聞くけれども、皆さんがよく言う南北400キロ、東西1000キロという、この範囲内にこれは入っているんですか。

○議長(赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午後5時42分休憩

午後5時42分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

企画部長。

○企画部長(宮城 力君) 鳥島も含めて南北400キロという整理をしているところでございます。

○議長(赤嶺 昇君) 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 ところが、これ久米島から北東に向けて220キロのところにあるんですね。

知事、久米島に行って、この鳥島の皆さんと話をしたことはありますか。

○議長(赤嶺 昇君) 玉城知事。

○知事(玉城デニー君) いえ、まだその機会がありません。

○議長(赤嶺 昇君) 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 これは非常に特異な島で、117年前に噴火があって、それから500名のその島民がみんな久米島に移住したんですよ。だからあそこは久米島になっているんですね。今でも毎年、周年祭をやっています。移住祭をやっている。そこに移住させたのが——実は117年前に齋藤用之助さんという人がいたんですよけれども、この人は島尻郡長ですよ。佐賀県出身なんです。毎年、周年祭、その移住祭には、佐賀県からこの齋藤さんの子孫が来るんです。けれども沖縄県の人はほとんど分からない。

これ鳥島の人たちが、そこで実は斎場といって合同納骨堂があるんです。鳥島の人たちのほとんどは亡くなったならそこにお骨を入れているんですよ。今度これがもう50年たつていよいよ老朽化しているものですから、これどうにかしたいといって久米島町は頑張っている。ところが鳥島の思いは、ここに我々の117年、118年の歴史を6畳でいい、じゃなければ4畳半でもいいから、そこに自分たちの歴史を展示できるちょっとしたスペースを沖縄県でどうにかしてくれませんかということをお願いしているんですけども、知事はどう思うか。

○議長(赤嶺 昇君) 企画部長。

○企画部長(宮城 力君) 今、呉屋議員からのお話は、すみません初めてお聞きしました。久米島町にもいろいろ確認はしてみたいと思います。

○議長(赤嶺 昇君) 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 納骨堂と斎場は自分たちでやると。ただ、展示場をくっつけてどうにかならないかということを行っているので、分かったということで、一般質問でやってみるということをやってきましたけれども、今こんな状況でやるんです。二、三年前でしたか、移住祭が2月11日、建国記念日なんですよ。そ

の帰りの飛行機でばったり会ったのが、実は佐賀県知事なんですね。佐賀県知事もこの移住祭に出ているんですよ。多分沖縄県知事は誰も行ったことないんじゃないかと思うんだけど、そこら辺りまで気を遣って、これは本当に齋藤用之助さんがそこまでのことをやって、1回出したんだけど——最後にこの島で生まれたのが今現在、1959年生まれですから、今62歳ですか。62歳の人が再移住して、また噴火をして、また帰ってきた。向こうで生まれた最後の子供がこの那覇市に住んでいます。

そういう特異な歴史を持っている島だからこそ、僕はこの鳥島というものの思い——これは沖縄県唯一の活火山ですよ。中国からの外貨を稼いでいたのは、この硫黄で稼いでいたんです。そこに目をつけて、薩摩がそこだけを沖縄という形にしながら、外貨を中国から稼いでいくんですね。ですから、そういうことの歴史があるから、そこにしっかりとやっていただきたいと思えますけれども、もう一度、企画部長、どう思いますか。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（宮城 力君） 硫黄鳥島にはもともと600人以上の方がお住まいになられていて、噴火を機に段階的に移住をして、現在無人島になっております。先ほど議員がおっしゃったように、今でも石碑や拝所があって、そこに子孫の方々が礼拝、島を訪れている現実もあるというふう聞いております。

今、久米島町にいろいろお話を聞かせていただきました。今後の計画等については、今の段階では白紙だということではございますけれども、どのようなことができるのか、まずいろいろお話を聞いてみたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 皆さんが言っている南北400キロの中に鳥島が入っているというわけだから、調子がいいところはここ使って、何もしないよというわけにはいかぬでしょうから、そこはしっかりとやっていただきたいなと思います。

それでは次に、自然史博物館についてお伺いをしたいと思います。

国立自然史博物館とは何ですか。

○議長（赤嶺 昇君） 環境部長。

○環境部長（松田 了君） お答えします。

博物館法で、「博物館」とは、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために

必要な事業を行い、あわせてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関」と定義されており、その中でも国立自然史博物館は、地球の生成、気象学、天文学、動物学、植物学、地質学、古生物学、鉱物学、人類学など自然そのものの歴史を取り扱う国立の博物館であると認識しております。

○議長（赤嶺 昇君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 県はこの博物館の誘致に対して、今現在どういうことをやっているんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時48分休憩

午後5時48分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

環境部長。

○環境部長（松田 了君） 県は、平成29年度に改定した沖縄21世紀ビジョン基本計画におきまして、国立自然史博物館誘致を位置づけるとともに、設立意義等の調査、沖縄担当大臣等への要請などを実施しております。また、国立自然史博物館の沖縄設立を提言した日本学術会議の有識者が設置・運営する一般社団法人国立沖縄自然史博物館設立準備委員会と連携し、令和元年度以降、毎年シンポジウム等を開催するとともに、令和3年度には企画展も開催するなど、県民の機運醸成に努めているところであります。

○議長（赤嶺 昇君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 これ何年前から、どの知事のときに取り組んできたのか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時49分休憩

午後5時49分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

環境部長。

○環境部長（松田 了君） 平成28年6月に翁長知事へ日本学術会議の有志から要請等がございまして、それを契機に取組を本格化したという経緯がございませう。

○議長（赤嶺 昇君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 私とこれが最初に出会ったのが、実は10月20日、25日ぐらいでしたが、僕はひっくり返りそうになったんだけど、決算特別委員会で環境をやっていると、国立自然史博物館誘致のための予算と書いてあって、800万と書いてありましたよ、昨年度の予算。今年度は幾らなのかといたら800万。これで国立自然史博物館をこの沖縄に持ってこようとする事業なんですか、これは。それ以外の人、誰が分かるの、これをやっているのが。僕らは自民党で幹事長

ともゆっくり話をさせていただいたんだけど、来年スタート早々、経済界で本当にその誘致のための準備室をつくらないといけないですよ。それぐらいのプロジェクトだ。この県庁で800万の予算をつけて、これが来るかって、来ません。

そして、北米から南米まで、あの全ての自然史を見ているのがスミソニアン自然史博物館ですよ。そして、ヨーロッパからアフリカ大陸まで、この部分を全部見ているのが大英博物館ですよ。この大型は今2つしかない。今この準備委員会の先生方はほとんど本土の学者ですよ。それが沖縄にとっているんです。そして、いいですか、我々がやろうとしているのは、この先生方がやろうとしているのは、アジア全体の自然史博物館を沖縄にとっているんですよ。つまりこれが沖縄にできると、もう中国も造れない。中国が先に造ると、もう沖縄には造れない。世界にこのでかい自然史博物館は3つの予定なんです。最後に残されたのがこのアジア。どう考えますか、知事。

○議長（赤嶺 昇君） 環境部長。

○環境部長（松田 了君） 国立自然史博物館は、自然史科学を支える研究及び人材育成の拠点となるだけでなく、自然環境の保全や沖縄観光の魅力の強化につながるとともに、県内の子供たちの自然科学に対する関心を高め、学力向上にも資することが期待されます。

県としましては、沖縄島北部及び西表島が世界自然遺産に登録されたことを契機とし、国立自然史博物館の沖縄誘致を実現するため、次期振興計画にも位置づけるとともに、国立自然史博物館の概要と役割、沖縄に設置する意義等について広く県民に周知し、市町村、県民等の協力の下、機運醸成を図り、一丸となって誘致に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 部長、そのとおりだね。ですから、私はこの自然史博物館の誘致を皆さんがどこまで真剣にやっていくかというのが、これ次期振計の柱にもなるんですよ。それぐらいの位置づけ。けれども800万。もう情けなくてしょうがない。だから、私たちが本当に予定しているのは、このアジアに造る、それも沖縄に造るところが物すごく大きいんですよ。これ世界から修学旅行が来る話なんだよ。日本全国から来るのは当たり前、修学旅行生が来るのは。しかし、沖縄の子供たちもそう。日本の子供たちもそう。世界の子供たちも、アジアの人たちはここに自然史を学びに来るんですよ。これをしっかりとやらない限り、皆さんが今やっているような形の予算では、僕はなかなか前に進まないと思いますよ。知事の思いはど

うなんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） アメリカに行った際にスミソニアン博物館——スミソニアン博物館といっても1つだけではなくて、幾つもあって、その幾つかあるスミソニアン博物館を幾つも見せていただきましたが、その一つ一つの展示内容が非常に興味深く、また、館内には恐らく国中、あるいはカナダ、あるいは近隣の観光客の方もいたのではないかと思います。非常にスケールメリットの大きな博物館だなということに改めて思いました。そのぐらいのスケールメリットのある博物館を造りたいという思いを、これからぜひ予算にして、計画にして、形にして、県民の皆さんとしっかり機運醸成に努めていけるように頑張りたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 この希望を、私もこの本を読ませていただいてびっくりしたんだけど、標本だけでもスミソニアンとか大英博物館なんかは1億余の標本を持っているわけですよ。そこに職員がいて、いつも研究員が300名ぐらいいるんです。これ国立ですよ。県ではできない。だから本土のこの研究者たちが、本当に研究者たちが——この人たち一人一人を調べてみたらびっくりするような学者ですよ。それが沖縄にとっているんですから。これを今、その海洋博公園とかそういうところで展示会をやっている、来年の4月まで。これをまた県庁の1階でもやりたいと言っている。あちこちでこういう展示会をやっている、そして機運を高めていかない限り、これは広がっていかない。僕はそういうふうには思っているんですね。

今後、部長、来年度予算も800万ですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時55分休憩

午後5時55分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

環境部長。

○環境部長（松田 了君） まだ要求段階でございまして、予算は確定しておりませんが、最大限誘致に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 呉屋 宏君。

○呉屋 宏君 これは松田部長が予算をつけるんじゃなくて総務部長がつけるわけですから、後は知事がどういう指示を出すかによっても違うでしょうね。ですから、皆さんの執行部の思いが来年度予算に反映されていくんだろうなと思います。

実はそういう話をしていたら、10月31日の日曜日

に、この理事長である岸本さん、事務局長の山田さん、お二人がわざわざ訪ねてきていただいて、日曜日の朝の9時からゆっくりその話を1時間半ぐらいやりましたけれども、ぜひ力を貸してくれと。とにかく、私がではなくて、自民党沖縄県連は一生懸命やりますから、ほかの人は分かりませんよということで言っていますので、後は皆さんが予算をどう措置するか、それだけにかかっていると思いますから、約束どおり6時前ですので終わります。

ありがとうございました。

○議長（赤嶺 昇君） 以上で、本日の一般質問及び議案に対する質疑を終わります。

本日の日程はこれで全部終了いたしました。

次会は、明8日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後5時57分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 赤 嶺 昇

会議録署名議員 玉 城 武 光

会議録署名議員 座 波 一

令和3年12月8日

令和3年
第10回 沖縄県議会（定例会）会議録
(第6号)

令和3年
第10回

沖縄県議会（定例会）会議録（第6号）

令和3年12月8日（水曜日）午前10時開議

議 事 日 程 第6号

令和3年12月8日（水曜日）

午前10時開議

第1 一般質問

第2 甲第2号議案から甲第4号議案まで及び乙第1号議案から乙第22号議案まで（質疑）

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

日程第2 甲第2号議案から甲第4号議案まで及び乙第1号議案から乙第22号議案まで

甲第2号議案 令和3年度沖縄県一般会計補正予算（第20号）

甲第3号議案 令和3年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計補正予算（第1号）

甲第4号議案 令和3年度沖縄県病院事業会計補正予算（第2号）

乙第1号議案 沖縄県知事等又は職員の損害賠償責任の一部免責に関する条例

乙第2号議案 沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

乙第3号議案 沖縄県が設立する地方独立行政法人の役員の損害賠償責任の一部免責に係る額を定める条例

乙第4号議案 沖縄県道路占用料徴収条例及び沖縄県県道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例

乙第5号議案 沖縄県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

乙第6号議案 沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

乙第7号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について

乙第8号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について

乙第9号議案 訴えの提起について

乙第10号議案 離島地区情報通信基盤整備推進事業で整備した海底光ケーブルの切断事故の復旧工事に要した費用に関する和解について

乙第11号議案 損害賠償請求事件の和解等について

乙第12号議案 損害賠償の額の決定について

乙第13号議案 指定管理者の指定について

乙第14号議案 指定管理者の指定について

乙第15号議案 指定管理者の指定について

乙第16号議案 指定管理者の指定について

乙第17号議案 指定管理者の指定について

乙第18号議案 指定管理者の指定について

乙第19号議案 当せん金付証券の発売について

乙第20号議案 公立大学法人沖縄県立看護大学定款の一部変更について

乙第21号議案 公立大学法人沖縄県立看護大学に承継させる権利を定めることについて

乙第22号議案 沖縄県教育委員会委員の任命について

出席議員（48名）

議長	赤嶺	昇君	23番	仲村家治君
副議長	仲田弘毅君	24番	仲宗根悟君	
1番	新垣光栄君	25番	仲村未央さん	
2番	翁長雄治君	26番	玉城武光君	
3番	喜友名智子さん	27番	比嘉瑞己君	
4番	島袋恵祐君	28番	当山勝利君	
5番	玉城健一郎君	29番	照屋大河君	
6番	大城憲幸君	30番	山内末子さん	
7番	上原章君	31番	西銘啓史郎君	
8番	小渡良太郎君	32番	座波一君	
9番	新垣淑豊君	33番	大浜一郎君	
10番	島尻忠明君	34番	呉屋宏君	
11番	仲里全孝君	35番	花城大輔君	
12番	平良昭一君	36番	又吉清義君	
13番	次呂久成崇君	38番	崎山嗣幸君	
14番	國仲昌二君	39番	玉城ノブ子さん	
15番	瀬長美佐雄君	40番	西銘純恵さん	
16番	山里将雄君	41番	渡久地修君	
17番	上里善清君	42番	瑞慶覧功君	
18番	當間盛夫君	43番	比嘉京子さん	
19番	金城勉君	44番	末松文信君	
20番	新垣新君	45番	島袋大君	
21番	下地康教君	46番	中川京貴君	
22番	石原朝子さん	47番	照屋守之君	

説明のため出席した者の職、氏名

知事	玉城	デニー君	土木建築部長	島袋善明君
副知事	謝花	喜一郎君	企業局長	棚原憲実君
副知事	照屋	義実君	病院事業局長	我那覇仁君
政策調整監事	島袋	芳敬君	会計管理者	大城博君
公室長	金城	賢君	知事公室	平敷達也君
総務部長	池田	竹州君	秘書防災統括監	平田正志君
企画部長	宮城	力君	総務部財政統括監	金城弘昌君
環境部長	松田	了君	教育長	日下真一君
子ども生活福祉部長	名渡山	晶子さん	警察本部長	山城貴子さん
保健医療部長	大城	玲子さん	労働委員会事務局長	大城直人君
農林水産部長	崎原	盛光君	人事委員会事務局長	安慶名均君
商工労働部長	嘉数	登君	代表監査委員	
文化観光スポーツ部長	宮城	嗣吉君		

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局	知念	弘光君	課長	補佐	城間	旬君
次長	上原	貴志君	主	幹	宮城	亮君
議事課	佐久田	隆君	主	査	親富	満君

○議長（赤嶺 昇君） これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に報告いたします。

11月18日から12月1日までに受理いたしました請願1件及び陳情24件は、お手元に配付の請願及び陳情文書表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託いたしました。

[請願及び陳情文書表 巻末に掲載]

○議長（赤嶺 昇君） 日程第1及び日程第2を一括し、これより直ちに一般質問を行い、甲第2号議案から甲第4号議案まで及び乙第1号議案から乙第22号議案までを議題とし、質疑に入ります。

質問及びただいま議題となっております議案に対する質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

照屋守之君。

○照屋 守之君 おはようございます。

まず追加質問の願いです。

本県県立病院における職員の不正受給問題については、質問通告後に発生した看過できない問題でありますので、先例を踏まえ質問を行います。

また、質問の順番の入替えや取下げもあります。よろしく願いをいたします。

初めに、岸田総理は12月6日の臨時国会の所信表明で、外交・安全保障の課題として、強い沖縄経済の取組を進めるとし、沖縄振興計画の継続に期待が高まっております。さすが自民党・公明党の連立政権であります。岸田総理は沖縄県の経済振興に強い決意を示しています。一方で、注目は沖縄県政の権力者、責任者である玉城知事の戦略、動きであります。沖縄振興計画の期限を決定させることができるのが玉城知事であり、また次年度の沖縄関係予算を決定させることも玉城知事の仕事であり、責任であります。主役、責任者は玉城知事であります。国のせいにする事は許されません。

以上を申し上げ質問に入ります。

県立病院における職員の不正受給問題について、(1)は取り下げます。

(2)、2018年の件がなぜ今、発覚するのか理解し難い。内部告発か、また、組織的に行われたのか説明を求めます。

○議長（赤嶺 昇君） 病院事業局長。

○病院事業局長（我那覇 仁君） お答えします。

本事案が発覚した経緯等について御説明いたします。

本事案については、平成30年2月に八重山病院において、放射線技術科の時間外勤務手当額が多額であったことが同病院で問題となり、内部調査を行った結果発覚したものであります。八重山病院放射線技術科全職員について、時期を過去3年遡って事実関係を確認する必要があったことなどから時間を要したところではありますが、懲戒処分までの一連の対応をより迅速に行うべきものであったと考えております。調査の結果、不正行為は組織的に行われたものではないことを確認しております。

○議長（赤嶺 昇君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 ほかの県立病院は大丈夫ですか。それと病院や病院事業局の管理体制が甘いのではないかと伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 病院事業局長。

○病院事業局長（我那覇 仁君） お答えします。

八重山病院では、業務日誌と時間外命令簿の突合を行うことで時間外勤務の事実確認を行ってまいりましたが、本事案発覚以降は、業務日誌、電子カルテ及び画像データとの突合を行うとともに、医師の指示時間との整合性を確認するなどを徹底し再発防止に努めております。時間外勤務の適正管理については、院長会議等において繰り返し注意喚起をしており、平成30年度からは、勤務管理システムを導入し職員の勤務管理を行っているところでございます。他の県立病院からは、給与の不正受給があったとの報告はございません。

○議長（赤嶺 昇君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 我那覇局長は就任以来、県立病院を全部回っていますか。どうですか。

○議長（赤嶺 昇君） 病院事業局長。

○病院事業局長（我那覇 仁君） お答えします。

私は2018年に就任しましたが、6つの県立病院、それから一部の離島診療所を除き全部の県立病院を回って意見を交換しております。

○照屋 守之君 休憩願います。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時5分休憩

午前10時5分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○病院事業局長（我那覇 仁君） 八重山病院にも管理者等と意見を交換したことがございます。

○議長（赤嶺 昇君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 これ、当事者だけを処分すればいいんですか。病院や病院事業局の管理体制は問われないんですか、伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時6分休憩

午前10時6分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

病院事業局長。

○病院事業局長（我那覇 仁君） 処分についての御質問ですが、本事案の処分については、病院事業局の懲戒処分に係る指針に定める標準的な量定と病院事業局及び他任命権者の類似事案を参考に処分を定めたところでございます。管理監督責任は、非違行為が発生したときに非違行為を行った職員の管理監督者について問われるものですが、不正行為が行われた平成27年度から平成29年度の当時の八重山病院監督者のうち直接の上司となるものについては、平成29年度までに退職しており、懲戒処分を行うことができません。また、在職中の管理監督者1名につきましては、平成29年4月に同病院に着任後、不正行為を発見し平成30年2月までの間に実態把握の調査に当たるとともに、迅速な再発防止策に取り組んだこと等を勘案して、管理監督責任を問わないものとしたところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 私は、病院事業局長、この管理責任というか、これだけ県民の命を守る地域医療を守って、県立の職員はプライドを持ってやっているわけですよ。こういうプライドを持ってやっている職員がなぜそういうふうな事態になったのか、陥ったのか。そこはやっぱり病院事業局としてしっかり把握をして、対応しないといけないんじゃないですか。それだけ申し上げておきます。

次に2点目、玉城知事の政治姿勢について、玉城知事の県知事としての目的及び仕事に分かりにくい。県知事の目的及び仕事を問う。知事に伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） 玉城知事におかれましては、翁長前知事の思いを受け継ぎ、辺野古新基地建設の阻止に取り組むとともに、経済と平和を両立させ、誰一人取り残さない社会、そして自立、共生、多様性の理念の下、県民の笑顔があふれる沖縄の実現を目指しておられます。また、その理念の下、SDGsの推進や子供の貧困、基地負担の軽減など沖縄が抱える様々な課題の解決に向け、全力で取り組まれているところでございます。

以上でございます。

○照屋 守之君 休憩願います。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時9分休憩

午前10時9分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 私は、県政の発展、県民の福祉の向上、健康増進のため日々様々な課題について全力で取り組んでおります。

○議長（赤嶺 昇君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 玉城知事は、県知事になることが目的であり、玉城知事の事は自らの立場を守り、維持することだと思います。知事の見解を問います。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時9分休憩

午前10時10分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 私は、知事にある者の職責として、その職責を全うするために全力を注いでおります。

○議長（赤嶺 昇君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 私は、玉城知事の事は県民優先ではなく、知事として自らをアピールすることやパフォーマンスで注目を集めることが中心になっていると思います。知事、どうですか。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 繰り返すようで大変恐縮ではありますが、私は知事として全力で県政課題の克服、解消、発展のために頑張っております。

○議長（赤嶺 昇君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 先月の22日に、玉城知事は沖縄市でのライブで歌を歌っていますね。コロナ対策の基本方針、県民や事業者への要請の解除は11月25日からであったと思います。コロナ対策本部長としてではなく、個人的なパフォーマンスのためにライブに出演したと思います。知事の見解を問います。目的。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） その日のライブにつきましては、議会でも答弁をさせていただいておりますが、知人の招きによりまして、もう閉店するという事で最後にライブをやりますという話を聞きましたので、激励に伺ったということでもあります。

○議長（赤嶺 昇君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 だから個人的なパフォーマンスではありませんか。県知事としての対応ではないでしょうか。

玉城知事はコロナ対策本部長でありながら、コロナ問題の中、基地従業員のPCR検査会場で、玉城知事

は所属を県庁基地科学捜査隊と発言、また5月の連休中にコロナが蔓延する中で、玉城知事は家族とバーベキュー、SNSで自ら発信。今回のライブ出演も含めて、なぜコロナ問題が解決していない中で自らをアピールするような行動を取るのか、玉城知事に伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） この間、県知事としての職務、公務に邁進させていただき、そして政務においてもいろいろな方々の招きに応じる形で、そのような活動をさせていただいております。せんだってのライブの件にいたしましても、激励に伺ったお店で招かれて、そのように——1曲歌ってくれということもありましたので、それに応じさせていただきました。

○議長（赤嶺 昇君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 ですから、玉城知事はコロナ対策本部長としての責任ある立場で対応していないということなんですよ。

稲嶺、仲井眞保守県政は問題解決型の県政であった。一方で、玉城オール沖縄県政は問題提起型であると思います。なぜ玉城県政は問題を解決する県政にならないのか伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） お答えいたします。

知事は県政の運営に当たって、新型コロナウイルス感染症防止対策や経済対策、復帰50周年の節目にスタートする新たな沖縄振興計画や子供の貧困、米軍基地問題のほか、本県が抱える様々な課題の解決に向けて全力で取り組まれているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 取り組まれているけれども、解決する県政になっていないんですよ。なぜですかと聞いています。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 例えば、コロナウイルス対策については、昨年から本当にもう2年近く多くの県民の方々、事業者の方々が厳しい状況の中で、しかし感染防止に取り組みつつ、経済を回復させていきたいというこの取組によって、今般リバウンド防止と経済の回復を図るための措置まで改善させていただくことができました。その間コロナ関連予算にしても、議会に対して補正予算を逐次提案をさせていただき、ほぼその予算もお認めいただいて、コロナ対策解決のための取組を着実に進めていただいた、議会の協力あつての取組もかなえられたというように認識しています。

○議長（赤嶺 昇君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 コロナ対策問題は、感染率の全国ワーストが何日続いたんですか。あれは問題解決になってないでしょう。新たな問題をつくり出したじゃないですか。問題解決型ではないから、反対や批判で解決が先送りになっていると思います。

オール沖縄を構成する政党や団体を腹八分で玉城知事がまとめ切れていない。玉城知事のリーダーシップの欠如が大きな要因であると思えてなりません。知事の見解を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 私は県政運営に全力で取り組み、県民の福祉の向上、県政の発展のために日々奮闘をしているというように思っております。

○議長（赤嶺 昇君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 最近では玉城オール沖縄県政から玉城共産党県政になって、共産党主導の県政になっていませんか、伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時15分休憩

午前10時15分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 議員の一意見として承っておきます。

○議長（赤嶺 昇君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 否定はしないわけですね。

次に、11の辺野古埋立事業の設計変更を不承認としたことについて、不承認にしても工事は止まらないことを玉城知事は分かっていると思います。さらに不承認のタイミングも、県議会への説明も、疑問だらけであります。今回の不承認の真の目的を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 県では沖縄防衛局から提出された公有水面埋立変更承認申請書について、公有水面埋立法への適合状況を確認するため、沖縄防衛局に対し、延べ39項目452件の質問を行ってきたところであります。沖縄防衛局の回答を踏まえ、慎重に論点の絞り込みを行い、土木及び環境に関する専門家の助言を求め、公有水面埋立法への適合性について、「災害防止」及び「環境保全」に十分配慮した計画となっているかなど、厳正に審査してきたところであります。審査の結果、「国土利用上適正且つ合理的なること」、「環境保全及び災害防止に付き十分配慮せられたるものなること」の要件に適合しないと認められることと判断したところであります。これらのことから、県では、普天間飛行場代替施設建設事業に係る埋

立地用途変更及び設計概要変更承認申請について、去る11月25日に不承認とする処分を行ったものであります。

○議長（赤嶺 昇君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 いやそれで、この工事は進めるんですか、止めるんですか。どういう意図があって、不承認にしているんですか。これ知事がしか答えられないでしょ。どうぞ。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） お答えいたします。

昨今の埋立変更承認につきましては、11月25日に不承認とする処分を行ったところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 非常に目的が曖昧ですね。

知事は造らせない、そのために不承認にしたとは言わないんですか、知事、どうですか。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 今般の不承認は、公有水面埋立法への適合性について、災害の防止及び環境保全に十分配慮した計画になっているかなど、厳正に審査をした結果、不承認としたものであります。

○議長（赤嶺 昇君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 翁長前知事が埋立てを承認して工事が進められております。翁長知事を継承した玉城知事の不承認は違法行為ではありませんか。翁長知事は埋立てを認めたんですよ。それを継承した玉城知事は不承認にする。おかしいんじゃないですか。どうですか。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 今般変更承認の申請がなされたことによって「国土利用上適正且つ合理的なること」、「環境保全及び災害防止に付き十分配慮せられたるものなること」の要件に適合しないと認められることから判断をしたものであります。

○副知事（謝花喜一郎君） 議長。

○議長（赤嶺 昇君） 謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君） それからもう一点、申し上げます。

翁長知事は承認をしたとおっしゃっておりますけれども、翁長知事は承認を取消しました。ただそれが判決によって取り消された結果、承認が効力を生じているということが表現として適切だと思っております。

○照屋 守之君 休憩願います。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時19分休憩

午前10時19分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○副知事（謝花喜一郎君） 承認をしたというのは行政処分的一种ですけれども、判決の効果として、承認が取り消されたということでございます。その後の行政手続においては、承認が有効となったことを前提として作業が進んでおりますが、翁長知事が承認をしたという行政処分はございませんという意味での答弁でございます。

○照屋 守之君 ちょっと待ってください、休憩。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時19分休憩

午前10時20分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○副知事（謝花喜一郎君） 承認を取り消したという文書と、承認をしたというものは我々、取扱いとして違うと思っております。承認をしたというのは、また新たな行政処分ですので、承認を取り消したイコール承認ではないという意味での答弁でございますので、御理解よろしく願います。

○議長（赤嶺 昇君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 変な理屈を言わないでくださいよ、副知事。埋立承認を取り消しました、翁長知事が。裁判で負けました。そしたら翁長知事は、埋立承認の取消しを取り消して元に戻したんですよ。そういうことですよ。県が埋立承認に係る最高裁で敗訴した年月日と判決の内容及び翁長前知事が埋立承認した年月日を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時21分休憩

午前10時21分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） 平成28年12月20日の最高裁の判決を受けまして、平成28年12月26日に埋立承認取消処分を取り消しております。

○照屋 守之君 休憩願います。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時22分休憩

午前10時22分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○知事公室長（金城 賢君） 判決の理由でございませぬけれども、審査対象は現知事の取消しの判断に裁量権の範囲の逸脱またはその濫用が認められるか否かではなく、前知事の承認に違法等が認められるか否かである。2として前知事の判断に違法等がないにもかか

ならず、これを取り消したのは違法である。それから3といたしまして、法定受託事務の処理が法令の規定に違反していると認める場合には、大臣は是正の指示をすることができる。したがって本件指示は違法であり、沖縄県知事は本件指示に係る措置として本件埋立承認取消しを取り消す義務を負う。沖縄県知事が取消しを取り消していないのであるから、不作為の違法があるというふうにされております。

○議長（赤嶺 昇君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 この最高裁の判決、1号要件及び2号要件の判決の内容、お願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時23分休憩

午前10時26分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） 判決文が長くなりますけれども……

○照屋 守之君 要件だけ。

○知事公室長（金城 賢君） 要件だけですね。

○照屋 守之君 1号要件①、規模が縮小できることとか環境に護岸どうのこうのとあるでしょ。2号要件とか。

○知事公室長（金城 賢君） まず1号要件でございますけれども、公有水面埋立法第4条第1項の「国土利用上適正且つ合理的なる」要件については、これにつきましては、総合的な考慮をした上での判断が事実上の基礎を欠いたり、社会通念に照らし明らかに妥当性を欠いたりするものでない限り、公水法の埋立てが第1号要件に適合するとの判断に瑕疵があるとは言い難いという判決でございます。

それから2号要件でございますけれども、公有水面埋立法第4条第1項第2号のその埋立てが「環境保全及び災害防止に付き十分配慮せられたるものなること」という要件につきまして、これにつきましては、本件埋立事業が第2号要件に適合するか否かを専門技術的な知見に基づいて審査をし、護岸その他の工作物の施工、埋立てに用いる土砂等の性質への対応、埋立土砂等の採取、運搬及び投入、埋立てによる水面の陸地化において、現段階で取り得ると考えられる工法、環境保全措置及び対策が講じられており、さらに災害防止にも十分配慮されているとして、第2号要件に適合すると判断しているところと、その判断過程及び判断内容に特段不合理な点があることは疑われないと、したがって本件埋立事業が第2号要件に適合するとした前知事の判断に違法等があるということとはできない

というような内容になっています。

○議長（赤嶺 昇君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 この裁判所が1号要件、2号要件を埋立承認の適法として認めた。先ほど土建部長が言った、その要件に合わないとか——裁判所が認めてこれを進めているんですよ。何で皆様方がその今の条件に合わないから、設計変更できないと決めつけるんですか。どうですか。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 今回は、沖縄防衛局から埋立承認後に実施した土質結果を踏まえて、大幅な地盤改良の追加、工程を見直したというところで、我々は審査を行ったところでございます。ですから、承認当時と条件が異なっているということでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 それでも適法か違法かというのは裁判所が判断することなんですよ、皆様方が判断することじゃない。裁判で結果が出て、皆様方はそれに従ってやらないといけないのに、それを無視しているじゃないですか。こういう流れからすると、この裁判所が認めた1号要件、2号要件に適合すると判断して埋立承認をしたにもかかわらず、皆様方は勝手にそうじゃないと言って、不承認の理由にした。これやっぱり違法行為だと思いますよ。

次に、県と国は裁判所の和解を受け入れ、平成28年3月4日ですか、和解条項の9項、判決に従い互いに協力する、これ説明願えますか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時30分休憩

午前10時30分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） 和解条項ちょっと長いので、全部読み上げる……

○照屋 守之君 9項。

○知事公室長（金城 賢君） 9項、分かりました。

原告及び利害関係人と被告は、是正の指示の取消訴訟判決確定後は直ちに同判決に従い、同主文及びそれを導く理由の趣旨に沿った手続を実施するとともに、その後も同趣旨に従って互いに協力して確実に対応することを相互に確約をするという内容になっております。

○議長（赤嶺 昇君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 これの意味を説明してもらえませんか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時33分休憩

午前10時34分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君） お答えいたします。

まず9項のほうで、原告及び利害関係人と被告は——県も含まれていますが——是正の指示の取消判決確定後——先ほど申し上げた最高裁の判決確定後のことです——同判決の同主文及びそれを導く理由の趣旨に沿った手続を実施するとともに、その後も同趣旨に従って互いに協力して誠実に対応することを相互に確約する。これに基づいて、確定判決に基づいて、埋立承認取消しが取り消されたということを確認した上で、その後の手続を進めるということでございます。ですから、今回の、先ほど土建部長も答弁しておりましたが、埋立承認が有効だということを前提として作業が進められてきたと認識しておりますけれども、その後の地盤調査などによって、軟弱地盤等の状況が生じたので、それをもって変更承認手続を、申請を沖縄防衛局が行ったということでございます。それを沖縄県は、今回法令に基づいて厳正に審査をした結果、不承認となったということでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 この、互いに協力して判決の主文及び趣旨に沿った手続を実施するとともに、その後も互いに協力して誠実に対応するというのは、判決の結果、この結果に国も県も協力して、互いに対応するという、そういう和解なんですよ。皆さん方が協力しているんですか。協力していないですよ、反していますよ、これに。今の不承認は。いかがですか。

○議長（赤嶺 昇君） 謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君） 公有水面埋立法に基づいて我々厳正に対応しております。公有水面埋立法で問題がなければ、県はそれをちゃんと許可するわけですが、これが法令にたがうような場合に、それにもかかわらず適とするということは、行政手続としてはいかがなものかと考えております。これはもうできない話だと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 副知事、これ最高裁の判決ですよ。環境要件も含めて、埋立ても含めて全部クリアしている、法律的に。かつ、裁判所は、この最高裁の判決がおりたら国も県も協力してやりなさいよと言ったら皆様方、国も県も印鑑押したんですよ、和解文に。互いに協力するですよ。何で協力するのが、今進めていく

段階でこれが不承認なんですか。設計変更というのは、大型工事ではあり得るわけですよ。第2滑走路、何回設計変更しましたか、教えてください。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 第2滑走路につきましては、昨日も答弁させていただきましたけれども、6回の変更があったと承知しております。ただ、那覇空港と辺野古の埋立てにつきましては、やはり現場条件等が違いますので、今回は、辺野古に関しましてはやはり大規模な工程の変更ですとか、軟弱地盤によるサンド・コンパクション・パイルとか、そういった工法の変更でございまして、那覇空港に関しましては、ケーソンのコンクリートの口径の変更ですとか、内容が全然異なるというところがございます。

○議長（赤嶺 昇君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 いずれにしても、今の県の知事、この判断はこの最高裁の判決、それにも反している。裁判所の和解条項、互いに協力する、これも反している。まさに皆様方が今やっているのは違法行為ですよ。裁判所が決断したんですよ。司法判断ですよ。司法判断には従うのであって、それを越えて皆様方ができますか。違法行為ですよ。知事、どうですか、認めてください。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 先ほど来、副知事、土建部長が正確に答弁をさせていただいております。議員御指摘の内容につきましては、最初に提出をされた埋立ての承認申請であろうと思います。そのことによって、様々な法的な手続が取られたということは私も認識しておりますが、今般、沖縄防衛局から、今のままでは工事が進められないのでということで提出された公有水面埋立変更承認申請書によって、その内容の精査が必要ということになり、我々は公有水面埋立法の法の原理、行政の原理の下、公平公正の観点から厳格な審査を行った結果、公有水面埋立法に基づいて適正に判断をしたものであります。

○議長（赤嶺 昇君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 知事が一番意味を分かってないんじゃないですか。それでどうなるんですか、皆さん、防衛局が国交大臣に是正を求める提出をしました。知事はそれに対して相当不満を示しているようですが、県はどうするんですか。その後。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時40分休憩

午前10時41分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） お答えいたします。

去る11月25日に県が行った普天間飛行場代替施設建設事業に係る埋立用地変更承認及び設計概要変更承認に対する不承認処分について、昨日、沖縄防衛局が国土交通大臣に対して行政不服審査法に基づく審査請求を行っております。

県といたしましては、今回の不承認とした処分は公有水面の埋立てに関して権限と責任を有する知事として法律による行政の原理の下、公平公正の観点から厳格な審査を行った結果であり、公有水面埋立法に基づき適正に判断したものであります。審査請求に対する今後の対応につきましては、審査請求書が届いた後に沖縄防衛局の審査内容を確認し、関係法令等に基づき適切に対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 国地方係争処理委員会とかあるいは裁判とかってありますよね。先ほど言いましたように、もう既に最高裁で埋立承認が決まって、和解もやって済んでいるんですよ。で、係争委員会に持っていく。これ彼らも法律、手続によってしか判断しませんよ。ましてや裁判所。これまでそういう形で意思決定して、和解までやったのにどうしたんですか、県はという話になりませんか。これ皆様方が今ここで説明しているものが、裁判所とか公では通用しませんよ。皆様方が違法行為をやっているというのを露呈しているということになりませんか、この埋立不承認は。私そう思いますよ。今県の立場だから私はそうやってアドバイスしてあげているんですよ、どうですか。

○議長（赤嶺 昇君） 謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君） 議員の論法で言うと、裁判所は全てこの今の和解の条文に基づいて判断することになると思うんですが、決して——残念ながら県が敗訴した判決ありますが、そういった議論では行われておりません。やはり、ちゃんとした関係法令に基づいて、どうだったかという議論がなされておりますので、今の和解条項に基づいて県が負けますよということにはならないというように考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 だから、全部都合のいいように解釈して、これ裁判所の判断ですよ、司法判断。司法判断で埋立承認は適合している。だから皆様方協力してやりなさいというのは、司法判断なんですよ、私の判断じゃありませんよ。私の論法じゃありませんよ。

これ、裁判に行くときに沖縄の弁護士が対応できますか。こういう事情全部分かっています、弁護士は。弁護過誤という仕組みがありましたね、あれどうのことですか。弁護過誤、分かりますか。教えてください。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時44分休憩

午前10時45分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） 勝てないと分かった裁判を実施した場合において、今議員が御指摘の御質問でございますけれども、県といたしましては、弁護士とも調整しながら、沖縄県の主張には公有水面法上正当な根拠があるということで訴訟を提起しているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 ということはこの不承認は、しっかり弁護士とも法的にも相談してアドバイスを受けてやったという、その理解でいいですか。それはっきりさせてくださいよ。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時45分休憩

午前10時46分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君） お答えいたします。

承認、不承認の判断は行政手続に基づいて厳正に行いました。ただ、その際やはり技術的な部分がありましたので、そういう地質学の専門とか環境の専門家などにもお聞きしました。あと弁護士のほうには、知事コメントなどをどうするかというような関係の中で、いろいろアドバイスなどもいただいたところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 そうですよ。

弁護士はだから法的に適法だというアドバイスはできないと思いますよ。この不承認によって工事が止まらない以上、今回の不承認の目的は、1、来年1月の名護市長選挙に影響を与え、来年の県内の選挙に影響を与えること、2つ目、辺野古反対の運動を盛り上げること、3つ目、次年度予算の国の沖縄予算を獲得することであると思います。知事、そうですか。いかがですか。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 恐らくそのほとんどは憶測だろうというように認識をさせていただきたいと思

ます。私たちは行政の原理の下、公平公正の観点から厳格な審査を行い、公有水面埋立法に基づき不承認と判断をさせていただいたもの。その判断を行ったわけですから、直ちにそれを沖縄防衛局に不承認を伝え、県民にそのことを報告し、ちょうど議会開会の日ではありましたが、議会での議論にもかなえられるようなその時期に発表させていただいたということです。

○議長（赤嶺 昇君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 玉城知事の不承認表明の後、名護市長選挙の出馬予定者が、本当に大きい、知事を支持し連携を図るとしております。まさにぴったり合っていますね。

この不承認、辺野古反対の運動を盛り上げることも目的でないかということなんですけれども、せんだってラジオから、辺野古の建設費 2兆5500億円、玉城知事の不承認を支持しますと広報宣伝を聞きました。なぜ県はマスコミを使ってこういう広報宣伝をするんですか、伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時48分休憩

午前10時49分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） 照屋議員から今御質問、御指摘の件については、県としては承知していないものでございます。

○照屋 守之君 休憩願います。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時49分休憩

午前10時49分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君） お答えいたします。

2兆5500億というのは、過去に沖縄県が独自に試算した数字だと思います。これはマスコミなどにも公表されていると思います。

今、先ほど知事公室長から答弁ありましたように、私どもこれについては承知しておりません。玉城知事を支持しますという言葉からも、これは県側が出したのものではないというふうに推察しております。

○照屋 守之君 休憩願います。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時50分休憩

午前10時50分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○副知事（謝花喜一郎君） 今議員から初めてお聞き

しましたので、承知しておりません。

○議長（赤嶺 昇君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 それでは知事、ちゃんと調べてください。皆様方大変なことですよ、これ。2兆5500億円。実際の建設費は幾らですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時50分休憩

午前10時50分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 埋立変更承認申請書によりますと、埋立てに関する工事費用は約7200億円、総経費が9300億円となっております。

○議長（赤嶺 昇君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 どうなんですか。これだけしかかからないのに、県は自分たちが試算をして2兆5500億円と言って、今そういうふうなものが報道される。おかしいでしょ。これはしっかり原因を究明してください。報告してくださいよ、お願いします。これはとんでもないことですよ。そういう形で県民感情をあおるというわけでしょ。県が試算したものが何でこうやって使われるんですか、おかしいでしょ。

休憩願います。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時51分休憩

午前10時51分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○照屋 守之君 これまでこの不承認の件で述べてきましたけれども、今回の不承認というのはやっぱり辺野古問題の解決ではなくて、市長選挙や県知事選挙の対策、反対運動を盛り上げることが目的であったことが明らかになったと私は思います。

次に、10の普天間飛行場の代替施設の辺野古埋立事業について。

10月20日の決算特別委員会で、玉城知事は辺野古埋立事業について7200億円の事業費に対して、令和2年度までの工事高が2573億円で進捗が35.7%であることを認め、明らかにした。このことから玉城知事の辺野古反対、造らせないの公約は守られず公約に違反していると思います。玉城知事の見解を問います。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） お答えいたします。

沖縄防衛局によれば、埋立てに係る事業費が7200億円となっているところ、令和2年度末までに支出済額が約2573億円とのことであり、その比率を算定すると、議員からの御質問のところの約35.7%と推計

されます。一方で、投入土砂量を確認いたしますと、10月末時点における埋立ての進捗は、埋立全体に必要な土砂量に対して8.1%にとどまるものと推計されます。また、今般の変更承認申請が不承認となったことにより、埋立工事全体を完成させることのできる見通しが立たない状況にあります。

県としましては、引き続き政府に対し、対話によって解決策を求める民主主義の姿勢を粘り強く求め、辺野古に新基地は造らせないという知事の公約の実現に全力で取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 知事、公約違反でしょ。どうぞ、認めてください。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時53分休憩

午前10時53分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 議員の御指摘は公約に違反すると見当たるところがございません。

○議長（赤嶺 昇君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 素直に認めたほうがいいと思いますよ。9月21日の代表質問で、知事公約291のうちの完了が5件、達成率は1.7%。10月20日の決算特別委員会で知事、何て言いましたか。公約完了の5件に辺野古は入っていない。玉城知事が言ったんですよ、これ。玉城知事が公約完了の5件に辺野古は入っていないと言ったんですよ。これ公約違反でしょ、いかがですか。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 私は291の公約全てに着手をし、その取組を進めているというように認識しています。

○照屋 守之君 休憩願います。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時54分休憩

午前10時55分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○知事（玉城デニー君） 私は公約を取り下げた覚えはありません。着手をし、そのことについて取組を進めているというようにお答えしています。

○議長（赤嶺 昇君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 都合のいいように逃げるんですよ。7200億のうちの2573億円、35.7%、工事は進んでいるんですよ。知事の公約は造らせないなんですよ。

そうでしょ。実態は造らせているんですよ。これは立派な公約違反じゃないですか。公約に反しているんですよ、だから造らせたんですよ。そういうことじゃないですか。

今、臨時国会が開かれていますね。辺野古関連の予算、幾ら提案されているか教えてください。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時55分休憩

午前10時57分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 新聞報道によりますと、801億円というふうに承知をしております。

○議長（赤嶺 昇君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 知事、どうしたんですか。造らせないという人はそういう予算も止めないといけないでしょ。801億円、今の臨時国会の補正予算で計上されているんですよ。さらに工事が進んでいく、玉城県政で工事が進んでいくということになるんですよ。分かっていますか、理解していますか、どうですか、確認します。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 国会における審議は国会にお任せをするしかないのですが、公約に関しては、私はその辺野古新基地を造らせないという公約を守り続けております。

○議長（赤嶺 昇君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 守り続けているけれども実際は守っていない。県民からするとそういうふうに見えます。これからどんどん選挙がありますけれども、私はもうこれからは辺野古問題は争点にはならないと思います。特に県知事選挙。これだけ玉城県政でオール沖縄県政でこれだけ工事が進んで、なおかつ選挙のときだけ反対反対、これもあり得ないでしょ。争点ではなくなると思います。知事、いかがですか。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 改めて申しますが、選挙というのは様々な争点があり、有権者はその選挙の争点についてしっかりと判断をなされるものというように思います。今般、沖縄県として今回のこの辺野古変更承認申請の不承認とした処分は、公有水面の埋立てに関して、権限と責任を有する知事として、法律による行政の原理の下、公平公正の観点から厳格な審査を行った結果であります。ですから行政の判断によって不承認としたものであり、私は知事としてそのような判断をしたものであります。

○議長（赤嶺 昇君） 照屋守之君。

○照屋 守之君 ですから都合のいいように使って、辺野古問題を政治上の考え方、行政上の考え方と使い分けているんですよ。県民からするとおかしいですよ。

次に、県立高校の学び直し支援教育について、令和3年10月29日の新聞報道、義務教育学び直し支援の記事にびっくりしております。なぜ今高校で義務教育の学び直し支援の仕組みをつくろうとしているのか、県教育委員会はどのように進めてきたのか、新聞報道は疑問だらけであります。

そこで伺います。

高等学校は義務教育の学び直しをするところか伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（金城弘昌君） お答えします。

高校における学びは、義務教育段階の学習の成果を積み重ね、発展・拡充させるものでございます。本県の高校進学率が上昇する中、高校においては、多様な生徒を受け入れ、これまで様々な工夫や取組を行い、中学校段階の基礎・基本の確実な定着を図ってきたところでございます。その一方で、高校を中途退学する生徒の多くが基礎学力の課題を抱えている実態もあり、より一層の授業の工夫・改善や基礎・基本の修得、学び直しへの対応が求められております。また、高校の学習指導要領においては、生徒の実態に応じ、高校の学習に円滑につながるような、義務教育段階の学習内容の確実な定着を図るための学習、いわゆる学び直しの機会を設けることが示されているところでございます。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 総残時間がなくなりました。

○照屋 守之君 持ち時間1分は使っていないんですよ、私のものは。

○議長（赤嶺 昇君） 駄目です。

上原 章君。

〔上原 章君登壇〕

○上原 章君 こんにちは。

公明党会派の上原章でございます。

通告に基づき一般質問を行います。

質問の前に少し所見を述べたいと思います。

政府は、11月19日、新型コロナウイルスの影響の長期化などに対応するため、事業規模78兆9000億円の経済対策を閣議決定いたしました。私たち公明党は、コロナ禍の影響で厳しい経済状況にある人の暮らしを広く下支えするため、きめ細かい対策を政府に繰

り返し提言してまいりました。これを反映する形で、経済対策に、困窮する世帯や学生、子育て世代に向けた新たな給付のほか、労働者の賃金アップ、看護師・介護士・保育士・幼稚園教員等の所得向上、雇用を守る施策などが盛り込まれております。困窮世帯への支援では、所得が低い住民税非課税世帯に1世帯当たり現金10万円、困窮する大学生や専門学校生らには緊急給付金として10万円、そして18歳以下の子供を育てる世帯には子供1人当たり10万円相当を給付。また中堅・中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業主には、最大250万円を支給する事業復活支援金の創設。同支援金は、持続化給付金、一時支援金、月次支援金に次ぐもので公明党の主張で売上げ減少率の基準を従来の50%から30%に引き下げ、対象を拡大しております。2021年11月から来年3月までの事業の見通しを立てられるよう、5か月分を一括で給付いたします。また、年末・年度末にかけ運転資金の需要が高まることから、政府系金融機関による実質無利子・無担保融資の申請期限を来年3月末まで延長、コロナ禍で発生した事業者の債務に対しては、既往債務の条件変更や借換えなど柔軟な対応を行うことになっております。

私は、このコロナ禍の中で本当に今、多くの方が苦しんでいる、特に観光産業を営んでいる方々から相談を受けました。2年近くコロナが続くということは想定できなかったと。運転資金を借りたけれども、据置期間がもう終わり返済が始まる。何とか従業員を、また家族を守ろうと頑張っているけれども、この返済期日が近づくにつれてお店を畳むしかないのかなという相談も受けました。何とかこの返済計画を、もう1ランク柔軟に借換え変更や条件変更ができないものかと相談がございました。今回の経済対策でこのような一つ一つ多くの方々の思いに添えていけるよう、我々行政、また議会から一日も早くその方々にそういった支援策が届くよう頑張っていきたいものでございます。

それでは通告に基づき質問を行います。

1、知事の政治姿勢について。

(1)、オミクロン株は極めて感染力が高く、最大の警戒が必要と思うが、知事は過去の教訓を生かして、どう対応をしているのか。国内の検疫が適用されない米軍基地を含め水際対策を伺います。

(2)、国の新たな経済対策、18歳以下への10万円給付や新たなマイナポイント付与、困窮世帯や生活が厳しい学生への給付、売上げが減少した事業者への事業復活支援金の創設等について、知事の評価及び速やかな事業執行に向けて県の対応を伺います。

2、子育て、医療、教育行政について。

(1)、保育の無償化について、県内の認可外保育園で保育料を保護者が一時立て替える償還払いがあると聞くが実態及び現物給付にできないか伺います。

(2)、本年9月に施行された医療的ケア児支援法では、家族の相談に総合的に対応する医療的ケア児支援センターを各都道府県に設置するよう求めています。本県の医療的ケア児・ケア者の人数及び今後の強化、センター設置の取組を伺います。

(3)、国は、子宮頸がんワクチンの積極的な接種勧奨を来年4月から再開するとしています。自治体に通知いたしました。見解と取組を伺います。あわせて、がん対策推進計画への対応を伺います。

(4)、文部科学省は自殺や不登校につながるいじめの重大事態に関する調査で、同省の指針に沿わない事例が相次いでいるとして、都道府県の調査手法を検証するとしています。調査を担う第三者委員会の常設や独自性を担保するルールの有無、被害者側に調査状況を報告する頻度や、円滑に真相究明を進めるため教員や加害者らへの聞き取り手順をマニュアル化しているかも確認するとのこと。県の取組を伺います。

3、離島振興について。

(1)、経営状況が厳しい離島航路事業者への離島航路補助事業費の拡充ができないか伺います。

(2)、離島町村で処理できない廃棄物の処理・回収ルート及び輸送費の補助制度の構築が県に求められているがどうか。

4、脱炭素社会の実現は大きな社会問題となっています。その中で国が進めるZEHの普及促進は重要なテーマだと思います。取組について伺います。

(1)、ZEHの事業内容及び県内の普及状況と全国との比較はどうか。

(2)、地方公共団体の補助など、他県等の先進的な事例について。

(3)、本県のZEH普及のための今後の取組を伺います。

5、急傾斜地崩壊危険区域に指定されている那覇市首里石嶺町4丁目付近の崩壊防止対策について取組を伺います。

6、首里城復興基本計画に御茶屋御殿等の地域に点在する文化資源の段階的整備に向けた連帯とあるが、新たな振興計画にも「御茶屋御殿等」と明記すべきと思うがどうか。

7、我が会派の代表質問との関連について。

金城勉県議の代表質問との関連でございますが、軽石対策の取組について伺います。

(1)、国や県は、軽石の除去・回収、利活用にアイデアを募集するとしているが、県内での取組はどうか。

(2)、効果的なアイデアはあるのか、活用はどうか。

(3)、軽石は塩分濃度が高く植物などに触れると枯らしてしまう可能性があり、流水などで流しても塩分がなかなか抜けないと県は発表しております。今後、詳細な分析を進め結果を県民に周知するとしているが状況はどうか。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

〔知事 玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君） 上原章議員の御質問にお答えいたします。

2、子育て、医療、教育行政についての御質問の中の(4)、いじめの重大事態に関する取組についてお答えいたします。

沖縄県教育委員会においては、いじめなどの重大事態が発生した場合、文部科学省のガイドラインや沖縄県いじめ防止基本方針に基づき、いじめは絶対に許されない行為と捉え、被害者の安全を確保するとともに、事実関係の解明と当該事案の解決に向け取り組むこととしております。また、必要に応じて、弁護士や公認心理師などを含めた第三者による調査を行うなど、きめ細かく対応してきたところです。昨今、いわゆるインターネットの普及、SNSの普及などによって、いじめが表面化しにくいなど、その態様は複雑化・多様化してきております。

沖縄県としましては、スクールロイヤー及びスクールカウンセラーを配置するなど、引き続き支援体制の整備に努めてまいります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

〔保健医療部長 大城玲子さん登壇〕

○保健医療部長（大城玲子さん） 1、知事の政治姿勢についての御質問の中の(1)、過去の教訓を生かした対策についてお答えいたします。

本県における現在の新規陽性者数は、小康状態にあるものの、今後感染拡大が懸念される冬場に向け、第4波、第5波の課題等を踏まえた対策を図ることが重要となります。また、オミクロン株については、国内においても懸念される変異株に指定され、国は外国人の入国停止など水際措置を強化しております。これらを踏まえ、第6波に備えた対応として、流行の早期覚知につなげるため、オミクロン株を含む変異株の検査を強化するなど、検査体制の拡充に取り組むとともに

に、医療提供体制の拡充やワクチン接種の推進等に取組んでまいりたいと考えております。

米軍からの侵入防止策については、変異株の検査に早期に対応できるよう求めるとともに、米軍側と連携を取り、米軍内陽性者の濃厚接触者情報などを共有することで、迅速な疫学調査につなげてまいります。

次に2、子育て、医療、教育行政についての御質問の中の(3)、子宮頸がんワクチン接種に関する見解と取組及びがん対策推進計画についてお答えいたします。

HPVワクチンにつきましては、副反応の発生が問題となったことから、これまで国は、「接種の積極的な勧奨とならないよう留意すること」としておりました。その後、ワクチンの安全性について特段の懸念が認められないことが確認されたことから、国は令和4年4月より、対象者等に対する個別の勧奨を実施するよう通知したところであります。

県としましては、子宮頸がんの予防を図ることは重要であると考えており、ワクチンの効果や副反応に関する情報を県民に広く周知するとともに、希望する県民が接種できるよう、接種の実施主体である市町村等と連携して取り組んでまいります。

沖縄県がん対策推進計画における子宮頸がん予防対策につきましては、今回の変更等を次期計画に反映したいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長 宮城嗣吉君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） 1、知事の政治姿勢についての(1)のうち、水際対策についてお答えします。

島嶼県である沖縄県においては、オミクロン株を含め、来訪前の陽性者の特定が重要であることから、航空便搭乗等の際に、ワクチン接種済みまたは検査陰性判定の確認を必要とする制度の創設や出発前の検査体制の構築等を国に要望しております。また、プロモーション等においても、来県前の検査受検等について周知するとともに、今後、感染拡大の兆候が確認された段階で、直ちに検体採取や待機のスペースを拡充するとともに、人員や迅速PCR検査機器の追加配備を予定しており、さらなる検査体制の強化を図ることとしております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長 名渡山晶子さん登壇〕

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん） 1、知事

の政治姿勢についての御質問の中の(2)、18歳以下への10万円給付及び困窮世帯への給付についてお答えいたします。

子育て世帯への臨時特別給付は、新型コロナウイルス感染症の影響が続く中、子供の健やかな成長と子育てに資するものであり、まずは児童手当受給者に対し、実施主体である市町村から、児童1人につき5万円が先行給付されることとなっております。また、住民税非課税世帯等への10万円の給付や生活困窮者自立支援金の再支給は、感染症の影響による休業等で収入が減少し、家計が悪化した方々の生活再建に資するものであると考えております。

県としましては、今後国から詳細な内容が示され次第、速やかに支給できるよう市町村と連携して取り組んでまいります。

次に2、子育て、医療、教育行政についての御質問の中の(1)、認可外保育施設における保育料の償還払いについてお答えいたします。

保育の無償化に係る認可外保育施設の利用給付は、子ども・子育て支援法において、市町村から保護者への償還払いを基本としつつ、事業者による法定代理受領とすることも認められているところです。令和3年4月現在で、無償化の対象となる子供が在籍する認可外保育施設250施設中、134施設53.6%が償還払いの対応となっております。

県としましては、保護者の負担軽減につながるよう市町村と連携し、法定代理受領の取組促進を図ってまいります。

同じく2の(2)、医療的ケア児等の人数及び今後の取組についてお答えいたします。

令和3年4月時点における医療的ケア児の数は、376人となっております。また医療的ケアが必要な18歳以上の方の人数については、成長に伴う状態変動があること等から把握できておりません。医療的ケア児支援法において、医療的ケア児及びその家族に対する相談支援等を担う医療的ケア児支援センターの設置推進等が規定されたところです。

県においては、保健、医療、福祉、保育、教育等の関係分野が連携する協議の場において、医療的ケア児及びその家族への支援の方法やセンター機能の在り方等について検討を行っているところであり、市町村、関係機関等と連携して、医療的ケア児等の支援体制の充実に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

〔企画部長 宮城 力君登壇〕

○企画部長（宮城 力君） 1、知事の政治姿勢についての(2)のうち、新たなマイナポイント付与についてお答えいたします。

11月26日に閣議決定された国の令和3年度補正予算において、マイナンバーカードの新規取得者や健康保険証としての利用登録等を行った者に最大2万円相当のマイナポイントを付与する予算が計上されております。

県としましても、この取組は、消費喚起のほか、マイナンバーカードの普及促進、キャッシュレス化の推進に資するものと考えており、詳細について市町村と情報共有に努めるなど適切に対応してまいります。

次に3、離島振興についての(1)、離島航路補助事業費の拡充についてお答えいたします。

離島航路の確保・維持のため、県は、国、市町村及び航路事業者との協議で決定した沖縄県離島航路確保維持計画に基づき、国及び市町村と協調して、運航に伴い生じた欠損額を補助しており、軽石の影響によって航路事業者の収支が悪化した場合においても、本事業でその分を補助することとしております。また、軽石の影響による船舶の修繕・改修費用の取扱いについても、国と意見交換をしており、大規模な修繕・改修となる場合は、国と事前協議を行い承認を得る必要があると確認しております。

県としましては、引き続き国及び市町村と適切な役割分担の下で緊密に連携し、離島住民の生活に不可欠な離島航路の確保・維持に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 総務部長。

〔総務部長 池田竹州君登壇〕

○総務部長（池田竹州君） 1、知事の政治姿勢についての(2)、学生への給付金に対する知事の評価等についてお答えいたします。

生活が厳しい学生等の学びを継続するための緊急給付金は、国が経済的に困窮している学生に対し、現金10万円を給付するものであり、退学や休学を減らし学生の修学の機会を確保するための支援策であると考えております。

県としましては、円滑かつ着実な給付が行われるよう、専修学校に対し、制度の周知を図る通知や手続に対する相談によって対応してまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

〔商工労働部長 嘉数 登君登壇〕

○商工労働部長（嘉数 登君） 1、知事の政治姿勢についての(2)、事業復活支援金に対する評価及び県

の対応についてお答えいたします。

事業復活支援金は、中小事業者等の固定費負担支援として、地域・業種を問わず、最大250万円が給付されるものであり、コロナ禍で深刻な影響を受けている観光関連事業者をはじめとした事業者への効果的な事業継続の支援策であると考えております。

県としては、沖縄県産業振興公社に設置した相談窓口において、当該支援金の活用促進が図られるよう、県内事業者へのサポートに取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 環境部長。

〔環境部長 松田 了君登壇〕

○環境部長（松田 了君） 3、離島振興についての御質問の中の(2)、離島町村における廃棄物処理、輸送費補助等についてお答えします。

離島地域は、島内処理できない廃棄物を島外で処理せざるを得ないことから、処理コストがかさむなどの課題があります。そのため県では、離島廃棄物適正処理促進事業で、久米島町と多良間村において島内処理困難物となっていた農業用廃プラスチックや海岸漂着物を小型焼却炉で一般廃棄物と合わせて処理する実証試験を行い、処理コストを低減できることを確認し、両町村で引き続き処理が行われております。また、使用済自動車、家電については海上輸送費の補助制度があることから、これら補助制度の活用について離島市町村に周知してまいります。

次に4、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）の普及促進に係る取組についての(1)、ZEHの事業内容及び県内の普及状況についてお答えします。

住宅の断熱性能を向上させることや太陽光発電、蓄電池等を設置し、年間のエネルギー収支をゼロにするネット・ゼロ・エネルギー・ハウスいわゆるZEHについては、その普及に向けて、環境省と経済産業省の連携による補助事業が行われています。ZEHの普及状況について、令和2年度の当該補助金の活用状況と比較しますと、全国平均の3%に対し、0.2%となっております。

同じく4の(2)、地方公共団体の補助など、他県等の先進的な事例についてお答えいたします。

ZEHの普及促進を図るため、2県が独自の補助制度を設けており、1住宅当たり10万円から60万円の補助が行われております。この他、ZEHに関連する支援制度として、14都府県で太陽光発電や蓄電池等の設備導入に対する補助が行われております。

同じく4の(3)、ZEH普及のための今後の取組についてお答えします。

国は、2030年度までに温室効果ガスを46%削減するため、ZEHの普及を重要な施策と位置づけております。県においても、第2次地球温暖化対策実行計画で、ZEHの普及を重要な施策と位置づけており、ZEHによる光熱費の削減や防災・減災性能の向上等、そのメリットの周知を図るとともに、他県の先進事例も参考にしながら普及拡大に取り組んでまいります。

次に7、我が党の代表質問との関連についての(1)及び(2)、軽石の利活用等に関する県内での取組、効果的なアイデア、活用についてお答えします。7の(1)と7の(2)は関連しますので、恐縮ですが一括してお答えします。

軽石の利活用については、焼き物の釉薬として陶芸に活用した事例があると承知しております。県は11月24日から12月8日までの期間、利活用方法に関するアイデアを募集しております。12月6日時点で60件のアイデアが寄せられており、赤土流出防止材、ブロック、魚礁等への利活用案となっております。今後、関係機関と連携して内容を精査し、効果的な提案内容について公表するとともに、導入に向けて検討を進めてまいります。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 土木建築部長。

[土木建築部長 島袋善明君登壇]

○土木建築部長(島袋善明君) 5、那覇市首里石嶺町付近の崩壊防止対策についてお答えいたします。

那覇市首里石嶺町から西原町幸地にまたがる約2.6ヘクタールの急傾斜地は、平成12年度に幸地地区急傾斜地崩壊危険区域に指定しております。当該区域は、平成17年度に急傾斜地崩壊対策工事に着手し、平成19年度に概成しております。近年、斜面に変状が確認され、改めて対策を講ずる必要が生じたことから、現在、調査設計業務に取り組んでいるところであります。

県では、令和4年度から対策工事に着手することとしております。

次に6、新たな振興計画への御茶屋御殿等の掲載について(1)、新たな振興計画への「御茶屋御殿等」の明記についてお答えいたします。

御茶屋御殿については、想定される敷地内の施設の移転など多くの課題があることから国、県、那覇市によるワーキンググループにおいて、整備主体を含めて検討を行っていく必要があると考えております。新たな振興計画に御茶屋御殿を明記することについては、今後関係部局間における調整が必要であると考えております。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 農林水産部長。

[農林水産部長 崎原盛光君登壇]

○農林水産部長(崎原盛光君) 7、我が党の代表質問との関連についての(3)、軽石の農業利用に係る検討状況についてお答えします。

漂着軽石の農業利用については、高い塩分濃度により作物生育への影響が懸念されることから、慎重に対応する必要があると考えております。このため、現在、農林水産部内に設置した利活用検討チームにおいて、軽石の鉱物組成等の分析や、軽石の投入による土壌や作物生育への影響を確認するための試験などの準備を進めているところであります。

県としましては、引き続き知見の集積とともに、関係機関・団体等と連携を図りながら、軽石の利活用について検討してまいります。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 上原 章君。

○上原 章君 御答弁ありがとうございました。

幾つか再質問させていただきます。

まずオミクロン株への備えなんですけれども、特に第5波の1日800人を超える感染拡大のあのときが、非常に私自身——自宅療養の数とか入院等調整中といったものが相当、2000人近くの方々が自宅療養だったと思うのですが、ピークのときの数字はわかりますか。

○議長(赤嶺 昇君) 保健医療部長。

○保健医療部長(大城玲子さん) 8月下旬に療養者数はピークを迎えておまして、自宅療養者については、8月30日に3139名、入院等調整中——これは入院にするか宿泊療養施設に行くか、自宅とするかということ調整中の数なんですけれども、入院等調整中が8月20日に3042名という厳しい状況でございました。

○議長(赤嶺 昇君) 上原 章君。

○上原 章君 感染をどう止めるかという部分で、特に家庭内感染等がやっぱり危惧されていた中で、3000人を超す方が自宅で療養というのは本当に厳しいのかなと思います。今後、病院やホテル等の施設をしっかりと確保していくとは思いますが、県としては、自宅療養というよりも、原則施設でしっかりと療養をするという方向性は明確に示すべきではないですか。

○議長(赤嶺 昇君) 保健医療部長。

○保健医療部長(大城玲子さん) 確かに8月下旬の頃には非常に厳しい状況でございましたが、ある程度

落ち着いてきた段階で、原則として宿泊療養施設あるいは入院という形で陽性者の皆様にはお伝えしているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 上原 章君。

○上原 章君 あのときもホテルにまだ宿泊できる空きがあったにもかかわらず、自宅で療養という希望者が結構いたと聞いている。なぜ自宅療養を希望してしまうのか。その辺、県がしっかり説得できなかったのか。ちょっと教えてください。何が理由だったんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 8月下旬の非常に厳しい状況のときには、ホテルを希望しても入れない方も中にはいらっしゃいました。ただそれはある程度一時のものなんですけれども、現在におきましても、やはり希望されない方々が一定数いらっしゃると。これは例えば家族で面倒を見る小さい子がいるとか、そういうような状況もいろいろございまして、症状に応じては家庭で見たほうが良いというような場合もございます。またこれについては、強制ができないということもございまして、コロナ本部としましては、ドクターをはじめ関わる方々から、できるだけ宿泊療養施設に入っていただきたいということはお勧めしているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 上原 章君。

○上原 章君 その方々が安心して宿泊施設で療養できるような支援体制をしっかりと整えるべきだと私は思います。今後よろしくお願ひしたいと思ひます。

あと、ワクチン接種率がなかなか7割を超えないという、県内でワクチンを打たないという考えの方もいらっしゃるのかなと思うのですが、今後、3回目ワクチンがまたスタートする中で、全国の中でも沖縄県がワクチン接種率が一番低いとも聞いておるんですが、その対応をどう考えていますか。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） ワクチンの接種方針につきましては、基本方針をつくりまして、11月末までに希望する方々にということで取り組んでまいりました。その結果、今現在68.8%——これ全人口に占める割合ですけれども——になってはおります。ただ第6波に向けて、やはりワクチンをさらに推進する必要があることから、県のセンターにつきましても、引き続き1回目、2回目の接種を継続して実施することとしておりまして、市町村でもそのような対応が取られているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 上原 章君。

○上原 章君 ぜひ知事の強いメッセージをいま一度——なかなかワクチン接種率が1回目も7割に届かないということは、私は強いメッセージを発するべきじゃないかなと思うのですが、いかがですか。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 議員御案内のとおり、やはり新型コロナウイルスによる感染を抑え込み、安全・安心な島沖縄を一日も早く取り戻すためには、県民生活に活気を取り戻すという意味からも、感染症対策の最大の切り札であるワクチン接種は、これからもしっかり進めていきたいというふうに思いますし、また3回目のワクチン接種についても市町村がスムーズに行っていけるように、県としても万全の支援を取りたいというふうに思います。

○議長（赤嶺 昇君） 上原 章君。

○上原 章君 よろしくお願ひいたします。

次に医療的ケアの取組なんですけど、この支援センター、私はケア児の方々の個々の状況がそれぞれいろんな課題を、悩みをお持ちだと思うのですが、この実態調査はどうなっていますか。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん） 先ほど、医療的ケア児の数は376人とお答えしたところです。この数字は、昨年までの数字と比べまして——昨年までは例年数十名単位で増えていたところですが、今回は100名以上の増加となっております。市町村においても、各支援機関が連携をしてその実態の把握に努めた結果、このような数字が上がってきたと思ひます。法の施行に際しまして、このようにケア児の実態の把握も進むとともに、支援の充実にも取り組んでまいりたいと思ひております。

○議長（赤嶺 昇君） 上原 章君。

○上原 章君 1度那覇市が長時間停電になったときに、そのケア児さんのお家の方が電気が使えないということで、県立病院に助けを求めたんですけども、そのときになかなか対応が——台風時でもあったので、どこでそういう対応ができるかという非常に具体的な支援体制が構築されていなかったんです。今後ぜひ一人一人に合った支援策が、前もって実態調査をしておけば対応できるかなと思ひます。よろしくお願ひいたします。

あと子宮頸がんワクチン、こちらは8年余り、これが消極的だということで、本来無料接種できる方々が受けられていない。今回、国は、その方々もしっかり保証していきたいと思ひております。この点はどうか対応されますか。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 議員おっしゃいますとおり、その期間に接種の機会を逃したという方々に対して、国としても対応されるということですので、その具体的なところはまだ示されておませんが、それを注視しながら県としても取り組んでいきたいと思ひます。

○議長（赤嶺 昇君） 上原 章君。

○上原 章君 よろしくお願ひいたします。

9月議会でも取り上げました、いじめ、教員からのパワハラで不登校、転校、それから自殺といろんな事例が県内でもございます。知事、私はこの第三者委員会を教育委員会でも当然その都度設置する、これも重要なんですが、なかなか教育委員会が学校側と連携を取るのも限界があると思ひます。本当に現場で何が起きているかは——私は知事が直接そういった、知事直轄の第三者機関を県内に設置するというぐらい、強い決意で子供たちを守る側の取組が必要ではないかと。子どもコミッショナーのことも前回取り上げました。これまで子供たちが現場で本当に救いの声を上げている中で、なかなか教育委員会も頑張っていると思ひますが、校内で何が起きているかを公平性、透明性、中立性でしっかり調査できる第三者委員会を沖縄県は持つというぐらいの決意はどうでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 先ほど私も答弁でお答えさせていただきましたが、沖縄県いじめ防止基本方針という方針に基づいて、被害者の安全を確保するということ、それから、事実関係の解明、当該事案の解決、それらに向けた取組はやはり急がねばならないというように思ひます。議員御案内のとおり、第三者による調査機関の設置についても、我々も調査研究してまいりたいと思ひますし、今、また担当部においては、SNSの普及によるいじめが表面化しにくいということもあって、その対応をどのようにすべきかということ、これは学校現場、教育委員会とも連携をして、その調査も行わなければならないであろうというような検討も進めさせていただいておりますので、引き続きそのように必要な状況についてどのように対応できるか、迅速に取り組んでいきたいと思ひます。

○議長（赤嶺 昇君） 上原 章君。

○上原 章君 事案によっては、知事直轄のそういった第三者委員会を立ち上げるんだというぐらいの決意をお願ひしたいと思ひます。

次に、離島の取組について。

離島航路の補助事業費、3分の1を今その市町村が

担うという形になっております。確かに特別交付金等で手当てされているということがありますが、大変厳しい今離島の財政状況、ぜひ私はもう少し県が——今、様々な予算が年々削られる中で頑張っている、そういった離島航路のサービスが低下しない取組が必要だと思ひますがいかがですか。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（宮城 力君） 地方負担の在り方についてですが、航路補助事業は2分の1が国が補助して、残る地方負担分について、地元の市町村が国、県と共同して航路事業の経営改善やサービス水準の確保に取り組む必要があること、そして先ほど議員おっしゃったように、市町村が航路の運営費に補助する場合、8割が特別交付税で措置される。こういう利点もございます。これらを勘案して県が3分の2、市町村が3分の1という補助の仕組みになっているところでございます。昨年来、コロナウイルス感染症の拡大によって航路事業は大変大きな影響を受けております。国に対しても、この航路補助についていろいろ申入れをしているところ、昨年、国の航路補助で増額が果たされて、その分、市町村の負担も減少してきたというところもござひます。

○議長（赤嶺 昇君） 上原 章君。

○上原 章君 ぜひ支援体制を強化していただきたいと思ひます。

処理できない廃棄物、産業廃棄物も含めて、私は実態調査をしていただきたいと思ひます。例えば農業機械、重機とかハーベスタ、そういったものは本当に島でどうするんだと。先ほどは自動車はある程度整っておるんですが、島でどうしようもない、そういったものも、それぞれの町村の財政でこれは運べるのかということもあります。できれば県が広域化して、この回収処理ルートをどうつくるか。これは現場でどういった負担が今あるのか、どういった形でこれが改善できるか。私はそれぞれの離島の実態調査をしていただきたいのですがいかがですか。

○議長（赤嶺 昇君） 環境部長。

○環境部長（松田 了君） お答えします。

先ほど答弁しました離島廃棄物適正処理促進事業の中で、離島市町村にはいわゆる島内、市町村内で処理困難なものがどのようなものがあるかということで、聞き取り、アンケート調査等をやっております。その中で、今、議員御指摘の大型の農用機具等については、その段階では市町村からはお話がなかったというふうには私は記憶しております。改めてそういうものについて、そういう機械等についての処理の実態につい

て調査をすることを少し検討してまいりたいと考えています。

○議長（赤嶺 昇君） 上原 章君。

○上原 章君 周辺離島、どのぐらいの予算を組んでやっているかもぜひ調査して、これを県がリードして広域化して、むしろ県がもう回収船を準備して回収したほうが沖縄県にとってはいいという数字があるんじゃないか、方法があるんじゃないかと思うので御検討をお願いします。

Z E Hについてですが、国は2020年までに新築する注文戸建住宅の半数以上、2030年までに新築住宅の平均でZ E Hの実現を目指すとしています。何で沖縄県が全国の中でこんなに低いのか。理由は何ですか。

○議長（赤嶺 昇君） 環境部長。

○環境部長（松田 了君） Z E Hの基準の一つに、その建物で使用するエネルギー消費量を削減するという項目がございます。本土、寒冷な地域ですと、断熱をしまして冬場の暖房に使うエネルギーを削減することによってその基準をクリアすることが可能となっておりますけれども、沖縄の場合、コンクリートブロックあるいはコンクリート住宅が多いということで、断熱をするのがなかなか難しいということがございます。それと省エネルギー型の機器を導入するという点で、そういう初期投資がやっぱりかかるという点がございます。本土と比べて導入が低いのではないかとこのように今考えているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 上原 章君。

○上原 章君 初期投資は幾らぐらいか分かりますか。

○議長（赤嶺 昇君） 環境部長。

○環境部長（松田 了君） 申し訳ありません。手元に今資料がございませんので、標準的な新築におけるその初期投資についてはお答えすることはできません。

○議長（赤嶺 昇君） 上原 章君。

○上原 章君 私、ちょっといろいろ調べたら約300万。蓄電池が一番高いらしいんですけども、その中に今回国は、先ほど規模によっては60万まで補助金があると。先進的に取り組んでいる県は、同じく60万ぐらい準備して何とか多くの方々を取り組めるような環境を整えています。それをやることによって、エネルギーがゼロ、本当に電気料が必要なくなるわけですから、元もすぐに取り戻すんです。その辺を県民がしっかり選択できる、そういった補助金も県は考えるべきじゃないですか、知事。知事は今回、国に

もクリーンエネルギーの予算申請をしたと聞いていますがどうですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時49分休憩

午前11時49分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

玉城知事。

○知事（玉城デニー君） ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス、通称Z E Hの普及促進については、沖縄県においても普及率がやはり全国平均に比べて非常に低いという状況については、先ほどありました初期投資に対してどのような支援ができるかということと、やはり我々がこれからカーボンニュートラルを目指していくということをもっと県として進めていくためには、そのための仕組み、市町村と協力した支援的な体制も必要であろうと思いますので、引き続き検討してまいりたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 上原 章君。

○上原 章君 クリーンエネルギーでした。すみません、よろしくをお願いします。

あと、御茶屋御殿、これは何で明記できないんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 御茶屋御殿につきましては、事業主体が決まっていないということ、また復元に向けた具体的な手法も定まらないという状況がございます。それで新たな振興計画に御茶屋御殿を明記することにつきましては、関係部局における調整が必要だというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 上原 章君。

○上原 章君 中城御殿、円覚寺等明記されて、これはまた評価するものですが、長期の計画の中で、私は、期成会の皆さんなどが一生懸命——文化の殿堂である御茶屋御殿をしっかりと県が進めていただきたい。当然これから国と市は連携結びますけれども、もう一度関係機関と明記する方向性でいくということをお答え願えませんか。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 繰り返しになりますけれども、今後関係部局間において調整が必要だと考えております。

○上原 章君 ありがとうございます。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時51分休憩

午後1時10分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

午前に引き続き質問及び質疑を行います。

大城憲幸君。

○大城 憲幸君 皆さん、こんにちは。

無所属の会の大城です。

今日は3点のテーマを通告してございますので、通告に従いまして一般質問を行います。

まず1点目は、沖縄振興計画についてであります。同振興計画については、今議会でも多くの質問が出ておりましたけれども、私の視点は、やっぱり復帰50周年、50年の節目につくる振興策、振興計画だからこそ、県民の分かりやすい、この計画を実行できれば沖縄が自立できる、沖縄の子供たちが笑顔あふれる沖縄県になる。そう実感できる、そういうような県民の声に押される計画を沖縄県が主体的につくらなければならないという思いがあります。そういう視点で、質問を行いますのでよろしくお願いいたします。

前回、沖縄振興特別措置法が改正されましたけれども、この振興計画の策定主体を国から県に移行し、沖縄の自主性を最大限に尊重するといったしました。法の目的を確認しながら、大詰めを迎える振興計画の在り方について議論し、施策に生かすため以下の点を伺います。

(1)、新たな振興計画策定のスケジュールについてまず説明をお願いします。

○議長(赤嶺 昇君) 企画部長。

○企画部長(宮城 力君) 新たな振興計画(素案)については、本年6月に沖縄県振興審議会へ諮問し、11月までの間に9つの部会で計46回の審議を重ねていただきました。また、本年7月から8月にかけて市町村、関係団体、県民の皆様から合計で1246件の御意見をいただいたところです。これらの審議や御意見を踏まえ、10月29日には沖縄県振興審議会より、審議経過として新たな振興計画(中間取りまとめ)が公表され、本年12月を目途に答申が取りまとめられることとなっております。

県としましては、国と連携を図りながら来年3月に新たな振興計画(案)を策定することとしております。

○議長(赤嶺 昇君) 大城憲幸君。

○大城 憲幸君 この今様々な手続、あるいは多くの皆さんが加わって会議、意見をいただいておりますけれども、これは何に基づいて作成——議論しているのかをお願いいたします。

○議長(赤嶺 昇君) 企画部長。

○企画部長(宮城 力君) 現行の沖縄振興計画が来年には期限を迎えることから、引き続き新たな沖縄振

興の取組を進める、そのための計画を策定する。そして、その策定に当たっては、各界あるいは団体、住民の皆様から御意見を頂戴しているというところでございます。

○議長(赤嶺 昇君) 大城憲幸君。

○大城 憲幸君 いや、今までの議論でも、基本的には国が8月に示した基本方向の話が出たりしますけれども、今の県の審議会の議論というのは、現在は何に基づいてやっているのかという確認です。

○議長(赤嶺 昇君) 企画部長。

○企画部長(宮城 力君) 振興計画については、県が今後施策を展開する取組でございます。その取組の推進力を高めるための様々な制度があって、その制度をつくって——制度の根拠となるのが沖縄振興特別措置法、国はこの法律をつくっていただく。県はその取組について今計画の策定・取りまとめをしているところでございます。

○議長(赤嶺 昇君) 大城憲幸君。

○大城 憲幸君 いいですよ、次に進みます。

(2)、国の法整備のスケジュールについてお願いします。

○議長(赤嶺 昇君) 企画部長。

○企画部長(宮城 力君) 今年8月に国が公表した新たな沖縄振興策の検討の基本方向では、法制上の措置については、令和4年の通常国会への法案提出に向けて鋭意検討を進めるとされております。10年前の法整備のスケジュールでは、平成24年2月10日に法案が国会に提出され、3月中旬から下旬にかけて衆参両議院の沖縄及び北方問題に関する特別委員会で審議された後、3月30日に法律が成立しております。

○議長(赤嶺 昇君) 大城憲幸君。

○大城 憲幸君 冒頭でも少し触れましたけれども、この法整備——前回の10年前の法改正の主な2つのポイントがあると思いますけれども、その認識についてお願いします。

○議長(赤嶺 昇君) 企画部長。

○企画部長(宮城 力君) それまでの沖縄振興計画については国が策定することとされていたところ、現行の沖縄振興特別措置法にあっては、沖縄振興計画は沖縄の自主性を尊重するという観点から、その主体が沖縄県に移ったということと、沖縄振興の取組をするに当たって、使途の自由度の高い一括交付金が創設された、これが挙げられます。

○議長(赤嶺 昇君) 大城憲幸君。

○大城 憲幸君 今おっしゃるように2点。1点目は、県民にも広く浸透した一括交付金で自由度を高め

ますよと、もう一つは、振興計画自体を沖縄県が主体性を持ってつくりますよというこの2点なはずなんです。ただ、私は前から委員会でも議論して、なかなか平行線なんです。その法律にも書いていますが、沖縄県が振興計画をつくるけれども、その前段として国が基本方針を示す、基本方針を示して、それに基づいて沖縄県が振興計画をつくるというような法律の流れになっていると思うんですが、この基本方針はいつ示されるんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（宮城 力君） 国は今法制度、法整備に向けた取組を進めているものと承知しております。法整備を進めた後に、併せて基本方針が定められるものと考えております。現行の沖縄振興特別措置法にあっても、第3条の2の中で沖縄振興基本方針が定められていて、その中でこの基本方針に盛り込む内容が示されているところでございます。法律の整備の検討に合わせて基本方針も策定されると認識しております。

○議長（赤嶺 昇君） 大城憲幸君。

○大城 憲幸君 現行生きている基本方針、部長、序文の中では今言ったような自由度の高い一括交付金をやります、沖縄が主体となって振興計画をつくりますとありますけれども、最後のところ、序文の最後のところ基本方針はというところ、少し読み上げてもらえますか。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（宮城 力君） 本基本方針は、沖縄振興特別措置法第3条の2に基づき、国が考える沖縄の振興の意義や方向、振興に当たっての基本的な視点を示すとともに、沖縄県が沖縄振興計画を策定する際の指針となるべき基本的事項や計画の推進に関する基本的事項について定めたものである。沖縄県においては、本基本方針に基づき、県民、関係団体、民間事業者等の多様な主体の参画の下で振興計画を策定することが期待されるとされております。

○議長（赤嶺 昇君） 大城憲幸君。

○大城 憲幸君 この特別措置法の目的のところにもある、基本方針にも書かれているんですけども、10年前の我々沖縄の県政、先輩方が勝ち取った大きな成果というのは一括交付金と、沖縄県が主体になって沖縄の自立に向けた基本計画をつくりますよというところのはずなんです。そしてそれは、国が基本的な沖縄の振興の方向を示して、それに基づいて沖縄が今作業をして、まさに今作業をしている各界、様々な関係団体からいろんな意見をもらって基本計画をつくりますよというのが、法の流れだと思うんです。

これは部長としてはどうなんですか。これは早く出してくれという要請をしたことあるんですか。あるいは知事から、そういうようなやり取りはしたことがあるんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（宮城 力君） 昨年の8月来、新たな沖縄振興について必要性等、知事から関係要路に説明してきたところでございます。そして新たな振興計画についても10年を期間として策定していただきたいということは、機会を捉えて知事あるいは副知事から関係要路に対して説明しているところでございます。基本方針については法の下に整備されるものですので、併せて基本方針も作成していただきたいという趣旨も包含されていると考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 大城憲幸君。

○大城 憲幸君 今の話もなかなか聞いているほうは分かりにくいんですけども、例えば、今生きている8月に出された基本方向。基本方向の中の2番で表現されている内容というのは、私からすれば、もうとにかくまずは基本方針を国が示して、それに基づいて沖縄県が振興計画を策定して法的根拠の必要な特別措置を整備すると。だから順番的には基本方針がスタートだと私は認識しているんですよ。その辺についての部長、認識はどうなんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（宮城 力君） 県としましては、新たな沖縄振興のための制度提言、それから今策定を進めております振興計画、これらについては随時内閣府のほうに御説明しているところでございます。これらの趣旨が基本方針に適切に盛り込まれるように今働きかけをしているところで、新たな沖縄振興特別措置法、それから国が示す基本方針、それから沖縄振興計画、この3つが整合性を持って定められるように、内閣府と連携を図っていきたいというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 大城憲幸君。

○大城 憲幸君 本題に行きます。

(3) 番の、法の目的にある沖縄県の自主性は尊重されていると認識していますか。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（宮城 力君） 先ほども申し上げました沖縄21世紀ビジョン基本計画、現行の沖縄振興計画は、国によって決定されてきた過去の計画と異なり、沖縄県が策定主体となった初めての総合的な基本計画です。同計画の推進に当たり、沖縄県が自主的な選択に基づき活用できる一括交付金、これも創設されました。沖縄県の自主性のさらなる発揮ときめ細かな施策

展開が可能になったところで、県としては、今、現行の沖縄振興計画の実効性を高めるため、この一括交付金に加えて、高率補助制度や沖縄関係税制のほか、沖縄振興開発金融公庫による政策金融を活用し、様々な施策を展開しているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 大城憲幸君。

○大城 憲幸君 知事、もう部長では今の答弁がやっとなんです。今、議論の内容を聞いて分かると思うし、知事は当然認識していると思うんですけども、我々10年前にこの大きな成果を勝ち取って、それでやっぱり特に50年の節目の振興策というのは、沖縄県が各種団体の意見を聞いて、様々な有識者の意見も聞いて、主体になってつくるとというのが法の目的にも示されているし、これまでの基本方針にも基本方向にもその体系は明示されているわけですよ。そしてそれに基づいて我々は冒頭部長からあったように、各分野46回の会議を重ねて、何百名の皆さんが関わって、市町村関係者から1246件の意見も出て、それに基づいて計画をつくっているはずなんですよ。

ところが法律の目的の最初にある一番肝腎要の、国が基本方針を、基本的な方向をまだ出してくれていないんです。そして正式ではないですけども内々で聞こえるのは、基本方針はもう法律の後だと言っているんですよね。法律の後に基本方針を沖縄県に示されても、それから振興策をつくるのかという議論にもなるし、逆に今言う、この何百名の皆さんが必死で職員の皆さんも、毎日様々な資料を作って会議していますけれども、逆に後で沖縄県がつくったとしても、いや法律には基本方針に基づいて振興計画をつくりなさいとあるんだから、皆さん沖縄、何に基づいてこれを議論したのと、何に基づいて振興計画をつくったのかと言われても、返せないんです。

だからそういう意味では、やはりそれこそ今議会でも振興策の議論はありました。自民会派からも、県の決意とビジョンが不足しているという議論もありました。そして国の幹事長との話でも、基地問題と振興策はもうリンクしないと、しっかりと知事も主張していくというような決意もありました。そういう意味では、職員の皆さんが今沖縄を思う気持ちは誰にも負けないけれどもなかなか動きづらい、基本的なシーンが見えないというような状況に陥っている。そこは知事が、やはり堂々と県の代表としてしっかりとそれこそ対話をする。法に基づいて基本方針を出してくれという要請をすべきだと思うんですけども、その辺について所見をいただきたい。

○議長（赤嶺 昇君） 謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君） 私のほうでまず答弁させていただきますと思います。

10年前ですが、経緯がございまして、今議員から御指摘のように、沖縄県が求めたもの、一括交付金とそして主体を沖縄県にするということでした。この件についてはいろいろ議論はありましたけれども、最終的に内閣府のほうにおいてのんでいただきました。いろいろ作業はもうずっと進めないといけないわけです、進めているわけですけども、内閣府沖縄担当部局のほうから、法律を制定するに当たり、国が同意するというような形にするにしても、何ら方針が示されないというのはあり得ないよという話が途中から出てまいりました。そういう中で、法律の立てつけとして、基本方針を定めて、その方針に基づいて県が計画をつくるというような立てつけになるという報告が中途から出てまいりました。

ただその中においても我々交渉いたしましたのは、県がこれまで行った——10年前のお話ですが、つくってきた計画というのは多くの方々の意見を聞いて踏まえたものですから、県がつくっているものを、この基本方針で阻害するようなことがあってはならないので、できるだけ大枠でつくっていただきたいというお話などをさせていただきまして、政府においてもそのような方向で対応していただいたところでございます。

ですから今、今回の基本計画についても、まさしく先ほど部長から答弁ありますように、多くの方々の意見を踏まえたものとなっております。政府においては、そういった沖縄県の自主性を尊重するという観点から、基本方針は大枠で沿うような形の方針をつくっていただきたい、そういうようなことを要望してまいりたいと思っております。

○議長（赤嶺 昇君） 大城憲幸君。

○大城 憲幸君 それは分かりますよ。ただ順番が違っていませんかという話です。もう12月、県の振興策、計画をつくる作業は大詰めになっているのに、基本方針がいまだ示されないというのが問題だと私は思っているんですよ。そこはまさに事務方の作業ではなくて、ある意味リーダーが出ていかなければならない。政治の役割だと思っているんです。その辺について再度知事の考えをお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 現在の振興計画についての10年前の取組からその流れを副知事から答弁させていただきますけれども、8月の基本方向、これは私が何度か上京して要請をしている中でも、その基本方

向から基本方針を導き出していくというような御意見がありました。それと並行して、やはり我々は制度要求もしておりますし、新たな振興計画は素案を示し中間取りまとめまで来ておりまして、その方向性はやはり我々が要望するものと、そんなにずれはないのではないかと思います。

ただ、そこが本当に沖縄の自主的な計画にできるか否かというのは、まさにこれから膝詰めでも要望させていただかなければならない、ぎりぎりまでの状況もあると思います。ですから、我々からも常に国の動向・情報も頂戴をし、我々の取組をまた、るる上京して説明して、そこができるだけそごのないように、本当に沖縄の自主的な振興計画としっかりと重なっていくようにアピールをし、取り組んでまいりたいというように思います。

○議長（赤嶺 昇君） 大城憲幸君。

○大城 憲幸君 中身はそのとおりなんですけれども、たださっきも言ったようにもう12月ですから、この時点まで基本方針が示されていないというのは、私は大きな問題だと思っていますので、これは県のトップとして堂々と国にも要望をしないといけない、あるいはもう出してくれという話もしないといけない。

それからもう一点は、我々は冒頭言ったように、県が主体的に堂々と国と交渉をする中で、この振興策はつくらなければ、計画はつくらなければならないと思っているんですけれども、やっぱりその礎となる、バックアップするのは県民の支持だと思えます。そういう意味では、振興審議会の審議状況というものを、中間報告を見せてもらいましたけれども、私も感じているし今議会でも指摘はあったんですが、県民に支持されるためにはもっと具体的な表現が必要じゃないとか、この部会の意見を聞いてもっと明確に位置づけてくれとか、踏み込んだ表現にしてくれとか、指標を改めてしっかり徹底してくれ、具体的な進め方を記載してくれと、やっぱりこういう文言が多いんです。これは今議会でも議論があったように、もっと決意とかビジョンというものが必要じゃないかと議論もあったとおりで、これからもう最終の詰めの段階にはなると思いますけれども、やはり同じようなものを、今あるものを守るのではなくて、もっと本当に極端に、これは業界の皆さんには我慢してもらえなくても、これだけはどうしても勝ち取るんだという、そういうめり張りも含めて、県民がこの振興策にかけるといえるのを共有できるような計画をつくり上げないといけないと思うんですよ。その辺についてまた、この件に関して最後に知事の決意をお願いしたい。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 新しい振興計画は、沖縄21世紀ビジョンのいわゆる後期計画にも位置づけられております。ですから、そこはまた新たに2050年のカーボンニュートラルに目指していく大きな技術的な刷新も果たしていかなければなりませんし、それから例えばソフト部分でいうと、人づくり、教育や人づくりにももっと力を入れていかなければならない。そのためのより具体的な中身にするために、今いろいろな意見も頂戴し、国の方向性、基本方向としっかりと沿えていけるように、さらには沖縄の自主性がしっかりと見えてくるように我々も磨いていきたいと思っておりますので、どうぞ御指導よろしく願いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 大城憲幸君。

○大城 憲幸君 よろしく願いいたします。

次に進みます。

2、ゆがふ製糖工場の移転建設について。

老朽化の進む本島内唯一の製糖工場ゆがふ製糖、県は移転建設に向けた方向性は出したものの、その後の進展が見えてこない、以下の点を伺う。

(1)、他産業との連携について、議論の状況について、まずお願いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君） 分蜜糖工場の整備につきましても、従来の粗糖生産に加え、製糖副産物の高付加価値化を含めた総合的な利活用にする施設整備が必要と考えております。このため県では、製糖工程から発生するバガス等を利用した機能性食品の開発など、関係事業者との意見交換会を図っているところであります。

県としましては、引き続き関係部局とも連携して、製糖副産物の総合利活用も含めた他産業との連携について検討を重ねてまいりたいというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 大城憲幸君。

○大城 憲幸君 (2)、建設予算について国との折衝や民間との交渉の状況についてお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君） お答えします。

分蜜糖工場の整備につきましても、建設費用が高くなりまして、既存事業の活用だけでは事業実施主体の費用負担が大きく実施困難と考えております。

このため県では、新たな沖縄振興のための制度提言の中で、高率補助による分蜜糖工場の整備について国に対して要望をしているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 大城憲幸君。

○大城 憲幸君 これは何度も取り上げて議論をしてまいりました。いわゆる含蜜糖、黒糖工場については、一括交付金で仕組みをつくって全部建て替えしたわけです。ただこれまでも議論してきたように、分蜜糖、砂糖の工場については規模が違うものですから、1工場当たり200億から300億、それがもうほとんど県内の製糖工場がもう50年以上たっているということになると、この10年ぐらいで場合によっては1000億ぐらいになるんじゃないかというような予算が必要になってくる。だからこそ他産業との連携が必要ですよって議論もしてきたわけですが、なかなかその後の具体的な計画、そういう進み具合というのが見えてこないんですが、それについては、今後のスケジュールについては現時点ではどんな方針になっていますか。

○議長(赤嶺 昇君) 農林水産部長。

○農林水産部長(崎原盛光君) 老朽化が著しいゆがふ製糖工場につきましては、沖縄本島地域のサトウキビ生産振興や製糖工場の安定操業が重要であることから、工場の老朽化対策の緊急性は高いというふうに認識しております。一方で、多額の建設費用を要する工場建て替えについては、1つには、将来的な原料搬入量に応じた適正規模と建設費、2つ目には、製糖副産物等の総合的利活用の可能性等について慎重に検証する必要があると考えております。

このため県としましては、関係機関等と連携して、工場建設及び安定的な経営基盤の構築等、ゆがふ製糖と協議を進めて具体的な方策等に係る諸調査を実施してまいります。

○議長(赤嶺 昇君) 大城憲幸君。

○大城 憲幸君 ゆがふ製糖含めて、様々な関係団体が製糖工場、サトウキビ産業に関わっていますから、それは意見交換は当然必要なですけども、あまり時間もかけていられないと思っているんです。この振興策の時期も含めて、そしてこの土地も含めてです。

商工労働部長にお伺いしますが、もともとこの土地は、本来は製糖工場は駄目ですよという話でしたけれども、様々、みんないろんな知恵を絞って、やっぱりここしかないんだというような部分で、条件によっては、この土地が活用できるんじゃないかということで、今に至っていると思います。その辺の経過と、これ4年も5年も今のままでいいのかどうか、その辺の考えをお願いします。

○議長(赤嶺 昇君) 商工労働部長。

○商工労働部長(嘉数 登君) お答えいたします。

ゆがふ製糖への分譲地の売却につきましては、当然

その製糖工場だけではなく他産業との連携というところを踏まえまして、決定しております。これは、国際物流拠点産業集積地うるま・沖縄地区内の用地が約6万3000平米でして、令和3年1月に内定をいたしました。この内定には分譲地の売買契約の締結に際しまして、令和4年の3月末までに整備全体に係る資金調達計画の確実性を明らかにしていただきたいというようなその条件をつけさせていただいております。資金調達計画ですけれども、具体的には資金調達進捗状況報告書としまして、例えば補助事業等の予算措置ですとか、あるいは金融機関等からの融資内諾証明書といったようなものについて出させていただくように、ある意味条件をつけて内定を出しているという状況でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 大城憲幸君。

○大城 憲幸君 今あったように、どうしても期限がある程度あるんですよね。そういう中で農林水産部は頑張ってもらっているんですが、農林水産部の中での他産業との連携という意味では、今あったようにバガスの利用とか黒糖の連携とか観光との部分、それぐらいはできるけれども、なかなか民間資金とか本当に飛躍的に根本的な資金を新たに投資してくれるところというのはなかなか難しいと思っています。ただ国のまた考えも内閣府は——部長今資料を持っていたらお願いします。さっきあった沖縄振興計画の基本方向の中でサトウキビに触れていますけれども、そこにどう書いてあるかをお願いします。

○議長(赤嶺 昇君) 農林水産部長。

○農林水産部長(崎原盛光君) 令和3年8月に内閣府が取りまとめました新たな沖縄振興策の検討の基本方向において、サトウキビに関しては単なる製糖にとどまらず、酒造、発電、エタノール化、畜産との連携など可能性を広げる必要があると示されております。サトウキビについては従来の粗糖生産に加えて——すみませんでした。国のほうはそのように書かれています。

○議長(赤嶺 昇君) 大城憲幸君。

○大城 憲幸君 照屋副知事、今議論しましたけれども、ずっとこれまでも何度か議論してきました。そういう意味でも、農林水産部は今言ったような議論です。ただ大きいのはやっぱりエネルギーとどう連携しているかだと思うんです。関係者も含めて、やっぱり黒糖工場のイメージもありますから、何とか農林水産省、あるいは国の補助金を主体でというような思いは分かりますし、それができればリスクも小さくて非常に前に進めやすいと思います。

ただ一方で、今こういう国、県の財政状況の中で、さっき言ったように1つの工場で200億300億という部分がこの10年で何件も出てくるわけですから、やはり私個人的な意見としては、エネルギーとの連携、民間等の投資で連携させていくということが必要。ただその辺もハーベスタとか製糖工場というのは、補助金が入るとそれ以外に使えないとか様々な制約がきますので、やはりそこは民間に連携してもらうのであれば、リスクも含めてより具体的な議論と方向性を示す必要があると思います。ただそれは農林水産部だけでは決断できないし、当然部を越えて、それこそ三役レベルで方向性を示してあげないと今期限がある中ではなかなか進まないのかなというふうに感じていますけれども、副知事の思いをお願いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 照屋副知事。

○副知事（照屋義実君） 私も就任して間もない時期にこのゆがふ製糖、現地に赴きまして、認識を深め勉強してきたところでありますが、先ほど崎原部長からお答えがありましたように、内閣府が8月に出した新たな沖縄振興策の検討の基本方向につきましては、現在提言しております制度の内容と合致いたしております。製糖副産物の高付加価値と合わせた新たな沖縄糖業の高度化を推進していく上で、大変重要な施策に位置づけられるというふうに考えております。したがって、我が県におきましてもこの糖業の6次産業化、このたびのゆがふ製糖の建て替え等の問題につきましては、いわばファーストチャレンジという意味で、様々な課題に対応していかないといけないという意味でも、民間との連携は大変重要な要素を含んでいるというふうに考えておまして、その方向で作業していきたいというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 大城憲幸君。

○大城 憲幸君 近くにイーレックスを中心とした発電所、バイオ発電所もあります。当然沖縄電力の知恵も借りないといけないと思います。ぜひともそういう連携をして、従来のサトウキビ産業だけにとどまらずバイオ燃料をつくるとか、製糖工場のボイラーを発電に利用するとか様々な民間の知恵も借りながら進めていただきたい。ただ先ほど言ったように、期限があるものですから、ぜひともリーダーシップをお願いいたします。

次に進みます。

3番、学校給食について。

子供たちの食の安全・安心や食育の観点から、給食食材の地産地消は国も主導し進められてきた。しかし昨今の食材の高騰や地域事情もあり、地域食材の利用

状況は伸び悩んでいる。取組の強化に向け以下の点を伺う。

(1)、県内小中学校給食費の平均単価についてまずお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（金城弘昌君） お答えします。

令和3年度本県の学校給食費の月平均額は、小学校で3943円、中学校で4459円となっております。1食当たりの平均額は、小学校で220円、中学校で250円となっております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 大城憲幸君。

○大城 憲幸君 (2)、県産食材の使用率の推移と他都道府県との比較についてお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君） 学校給食における県産農林水産物の利用状況の推移は、重量ベースで平成24年度の34%をピークに7年連続で下降しております。令和元年度は27%と過去10年間で最も低くなっております。また、他都道府県との比較については、調査方法が異なりますが、令和元年度の文部科学省による金額ベースの使用割合調査によると、全国平均は52.7%で、沖縄県は31.1%と全国で42番目となっております。

○議長（赤嶺 昇君） 大城憲幸君。

○大城 憲幸君 教育長、冒頭あったように、1食当たり小学校で220円、中学校で250円ということで、食材の高騰もあって学校現場あるいは給食に携わる皆さんから本当に厳しい声が聞こえます。我々政治家は選挙も含めてですけれども、子育て環境整備イコール親の負担を減らすという意味で頑張ってきたつもりです。ただ一方で、この給食の単価をそういう流れの中で各市町村議会も値上げできないんですよ、今。なかなかやりにくい状況下にある。そんな中で、結果として子供たちに提供する食材がほかの県に比べても地域の地産地消になっていない。あるいは国産率についてもなかなか低い。文科省の数字で国産食材の利用率というのがありますが、それ教育長持っていますか。それ全国でワーストになっていたと思うんですけども、金額ベースのパーセント分かりますか、お願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（金城弘昌君） すみません、今手元に持っていないです。

○議長（赤嶺 昇君） 大城憲幸君。

○大城 憲幸君 文科省がなかなか毎年はやってくれ

ないんですけれども、令和元年の調査でいくと、47都道府県中、国産食材の金額ベースの比較でいくと、全国平均が87%に対して沖縄県はワーストの73%なんです。全国で一番高い山口県は95.5%が国産、ただ逆に言えば、沖縄の子供たちは3割近くは輸入物に頼っているということ。私は別に輸入物の怖さというのはあんまり強調するつもりはないんですけれども、やっぱり様々な地域の――県の取組、市町村の取組として給食を安全・安心地元産に変えることによって、子供たちが落ち着いて、教育効果が上がったというような報告もたくさんあるわけです。そういう意味での食育、あるいは食べる物で子供たちの体はできますから、それにこだわる部分については、教育長の考えというのはどうですか。お願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（金城弘昌君） 議員御指摘のように、人が生きていくために食べることは、健康な生活、健全な食生活を送る上で欠かすことができないと考えております。当然ながら食べることは知育、徳育、体育の基礎となるところでございまして、県産食材、また国産の食材もございまして、それを学校給食で生きた教材として活用することは、心身共に健康な児童生徒の育成を図る上で重要だというふうに考えています。特に、教育委員会ではそういう視点もあって、毎月19日の食育の日には可能な限り郷土の料理、いわゆる県産食材を使った学校給食を提供するような地産地消には取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 大城憲幸君。

○大城 憲幸君 (3)、地産地消の取組、今後の方針についてお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君） 県では、第4次沖縄県地産地消推進計画における5つの推進方策のうち、県民のニーズに応じた品質・生産量の確保と安全で安心な供給体制の構築と、地産地消と沖縄の食文化に対する消費者の理解と関心の増進において、学校給食への県産食材利用拡大に向けた施策を実施しております。具体的には、1つ、学校給食と県産農林水産物のマッチング、2つには、栄養教諭等に対する県産食材の理解を図る研修会や情報提供などを実施しております。

県としましては、引き続き関係機関と連携を図り、学校給食における地産地消の推進に取り組んでまいります。

○議長（赤嶺 昇君） 大城憲幸君。

○大城 憲幸君 最後に知事、今教育長も農林水産部長も、地産地消を否定する人はいないわけです。誰も反対する人はいない。けれども、数字は先ほど言ったように利用率というのは7年連続で下落している。この10年で最低になっている。一方で、ほかの都道府県を見ると、米は当然100%日本産、5都道府県で子供たちにあげるパンの小麦は地域産、国産に限るという取組を始めています。滋賀県も来年の4月から始まります。そういう意味で、予算措置も含めて地産地消の取組、まずは給食から力を入れる。それこそ振興策で仕組みをつくっていく、そういうようなことが必要だと考えますけれども、知事の所見をお願いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 昨今では、特に保護者の方々から安全・安心な食材を使った学校給食をという声も高まってきております。沖縄県もさらにその子供たちの健康な食と水、安心・安全な給食ということについては、引き続き関係機関と連携を図りつつ、その学校給食においては地産地消もしっかりと連携していけるよう、さらにそのパーセンテージも高めていけるように取り組んでまいります。

○大城 憲幸君 ありがとうございます。

○議長（赤嶺 昇君） 渡久地 修君。

[渡久地 修君登壇]

○渡久地 修君 一般質問を行います。

沖縄を再び戦争の捨て石にしてはなりません。

沖縄戦で本土防衛の捨て石にされた歴史について伺います。

最近の沖縄の米軍基地の機能強化、訓練の激化、自衛隊のミサイル基地配備、訓練の激化などの実態について伺います。

基地機能強化、訓練の激化は、台湾有事で沖縄が米中の紛争、戦争に巻き込まれ核兵器攻撃の標的にされる危険性が高まっていることを示しているのではないかと。

沖縄県として、軍事対軍事の対応ではなく、平和的な外交交渉を進めるように日本政府と米中に求めることが大事です。同時に沖縄県として基地のない平和な沖縄を目指すことが大事になっているのではないかと。

戦後76年、来年復帰50年を迎えます。悲惨な沖縄戦から米軍占領時代、復帰後と激動の沖縄を記録し後世に伝える沖縄県史の役割は重要であり、その編さん、発行は県政の重要責務です。計画と意義、内容について伺います。

辺野古大浦湾の軟弱地盤の存在を知っていながら隠

していた問題は、沖縄県や県民を愚弄するものではないか。

米軍由来のP F O S等の混じった水を飲料水に使用しないことについて。

P F O S等の混入した水は飲料水に使用しないことを基本にすべきではないか。

そのために、以下のことを検討してもらいたい。

国管理ダムや海水淡水化施設から供給拡大に全力を挙げること。

水道水の大規模利用事業者や県民に節水への協力を呼びかけること。

嘉手納水源等の水は、トイレ用水などの飲料水以外への使用へ整備すること。

米軍基地の立入調査を早期に実施すること。

金武町等、住民への血液検査を県が支援することについて伺います。

首里城復興、復元について。

首里城復興に伴う県の周辺整備計画に御茶屋御殿の整備を入れること。

御茶屋御殿の整備は、県、那覇市が一体となって国とも協力・共同で進めてもらいたい。

龍頭棟飾等の復元に、壺屋陶器事業協同組合を参加させること。また、瓦、漆器など首里城復元に際して地元の職人の参加と育成を図り、伝統技術などの継承を図ること。

旧日本軍32軍壕について。

第5坑口周辺は急速に宅地開発が進み、保存、保全が危惧されています。保存・公開へ向け、県民全体の財産として第5坑口と周辺の土地を急ぎ先行取得すべきです。

第5坑口の入り口の外部からの公開など、できるところから公開することについて伺います。

首里汀良町の県道の歩道を遮っている障害物を早急に撤去すること。

我が党の比嘉瑞己議員の代表質問の振興策と基地とのリンク論について関連質問を行います。

岸田首相は所信表明演説で、外交・安全保障の項目で、沖縄経済振興について述べたことに対する県の見解を伺います。

辺野古新基地建設推進を表明し、その後、あわせてと特に強調し、あわせて強い沖縄経済をつくるための取組を進めますと述べました。露骨なリンク論ではないか。知事の見解を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

〔知事 玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君） 渡久地修議員の御質問にお

答えいたします。

2、沖縄県史の編さん、発行の計画と意義についての(1)、沖縄県史の計画と意義、内容についてお答えいたします。

沖縄県では、令和4年度に沖縄県史各論編現代の刊行を予定しております。対象時期は1945年の沖縄戦終結後から2000年前後までとし、収容所生活、米国統治下の暮らし、復帰への道のり、基地問題、復帰後の社会の変容、島嶼地域としての特色等、沖縄を特徴づける事項を、最新の研究成果を基にまとめております。復帰50年の節目に、激動の沖縄戦後史を記録して、次世代へ継承することは重要な意義があると認識をしています。

なお、今後も、沖縄の先人たちの多様な歩みや成果を、未来の人々のための基礎資料として、提供してまいりますと考えております。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長 名渡山晶子さん登壇〕

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん） 1、沖縄を再び戦争の捨て石にさせないことについての御質問の中の(1)、沖縄戦についてお答えいたします。

沖縄戦は、米軍が日本本土への上陸作戦上、絶好の位置にあると考えたことなどから、沖縄が戦争の場となり、史上まれに見る激しい戦火により多くのかけがえのない命を奪い去り、貴重な文化遺産を破壊しました。沖縄県史では、日本軍の戦時中の資料や沖縄戦研究等から、南部撤退などの日本軍の作戦は、本土決戦を遅らせるためのものであったとされております。

次に6、32軍壕についての御質問の中の(1)及び(2)、第5坑口周辺の土地取得と公開についてお答えいたします。6の(1)と(2)は関連しますので、一括してお答えいたします。

第32軍司令部壕は、住民を巻き込んだ熾烈な沖縄戦の残酷さとともに、平和の尊さを次世代に正しく伝える上で重要な戦争遺跡であります。県では、同壕の保存・公開に向けて取り組んでいるところであり、今年度は第5坑道を含む試掘済区間の壕内の形状や壕周辺の地形等を把握するための測量調査を実施したところです。今後、さらなる調査も行っていく予定ですが、壕の保存・公開の在り方については、有識者委員会における議論を踏まえ検討することとしており、引き続き現存する唯一の坑口である第5坑口を含む第32軍司令部壕の保存・公開に向けた検討を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

〔知事公室長 金城 賢君登壇〕

○知事公室長（金城 賢君） 1、沖縄を再び戦争の捨て石にさせないことについての(2)、米軍及び自衛隊の訓練激化等についてお答えをいたします。

沖縄防衛局の離着陸等状況調査によると、嘉手納飛行場の令和2年度の離着陸回数は常駐機、外来機合わせて4万7886回であり、令和元年度と比べ2205回、4.8%増加しております。普天間飛行場の令和2年度の離着陸等状況調査によりますと、普天間飛行場の離着陸回数は常駐機、外来機合わせて1万8970回であり、令和元年度と比べ2122回、12.6%増加しております。また、防衛省は、平成31年3月に宮古島駐屯地を開設し、地对艦誘導弾部隊等を配置しており、令和4年度には石垣島に同様の部隊を、令和5年度を目途として、うるま市勝連分屯地に地对艦誘導弾部隊及び南西地域の同部隊を指揮統制し管理する部隊を配置する予定としております。なお、直近の自衛隊の演習としましては、去る11月に令和3年度自衛隊統合演習や日米共同搜索救難訓練が実施されております。

同じく1の(3)、沖縄が攻撃目標とされることについてお答えをいたします。

米軍基地問題に関する万国津梁会議の提言においては、台湾を焦点とする米中の対立が意図しない武力衝突に発展する懸念があると指摘されております。また、去る4月16日に発表された日米共同声明や6月13日のG7サミット主要国会議共同声明では、いずれも、台湾海峡の平和及び安定の重要性を強調し、兩岸問題の平和的な解決を促すとしております。

県としては、台湾有事等により沖縄が攻撃目標とされるような事態はあってはならず、政府において、アジア太平洋地域内における緊張緩和と信頼醸成に努めていただく必要があると考えております。

同じく1の(4)、基地のない平和な沖縄を目指すことについてお答えをいたします。

去る10月に県が公表した新たな振興計画の中間取りまとめでは、基地のない平和で豊かな沖縄をあるべき県土の姿としながら、米軍基地のさらなる整理縮小に向けた取組や、米軍基地から派生する諸問題の解決促進を図ることとしております。県では、去る5月に日米両政府に対し、域内における緊張緩和と信頼醸成に努めること、沖縄県の地域協力ネットワーク構築に関する取組を支援すること等を要請したところです。また、観光、文化、平和等の分野での交流を含め、アジア太平洋地域の信頼醸成等に向けた取組について検

討しているところであります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 島袋善明君登壇〕

○土木建築部長（島袋善明君） 3、辺野古大浦湾の軟弱地盤について(1)、軟弱地盤の存在についてお答えいたします。

沖縄防衛局が、埋立てが始まる3年前の平成27年の段階で、地質調査した業者から地盤に問題があるとの報告を受けていたということが新聞により報道されております。沖縄防衛局は、平成27年7月に護岸の一部について事前協議書を提出しておりますが、県は、沖縄防衛局に対し、協議は全体の詳細設計を基にして実施すべきであると通知しております。その後、沖縄防衛局は、護岸全体の協議書を提出することなく、平成30年12月に埋立土砂の投入を開始しております。一方、平成31年1月の衆議院本会議で、首相がポーリング調査の結果を踏まえ地盤改良工事が必要となり、沖縄防衛局において具体的な設計等の検討を行うと発言しております。

県は、沖縄防衛局が埋立土砂投入前の早い段階で軟弱地盤の存在を把握していたということであれば、その時点で、地質調査結果を踏まえた実施設計について県と協議すべきであったと考えております。

次に5、首里城復興、復元について(1)、首里杜地区整備基本計画への御茶屋御殿の記載についてお答えいたします。

御茶屋御殿については、令和3年3月に策定した首里城復興基本計画において、事業主体等の課題に向け、那覇市、国と連携して、実現可能な方策等の検討を進めることとなっております。県は、首里城周辺地域の歴史まちづくりの推進に向けて、今年度、首里杜地区整備基本計画を策定することとしており、同計画において御茶屋御殿を位置づけることについて、那覇市などの関係機関と調整し、取り組んでまいります。

同じく5の(2)、御茶屋御殿の整備についてお答えいたします。

御茶屋御殿については、想定される敷地内の施設の移転など多くの課題があることから、国、県、那覇市によるワーキンググループにおいて、引き続き整備主体を含めて検討を行っていく必要があると考えております。

同じく5の(3)、首里城復元に係る壺屋陶器事業協同組合及び県内技術者の参加等についてお答えいたします。

龍頭棟飾については、壺屋陶器事業協同組合の参加

による製作に向けて、取り組んでまいります。また、赤瓦の製作については、沖縄県赤瓦事業協同組合と連携しながら取り組んでいるところであります。首里城復元に当たっては、沖縄県内に蓄積、継承されている伝統技術及び県内技術者を積極的に活用し、伝統技術の継承及び人材育成に向けて、国と連携し、取り組んでまいります。

次に7、首里汀良町の県道の歩道を遮る障害物について(1)、県道の敷地内にある障害物についてお答えいたします。

首里汀良町の県道の敷地内にある階段については、道路建設時に建物のある敷地と県道に段差ができていることから、県により機能補償として設置したものであります。現在、建物が取り壊されたことから、今後、地権者との協議を行い、階段の撤去に向けた設計等に着手してまいります。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 企業局長。

[企業局長 棚原憲実君登壇]

○企業局長(棚原憲実君) 4、米軍由来のPFOS等の混じった水についての御質問の中の(1)、PFOS等の混入した水の飲料水への使用についてお答えします。

企業局では、PFOS等対策の一環として、例年水事情が良好な時期は中部河川等からの取水を抑制し、ダム水を増量するなどの対応を行っており、今年度の北谷浄水場浄水のPFOS等の平均値は、10月末現在で1リットル当たり10ナノグラムまで低減しております。なお、比較的濃度の高い比謝川については、渇水や事故等やむを得ない場合を除き、取水を停止することとしています。

同じく4の(2)のア、国管理ダムや海水淡水化施設からの供給拡大についてお答えします。

国管理ダム水のさらなる増量を図るため、沖縄総合事務局と協議の上、金武ダム・漢那ダム等の水利権変更の申請を11月に行っております。海水淡水化施設については、渇水や事故時のバックアップ用水源として重要であることから、水事情に応じて可能な限り増量することを検討してまいります。

同じく4の(2)のイ、県民等への節水協力の呼びかけについてお答えします。

県及び企業局では、日頃からホームページ等を用いて節水に係る啓発を行っております。近年は、県民の節水意識の向上や節水器具の普及に伴い、県民1人当たりの水道水の1日平均使用量は、平成10年度の253リットルのピーク時から230リットル程度まで節減さ

れており、ほぼ横ばいで推移しております。今後も引き続き、節水への協力を呼びかけてまいります。

同じく4の(2)のウ、嘉手納水源等を飲料水以外へ使用することについてお答えします。

企業局では水道用水供給事業と工業用水道事業を行っておりますが、嘉手納井戸群等の水源を工業用水として飲料水以外の用途に転用する場合には、新たな処理施設や水道管の布設など、多大な施設整備が必要となるため、費用対効果や需要の動向など、様々な観点からの検討が必要であると考えております。

同じく4の(3)、立入調査を早期に実現することについてお答えします。

企業局では、嘉手納基地周辺の調査の結果、汚染源は嘉手納基地である可能性が高いと考え、平成28年と令和2年に、米軍に対し、立入調査を申請しています。また、関係部局と連携して、令和元年と本年2月に、関係大臣及び米軍に対し、立入調査を認めることや汚染原因の究明と必要な対策の実施等を要請しておりますが、いまだ実現していません。引き続き、立入調査の実現と原因究明に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 保健医療部長。

[保健医療部長 大城玲子さん登壇]

○保健医療部長(大城玲子さん) 4、米軍由来のPFOS等の混じった水についての御質問の中の(4)、住民への血液検査についてお答えいたします。

県では、米軍基地由来の有機フッ素化合物への対応については、国の責任において適切に対処する必要があると考えており、引き続き軍転協を通して、適切な対応策を講ずることを国に要請したいと考えております。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 企画部長。

[企画部長 宮城 力君登壇]

○企画部長(宮城 力君) 8、我が党の代表質問との関連で、所信表明演説に対する県の見解についてお答えいたします。

岸田総理は、去る6日の所信表明演説において、「8外交・安全保障」の中で「日米同盟の抑止力と普天間飛行場の危険性の除去を考え合わせたときの唯一の解決策である辺野古移設を進め、普天間飛行場の一日も早い全面返還を目指します。丁寧な説明、対話による信頼を地元の皆さんと築きながら、沖縄の基地負担軽減に取り組めます。あわせて、強い沖縄経済をつくるための取組を進めます」と表明したところです。国は、これまで米軍基地問題と沖縄振興はリンクして

いないとの見解を示しており、沖縄県も、米軍基地問題と沖縄振興策は別と認識しております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 ちょっと休憩。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時11分休憩

午後2時12分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○渡久地 修君 再質問を行います。

まずは、知事に3番目の辺野古問題について。

昨日、沖縄防衛局は、設計変更申請を玉城デニー知事が不承認にしたことを受けて、またもや行政不服審査法をねじ曲げ、私人に成り済まして身内の国土交通省に審査請求をしました。憤りを禁じ得ません。知事の見解をお尋ねします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時12分休憩

午後2時13分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 沖縄県としては、当然、議員御指摘の軟弱地盤の存在を知っていながら隠していたという問題、県民を愚弄するというものではないかということですが、我々は、沖縄防衛局が提出した変更承認申請については、公有水面埋立法の観点から不承認としたものであります。我々がこの不承認にした点について、本来であれば事前に協議をするというようなことも、先ほど土木建築部長から答弁させていただいたとおりですが、今般の審査請求に当たっては、公平公正な判断を行い不承認としたものであります。なお、国においてもその処理についての状況をしっかりと受け止めるべきであるというように考えます。

○議長（赤嶺 昇君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 知事、私が聞いたのは、審査請求を昨日出されたことに対して、知事の見解を聞いているんです。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） ちょっと休憩お願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時15分休憩

午後2時15分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○知事（玉城デニー君） 失礼いたしました。

審査請求に対する我々の思いと申しますか、今回の不承認とした処分は、公有水面埋立に関して権限と責

任を有する県知事としての判断であること、法律による行政の原理の下、公平公正の観点から厳格な審査を行ったものであるということです。審査請求に対する今後の対応については、審査請求書が届いた後に沖縄防衛局の請求内容を確認し、関係法令に基づいて適切に対応してまいりたいと考えておりますが、審査請求を受けた国土交通大臣は、内閣の一員として辺野古の新基地建設を推進するという立場ですから、審査庁として公平公正な判断を行うことは、事実上不可能であるというように考えております。私人の権利利益の救済制度である行政不服審査制度を用いることになれば、地方自治は保障されなくなるということも繰り返し申し上げてまいりました。ですから、このようなことから我々は、このことをしっかりと国に対して申し上げ、大臣の裁定的関与についても、全国知事会に提起をさせていただいたとおり、これは国と地方の対等・協力の関係の立場から、地方自治を脅かす問題でもあり、全国のどの地方自治体でも起こり得る問題であるということも同時に指摘をし、県は裁定的関与の見直しについても、さらに知事会等へ申入れをしていきたい。つまり県の立場をしっかりと主張してまいりたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 ぜひ頑張ってください。

次に、沖縄が捨て石にされる危険性についてですが、今日12月8日は、太平洋戦争に突入した日米開戦80年目の日です。この戦争で、沖縄は捨て石にされました。今また、岸田首相が所信表明演説で敵基地攻撃能力を持つと表明し、安倍元首相は、台湾有事は日本有事だと述べたと報道されて、大変危険な道に歩み始めていると思いますが、知事の見解をお尋ねします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時17分休憩

午後2時17分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 憲法第9条の趣旨について政府見解によりますと、いわゆる攻撃的兵器を保有することは、直ちに自衛のための必要最小限度を超えることになるため、いかなる場合も許されないとされています。敵基地攻撃能力の保有についても、様々な問題があると思いますし、県としては、仮に敵基地攻撃能力を有するミサイル等の県内への配備が計画された場合には、さらなる基地負担の増加であるということから、県民の理解は得られないということもあるで

しょうし、県内の配備にも断固反対してまいりたいと思います。

台湾の有事等により沖縄が攻撃目標とされるような事態は、断じてあってはならないことでもあります。政府においては、アジア太平洋地域における緊張緩和と信頼の醸成にしっかりと努めていただく必要があるというように考えています。

○議長（赤嶺 昇君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 沖縄が核戦争に巻き込まれる危険性について、アメリカの公的機関が指摘しています。アメリカ議会の諮問機関、米中経済・安全保障調査委員会が、先月11月17日に米中関係に関する年次報告書を公表しました。

この調査委員会はどのような公的機関なのか、この報告書の内容について県に確認を求めましたが、確認できましたか。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） お答えいたします。

県では、ワシントン駐在からの報告により、大統領及び連邦議会直属の独立機関である米中経済及び安全保障調査委員会が連邦議会に年次報告書を提出したことを確認しており、全文を入手いたしました。議員から御質問のあるところの委員会の位置づけにつきましては、この機関については、連邦議会によって2000年10月に設立され、米国と中華人民共和国の2国間の通商関係による国家安全保障上の影響について監視及び調査を行い、連邦議会に年次報告を提出し、連邦議会に対して立法上及び行政上の措置のための適切な提案を行うことが義務づけられているとされております。

○議長（赤嶺 昇君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 知事、ここにこの報告書、（資料を掲示）膨大な報告書がありますが、その抜粋を先ほど皆さんにお配りしました。中国が台湾有事に絡み、沖縄の米軍基地などへの核兵器の限定的使用の戦略を取る可能性について言及しています。その中で、この報告書の中の362から363ページでは、この核兵器による先制使用の攻撃の対象について、沖縄の米軍基地と明記されています。それについてどのように記述されていますか。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） お答えいたします。

360ページからは、中国指導部の核戦力の拡大意図に関する幾つかの解釈が示されております。そのうち、362ページから363ページにかけては、敵軍の破壊または抑止のために、地域的な通常兵器を備えた軍

事目標に対して核兵器を用いるという解釈について記述をされております。それによりますと、中国指導部が核戦略の情勢を決定した場合、インド太平洋地域における核兵器を備えない特定の軍事目標に対して、低出力で精密な核兵器の限定的な先制使用を含む核戦略を取る可能性が高い。また中国指導部は、このような戦略により米国空母やグアム、沖縄の米軍基地など米国の軍事作戦にとって重要な米国軍事資産を破壊できるのなら、その戦略は米国の介入を抑制しあるいは非常に大きな軍事的優位性を与えるものになると考えているだろうとされております。

○議長（赤嶺 昇君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 公室長、再確認しますけれども、米軍の施設、機能について3つ挙げていますね。空母、グアム、沖縄の米軍基地、これ再度確認します。向こうが具体的に指摘している施設について、再度述べてください。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時22分休憩

午後2時22分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） 今、渡久地議員からありましたとおり、その対象として、米空母、それからグアム、沖縄の基地というふうに明記をされているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 このように、米空母、グアム、沖縄の基地の破壊と明記されています。アメリカが台湾に介入すると、沖縄が核攻撃、先制攻撃の対象になる。アメリカの議会の諮問機関がこれを指摘しました。これもう大変衝撃的でしたね。これは沖縄にとって衝撃です。これが明記された。このような核の先制攻撃の対象に沖縄がなるというのは、これまでもありましたか。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） お答えいたします。

現在、調査中ではありますが、これまでのところ、核兵器による先制攻撃の対象として沖縄を明記したものは確認されていないというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 私たちも探しましたが、沖縄が核の先制攻撃の対象になるというのは見つけ切れていません、今のところ。これはもう大変なことなんです。非常に衝撃です。これに対抗して、アメリカは同盟国への中距離ミサイルの配備を求めるべきだと書いて

てありますけれども、342ページ。何と書いてありますか。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） お答えいたします。

報告書の342ページにおいては、委員会から議会への提案の一つとして、インド太平洋地域や欧州の重要な同盟国やパートナー国の米国による中距離戦力配備を積極的に受け入れる意向を探る会談を含め、核抑止に関する包括的な外交戦略及び軍縮に要する予算を認めることが提案をされております。

○議長（赤嶺 昇君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 非常に衝撃です。要するに、米国の中距離ミサイルや米軍部隊を駐留させる意図を同盟国に働きかけなさいということを書いているんです。そして一方で、アメリカも核の先制使用戦略は放棄していません。それについて、日本政府はどのような対応を取っていますか。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） お答えいたします。

先月10日の松野官房長官は記者会見におきまして、一般論としてと断った上で、核の先制不使用宣言は、全ての核兵器国が検証可能な形で同時に行わなければならないなどと言言をしているものと承知しております。

○議長（赤嶺 昇君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 知事、非常にこれは衝撃的な中身です。沖縄の米軍基地が核兵器の先制攻撃の対象になる。そして、ミサイルを同盟国に配備するとすると、沖縄へまた真っ先に配備される。アメリカも先制使用攻撃を否定していません。知事、絶対に沖縄へのミサイルの配備は拒否すべきです。日本政府、米国政府、直ちにこれは拒否すると、強く述べる必要がありますが、知事いかがですか。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） お答えいたします。

米中対立の激化等により、沖縄が攻撃目標とされる、ましてや核兵器が使用されるような事態は断じてあってはならないというふうに考えております。政府に対しては、去る5月に復帰50年に向けた在沖米軍基地の整理縮小についての要請の中で、アジア太平洋地域内における緊張緩和と信頼醸成に向けて努めるよう要請をしているところであり、今後とも政府に強く求めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 知事、アメリカはこのような軍事的

な対抗手段と同時に、平和的な外交手段も提案しているんです。これは、軍事一本やりではなくて、中国政府に対して軍縮交渉に入るような同盟国に対して、平和的な圧力を一緒にかけてくださいというようなことまでここで提案しているわけです。だからそういう意味では、これについて公室長、何と書いてありますか。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） お答えいたします。

報告書の342ページにおいて、委員会から議会への提案の一つとして、インド太平洋地域や欧州の重要な同盟国やパートナー国に対して、中国政府に軍縮協議に参加するよう外交圧力をかけることを説得する会談を含め、核抑止に関する包括的な外交戦略及び軍縮に要する予算を認めることが提案されております。

○議長（赤嶺 昇君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 知事、沖縄は全国の70%の米軍基地が集中して、非常に危険な状況に今あると。そういう意味で軍事的な対決、戦争は絶対に食い止めなければなりません。戦争ではなく、沖縄から平和的な外交手段による解決の道を取るようにぜひ知事、先頭に立って働きかけていただきたい。その手段として僕は次のことを提案します。

まず1つ、報告書を受けて日本政府、アメリカ大統領、中国の主席に、沖縄は核戦争に巻き込まれることを拒否する、沖縄は平和な島を望んでいるとの書簡を送るなど、行動を直ちに起こす、これが大事だと。これが県民の命を守る知事が真っ先にやるべき行動だと思います。

次に2つ目、来年3月に核兵器禁止条約締約国会議が行われます。ドイツも参加すると言っています。欧州でも参加国が増えています。日本もオブザーバー参加して、核兵器の使用を禁止せよと、広島市長、長崎市長とともに日本政府に強く要求をすべきだと思います。知事の見解をお聞かせください。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん） 沖縄県は、悲惨な地上戦により、多くの貴い命と貴重な文化遺産を失った経験から、平和の尊さを肌身で感じています。

県では、全ての核兵器の製造・実験等に反対するため、平成7年に非核・平和沖縄県宣言を行ったほか、核兵器を禁止し廃絶する条約を締結することを全ての国に求めるヒバクシャ国際署名に署名しており、このような取組を通して、核兵器のない平和な社会の実現に向け働きかけてきたところです。日本は、唯一の戦争被爆国であることから、条約が目指す核兵器廃絶と

いう目標を共有し、国民の間で議論していくことが大切であると考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 先ほども公室長から答弁をさせていただきましたが、沖縄県としては、米中対立の激化により沖縄が攻撃目標になるような事態は絶対にあってはならないというように思っております。ですから、繰り返しになりますが、政府においては、アジア太平洋地域における緊張緩和と信頼醸成に努めていただく必要があると思いますし、昨日も答弁をさせていただきましたが、外交は経済、学術、文化あらゆる方向、多面的な場面での交流をつくっていくことは非常に重要だと思います。そしてあわせて、沖縄から先ほど議員御案内の書簡でありますとか、核兵器使用禁止要求などそのような書面による要求なども十分可能な手段であろうと思います。

沖縄県としましては、核兵器の廃絶に向けた行動について、具体的なアクションを検討させていただきたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 知事、こういう衝撃的な報告書が11月に出されたわけです。これを知って行動しないと県民の命を守れませんので、直ちに書簡を送ってください。そして、締約国会議、来年の3月です。核兵器禁止条約、これも世界にどんどん広がっています。そこにオブザーバー参加するというのは世界に広がっていますから、唯一の被爆国である日本が参加しないのはおかしいという世論が今巻き起こっているわけです。ですからそこに参加して、核兵器の使用をやると、沖縄が先制攻撃の対象になっているということ、広島、長崎の市長とともに強く要求する。知事からこれは働きかけていただきたい。再度答弁をお願いします。

そして沖縄は、やっぱりこの米軍基地があることによって核戦争に巻き込まれる危険があると。これはアメリカが指摘しているわけです。ですから沖縄は基地のない、戦争のない、平和な島を目指すんだということ、内外に強く宣言していただきたい。再度知事の決意をお聞かせください。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） アジア太平洋地域における平和と安定は、県民の生命財産を守ることにつながり、沖縄の振興発展を図る上でやはり極めて重要であるというように認識いたします。当然このアジアにおける、関係諸国における、平和的な外交・対話が行われ、このアジア地域の緊張緩和ですとか信頼の醸

成に対して、信頼関係の構築に対して図られていくこと、そのために沖縄県からも様々な取組を進めていきたいと思っております。

○議長（赤嶺 昇君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 今回出された報告書、これ今までにないんです。沖縄の米軍基地が核兵器の先制使用攻撃の対象になる可能性がある、アメリカの諮問機関が出したんです。これはとんでもない衝撃的な事実です。これに向き合わないといけない。そのためにも全力を傾注するというのを求めたいと思っております。

休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時33分休憩

午後2時33分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○渡久地 修君 32軍壕について。

今の戦争に巻き込まれないというためにも、繰り返さないためにも、32軍壕の保存・公開というのは非常に大事です。私はこれまで知事が現場を視察して、保存・公開の方針も出して、これは大変高く評価しています。

この写真を見てください。（パネルを掲示）先ほど皆さんにお配りしました。この写真を見たらお分かりのとおり、知事が現地調査に行ったときと、がらっと変わっているんです。もう周辺は急速な宅地開発で、皆さんここです。この緑のちょっとしたところが32軍壕。周辺は全部急速な宅地開発が進んでいます。非常に危機的な状況なんです。ですから僕は、保存・公開について非常に危機的な状況だという認識を皆さんは持っていますかと。先ほどの答弁はいつもと変わらないんです。もっと危機意識を持って取り組まないといけないと思う。知事の見解をお聞かせください。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時34分休憩

午後2時34分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 第32軍司令部壕の実態を解明し公開を実現することは、凄惨な沖縄戦体験者の長年の悲願であります。ですから公開に向けて県民の皆様から大きな声が届いている、たくさんの声が届いているということも、もちろん十分に理解しております。私も視察をさせていただきました第5坑口の周辺は民間住宅地であり、現在、開発も進んでいるということも承知しております。第5坑口は、32軍壕の現

存する唯一の坑口であるということから、保存・公開は大変重要であると、私もその視察をした際にもそのように強く受け止めさせていただきました。

今後は、公開に向けての周辺環境、土地の形状、それから民有地ですから、その権利関係などの項目について整理をさせていただき、当然検討委員会にもお示しをさせていただきますが、その必要な土地の取得に向けて検討を進めていきたいと思っております。

○議長（赤嶺 昇君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 去年の11月議会で、謝花副知事は私の質問に対して、保存・公開が前提だと明言したんです。これは見てのとおり、皆さんが委員会で決定してからやろうと思っても、もう間に合わない可能性があるんです。だから土地の取得については、直ちに進める。このことはぜひ進めていただきたいのですが、再度お願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） できるだけ速やかにそのような検討を進めてまいります。

○議長（赤嶺 昇君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 そして私は公開については、今すぐ内部を公開、これはまず不可能です、安全性。ただ今あるところを現状のまま見せる。これは拒むべきではない。そのためにも土地を取得して現状を見てもらう。これはもう公開の始まりだと思うので、これは検討してください。

それから、私は、P F O S の混入した水について、県民の飲料水に使用しないことを基本的な方針にすべきだと言いました。そこを再度、混入した水は基本的に使用しない。明言してください。

○議長（赤嶺 昇君） 企業局長。

○企業局長（棚原憲実君） 先ほども答弁をさせていただきましたが、企業局においては、毎年水事情が良好な時期は中部河川等からの取水を抑制し、ダム水を増量するなどの対応を行っており、比較的濃度の高い比謝川については、渇水や事故等やむを得ない場合を除き取水を停止することとしております。その他P F O S 等対策として、防衛省補助を活用し、よりP F O S 等の吸着効果が見込める粒状活性炭の取替え工事に着手をしております。また、沖縄総合事務局と協議の上、金武ダム、漢那ダム等の水利権変更の申請を11月に行っており、国管理ダムからのさらなる増量を見込んでおります。さらに長田川取水ポンプ場において、下流堰の撤去と上流側に新たに堰を設置する改良工事を進めており、P F O S 等濃度の高い比謝川水の回り込みの解消に向けたP F O S 等対策を実施してお

ります。

今後のP F O S 等対策につきましては、これらの対策と併せて水道水の安定供給に配慮しながら、引き続き様々な観点から検討し、さらなる対策の推進に努めてまいります。

○議長（赤嶺 昇君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 知事、このP F O S の問題、県民の命を守る上でとても大事です。特に妊婦さんたちも女性も含めて子供たちも、県民全体ですけれども、やっぱり基本的にP F O S の混入した水は、今おっしゃったように使わないということを県としてもしっかり確立したほうがいいと思います。そのための対策をどんどんどんどん今後取っていくという点で、知事の見解をお聞かせください。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 先ほど企業局長から答弁がありましたように、これまで沖縄県では、中部水源からの取水抑制、ダム水の増量、粒状活性炭の定期的な取替えに取り組んでまいりました。さらに今後のP F O S 等対策としては、P F O S 等濃度の高い比謝川水の回り込みを解消するための長田川の取水堰の移設、ダム水、海水淡水化水のさらなる増量など、いずれも関係機関とも連携しながら取り組んでまいりますが、このような対策により、まず中部水源については、P F O S 等の混入した水は飲料水に使わないことを基本としながら、水道水の安定供給に配慮し、可能な限り取水の停止に向けて取り組んでまいります。

○議長（赤嶺 昇君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 次に、県史についてです。

先ほど知事から答弁がありました。知事、県史。これ沖縄戦の県史ですけれども、こんな分厚いものなんです。（資料を掲示）これは普及版で、ビジュアル版というのを教育委員会が出しているんです。（資料を掲示）これも何号か出ていますけれども、ぜひこのビジュアル版も発行してほしいと思っておりますがいかがですか。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（金城弘昌君） お答えします。

沖縄県史現代編、来年6月下旬発刊の予定でございます。本の編集には一定の時間を要するものですから、復帰50周年の令和4年度に合わせたビジュアル版は、スケジュール的には難しいというふうに考えております。

ただ教育委員会としましては、復帰50周年の節目に向けて、沖縄戦から日本復帰に至る過程について学ぶための参考資料、これを今、作成の準備をしてお

まして、これを学校のほうでしっかり勉強していただきたいと思っております。あわせて刊行に際しまして、やはり県民に知ってもらうことが必要だと思っておりますので、シンポジウム、講座、パネル展を通して、県史をしっかり広報していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん こんにちは。

ていーだ平和の比嘉京子です。

一般質問を始めたいと思っております。

一つお断りしたいことは、1番目の大きい1番と2を逆にしたいと思っておりますので、御理解よろしくお願いいたします。

ではまず、2の質問から入りたいと思っております。

まず辺野古新基地建設についてですが、国は普天間の危険性除去には辺野古が唯一と繰り返しておりますけれども、なぜ辺野古が唯一なのか、辺野古しかないという根拠、そしてその説明をいつどのような形で県は受けているのか伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） お答えいたします。

県が、平成23年及び平成24年に普天間飛行場の県外移設について質問を行ったところ、政府は、県外移設の可能性を探ってきたが、様々な観点から多角的に検討を行い総合的に判断した結果、国外・県外移設は不適切であり、辺野古にお願ひせざるを得ないとの結論に至った、個別具体的な検討内容及び結果を一つ一つをつまびらかにすることは差し控えると回答しております。その後も政府は、「日米同盟の抑止力の維持と普天間飛行場の危険性の除去を考え合わせたとき、辺野古移設が唯一の解決策」としてありますが、県は、その具体的な根拠等について説明を受けたことはありません。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん この時期以外に質問等をしたことはないという理解でよろしいのでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時45分休憩

午後2時45分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） 文書等によると、正式な形でのやり取りでは、私が申し上げたところの23年度と24年度ということでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん この時代は仲井眞知事時代でございます。仲井眞知事はこれだけ国に質問しています。ざっと数えても再質問を含めると五、六十以上あるでしょうかというくらいの質問をしているのではないかと思います。

仲井眞知事は埋立承認に対する、防衛大臣になぜ辺野古なのかと質問をして回答をもらっておりますけれども、その当時の仲井眞知事は、いわゆる当時の公約においては、普天間飛行場の一日も早い危険性の除去と、そして日米共同声明を見直して県外移設を求めるということを公約にしていたというふうに私は記憶しています。そういうこともあって、地政学的に、軍事的に、政治的に、時間的にいろんな角度から微に入り細に入り質問しています。けれども今のような、私たちに回答という回答はありません。この仲井眞知事の質問の中にこういうくだりがあります。このような内容では県外移設ができない理由が説明されているとは言えず、県民の納得のいくものではないと、本人が言っています。そういう様々な角度から多くの質問をして、防衛大臣が答えている。この答えとしても、沖縄は唯一だということはどこにもない。納得できない。全て結論ありきがあるような感じさえ受ける。そういうような内容の質問をしています。

では、再度質問しますが、結論として、沖縄県は今日までなぜ辺野古が唯一なのか説明を受けていないということでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時47分休憩

午後2時48分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） 先ほど私が答弁したとおり、文書で正式な形での回答というのはそのものみだと理解をしております。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん やはりこれは県民自身もそれを分かっていないと私は思うし、ましてや国民全体や国内外に伝わっていないと、みんな判で押したように刷り込まれていると思うので、これをやっぱり周知させる必要があると思っておりますがいかがでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時48分休憩

午後2時48分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） 議員から御質問のとおり、政府から説明を受けている内容につきましては、県としても県民に対してしっかりと説明をする必要があるかというふうに認識しております。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん では、(2) 番目に行きたいと思えます。

2017年6月15日の参議院外交防衛委員会において、稲田朋美防衛相は名護市辺野古の新基地建設が進んだとしても、それ以外の返還条件が満たされなければ返還されないと明言をいたしました。何度か聞かれて明言しました。それ以外に当たる条件はクリアされているのでしょうか。またその条件をいつ、どのような形で防衛省は県に伝えたのでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） お答えいたします。

普天間飛行場の返還条件は、平成25年に公表された沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画において、8項目が示されております。返還条件8項目のうち、KC130については、平成26年8月に移駐が完了し、航空自衛隊新田原基地及び築城基地の緊急時の使用のための施設整備については、2022年までに整備を進めるとされております。一方、緊急時における民間施設の使用の改善について、政府は、法的枠組みは既に整っているが、実際に緊急事態が発生した際における事態に応じた臨機の対応に関することであるというふうな回答をいただいております。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん その委員会で一番質疑の焦点になっていたのが、その緊急時に民間空港を使用させるという問題であったと思うんですが、それは想定として今のところ国からは、今のようないくつかのことはなかったのでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） お答えいたします。

返還条件の中のその緊急時における民間施設の使用の改善につきましては、令和2年11月に行われた普天間飛行場負担軽減推進会議の作業部会において、この民間施設には那覇空港が含まれているのかと、沖縄県から説明を求めたところ、政府は、実際に緊急事態が生じた際における事態に応じた臨機の対応に関することであり、現時点で具体的な内容を定めることは困難として、明確な回答をしておりません。

県といたしましては、那覇空港は運航回数が過密な状況にあり、その上自衛隊も使用しているということ

から、危険性や騒音の増加、観光への影響等が生じることも考えられ、那覇空港の米軍による使用は決して認められるものではないということを申し上げているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん ということは8つの条件について、まだまだたくさん条件が残っているというふうに思うし、那覇空港の使用についても非常に曖昧であるというふうに解します。

(3) 番目に、防衛省は、軟弱地盤の存在をいつ、どのような形で県に伝えたのでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 県では大型調査船による土質調査が行われたとの報道があったことから、沖縄防衛局に対して、平成29年7月にボーリング調査の実施箇所及び調査結果等の提供を求めています。沖縄防衛局からは同年9月に、調査結果等については業者から受領でき次第提供したいとの回答がありました。その後、平成30年3月に調査結果の提供があり、県で内容を確認したところ、軟弱地盤である粘性土が示されております。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん 図面を示されて解明したのは沖縄県だということなんですか。こういう状況がありますよと、だからこうしますよという説明があったのでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 平成30年3月に、キャンプ・シュワブの地質調査の報告書を防衛局から入手しております。その報告書の中に、いわゆるN値と呼ばれているものがゼロの地盤について記載があったということです。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん ということは、国からこういう実態があるということではなく、その調査結果を見て、県がそこをそういう状況ではないかということを知りたいというふうに解したいと思えます。

今のようになぜ辺野古が唯一なのか、普天間は返還に条件がついているとか軟弱地盤の調査など、本当に直接国は、誠実に対応していないと思うんですよ。いわゆる直接説明を求めるとか理解を求めるとか、そういうような状況にはないと思えますけれども、県としてはこういう姿勢に対して、今後どのような解釈をして認識していくのか伺いたいと思えます。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時54分休憩

午後2時56分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君） お答えいたします。

今、比嘉議員からございましたように、抑止力の問題にしる軟弱地盤の問題にしる、我々がかねてから——撤回のときもそうなのですが、軟弱地盤の存在などもいろいろ求めてまいりました。結果的にそういったものは、全て工事の先行を優先して作業が進められて、結果的に今現在変更承認という形で出されたところですが、御案内のように今般不承認としたところでございます。

これまでもいろいろ質問がございましたが、平成27年当時に事業者からそういった事実関係について沖縄防衛局のほうにも情報があったということで、県はその当時から全体の実施設計について説明するよというお話をしておりました。そういったことがあったにもかかわらず、辺野古側の工事を優先させた結果、今こういう形になっていると思っております。今、変更承認が不承認となった以上、工事はもうできない状況になっていると認識しております。

沖縄県としましては、政府に対して対話を求めているところですが、昨日審査請求が出されたということで、なかなか県の要望にも沿うような形にならないと思っておりますが、向こうから審査請求が出された以上、沖縄県としてしっかりその内容も見た上で、沖縄県が適正に変更承認申請について審査をしたということの説明してまいりたいと思っております。あわせまして、やはり行政不服審査法という手続、これはもう100名以上の行政法の学者が、これはおかしいんだよと、国民の権利を救済するものと同じ内閣である一員が使うことはいかなるものかという指摘があったにもかかわらず、また同様なことが行われたというのは極めて残念でございます。本来ならば政府において、沖縄県の行っているものがおかしいというのであれば、行政事件訴訟法に基づく取消訴訟によって県の処分を取消しを求めるべきだったと、これが筋だろうと思っております。それをなさらなかったのは、県の処分が適法であるか違法であるか、この正面から判断を回避してその裁判を通して、国民、県民に対して説明する責任を回避したと我々としては言わざるを得ないと思っております。いずれにしても、県としては審査請求が出た以上、適切に対応してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん 対応が対応なので、やっぱり県の

対応として知事には毅然たる態度で臨んでいただければと思います。

次に1番目に戻りまして、公文書管理条例について伺います。

(1)として、条例制定を含めた公文書管理の在り方ですが、現状の進捗状況を伺いたいと思っております。

○議長（赤嶺 昇君） 総務部長。

○総務部長（池田竹州君） お答えします。

県では、令和2年度に、知事または副知事が構成員となる会議の議事概要の作成及び公表に関する指針を作成し、適切かつ効率的な運用を図っているところであります。また、昨年度から公文書管理の在り方について見直しを検討する中で、条例制定に向けた研究・検討も進めており、現在、他の自治体の公文書管理に関する調査を行っているところであります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん 全国でまだ3割程度だと言われている条例制定でありますけれども、ぜひ御努力いただきたいと思っております。

(2)に、条例化した自治体の職員の意識について変化が見られると同時に、政策決定の過程が分かるように、文書を作成、整理、保管というライフサイクルができたという、そういう制定されたところの認識があります。沖縄県の認識と今後について伺いたいと思っております。

○議長（赤嶺 昇君） 総務部長。

○総務部長（池田竹州君） お答えします。

現在、他の14都県で公文書管理条例が制定されており、これらの自治体におきましては、住民への説明責任について職員の意識が向上したというふう聞いております。一方で、規程等で対応可能と判断し、条例制定を見送った自治体もございます。

県としましては、今後、さらに各県の運用状況をきちんと調査・把握した上で、本県の公文書管理の在り方を整理し、条例制定に向けた研究・検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん (3)番目に、基地問題を抱える本県の特殊事情を踏まえた仕組みづくりや公開までの一定の期間を設けるなど、本県に即した公文書管理の在り方が必要だと思っておりますが、どうでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 総務部長。

○総務部長（池田竹州君） お答えします。

本県が抱えます基地問題も含めた県政運営上、重要な事項の政策決定に至る議論の過程を明らかにするこ

とは、現在及び将来の県民に説明する責務を全うする上で重要であると考えております。現在、令和2年度に作成した指針を踏まえ、関連する規程などの見直しを検討しているところでございます。また、公文書の公開時期については、関係者の権利または利益が侵害されたり、円滑な行政執行が損なわれたりすることがないように一定の配慮が必要であり、今後公文書管理の在り方について見直しを検討する中で整理してまいりたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん 今年5月のコロナ対策における意思決定の過程が検証できないということが問題になりました。知事をはじめ三役、そして県議会各会派も公文書条例の必要性について皆が認めておりました。私は1つ今日提案したいことは、県政の過去を振り返って本県の置かれた特殊事情というものに鑑みて、条例制定の一助になればと過去の事案をここで紹介したいと思っております。

先ほども仲井真知事のお話をしましたけれども、2013年の1月に建白書を携えて41市町村長、議会議長、そして県議団、様々に沖縄県全員が移動したのではないかと思えるほど、建白書を携えて、首相官邸に私も参りました。そのことを踏まえて皆様に御紹介するんですけれども、仲井真知事への承認申請は、その2か月後の2013年3月に国から出されています。そして、その年の暮れ、12月27日に承認決定をされています。そのことを踏まえてですけれども、翌年に百条委員会が開かれました。百条委員会を開いて、その際私たちが執行部にメモを要請したところ、一切のメモは出てきませんでした。その中で証人として招致されました土建部長、部内でそういった調整記録というものは作っておりませんと。知事に説明したのか、あるいはどういうふうに説明したのかということについて記憶は定かではありませんと証言し、土木の統括監は適合とした日にちは記憶にないと証言をいたしました。仲井真知事にはメモは必要なときには作りますが、必要のないときには作ってはおりません云々と、こういうふうに全てが闇の中です。県民最大の関心事であった埋立承認事務に関わる行政の意思決定の過程、記録が存在していないということが明らかになったわけです。県民への説明責任を果たすことができないというばかりではありません。県民が検証し、解明をするという機会さえ奪っているということになります。

加えて言うならば、知事はその上で承認をしたわけでありまして、現在でも意思決定は仲井真知事

の胸の中にしかありません。そういうことを一度見詰める必要が沖縄県にはあるのではないかと。知事はそのときの公約は県外でありましたけれども、自ら破棄をしました。たくさん申し上げたいことはあるんですが、そのときに、やはり私は知事選で、知事は百条委員会で発言していて、ないと言っているわけですが、知事を擁立し当選に向けて一緒になって頑張ってきた自民党の皆さん、知事と一緒に変節をしたように思うけれども、そのことについてなぜ今日があるのかという説明を私は今日まで聞いたことがありません。これも説明責任を怠っているのではないかと、このように考えております。

以上申し上げておきますけれども、最後に質問ですが、この歴史の検証に堪えられる公文書の管理の在り方、ぜひ検討をして実現してほしいと思っております。知事の御所見を伺いたしたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 沖縄県の置かれたいわゆる社会的な特殊事情、本県が抱える基地問題も含めた県政運営上の重要な事項の政策決定に係る議論、その過程を明らかにすることは、現在もそうですが、将来の県民に説明する責任を全うするという意味では、非常に重要であるというように思います。ですから今総務部において、公文書管理についての在り方等、さらにしっかりと保存、確認ができるような形でその状況を整えていくということについて、現在も行っておりますけれども、今後も不断の検討、努力を進めてまいりたいと思っております。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん ありがとうございます。

これまでの4名の知事がなし得なかったことを、ぜひ玉城デニー知事、実現してほしいと要望しておきたいと思っております。

では、3番目の新型コロナウイルスの感染症の第6波に向けて質問をいたします。

(1) 番目に、オミクロン株の侵入防止策をどのように考えておられるのか、また、米軍基地からの侵入防止について伺いたしたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） オミクロン株の侵入防止策につきましては、県内で発生した陽性検体を迅速に回収し解析を行うことが重要であると考えております。そのため、県では、行政検査、それから県内市中の病院等、また空港PCR検査、飲食店従業員向けの無料PCR検査、安価なPCR検査などで陽性となった検体について、県衛生環境研究所等にてゲノム

解析を行い、オミクロン株の早期発見につなげることであります。米軍からの侵入防止策については、米軍側と密に連携を取り、米軍基地内の陽性患者の濃厚接触者情報などを共有することで、迅速な疫学調査につなげたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん 実効性のある基地由来の感染防止策をぜひお願いしたいと思っています。

(2) 番目に行きます。

これまでの経験を通して、市町村から県へどのような要望が寄せられているのでしょうか、また、今後その要望はどのように生かされるおつもりでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） これまでに各市町村からは、緊急事態措置に係る区域の設定、医療提供体制の強化、またPCR検査の実施、ワクチン接種に係る医師・看護師等の確保、それからエッセンシャルワーカー等への優先接種、休業要請に応じない飲食店への対応強化などの要望がございました。

県においては、これらの要望を踏まえ、総合調整を図った上で、対応可能な事項については、感染対策に織り込み実施してきたところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん 再質問に、私のところに保育現場からメールが来ています。それで、質問ですけれども、まず新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者、例えばPCRで陰性であっても、県は今どのような対応になっているのでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 基本的に濃厚接触者については、もちろん陰性であっても14日間のできるだけ自宅で待機していただくということをお願いしているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん そのことなんですけれども、登園については施設任せになっていると。その園任せになっているために、たとえ園が登園自粛をお願いしても、県で統一した見解が出されていない、いわゆるコロナサイトによることなんですけれども、統一されていないために保護者の理解、協力が得難いと。ここはしっかりと県として、登園自粛ということを書いてくれないだろうか、厳しいというお話がありますがいかがでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん） 県からは、国の通知に基づき、コロナにおけるそういった体

調不良であったり、あるいは濃厚接触になった場合の扱いについて、登園自粛等も含めて通知をしているところでございます。市町村のほうから各施設にその通知をお送りすることによって、呼びかけを行っているというふうに理解しております。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん 園任せにしない手だてというのは、どういうことが考えられますか。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん） ただいま申し上げましたように、通知をお送りするとともに、国のほうで定めたガイドライン等もございまして、それもお示ししながら、そのガイドラインに沿った感染症対策を取っていただくように、かねてから市町村を通して周知徹底を図っているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん もう一点は、今回いろんな保育士であるとか保護者であるとか子供たちというのが、非常に本土に行ったりというふうに移動が見られると。そのことを踏まえると、帰ってきたときの指標といいますか、陽性であるというようなことなどの何かしらの統一見解が必要ではないかということが言われているんですが、いかがでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時12分休憩

午後3時13分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 県としましては、今の小康状態の中においては、県外との往来について、特にそのような指標は置いておりませんが、ただ感染が拡大した時期については、できるだけ感染地域との往来を控えていただきたいか、あとこちらに渡ってくる前に検査を実施してほしいというようなことは強く申し上げてきたところでございます。ですので、統一的な基準というのはちょっとそこはお示している状況ではございません。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん ぜひ検討していただければと思います。

次に行きたいと思います。

3回目接種について今もう示されているわけですが、1、2回目を受ける人との役割分担ということは、県と市町村で多くの方が混乱するのではないかと。ですから県のほうで1、2回目の人も引き受けることで、3回目を集中的に市町村に委ねるとい

とはできないだろうか。それから、その順番としても、医療従事者とか介護従事者同様に、小規模離島を優先的に3回目の接種を行うというような考え方としてはあるのでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 3回目接種についての御質問でございますが、現在、県の場合は接種率がまだ高くございませんので、市町村それから県においても1回目、2回目についても継続して実施することとしております。また、3回目接種につきましても、本来市町村が接種主体でございますので、ファイザーの配付については市町村に配付されております。ですので、1回目、2回目、それから3回目についても市町村で接種をしていただくことが重要だと思っております。ただ県としましては、市町村を支援しながら県の接種センターでも今1回目、2回目のモデルナを使用して接種を引き続き行っているところでございます。

それから、医療従事者と小規模離島等居住者等について、そのような方々については比較的早い時期に初回の接種を行っていただきましたので、追加接種についても必然的に原則8か月以上経過というものが早期に到来するということとなりますので、県としましては、小規模離島における接種体制の構築の支援を行うこと等により、これらの市町村における円滑な追加接種の実施に取り組んでいきたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん では次(4)番目の医療提供体制において、本県の取組で先進的な取組があるとしたら伺いたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 本県では、昨年4月の第1波への対応時から、県立及び公立病院だけでなく、民間病院も含め、ほぼ全ての救急病院でコロナ患者受入れに協力していただいております。従前から救急医療機関の協力体制が構築されていたことが一つの特徴であったというふうに考えております。また、コロナ患者を受け入れる医療機関の病床確保数、それから入院患者数をリアルタイムで共有する独自のシステムを、昨年4月からコロナ本部で構築したことによりまして、病床の有効活用、それから入院調整に要する時間の短縮につながったと考えております。この取組については先進的な取組として他県でも取り入れられていると聞いているところでございます。さらに、感染症専門家による疫学・統計解析委員会を設置しまして、1週間後の感染状況を継続的に推計する

ことにより、今後の医療需要を見込んだ上で様々な施策を講じていることも、本県独自の取組というふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん この1週間先の医療需要の推定というのをリアルタイムでやっているというところは、とても素晴らしいのではないかなと思っています。

さて、教育行政に行きたいと思います。

まず教員の欠員状況について伺います。そのうち担任の欠員は何名でしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（金城弘昌君） お答えします。

令和3年5月1日時点の教員の欠員でございますけれども、小学校が6人、中学校が7人、高校が4人の計17人となっております。うち担任の欠員は、小学校で5人、中学校で5人、高校2人の計12人となっております。未配置の状況にある学校では、教頭、他の教員により、授業に影響が出ないよう対応しているところです。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん 年度途中でそのような補充ができないまま、年度末まで同様な状況でいくということも起こっているのでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（金城弘昌君） 臨時的任用教職員についてですけれども、欠員が出た場合には、県教育委員会のホームページで募集案内を掲載し、登録しております。臨時的教員以外にも広く募集をかけています。また、学校とか教育事務所、市町村教育委員会とも連携して、教員免許保持者に直接働きかけるような掘り起こしですとか、ハローワークへの求人、また退職教員ですとか、臨任経験をしている方々の声かけ等を行って、人材確保に努めているところでございますが、なかなか確保が厳しいという状況がございます。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん コロナ禍で非常に、消毒であるとかPCRであるとか体温測定であるとか、様々な業務が増えてきている中で、こういうことで1年を通じてやるということは、子供たちに教育上なかなか厳しいものがあると思われまして、ぜひ改善策をお願いしたいと思います。

議長、休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時20分休憩

午後3時20分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○比嘉 京子さん（スクリーンに表示） 教員の多忙化が問題視されて久しいですが、改善に向けてどのような取組をしているのか、また課題は何か伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（金城弘昌君） お答えします。

県教育委員会では、沖縄県教職員働き方改革推進プラン及び教職員の勤務実態調査結果等を基に、学校の実情に応じた行事や会議等の見直し、合理的でかつ効率的・効果的な部活動の推進、部活動指導員やスクール・サポート・スタッフの配置等に取り組んでおります。また、教員の長時間勤務の主な要因としましては、部活動指導また事務・報告書作成等がありますが、引き続き実効性のある取組を推進し、教員の多忙化解消に努めていきたいと考えています。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん 今朝の質問でいじめ問題もあったんですけども、識者においては、いじめをなくす方法は教員の多忙化を解消することだと、そこに尽きると言っている方もおられます。今、授業に向かうそういう姿勢が見られない、これだけの業務があるということは、もう異常だと思うんですね。ですから、子供たちの成績アップにももちろんでございますけれども、そういう中において、私はやっぱりこれをばっさりと、どこかで一度大胆に、1か月でもいいから削ってみるといふ、そういう試みが必要だと思いますがいかがですか。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（金城弘昌君） 議員御指摘のとおり、教員が児童生徒と向き合える時間を確保するということが重要であるということで、そういう取組を進めているところでございます。働き方改革に対しての取組としましては、県立学校で月80時間以上の長時間勤務者が、平成29年度は延べ3506人で職員全体の5.2%だったのが、令和2年度には延べ1879人で職員全体の2.7%ということで、一定程度働き方改革が進んでいるところでございます。また当然のことながら、具体的な取組として、学校閉庁日ですとかリフレッシュウィークの設定、先ほども答弁させていただきましたが、行事、会議の見直し、またやっぱり大きくなっております部活動の効率的・合理的なやり方ですとか、あと部活動指導員、スクール・サポート・スタッフ、そういったものをしっかり配置しながら、引き続き教員の働き方改革について取組を進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん では、次に行きたいと思っております。休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時23分休憩

午後3時23分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○比嘉 京子さん 今、全学校で実施予定の生命（いのち）の安全教育について、具体的な内容について伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（金城弘昌君） お答えします。

学校における生命（いのち）の安全教育については、各学校が文部科学省より示された教材を指導の手引に従い実施することで、児童生徒が性犯罪・性暴力の当事者にならない教育が推進できるというふうを考えております。

教育委員会としましては、各学校での取組の強化について文書を発出し、小・中・高・特支の教諭対象の研修会や県立学校長会を通して、令和4年度、関連教科等の年間指導計画もしくは学校保健計画へ位置づけるなど、学校教育活動全体での計画的な取組を依頼しているところでございます。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん 文科省は性教育とはせずに、生命（いのち）の安全教育というふうに言っています。その意図について教育長、見解を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（金城弘昌君） お答えします。

性犯罪・性暴力は被害者の尊厳を著しく踏みにじる行為であり、被害者の身体的だけでなく、精神的いわゆる心身に長期にわたり重大な悪影響を及ぼすことから、命を大切に考えることや、自分や相手、一人一人を尊重する態度等を身につけることを目指して、生命（いのち）の安全教育にしたというふうに考えております。その考えの下、加害者にならない、被害者にならない、傍観者にならないための発達段階に応じ、生命（いのち）の安全教育教材を活用して、命を大切にするとともに、性犯罪・性暴力の根絶に向けた取組を強化するというので、そういうふうに理解をしております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん ありがとうございます。

2番目の再質問ですけれども、幼児教育——今県立の場合、高校と特支についてはかなり自分たちの手元にあるのでいいのかなと思うんですけれども、幼児教育や小学校、それから中学校は市町村に下ろすというときに、どのようなやり方、実効性あらしめるためにどう取り組んでもらおうとされているのでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（金城弘昌君） お答えいたします。

幼児への指導につきましては、日常的な教育・保育活動において、ルールやマナー等の配慮が欠けている場面において、幼児の発達の段階や課題等に応じて適宜絵本ですとか、説明を通して道徳性や規範意識等の人権やルール、マナーの理解を深めていく取組が必要だと思っています。

また、小・中・高・特支でございますけれども、保健体育、家庭科、社会科等の関連教科、または道徳科、特別活動等を相互に関連づけて、学校の教育活動全体を通して行っていくということでございます。特に、私どものほうで今回お願いをしているところは、学校保健計画等をそういったところにぜひ位置づけていただきたいということで、お願いをしているところでございます。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん 私、せんだって白川小学校に伺って、特支の授業を見てまいりました。そこには多くの方々が開講授業を見ておられまして、特に私、保護者の皆さんがいらしているということが非常に感銘を受けたし、保護者と同じ視線でお家でも繰り返しやっていくということを非常に大事にしているということがありました。

今趣旨の3番目のところに、交通安全指導と同様に、子供の命の安全教育ということを銘打っています。そのことを踏まえて、次のページにやっぱりその単元の趣旨と指導に当たってというのがありますけれども、この授業は私どもが見たのが3ページ目にあります、いわゆる11回目の授業なんです。ですから非常に積み重なってきていて、子供たちとロールプレイングしているんですけれども、子供たちと先生が一緒になって演技をするわけなんです、どれくらい開けばいいのかという、人との距離の取り方というところを非常にやっていたわけでありまして。そういうように先進的なところをモデルとしてやっていくということも、一つの方法かと思いますがいかがでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時28分休憩

午後3時28分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

教育長。

○教育長（金城弘昌君） 失礼しました。

文部科学省のほうで、現在令和3年度、令和4年度全国のモデル校というものを指定して研究していきまして、そういう授業成果を踏まえて、各教科での実施例の提示、教材の改善を行って、教育現場でいろいろ取り組みやすい内容になるということで、文部科学省が取り組んでおります。令和3年度、令和4年度の全国のモデル校が示す事例、そういったものが公表された折には、各学校、市町村教育委員会へ周知し、必要な助言を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○比嘉 京子さん ありがとうございます。

○議長（赤嶺 昇君） 20分間休憩いたします。

午後3時30分休憩

午後3時50分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

休憩前に引き続き質問及び質疑を行います。

玉城ノブ子さん。

〔玉城ノブ子さん登壇〕

○玉城 ノブ子さん 皆さん、こんにちは。

日本共産党の玉城ノブ子でございます。

一般質問を行います。

1、軽石被害について。

今年8月に発生した小笠原諸島の海底火山噴火によって軽石が沖縄周辺に押し寄せ、県内各地の海岸及び漁港等に大量の軽石が漂流・漂着し、漁業は漁船のエンジントラブルの被害が続き、県内漁業に深刻な影響を与えています。緊急な対策と支援が求められています。

以上を申し上げて質問をいたします。

(1)、漁港、海岸、沿岸域での軽石の被害実態と軽石の除去等への国の全面的な支援と対策について伺います。

(2)、軽石の影響で漁民は漁に出ることができず、収入が減少し、生活していくことができないとの悲鳴が上がっています。県内漁業者の経営と生活を守るため、漁船の損傷、漁業の燃料費・資材費等の必要経費も含めた漁業経営への影響に対する支援を国に求めるとともに、県の支援策について伺います。

(3)、回収した軽石の安全性の確保と処分、または活用方法について伺います。

2、辺野古新基地建設について。

政府による設計変更申請を不承認とした玉城知事の

判断を断固支持いたします。不承認によって、沖縄戦戦没者の遺骨が混じる南部の土砂採取は当然認められません。政府は辺野古新基地建設を断念すべきであります。知事の見解を伺います。

3、児童虐待防止対策について。

沖縄県が策定した沖縄県子どもの権利を尊重し虐待から守る社会づくり条例では、子供は、次代の社会を担う大いなる可能性を秘めた社会の宝であり、一人の人間として、権利の主体として尊重されなければならない、子供の権利の侵害の中でも虐待は、決して許してはならない、虐待から子供を断固として守り、子供が健やかに成長することができる社会の実現を目指しています。この条例がしっかりと生かされる社会の実現を目指していくために、皆さんの今後の対応策について伺います。

(1)、児童虐待の実態と対応策について伺います。

(2)、県の虐待ホットラインでの対応件数、体制の拡充について伺います。

(3)、児童相談所の専門職員の増員、体制の拡充について伺います。

4、学校へのスクールカウンセラーの配置はどうなっていますか。全ての学校に正規職員として配置することについて見解を伺います。

5、スクールソーシャルワーカーの配置はどうなっているのでしょうか。全ての学校に正規職員として配置することについて見解を伺います。

6、国保制度について。

国民健康保険は加入世帯の多くが中高年齢層、中小業者、年金生活者で、国保料が協会けんぽや組合健保の保険料に比べて負担率が高いという構造的な問題を抱えています。県民生活が厳しくなる中で、保険料を納めることができずに滞納する世帯が増え、病気になっても医療を受けられないという事態になっています。県民の生命と暮らしを守るために、国民健康保険への国の財政支援を根本的に強化することが求められております。

以上申し上げて、質問を行います。

(1)、国保財政への国庫補助を国保法改正前の医療費総額の45%に引き上げるよう国に要請することについて伺います。

(2)、国保財政の赤字となっている大きな要因は、前期高齢者の加入割合に重点を置いて算定される前期高齢者交付金が、1人当たり交付額が全国平均よりも少ないということにあります。沖縄戦の影響で、前期高齢者の加入人数が他の都道府県と比べて減少していることにあります。国の責任で補助金の不足額を補填

するよう求めるものであります。前期高齢者の人口に基づく補助金制度の不足分増額を国に要請することについて伺います。

(3)、統一保険料を市町村に強制しないよう国に求めることについて伺います。

(4)、未就学児の国民健康保険の均等割の5割軽減が令和4年度適用となっていますが、未就学児1人当たりの軽減額は幾らでしょうか。未就学児は何名になりますか。総額が幾らで、国、県、市町村の負担額について伺います。

(5)、就学前の子供均等割軽減の対象年齢を18歳まで拡大し、全額免除するよう国に求めるとともに、県独自の支援策について伺います。

7、住宅問題について。

(1)、多子世帯の公営住宅への優先入居と拡充について伺います。

(2)、高齢者、障害のある方、低所得者への住宅確保の支援と整備促進について伺います。

(3)、ひとり親世帯、困窮世帯への家賃支援について伺います。

(4)、民間アパートを借りるときに保証人が確保できない困窮世帯への保証人の支援について伺います。

我が党の代表質問との関連については取り下げます。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

[知事 玉城デニー君登壇]

○知事（玉城デニー君） 玉城ノブ子議員の御質問にお答えいたします。

2、辺野古新基地建設についての(1)、辺野古新基地建設断念についてお答えいたします。

辺野古新基地建設については、軟弱地盤の存在が判明し、提供手続の完了までに約12年を要するとされ、さらに、今般の変更承認申請が不承認となったことにより、埋立工事全体を完成させることのできる見通しが立たない状況にあります。沖縄県としては、普天間飛行場の一日も早い危険性の除去につながらないことが明確となった辺野古新基地建設は、直ちに断念するべきであると考えております。今回の不承認により、沖縄本島南部地区の土砂が辺野古新基地建設のための埋立てに用いられることは、現在認められないこととなります。政府は、戦没者の遺骨が残されている可能性がある場所から採取した土砂の使用については、明確には否定はしておりませんが、悲惨な戦争を体験した県民や国民、御遺族の思いを傷つけるようなことは、絶対にあってはならないと考えております。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 崎原盛光君登壇〕

○農林水産部長（崎原盛光君） 1、軽石被害についての(1)、漁港、農林水産部所管海岸での被害実態についてお答えします。

11月29日現在、県全体87漁港のうち57漁港で軽石の漂着が確認されており、県全体の漁船の約4割が出漁を自粛しております。また、農林水産部が所管している海岸124海岸のうち、83海岸で軽石の漂着を確認しております。

県としましては、災害復旧事業及び海岸漂着物等地域対策推進事業などを活用し、市町村や関係機関と調整を図りながら、軽石による影響が最小限に抑えられるよう対応してまいります。

同じく1の(2)、漁業経営への支援策についてお答えします。

軽石の漂流・漂着による水産業への被害については、漁船の損傷や漁業活動の自粛、養殖魚介類のへい死等が発生しております。そのため、県では、11月2日に玉城知事が関係大臣等に対して要請を行ったほか、今回の補正予算で軽石による漁業被害調査事業を計上し、軽石による影響調査を実施するとともに、対策の検討を行うこととしております。

県としましては、軽石の漂流・漂着による水産業への影響が最小限に抑えられるよう、引き続き国や市町村、水産関係団体と連携して、取組を強化してまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 島袋善明君登壇〕

○土木建築部長（島袋善明君） 1、軽石被害について(1)、海岸における軽石漂着の状況及び対策についてお答えいたします。

本島全域や周辺離島及び先島地域の38市町村の海岸において、軽石の漂着が確認されております。県では、漂着が顕著な箇所から、海岸漂着物等地域対策推進事業を活用し回収を行うこととしており、観光、海浜利用に支障を来している場所など、地元市町村と連携し、回収・処理を進めてまいります。

次に7、住宅問題について(1)、多子世帯の県営住宅への優先入居と拡充についてお答えいたします。

県営住宅の空き家待ち入居に当たっては、多子世帯や高齢者等を含めた優遇世帯が、一般世帯に比べて入居できる確率が高くなるように抽選し、入居案内を

行っております。また、平成28年度からは、子育て優遇世帯を優先的に案内するなど、多子世帯が入居しやすい環境を整えており、令和2年度の多子世帯の入居実績は51世帯となっております。

県としては、引き続き多子世帯を含めた子育て世帯等が優先的に入居できるよう、取り組んでまいります。

同じく7の(2)、高齢者等への住宅確保の支援及び整備促進についてお答えいたします。

高齢者等向けの公営住宅としては、生活援助員による日常生活支援サービスの提供を行うシルバーハウジング制度があります。同制度については、那覇市、沖縄市等、県内でも実績があり、県としては、市町村に対し同事業に関する情報提供等を行うとともに、整備予算の優先配分を行うなど、今後とも積極的にその支援に努めていきたいと考えております。

同じく7の(4)、民間アパートにおける保証人の支援についてお答えいたします。

県では、住宅の確保が困難な世帯を支援するため、沖縄県居住支援協議会に相談窓口を設置しております。同相談窓口では、民間アパートの入居の際に保証人の確保ができない方を支援するため、家賃債務保証等を行う、あんしん賃貸支援団体等の紹介を行っております。

県としては、引き続き不動産業者や市町村をはじめ福祉団体等へ説明会を実施し、支援団体の登録数増加に向け取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 環境部長。

〔環境部長 松田 了君登壇〕

○環境部長（松田 了君） 1、軽石被害についての(1)、海岸での被害実態、国の支援及び対策についてお答えします。

10月4日に北大東村で最初の軽石漂着が確認されて以降、12月1日時点で41市町村中38市町村で漂着が確認されており、大きな被害を及ぼしております。また、回収等に必要な費用を確保するため、市町村における回収費用を集約し、国への要望提出と併せて、総額約27億円の補正予算を11月議会に提出し、12月2日に議決いただいたところであります。今後とも、軽石の回収等を推進するとともに、市町村、漁業者、観光業者への支援を検討、実施し、軽石問題の解決に取り組んでまいります。

同じく1の(3)、回収した軽石の安全性の確保と処分または活用方法についてお答えします。

県が行った分析の結果、軽石中の重金属等について、土壌汚染対策法に係る土壌溶出量基準及び含有量

基準以下であることが確認されており、有効利用に際しての環境安全性に問題はないと考えられますが、他方、塩分濃度が高いことから、利活用について各部局で検討を行っているほか、一般からもアイデア等を公募しているところであります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長 名渡山晶子さん登壇〕

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん） 3、児童虐待防止対策についての御質問の中の(1)、児童虐待の実態と対策についてお答えいたします。

令和2年度の本県の児童虐待相談対応件数は、速報値で1835件で前年度と比較して228件、約14%の増加となっており、核家族化の影響や養育環境の課題、地域社会からの孤立などが背景と考えられます。県では、児童相談所の職員の増員や県警察との人事交流による連携強化を図るとともに、市町村職員向けの研修の実施や県民向けの啓発講演会の開催など、児童虐待防止対策の強化に取り組んでおります。

同じく3の(2)、虐待ホットラインでの対応件数等についてお答えいたします。

県では、子供や保護者からのSOSの声をいち早くキャッチするため、24時間365日相談に応じる、おきなわ子ども虐待ホットラインを設置しているところです。令和2年度のホットラインにおける相談受付件数は1030件で、うち虐待相談が489件となっております。早期発見と早期対応が児童虐待対応においては重要であることから、研修等による相談員の専門性の向上やホットラインのさらなる周知に取り組んでいるところです。

同じく3の(3)、児童相談所の体制拡充についてお答えいたします。

児童虐待の深刻化や児童福祉法の改正を受け、県では、平成17年度から令和3年度までの17年間に児童福祉司等専門職員を51名増員してまいりました。また、一時保護等初期の対応に特化した初期対応班の設置や、市町村及び里親の支援に当たる児童福祉司の配置等も新たに行ったところです。

県としましては、今後も引き続き児童相談所の体制整備を図り、児童虐待防止に取り組んでまいります。

7、住宅問題についての御質問の中の(3)、困窮世帯等への家賃支援についてお答えいたします。

県と各市では、離職等により住居を失うおそれがある等の困窮世帯を対象に住居確保給付金を支給しており、令和2年4月の対象拡大以降本年10月末までに、速報値で4389件、約10億円を支給しております。ま

た、県においては、今年度から自立に向けて意欲的なひとり親世帯に対し、償還免除付きの住宅費貸付けを創設し、10月末までに128件、1022万5000円の貸付けを決定しております。

今後も引き続き制度の周知を強化しながら、適切な支援に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

〔教育長 金城弘昌君登壇〕

○教育長（金城弘昌君） 4、スクールカウンセラーの配置についての御質問の中の(1)、配置状況及び正規職員化についてお答えします。

令和3年度は、計125人のスクールカウンセラーを任用し、全小中学校400校、高等学校56校及び特別支援学校18校に配置を行っているところです。正規職員化につきましては、文部科学省が、将来的には、正規の職員として規定することを検討するとの考えを示していることから、県としましても、国の動向を注視していくとともに、引き続き全国都道府県教育長協議会を通して、スクールカウンセラーの正規配置を要望していきたく考えております。

次に5、スクールソーシャルワーカーの配置についての御質問の中の(1)、配置状況及び正規職員化についてお答えします。

令和3年度は、県全体で21人のスクールソーシャルワーカーを各教育事務所に配置しております。正規職員化につきましては、文部科学省が、将来的には、正規の職員として規定することを検討するとの考えを示していることから、県としましても国の動向を注視していくとともに、引き続き全国都道府県教育長協議会を通して、スクールソーシャルワーカーの正規配置を要望していきたく考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

〔保健医療部長 大城玲子さん登壇〕

○保健医療部長（大城玲子さん） 6、国保制度についての御質問の中の(1)、国保財政への国庫補助の引上げについてお答えいたします。

国保財政を持続可能な制度として安定的に運営するためには、今後の医療費の増嵩に耐え得る財政基盤の確立を図る必要があると考えております。このため、県としましては、国定率負担の引上げ等様々な財政支援の方策を講じるよう、引き続き全国知事会を通じ、国に要望してまいります。

同じく6の(2)、前期高齢者交付金増額の要請についてお答えいたします。

本県は全国に比べ前期高齢者の加入割合が低いことから、前期高齢者交付金の1人当たり交付額が全国平均の4割程度であり、このことが本県市町村国保が赤字となる大きな要因となっております。このため、今年度は2度にわたり、8月に知事が、11月には謝花副知事が国保連合会等とともに、国に対し、本県の特殊事情に配慮した特段の財政支援を要請したところで

す。県としましては、今後も引き続き、市町村及び国保連合会と連携してまいりたいと考えております。

同じく6の(3)、統一保険料についてお答えいたします。

保険料水準の統一については、統一の前提となる県及び全市町村での理念の共有を図るため、統一に向け整理すべき課題について市町村と個別に意見交換を実施しました。その結果を踏まえ、先に方向性を決める必要がある前提条件等について、市町村との協議を開始することとしております。

県としましては、保険料水準の統一について、地方の実情に応じた取組を阻害することのないよう、引き続き全国知事会を通じて国に対し要望してまいります。

同じく6の(4)、未就学児に係る均等割の5割軽減の軽減額等についてお答えいたします。

県の試算では、令和3年3月時点の未就学児の数をベースとした令和4年度の未就学児1人当たりの軽減額は1万1669円、対象者数は約2万人となっております。また、軽減額は総額で約2億3500万円となり、そのうち、国の負担が2分の1で約1億1800万円、県と市町村の負担はそれぞれ4分の1で約5900万円ずつとなっております。

同じく6の(5)、子供に係る均等割軽減の対象範囲の拡充及び県独自の支援策についてお答えいたします。

子供に係る均等割軽減につきましては、現在、県独自の支援策はありませんが、子育て世帯の負担軽減という制度の趣旨にのっとり、子供の対象範囲及び軽減割合を拡充するよう、全国知事会を通じて引き続き国へ要望してまいります。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 玉城ノブ子さん。

○玉城 ノブ子さん 御答弁ありがとうございます。

再質問を行います。

まず、児童虐待について伺います。

児童虐待が増加傾向にありますけれども、児童相談

所で専門の職員が対応している件数は、1人当たり何件でしょうか。

○議長(赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午後4時18分休憩

午後4時18分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長(名渡山晶子さん) 平成31年1月時点の児童福祉司1人当たりが持つケース数でございますが、中央児童相談所、コザ児童相談所合わせた平均が43.7件となっております。

○議長(赤嶺 昇君) 玉城ノブ子さん。

○玉城 ノブ子さん 児童専門職員の増員や体制を強化していくことがやっぱり必要だと思いますけれども、どのように対応なされてきたのでしょうか。

○議長(赤嶺 昇君) 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長(名渡山晶子さん) 答弁も申し上げましたが、平成17年度から令和3年度までの17年間で、正職員51名、会計年度任用職員56名の計107名を増員して対処してきたところです。また、平成31年4月1日施行の児童福祉法の改正等も踏まえて、市町村支援の児童福祉司ですとか、里親支援のための児童福祉司も新たに配置をしたほか、支援と介入の児童福祉司を分けるべきであるという考え方の下で、新たに初期の対応に特化した——対応に当たる初期対応班を設置するなど、体制の強化に取り組んでまいりました。

○議長(赤嶺 昇君) 玉城ノブ子さん。

○玉城 ノブ子さん 児童福祉法、児童虐待防止法、DV防止法の法律の改正に伴いまして、児童相談所の機能強化についてどのように対応なされてきたのか答弁を求めます。

○議長(赤嶺 昇君) 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長(名渡山晶子さん) 令和元年6月に児童福祉法等改正されまして、女性相談所、配偶者暴力相談支援センターは児童虐待の早期発見に努めることとされまして、児童相談所とそういった配偶者暴力相談支援センターの連携の強化が求められることとされたところです。

県では、令和2年度から女性相談所に児童コーディネーターを新たに配置いたしまして、児童相談所との連絡調整ですとか、保護した方が子供を帯同してきた場合の各機関との調整に当たるなどの職員を配置いたしまして、その連携強化を図ってきたところです。また、毎年児童相談所と女性相談所の連絡会議を持っておりまして、合同で研修会を開催するなど連携の強化

に取り組んでおります。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城ノブ子さん。

○玉城 ノブ子さん 子供の虐待には、多くの場合DVがあると言われておりますけれども、DV被害者の適切な保護と配偶者支援センター、児童相談所の連携等についてはどのように対応をなされているのでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん） ただいま法改正に伴う対応を申し上げたところですが、少し繰り返しになるんですけれども、児童コーディネーターを配置したり、あるいは児童相談所と女相の連携強化のための研修の充実、日頃からの連携強化に取り組んでいるところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城ノブ子さん。

○玉城 ノブ子さん 声を発し続けることが非常に難しかったり、意見を率直に伝えられない虐待に遭っている子供たちの状況を早くつかんで、支援につなげていくためには、各機関が連携をして、支援につなげる仕組みづくりを進めていただきたいというふうに考えますけれども、それについても具体的に進んでいるのでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん） 児童虐待への対応については、児童相談所の体制強化だけでは対応し切れません。やはり市民の皆様のお力も必要ですということで、先ほど一部申し上げましたが、市民向けの児童虐待に対応する講演会の開催ですとか、あるいは市町村の相談窓口の体制強化のための市町村職員の研修の実施、そして市町村担当職員を児童相談所に配置することによって連携の強化を図るなど、一体的な体制の仕組みづくりに取り組んでいるところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城ノブ子さん。

○玉城 ノブ子さん 沖縄県では、子供の貧困がやっぱり深刻な状況にあります。ひとり親家庭や若年出産が多いことなどから、保護者が子育てに関する悩みを抱える傾向があります。このような保護者が十分に支援を受けられず、社会において孤立することを余儀なくされた結果、虐待に至ることがある事実を、やっぱり社会全体でつかんで、虐待防止に当たっていくということが必要だというふうに考えておりますので、ぜひ早期に虐待を防止することができる体制づくりを進めていただきたいということを要望して——答弁はよろしいです。

ちょっと休憩願います。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後4時24分休憩

午後4時24分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○玉城 ノブ子さん スクールカウンセラーについて伺います。

児童生徒の不登校やいじめ等の問題等を早期に発見して、対応を図っていくために、専門の知識を持った方々を学校現場に配置して、早期に防止対策を取るための努力をなさっているということは分かりましたけれども、しかしそれだけではやっぱり十分な対応はできないというふうに考えます。専門の皆さんを全ての学校に正規職員として配置することが求められているというふうに考えますが、その方向での対応をさせていただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（金城弘昌君） 先ほど答弁させていただきましたけれども、スクールカウンセラー125人ですが、全小中学校、全高等学校、全特別支援学校に配置をしているところでございます。文部科学省のほう将来的には正規の職員とすることを規定する、検討するというふうに考え方を示していますので、我々としては、国の動向を注視するとともに、全国都道府県教育長協議会——これ全国的な課題として捉えていますので、スクールカウンセラーの正規配置を要望していきたいと考えています。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城ノブ子さん。

○玉城 ノブ子さん 全ての学校にスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを正規職員として配置することができるように、ぜひ頑張っていただきたいということを申し上げておきたいと思えます。ぜひよろしく願いいたします。

続きまして、国保の子供の均等割軽減について伺います。

国保制度の小項目(4)について。

国保税が高くて払えない世帯が増えております。国保税は世帯割、所得割、均等割という課税の仕組みになっておりますけれども、18歳以下の子供たちにも均等割が課税をされております。子供の多い世帯ほど、均等割が課税されて国保税が高くなるという仕組みになっているわけです。18歳以下の子供たちの均等割をゼロにすると、総額は幾らで、国、県、市町村の負担額は幾らになりますか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後4時27分休憩

午後4時27分再開

○議長（赤嶺 昇君）再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）このたび未就学児に対して均等割の改正がございましたが、これを仮に18歳未満対象とした場合ということで試算申し上げますと、前提条件がございまして、国保の実態調査では5歳ごとの割合しか把握できておりませんので、19歳未満の被保険者数をベースとして、まず県で試算しましたところ、令和元年度時点の19歳未満の被保険者が約6万8000人いらっしゃいます。その軽減額は、総額で約8億円。そうなりますと、国の負担額は約4億円、県・市町村の負担額はそれぞれ約2億円というふうな推計がされるところです。

○議長（赤嶺 昇君）玉城ノブ子さん。

○玉城 ノブ子さん 国保税の均等割ということで、子供たちにも課税することは、私はこれ国保制度そのものの問題としてやっぱり問題だというふうに思うんです。ですから、所得のない子供たちに均等割ということで課税をするということになると、子供の多い世帯ほど国保税が高くなるということになっていくわけです。そういう世帯の皆さん方ほど国保税を納めることができないで、深刻な事態になっていくという状況がありますので、これはやっぱり18歳以下の子供たちの均等割は、私はなくしていくべきだと、ゼロにしていくべきだというふうに思います。ですから、国に対して18歳以下の子供たちの均等割は全額免除するよう強く求めていくべきではないでしょうか。どうでしょう。

○議長（赤嶺 昇君）保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん）子供たちにかかる医療について、負担軽減を図るという意味で、議員おっしゃるとおり重要なことだとは思いますが、県としましては、この措置につきましては、軽減割合をできるだけ拡充するようということで、全国知事会を通じて求めていきたいというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君）玉城ノブ子さん。

○玉城 ノブ子さん ぜひ強く要望していただきたいというふうに思います。

次に、軽石被害対策について伺います。

糸満は、漁業の町でございますけれども、糸満では、12月からソデイカ漁の最盛期になります。漁民の皆さんは、漁に出るためにエンジンを軽石から守るための対策を独自に進めております。その対策に必要

な資材等をはじめ、燃料等への支援を県が行うことが必要であります。東日本大震災で菊生産農家が県外に菊を出荷することができずに、大きな打撃を受けたことがございます。そのときには、資材や燃料等への支援を県が行いました。軽石問題での漁業の必要経費への支援を求めたいというふうに思います。糸満は漁業の町です。漁に出られないことは、ウミンチュにとっては、生活にも経済的にも大きな打撃を受けることになります。市としても大変経済的に大きな打撃を受けるし、これは県経済にも大きな影響を及ぼすものだというふうに思っております。漁民の皆さんはみんな必死です。何とか漁に出たいと考えております。そこに必要な経費については、やっぱり県が支援をすべきではないでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君）農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君）県では、県及び県漁連等の水産関係団体で構成する対策協議会において、軽石の被害に係る情報の共有を図るとともに、対応策の検討を行うこととしております。そのため、漁業者や漁業協同組合からの意見を踏まえ、同協議会の中で必要な対応策を検討しているところでございます。

県としましては、早急に漁業者の安全操業と経営安定を図られるよう関係団体と連携して、引き続き取組を強化してまいります。

議員から御提案がありましたこし器、もしくは燃料等も含めて、この対策会議の中で検討してまいりたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君）玉城ノブ子さん。

○玉城 ノブ子さん ぜひ漁民の皆さん方が漁に出ることができるように、最善の対策を県としても進めていただきたいというふうに思っています。漁民の皆さん方にとっては、漁に出ることそのものが、もう本当に命がけなんです。それでも漁に出なくてはならないという、そういう思いで一生懸命その対策を自ら取っておりますので、やっぱりそれに対する支援を県のほうが積極的にやっていただきたいということを要望いたします。

あと軽石の漂着で、漁民が漁に出ることができない、生活していけないと悲鳴を上げておりますけれども、これは災害です。災害から国民の命、財産、暮らしを守ることも国の大きな責務であります。災害の補償制度をつくるよう国に求めていくべきではないでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君）休憩いたします。

午後4時33分休憩

午後4時33分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君） 今般の軽石の影響を受けました漁業者への支援につきましては、11月2日に玉城知事が防衛省、環境省、農林水産省等、国の関係機関に対して、さらに11月17日には照屋副知事が水産庁長官等に対し、要請を行ったところでありませ

す。県としましては、漁業者に対する支援について、引き続き国に対して強く求めてまいります。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城ノブ子さん。

○玉城 ノブ子さん 次に、辺野古新基地建設について再質問いたします。

先ほどデニー知事から力強い答弁をいただきましたけれども、再度、辺野古新基地建設について、最後に質問をさせていただきます。

辺野古米軍基地建設の是非を問う県民投票で、72%の県民が反対の意思を表明しました。政府は県民の民意を無視し、辺野古新基地建設を強行しています。しかし、大浦湾側には90メートルの軟弱地盤が発見され、改良することは技術的にも不可能と専門家は指摘をしています。政府は、地盤改良工事のための設計変更申請を県に提出し、埋立土砂の7割以上を、糸満市をはじめ南部地域から遺骨の混じった土砂を使うことが明らかになり、県民をはじめ、全国で大きな怒りが広がっています。断じて許せません。玉城知事は設計変更申請を不承認にいたしました。しかし防衛省は、国土交通省に行政不服審査を請求しました。新基地建設反対の民意をないがしろにするものであり、絶対に容認できません。辺野古新基地建設は直ちにストップをすべきであります。再度、知事の決意をお伺いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 今般、公有水面埋立変更承認申請書について、延べ39項目452件の質問を行い、慎重に論点の絞り込みを行い、土木及び環境に関する専門家の助言を求め、災害防止及び環境保全に十分配慮した計画となっていないとして、不承認とする処分を行ったものであります。沖縄防衛局から提出された審査請求の内容は、現時点においてまだ詳細は把握できておりませんが、沖縄県としましては、審査請求書が届いた後に内容をしっかり確認し、関係法令等に基づき適切に対応してまいります。なお、このような見通しが立たないような状況でありますので、県といたしましても、今回の不承認によって沖縄本島南部地区の土砂が辺野古新基地建設のための埋立用に用いられ

ることは認められないということになると思います。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城ノブ子さん。

○玉城 ノブ子さん ぜひ一緒に、私たちみんな一緒に、沖縄県民みんな一緒に玉城デニー知事を支えて、新基地建設を絶対許さないという、この立場で頑張りたいと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。頑張ります。

ありがとうございました。御答弁ありがとうございました。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城健一郎君。

○玉城 健一郎君 皆さん、こんにちは。

ていーだ平和ネット、玉城健一郎です。

それでは一般質問に移させていただきます。

まず、新型コロナ対策からお伺いいたします。

過去最大の広がりを見せた第5波は、県民のコロナ対策への協力、そして医療従事者、県職員の献身的な支えによって収束してきました。しかし、世界的にはまだまだ感染が広がっており、予断を許さない状況であります。また、新たな変異株オミクロン株が世界的な警戒対象になるなど、新たな脅威が出てきています。

そこで伺います。感染状況について伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 県内の感染状況は、県民の皆様の御理解と御協力により小康状態にあり、12月7日現在、直近1週間の新規感染者数は24名となっております。しかしながら、新型コロナは感染防止対策を怠ると容易に再拡大することから、現在は沖縄県新型コロナウイルス感染症対策の基本方針によりまして、感染防止対策の定着を図り、社会経済活動を安定的に実施していくための取組を行っているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城健一郎君。

○玉城 健一郎君 ありがとうございます。

今、1週間で24名とかなり小康状態ということで、大分、保健医療部に関しても新型コロナ対策の現場に対しても、次の対策をする余裕が少しあるというふう

に私も考えています。そのような状況で、今現在の検査体制というのは、第5波以前からどのように変わってきたのか、御説明をお願いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 現在の県内の1日当たりの検査可能件数については、第5波以前の約9000件から約2万6000件へと拡充しているところでございます。第6波に備え、行政検査や保険診療検査のほか各種検査事業など、必要な場面で必要な検査が

実施できる体制を整備してきたところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城健一郎君。

○玉城 健一郎君 ありがとうございます。

第5波の前までは9000件ということで、なかなか検査が追いついていないんじゃないかという批判がありましたけれども、そういった批判に対して、県もしっかり対策を取ることで、現在2万6000件という検査体制まで広がったということです。

また、今、病床数だったり宿泊療養施設数を増設しているということなんですけれども、そちらについて御説明お願いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 県では、第6波の必要病床数を最大1031床と想定しまして、重点医療機関等における病床確保と併せて入院待機施設の拡充により、必要病床数を確保することとしております。また、宿泊療養施設につきましては、県内で8施設を借り上げて852室を確保しております。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城健一郎君。

○玉城 健一郎君 ありがとうございます。

先ほど入院待機ステーションの拡充ということで、第5波のときに多くの感染者を出しているにもかかわらず、対策本部と医師会、医療界が連携して入院と退院、そして宿泊療養施設や待機ステーションを使って、今現状の医療体制を使って乗り越えてきたというふうに伺っています。

そこで入院待機ステーション、入院待機施設に関して拡充するということなんですけれども、どれくらいの規模を拡充するのか、もし説明できたらお願いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 先ほど第6波の必要病床数については最大1031と申し上げております。その中で今現在、重点医療機関等で確保のお約束ができてるのが917床……

○玉城 健一郎君 待機ステーション。

○保健医療部長（大城玲子さん） 病床が917床でございますので、それに不足する分については入院待機施設において拡充することを想定しております。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城健一郎君。

○玉城 健一郎君 分かりました。ありがとうございます。

これから想定される第6波に対してどのような対策を取っていくのか、御説明お願いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後4時42分休憩

午後4時42分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 第6波に備えた医療提供体制としましては、先ほど申しあげましたように、病床の確保がまず第一にございます。それと検査体制の拡充についても、検査を受け入れる数については増やしましたけれども、検体を採取する体制についても拡充が必要だというふうに考えております。それから自宅療養などについて、在宅医療それから訪問看護などの体制についても拡充が必要だと考えておりました。総合的に医療提供体制の拡充が必要というふうに認識しているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城健一郎君。

○玉城 健一郎君 分かりました。ありがとうございます。

続きまして、ワクチンの接種状況についてお伺いしたいんですけれども、現状の接種状況、そしてまた3回目のワクチン接種についてお伺いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 令和3年12月6日現在の沖縄県の接種率について、1回目が68.8%、2回目が67.5%となっております。予約状況等から勘案しますと、希望する接種対象者に対しては、おおむね接種を終えたものと考えておりますが、引き続き今後接種を希望する方や新たに接種対象となる方のために、市町村と連携して接種機会を確保してまいりたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城健一郎君。

○玉城 健一郎君 ありがとうございます。

沖縄県、若い人たちが多い地域ですので、全国的に若い世代というのがワクチンの接種率が低い状況にある中で、どうしてもそういったところで平均的なワクチン接種率が低くなるというのが仕方ないとは思いますが。しかし、改めてまた若い世代、20代、30代に対して接種を促すということで、その辺りは頑張りたいと思います。

あと、私の友人に、この方は県内ではないんですけれども、福岡に住んでいる方で、息子さんが15歳でワクチンを受けた後に顔面麻痺ということで、ワクチンを受けることでそういった副反応、副作用というものがでてきたと。調べてみたらそういった副反応というものがある、副作用があるということは調べてきたんですけれども、福岡県の場合は、ワクチンで何かがあったときにそういった相談ができる窓口というのがあったんです。沖縄県の場合、当時ちょっと私が調べ

た限りなかったんですけれども、沖縄県の場合はどこに相談したらいいのでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後4時45分休憩

午後4時45分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 副反応につきましては、県としまして可能な限り情報収集して、県民の皆様にお伝えしているところでございます。ただ、実際に副反応がある方の相談窓口については、特に窓口というのは設けておりませんが、医療機関において受診していただくということで対応させていただいているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城健一郎君。

○玉城 健一郎君 あった場合はしっかり対応していただきたいということと、あともう一つ、私自身がワクチン接種を受けようというふうに決意をしたのが、やっぱり罹患した後の後遺症というのが私的には少し恐いかなということと、後遺症があったから早くワクチンを受けたんですけれども、沖縄県内での後遺症というのは実際どれくらい出ているのかということと、もし罹患した後に後遺症が出た場合は、どういったところに相談したらいいのか、この辺り御説明をお願いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） コロナの後遺症については、まだ症状とかその辺のことが検証されていないということもございまして、研究がまだ進んでいない状況にはございます。ですので、診療される場所についても専門の方が、私の知る限り、まだ県内にはいらっしやらないというふうには思います。

ただ、そういうこともございまして、症状も多岐にわたるといってもあって、人数については把握しておりませんが、県としましては、医師会等とも意見交換をしております。後遺症に対してどんな体制が取れるかということは検討しているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城健一郎君。

○玉城 健一郎君 ぜひよろしくお願ひします。

すみません、少し飛ばしながらなんですけれども、先日私、東京に出張に行った際、帰りに空港での検査を受けてきました。

空港のPCR検査の実績をお伺ひいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） 那覇空港

では、令和3年2月3日から11月30日までの301日間で5万6123人がPCR検査及び抗原検査を受け、257人の陽性者を療養へとつなげております。宮古空港では6月3日から11月30日までの181日間で7010人がPCR検査を受け、101人の陽性者を療養へとつなげております。下地島空港では同じく6月3日から11月30日までの181日間で1474人がPCR検査を受け、26人の陽性者を療養へとつなげております。新石垣空港では同じく6月3日から11月30日までの181日間で5368人がPCR検査を受け、25人の陽性者を療養へとつなげております。久米島空港では7月16日から11月30日までの138日間で1480人がPCR検査を受け、3人の陽性者を療養へとつなげております。県全体で7万1455人がPCR検査等を受けて、412人の陽性者を療養へとつなげたところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城健一郎君。

○玉城 健一郎君 ありがとうございます。

そこはとてもいい効果だと思います。

私がすごく感じたのが、実際予約を取る際にスマホでしか取れないというところ。私たちでも予約を取るまで、登録までして大体5分ぐらいかかったんですよ。そういった状況の中で、例えば高齢者の皆さん等が、今空港のPCRを受けたくても受けられないという状況があると思うんですよ。そういったところに対しての改善というのは行っているのでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） こういった御意見があったことは承知しておりまして、受付係を増員しまして、電話あるいは直接会場にいられて受付をするという方法もできるように拡充したところで、これは11月下旬から拡充しております。また、夏場に夏休みと感染状況が厳しい状況が重なった時期に、予約が取りにくいとか、あるいは会場のほうで混雑があったというところがありましたので、その段階から会場整理係を増員して配置したというような改善も行ったところでございます。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城健一郎君。

○玉城 健一郎君 そういった市民、県民の意見に対してしっかり真摯に対応していただいて、本当にありがとうございます。ぜひともこれにとどまらず、まだまだ改善するところがあると思いますので、ぜひよろしくお願ひいたします。

次の質問に移ります。

基地問題について。

普天間飛行場について質問いたします。

返還合意から25年たつにもかかわらず、日夜騒音被害、環境汚染などに悩まされております。4年前には緑ヶ丘保育園、普天間第二小学校にヘリの部品や窓枠が落下し、去る11月23日は宜野湾市野嵩の民間地にオスプレイから水筒が落下した。いずれの事件も幸い人命には影響はなかったが、一步間違えれば大惨事になるような事件でありました。県民の命と財産を守る観点から、以下を伺います。

宜野湾市の民家へのオスプレイからの落下物について、現状をお伺いします。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） お答えいたします。

去る11月23日午後6時45分頃、宜野湾市の住宅街にMV22オスプレイから金属製の水筒が落下する事故が発生しました。現時点で県民への人的被害は報告されておりませんが、住宅密集地への航空機からの部品等の落下は人命、財産に関わる重大な事故につながりかねず、極めて遺憾であります。

県としましては、沖縄防衛局や在沖米海兵隊等に対し、事故の発生に強く抗議するとともに、事故原因の究明がなされるまで同機種の飛行中止、事故原因の徹底した究明とその早期の公表、再発防止措置を含むより一層の安全管理の徹底、普天間飛行場の速やかな運用停止を含む一日も早い危険性の除去及び早期閉鎖・返還などを要請したところであり、今後とも、過重な基地負担の軽減について強く求めてまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城健一郎君。

○玉城 健一郎君 今回の事件に関して、米軍がこれを認めたのは、宜野湾市から防衛局を通しての照会によって認めて、結局事件発生から1日たって、県だったり宜野湾市に対して回答しているという。これまで事件・事故があれば、速やかに通報してくださいということを、県にしても市町村の要望に対しても、米軍は全く応えてないんですね。そういったことに対して、やっぱりしっかり抗議をしないといけない。また、同じ時期に起こりましたが、青森での落下物に関して、あちらに関しては米軍から当該町に対して謝罪に訪れるという状況だったんですが、今回の件に関して宜野湾市長も含めて、沖縄県に対しても、あちらのほうに行かない限り、抗議も受け付けられない謝罪もないという状況に対して、やっぱり温度差を感じるというか、同じような事件があったにもかかわらず、沖縄県とほかの都道府県とでは全く違う対応を取られているということに対して、私はすごく怒りを感じます。

その点について、知事、どのようにお考えでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） まず、今回の事件に対して県といたしましては、在沖米軍に対しては県庁に来てしっかりと謝罪をすべきだということを、申入れを行ったところでございます。一方、これに対しては、海兵隊からは、抗議・要請は海兵隊太平洋基地司令部で受ける方針と。要するに在沖米軍の基地内で受けるという方針での回答がありましたことから、県としましては、より迅速に抗議・要請をすることを優先して、基地対策統括監が出向いて抗議を行ったということでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城健一郎君。

○玉城 健一郎君 現在、この事件に対して、県警の捜査状況をお伺いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 警察本部長。

○警察本部長（日下真一君） お答えします。

県警察におきましては、令和3年11月24日の事案発覚時、所轄の宜野湾警察署員が直ちに臨場いたしまして、現場状況を確認するとともに、関係者から事情聴取等を行ったほか、関係機関と連携し事実確認を進めたものであります。なお、現在のところ人的被害等は確認されておりません。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城健一郎君。

○玉城 健一郎君 今回の事件というのがどのように取り扱われるかというのが私の次の質問なんですけれども、似たような事件で普天間第二小学校の窓枠の場合は、こちらが結局捜査まで行っていない状況で終わったというふうに認識をしていますけれども、今回の事件はどのように取り扱われる予定なんですか。御回答お願いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 警察本部長。

○警察本部長（日下真一君） お答えいたします。

現在まで人的被害等は確認されておりません。また、落下物の原因等が明らかではございません。

県警察といたしましては、今後落下原因を踏まえまして、違法性等の検討など、適切な対応をすることとしております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城健一郎君。

○玉城 健一郎君 第二小学校の窓枠の事件もそうなんですけれども、結局ここで問題になってくるのが、地位協定と航空法の特例によって、結局警察権が及ばない状況がつくられていると思うんですよ。そういっ

たところに対して、やっぱり日本の国の主権に対して侵害されている、国民の命と財産が侵害されている状況に対して、やはり特例措置の廃止と地位協定の抜本的改定を求めべきだと考えますが、いかがお考えでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 議員御案内のとおり、確かにこのように基地あるがゆえの県民、国民に対する危険度は、危機の隣接性といいますか、基地がそれだけ集中しているところには、当然その訓練の回数ですとか実人数、いわゆる兵隊の人数、それも多く配置されるわけで、その分、残念なことに事件・事故なども比例するというような報告もあります。

日米地位協定の改定など、全国知事会を通して政府のほうへ、この問題は沖縄だけの問題ではない、全国の自治体からそのような声を上げていただき、1度政府に要望をさせていただいておりますが、引き続き全国知事会などを通じて、その地位協定の改定についてなどもしっかり政府に申し入れてまいりたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城健一郎君。

○玉城 健一郎君 ぜひよろしく願いいたします。

次の質問に移ります。

辺野古新基地建設に関して質問いたします。

今回、普天間飛行場代替施設建設事業公有水面埋立変更承認申請について、知事の不承認を私は支持しておりますが、今回不承認とした理由というのを伺いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 県では、沖縄防衛局から提出された公有水面埋立変更承認申請書について、公有水面埋立法への適合状況を確認するため、沖縄防衛局に対し、延べ39項目452件の質問を行ってきたところであり、沖縄防衛局の回答を踏まえ、慎重に論点の絞り込みを行い、土木及び環境に関する専門家の助言を求め、公有水面埋立法への適合性について、「災害防止」及び「環境保全」に十分配慮した計画となっているかなど厳正に審査してきたところであります。審査の結果、「国土利用上適正且つ合理的なること」、「環境保全及び災害防止に付き十分配慮せられたるものなること」の要件に適合しないと認められることと判断したところであります。これらのことから、県では、普天間飛行場代替施設建設事業に係る埋立地用途変更及び設計概要変更承認申請について、去る11月25日に不承認とする処分を行ったものであります。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城健一郎君。

○玉城 健一郎君 分かりました。

今回の処分に関しては、あくまで行政手続の中で不備があった、不備というか、これができない状況があったから不承認というふうに行ったということの説明だと思えます。

今回その不承認に対して、国は、防衛省は、設計変更申請を不承認としたことに対して行政不服審査請求を国土交通大臣に対して出しました。これは毎回毎回国がやっていることで、先ほど副知事からもお話がございましたけれども、なりすまし、本来ならば国民だったり一企業とかでの救済制度を国が使うということに対して、やはり私自身もこれはおかしいと思いますので、ぜひ負けずに頑張っていただきたいと思えます。

次の質問に移ります。

すみません、軽石対策については各議員が質問していますので、こちらは割愛させていただきます。ありがとうございます。

次4番、SNSを使った少年少女の被害について質問いたします。

現在、NHKとかでも特集が組まれていて、いわゆるSNSを使った性的被害とか、そういったものが子供たちに広がっているという現状がございます。今、沖縄県での発生件数、御説明をお願いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 警察本部長。

○警察本部長（日下真一君） お答えいたします。

当県における発生件数でございます。

令和3年10月末現在の発生件数と被害少年数でございます。24件15名で、前年同期と比べ13件9名の減少となっております。発生した事件の内訳は、沖縄県青少年保護育成条例違反が18件、児童買春・児童ポルノ禁止法違反が6件となっており、被害少年の内訳は、中学生が9名、高校生が6名となっております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城健一郎君。

○玉城 健一郎君 ありがとうございます。

少し減少しているということで、これはコロナがあったのかどうかちょっと分からないですけれども、ただ、これだけ発生しているということに対して、やっぱり私たち大人も危機感を持たないといけないと思います。見えているのはこれだけではないと思いますので。

その中で特に番組の中ですごく行っていたのが、グルーミングといって、性的な目的で子供を手懐ける心理的コントロールのことをいうんですけれども、今

現在、日本の国内でも法規制が検討されていることです。このグルーミングとかそういったことを使って子供たちをうまく誘導していく、そういった事案というものが出来ているので、ぜひこの沖縄県内でもやはり子供たちを守っていく。特にこれ絶対に子供たちは被害者で、加害者は大人の状況が多いので、このものに対してしっかり対策を取っていく必要があると思いますけれども、こちら県警として対策の必要性についてどのようにお考えでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 警察本部長。

○警察本部長（日下真一君） 県警といたしましても、子供たちをいわゆる SNS 利用に起因する犯罪被害から守るために、県教育庁の関係機関やサイバー防犯ボランティア、民間事業者等と連携いたしまして、児童生徒や保護者に対する SNS 利用の危険性の周知、フィルタリング利用の普及啓発、それから街頭補導活動及びサイバーパトロールによる被害児童の早期発見・保護、それから SNS 上における児童の性被害につながるおそれのある不適切な書き込みに対して注意喚起を行い、被害を未然防止することを重点に置いた広報啓発活動、違法・有害情報を発見した際のサイト管理事業者に対する削除依頼などの被害防止対策を強化しているところでありまして、引き続き推進してまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城健一郎君。

○玉城 健一郎君 ありがとうございます。

その対策と必要性について、教育委員会のほう、お願いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（金城弘昌君） 議員御提案のとおり、SNS に関係した性被害については、SNS の特性から、不適切な利用や被害の実態が見えづらいということを課題として捉えております。各学校では、発達段階に応じて、性犯罪に巻き込まれないための授業や外部講師による講話等——これは県警の協力をいただいているところでございます——実施しております。また、高校生代表者会議を開催いたしまして、犯罪に巻き込まれないための SNS ・スマホの適切な利用をテーマとしたハンドブックの作成に取り組んでいるところでございます。

県教育委員会としましては、児童生徒・保護者向けに SNS 等の危険性についての注意喚起の文書を発出しており、引き続き関係機関と連携し、SNS に関係した性被害の防止に取り組んでいきたいと考えています。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城健一郎君。

○玉城 健一郎君 ありがとうございます。

続きまして、この対策と必要性についてなんですけれども、子ども生活福祉部、どのようにお考えでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん） 子ども生活福祉部の取組といたしましては、青少年保護育成条例に基づきまして、携帯電話事業者等に対して、青少年有害情報のフィルタリングサービスの設定について、保護者への説明等に係る義務を課しているところでございまして、市町村や関係機関と連携して立入調査を実施するなど、被害の未然防止に対する取組をしているところでございます。また、青少年に向けましては、SNS の危険性をテーマにした作文とかポスターを募集することにより、また、その適切な利用等について考える機会を設けるなどの啓発のための取組を行っているところでございます。

あわせて、これは被害者支援の部分なんですけれども、病院拠点型の性被害者ワンストップ支援センターを設置いたしまして、24時間365日で支援の充実に取り組んでいるというところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城健一郎君。

○玉城 健一郎君 ありがとうございます。

この取組に関して、県警だけでも、教育委員会だけでも、子ども生活福祉部だけでも、この取組、解決というのはなかなか難しいと思います。これは全体でやらないといけないことだと思いますので、これからはまた私も勉強していきますので、よろしく願いいたします。

次の質問に移ります。

5 番、PFOS、PFOA への対策についてお伺いいたします。

現在の北谷浄水場の検出状況についてお伺いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 企業局長。

○企業局長（棚原憲実君） 企業局では、中部水源の取水抑制や粒状活性炭処理などの PFOS 対策を行っておりまして、北谷浄水場浄水の PFOS 等の平均値は、平成30年度の1リットル当たり29ナノグラムに対し、令和元年度が23ナノグラム、令和2年度は16ナノグラム、今年度も10月末現在で10ナノグラムまで低減しております。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城健一郎君。

○玉城 健一郎君 ありがとうございます。

現在の企業局の対策についてお伺いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 企業局長。

○企業局長（棚原憲実君） 企業局では、PFOS等対策の一環としまして、例年水事情が良好な時期は中部河川等からの取水を抑制し、ダム水を増量するなどの対応を行っております。加えて、さらなるダム水の増量を図るため、沖縄総合事務局と協議の上、金武ダム・漢那ダム等の水利権変更の申請を11月に行ったところです。また、本年11月から防衛省補助を活用し、より吸着効果の高い粒状活性炭への取替え工事に着手しております。今後も引き続き、PFOS等対策に取り組んでまいります。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城健一郎君。

○玉城 健一郎君 金武ダム・漢那ダムからの取水を申請しているということなんですけれども、もし答えられたらいいんですが、どれぐらいの量を取る予定なんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時6分休憩

午後5時7分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

企業局長。

○企業局長（棚原憲実君） 金武ダム・漢那ダムからの増量は、日量1万7000トンを予定しております。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城健一郎君。

○玉城 健一郎君 ありがとうございます。

2021年12月3日の新聞報道によると、うるま市の米軍貯油施設内で実施した水質調査で、暫定指針値50ナノグラムの約1600倍に当たる約8万ナノグラムが検出されたというふうに報道がありました。米軍と日本政府の同意がないと公表できないということでしたけれども、その後、何か進展がありましたか。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） お答えいたします。

うるま市陸軍貯油施設のサンプリング結果が公表に至っていないということに関しまして、県は去る12月3日に沖縄防衛局に対しサンプリングの測定結果を早期に公表すること、陸軍貯油施設を含む在沖米軍基地において保管するPFOS等の速やかな撤去、撤去するまでの間の適切な管理、また県から要請しているところの米軍施設におけるPFOS等の処理の取扱い等について改めて要請を行いました。

県からの要請を受け、12月6日に沖縄防衛局から、県からの要請内容はすぐに東京に伝えているということ、それから現在東京において米側と調整していること、サンプリング結果の公表に向けて協議を加速して

いるという回答がございました。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城健一郎君。

○玉城 健一郎君 PFOS、PFOAというのは県民の本当に懸念材料ですので、知りたい県民も多いと思います。ぜひこれ早期に公表できるように頑張ってくださいと思います。

2021年12月6日の新聞報道によると、米国有力議員の沖縄のPFOS問題への報告について、矮小化した回答をしていたと報じられております。沖縄県から正確な情報と現状を伝えていく必要があると思います。ワシントン事務所を使ってぜひアプローチしていただきたいと思いますが、御答弁をお願いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） お答えいたします。

ワシントン駐在においては、連邦政府関係者や米国連邦議会関係者に対して、あらゆる機会を通じて米軍関係の事件・事故と、加えて本件のPFOSに関する問題についても情報発信を行っているところでございます。昨年4月に発生をしました普天間飛行場からの22万7000リットルの泡消火剤の流出についても、ワシントン駐在からしっかりと連邦議会関係者や政府関係者に説明をしているところでございます。

今後も引き続きワシントン駐在を活用した形で、沖縄の基地問題に関する正確な情報発信に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城健一郎君。

○玉城 健一郎君 ぜひよろしく願いいたします。

次に移ります。

HIV対策についてお伺いいたします。

12月1日は世界エイズデー。エイズの蔓延防止とエイズ患者・HIV感染者に対する支援、差別・偏見の解消を目的として、1988年に世界保健機関が定めた日です。かつては死の病と恐れられたエイズ、HIVも早期発見・早期治療により、エイズの発症を防ぐことができ、通常の生活が送れるようになりました。また、継続して治療を行うことで、体内のウイルス量を減らすことで、感染者から他者への感染リスクを大きく低下させることも分かってきた。これからはエイズ・HIVに対する偏見・差別をなくすこと、検査を一般的にすることでHIV感染者を早期発見、一日も早い治療を行うことが社会的に重要だと考えます。

そこでお伺いいたします。

HIVの感染状況をお伺いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 本県のHIV感染

者とエイズ患者を合わせた年間新規報告数については、2007年以降、14件から33件で推移しているところです。2021年は21件が報告され、その内訳はH I V感染者が14件、エイズ患者が7件となっております。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城健一郎君。

○玉城 健一郎君 さきの議会でも質問しましたが、いきなりエイズというものがやはり多い状況、また、検査が十分にできていないからいきなりエイズだったりとか、そういったものが広がっているというふうに考えています。検査体制が十分になっていないのか、もしくは検査の周知が足りていないのか、もしくはH I Vやエイズに対して偏見・差別があるから検査を受けられる状況になっていないことが考えられます。

現状の保健所の検査状況についてお伺いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 県内6保健所における無料匿名のH I V検査の実施件数は、2015年以降、年間2200件前後で推移しておりました。2020年は新型コロナウイルス感染症の流行により、ほぼ年間を通して検査を休止したため、検査実施件数は442件となっております。2021年は1月から10月まで検査を休止していましたが、11月より検査を再開し、12月7日現在の検査実施件数は43件となっております。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城健一郎君。

○玉城 健一郎君 新型コロナによって検査ができていない。現状も例年よりも大幅に少なくしながら検査している状況で、やはり補足できていない状況があると思います。

さきの議会でお伺いしましたが、外部委託についての進捗状況と課題についてお伺いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 検査の外部委託につきましては、医療機関と調整を進めているところです。委託検査は匿名で受けられることが前提となりますが、匿名の場合は検査や結果通知を行う際の本人確認作業が繁雑になります。従来、医療機関は匿名での検査を実施していないところが多いので、匿名検査について理解を得ることが課題となっております。また、委託する際は、委託医療機関の通常の診療を圧迫しないことや、県民がアクセスしやすいことを考慮しまして、委託先を複数確保することが重要と考えております。今後はH I V検査の実施経験のある医療機関を中心に、調整を進めてまいりたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城健一郎君。

○玉城 健一郎君 ありがとうございます。

このエイズ・H I Vに関して、エイズを発症する前だったら幾らでも治療ができる。先ほど申し上げましたが、早期発見というのが一番大切なことだと思うんですよ。そういった状況の中で、沖縄県はエイズ・H I Vの重点地域になっている、全国でもなっている地域の中で、あまりにも検査数が少ないと思うんですね。今回、特に保健所をお願いしている状況で新型コロナウイルスが出てきた場合、実際検査を止めないといけない。相談もできない状況というのが長く続いている中、潜在的にH I Vが広がっていると思うんですよ。そういったものに対して対策していくためには、外部委託、もしくは東京都のように保健所とは別で検査とか相談に特化した施設を整備する必要があると思いますので、ぜひ検討していただきたいと思います。

最後になりますけれども、H I V・エイズに対しての偏見・差別というものが、やはり今の社会の中で大きな問題だと思うんです。だからこの検査を受けにくい状況をつくっている。ぜひ教育委員会も含めてなんですけれども、この偏見・差別に対して、なくしていくように頑張っていたきたいと思います。

次の質問に移ります。

次、会派の代表質問関連なんですけれども、首里城再建について。

(1)、首里城正殿の復元整備についてなんですけれども、県の説明では、県の制作物の制作に当たっては有識者による監修が必要と考えており、当該監修委員会の設置などについて検討しているということなんです。この検討状況はどのようになっているか御答弁をお願いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 有識者による監修委員会につきましては、次年度の設置に向けて、執行体制とか、そういったものの検討を始めたところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城健一郎君。

○玉城 健一郎君 ありがとうございます。

首里城復元に向けて技術検討委員会は、暫定的な結論案において大龍柱の向きについて、令和復元においても大龍柱の向きは平成復元を踏襲するという方針を示しました。龍柱の向きについて、1768年の寸法記、1846年の御普請絵図帳で相対向きで書かれていることが根拠となっておりますが、2019年に存在が明らかになった1877年に撮られたフランス海軍の写真では、大龍柱の向きは正面を向いています。この写真

について技術検討委員会は、1846年から1877年の約30年の間に向きの変更があったと仮説し、調査した変更された経緯は確認できなかったというふうに報告をしております。それにもかかわらず、1846年から1877年の間に向きの変更があったという仮説を基に、大龍柱の向きを暫定的に相対向きというふうに決めてしまった。この技術検討委員会の暫定的な結論について知事はどのようにお考えか、お伺いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 暫定的な結論についてでございますけれども、大龍柱につきましては、首里城正殿等の復元が国営公園事業であるため、国の首里城復元に向けた技術検討委員会で検討されることとなっております。

県としましては、首里城復元に向けた技術検討委員会です承された大龍柱の向きに係る暫定的な結論につきましては、有識者による専門的、学術的な検討の結果であると考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城健一郎君。

○玉城 健一郎君 私もある識者による学術的な検討だと思うんですけれども、実際に正面向きの写真が出ている状況で、やっぱり写真というのは現状ですから、絵とかそういったものよりも証拠としての能力は高いと思うんですよ。そこに対しての疑問というのが、どうしても私、この技術検討委員会の説明を聞いている限りだと答えられていないというふうに考えています。一方で、正面向きを主張している学者の説のほうは、私は少し納得できる場所があるんですね。

そこで今回の復元というのは、やっぱり県民のみならず県外、海外からも注目されていると思います。今年度末の実施設計に盛り込まれ、来年の10月に工事が始まるということなんですけれども、今回少し、龍柱の向きについては結論を急ぎ過ぎだと私は考えています。県民の関心が高い大龍柱の向きについて、沖縄の研究者の間で意見が分かれています。今回の件は県民の疑問に答えられたものではなくて、一方的な意見で決めたところがあると私は考えています。さきの写真など、平成の復元時にはなかった新たな知見があり、令和の復元は最新の研究成果が生かされるべきだと考えます。沖縄県が主催で研究者同士でしっかり議論していただき、県民に説明する機会が必要だと考えるが、開催してはどうか。御答弁お願いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 県民へ説明する機会ということでございますけれども、国の技術検討委員会は、令和3年12月1日に開催された委員会後の記

者発表において、来年1月30日に県民向けの説明会を開き、決定経緯などを説明すると発表いたしました。

県としましては、当該説明会において、大龍柱に関する意見についても、専門的、学術的な見地から説明がなされるものと考えております。

以上でございます。

○玉城 健一郎君 ありがとうございます。

○議長（赤嶺 昇君） 島袋恵祐君。

〔島袋恵祐君登壇〕

○島袋 恵祐君 こんにちは。

日本共産党の島袋恵祐です。

一般質問を行います。

1、保健所体制について。

(1)、新型コロナをはじめ、様々な感染症の対応には保健所の体制強化が必要不可欠と考えます。県が行ってきた保健所体制強化の取組と今後の取組について伺います。

(2)、新型コロナ以外の感染症の検査実績はどのようになっていますか、伺います。

2、新型コロナウイルス感染症について。

(1)、新たな変異株オミクロン株の脅威について見解を伺います。また、感染拡大を未然に防ぐための県の対応を伺います。

(2)、新型コロナに罹患後の後遺症とはどのようなものがあるか伺います。また、後遺症を患っている人は県内にどのくらいいるのか伺います。

(3)、新型コロナに感染した在沖米海兵隊員が民間航空機で県内に移動していました。沖縄での新たな感染拡大の危険性があり、許されるものではありません。県の見解を伺います。

3、米軍基地問題について。

(1)、米軍嘉手納基地への外来機の飛来や騒音被害が後を絶ちません。県民の生命と健康が脅かされており、静かな夜を返してほしいというのが地域住民の願いです。被害の実態はどうか伺います。

(2)、米軍嘉手納基地に計画されている新たな格納庫等の建設について概要を伺います。これ以上の嘉手納基地の機能強化があってはなりません。県の対応を伺います。

(3)、世界自然遺産登録された沖縄島北部は、いまだに米軍北部訓練場が存在し、騒音問題や環境汚染が指摘をされています。県として、日米両政府に北部訓練場の全面返還を強く求めるべきです。見解を伺います。

(4)、東村高江地区周辺のみ軍ヘリパッド撤去を日米両政府に強く求めるべきです。見解を伺います。

(5)、東村高江周辺の米軍ヘリパッド建設工事への機動隊派遣について、名古屋高裁が派遣手続の違法性を認める判決を言い渡しました。判決内容を伺います。

4、自衛隊問題について。

(1)、先日、全国3万人規模にもなる自衛隊統合演習が行われました。沖縄においても民間港を使用した輸送訓練や民間地での通信訓練を実施しました。政府による安保法制下で日米軍事一体化、戦争協力体制づくりが進んでいます。国家間の問題を軍事的対応の強化で応えるのでは、軍事的緊張を高め、一触即発の事態に陥る危険があります。自衛隊の増強、機能強化はやめるべきです。そして、国家間の問題は平和的な外交交渉による解決が重要だと考えますが見解を伺います。

(2)、住民合意のない民間港や民間地などの自衛隊訓練使用を認めるべきではありません。見解を伺います。

5、沖縄市東部地域の防災について。

(1)、沖縄市東部地域は海拔が低く、津波などの防災対策が必要です。県としての防災計画はどのようなになっているか伺います。

(2)、東部海浜開発地区における津波防災対策について伺います。

6、公共施設について。

(1)、公共施設トイレに生理用品の常備を行うべきです。見解を伺います。

7、我が党の代表質問との関連について。

比嘉瑞己議員の代表質問から、玉城県政のこれまでの実績について、知事や子ども生活福祉部長からの答弁で、沖縄県性の多様性尊重宣言に取り組んでいるとお話がありましたが、その取組について具体的な中身を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

〔知事 玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君） 島袋恵祐議員の御質問にお答えいたします。

3、米軍基地問題についての御質問の中の(3)、北部訓練場の全面返還についてお答えいたします。

沖縄県としては、平成29年10月に東村高江で発生したCH53Eの不時着炎上事故を受け、県議会だけでなく、地元高江区や東村議会が北部訓練場ヘリコプター着陸帯の使用禁止等を求める抗議決議を行ったことなどを重く受け止めております。北部訓練場については、日常的に航空機騒音等の基地被害が発生していること、ほとんどが国有地であり、駐留軍等労働者が

少ない訓練施設であること、世界自然遺産登録地に隣接し希少な固有種が数多く生息・生育する生物多様性に富んだ地域であることなどから、沖縄県としては、日米両政府において返還を検討していただく必要があると考えております。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

〔保健医療部長 大城玲子さん登壇〕

○保健医療部長（大城玲子さん） 1、保健所体制についての御質問の中の(1)、保健所の体制強化と今後の取組についてお答えいたします。

保健所の体制強化については、eラーニングによる県職員の応援人材確保及び市町村、大学、看護学校等からの応援協力など、応援体制の仕組みを構築してきたところです。しかしながら、第5波の感染急拡大においては、保健所の積極的疫学調査の対応に遅れが生じるなど、応援人員をいかに早く投入するかが課題となりました。

県としては、今後の流行を見据え、外部委託により人員を増加するなど、保健所の体制強化に取り組んでおります。

同じく1の(2)、感染症検査の実績についてお答えいたします。

感染症法に基づき保健所が実施する結核や腸管出血性大腸菌などの検査については、新型コロナウイルス感染症発生後も検査体制を維持しており、実績は例年並みとなっております。一方で、希望者に対し実施しているHIV、梅毒、クラミジア、B型肝炎、C型肝炎及びヒトT細胞白血病ウイルス1型の検査については、新型コロナ対応のため、昨年9月から本年10月まで全てを休止していたところです。このためHIVの検査実績は、従来、年間2200件程度であったものが、2020年は442件、2021年は12月7日現在で43件と減少し、その他の感染症についても、例年の10分の1程度に減少しております。

次に2、新型コロナウイルス感染症についての御質問の中の(1)、オミクロン株及び感染拡大防止策についてお答えいたします。

オミクロン株の変異は、これまでの変異株の中で最も多様性があり、感染・伝播性の増加、既存のワクチン効果の著しい低下、再感染のリスクの増加などが強く懸念されております。一方で、重篤度の変化については、十分な疫学情報がなく不明とされております。

県としましては、行政検査、県内市中病院等、空港PCR検査、飲食店従業員向け無料PCR検査及び安

価なPCR検査で陽性となった検体について、県衛生環境研究所等にてゲノム解析等を行い、オミクロン株の早期発見につなげることであります。また、オミクロン株が発見された際には、十分に対応できるよう、保健所の調査体制を強化してまいります。

同じく2の(2)、後遺症の症状及び県内の人数についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の後遺症については、倦怠感、せき、息苦しさ、味覚・嗅覚障害、不眠、脱毛等が挙げられ、症状が広範にわたることから、現時点では、県として具体的な症例数を把握するには至っておりません。

県としましては、現在、関係機関と後遺症への対応を協議しており、後遺症を患っている方々が症状に適した診療科を円滑に受診できる体制の構築に努めてまいりたいと考えております。

同じく2の(3)、米軍関係陽性者の来沖事案についてお答えいたします。

陽性が判明した米軍関係者が本年10月31日に来県した事案については、県全体の感染対策の取組や水際対策の意義を大きく損ねるものであり、大変遺憾であります。県は、国に対して、原因究明や検査陽性者の隔離を確実に実施すること、米軍側へ実効性のある再発防止策を求めることを要請したところであり、引き続き調査結果の確認等を行い、再発防止の徹底を求めてまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 環境部長。

〔環境部長 松田 了君登壇〕

○環境部長（松田 了君） 3、米軍基地問題についての(1)、嘉手納基地の騒音被害の実態についてお答えします。

嘉手納飛行場周辺では、航空機騒音が恒常的に環境基準を超過している状況であり、令和2年度も、周辺22地点中6地点で環境基準を超過しております。また、航空機騒音の評価指標である時間帯補正等価騒音レベルは、砂辺局で66デシベル、騒音発生回数は、屋良A局で1日平均60.2回、夜間22時から翌朝6時までの時間帯は、嘉手納A局で月平均96.1回を記録しております。このような状況は、生活環境に大きな影響を与えていると考えており、日米両政府に対し航空機騒音を軽減するよう要請を行っているところであります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

〔知事公室長 金城 賢君登壇〕

○知事公室長（金城 賢君） 3、米軍基地問題についての(2)、嘉手納飛行場の新たな格納庫等の建設についてお答えをいたします。

去る9月、米空軍は嘉手納飛行場内の既存施設を解体して整備した敷地に、救難ヘリを収納する格納庫やフライトシミュレーター訓練室、支援施設等の新設を計画しているとの報道がありました。沖縄防衛局に確認したところ、現在米側へ確認中であり、情報が得られ次第提供するとの回答がありました。

県としては、嘉手納飛行場によるこれ以上の負担増はあってはならないと考えており、今後とも詳細な事実関係の確認に努めるとともに、三連協とも連携し、日米両政府に対して、地元が負担軽減を実感できる取組を求めてまいります。

3の(4)、東村高江のヘリパッドの撤去を求めるところについてお答えをいたします。

沖縄防衛局が行っている東村高江区牛道集落における航空機騒音測定結果によると、平成27年2月のN4地区のヘリコプター着陸帯の先行提供開始以降、騒音発生回数が増加し、令和2年度は平成26年度の約3.6倍、夜間の騒音発生回数は約6.2倍となっております。そのため、県としては、住宅地に近接するN4地区の使用中止や住宅地上空の飛行を回避する等、騒音被害の軽減をこれまでも関係大臣に求めてきたところであり、去る11月にも松野官房長官に対し要請しております。

同じく3の(5)、東村ヘリパッドに係る名古屋高裁判決についてお答えをいたします。

令和3年10月7日の東村高江への機動隊派遣に係る名古屋高裁の判決は、平成28年、当時の愛知県警本部長が、東村高江におけるヘリコプター着陸帯移設工事の警備活動に愛知県警察の警察官を派遣することを専決により決定したことは、愛知県公安委員会の実質的意思決定に基づくものではなく違法であるとして、当時の愛知県警本部長に対し、約110万円の賠償を命令するよう、愛知県知事に命じたものであります。

4、自衛隊問題についての(1)、自衛隊の増強、機能強化についてお答えをいたします。

自衛隊の配備については、我が国の安全保障や地域の振興、住民生活への影響をめぐって、様々な意見があるものと承知しております。県としては、政府に対して、地元の理解と協力が得られるよう、より一層丁寧に説明を行うとともに、配備スケジュールありきで物事を進めることがないよう、求めてまいりたいと考えております。また、諸外国との関係については、対話と協議を通じて情勢の悪化を防ぎ、不測の事態の発

生を回避する等、冷静かつ平和的な外交によって解決を図ることが重要であると考えております。

同じく4の(2)、自衛隊による民間港等の使用についてお答えをいたします。

県としましては、かねてから自衛隊の配備等について、様々な意見がある中、民港等を使用した令和3年度自衛隊統合演習の実施は、県民に事故の危険性への不安等を生じさせるものであると考えております。このため、先月18日に統合幕僚監部に対し、民港等の使用については、地元自治体の意向を十分に踏まえた上で、必要最小限度の範囲で実施されるべきであること等について強く要請を行ったところであります。

5、沖縄市東部地域の防災についての(1)、津波等への防災対策及び県防災計画についてお答えをいたします。

沖縄県地域防災計画において、市町村は、地域防災計画を具体化する津波避難対策として、避難の対象地域、安全な緊急避難場所及び避難経路の確保、避難指示等の発令や伝達等を定めた津波避難計画を作成し、住民等に周知を図ることが求められています。沖縄県では、津波避難計画に必要な事項や留意点をまとめた手引書として沖縄県津波避難計画策定指針を策定し、市町村の津波避難計画の策定を支援しております。また、平成24年度より県独自の取組として地震・津波災害に係る防災体制の向上を図ることを目的に、県下全域を対象として、市町村との共催により沖縄県広域地震・津波避難訓練を実施しており、令和3年度は、11月5日の津波防災の日に、沖縄市東部地域を含め、実施したところであります。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 土木建築部長。

[土木建築部長 島袋善明君登壇]

○土木建築部長(島袋善明君) 5、沖縄市東部地域の防災について(2)、中城湾港泡瀬地区の津波防災対策についてお答えいたします。

中城湾港泡瀬地区は埋立地であることから、避難ビル等を利用した高所への避難が、合理的かつ効果的な対策と考えております。今後、沖縄市地域防災計画に基づき、沖縄市と民間事業者が連携し、具体的な津波避難計画を検討していくものと考えております。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 子ども生活福祉部長。

[子ども生活福祉部長 名渡山晶子さん登壇]

○子ども生活福祉部長(名渡山晶子さん) 6、公共施設についての御質問の中の(1)、公共施設における生理用品の常備についてお答えいたします。

経済的理由で生理用品を購入できない生理の貧困の問題に対応するため、全国の自治体で様々な取組がなされており、県内市町村においても、一部公共施設のトイレなどに生理用品を設置する動きが出てきているところです。また、同問題がクローズアップされたことに伴い、民間企業や団体からの寄附や無償配布の動きも広がっており、このような社会的な機運の高まりの中で検討が進むものと考えております。

次に7、我が党の代表質問との関連についての御質問の中の(1)、沖縄県性の多様性尊重宣言後の取組についてお答えいたします。

県では、本年4月に、性の多様性に関する相談窓口、にじいろ相談を開設し、各学校等にチラシを送付するなど周知を図っております。また、現在、啓発パンフレット等の作成に取り組んでおり、作成に当たっては、県内高校生から希望者を募り、事前研修を通じて理解を深めた上で、パンフレット等に掲載するイラストの制作に参加していただいております。

県としましては、今後も同宣言の趣旨を広く県民に発信し、理解醸成を図っていきたくと考えております。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 島袋恵祐君。

○島袋 恵祐君 答弁ありがとうございます。

まず初めに、米軍基地問題から再質問をします。

先ほど、北部訓練場の件、知事や公室長からの答弁がございました。

まず初めに、東村高江周辺の新たな米軍ヘリパッドが建設されて以降の米軍機の離発着数、騒音被害、先ほどありましたけれども、改めてお伺いします。

○議長(赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午後5時43分休憩

午後5時43分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長(金城 賢君) お答えをいたします。

平成27年2月のN4地区ヘリコプター着陸帯の先行提供開始以降、騒音回数が増加をしております。令和2年度は平成26年度の約3.6倍、夜間の騒音発生回数は約6.2倍となっております。

○議長(赤嶺 昇君) 島袋恵祐君。

○島袋 恵祐君 新たなヘリパッドが建設されたことによって、訓練、騒音被害が激化をしている状況が分かりました。世界自然遺産登録がされたヤンバルの森のすぐ隣では、このように米軍が大きな騒音で訓練をしていることが常態化している。そのことは断じて許されません。騒音や訓練が常態化している中で、世界

自然遺産登録地の自然環境、また動植物の生態系への悪影響が心配です。環境影響調査を実施するべきと考えますが、見解を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 環境部長。

○環境部長（松田 了君） 世界自然遺産登録地の生態系については、保全し後世に引き継いでいく、そういうことが必要であるというふうに考えております。県では、世界自然遺産登録地及びその周辺で、軍用ヘリコプターの飛行が鳥類等に及ぼす影響についてこれまで調査を実施してきておりますけれども、現時点では明確な影響はまだ確認されておられません。今後、訓練等により自然遺産登録地の生物多様性に影響があると判断された場合には、国や在沖米軍に対して影響を回避するよう強く要請するなど、適切に対応してまいりたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 島袋恵祐君。

○島袋 恵祐君 影響調査、これまでの調査もしっかり精査をして、引き続き取り組んでいただくようお願いいたします。

オスプレイの訓練が行われるようになって、準絶滅危惧種にも指定されているオリオオコウモリを見かけなくなっているなど、地元住民の声もございます。ぜひ、調査を行ってほしいと思います。また、先ほど知事から答弁もございました、東村議会も高江周辺のヘリパッド撤去の決議を2度上げている状況もあります。地元からもこのような声が上がっているわけですので、世界自然遺産の名にふさわしい自然豊かなヤンバルの森にするためにも、米軍ヘリパッドの撤去、そして北部訓練場の全面返還を日米両政府に求めるべきだと考えますが、改めて伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） お答えいたします。

北部訓練場につきましては、日常的に航空機騒音等の基地被害が発生をしていること、それからほとんどが国有地であり、駐留軍等労働者が少ない訓練施設であること、さらに世界自然遺産登録地に隣接し、希少な固有種が数多く生息・生育する生物多様性に富んだ地域であることなどから、沖縄県といたしましては、日米両政府において返還を検討していただく必要があるというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 島袋恵祐君。

○島袋 恵祐君 ぜひ、強く申し入れていただきたいと思っております。

次、代表質問の関連について再質問いたします。

性の多様性尊重宣言の取組のお話がありました。多様な性を認め、尊重し合うことは、知事が掲げる誰

一人取り残さない社会実現に通じるものと考えます。SDGsの中の目標にもありますジェンダー平等を前進させる取組としても、大きく評価をしたいと思っております。引き続き頑張ってもらいたいと思っております。

そこで質問ですが、今後の取組の展開はどのように考えているか。また、県としてパートナーシップ制度の導入もしっかりとやってほしいと思っておりますけれども、見解を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん） 今後の取組といたしましては、今年度、先ほど答弁いたしました、パンフレット等の作成に取り組んでおりますので、この啓発パンフレット等を活用いたしまして、県民の各層に向け、宣言の趣旨ですとか、性の多様性への理解の浸透を図っていくための啓発活動を引き続き進めてまいりたいと考えております。また、行政サービスにおける性別記載欄の見直しなど、多様な性に配慮した適切な対応が行えるように、県庁内でも関係各部署と連携して検討を進めてまいりたいと思っております。

パートナーシップ制度でございますが、パートナーシップ制度は、同性カップルを公的に結婚相当と認めて、登録証明書を交付する制度でございます。県内では那覇市と浦添市で既に導入がされているところでございます。

県といたしましては、性の多様性の尊重に向け、全国の状況等を情報収集しながら、先行している2市の御担当のほうとも意見交換をしながら検討してみたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 島袋恵祐君。

○島袋 恵祐君 ぜひ前向きに検討して、実現に向けて頑張ってもらいたいと思っております。

次の質問に行きます。

保健所体制について再質問をいたします。

保健所体制強化の取組、また検査の実績について部長から答弁がございました。改めてお聞きしますが、保健所の業務とはどのようなものがあるかお伺いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 保健所の業務につきまして主なものを申し上げますと、感染症対策、それから検査・相談業務、母子保健対策、精神保健対策、難病の方への支援対策、健康づくり対策、食品衛生、環境衛生、医事・薬事に関することなどがございます。

○議長（赤嶺 昇君） 島袋恵祐君。

○島袋 恵祐君 ありがとうございます。

多岐にわたり業務があり、どれも大事な業務だと私は思います。

そこで伺いますけれども、保健所業務の遅れなどの支障を来した場合、県民にどのような影響があるのか伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時50分休憩

午後5時50分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 今回のコロナに関して申し上げますと、コロナ対応のために、例えば希望するH I V検査等について検査が実施できなかったという時期がございます。それにつきましては、やはり早期発見・早期治療につなげることに非常に課題があるものと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 島袋恵祐君。

○島袋 恵祐君 やっぱり業務に支障を来すと、県民に本当に影響が出るということが今の答弁で分かると思います。新型コロナ禍で改めて保健所の役割、とても重要だということが分かりました。保健所の体制構築をするためにも、予算を増やし、そして職員もしっかり増やしてほしいと思います。またそのことをぜひ、政府に対しても申入れをしてほしいと考えますが、見解を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 保健所の体制強化のための人員確保等については、非常に重要なことだと考えておまして、国の予算等においても、保健所に関わる費用等については、しっかりと要求していきたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 島袋恵祐君。

○島袋 恵祐君 ぜひ、よろしく願いいたします。

次に、新型コロナ問題について再質問をいたします。

コロナの後遺症の問題ですけれども、先ほど答弁で、せきや不眠、脱毛、倦怠感など多くの後遺症の症状例があることが分かりました。後遺症を長期にわたって患い、なかなか仕事も復帰ができない、また病院に通院をされている方も多くいるというお話も伺っています。先ほどの答弁で、医師会とも協力をして体制構築していきたいということもありましたけれども、やはりどれほどの症状があるのか、人がいるのかということをつからないと、体制構築も進められないと思うので、ぜひ実態調査もするべきだと思いますが見解を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） まずはやはりどのような状況かということは、知ることは大切だと思います。そういう意味もありまして、先ほど申し上げた医師会等の先生方との意見交換が重要だと思っております。まずはそこから始めさせていただきたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 島袋恵祐君。

○島袋 恵祐君 分かりました。後遺症の問題にも、ぜひ全力で取り組んでいただきたいと思います。

次に、コロナに感染した米海兵隊員が民間航空機で沖縄に入っていた件についてですが、新型コロナにおける米軍人の検疫体制、どうなっているのかお伺いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時53分休憩

午後5時53分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 米軍における入国者の行動につきましては、ワクチン未完了者については、従来どおり自宅待機措置として、5日目以降の検査で陰性であれば8日目から基地内のみのアクセス可能であるが、基地の外での活動は14日間は一切禁止するというような行動制限がございます。検疫につきましては、直接基地内に入るのではなく、例えば成田等を活用するようであれば、一般の外国人の検疫と同じような検査を行いまして、もし陽性が確認されれば、所属する基地へ報告するというようなことになっていると聞いております。

○議長（赤嶺 昇君） 島袋恵祐君。

○島袋 恵祐君 今回なぜ隔離されず沖縄まで来ることができたのか、このような事態を招いたのか、県としての見解をお伺いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 今回の事案につきましては、成田空港検疫所では陽性を確認しておまして、そのときに最寄りの基地を申告されていたということでございます。検疫所としては、その基地で隔離されるものという認識を持っていたということについては聞いております。ただ、なぜそういうことになったかという詳細な理由がなかなか分かりませんので、それにつきまして県のほうとしましては、原因究明ということで要請をさせていただいたところです。

○議長（赤嶺 昇君） 島袋恵祐君。

○島袋 恵祐君 なかなかまだ分からない。原因究明

を求めるといふことなんですからけれども、県としても、独自で調査もしっかりやってもらいたいといふことをまずお願いをしておきます。

次の質問なんですからけれども、日米地位協定では、入国する際の米軍人の扱いといふのはどのようになっているのかお伺いをいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時56分休憩

午後5時56分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） お答えをいたします。

米軍関係者の日本への入国については、日米地位協定第9条第1項において、合衆国は合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族であるものを日本国に入れることができると規定されております。また、検疫については、平成8年の人、動物及び植物の検疫に関する合同委員会合意についてにより、合衆国に提供された施設及び区域から日本国に入国する合衆国の船舶または航空機は、合衆国軍隊の実施する検疫手続の適用を受けるということになっております。これらの規定を根拠に、米軍は日本の検疫を受けずに日本に入国することができるというふうになっております。

○議長（赤嶺 昇君） 島袋恵祐君。

○島袋 恵祐君 今回のケース、民間航空機から入って、民間の検疫体制のところには不備があったのかとも思いますけれども、この米軍の入国の状況といふのは、やっぱり県民に分からないといふところが、そもそも問題もあるのかなと、ブラックボックス化していることは大変問題だと思っております。米軍人の入国の際、検査もきちんとしているかどうか分からない状態があると思っております。このように米軍に対して特権を与えている日米地位協定、抜本改定すべきと思っておりますけれども、見解を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） 日米地位協定につきましては、県といたしましても、平成29年に日米地位協定見直し要望を行っております。それ以降も全国知事会、渉外知事会とも連携する形で、日米地位協定の改定を求めておりますので、今議員から御指摘の課題等もございまして、引き続き全国知事会等とも連携しながら、地位協定の改定に全力で取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 島袋恵祐君。

○島袋 恵祐君 次の質問です。

沖縄市東部地域の防災計画について再質問します。

津波を想定した避難訓練、また取組などのお話がございました。自治会ごとに自主防災組織も結成をされて、県、市町村、また自治会ぐるみで津波災害を最小に防ぐ取組がされていると私も理解をしています。

そこで伺いますけれども、東日本大震災後、津波浸水想定図を県は作成し公表していますが、沖縄市東部地域の津波浸水の想定はどのくらいか。また、地震が発生して津波が到達するまでの時間はどうか伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 沖縄市泡瀬において、津波最大遡上高は6.1メートル、津波第1波到達時間は約33分となっております。

○議長（赤嶺 昇君） 島袋恵祐君。

○島袋 恵祐君 分かりました。

その話を受けて伺いますけれども、先日、東部海浜開発地区の人工ビーチを先行使用するとの報道がございました。まだ開発途中の中での先行使用とのことですが、危険性はありませんか。また、津波などの防災計画、どのようになっているのか伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 基本的には沖縄市地域防災計画に基づき、沖縄市において検討していくものと考えております。施設利用につきましては、施設整備の状況に応じて変化していくことから、段階ごとに避難計画を検討する必要があると考えております。今後、施設整備計画の情報共有など避難対策について沖縄市と連携を図っていききたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 島袋恵祐君。

○島袋 恵祐君 次の質問に行きたいと思っております。

公共施設への生理用品の常備について、再質問を行います。

生理の貧困の問題、県の取組が始まったことに対しては、評価したいと思います。これからも引き続き頑張ってもらいたいと思っております。さらに求めるのであれば、公共施設トイレには常に生理用品が備えられているという沖縄県にしてほしいと私は思います。生理があることが経済的負担にならない社会にしないといけないですし、生理は恥ずかしいものとか、人に相談ができないなどのタブー視される社会を変えていくためにも、トイレットペーパーと同じように、多くの人を利用する公共施設に生理用品が常備されることが必要だと考えます。ぜひ、公共施設トイレへの生理用品の常備をしてほしいと思っておりますが、見解を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん） 全ての女

性が健康的に安心して生活できるよう、生理の問題についても様々な配慮がなされていくことというのは重要であると考えております。

県としましては、全国の状況についても情報収集しながら、引き続き悩みを抱える女性に寄り添った支援を行ってまいりたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 島袋恵祐君。

○島袋 恵祐君 ぜひ公共施設トイレの生理用品の常備、検討していただきたいなと思います。

次の質問に行きたいと思えます。最後になります。

自衛隊問題について再質問をいたします。

政府が安保法制を国会で強行成立させてから、6年余りが経過しました。自衛隊が米軍の艦艇や航空機などを守る米軍防護や、陸上自衛隊は日本版海兵隊と呼ばれる水陸機動団を発足させ、それ以降、同機動団と米海兵隊による共同訓練が日本内外で相次いで行われています。さらに、先日6日、臨時国会にて、岸田新総理が所信表明演説で、敵基地攻撃能力の保有の検討を行うと初めて言明しました。他国に攻撃的な脅威を与える兵器の保有は憲法違反だとした歴代政権の憲法解釈を180度転換するものであり、断じて許せません。また、憲法改正の章を立てて、国会での積極的な議論と並行し、「国民理解の更なる深化」をと踏み込んだ表現で国民に所信表明演説で呼びかけています。県民、そして自衛隊員を危険にさらす敵基地攻撃能力の保有、そして憲法改正への動きはやめるべきだと考えますけれども、知事の見解を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） お答えいたします。

憲法9条の趣旨についての政府見解によりますと、いわゆる攻撃的兵器を保有することは、直ちに自衛のための必要最小限度を超えることとなるため、いかなる場合も許されないとされており、敵基地攻撃能力の保有については様々な問題があると承知をしております。

県といたしましては、仮に敵基地攻撃能力を有するミサイル等の県内への配備が計画された場合には、さらなる基地負担の増加につながり、県民の理解も得られないことから、県内への配備に断固反対をいたします。また、台湾有事等により、沖縄が攻撃目標とされるような事態は断じてあってはならず、政府においてはアジア太平洋地域内における緊張緩和と信頼醸成に努めていただく必要があるものというふうと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 島袋恵祐君。

○島袋 恵祐君 敵基地攻撃能力の保有、憲法改正の動き、やめるべきだと思いますけれども、ぜひ知事からの見解をお伺いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 公室長の答弁にもありましたとおり、政府は従来、敵基地攻撃能力を保有しないと、できないということが従来の解釈であったわけがあります。私ももちろんその自衛隊に対する意見は様々あると思いますが、沖縄県としては、急患搬送でありますとか不発弾の処理でありますとか、そういう自衛隊のそれぞれの活動においてもまた、いろいろな御意見があると思えます。しかし、自衛隊にしろ米軍にしろ、アジア太平洋地域における平和と安定は、県民の生命財産、国民の生命財産を守り、私は県知事として沖縄県の振興・発展を図る上で、極めてこの平和の問題というのは非常に重要であると思えます。かつてニューヨークで同時多発テロが起こったときには、沖縄は今回のコロナウイルスの前の、観光地であるがゆえの危機として、風評被害で大きな被害を受けたということもあります。ですから、平和だからこそ様々な経済活動や交流活動ができるということを考えますと、やはりその自衛隊の装備・配備についてもしっかりと住民に説明をし、あくまでも関係諸国による平和的な外交をもって、対話や安全保障環境が図られていくこと、そのことを政府はしっかりと追求していただきたいというように思えます。

○議長（赤嶺 昇君） 島袋恵祐君。

○島袋 恵祐君 知事、ありがとうございました。

自衛隊の増強と、そして自衛隊と米軍の軍事一体化によって、県民とそして自衛隊員一人一人の命と人権が脅かされることがあってはいけないと思えます。知事からもありました国家間の問題は、平和的な外交交渉による解決が重要だと私も考えます。そして今、求められているのは、憲法を変えることではありません。憲法が生きる、平和で民主的な社会実現こそが今、求められていると思えます。そのことを強く申し上げて質問を終わります。

○議長（赤嶺 昇君） 以上で本日の一般質問及び議案に対する質疑を終わります。

本日の日程はこれで全部終了いたしました。

次会は、明9日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後6時7分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 赤 嶺 昇

会議録署名議員 玉 城 武 光

会議録署名議員 座 波 一

令和3年12月9日

令和3年
第10回 沖縄県議会（定例会）会議録
(第7号)

令和3年
第10回

沖縄県議会（定例会）会議録（第7号）

令和3年12月9日（木曜日）午前10時開議

議 事 日 程 第7号

令和3年12月9日（木曜日）

午前10時開議

第1 一般質問

第2 甲第2号議案から甲第4号議案まで及び乙第1号議案から乙第22号議案まで（質疑）

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

日程第2 甲第2号議案から甲第4号議案まで及び乙第1号議案から乙第22号議案まで

甲第2号議案 令和3年度沖縄県一般会計補正予算（第20号）

甲第3号議案 令和3年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計補正予算（第1号）

甲第4号議案 令和3年度沖縄県病院事業会計補正予算（第2号）

乙第1号議案 沖縄県知事等又は職員の損害賠償責任の一部免責に関する条例

乙第2号議案 沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

乙第3号議案 沖縄県が設立する地方独立行政法人の役員の損害賠償責任の一部免責に係る額を定める条例

乙第4号議案 沖縄県道路占用料徴収条例及び沖縄県県道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例

乙第5号議案 沖縄県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

乙第6号議案 沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

乙第7号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について

乙第8号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について

乙第9号議案 訴えの提起について

乙第10号議案 離島地区情報通信基盤整備推進事業で整備した海底光ケーブルの切断事故の復旧工事に要した費用に関する和解について

乙第11号議案 損害賠償請求事件の和解等について

乙第12号議案 損害賠償の額の決定について

乙第13号議案 指定管理者の指定について

乙第14号議案 指定管理者の指定について

乙第15号議案 指定管理者の指定について

乙第16号議案 指定管理者の指定について

乙第17号議案 指定管理者の指定について

乙第18号議案 指定管理者の指定について

乙第19号議案 当せん金付証券の発売について

乙第20号議案 公立大学法人沖縄県立看護大学定款の一部変更について

乙第21号議案 公立大学法人沖縄県立看護大学に承継させる権利を定めることについて

乙第22号議案 沖縄県教育委員会委員の任命について

出席議員（48名）

議長	赤嶺	昇君	23番	仲村家治君
副議長	仲田弘毅君	24番	仲宗根悟君	
1番	新垣光栄君	25番	仲村未央さん	
2番	翁長雄治君	26番	玉城武光君	
3番	喜友名智子さん	27番	比嘉瑞己君	
4番	島袋恵祐君	28番	当山勝利君	
5番	玉城健一郎君	29番	照屋大河君	
6番	大城憲幸君	30番	山内末子さん	
7番	上原章君	31番	西銘啓史郎君	
8番	小渡良太郎君	32番	座波一君	
9番	新垣淑豊君	33番	大浜一郎君	
10番	島尻忠明君	34番	呉屋宏君	
11番	仲里全孝君	35番	花城大輔君	
12番	平良昭一君	36番	又吉清義君	
13番	次呂久成崇君	38番	崎山嗣幸君	
14番	國仲昌二君	39番	玉城ノブ子さん	
15番	瀬長美佐雄君	40番	西銘純恵さん	
16番	山里将雄君	41番	渡久地修君	
17番	上里善清君	42番	瑞慶覧功君	
18番	當間盛夫君	43番	比嘉京子さん	
19番	金城勉君	44番	末松文信君	
20番	新垣新君	45番	島袋大君	
21番	下地康教君	46番	中川京貴君	
22番	石原朝子さん	47番	照屋守之君	

説明のため出席した者の職、氏名

知事	玉城	デニー君	土木建築部長	島袋善明君
副知事	謝花	喜一郎君	企業局長	棚原憲実君
副知事	照屋	義実君	病院事業局長	我那覇仁君
政策調整監	島袋	芳敬君	会計管理者	大城博君
知事公室長	金城	賢君	知事公室	平敷達也君
総務部長	池田	竹州君	秘書防災統括監	平田正志君
企画部長	宮城	力君	総務部財政統括監	金城弘昌君
環境部長	松田	了君	教育長	金日下真一君
子ども生活福祉部長	名渡山	晶子さん	警察本部長	山城貴子さん
保健医療部長	大城	玲子さん	労働委員会事務局長	大城直人君
農林水産部長	崎原	盛光君	人事委員会事務局長	安慶名均君
商工労働部長	嘉数	登君	代表監査委員	
文化観光スポーツ部長	宮城	嗣吉君		

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局	知念	弘光君	課長	補佐	城間	旬君
次長	上原	貴志君	主	幹	宮城	亮君
議事課	佐久田	隆君	主	査	親富	満君

○議長（赤嶺 昇君） これより本日の会議を開きます。

○照屋 守之君 議長。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時0分休憩

午前10時1分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

日程第1及び日程第2を一括し、これより直ちに一般質問を行い、甲第2号議案から甲第4号議案まで及び乙第1号議案から乙第22号議案までを議題とし、質疑に入ります。

質問及びご質問の議題となっております議案に対する質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

瀬長美佐雄君。

〔瀬長美佐雄君登壇〕

○瀬長 美佐雄君 ハイサイ グスーヨー チューウガナピラ。

皆さん、おはようございます。

それでは一般質問を行います。

1、2022年、日本復帰50年を迎えるに当たって。

(1)、誇りある豊かな沖縄に込めた前知事の思い及び遺志を継承する決意を伺います。

(2)、建議書と建白書の歴史的意義とその要請項目について実現の現状を伺います。

(3)、沖縄戦や米軍施政権下の沖縄県民の暮らし等について。

ア、沖縄戦の実相、犠牲者数、戦後の遺骨収集などの状況について伺います。

イ、米軍施政権下の沖縄県民の人権と日本復帰運動への見解を伺います。

ウ、戦後の米軍基地から派生する事件・事故・犯罪などの被害件数や県民の命が奪われた主な事件・事故の内容を伺います。

(4)、沖縄戦や米軍施政権下の県民の人権や、日本復帰に関する歴史教育の現状と課題を伺います。

(5)、日本政府の軍事力増強、敵基地攻撃能力の保有増強、日米欧の軍事協力拡大の動きは、県民の不安を高めています。日本政府の動向は、日本復帰や建議書に託した県民の願いを裏切るものではないか、沖縄戦の教訓を生かした平和外交が重要でないか、見解を伺います。

(6)、沖縄21世紀ビジョン、基地のない平和な島実現に向けた県の取組を伺います。

2、介護事業所や介護士等への支援について。

(1)、介護事業所の休業・廃業の状況とコロナ感染症対策支援の成果と今後の対応、介護士確保・支援策

の強化を求めます。

(2)の質問については取下げたいと思います。

3、ヘイトスピーチ規制条例（仮称）の制定に向けた進捗状況を伺います。

4、誇りある伝統文化の継承と発展について。

(1)、沖縄空手の継承、発展させる取組とユネスコ無形文化遺産への登録について、取組について伺います。

(2)、おきなわ工芸の杜について。

今議会に指定管理の指定についての議案が提案されています。工芸品を生産する人材を育成し工芸産業を発展させる拠点整備に資する目的の達成に期待します。施設整備の進捗状況と伝統工芸産業振興の取組を伺います。

5、国際交流・協力の推進について。

(1)、第7回世界のウチナーンチュ大会の準備状況、ジュニアスタディーツアーとの連携を伺います。

(2)、世界のウチナーンチュセンター（仮称）に期待が寄せられています。検討状況を伺います。

6、名護市辺野古沖の長島の鍾乳洞に世界的に報告例がない生成物、鍾乳石の塔が見つかり、極めて貴重な鍾乳洞の現状保存と大規模な調査の必要性を専門家が求めています。大浦湾のチリビシのアオサゴ群集と併せ、県として調査し、県の天然記念物指定に向けた取組を求めます。

7、我が党の代表質問との関連です。

比嘉瑞己県議の子どもの貧困対策事業の成果に関連して質問します。

(1)、子どもの貧困対策基金について

1点目は、基金の果たした役割及び基金に基づく主な事業、あわせて成果については基金創設以前との比較を伺います。

2点目は、学童保育事業に関する実績を伺います。

3点目は、学校給食費の負担軽減に関する実績を伺います。

次に、積み増しする基金に関連して、次年度以降の新たな基金の規模と基金を活用する新たに展開する事業の検討状況を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

〔知事 玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君） ハイサイ グスーヨー チューウガナピラ。

皆さん、おはようございます。

瀬長美佐雄議員の御質問にお答えいたします。

4、誇りある伝統文化の継承と発展についての御質問の中の(1)、沖縄空手の継承・発展とユネスコ無形

文化遺産登録についてお答えいたします。

沖縄県では、空手発祥の地・沖縄が世界に誇る伝統文化である空手の保存・継承・発展を図るため、沖縄空手振興ビジョン等に基づき、沖縄空手会館を拠点とした情報発信、世界大会や空手の日記念演武祭の開催、空手専門通訳ガイド育成など、様々な取組を推進しております。また、沖縄空手のユネスコ無形文化遺産登録に向けて、昨年8月、私を会長として幅広い分野の関係機関で構成する沖縄空手ユネスコ登録推進協議会を設置し、県民の機運醸成や登録に必要な調査研究に取り組んでいるところです。来週には、文化庁をはじめとする関係要路への要請を行うこととしており、このような要請等を重ねながら、早期の登録実現を目指していきたいと考えております。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

〔知事公室長 金城 賢君登壇〕

○知事公室長（金城 賢君） 1、2022年、日本復帰50年を迎えるに当たっての(1)、前知事の思いと遺志の継承についてお答えをいたします。

翁長前知事は、これまで沖縄は、基地を挟んで経済か平和かという厳しい選択を迫られてきたが、これらを両立させ、未来を担う子や孫のために誇りある豊かさをつくり上げ、引き継いでいくことが重要だと述べられていました。玉城知事は、このような翁長県政の政策を継承し、辺野古新基地建設問題の解決に向けて全力で取り組むとともに、誇りある豊かな沖縄、そして新時代沖縄の実現に向けて、公約に掲げた諸施策を推進し、全身全霊で県政運営に当たられているところであります。

同じく1の(2)、建白書の歴史的意義と実現状況についてお答えをいたします。

平成25年1月28日に、オスプレイ配備に反対する沖縄県民大会実行委員会、沖縄県議会、市町村関係4団体、市町村、市町村議会の連名で、当時の安倍総理大臣及び関係閣僚に、オスプレイの配備撤回、普天間基地の閉鎖・撤去等を求める建白書を提出したことは、大きな意義があったものと考えております。しかしながら、その後、オスプレイは強行配備され、平成28年の名護市安部沿岸での墜落事故等、県民の生命財産に関わる重大な事故を発生させており、県民に大きな不安を与えております。普天間飛行場については、県の求めた5年以内の運用停止が実現されず、SACO合意から25年経過した現在も同飛行場の閉鎖・撤去は実現しておりません。

県としては、今後も日米両政府に対し、オスプレイの配備撤回、普天間飛行場の早期閉鎖・返還を求めてまいります。

同じく1の(3)のイ、県民の人権と復帰運動への見解についてお答えをいたします。

1952年のサンフランシスコ講和条約により、日本は独立国としての主権を回復しましたが、沖縄は米国の施政権下に置かれ、日本国憲法の適用もなく、県民は、米軍基地から派生する多くの事件・事故に苦しめられてきました。また、1972年の日本復帰までの間、日本政府から十分な支援を受けられず、復帰当時、本土に比べ、社会資本整備が大幅に遅れていたほか、基地依存の輸入型経済となっていました。そうした時代にあって、当時多くの県民は、日本復帰により、日本国憲法の下で、沖縄の基地負担の軽減、社会資本の整備等による本土との格差是正などが図られ、平和で豊かな沖縄県が実現することを期待していたものと認識しております。

同じく1の(3)のウ、米軍の事件・事故の件数等についてお答えをいたします。

復帰後、令和2年12月末までの米軍構成員等による凶悪犯や窃盗犯などの刑法犯検挙件数が6068件、不時着や部品落下、墜落などの米軍航空機関連事故が826件、演習による原野火災が649件、流弾等の事故が37件、P F O Sや廃油等の漏出事故が187件、パラシュートの施設外降下など、その他事故が198件となっております。また、県民が犠牲となった事件・事故としては、昭和34年に発生した宮森小学校へのジェット戦闘機墜落事故で、11人の児童を含む17人が犠牲となり、近年では、平成28年にうるま市において、米軍軍属による女性暴行殺人事件が、平成31年に北谷町において、米海軍兵による女性殺人事件が発生しております。

同じく1の(5)、沖縄戦の教訓を生かした平和外交についてお答えをいたします。

去る大戦で悲惨な地上戦を体験した沖縄県民は、命の大切さと平和の尊さを肌身で感じております。また、米軍基地問題に関する万国津梁会議の提言では、米中対立が厳しさを増す中で意図しない衝突のリスクが高まる危険性が指摘されており、沖縄県としては、沖縄が攻撃目標とされるような事態は決してあってはならないと考えております。アジア太平洋地域における平和と安定は、県民の生命財産を守り、沖縄の振興・発展を図る上で極めて重要であることから、関係諸国による平和的な外交・対話が行われ、同地域の緊張緩和や信頼関係の構築が図られることが必要と考え

ております。

同じく1の(6)、基地のない平和な島実現に向けた取組についてお答えをいたします。

令和3年10月に公表した新たな振興計画(中間取りまとめ)では、基地のない平和で豊かな沖縄をあるべき県土の姿としながら、引き続き米軍基地のさらなる整理縮小に向けた取組を進めるとしております。具体的には、日米両政府に対し、さらなる米軍基地の整理縮小、沖縄近海の広大な訓練水域・空域の整理縮小等を求めるとともに、全国知事会等と連携し、米軍基地問題や日米地位協定の課題等について積極的に問題提起を行い、国民的理解を促すこと等により、本県の過重な基地負担の軽減に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 企画部長。

[企画部長 宮城 力君登壇]

○企画部長(宮城 力君) 1、2022年、日本復帰50年を迎えるに当たっての(2)のうち、建議書の歴史的意義と要請項目の実現についてお答えいたします。

復帰措置に関する建議書は、沖縄が望む復帰の在り方を表明するとともに、将来の平和で豊かな沖縄県づくりのための具体的な措置を政府に求めたものであります。同建議書では、県民福祉を最優先に考え、地方自治の確立、反戦平和、基本的人権の確立、県民本意の経済開発等を骨組とする新生沖縄像を描いており、現在においても地方行政運営の基本的な考え方であると認識しております。復帰50年を迎える本県においては、今なお我が国の米軍専用施設・区域が集中していること等の特殊事情から派生する固有課題を抱えております。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 子ども生活福祉部長。

[子ども生活福祉部長 名渡山晶子さん登壇]

○子ども生活福祉部長(名渡山晶子さん) 1、2022年、日本復帰50年を迎えるに当たっての御質問の中の(3)のア、沖縄戦の実相、犠牲者数、戦後の遺骨収集についてお答えいたします。

沖縄戦では、多くのかけがえのない命が奪われ、貴重な文化遺産が破壊されました。戦没者数は18万8136人となっており、令和3年3月末現在、いまだ収容がなっていない御遺骨が2794柱残されております。なお、どの地域でどのくらいの方が亡くなられたかなどについての数値は把握しておりません。

県では、沖縄戦で亡くなられた全ての人々に追悼の意を表し、恒久平和を祈念するとともに、引き続き沖

縄戦の実相と教訓を次世代に正しく継承する取組を行ってまいります。

次に2、介護事業所や介護士等への支援についての御質問の中の(1)、介護事業所の休廃業及びコロナ対策支援の成果と今後の対応についてお答えいたします。

令和2年度の介護事業所の休廃業は、187事業所となっており、令和元年度に比べ22事業所増加しております。コロナ対策の支援として、介護従事者への慰労金を約3万2000人に支給するとともに、感染症対策に係る支援金を2685事業所に支給するなど、介護サービス事業の継続に努めてきたところであります。

今般、国の経済対策において介護職員の処遇改善が予定されており、県としましても、引き続き介護職員の確保に取り組んでまいります。

次に3、ヘイトスピーチ規制条例(仮称)についての御質問の中の、ヘイトスピーチ条例制定に向けた進捗状況についてお答えいたします。

全ての人々の人権が尊重されることは、平和で豊かな社会にとって重要であり、人権を侵害する不当な差別的言動は許されるものではないと考えております。県では、条例制定に向けた委員会を設けることとしており、憲法、行政法及び国際関係の学識経験者、弁護士並びに県内在住外国人の支援者から意見を伺い、本県にとってふさわしい条例制定に向け、取り組んでまいります。

次に7、我が党の代表質問との関連についての御質問の中の(1)のア、子どもの貧困対策推進基金の役割等についてお答えいたします。

沖縄県子どもの貧困対策推進基金は、市町村が実施する貧困対策を支援する役割を主に担っております。同基金の活用により、就学援助の充実や放課後児童クラブ利用料負担軽減などが図られたところであります。

同じく7の(1)のイ、放課後児童クラブ利用料負担軽減についてお答えいたします。

県では、子どもの貧困対策推進基金を活用し、ひとり親家庭等を対象にした放課後児童クラブ利用料の負担軽減を行う市町村を支援しているところであります。平成28年度から令和2年度まで、約2億1200万円を交付し、約7500名の利用料の負担軽減が図られております。

同じく7の(1)のウ、学校給食負担軽減の実績についてお答えいたします。

昨年度、沖縄県子どもの貧困対策推進基金を活用し、就学援助の充実や市町村独自事業により学校給食費の負担軽減を行ったのは32市町村であり、そのう

ち7市町村において、給食費の支給単価の増額が図られております。

次に同じく7の(2)のア、次年度の基金の検討状況についてお答えいたします。

沖縄県子どもの貧困対策推進基金は、子ども食堂開設支援や就学援助の充実など、県と市町村が行う子供の貧困対策に活用してまいりました。次年度の基金事業については、現在策定中の次期子どもの貧困対策計画に盛り込む各種施策を継続的に推進していくために必要な額を確保してまいりたいと考えており、計画の策定と合わせて検討しているところであり、引き続き取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 教育長。

[教育長 金城弘昌君登壇]

○教育長(金城弘昌君) 1、2022年、日本復帰50年を迎えるに当たっての御質問の中の(4)、日本復帰に関する歴史教育の現状等についてお答えします。

各県立高校では、これまで、地理歴史科、公民科の授業や特別活動において、県教育委員会が作成した副教材等を参考に、沖縄の歴史について学んでおります。また、一部の学校においては、沖縄の歴史等の学校設定科目を設け、祖国復帰運動と沖縄返還など、戦後の沖縄の歴史について学んでおります。来年は復帰50周年に当たることから、県教育委員会としましては、沖縄戦から日本復帰に至る過程について学ぶための参考資料を作成し、各学校に配付するなど、次代の沖縄を担う児童生徒が、主体的に社会参画する態度の育成を支援してまいります。

次に6、名護市辺野古沖の長島の鍾乳洞とアオサング群集の調査及び天然記念物指定に向けた取組についての御質問にお答えします。

天然記念物の指定に当たっては、学術上貴重であることに加え、地域の歴史・文化等への関わりや象徴的な存在であることを基礎的な要件として重視しております。大浦湾チリビシのアオサング群集及び長島の洞窟につきましても、いずれも専門家により学術的な価値の高さが指摘されているところですが、地元名護市や辺野古区の歴史書において、地域の歴史・文化との関わりなどが見いだせないことから、県の天然記念物への指定には課題があると考えております。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 商工労働部長。

[商工労働部長 嘉数 登君登壇]

○商工労働部長(嘉数 登君) 4、誇りある伝統文化の継承と発展についての(2)、おきなわ工芸の杜整

備の状況及び伝統工芸産業振興の取組についてお答えいたします。

おきなわ工芸の杜については、令和元年11月に建築工事に着工し、令和4年1月に竣工、同年3月末に開館予定となっております。県では、工芸技術の継承及び人材育成を継続的に支援するとともに、現代の生活になじむ商品作りを後押しするため、同施設を活用した情報発信の強化、市場ニーズに対応した製品開発、販路の開拓、担い手の起業支援などに取り組み、工芸産業の振興を図ってまいります。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 文化観光スポーツ部長。

[文化観光スポーツ部長 宮城嗣吉君登壇]

○文化観光スポーツ部長(宮城嗣吉君) 5、国際交流・協力の推進についての(1)、世界のウチナーンチュ大会の準備状況等についてお答えします。

令和4年度の第7回世界のウチナーンチュ大会については、万が一、コロナ禍で来県がかなわない皆様にも参加いただけるよう、ハイブリッド形式での開催に向け取り組んでいるところです。今年度は、大会基本コンセプトを決定したほか、機運醸成のため、大会テーマソング等の発表を行ったところです。また、ウチナージュニアスタディー事業については、今年度参加者に対し、大会の概要説明等を行ったところです。同事業は、国内外の夏季休業期間中に実施しておりますが、来年度は、プログラムの一部をオンラインを活用し世界のウチナーンチュ大会期間中に実施する等、連携した取組を進めてまいります。

同じく5の(2)、世界ウチナーンチュセンターについてお答えします。

世界ウチナーンチュセンター(仮称)の設置については、関係団体と意見交換を行いながら、令和3年4月、JICA沖縄センター内に、人的ネットワークの継承、情報発信と集約、交流促進、相談窓口、歴史継承の5つの機能を総合的に担うウチナーネットワークコンシェルジュを設置し、運用を開始しました。

県としましては、ウチナーネットワークと親和性のあるJICAとの連携を進めながら、引き続き必要な機能の拡充について検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 瀬長美佐雄君。

○瀬長 美佐雄君 答弁ありがとうございます。

再質問します。

まず代表質問との関連で、新たな基金事業として、学校給食費のさらなる負担軽減の拡充、目標としては

給食費の無償化を目指すというふうな拡充の方向での検討をお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん） 子どもの貧困対策基金事業につきましては、市町村が行う子供の貧困対策等の継続的な実施に大きな役割を果たしております。これまでも就学援助の充実等による給食費への支援拡充に効果を上げてきておりまして、ただいま次期基金の対象事業等については協議中というところではございますが、就学援助の充実については引き続き取り組んでいきたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 瀬長美佐雄君。

○瀬長 美佐雄君 よろしくお願ひします。

経済的に厳しいために塾や習い事にも通えないという児童生徒がいます。習い事の中では、将来的に経済的な自立につながるような語学や踊り、三線、伝統文化の担い手にもなるということで、習い事を通して自信や自己肯定感にもつながる、生きる力が身につくという点では、効果は計り知れないものがあるかと思ひます。その点で新たな基金事業の中にそういった分野にも活用できるような検討を求めたいと思ひますがいかがでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん） 現在、各市町村が子供の居場所をたくさん運営しているところではございますが、そちらにおいては、例えば空手であったり三線であったり、習い事と言われるような、そういう文化に交流するような取組も含めて実施をしているところも多々ございます。そのような実態も踏まえながら、市町村との意見交換等もしながら、新たな基金事業等については、引き続き検討してまいりたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 瀬長美佐雄君。

○瀬長 美佐雄君 市町村との連携、ぜひよろしくお願ひします。

質問6のほうから行きます。

まず県の天然記念物指定について再質問しますが、公益財団法人日本自然保護協会理事長が天然記念物指定を求める要望書によりますと、大浦湾のチリビシのアオサング群集は長さ50メートル、幅30メートル、高さ14メートルにも達する規模に成長するのは大変貴重である。遺伝子解析で、唯一無二のサングであることも大変貴重だと指摘しており、長島の洞窟調査結果の論文で枝サングをまとった大小4個の鍾乳石の塔が見つかり、固結礫塔と名づけられた。これらの鍾乳石の塔は、世界的に報告例のない生成物だと言われて

います。アオサング、鍾乳石の塔どちらも天然記念物に値する高い学術的価値があるし、さらなる調査と保護が必要だと指摘しています。

まず、学術的に高い価値あるものという認識があるのか伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（金城弘昌君） お答えします。

議員御指摘のとおり、大浦湾で2007年に発見されたアオサング群集は、大きさが長さ50メートル、幅30メートル、高さ14メートルと単独の群集としては規模の大きいものと認識しております。また、長島の洞窟につきましても、令和3年7月に、沖縄地理学会に投稿された論文によりますと、洞窟内でのサング礫と石灰質が固結してできた固結礫タワーなどが確認されているものと認識しておりまして、いずれも学術上価値のあるものと認識しております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 瀬長美佐雄君。

○瀬長 美佐雄君 次に、文部科学省には、国宝及び重要文化財指定基準並びに特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準があります。この天然記念物とはどういうものとして定められているのでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時32分休憩

午前10時33分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

教育長。

○教育長（金城弘昌君） 失礼しました。学術上、貴重で我が国の自然を記念するものというふうに記載すると認識しています。

○議長（赤嶺 昇君） 瀬長美佐雄君。

○瀬長 美佐雄君 日本自然保護協会によれば、天然記念物は学術上貴重で我が国の自然を記念するものになっており、地域の歴史や文化との関わりが薄かろうが、学術上大切なものであるという判断で指定されるものが大部分だと。要請文にもあるように、人との関わりを理由に天然記念物にしないのは沖縄県だけだと指摘しています。この指摘は事実か伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時34分休憩

午前10時34分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

教育長。

○教育長（金城弘昌君） 県教育委員会のほうでは指定基準を設けておりまして、先ほども答弁させていた

できましたけれども、私どもとしては学術上貴重であることに加えまして、地域・歴史・文化等への関わり、象徴的な存在であることを基礎的な要件として、指定の基準の中で考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 瀬長美佐雄君。

○瀬長 美佐雄君 世界的に貴重な天然記念物が存在すると認識しています。誇らしいことだと思うんです。世界に100ほどしかないホープスポットに指定された一帯で、SDGsを推進し、生物多様性の尊重をうたう沖縄県が、世界的に貴重な唯一無二の宝を保全し保護ができないという状況です。天然記念物の指定に当たり、沖縄県の基準に正当性があるのか調査してほしい。改めるは改めて、持続可能な社会実現への本気度が問われていると思います。知事あるいは副知事、答弁を求めます。

○議長（赤嶺 昇君） 照屋副知事。

○副知事（照屋義実君） 日本自然保護協会や専門家によって明らかにされましたアオサンゴと長島の洞窟の学術上の価値につきましては、高いものと認識をいたしております。文化財保護法第2条による文化財の定義によるアオサンゴ、洞窟いずれも未指定の文化財に該当するものと理解をいたしております。一方で、県指定の文化財とするためには、学術上貴重であることに加えまして、沖縄の自然を記念するもの、すなわち地域の歴史・文化と関わりがあることを要件と考えております。アオサンゴと長島の洞窟におきましては、いずれも学術上の価値は高いと認められるものの、地域の歴史・文化の関わりについては、これまで地域の歴史書などを確認していますが、現在のところは見いだせない状況であります。

以上のことから、アオサンゴ、長島の洞窟いずれも天然記念物への指定には課題があると考えております。議員の御指摘の点につきましては、教育長のほうからも答弁がありましたように、指定基準の中の沖縄の自然を記念するものということを根拠にしているわけです。自然を記念するものということの解釈をめぐって隔たりがあるというふうに認識いたしております。この隔たりを埋められるかどうか、あとしばらく勉強させていただきたいと思っておりますし、またその解釈によらない場合でも、歴史的な関わりがどの程度あったかの確認の作業が必要とされておりますので、今しばらく時間をいただきたいというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 瀬長美佐雄君。

○瀬長 美佐雄君 SDGsの意味でも、貴重な自然

を保護し守ると。世界に誇るものを持っているのだという自体もすばらしいことにつながろうかと思しますので、ぜひ他県の状況、基準に照らして、沖縄の基準に固執する必要はなかろうと思しますので、その点で促進方お願いしたい。

質問3、ヘイトスピーチ規制条例について伺いますが、条例の制定を目指す検討委員会が正式に設置できることを期待し歓迎いたします。解散した条例準備検討委員会とヘイト条例を制定する新たな検討委員会との関連性について確認します。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん） 先般、設置いたしました準備検討会議につきましては、条例を検討していく過程で補正的な論点を整理するため、有識者の方々から御意見を頂戴したところでございます。今回設置する検討委員会につきましては、条例制定に向けて、これまで準備検討委員会等で整理をしたことも踏まえまして、条例制定に向けた検討を具体的に行ってまいりたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 瀬長美佐雄君。

○瀬長 美佐雄君 論点整理というか、それをちょっと確認したいのですが、条例の必要性や規制については罰則がないと効果がないとか、ヘイトスピーチの定義だとか議論したということですが、その議論の整理の結果どうなったのかと。例えばヘイトスピーチの規制対象になるのかどうか、外国人へのヘイトのみなのか、あるいは広く、川崎市の差別のない人権尊重のまちづくり条例という、対象を人権全般に広げた条例に組み立てるのか、この点ではどういうふうに進むのでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん） 準備検討委員会では、議員もおっしゃいましたような様々な論点について御意見を伺ったところではございます。今回検討委員会においては、整理された論点も踏まえまして具体的に、例えば対象を、他の自治体の条例では法律の規定に基づいて本邦外出身者に対する不当な差別的言動を対象としているところですが、県条例においては、検討委員会の御意見を伺いながらでございますけれども、法の趣旨に基づき外国人及び本県の特異性を踏まえて一時的な滞在者等も対象にすることも含めて検討をしたいと思っておりますし、その辺り具体的に現段階で県が考えている条例の構成等についての御意見を伺って検討を進めてまいりたいというところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 瀬長美佐雄君。

○瀬長 美佐雄君 条例制定を目指す検討委員会の委員の構成、あるいは条例制定に向けての時期的なスケジュール等についての確認をしたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん） 検討委員会の構成につきましては、御答弁も申し上げましたとおり、憲法、行政法、国際関係の学識経験者、弁護士、在住外国人の支援者等を予定しておりまして、現在委員の就任手続を行っているところでございまして、今月中に開催を目指し準備を進めております。条例制定に向けたスケジュールにつきましては、検討委員会の議論を踏まえまして、できる限り早期に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 瀬長美佐雄君。

○瀬長 美佐雄君 よろしくお願ひします。

来年日本復帰50年を迎えるという状況の中で、前知事が誇りある沖縄を目指すんだと、以前は保革に分かれて、一方は人権を尊重し、一方は豊かさを目指したという相対立することが、今後は豊かさも尊厳も同時に追求できるというふうなことが、翁長前知事の知事就任挨拶、最初の中で展開されました。もちろんデニー知事、その意向をしっかりと引き継いで頑張っておられるということは理解しています。実は、以前最高裁の判決で、結果として敗訴しましたが、翁長知事のコメントがあるんです。苛烈を極めた米軍との自治権獲得闘争を粘り強く闘ってきた沖縄県民は、日米両政府が辺野古新基地建設を断念するまで闘い抜くものと信じているというコメントを発しました。それについて、私もどういう思いでそれを述べたのかといったときに、翁長知事は、戦後70年、自治権の獲得含め、自分の子や孫のために頑張ってきた経緯があると。これまで自ら一度も提供したことがないだけに、県民からするといかにも不条理だという判決に対する抗議の思いと、その思いは県民全体が共有していると述べて、過去のことを思い、未来のことを思い、今日解決しようという強い決意を持っているのではないかと、自らの思いではなくて県民にそういう信頼感を寄せたコメントと、本人も確認できました。

知事に伺いたいのは、そういう県民の気持ちに寄り添うという姿勢でもって、今後も理不尽な国との——今後も厳しい状況あるかと思いますが、その観点を貫いてほしいと。知事、お願ひします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時43分休憩

午前10時44分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 翁長前知事は、これまで基地か経済かとか、もっと以前に戻ると、いわゆる芋とはだし論みたいな、そういう何者かによって、さも沖縄県がどちらかを選択せねばならないというような分断の構造に県民が置かれていることは大変不幸なことであると。ですから、これからは反戦平和の思想や基地撤去を求めて闘ってきた土地闘争などに見られる県民のふるさとの誇りを守り、さらには経済を振興してきたいわゆる保守系の方々、経済界の方々のその奮闘についても、豊かさを追求してきたという意味では、誇りも豊かさも重要であるというようなことが、翁長前知事の思いとして語られたものと思いますし、その思いは、私は恐らくほとんどの県民が心にしみ、本当に深く共有できる思いであろうというように思います。例えば基地問題にしましても、沖縄21世紀ビジョンでは基地のない平和な島を目指すということがありますので、その不断の努力についてもやはり日米両政府にしっかりと働きかけていく、子や孫たちのために、平和だからこそ経済、平和だからこそ観光という、そういう平和であることの誇りある本当の豊かさをしっかりと継承していただきたい。そういう思いを私も翁長前知事と同じように、また子供たち、未来のためにしっかりと実現できる取組を一つ一つ着実に進めてまいりたいというように思います。

○議長（赤嶺 昇君） 瀬長美佐雄君。

○瀬長 美佐雄君 先ほど知事もヘイトに対する答えかと言われておりましたので、実はヘイトスピーチについては、先日の辺野古での集会でも県民に向けて罵声、本当にひどい内容です。それこそ差別的な発言、自主憲法制定とポディーに書いてあって、憲法の制定・改正したい皆さんの思いが、辺野古に反対する県民に対するそういう攻撃につながっているのであれば、なお考えなければいけないと。このヘイトスピーチ、現実に行われている、それに対する規制が全くかなわないという状況、どうにかしてやっぱりヘイトスピーチを規制するという形でいうと、この間知事が果たしてきた人権に対する、多様性に対する、そういった思いをぜひこれに込めていただけないかということを含めて、知事の考え方も伺いたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） ヘイトスピーチ条例の調査研究については、先ほど申し上げました条例制定に向けた委員会を設けることとさせていただいておりますし、外国人の対象を——沖縄県には30か国以上の方々が現に生活をしていらっしゃるということ、それから

インバウンドなどで一時的に旅行者として滞在をする方々がこれからも増えるであろうということ、しかしその一方で、今度は憲法の認める表現の自由の範囲、それから子供たちのいじめの問題でも陰湿さが表面化してきましたけれども、SNS、仮想空間における非匿名性の高いそういう言論空間の扱い等々、幅広く研究をする必要があるだろうというように思います。ですが、やはり私は、そもそも本来のヘイトスピーチのある現状というものの認識を深く研究していくことのほうが本来の本質であろうと思いますし、またそのためにどういう議論が必要かということも専門的な有識者の方々からの御意見も待ちたいというように思います。しかしなお、引き続きそのような条例制定に向けてどのような手だてが必要かということも、しっかり調査を進めてまいりたいと思います。

○議長(赤嶺 昇君) 瀬長美佐雄君。

○瀬長 美佐雄君 来年復帰50年という点で、様々な事業・イベントが行われるかと思えます。以前知事が述べたのは、不可能を可能にした、要するに県民が心一つにすれば限りない力を発揮したというのが復帰に込められた思いだったと伺ったことがあります。実際、米軍統治下の沖縄が虐げられてきた時代を認識することが本当に必要だと思えます。その点で、サンフランシスコ講和条約で日本から切り離されたその時点で、既に沖縄の施政権は日本に復帰するということはもうかなわないという状況にもありながら、県民の島ぐるみの団結、全国との連帯、憲法の自由、人権、民主主義の下に帰ろうという思いで頑張った結果として、復帰を勝ち取った。

この点で、そういった講和条約に施政権が移ったという時点での、復帰がかなわなかったというその状況の認識を確認したいと思えます。

○議長(赤嶺 昇君) 知事公室長。

○知事公室長(金城 賢君) お答えいたします。

1952年のサンフランシスコ講和条約により、日本は独立国としての主権を回復しましたが、沖縄は米国の施政権下に置かれ、日本国憲法の適用もなく、県民は米軍基地から派生する多くの事件・事故に苦しめられてきました。今日の沖縄があるのは、戦後長きにわたって、先人たちが自治権の獲得や日本復帰運動などを通して、将来を担う子や孫のためにウチナーンチュの誇りを貫いたことによるものというふうに認識しております。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 瀬長美佐雄君。

○瀬長 美佐雄君 復帰に託した願いは、基地のない

平和な島沖縄と。ただ現実には広大な基地が残っていますが、21世紀ビジョンの基地のない平和な島実現に関して、本当に正面から——少なくともアメリカの海兵隊、私は、そもそも沖縄を守る、日本を守る任務はないと、それは議会での証言でも専門家も述べていますが、この点を確認したい。

○議長(赤嶺 昇君) 知事公室長。

○知事公室長(金城 賢君) お答えいたします。

1982年4月、米国防総省は、米国上院歳出委員会小委員会に対して、在沖海兵隊は日本防衛の任務に充てられていない、在沖海兵隊は第7艦隊の即応海兵隊として機能しており、西太平洋及びインド洋における同艦隊の活動地域のいかなる場所にも配備される可能性があるかと述べております。また、1970年1月26日の米上院外交委員会公聴会において、ジョンソン国務次官及びマッギー在日米軍司令官が同様の発言をしているものと認識しております。

○瀬長 美佐雄君 どうもありがとうございました。

○議長(赤嶺 昇君) 新垣光栄君。

○新垣 光栄君 皆さん、こんにちは。

会派おきなわ、新垣光栄、一般質問を行います。

よろしく願いいたします。

まず、住民の暮らしや経済活動に支障を来す大量の軽石が県内各地で漂着・漂流している問題で、現場対応そして予算対応で早急に取り組んでいただいた職員の方々に感謝申し上げます。そして中城村においても、農林水産部の皆さんがきめ細かく対応していただいて、本当にありがとうございます。しかしこれからまた継続的な対応が必要でして、さらに皆さんの御尽力をお願いいたします。

そこで1、知事の政治姿勢について(1)、沖縄に漂流・漂着した軽石問題について。

ア、県内の被害状況と撤去対策について伺います。

○議長(赤嶺 昇君) 環境部長。

○環境部長(松田 了君) お答えします。

10月4日に北大東村で最初の軽石漂着が確認されて以降、12月1日時点で41市町村中38市町村で漂着が確認されており、大きな被害を及ぼしております。県は、これまでに3海岸で回収を行うほか、恩納村に対し補助金の交付を内示し、同村において軽石の回収事業が実施されております。今後とも必要な予算を確保し、軽石の回収を推進してまいります。

○議長(赤嶺 昇君) 新垣光栄君。

○新垣 光栄君 各自治体から軽石の対策支援の要請が県に寄せられていると思えますけれども、どういう要請が今寄せられているんでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時54分休憩

午前10時54分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

環境部長。

○環境部長（松田 了君） 例えはうま市からの要請でございますけれども、漁港、港湾、漁場、海岸、岸壁等に漂着した軽石撤去費用の財政措置、軽石被害により影響が生じた漁業補償等の財政措置など、財政措置支援等の要請が寄せられているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣光栄君。

○新垣 光栄君 各自治体の状況によって要請内容が異なると思っております。その要請内容にきめ細かく対応をこれからしていただきたいと思っております。

そこで県管理の漁港及び港湾は何か所あるか。また、県管理以外の市町村管理の漁港・港湾は何か所あるか伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時55分休憩

午前10時55分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君） 漁港からお答えいたします。

県内には全87漁港がありまして、県管理が27漁港、市町村管理が60漁港となっております。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時56分休憩

午前10時56分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 県が管理している港湾は、全部で38港湾ございます。そのうち定期船の運航等に支障が生じているのは、運天港、本部港など6港湾となっております。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣光栄君。

○新垣 光栄君 この漁港とか港湾に関して、県が管理するのであれば直接対策が打てるんですけども、やっぱり市町村管理になりますと各市町村で対応しないといけない。また予算措置も違うということで、撤去の方法も異なっていくわけですけども、その対策、予算措置等の対策はどのようになっているか伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 港湾におきまして

は、漂流・漂着軽石、船舶の航行に支障を来す場合、港湾災害復旧事業で対策するというので、現在12港湾17地区において、被害総額約10億1000万を国土交通省へ災害即応として提出をしております。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君） 市町村管理の漁港の侵入防止対策につきましては、県管理と同様に、漁港管理者である市町村において対応するものと考えております。県では、市町村に対して、県と同様のことを、いろいろ技術的なところの支援をしてみたいと思っております。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣光栄君。

○新垣 光栄君 撤去方法も異なってきますけれども、財政的な支援も異なってくると思っております。

そこでこの県の支援対策と国への財政措置の要請について伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 環境部長。

○環境部長（松田 了君） お答えします。

市町村が行う軽石の回収については、国の海岸漂着物等地域対策推進事業費補助金の活用が可能であることから、市町村に対して同補助金の活用を働きかけるとともに、国に対して追加要望を行った上で県議会へ約15億6000万円の補正予算を提案し、12月2日に議決をいただいたところでございます。同補助金につきましては、12月6日付で環境省から内示がございまして、県から市町村への内示を行ったところでございます。引き続き軽石の回収を支援してまいりたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣光栄君。

○新垣 光栄君 総務省のほうも、自治体独自の事業に対して特別交付税で措置するという事なんですけれども、その辺に市町村の負担がないように、交付等の立てつけをしっかりと協議していただきたいと思っております。どうでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（宮城 力君） 環境省の補助金の裏負担、それから補助事業によらない単独事業、いずれも交付税措置がございまして。市町村に係る経費について今、照会をしております。市町村が負担した経費についてしっかりと把握した上で、特別交付税の受入れについて適切に対応してまいります。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣光栄君。

○新垣 光栄君 よろしく申し上げます。

続きまして(2)、基地問題についてです。

県では、埋立用地の用途変更及び設計変更承認申請について、公有水面の埋立てに関して知事は、私の権

限と責任で不承認としたとの答弁でありました。

そこでア、辺野古の設計変更申請不承認の決定について、知事の見解を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 県では、沖縄防衛局から提出された公有水面埋立変更承認申請書について、公有水面埋立法への適合状況を確認するため、延べ39項目452件の質問を行ってきたところでございます。沖縄防衛局の回答を踏まえ、慎重に論点の絞り込みを行い、土木及び環境に関する専門家の助言を求め、公有水面埋立法への適合性について、「災害防止」及び「環境保全」に十分配慮した計画となっているかなど厳正に審査してきたところであります。審査の結果、「国土利用上適正且つ合理的なること」、「環境保全及び災害防止に付き十分配慮せられたるものなること」の要件に適合しないと認められることと判断したところであります。これらのことから、県では、普天間飛行場代替施設建設事業に係る埋立地用途変更及び設計概要変更承認申請について、去る11月25日に不承認とする処分を行ったものであります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣光栄君。

○新垣 光栄君 この不承認に関して、そのほかに辺野古に関する許認可の申請が数多く上がっていると思います。今現在、そういう申請は何件ありますか、伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 普天間飛行場代替施設建設事業に係る許認可として主なものは、沖縄防衛局から提出されました公共用財産使用協議書について、令和3年度に同意した件数が海草藻場関係の1件、過年度に同意し期間が継続している公共用財産使用協議の件数がサンゴ類やジュゴン、海草藻場などの4件となっております。あわせて、普天間飛行場代替施設建設事業に係る土砂の搬出をする目的で、民間事業者からの港湾の4件の使用許可申請が出ております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣光栄君。

○新垣 光栄君 そのほかに、土木以外にもいろいろな申請が上がっていると思います。これらの申請も不承認、不許可にすべきだという声がありますけれども、知事の所見としてどのように思いますか。知事の答弁を求めます。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 普天間飛行場代替施設

建設事業につきましては、公有水面埋立変更承認申請を不承認としたことにより、当初承認を受けた設計概要に基づいた埋立てを行い、変更前の埋立地の用途に従って土地の利用を行うということで、承認を受けたということになってございます。

普天間飛行場代替施設に関する財産使用許可等につきましては、公共用財産管理規則を準用し適切に対応を検討していきたいと考えております。あわせて港湾の使用許可につきましても、港湾の関係法令上、港湾施設を損傷するおそれがあるときなど、公物管理の観点から支障を来すおそれが高い場合を除いては、許可をすることが適当とされ特定の仕向港、仕出港であることを理由に不許可にすることは何人に対しても不平等な取扱いをしてはならないと規定する港湾法等の関係がございまして、これらを考慮して適切に対応していきたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣光栄君。

○新垣 光栄君 続きまして、イです。

宮古、石垣の自衛隊ミサイル部隊配備と台湾有事訓練について、知事の見解を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） 県といたしましては、自衛隊の島嶼配備については、様々な意見があるものと承知しており、地元の理解と協力が得られるよう、より一層丁寧に説明を行うとともに、配備スケジュールありきで物事を進めることがないよう、繰り返し政府に対し求めてきたところであります。また、そのような中、民港等を使用した令和3年度自衛隊統合演習の実施は、県民に事故の危険性への不安等を生じさせるものであると考えております。このため、先月18日に統合幕僚監部に対し、民港等の使用については、地元自治体の意向を十分に踏まえた上で、必要最小限の範囲で実施されるべきであること等について強く要請を行ったところでございます。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣光栄君。

○新垣 光栄君 知事は昨日、敵基地攻撃能力を持つミサイル配備に反対ということを表明いたしました。自衛隊に関しては、容認なのか反対なのか伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） 自衛隊につきましては、我が国の防衛の任務に加え、多くの離島を抱える本県において、緊急患者空輸や災害救助など、県民の生命財産を守るために大きく貢献をしているものと認識しております。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣光栄君。

○新垣 光栄君 続きまして、安倍元首相は台湾有事は日本の有事だと、そして日米同盟の有事であると述べておりますが、知事の見解を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時7分休憩

午前11時7分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） 日本を取り巻く安全保障環境については、中国の軍事力の強化、台湾や朝鮮半島をめぐる問題など厳しさを増しているというふうを考えております。

県といたしましては、中国、台湾周辺や北朝鮮の問題等については、関係諸国において対話と協議を通じて情勢の悪化を防ぎ不測の事態の発生を回避するなど、冷静かつ平和的な外交によって解決を図ることが重要であるというふうと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣光栄君。

○新垣 光栄君 私も平和的な外交で進めるべきだと思っております。そして戦争は単なる政治的な行為の延長線上にあり、外交の手段でしかないと思っておりますので、しっかりとした平和外交で進めるべきではないかと思っております。

そこで、もしアメリカが今回の方針転換をして、北風と太陽作戦ではありませんが、1972年の日中共同コミュニケに端を発したようなことが起こった場合でも、日本は台湾有事に対して現在のような対応を取るべきではないと思っておりますけれども、知事としてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 沖縄の置かれている立場としては、不断の平和的な外交努力によって各国間の相互の協力体制を構築していくことこそ有事を回避する道筋であるというように考えております。かつて様々な国と国の関係性においては、いろいろな報道、状況が言われておりますし、現在もまたそのように様々な情報が出てきておりますけれども、沖縄はあくまでもアジア地域全体の平和的な安定こそが日本の安定にもつながる、各国の安定にもつながるという姿勢でしっかりとそのことを発信していき、また政府にもそのような不断の努力を続けていただきたいということをお願いしたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣光栄君。

○新垣 光栄君 沖縄県もそういった立場からすると、しっかり物を言っていく必要があると思っておりますので、しっかり県の姿勢を表明するべきだと思っていま

す。よろしく申し上げます。

続きまして(3)、新型コロナウイルス感染対策について伺います。

ア、これまでの新型コロナ感染症対策の評価・検証について伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 今年、県内において発生しました2回の大きな流行については、感染力の強い変異株への置き換わりが影響して、医療提供体制が非常に逼迫したため、第4波、第5波の振り返りが急務であると判断しまして、中間報告を作成いたしました。また、今後感染症が流行しやすい冬場に向けて、昨年冬に経験した第3波の振り返りについても行ったところですが、県外の感染拡大と県境をまたぐ往来が増える時期が重なったこと、それから季節的なイベントなどで大人数会食の増加、それから感染力の強い変異株への置き換わりが進んだことなどが、本県における感染拡大の主な要因であると考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣光栄君。

○新垣 光栄君 私もこの件に関しては納得しているんですけども、その中で第6波を想定しておくべきこととして、活動的な若者の感染対策、高齢者のブレイクスルー感染対策、先ほど答弁がありましたように、冬場の発熱患者の増加やインフルエンザに伴った対策が必要ではないかと思っておりますけれども、この辺の対策はどのように今進めていかれているでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 議員おっしゃいます若者に対する対策であるとか、いろいろ懸念される部分はございますけれども、その振り返りを踏まえまして第6波に備えた対応としまして、病床数を第5波における要入院者の1.2倍程度となる1031床を想定しまして、重点医療機関等における病床確保や入院待機施設の拡充に努めるほか、ワクチン接種の推進、それから検査体制の拡充等に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣光栄君。

○新垣 光栄君 答弁いただいた病床数の確保が大変重要だということですが、今沖縄県では、病床の使用率はどのようになっているのでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時13分休憩

午前11時13分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 日々の病床占有率というものをしておりますが、今現在は小康状態にありますので、確保している病床に占める割合——フェーズも医療の段階は引き下げておりますが、その中で7.9%という状況でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣光栄君。

○新垣 光栄君 すみません、今、県の病床の利用率です。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時13分休憩

午前11時14分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 非コロナの病床利用率ということについても、日々の状況を集計しておりますが、まず一般病床につきまして——これはコロナを受け入れている医療機関のうちの非コロナの病床ということなんです、一般病床のトータルが今、93.2%でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣光栄君。

○新垣 光栄君 今、93.2%ということで、やはりこういう沖縄県における厳しい病床の利用率がある中で、病床を押さえるというのは本当に医療従事者の頑張りが必要だと思っておりますので、しっかりとした対策をやっていただきたいと思っております。そしてその中で、病床が厳しい中で感染者を抑えるためには、私は第5波における感染者の感染経路から対策を練る必要があると思っております。

そこで感染経路の割合というのは、どのような割合で今——5波の場合です——進んできたのでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時16分休憩

午前11時16分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 推定感染源者数については、ちょっと細かい数字を持ち合わせておりませんが、直近の疫学・統計解析委員会の報告によりますと、直近の状況で言いますと、推定感染経路は家庭内が40%、次いで学校が8%、調査中が28%という状況でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣光栄君。

○新垣 光栄君 この不明、感染経路不明というのは何%になりますか。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 不明調査中が28%でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣光栄君。

○新垣 光栄君 そのデータからすると、私は家庭内感染そして感染経路不明というのに重点的な対策をすれば、感染が大分抑えられるのではないかとということで、その中で、保健所の強化、感染者の経路不明を積極的疫学調査で追跡するためには、保健所の強化が必要だと思っておりますけれども、その対策について伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 第6波に備えた対策として、保健所体制の強化というのも非常に重要だと考えておまして、県としましては、拡大の兆候を早急に捉えて、事前にとりかかるとか、早期に保健所体制を強化できる仕組みを新たに作る必要があると考えておまして、その投入の時期等についても検討を進めているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣光栄君。

○新垣 光栄君 もう一つの大きな要因が家庭内感染です。その家庭内感染においては、やはり自宅療養を全て宿泊療養に変えて、自宅療養をなくすことが一番の感染対策ではないかと私は思っております。そこで県の対策を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 第4波、第5波における厳しい状況のときにはなかなか宿泊療養施設にも待機が出たという状況がございます。しかしながら今現在、小康状態にございますので、しっかりと宿泊療養施設または入院等で療養していただくという体制は重要だと考えております。ですので陽性者の皆様には、ぜひとも宿泊療養施設を御利用いただきたいということでお勧めしているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣光栄君。

○新垣 光栄君 自宅療養をなくすような対策をぜひ進めていただきたいと思っております。

そしてもう一点。

感染拡大が懸念される米軍関係者の感染対策の強化と在日米軍従業員の安全・安心の確保、感染対策の強化についてはどのような対策を行っているのでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 米軍基地内の保健衛生当局とは、日々こちらの保健医療部でも情報を収集しておりますが、毎日の感染者数を把握し公表しているところでございます。そのような中で、接触情報であるとか、できるだけ密に連携を取って、従業員の

皆様の情報についてもしっかりと取って、積極的疫学調査につなげていきたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣光栄君。

○新垣 光栄君 ぜひよろしく願いたいします。

続きましてウ、ワクチン・検査パッケージについて、取組状況と課題、知事の所見を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数 登君） お答えいたします。

国のワクチン・検査パッケージ制度は、主に感染拡大時の行動制限を緩和するものとなっている一方で、県では、感染収束時に飲食店やイベント、それから旅行等の場面でインセンティブを付与する形の試行運用を行っております。課題としましては、現場での運用方法が定まっていないこと、活用に向けた認知度向上が必要なこと等が挙げられることから、県では、業界団体と連携し、ガイドラインを行動制限緩和型とインセンティブ型の双方で利用可能なものとして取りまとめ、12月中に本格運用を開始し、感染防止と経済活動の両立を図ってまいります。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時22分休憩

午前11時22分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○商工労働部長（嘉数 登君） 12月中に本格運用を開始し、感染防止と経済活動の両立を図ってまいります。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣光栄君。

○新垣 光栄君 この行動規制を緩めるということで、このワクチン・検査パッケージが用いられていると思いますけれども、県は、この実施を国に頼ってやるのか、沖縄県独自で実施していくのか、それとも民間を活用してやっていくのか。どのように実施していかれますか。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数 登君） お答えいたします。

県の取組といたしましては、アプリというよりも検査パッケージを使うに当たっての運用、現場での運用というものがまだ定まっていないということから、考え方ですとか運用ルールを業界団体と一緒に定めてきたものであります。それから接種証明書のデジタル化ということにつきましては、12月20日に国のほうでアプリを公開するという報道がございました。国のアプリの特徴を申し上げますと、現時点で分かっているものですが、マイナンバーカードで本人確認を行っており偽造が困難で信頼性が高いという点、それから国内及び海外渡航で利用可能であると

いう点、スマホでQRコードを読み取って容易に接種情報が確認できるというような点が挙げられております。それから市町村においても、スマホやマイナンバーカードを持っていない方のためにも、紙製の接種証明書を発行する準備が進められているというふうに聞いております。

県としましては、国のアプリを活用するとともに、アプリが活用できない方々に対しては、例えば現在も民間で開発運用がされているアプリの活用、さらにはスマホを持っていない方については、紙製の接種証明書というようなものについて活用を促進してまいりたいというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣光栄君。

○新垣 光栄君 このプロジェクトチームは、いつ立ち上げたのでしょうか。よろしく願います。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時24分休憩

午前11時24分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数 登君） お答えいたします。

今年の9月9日にプロジェクトチームを設置しております。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣光栄君。

○新垣 光栄君 このように、ガイドラインもほぼ整っているわけですよ、国から提示されたり。そういう中で、このように遅れている、県主導でやっていかないといけないと私は思っています。

そこで私たちは、そういう小委員会、条例の制定小委員会までつくって政府要請までやってきたわけです。この中で、沖縄県の観光・経済を回すためには、ツールとしてワクチン・検査パッケージが必要だということで今までやって、ぜひ必要だということで要請活動を行ってきたわけです。その件に関してどのように感じておられるでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数 登君） このことに関して、経済界のほうからも我々も要望を受けておりました。いろいろ議論する中で、アプリというよりも現場での運用ルールをどうするかということが非常に大きな課題となっておりますので、我々が立ち上げたプロジェクトチームの中においては、そういった運用ルールをどうするかということをもまず検討していこうということで進めてまいりまして、その試行運用という形で、10月17日から試行運用を行っております。実際の活用の場面に当たっては、産業まつりであります

とか、リゾテックEXPO、それから観光関連のイベント等においても、そういった我々が作ったガイドラインに沿って対応しているというところがございます。

それともう一点、アプリに関して非常に大きな課題だと思っているのが、先行して独自のアプリを導入している東京ですとか群馬、そういったところの情報についてもいろいろと報道を通じて伝えられておりますけれども、やはりアプリの登録というところが非常に進んでいないというところで、そこは仮に国のアプリが12月20日にリリースされたとしても、いかに使ってもらおうかという点が今後非常に重要になるというふうに考えております。

県としましては、国がリリースする当該アプリの利用促進、それから、どうしてもそういったアプリが使えない、使いたくないという方のためには、民間で今運用されているアプリの利用、さらには市町村で発行される紙製の接種証明書といったようなものを活用しながら、感染症対策と経済対策の両立を図っていきたいというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣光栄君。

○新垣 光栄君 そのことを行うために、PTをつくってこの間やってきたわけですから、本当に遅過ぎると思っております。

このアプリの普及、促進するためには普及条件、利便性が高い、シームレスな利用ができる等の条件をしっかり一つずつ潰していかなないと、実証実験も行ってやってきたのに潰し切れないとしか私は受け取れないです。国が各市町村でやっていいですよということを言っているわけですから、沖縄県はしっかりそれに対応できないと、経済波及効果、そして観光からしても、私は大きな経済損失だと思っております。どうでしょうか副知事。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数 登君） アプリの開発に関しましては、我々も国のほうといろいろと意見交換させてもらっております。その中で、各地ばらばらにそのアプリが開発されると混乱を招くんじゃないかというような意見もございました。やはりアプリを使うに当たっては、いろいろ接続の問題等もありまして、国のアプリの開発状況というのを我々も待っていた状況ではございますけれども、このたびリリースされるアプリにつきましては、やはり国内だけではなくて海外向けにも使えるという国公認のアプリだということは、はっきり国のほうからもリリースされておりますので、そこはしっかり踏まえる必要があるのかというふ

うに思っております。それから、県内でも今実際に開発して運用をスタートさせている——これは健康管理アプリといったようなものですが、そういったところもありますので、そこは実際に利用する方がいろんなアプリを活用しながら証明していくという手も一つあるのかと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣光栄君。

○新垣 光栄君 早急に進めていただきたいと思えます。

続きまして2、令和4年度沖縄振興予算について伺います。

(1)、沖縄振興予算の国直轄分と地方向け補助金の推移について伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 総務部長。

○総務部長（池田竹州君） お答えします。

沖縄振興予算において、国直轄事業に係る予算は、平成26年度以降、1200億円弱から1300億円の間で推移しております。一方、一括交付金をはじめとする地方向け補助金は、平成26年度の約2300億円をピークとして減少し、直近4年間は1700億円台で推移しております。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣光栄君。

○新垣 光栄君 (2)、公共投資交付金の減額による県事業と市町村事業の影響について伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 総務部長。

○総務部長（池田竹州君） お答えします。

いわゆるハード交付金の近年の減額傾向に伴い、県事業、市町村事業共に、事業進捗に影響が生じております。具体的には、体系的な道路整備や農地・農業水利施設等の整備、水道施設の整備や学校施設環境改善の遅れなど、様々な分野で事業進捗に影響が生じております。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣光栄君。

○新垣 光栄君 (3)、地域活性化及び生活環境への影響について対策を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 総務部長。

○総務部長（池田竹州君） お答えします。

ハード交付金の減額により、市町村からは、道路、公営住宅、下水道、海岸保全施設整備事業等の進捗が停滞することによる事業計画への影響、区画整理事業の遅れによる地権者への影響など、様々な分野において事業進捗遅れ等の影響が出ているとの意見がございます。

県におきましては、このような市町村の声を踏まえ、沖縄振興一括交付金のさらなる増額を求めているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣光栄君。

○新垣 光栄君 ぜひ政府に対して強く要請をしていただきたいと思います。

例えば、これは一例なんですけれども、平成27年度の公共投資交付金の市町村からの要請で1億2000万要請した場合、1億2000万ついていたわけです。今現在、令和3年になりますと1億2000万に3000万しかつかない。そういう状態で今、各地域の市町村の投資交付金の推移が、地域の活性化や生活環境へ影響を与えていると思っております。ぜひ政府に対して一丸となって要請をしていただきたいと思っております。

休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時33分休憩

午前11時33分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○新垣 光栄君 次3番です。

東海岸地域の振興について伺います。

(1)、県土の均衡ある発展を支える東海岸サンライズベルト構想の施策について伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（宮城 力君） 県土の均衡ある持続可能な発展に向けては、本島東海岸地域に南北に伸びるもう一つの経済の背骨を形成し、強固な社会経済基盤の構築を図ることが重要であることから、県では、本年3月に東海岸サンライズベルト構想を策定し、その方向性については新たな振興計画に反映することとしております。新たな振興計画（中間取りまとめ）においては、世界文化遺産等を生かした持続可能な観光、スポーツコンベンション拠点の形成、マリンタウンMICEエリアにおけるMICE施設の整備、中城湾港の物流及び人流機能の強化・拡充、円滑な交通ネットワークの構築などの施策を盛り込んでいるところであります。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣光栄君。

○新垣 光栄君 その構想に関して、実現のために県が示している東海岸地域の魅力を生かした観光の発展について伺いたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時34分休憩

午前11時34分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） 先ほど企画部長からもありましたように、県土の均衡ある発展を支える東海岸サンライズベルト構想を展開することと

してありまして、県土の均衡ある発展と持続可能な成長に向けて、本島東海岸地域に中南部から北部に伸びる新たな基軸となるもう一つの経済の背骨を形成し、強固な社会経済基盤の構築を図る必要があるとしておりまして、観光の振興に関しましては、マリンタウンMICEエリアにおいて次世代のニーズに対応した大型MICE施設の整備、スマートシティの形成など、先進性を備えた魅力あるまちづくりを推進し、東海岸地域一帯のにぎわいの創出を図ることとしております。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣光栄君。

○新垣 光栄君 その県が示した構想実現のために、与那原町、西原町、中城村、北中城村の構想が今進んでおります。中城村でも協働のまちづくりを掲げ、歴史まちづくり法に基づいたビジョンを策定するため、単費で2000万円を投入して調査に着手しております。どうかこの構想が実現するために、ぜひ各市町村と協議をしながら、しっかり県も指導的な立場に立って協力をしていただきたいと思っておりますけれども、どうでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時36分休憩

午前11時37分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） マリンタウン地区へのMICEエリアの推進のためにというところで、先ほど議員からありました地域のまちづくりも含めて、与那原町、西原町、中城村、北中城村においては東海岸地域サンライズ推進協議会というものが出てきておりまして、そこで協議が進められていると思います。また県のほうにおきましても、大型MICEエリア振興に関する協議会、これは副知事を会長としまして関係部局長、そこに与那原町長、西原町長、中城村長、北中城村長が入った協議会を設けております。その下に幹事会、作業部会という形で段階的な組織をつくってありまして、直近で今年度の最近の取組で言いますと協議会が1回、作業部会が2回、それから関係町村との個別の協議会が与那原町ほか4町村で延べ15回、協議が進められておりますので、そういったエリアの開発と合わせて、まちづくりについて連携して取り組んでいきたいと思っております。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣光栄君。

○新垣 光栄君 ぜひ連携して取り組んでいただきたいと思っております。

次(2)、大型MICE施設の整備等に係る取組状況

と今後の実施工程について伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） 大型MICE施設の整備に向けまして、県では新たな基本計画（案）の策定に向けて事業スキームの精査、MICE開催の動向や需要調査、その結果を踏まえた運営収支及び経済波及効果の試算、事業スキーム等に対する民間事業者の意向を確認するサウンディング調査などを行っております。

県としましては、今年度中を目途に新たな基本計画（案）を策定し、公表したいと考えております。公表後は、パブリックコメントの実施、新たな基本計画の策定、実施方針などPFI法に基づく手続を進めていくこととなります。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣光栄君。

○新垣 光栄君 年内の公表から年度内になってしまいました。この大型MICE施設の着工、工期等の延期から公表に至るまで様々な経緯があります。そこで私は、この公表と一緒に、フォーラムやシンポジウムなどを、地元の市町村と一緒にやって行かなくてはならないかと思っておりますけれども、どうでしょうか。照屋副知事。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時39分休憩

午前11時40分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

照屋副知事。

○副知事（照屋義実君） マリントウンの建設につきまして、私ももう35年になるんですよ。35年、この議論が起きたときから関わっておりまして、一日千秋の思いで待っておりましたところに、この大型MICEの事案が出てきたわけでありまして、与那原町民のみならず西原町、中城村、北中城村、今サンライズ協議会のお話も出てまいりましたけれども、首長さん方あるいはその地域の住民の皆さんにつきましても、その思いが何かといいますと、一言で申し上げれば、そのまんま東でいいのかというふうなことがテーマになっておりまして、一日も早く、本島の東海岸地域にぎわいと活力をもたらすということがその住民の願いというふうに承知いたしております。その願いに沿って、この新たな基本計画の公表につきましても、部局が今、汗を流しているところでありまして、一日も早く公表にこぎ着けられるようにしたいと。この公表となった段階で、今、議員御提案のシンポジウム等について検討してまいりたいというふうにご考えており

ます。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣光栄君。

○新垣 光栄君 よろしく願いいたします。

続きまして(3)のモノレール延伸に向けた調査の進捗状況と関係市町村への対応について伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（宮城 力君） 県は平成30年度にモノレール延伸の可能性の調査を実施した結果、採算性等について課題があることが確認されておりました。そのため、今年度は、需要確保のための利用促進策を講じた場合の効果などについて、調査・検証しているところであります。現在、県外の利用促進策の事例を収集・分析しているところであり、今後は採算性の向上を図る観点から、関係市町村からのヒアリングなどを実施し、利用促進策による効果の定量的検討、本調査における促進策の提示を行っていきたいと考えております。

○新垣 光栄君 再調査ありがとうございました。

ぜひ進めていただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（赤嶺 昇君） 喜友名智子さん。

○喜友名 智子さん お疲れ様です。

立憲おきなわの喜友名智子です。

まず最初に、県警の皆様へ感謝を申し上げたいことが一つございます。

実は県民から、職場でのパワハラ、セクハラの相談を受けておりまして、話を聞いていると、もはやこれは性犯罪に近いと思ひまして、県警のほうに相談をしておりました。御担当者の方から丁寧にアドバイスをいただいて、無事に何とか解決に至ったと聞いております。

ありがとうございます。

では通告に従ひまして、一般質問を行います。

先日、沖縄県母子寡婦福祉大会に出席をいたしました。ひとり親世帯は生計と子育てを一人で担っております。コロナ禍では収入減少や子育ての負担で、心身ともに疲弊している世帯が本当に多いと、この1年半の間、実感しております。そのような中で、この大会で各市町村の母子会からの推薦で表彰されたお母さん方が多くおられました。御自分の家庭でそれぞれに困難な状況に立ち向かって、かつ、母子会活動にも積極的に参加されてきた方たちなんです。改めてひとり親世帯支援を続けてきた母子寡婦連合会の役割を再認識いたしました。

そこでお伺いをいたします。

県のひとり親家庭支援について伺います。

(1)、沖縄県内における母子寡婦そして父子世帯の現状と課題について伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん） 議員もおっしゃいましたように、ひとり親家庭につきましては、子育てと生計の維持を一人で担っているということでございまして、就業ですとか、育児、教育、住居等、日常生活全般にわたり様々な困難を抱えていると認識しております。このため、県では、新たな振興計画（中間取りまとめ）におきましても、ひとり親家庭の生活の安定と自立に向けて、保育や医療に対する負担の軽減ですとか、住宅への支援、就労支援など、各家庭の状況に応じた施策に取り組んでいくこととしております。

○議長（赤嶺 昇君） 喜友名智子さん。

○喜友名 智子さん 県の調査で沖縄県ひとり親世帯の実態調査がございまして、平成30年度の数字になりますが、県内での母子世帯が2万8860世帯、父子世帯が4390世帯と、県内の世帯数の約5.6%がひとり親世帯なんです。皆さん9割以上しっかりと就労しておられるけれども、貯蓄は半数、さらには手当てがないとなかなか収入が厳しいという状況がございまして。その中で、今おっしゃった県や国の施策、本当に助かっている施策だと認識をしております。コロナ禍になってから始まった新しい支援として、低所得の子育て世帯に対する生活支援特別給付金、そして高等職業訓練の促進給付金、ひとり親家庭の住宅支援資金の貸付事業と様々ございまして。これらの県内での支給状況、そして運営実績についてお伺いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん） まず生活支援特別給付金は、新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少等で家計が悪化したひとり親世帯への支援といたしまして、児童1人当たり5万円を給付するという内容としてございまして、10月末までに、2万3375世帯に19億7070万円を支給したところでございます。

次に、高等職業訓練促進給付金は、看護師や保育士など就職に有利な資格取得のための訓練を受けている間に、その生活費を補助するという内容を内容としてございまして、令和2年度は154人のひとり親家庭に給付をいたしております。

最後に、住宅支援資金貸付事業でございまして、自立に向けて意欲的なひとり親家庭に対しまして、償還免除つきの住宅費貸付を行うということの内容としてございまして、10月末までに128件、1022万5000円

の貸付けを決定したところでございまして。

○議長（赤嶺 昇君） 喜友名智子さん。

○喜友名 智子さん コロナ禍で始まった事業もありますけれども、ぜひ次年度以降コロナ禍が収まって継続をしていただきたい支援なんです。こういった事業、新たな沖縄振興策、要は次年度以降、全て継続されるのでしょうか、終了するものもございましてか。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん） ただいま申し上げました特別給付金につきましては、これは臨時的な給付金でございまして、高等職業訓練促進給付金につきましては、コロナで若干特例で貸付対象の拡大等は行われたところですが、事業といたしましては、これまでもずっと継続して実施している事業でございまして。国庫補助事業でございまして、今後も継続していくものと考えております。ひとり親家庭の住宅支援資金貸付事業につきましては、今般コロナ対策において特例的に実施をされているところですが、現段階では、次年度も実施される見込みというように——確定ではございませんが、情報もございまして、県といたしまして、継続されましたら速やかに事業実施に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 喜友名智子さん。

○喜友名 智子さん 今御紹介いただいたこの高等職業訓練、やはりひとり親世帯の就労支援のニーズが高いものは、しっかりと資格を持って働けると。資格支援をしてほしいというニーズはアンケートでもいつも高い位置にございまして。内容を見ますと、今おっしゃった看護師、それから介護士等のほかに、今年度新しくIT系でビッグデータの分析の仕事も支援が始まったということで、こういった業種をぜひ広げるように、県のほうでも支援いただきたいところでございまして。家賃支援についても、やはり支援が必要なところでございまして、ぜひ継続いただきたいと要望をいたします。

今は継続するのか終了するのかという話をしましたけれども、逆に新たにひとり親支援で予算要求しているものがありましたら伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん） ひとり親支援の事業につきましては、非常に網羅的にこれまでも実施をしてきてございまして、新たにというところではございませんが、これまでの事業を引き続き継続していけるように、所要の額を確保できるように予算要求に努めてまいります。

○議長（赤嶺 昇君） 喜友名智子さん。

○喜友名 智子さん よろしくお願ひいたします。

次に、ひとり親の中でも沖縄の特徴とも言えるんでしょうか、国際家事の分野についてです。国籍が異なる家族の間で起こる結婚、離婚の問題と、沖縄ではその多くが——在日米軍人・軍属との問題が非常に多いと聞いております。

そこで伺いますけれども、県内在住の女性を対象にした国際家事福祉相談所の実績について教えてください。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん） 県では、米軍人や軍属等を相手方とする離婚や子供の養育費などで悩みを抱える県内女性等への相談支援体制を強化するために、本年4月に国際家事福祉相談所を本島中部に設置したところであります。本相談所における相談件数は、10月末現在で116件となっているところです。

○議長（赤嶺 昇君） 喜友名智子さん。

○喜友名 智子さん 法律の知識それから語学、非常に高度なスキルを必要とする分野なんです。専門家の方々も非常に限られていると思いますけれども、今後の体制拡充については今どのような予定でいるでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん） 議員がおっしゃいましたように、この国際家事につきましては、非常に法律関係あるいは語学等専門的なスキルを必要としているところでございまして、現在専門アドバイザーを設置して、各相談に当たっているところでございます。課題といたしまして、そのような人材の育成ということがございますので、今後研修等を通じた相談員の専門性の向上等について、関係機関と連携して取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 喜友名智子さん。

○喜友名 智子さん よろしくお願ひします。

この国際家事については、私一つ提案をしたいことがございます。

日米地位協定の18条で民事請求権というものが定められています。しかし、日本側がこの軍人の財産の差押えというものができません。そのために例えば子供の父親、米軍人がアメリカに帰ってしまったら連絡がつかない、養育費の回収ができないという問題があります。日本も養育費を受け取れていない母子家庭は非常に多いんですけれども、昨年兵庫県の明石市が行

政として養育費の回収システムを始めたというところは記憶に新しいと思います。ぜひ沖縄に関しては、このアメリカの——アメリカは逆に養育費の回収システムがきちりと法律で決められています。こういったノウハウを国際家事の分野から積み重ねて、沖縄ならではの養育費の回収の仕組みをぜひつくる余地があるのではないかと思いますけれども、所見をお伺ひいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） この国際家事福祉相談所は、専門員の方を中心に相談支援体制をしっかりと構築したいということで、本年4月に中部に設置をさせていただき、116件、本年立ち上げてからもう既にこれだけの相談が来ているということです。私が報告を受けておりますところによりますと、やはり米側の事情、つまりそれぞれの所属する軍隊や部隊の違い、それから出身州、州の法律の違いなど非常に多岐にわたる課題があるというふうに聞いております。今議員御案内の養育費の回収についても、過去にその養育費の回収に至ったケースなどの先例も併せて研究をさせていただきながら、そのためにどのような機関との連携、どのような人材が必要であるかということ、それを総合的に調査分析しながら、なおこの相談の状況が改善できるように、ここはしっかりと県もやっていきたいと思っておりますので、引き続き御指導よろしくお願ひいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 喜友名智子さん。

○喜友名 智子さん 知事の答弁ありがとうございます。

明石市も行政としての仕組みをつくる前は、モデルケースとして民間の保証会社と回収のシステムをいろいろとつくった上で、制度をつくるに至ったと聞いております。ぜひ県でも積極的に取り組んでいただくように要望いたします。

次に、新型コロナ対策についてです。

(1)、第1波から第5波までありましたけれども、県の対策の検証内容とそこから導き出され得る向こう1年間のコロナ対策の見通しを医療、経済、社会生活の観点からお伺ひいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 本年、県内において発生した2回の大きな流行については、感染力の強い変異株への置き換わりが影響し、医療提供体制が非常に逼迫したために、第4波と第5波の振り返りが急務であると判断しまして、中間報告を作成いたしました。また、今後感染症が流行しやすい冬場に向けて、

昨年の冬に経験した第3波についても振り返りが必要だということで、それも行ったところでございます。このような状況を踏まえまして、本県における感染拡大の主な要因としましては、県外の感染拡大と県境をまたぐ往来が増える時期が重なったこと、それから季節的なイベントなどで大人数会食の増加、また感染力の強い変異株への置き換わりというようなものが大きな要因ではなかったかと考えているところでございます。またこれらを踏まえて、今後のコロナ対策としましては、新たな変異株の出現や治療薬の開発等、不確定要素があるために、見通しについては非常に困難ではございますが、これまでの感染拡大の経験を踏まえると、まずは、人の移動や接触機会の増加が想定される年末年始における感染拡大を警戒する必要があるものというふうに考えております。

このため、県としましては、重点医療機関等における病床確保、それから入院待機施設の拡充に努めるほか、ワクチン接種の推進、検査体制の拡充に取り組んでいきたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

○商工労働部長（嘉数 登君） 経済対策の観点からお答えいたします。

県では、経済対策基本方針に基づき、感染拡大の波に応じた対策を重層的に実施してまいりました。感染症の影響が長期化したことから、事業継続のための資金繰り支援や雇用維持のための雇用関係助成金、それから行動変容要請に対応した休業等協力金支給などを重点的に実施しておりまして、その結果、令和2年の完全失業率は3.3%、令和2年度の倒産件数は過去最少の40件となるなど、県内事業者の事業継続や雇用維持に一定の効果があったものと考えております。一方で、民間シンクタンクの試算では、旅行需要の減少によるGDPへのマイナスの影響は、本県が他県と比べ突出して大きいとの分析もあることから、経済復興にはリーディング産業である裾野の広い観光関連産業への重点的な支援が重要であると考えております。このことを踏まえ、事業継続のための資金繰り支援や雇用関係助成金を継続しつつ、回復期の出口戦略としまして、落ち込んだ経済を回復するための観光関連産業等への需要喚起策などを実施しております。加えまして、成長期の出口戦略としまして、新しい生活様式に対応した業態転換及びDX推進による稼ぐ力の強化等に資する事業を実施し、県経済の復興に努めてまいります。

○議長（赤嶺 昇君） 喜友名智子さん。

○喜友名 智子さん 特に第5波でなぜこんなに急

大と急束というんでしょうか、急に広がって、急に収まった経緯が分からないという、本当に不確定な要素が多いので、なかなか向こう1年といっても考えることが難しいことは承知しております。しかし、不安を抱えながらも徐々に日常生活、それから経済活動にシフトをしていきたいというのが県民の思いでもあろうかと思えます。県外、海外との往来も警戒しながら再開していく段階に入っているのではないかと考えております。

そこで、沖縄県内の空港の水際対策、人の往来の最たるところだと思えますけれども、こちらの水際対策について現状を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） 島嶼県である沖縄県においては、水際対策が重要であり、那覇空港等でPCR等検査が受けられる体制を整備し、陽性者の早期特定に取り組んでいるところです。那覇空港では今後、感染拡大の兆候が確認された段階で、直ちに検体採取や待機のスペースを拡充するとともに、人員や迅速PCR検査機器の追加配備を予定しており、検査体制の強化を図ることとしております。離島空港においても、民間検査機関との連携を強化し、検査結果通知の迅速化等に向け取り組んでおります。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 喜友名智子さん。

○喜友名 智子さん 国内線については、私もせんだって久米島に行ってきたときに、小さなスペースではありましたが、島民のニーズの高い検査場がしっかりと稼働していることを確認しております。ぜひほかの離島も行って状況を確認したいと思っております。

次に、那覇空港の今度は国際線のほうなんですけれども、もう長らく飛行機が飛んでおりません。こちらは再開に向けた課題が今どういったものがあるのか、お伺いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） 那覇空港国際線の再開につきましては、国の入国制限下での那覇空港国際線の再開に当たっては、入国者の待機用宿泊施設や交通手段に加え、空港内での待機場所の確保などの検疫体制の整備が課題となっております。オミクロン株等による感染状況が落ち着くことが前提とはなりますが、国際線の再開に係る国への要請に向けては、庁内において準備を進めてまいりたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 喜友名智子さん。

○喜友名 智子さん 今おっしゃったこのオミクロン株の影響で、国内の国際線も影響を受けていますけれども、一旦国際線は再開していたわけです。これまでコロナが収まった段階で、日本国内で再開している国際線の空港、どの空港なのかお伺いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） 現在、国際旅客の受入れを行っている空港ですけれども、羽田、成田、関西国際、中部国際、福岡空港となっております。新千歳空港につきましては、受入れ体制は整備されておりますけれども、実際の国際線の旅客機は飛んでいないと、そういう状況でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 喜友名智子さん。

○喜友名 智子さん 今のこのオープンになっている5つの国際空港が再開された理由は何だったんでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） 情報が収集できました2つの空港についてお答えしたいと思います。

中部国際空港につきましては、愛知県、岐阜県、三重県の3県と名古屋市が地元経済団体とともに、厚生労働省等の関係省庁へ要請したと聞いております。空港周辺にはトヨタ自動車やその関連会社が多くあり、貨物需要や業務渡航でのニーズが一定程度あることから、国への要請から早期再開につながったというふうに理解しております。

それから福岡空港ですけれども、九州各県にとって重要な韓国及び中国路線が運休だったために、その再開を福岡国際空港株式会社、九州経済連合会、福岡県が共同で国に対して要請したと聞いております。福岡につきましては、観光客以外にもベトナム人留学生、あるいはフィリピン人の船員などのビジネス需要が一定程度存在することから、そのニーズに対応した要請というふうに理解しております。

○議長（赤嶺 昇君） 喜友名智子さん。

○喜友名 智子さん 県議会にも国際線を就航している会社の皆さんから陳情が上がってきております。今、中部空港と福岡空港の事例を御紹介いただきました。同じように沖縄県のほうで那覇空港からでも再開できていないのは、どういった理由があるんでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） 人検疫の体制整備の課題がございます。先ほどもお答えいたしましたけれども、入国者の待機または隔離するための宿泊

施設の確保、那覇空港内の動線の確保、移動手段の確保等、そういった条件整備を整える必要があるというところ、それからもう一点は、県内の感染状況や医療提供体制がどの段階であれば地域の医療提供体制を圧迫することなく国際旅客を受け入れることが可能なかと。国際線につきましては、一旦開港しますとなかなかそれを急に止めると、そういうことができませんので、そういう意味では慎重な判断が必要だというふうに考えております。どのような段階であればという部分につきましては、感染状況であるとか、医療提供体制とかあるいは陽性者の受入れ体制とか、そういった部分について関係部局、それから経済界、医療界と慎重に意見交換をする必要があると考えています。

○議長（赤嶺 昇君） 喜友名智子さん。

○喜友名 智子さん 特に感染状況が全国の中でも悪かった沖縄で、再開に向けて慎重になるという事情はよく理解はできます。しかし、この国際線の航空会社の皆様とお話をさせていただいたときにおっしゃっていたのは、今すぐ開けてくれと言っているわけではなかったんです。再開に向けての準備の動きすら見えないと。先ほど中部空港と福岡空港の事例は本当によい事例というか、動き方を分かりやすくお答えいただきましたけれども、経済団体と一緒に国のほうに要請に行っているんですね。要請に行ったからといって明日すぐ開くわけでもない、当然時間がかかると思います。こういった時間がかかることの準備をなぜ今からでも事前に動いておかないのか、こういったところが国際線の皆様からの要望として強いんですけれども、先ほどおっしゃった空港内での動線の確保、それから医療状況が改善して、国際線オープン、再開しようという動きをする、これ判断するのは、県の中ではどの部署になるんでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後0時7分休憩

午後0時8分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

企画部長。

○企画部長（宮城 力君） 先ほど課題に挙げられていた検疫体制につきましては、那覇空港ビルディング株式会社に確認しましたところ、抗原検査の検査場、それから待機場所、これらの使用できる施設について那覇検疫所と調整を行っているというところで、迅速に対応できるように協力・連携を図る体制を今構築していると聞いております。先ほど文化観光スポーツ部長からありました、航空関係者だけではなくて、経済界あるいは医療関係者との調整も必要になろうかと思

いますが、航空行政に関しましては、国交省の航空局のほうと状況についてまず意見交換してみたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 喜友名智子さん。

○喜友名 智子さん ぜひ国との意見交換と、あとは国の判断を待つだけというよりは、県のほうでどういった状況であれば再開したいですというようなことも、ぜひ業界の皆様と意見交換をして、国と一緒に要請に行ってほしいと思います。

その間航空会社の皆さん、何が経営的に厳しいんでしょうかということをお伺いしましたら、家賃が厳しいというお話がございました。N A B C Oさんのほうも国内線が供用開始してから初めての赤字というニュースもあって、なかなか家賃の値引きも免除も厳しいという状況で、やはりこれは県が入らなければならないのではないかと思います。

県議会で可決しました観光振興条例の中に、こういった国際線の航空会社への那覇空港での家賃補助をぜひ入れてほしいと思いますけれども、見解をお伺いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（宮城 力君） 先ほど議員おっしゃったように、那覇空港ビルディング株式会社にあっては、近年経営状況は好調だったんですが、コロナ禍を受けて16億円の当期利益の損失を出しております。そういう中であっても、ターミナルビル内に入居する航空会社、それからテナント業者等に対して、令和2年度それから3年度、財務状況等も勘案しながらトータルで3億5000万程度の減免をしたと聞いております。

これらの減免について、またさらなる支援について、これについて県の様々な業界団体の皆様への支援等、これまで行ってきたところではありますが、どのような対策が取れるか、少し慎重な検討が必要だと考えているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 喜友名智子さん。

○喜友名 智子さん 慎重な検討をしている間に撤退したらどうしようという危機感のほうやはり強いです。中部国際空港、再開しているそうですけれども、台北間で飛んでいる飛行機の乗客、大体30名ぐらいだそうなんです。もう完全に赤字です。ただそれでも飛んでいることに意義があると、路線を維持していることに意義があるんだということをやはり皆さんおっしゃるわけです。一度撤退するとなかなか再誘致ということも厳しいと思います。県のほうで予算が非常に厳しいというのであれば、次の新たな振興策の中に、この家賃や固定費の補助、つなぎ的に支援をする

ということも可能性がないかと思うんですけれどもいかがですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後0時12分休憩

午後0時13分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

企画部長。

○企画部長（宮城 力君） 新たな振興計画におきましては、観光施策について様々な取組を盛り込んでいくところでございます。その中であって、どのような取組ができるか、関係部局と調整の上、検討してまいりたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） 文化観光スポーツ部におきましては、国際線の再開時に復便を促進するためのインセンティブの支援、そういった支援については検討しているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 喜友名智子さん。

○喜友名 智子さん この10年ほどインバウンド観光が増えてきたのは、当然国際路線があったからです。これが撤退ということにならないように、県の支援をぜひお願いしたいと改めて申し上げます。

休憩をお願いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後0時14分休憩

午後0時14分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○喜友名 智子さん 質問を入れ替えます。

4番目の米軍基地問題についてです。

沖縄の日本復帰50年に合わせまして、知事が政府に米軍専用施設面積を50%以下にしてほしいと要請をいたしました。一方で、国連軍が在沖米軍基地で訓練をしているという実態が報じられております。基地負担の軽減の観点から、県の見解を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） お答えいたします。

国連安保理決議に基づいて創設された朝鮮国連軍は、いわゆる国連軍地位協定第5条に基づき、嘉手納飛行場、普天間飛行場及びホワイトビーチ地区を含む7か所の在日米軍施設区域の使用が認められております。外務省の発表によりますと、国連安保理決議が禁止する北朝鮮船舶の違法な海上活動に対する警戒監視活動を行うため、ニュージーランド、フランス等が国連軍地位協定に基づいて在沖米軍基地を使用しているとのことであります。

県といたしましては、国連安保理決議の実効性確保

のための取組として承知しているものの、これ以上の基地負担の増加につながることはあってはならないというふうに考えております。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 喜友名智子さん。

○喜友名 智子さん このような基地使用の実態が既成事実化していくと、日米関係のみならず、国連の名の下に基地のない平和な沖縄が遠ざかってしまわないかというような懸念を覚えます。この米軍基地を50%にするという部分、使用者がほかの軍、国連軍あるいはその防衛組織としての自衛隊になっていきますと、言葉だけは米軍が使っているわけではないよと、米軍基地負担の軽減だというふうの実態が、議論が変えられていかないか懸念していますけれども、県の見解を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後0時16分休憩

午後0時17分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） 県といたしましては、国土面積の0.6%の沖縄県に全国の米軍専用施設面積の70.3%が集中しているという結果、沖縄県民が航空機騒音の問題でありますとか、環境汚染問題、それから米軍人・軍属等による事件・事故等過重な基地負担に苦しんでいるという現状がございますので、国連軍の活動によって、県民の基地負担が増加するようなことがあってはならないというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 喜友名智子さん。

○喜友名 智子さん ほかの国連軍、自衛隊が共同訓練しても米軍の専用施設であることには変わりがないという理解をいたしました。

次に、国連軍も地位協定の下に運用されていると思えますけれども、この国連軍の地位協定の内容を県として今どのように把握されているでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） 国連軍地位協定で規定される使用条件というところで申し上げますと、まず5条において、国連軍は合同会議——これは日本代表と当事者国の代表になりますけれども、この会議を通じて日本国政府の同意を得て米軍基地を使用することができるということで、日本は現在11か国とこの協定を締結しているところでございます。この5条以下、国連軍地位協定の2条においては、日本国の法令尊重義務等も規定をされているというふうに認識をしております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 喜友名智子さん。

○喜友名 智子さん 米軍基地というのはなかなか県民が立入りできない、県のほうももろもろ犯罪やPFA Sなどの環境問題があっても立入調査ができないというアンタッチャブルなエリアです。こういったところにほかの軍隊が入ってきているというこの実態は、ぜひ県のほうでも引き続き注視をしていただきたいと思います。

次に、国連軍が沖縄の米軍基地を利用している背景には、アメリカと中国の対立関係があるというような関係者の証言が報道でありました。特に、沖縄では尖閣諸島の周辺の問題が県民に不安を与えていることもあって、対中感情の悪化につながっていると、こちら心配をしております。昨日は日米開戦80年という節目の日でしたけれども、80年前は日本国民がアメリカに対して憎しみを持って戦争をしていたという部分もあるわけです。しかし、80年もたちますと、そのアメリカのために新しい基地を造って、沖縄戦で亡くなった方々の遺骨混じりの土を使って埋めようとしていると。この数十年たつての精神性の移ろいというのは何なのかなと思うわけです。今中国に脅威を覚えて侮蔑や嫌悪の感情を持っていようと、じゃ100年後どうなっているのかというところは、やはり落ち着いて見ていくべきであろうと思います。

そこで、沖縄の米軍基地の役割というものの変化を考えますと、かつては東西冷戦、旧ソ連対応のためだったと。次はテロとの戦争に変わり、今は対中国の脅威ということが言われております。このような国際情勢について、沖縄県としての見解を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） 日中間の関係につきましては、軍事的な緊張関係の一方で経済的に相互に大きく依存をしているというふうに理解しております。そうした中であって、日中間の様々な問題を解決し、両国の関係を改善するためには、日中両国が前向きかつ真摯に話し合うことが重要というふうに考えておまして、平成26年の日中関係改善に向けた話合いにおける合意事項などを踏まえ、平和的な外交対話を継続していくことが重要であろうというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 喜友名智子さん。

○喜友名 智子さん この日中4項目合意の尊重、なかなか世間でも知られていない部分ですので、ぜひ県のほうからもこういった情報、県の姿勢として発信をしていただきたいと思います。

休憩をお願いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後0時22分休憩

午後0時22分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○喜友名 智子さん 最後に我が党関連の質問についてです。

國仲議員の代表質問のうち1の(1)、日本復帰の評価について伺います。

答弁で自治権の獲得、ウチナーンチュの誇りを通したというくだりがございました。現在、県が進めているサンゴの移植訴訟をはじめ、県の裁判は自治権を守るための取組だと評価する立場から伺います。ぜひ辺野古新基地建設について、県が裁判を続けたからこそ最高裁の判事の2名の意見につながったと思っておりますけれども、裁判を通して得た結果、改めて知事のほうからお聞かせください。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 今年7月の最高裁判決においては、5名のうち2名の裁判官が反対意見を述べ、その内容は我々沖縄県が主張していること、行政法の観点から合理的で正当性があったものという認識を示されたものというふうに思っております。加えて、これまでの一連の訴訟を通じて、辺野古新基地に反対する県民世論、沖縄の過重な基地負担の現状及びそれらを踏まえた県の考えを広く国内外に伝えることができたことは、大きな成果があると考えておりますが、我々としては、やはり政府に対して対話による解決の道を探る、その努力をぜひ続けていただきたいというように思います。

○喜友名 智子さん 終わります。

答弁の準備をしていただいたんですけれども、聞けずに大変失礼をいたしました。次回以降またお伺いをさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後0時23分休憩

午後1時45分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

休憩前に引き続き質問及び質疑を行います。

仲村未央さん。

○仲村 未央さん 1点目、使用条件の件ですが、一般的那覇港湾施設、軍港へのオスプレイの飛来に関して、防衛局のコメントが出ましたけれども、いわゆる主目的に反するものでない限り航空機の着陸を排除しているものとは考えないというような見解を示して

いるのを見て、いわゆる5・15メモの真の狙いをそのまま認めちゃっているというか、公言しているなという印象を持ったわけです。この件に関して、まずその使用条件、県としてどのように認識をされているのか、この間の政府、米軍の対応がどうであるのか、お尋ねをいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） お答えいたします。

那覇港湾施設への米軍機の飛来等に際して日本政府は、いわゆる5・15メモにおいては、米軍の活動が主目的としての形態に反するものでない限り、航空機の着陸を排除していないとの認識を示しており、また米軍も、日米両政府の合意によるものとしております。しかしながら、県としましては、米軍の運用は5・15メモに記載された使用主目的に沿って厳格に行われるべきであると考えており、引き続き米軍及び日米両政府に対し、那覇港湾施設における航空機の離着陸を一切行わないこと等を求めてまいりたいというふうに考えています。

○議長（赤嶺 昇君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん まさに公表されているその何らかの基準というのが、このメモに頼ってきた部分もあるので——ただ、本来の成り立ちからいうとどうなのかということもありますので、そもそもこの5・15メモ、いつ、どのように作られたのかお尋ねいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） いわゆる5・15メモについては、昭和48年3月に初めて実施された県道104号線越え実弾砲撃訓練や、昭和52年7月のキャンプ・シュワブ内で実施されたハリアー機による垂直離着陸訓練を契機として、その存在が明らかになったものであり、本土復帰に際しての米軍基地の使用条件等を定めた協定となっております。

○議長（赤嶺 昇君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん 1972年5月15日の未明に——研究者等によると、夜中12時から1時間にわたって87施設ですか、合意がなされたということで、いわゆる安保適用があり、地位協定の下に沖縄の基地が置かれるという中で、秘密裏に、まさに合同委員会で決裁をされたというそういうもので、もともと秘密協定ですよ。特徴的なのは、そのメモの中身なんですけれども、使用目的とかもろろ書かれていますが、その使用の期限については、何施設中何施設が期限なし、無期限というふうになっているのかお尋ねいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） お答えいたします。

5・15メモにおいて、使用期限が「定めず」となっているのは、当時存在した87施設中69施設となっております。なお、施設の統合等が行われており、単純に比較することはできませんが、現在存在する施設について使用期限が「定めず」となっているのは、32施設中31施設というふうになっております。

○議長（赤嶺 昇君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん まさに冒頭申し上げたとおり、その本来の目的が何であったかということ、日米地位協定が適用されるようになって、ほぼほぼ占領地然として同じように米軍の直接の占領状態として自由使用を確保しようとしたものであろうと。この使用期限がわからさまにほぼほぼもう期限なし、定めなしということで、いつまでも秘密裏に沖縄の基地をいよいよどこまでも使えるんだというような意図があるというのが、このメモの前提だと思うんです。それで、実際今回のその防衛局のコメントが、それを示すものですよね。

副知事、抗議されたと思うんですけれども、改めてこの辺りどのような見解をお持ちですか。

○議長（赤嶺 昇君） 謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君） いろいろ議論をしたときに——休日、休みの日だったものですから、直接局長のほうに電話をしたときには、5・15メモ以外に、いわゆる合意事項があるんだというようなお話でしたが、最終的には5・15メモの解釈の話だったということです。要は、限定されるものではないんだというような話をお聞きしましたときに、正直言ってまたかというものと、これをそのまま分かりましたと言うわけにはいかないだろう、これをやると結局何でもできるという話になりますので、復帰50年もたとうとして、まだなおかつこういったものが現存しているということ、ここはやはり一日も早く見直さなければならぬだろうと、そういうような思いを持ったところで、

○議長（赤嶺 昇君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん そこで知事をお願いというか、ぜひアクションを起こしていただきたいと思うのは、例えばこの5・15メモ、まさに50年前に作られて以来、公表に至るまでも劣化ウラン弾の問題が出た97年までは、全面公表されないという——先ほど公室長が言ったように、こそこそと何らか持って運用しているなというぐらいですよね。そういう中で、やっぱりその後SACO合意があった。幾つかの施設が返還合意で、時期も明示されているわけです。それからパラシュート降下訓練などは伊江島に——そこに行くこ

とがいいとか悪いとかということは別としても、いずれにしてもSACO合意ではほかではやらないというようなことが決まっている。ところがその後のやりたい放題ですね、今の現状。こういった騒音の問題も、普天間においてはイニシアチブをしっかりと取って、夜間は飛ばさないでおこうということもあるわけですよ。ところがこういったことを全くなし崩しにしながら、実際の自由使用を担保しているというふうに、この合同委員会の分科会のメモは見えるわけです。ですので、ぜひここは——何というんだらう、今のこの市街地のありようを全く無視した運用であるとか、オスプレイも50年前にはもちろん想定されない機種ですから、こういった短い滑走路で町中を飛び回って物を落としたり、その住宅街、学校の上を飛び回るなどということは、当時も想定されない中での運用が今やりたい放題やられているということなので、ぜひそこは改めて基地の運用に関わる基準、これを明確にするようしっかりと協議を、市町村も入れてしっかりとやるべきだということを、ぜひ具体的に提起していただけないかというふうに思いますけれどもいかがでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 現用の基地の運用に関しては、従来多くの県民の皆さんもそうですし、我々もそうですが、その使用の目的と用途というのは、ほぼ形態は変わっていないというような認識があると思います。しかし今般、このMV22オスプレイの那覇港湾施設、那覇軍港への離着陸をしたという現実点を見ると、そのような運用の仕方をするのであれば、従来の運用がどうであるかという見直しもそうですが、その運用の状態がもう1972年のその5・15のときとは状況が違ふと。ということは、広大な基地も要らぬというような論理があってもいいのではないかなと思えるぐらいの、現在の米軍の運用のでたらめさだと思います。ですから、私たちは復帰50周年に向けた在沖米軍基地の整理縮小について、今年5月にそれを出させていただいたときも、米軍基地の運用の変更については、沖縄の基地負担の増加につながることは絶対に避けることということを明記させていただいております。しかし、この内容について、もう一度我々はこれが担保されるのかどうかということ、現在の基地の運用と今後の基地の運用なども比較しながら、しっかり検討していかなければならないであろうというように認識しています。

○議長（赤嶺 昇君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん ぜひ強くそこを、主張を含めて展

開いていただきたいと。

それから、今日も新聞等では、P F A Sが普天間の基地から小学校の脇の水路に、民間地に流されていたのではないかというような報道があります。連日このようなことが繰り返されている。先ほどS A C Oの合意の話もしましたが、その中では地位協定の運用の改善もあって、日本政府及び地方公共団体の職員に対して、適時の通報が確保されるようあらゆる努力が払われるというふうな合意もなされた。これはもう繰り返しこのようなことを表明しながら、もう最近は通報すら地元からあって初めて、ああそうですかみたいな。というような形が頻繁、もうほぼほぼその状態ですよ。これ補足協定にも非常に大きな問題があって、同じような視点からですけれども、例えば現の事故じゃないと立ち入れないということで、嘉手納にいつまでも入れないとか、7か月前の云々で結局前は入れたところも入れないとか、これ全部ブロックしているのは、米軍にその判断基準があって同意がないから、この間のうるま市の1600倍もあっても、皆さん公表できないというのは、そこに縛られてしまって、今おかしいわけですよ。その目的が本末転倒になっちゃっているということもありますので、その補足協定の中にしっかりと自治体が求めたときには必ず立ち入れるというようなことの要求項目を明確に、その地位協定の改定項目として――従来もちろん視点はありましたけれども、補足協定にまず先にそこを強く求めて、改定を要求するということが併せて取り組んでいただきたいのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） お答えいたします。

平成27年9月に締結をされました環境補足協定につきましては、現地調査のための米軍基地への立入り申請やサンプル採取申請ができるというふうにされております。しかしながら、議員からも御指摘のありましたとおり、米軍基地への立入り等の可否については、米軍に裁量を委ねられている形での運用になっております。これにつきましては、環境事故時の立入り手続について、米側から通報を受け、日本側が現地視察の申請を行った後に、米国側が全ての妥当な考慮を払うということで、そういう規定になっているという結果として、現在、議員から御指摘のありましたとおり、普天間飛行場、嘉手納基地への立入調査もできていないという状況でございます。

県といたしましては、日米地位協定の中にまずは環境条項を設けていただくことと併せて、その環境補足協定のより実効的な見直しも含めて求めてまいりたい

と。全国知事会とも連携して、日米地位協定の改定を求めていきたいというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん これはもう本当に知事会も含めて、自治体の立場を強く主張する、本当にその本丸です。ぜひ取組を強めていただきたいというふうに思います。

2番目に入ります。

復帰50年、来年迎えていく中です。この50年の節目に玉城デニー知事が、まさにその節目の知事としてどのような発信をされていくのか、注目も期待も大きく集まる中です。それで、来年は50年の節目ということもあって、いわゆる屋良建議書が非常に注目をされています。それで少し関心があるところ、読み上げたいと思いますけれども、従来の沖縄は――これ建議書の中身ですけれども、「従来の沖縄は、余りにも国家権力や基地権力の犠牲となり手段となって利用され過ぎてきました。復帰という歴史の一大転換期にあたって、このような地位からも沖縄は脱却していかなければなりません」というような認識があり、そしてここで注目したいのは、「沖縄開発の基本的理念」として、その理念を明確にしているんですけれども、第1の理念は、県民福祉の向上ですけれども、その中には、「沖縄開発にあたっては、人間尊重ないし人間性回復の精神を、それを基底に置く」と。そして「本土においては、大企業中心の高度成長政策が推進されるにつれて、過密、過疎化、都市問題、公害問題などの進行、激化をみるにいたり、従来の開発のあり方に対し、再検討をせまられております。沖縄開発にあたっては、このような本土の轍を踏むことなく、あくまでも人間主体の開発でなければなりません」と。第2は自治権の尊重。地域の独自性、多様性、これを豊かに開花させたいと。それから第3の理念。これはもちろん平和で豊かな県土づくり。沖縄の米軍基地、質・量ともに、本土におけるそれをはるかにしのいでいる。その中で第3次産業の肥大化に見られるような産業構造の奇形化というものが指摘しています。こういったことも含めて、県民を代表する立場としての決意、それから沖縄振興への明確なビジョン、そしてこれは政府のみならず、国会に対して向けられたということも非常に特徴的でして、そういう意味では政府と国会への要求が明快である。そして、先ほどのことなどは国民への問題提起も含めています。今でいえばSDGsだと思えるんですけれども、持続可能な開発、多様性、地域の独自性、こういったこともうたっていて、これは今日においても非常に県民が共有できるテーマであ

るというふうにも思うわけです。

そういう意味で知事にお尋ねしたいのは、この半世紀の節目に当たって、この屋良建議書、あるいは21世紀ビジョン、これが示してきた県民の要求、この理念が50年の歩みの中でどこまで到達し得たのか。あるいはなおなし得ていないのか。県民の目線に立ったその総括、展望、これを国会にあるいは政府に、そして国民に届くような形で表明することが必要ではないかと思うんですけれども、その取組についてどのように考えていらっしゃるか伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 復帰措置に関する建議書、これは1971年11月17日、132ページにまとめられている復帰に対する要望をまとめた建議書ですが、この建議書、屋良主席が政府や国会に建議書を届けようと東京に行ったちょうどその頃、衆議院の特別委員会できき打ち的に返還協定の承認案が可決されました。そのことによって、結局この建議書の願いは間に合わず、沖縄の人たちの願いは顧みられなかったという記事が毎日新聞にも書かれております。

そして図らずも、先ほどこの建議書の前文、はじめにというところで、議員が読み上げていただいたところ、私もアンダーラインを引いてあるところでありまして、つまり我々はそういう思いでこの建議書をもう一度読み込まねばならないのではないかということだと思います。50年たって、何が変わり、何が変わっていないのか。何がより激しくなり、何が穏やかになったのか。そういうことはこの建議書の内容を精査することももちろんではありますが、まず我々の社会全体を見渡してみて、今ある問題とあの頃あった問題との違いをもう一度比較して、我々がこれから先どのように歩まなければならないのか、県民とともにどこに向かわなければならないのかということをもう一度確かめてみなければなりません。

なお、この建議書では、先ほど議員が紹介をさせていただいたとおり、県民福祉を最優先に考え、地方自治の確立、そして反戦平和、基本的人権の確立、県民本位の経済開発などを骨組みとする新生沖縄像を描いております。まさに私は選挙のときに、新時代沖縄というものがその復帰50年にかかる、そのかけ橋として未来にどうやって渡していくのかということが、選挙戦のときの大きなテーマであったということは言うまでもないことであります。来年、沖縄県は50周年を迎えますが、今なお先ほど申し上げましたとおり、我が国の米軍専用施設・区域が集中している沖縄において、この特殊事情から派生する固有課題、いつまで

それを抱えさせられなければならないのか。それは抱えなければならない問題なのかということも含めて、しっかりと見つめ直す必要があると思います。

沖縄県におきましては、県民の意見も取り入れながら、この建議書で求めている新生沖縄像と現状との比較検討を行った上で、建議もしくは宣言という形になるかもしれませんが、どのような在り方でそれをまとめていけるのか、しっかりと検討したいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん そうですね。ぜひ50年前、間に合わなかったということが非常に象徴的に今の沖縄を表すようなことだということふうにも感じます。

ただ今回は、やっぱり知事の決意にあるように、今進めているこの沖縄振興も含めて、新たな県のビジョンやその知事の決意も含めて発信することにおのずとつながると思いますし、先ほどのその県民の目線ということの中には、例えば起草委員会などを設置して、そこは本当に県民の中で共有しながらしっかりとした建議を整えていく。これは非常に重要な国民への問題提起、そして例えば知事会を通じた政府への要請、そういったしっかりと伝わるような、届くような発信の在り方も含めて検討いただきたいと思います。ぜひよろしく願いをいたします。

休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時6分休憩

午後2時6分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○仲村 未央さん それでは、リトルベビーハンドブックの件でお尋ねをいたしますが、これは小さく生まれた赤ちゃん、これを見守る——通常の母子手帳に加えてこのような取組が今、非常に必要ではないかという活動もあるんですけれども、これについて県の対応はいかがでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 低出生体重で生まれたお子さんの場合に、通常の母子手帳にある身体発育曲線や発達の目安では成長を確認することが困難な状況にあります。低出生体重児の成長に合わせた母子手帳のサブブックとなりますリトルベビーハンドブックの作成を要望するお声があることは承知しております。県においては、早産や低出生体重で生まれたお子さんの成長を見守るサブブックの必要性を認識しておりますので、関係者と調整の上、作成に向けて検討していきたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん ぜひお願いをしたいと思います。

沖縄の現状、確認ですけれども、その低出生体重児の数とか割合、全国と比べてどうなのか、そこら辺はデータありますか。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 人口動態統計によりますと、県内の令和元年の出生数1万4902人に対して、2500グラム未満の低出生体重児は1662名で、出生率は11.2%となっております。全国の9.4%に対し高い率となっております。また、1500グラム未満の極低出生体重児といいますけれども、その出生数については155人で、全出生数の1.0%、また1000グラム未満の超低出生体重児出生数は65人いまして、全出生数の0.4%となっております。

○議長（赤嶺 昇君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん 今の1500グラムあるいは1000グラムということは、全国比較はないでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 今の統計からは1500未満、1000未満の数字は持っておりません。

○議長（赤嶺 昇君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん いずれにしても、先ほどのいわゆる低体重児といわれる子供たちの出生が、いつも全国平均より高めであるということがこの間の傾向だというふうに聞いておりますけれども、これは何か背景、要因があるのでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 県のほうで平成26年度に実施した低出生体重児の要因分析を行っておりますが、それでは20歳未満の出産、それから痩せた妊婦、喫煙、妊娠後期の高血圧、低身長妊婦ということで低出生体重児の割合が高かったということが出ております。

○議長（赤嶺 昇君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん いずれにしても、それだけニーズもあるというふうに感じますし、そのたびに手帳を見ながら不安になられるということも、やっぱり声として聞こえてきますので、そこはぜひ温かく見守っていただけるような取組も——先ほど作成に向けて取り組むということでお話をいただきましたので、ぜひやっていただきたい。

それで先進県というか、初のこの取組をやった静岡県を見ますと、3つの当事者団体、それから周産期の医療センターの医師や看護師、それから行政機関が一緒になって、県として取り組んで、県として取り組むから市町村の全体的な支援にもつながると。知事、

これ知事会からも要請が今度上がってしまっていて、滋賀県の三日月知事がプロジェクトチームのリーダーで、この間、野田大臣にこれを要請して、県の取組をさらに後押ししてほしいという要請も上がっているようです。小さく生まれて、それでも皆さん、本当に一生懸命頑張っていると思いますので、ぜひ取組を進めていただきたいと思います。ぜひよろしくお願ひします。

休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時11分休憩

午後2時11分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○仲村 未央さん それでは、会派代表質問、國仲さんの質問の関連で、軽石の件をお尋ねいたします。

この間、県漁連の会長さんといろいろ意見交換させていただいたときに、伊江島でこし器を直接村が購入して、漁協と調整して購入して、必要な方の全ての船にこれをそのまま直接お渡しするというので、非常に具体的で早い取組で喜ばれていると。5万円とか7万円とかいろいろあるようですけれども、それをそれぞれの船に合うものをしっかりと村が購入してやっている。今、市町村のその独自の取組への支援はどうなりますかということで、この議場で何人もの皆さんがお尋ねになりました。地方交付税2分の1ということで、大臣も表明されているようですけれども、例えばこういう取組には今のその交付税は、まさに適用されるというふうな理解で——このこし器のことです、よろしいでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（宮城 力君） 地方単独事業にあって、特別交付税で措置するということなんですが、独自の経費の例としましては、交付内示前における国庫補助対象事業、それから国庫補助対象外の事業、例えば漁業者への休業補償もその特別交付税の対象になるとされておりますので、これらの経費についても対象になると考えております。ただし、その詳細については、総務省ともいろいろ内容を確認しないとイケませんので、そこは持ち帰り、急ぎ検討したいと思ひます。

○議長（赤嶺 昇君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん まさに今、対象になるというふうには確信を持ちますけれども、ぜひ取組を進めていただきたい。

それから、これは市町村が具体的に入って、早い取組でやった例ですけれども、このこし器についてはやっぱり各漁業者それぞれが、自分でもう既に調達

した、あるいはこれからやろうと思っている、こういう方々もいるわけで、市町村の取組がなくても、こういった個人、いわゆる漁業者に対する直接の支援というの、これはやっぱり公平にやるということが非常に大事なことだと思うんです。これについては、どうなんでしょうか。どのようなスキームでこういったことに対する具体的な支援がなされるのか、できるのか、ここの検討についてお尋ねいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君） 海水こし器の設置に対してのことにお答えいたします。

今後軽石の問題が長期化することを想定した場合に、軽石が存在する状況であっても、漁船が安全に航行するための技術的な対策が重要になると考えております。そのような中、現場の漁業者などからは、海水こし器の設置によって軽石の被害を減少できるとの指摘もいただいているところでございます。そのため現在、担当課においてどのような支援ができるかというのを検討しているところであります。

○議長（赤嶺 昇君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん 検討されていると思うんですが、今言うような視点で、やっぱり市町村がやったところは市町村を通して補助があるというだけではなくて、具体的に市町村を通さなくてもそのこし器について今、具体的に取組まれている方々がいらっしゃるの、ここは当然、農林水産業の視点からも。そしてこれは完全に災害ですから、そこをやっぱりしっかり助成していく、支援していくというのは必要だと思いますが、もう一度その取組についてお尋ねをいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君） 軽石の影響を受けました漁業者の支援につきましては、今回の補正予算で計上した、軽石による漁業被害調査事業の中で設置予定している対策協議会において検討することとしております。県が漁業者の収入の確保を図りつつ、早期の漁業活動の再開につなげるような取組として、モデル的に漁業者が行う軽石の撤去作業の支援等も開始したところでございますけれども、先ほどありました海水こし器等についても、この対策協議会の中でよく検討してまいりたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん 市町村の取組も本当に沿岸域を長く持っている、特に北部地域、国頭村、恩納村にかけて、本当に2分の1の補助といっても、これはそれでも大きな負担です。私たちも17日ですか、県議団として上京して要請をするということになりますので、

強くその辺りの組立て、予算上の措置含めて県議会としてもしっかりと要請をしてまいりたいと思います。

休憩お願いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時16分休憩

午後2時16分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○仲村 未央さん もう一つ、最後に関連質問で、辺野古の不承認に関して。

知事は明快にこれは到底完成が見込めないというような立場を何度も表明しています。それであえてそこをもう一つ強く求める中で、完成が見込めないものを、承認を既にもらっているところだけやっていいという話にはならないと思うんです。ですので、その部分も含めてしっかり行政指導で、今の事業の中止をまず求めるということを明快にされてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 県は去る11月25日に、普天間飛行場代替施設建設事業に係る埋立地用途変更及び設計概要変更承認申請書について、不承認とする処分を行ったところであります。一方で、沖縄防衛局は、沖縄県が行った処分に対して、12月7日に行政不服審査法に基づく審査請求を行っております。現在、沖縄防衛局は、辺野古側の埋立工事を継続実施しておりますけれども、今後はどのような対応が可能か関係部局と検討をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 時間切れです。

○仲村 未央さん 残時間もだめ。

すみません。じゃ以上です。

いろいろ申し上げましたが、引き続きよろしくお願ひいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘純恵さん。

[西銘純恵さん登壇]

○西銘 純恵さん こんにちは。

日本共産党の西銘純恵です。

一般質問を行います。

子供の貧困対策について。

全国に先駆けて、翁長前県政が独自に子供の貧困調査を行った経緯を伺います。

調査結果はどうでしたか。これまでの翁長前県政、玉城デニー県政の取組による特徴的な成果を伺います。

県の就学援助の取組を伺います。また、就学援助率は当初と比べてどうなりましたか。今後の拡充策を伺

います。

子供の貧困対策は次期振興計画での大きな柱になります。次期計画を伺います。

教育行政について。

沖縄県は少人数学級を実施しております。国の制度と沖縄県の実施状況を伺います。

小学1・2年生を30人学級にしているのは何県ありますか。中学3年生まで35人以下学級にしているのは何県ありますか。

小学1・2年生で、30人学級になっていない学校はどれだけですか。30人学級を完全実施すべきではありませんか。さらに、中学3年生までの30人学級を進めることについて。

宮崎県が、今年12月を目途に、52の全ての県立学校にトイレットペーパーのように生理用品を配備することを発表しています。学校への配備の取組を伺います。

生活保護行政について。

生活保護利用は5年前と比べてどうですか。生活保護は憲法に定めた国民の権利であります。県ホームページで、生活保護制度についてどのように広報していますか。

扶養義務の履行を保護に優先させるという記述は、保護の要件だと誤解を与えるものではありませんか。改善することについて伺います。

沖縄県が病院拠点型性暴力被害者ワンストップ支援センターを設置した経緯及び相談・支援状況と今後の拡充について伺います。

辺野古新基地は軟弱地盤で工事は不可能です。知事が設計変更申請を不承認にしました。政府は埋立工事をやめて辺野古新基地建設を断念すべきであります。県民投票で72%が反対している沖縄の民意を踏みにじり、戦争のための基地建設の強行に怒りを禁じ得ません。これまでの工事費と今度の補正予算は幾らになるのか。コロナ禍でも、軽石被害に苦しんでも工事を強行しているのは税金の無駄遣いではありませんか。

軍港問題について。

那覇軍港にMV22オスプレイが着陸、陸揚げされたのを政府が容認しているのは許せないと思います。どうですか。

港湾施設及び貯油所が使用主目的とされています。米軍が運用と言えばどんな基地でも自由勝手に使用できるのか、見解を伺います。

主権を侵害されても米国言いなりの政府では、浦添新軍港も原子力潜水艦や大型艦船、オスプレイが使用する基地になるのではありませんか。浦添新軍港に反

対をすべきです。

米軍基地からのコロナ感染防止策について。

各国で新変異株のオミクロンの感染が急拡大し、政府は、当面1か月間の全世界の外国人の入国禁止を発表しました。海兵隊員が年数回でローテーション配備される沖縄県では、米軍基地からの感染拡大が懸念されます。政府は、訓練を中止させるなど米軍関係者の入国を禁止すべきではないかと思えます。見解を伺います。

オミクロンで不安が広がっているが、これまでの感染状況はどうですか。米軍でゲノム解析は行われていますか。

米軍関係者から県民への感染を防ぐために、県は厳しく対応すべきだが、取組を伺います。

浦添市内間西公園から安謝川沿いはウォーキングコースとして市民に利用されています。一部が危険箇所として通行止めになっていますが、復旧工事の進捗を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

[知事 玉城デニー君登壇]

○知事（玉城デニー君） 西銘純恵議員の御質問にお答えいたします。

1、子供の貧困対策についての御質問の中の(4)、次期子どもの貧困対策計画についてお答えいたします。

沖縄県では、子供の貧困対策を県政の最重要政策に掲げ、新たな振興計画（中間取りまとめ）においても、子供の貧困の解消に向けた総合的な支援の推進を基本施策として位置づけております。次期子どもの貧困対策計画では、引き続き拠点型居場所や若年母子の居場所など多様な居場所の整備や、支援員による個々の家庭の事情に寄り添った支援に取り組むとともに、教育に係る負担軽減や、ひとり親の自立支援、困窮家庭への食支援、雇用の質の改善、新たに顕在化したヤングケアラーへの支援など、貧困の連鎖を断ち切るための総合的、かつ、きめ細やかな支援に取り組んでまいります。

沖縄県としましては、社会の一番の宝である子供たちが、その生まれ育った環境に左右されることなく、ありのままの個性を認め合い、支え合い、夢や希望を持って成長していける誰一人取り残すことのない優しい社会の実現に向け、市町村等と連携し、取り組んでまいります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

[子ども生活福祉部長 名渡山晶子さん登壇]

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん） 1、子供の貧困対策についての御質問の中の(1)、子供の貧困調査を実施した経緯についてお答えいたします。

沖縄県は、全国と比べ所得水準が低いことや、ひとり親家庭が多いことなどから、子供を取り巻く環境が全国より厳しい状況にあることが想定されましたが、その実態は把握されていませんでした。そこで、子供の貧困対策を効果的に実施するための実態把握等を目的として、平成27年度に、市町村の保有データを用いた子供の貧困率調査と、小中学校の児童生徒と保護者を対象としたアンケート調査を実施し、当該調査結果を踏まえ、平成28年3月に子どもの貧困対策計画を策定したところ です。

同じく1の(2)、調査結果及び特徴的な成果についてお答えいたします。

調査の結果、子供の貧困率が29.9%と、約3人に1人が貧困状態にあるという厳しい実態が明らかとなりました。このような状況を深刻に受け止め、県では、平成28年3月に子どもの貧困対策計画を策定し、国や市町村、関係団体等と連携して各種施策を推進しております。主な成果として、こども医療費の窓口無料化、子どもの貧困対策推進基金の活用による就学援助の充実、バス通学費等の無料化などが挙げられます。

次に3、生活保護行政についての御質問の中の(1)、生活保護制度の広報等についてお答えいたします。

生活保護について、令和3年10月末時点の速報値と5年前の平成28年度の年度平均を比べると、被保護世帯数は12.6%増の3万991世帯、保護率は1.2ポイント増の26.15パーミルとなっております。県のホームページでは、生活保護は生存権を保障する憲法第25条の理念に基づき実施されていることなど基本原理等について説明するとともに、生活保護の申請は国民の権利であり、ためらわずに相談するよう呼びかけ、制度の周知を図っているところ です。

同じく3の(2)、扶養義務と保護の要件についてお答えいたします。

民法では、直系血族及び兄弟姉妹は互いに扶養する義務があると規定し、生活保護法では扶養義務者の扶養は保護に優先して行われるものであると規定されています。御指摘の箇所は、このような保護の補足性の原理を説明したものとなっておりますが、誤解を与えない、より分かりやすい適切な内容となるよう見直しも含め検討してまいります。

なお、福祉事務所では、扶養照会を行わない取扱い

となる類型等の周知徹底と、個々の要保護者に寄り添った相談対応を行っているところです。

次に4、病院拠点型性暴力被害者ワンストップ支援センターについての御質問の中の(1)、病院拠点型性暴力被害者ワンストップ支援センターの設置経緯等についてお答えいたします。

県では、平成27年2月に性暴力被害者ワンストップ支援センターを開設した後、支援のさらなる充実を図るため、令和元年8月に、病院拠点型に移行しました。同センターでは、24時間365日体制で被害直後からの医療的支援も含めた総合的な支援を行っており、令和2年度は延べ2835件の相談に対応しました。本年4月には、精神医療に係る費用等を医療費助成の対象に追加するなど、支援の拡充を行ったところであり、引き続き相談者に寄り添った支援に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

[教育長 金城弘昌君登壇]

○教育長（金城弘昌君） 1、子供の貧困対策についての御質問の中の(3)、就学援助の取組についてお答えいたします。

県教育委員会では、就学援助の充実に向け、市町村と実施状況等の共有や周知広報に努めております。市町村では、子どもの貧困対策推進基金を活用し、認定基準緩和や単価引上げ、入学前支給等に取り組んでおります。これにより、令和元年度の就学援助率は、平成27年度に比べ3.84ポイント増の24.23%となっております。

県教育委員会としましては、必要な就学援助ができるよう、国に対し十分な財政措置について、全国都道府県教育長協議会等を通して要請しております。

次に2、教育行政についての御質問の中の(1)及び(2)、少人数学級の実施状況等についてお答えいたします。2の(1)及び2の(2)は関連いたしますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

国においては、令和3年度から5年かけて小学校全学年に35人学級を実施することとしており、令和3年度は小学校2年生までを35人学級としております。県教育委員会では、小学校1年生及び2年生で30人学級、小学校3年生から中学校3年生まで35人学級を実施しているところでもあります。また、令和3年度に小学校1年生及び2年生で30人以下学級を実施している都道府県は12県、小中学校全学年で35人以下学級を実施している都道府県は24県であります。

同じく(3)、30人学級の推進等についてお答えしま

す。

令和3年度、下限の設定により、小学校1年生及び2年生で30人学級となっていない学校数は、小学校1年生で36校、2年生で34校であります。小学校低学年においては、集団生活の中で社会性を身につける必要があることから、一定規模の集団が形成できるよう、下限を設定しているところであります。

県教育委員会としましては、30人学級を含め少人数学級について、国の加配定数を活用し実施しており、国の動向を注視してまいります。

同じく(4)、生理用品のトイレへの配備についてお答えします。

今年9月中旬に、寄附団体レッドボックスジャパンより県内の学校に生理用品を寄附したいとの申出があり、各小・中・高・特別支援学校へ周知し、私立を含む109校の申込みを受け付けました。

県教育委員会としましては、レッドボックスジャパンからの寄附を活用し、生理用品の無償配布を進めているところです。また、トイレへの生理用品の配備については、各学校の実態に応じ設置方法などを検討することとなっております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 島袋善明君登壇〕

○土木建築部長（島袋善明君） 5、辺野古新基地設計変更申請について(1)、これまでの工事費と補正予算についてお答えいたします。

令和2年4月に沖縄防衛局から提出された公有水面埋立変更承認申請書によると、埋立てに関する工事に要する費用の額は、約7200億円となっております。沖縄防衛局によると、令和2年度末までの支出済額は、約2573億円との回答があったところです。また、防衛省が、2021年度補正予算案に、辺野古の埋立てに801億円を計上したことは、新聞報道により承知しております。

次に8、浦添市内間西公園から安謝川沿いのウォーキングコースについて(1)、安謝川における管理用通路の復旧工事についてお答えいたします。

安謝川の管理用通路の一部が通行止めになっている箇所について、令和2年7月に現場確認を行い、前面護岸のひび割れや隣接地権者のブロック塀に傾きが確認されたことから、歩行者への危険性を考慮し管理用通路の閉鎖を行ったところであります。県管理の護岸については、補強工事等を令和3年3月に完了しており、ブロック塀については、隣接地権者及び浦添市と調整を行っているところであります。引き続き、管理

用通路が早期に通行できるよう対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

〔知事公室長 金城 賢君登壇〕

○知事公室長（金城 賢君） 6、軍港問題についての(1)、那覇港湾施設への米軍機の離着陸と運用についてお答えをいたします。6の(1)と6の(2)は関連しますので、一括してお答えをいたします。

県としては、これまでになかった那覇港湾施設での航空機の運用は、市民に不安を与えるものであり、このようなことが常態化することは断じて容認できないことから、先月26日に外務省沖縄事務所及び沖縄防衛局に対して厳重に抗議したところであります。それにもかかわらず、先月30日に再び事前の連絡もなしに同施設からオスプレイが離陸したことは、沖縄県民の思いをないがしろにするものであり、怒りを禁じ得ません。引き続き米軍及び日米両政府に対し、5・15メモを厳格に運用し、那覇港湾施設において航空機の離着陸を一切行わないこと等を求めてまいります。

同じく6の(3)、那覇港湾施設の代替施設についてお答えをいたします。

那覇港湾施設の代替施設について、国は、これまでの移設協議会で代替施設において、米軍艦艇を恒常的に展開する計画や、空母、原潜を運用する計画があるとは承知していないとの認識を示しております。

県としましては、同施設の移設が、沖縄の基地負担の増加につながるものがあってはならないと考えており、今後、移設協議会において、代替施設の運用の詳細を確認してまいります。

7、米軍基地からのコロナ感染防止策についてお答えをいたします。米軍関係者の入国についてお答えをいたします。

米軍関係者については、日米地位協定に基づき、出入国の特例が認められております。このため、県としては、国及び米軍において、入国時の行動規制の厳格な運用や、基地内の徹底した感染防止対策、基地外への感染拡大防止を行う必要があると考えております。これに対し、国及び在日米軍は、新型コロナウイルス感染症対策について緊密に連携しているとし、在日米軍は、日本政府の新型コロナウイルス感染症対策に係る措置と整合的な形で健康保護政策を実施してきているとしております。県はこれまで、機会あるごとに米軍に対し、新型コロナウイルス感染防止対策の徹底を要請しており、引き続き日米両政府に対し、万全の感

染防止対策を講ずるよう求めてまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

〔保健医療部長 大城玲子さん登壇〕

○保健医療部長（大城玲子さん） 7、米軍基地からのコロナ感染防止策についての御質問の中の(2)、オミクロン株の感染状況とゲノム解析についてお答えいたします。

オミクロン株については、行政検査、県内市中病院等、空港PCR検査、飲食店従業員向け無料PCR検査及び安価なPCR検査で陽性となった検体について、県衛生環境研究所等にてゲノム解析等を行い、オミクロン株の早期発見につなげることであります。現時点で、県内では発見されておられません。また、米軍におけるゲノム解析については、変異株と疑われる場合は、海軍病院がサンプルを本国へ送付し、解析を行っているため米軍担当者から聞いておりますが、早期に対応できるよう求めてまいります。

同じく7の(3)、県民への感染を防ぐための取組についてお答えいたします。

県では、在日米軍と日本国の衛生当局間における情報交換に係る日米合同委員会合意事項に基づき、海軍病院との情報交換を行っており、これまで米軍基地の陽性者数は2856名の報告を受けております。また、令和3年度は11月末時点において、基地内で検査した県民の陽性情報が26件、米軍関係陽性者が基地の外で県民と接触した情報が27件報告されており、保健所の積極的疫学調査につなげております。

県としては、引き続き海軍病院と連携を密にし、県民の感染防止に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘純恵さん。

○西銘 純恵さん 最初に子供の貧困対策について、貧困調査を行った経緯なんですけれども、平成27年に市町村調査を受けてということをおっしゃっていましたが、その前から県議会においては、子供の貧困状況が厳しいということで議論は相当なされてきたと思うんです。仲井眞県政の頃は、結構やってきましたので、それについてもお答えください。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん） 子供の貧困という問題がクローズアップされる中で、全国と比べて沖縄県は厳しいであろうというような声は県民であったり報道、そして県議会であったりということから様々な声が寄せられたこともございまして、その辺りも踏まえて子供の貧困率の調査を行うということ

としたところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘純恵さん。

○西銘 純恵さん 翁長県政になって調査しましたが、仲井眞県政の4年間の中で、議会では相当な議論をして、仲井眞知事はなかなか調査に踏み出さなかったという事実があると思うんですが、それはそうでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん） 子供の貧困率の算定に当たりましては、市町村の税務データ等、様々なクリアすべき課題があったかと思えます。その辺りの整理をしながら、全国で初めて子供の貧困率を算出したというところで、長い検討時間も必要だったというふうに考えているところでございます。

○西銘 純恵さん 休憩願います。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時45分休憩

午後2時45分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん） 県議会においても、沖縄県の子供の貧困率を算出すべきであるというような御意見は頂戴したというところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘純恵さん。

○西銘 純恵さん そこをしっかりと踏まえていただきたいと思えます。

それでは生活保護についてお尋ねします。

生活保護は憲法25条を具現化したものです。答弁いただきましたけれども、そのほかにも沖縄県のホームページには、生活に困窮する国民の保護を国が直接の責任で実施すべきという国家責任による最低生活保障の原理、また生活困窮に陥った原因のいかんを問わないで、経済状態だけに着目して保護を行う無差別平等の原理が記載されるなど、私は沖縄県のホームページに出された保護制度については高く評価しています。ところが現状では、捕捉率の低さや窓口の水際作戦があるという声があって、困った県民がためらわずに権利として申請できる制度の充実に取り組んでいただきたいと思えます。知事の答弁をいただきたいと思えます。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん） ただいま議員がおっしゃいましたとおり、憲法の理念に基づく生活保護は、最低限度の生活を保障する権利でございますので、その利用に関しましては、県のホームペー

ジでも、ためらわずにちゅうちょなく御検討ください
というような呼びかけはしているところです。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘純恵さん。

○西銘 純恵さん ホームページ、とってもいいんですよ。ただ、保護のしおりがまだそれに追いついていない、そして改善もあると。そして私ぜひ知事にもこの沖縄県の——ほかのところはどうなのか、とっても進んでいる保護の制度を載せていますので、知事の答弁もいただきたいなと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 憲法の法の理念に基づき、しっかりと運用はさせていただいているものと思料いたしますが、なおこの生活保護が広く必要とされる方々にお届けできるよう、しっかりと改めていきたいと思えます。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘純恵さん。

○西銘 純恵さん 教育長に伺います。

就学援助について、率が伸びたということで答弁ありましたけれども、貧困対策基金で支給率が増えて、人数はどうなったんでしょうか。それと入学準備金の入学前の支給は前進しましたか、お尋ねします。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（金城弘昌君） 就学援助の受給者数でございますけれども、平成27年度は2万9539人で、令和元年度には3万5223人となっております、5684人の増加となっております。また入学前支給の件でございますけれども、平成28年度までは市町村はございませんでした。29年度から入学前支給が始まっております、29年度は16市町村、平成30年度は25市町村、令和元年度は26市町村、令和2年度は29市町村ということで、実施する市町村は年々増加しているところでございます。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘純恵さん。

○西銘 純恵さん あと教育は、少人数学級の実施のために沖縄県が独自に配置している教師、何名でしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 教育長。

○教育長（金城弘昌君） 少人数学級の実施により、令和3年度は、国の定める学級編成標準より471人多く教員を配置しております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘純恵さん。

○西銘 純恵さん 今年度2年生、来年度は3年生、国が35人学級として教員定数を増やして、クラスを増やしていくんですね。学級担任が配置されていく

わけです。これまで県が独自に配置していたのを30人学級の完全実施のために振り向けられると私は思いますので、ぜひ1・2年生の30人学級の完全実施、急いでほしいと要望をいたします。

それでは、辺野古新基地問題についてお尋ねをします。

岸田首相は所信表明演説で、辺野古が唯一の解決策だとして、丁寧な説明、対話による信頼を地元の皆さんと築くと述べました。ならば、政府は工事を止めて、審査請求も設計変更申請も取り下げて、沖縄県と話し合いを行うべきではないでしょうか。知事の見解はいかがでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時50分休憩

午後2時51分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） お答えいたします。

県としては、かねてから辺野古新基地建設問題は対話によって解決策を求めていくことが重要だというふうに考えております。政府との間ではこれまでも協議の場を求めてきたところであり、令和3年度においても5月に行った本土復帰50周年に向けた要請において、加藤官房長官や岸防衛大臣に対して求めております。また、10月に行った西銘沖縄担当大臣との面談や11月に行った松野官房長官との面談においても、県の考え方をお伝えしているところでございます。岸田総理におかれては所信表明演説で、丁寧な説明、対話による信頼を地元の皆さんと築きながら沖縄の基地負担軽減に取り組みますと説明をしております。

県としては、玉城知事と総理の早期会談、面談が実現するよう、全力で頑張っていきたいというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘純恵さん。

○西銘 純恵さん 所信表明で、補正予算についてこう述べています。コロナの感染拡大に備えるために13兆円規模、同時に日本経済を回復軌道に持つために、厳しい状況の人々や事業者への支援に17兆円規模、デジタルや気候変動問題への対応に20兆円、コロナ克服、新たな時代を切り開くための55.7兆円の補正予算だと述べています。辺野古の工事費用は2014年から2573億円をかけていると。今年度当初予算は214億円、契約ベースでそうだったと思います。辺野古の工事費の補正額は当初予算の4倍近くになります。年度末まで3か月間しかないのに、辺野古工事に801億円の補正予算、軟弱地盤で完成の見通しもな

い、こんな無駄遣いをやめると県民が訴えています。知事の見解いかがでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時53分休憩

午後2時53分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 801億円の補正予算が今回計上されたということは、新聞のほうで認識をしております。補正予算は、先ほど来申し上げておりましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止でありますとか、ウイズコロナの下での社会経済活動の再開と次なる危機への備え、未来社会を切り開く新しい資本主義の軌道、防災・減災、国土強靱化の推進等の目的で補正予算が組まれたものと承知をしております。この801億円につきましては、防衛省の、防衛絡みの予算だというふうに理解をしております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘純恵さん。

○西銘 純恵さん こんな理不尽があっているのでしょうか。財政法上問題があるのではないかと思います。財政法の規定はどうなっていますか。補正予算について、総務部長いかがでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 総務部長。

○総務部長（池田竹州君） 国の予算、その他財政の基本を定めました財政法第29条の第1号におきまして、追加の補正予算を提出できるのは「法律上又は契約上国の義務に属する経費の不足を補うほか、予算作成後に生じた事由に基づき特に緊要となつた経費の支出又は債務の負担を行なう」必要が生じた場合と規定されております。国の令和3年度補正予算案につきましては、11月26日の臨時閣議で決定され、12月6日に召集された臨時国会に提出されたところであり、この補正予算案につきましても、財政法等関係法令を踏まえつつ、国会において審議が行われるものというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘純恵さん。

○西銘 純恵さん 本当にコロナ対策、災害、ここに緊急にということで補正予算が大きく組まれていると思いますので、この801億円という辺野古の工事予算の補正が財政法に反するんじゃないかと本当に厳しく指摘をしておきたいと思っております。

沖縄県は、苛烈な沖縄戦で多くの県民が犠牲になりました。戦後76年間、米軍基地によって苦しめられてきました。その上、戦没者の遺骨の混じる土砂で米軍新基地を造らせるなど、沖縄県民は決して許しませ

ん。政府の理不尽な強権に屈しません。基地のない平和で誇りある豊かな沖縄を子や孫に引き継ぐために、デニー県政をしっかり支えることを表明して、次の質問に移ります。

軍港についてお尋ねをします。

浦添新軍港をオスプレイや米軍機が使用するのであれば、知事は、浦添への軍港移設は認めないと明確にすべきではないでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時56分休憩

午後2時56分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） 先ほども答弁いたしましたけれども、国はこれまでの移設協議会におきまして、代替施設において、米軍の艦艇を恒常的に展開する計画や空母、原潜を運用する計画があるとは承知をしていないと。現行の那覇港湾施設が有する機能の範囲内で移設がなされるという説明をしております。

県といたしましても、那覇港湾施設の移設によって基地機能の強化、負担が増加するようなことはあってはならないと考えており、引き続き移設協議会の場で、移設の内容等についてはしっかりと確認をしてみたいというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘純恵さん。

○西銘 純恵さん 現有の機能と言いながら、オスプレイが飛んできたわけですよ。だから政府の言っていることが本当に信用できない、そういう状況にあると私は思います。ですから、自民党さんは、那覇市議会でも、このオスプレイが飛来してきたという那覇軍港について、この新軍港、浦添軍港にオスプレイは飛来してはならないという日米合意をしなければ受入れは認めないということでやったらどうかという、そういう提案も自民党のほうもやっているんですよ。ぜひそこら辺を、今度は——オスプレイが実際に那覇軍港に飛来している、現有機能というのに運用は何でもできる。そういう政府に対して、これは信用できないということで、待てと、浦添の受入れについてはちょっと待ってくれと言うべきではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） 議員からの御質問のとおりに、今回のオスプレイの那覇港湾施設の離着陸について、沖縄防衛局長は那覇港湾施設の使用目的、港湾施設及び貯油所と記載をされているけれども、これは施設の主たる目的を定めたものであって、米軍の活動

が主目的としての形態に反するものでない限り、同施設での航空機の着陸を排除しているとは考えてはいないというふうにしております。一方で県といたしましては、こうした運用が認められるということになれば、主目的に反しない限りほぼ無制限に基地の使用が認められるということになりますので、県としては容認できるものではないことから、引き続き日米両政府に対して、5・15メモに沿った形で厳格な運用がなされるよう求めていきたいというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘純恵さん。

○西銘 純恵さん 浦添への軍港移設についても待ったをかけてほしいということで尋ねていますので、ぜひ検討してほしいと思います。

次、米軍基地とコロナに関して伺います。

岸田首相がオミクロン株のリスクに対応するため、外国人の入国について、全世界を対象にすることを——入国禁止にして、それを決断したと述べています。政府は米軍人の入国を禁止していますか、軍人入国。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時0分休憩

午後3時0分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君） お答えいたします。

オミクロンの世界的な流行の兆しが見える前まで、在日米軍は、我が国における米軍の入国の対応について規制を緩和していたところです。しかしながら、オミクロンの世界的な流行、そして日本政府がこの新型ウイルス、オミクロンの感染対策で、今議員御指摘のように入国を厳しく制限したというような流れの中で、在日米軍も日本政府の対応に沿うような形で、規制を——つまり今まで緩めていた規制を、例えば3日というものをさらに2週間にするというような形のものやっております。ただ、入国そのものを日本政府が禁止しているかということ、それはないということでございます。入国した際の緩めていた規制を強化したというところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘純恵さん。

○西銘 純恵さん 米軍基地を置いているほかの国は、原則国内法を適用しています。オミクロン株の対策で、外国人の入国制限をすれば米軍にも同様な制限をすと思うんですが、実態を把握されていますか。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） お答えいたします。

ワシントン駐在を通して確認して、現時点で入手している情報の範囲内でございますけれども、まず韓国については、地位協定の枠組みで韓国に渡航する米軍関係者は、ワクチン接種の状況にかかわらず10日間の隔離が必要とのことでございます。またドイツについては、NATO地位協定等に規定される軍人等については、入国時の隔離措置は免除されるが、変異株の地域に指定される地域での滞在歴が入国の10日以内にある者はこの免除措置の対象外というふうになっております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘純恵さん。

○西銘 純恵さん 先ほど米軍関係者が2800人余り——感染率が高いと思っているんですよ。それで今県民は、この基地内の感染者の状況について、県が人数は報告、情報交換しているということありますけれども、基地外居住者というのは県民の生活圏内にいるんですよ。基地外で暮らしている感染者が何人いたのか、そしてその方は療養したのか、外出しないで自宅療養しているのか、自宅療養をしていたら外に出ないようにどのように監視、管理をしているのか把握されていますか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時3分休憩

午後3時4分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 基地内の感染者については、日々公表しているところではございますけれども、そのうち基地内に住んでいるのか、住んでいないのかということについては、問合せはしておりますが、今現在はまだ不明でございます。それから基地の外に住んでいても、陽性の場合には原則基地内の陽性者と同じ管理を行っている。基地内の隔離施設等に隔離されているというふうに聞いております。また、隔離施設等での食事等については、部隊が運ぶかオンラインで注文するなどして、対面はしていないということも聞いています。健康観察等についても、専門のスタッフが毎日電話で行っているというような状況は確認しているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘純恵さん。

○西銘 純恵さん 基地外の感染者が隔離施設とおっしゃるけれども、濃厚接触者、家族とかそういう皆さんがアパートに住んでいたり、北谷町などは多いわけですよ。そこら辺についても、どのようにされているのかというのを、もっと米軍にそういう情報もぜひ得

たいということで、できるだけ県民の中に感染が基地の中から、米軍の関係者から拡大されないように手を打ってほしいと思います。

先ほどゲノム解析について本国に送ってとおっしゃったんですけれども、これまで米軍関係者の感染者は何株、デルタ株が何名いたとか、そういう報告はあるんでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） こちらからお尋ねはしているんですけれども、変異株の状況については、情報を得られておりません。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘純恵さん。

○西銘 純恵さん デルタ株にしても急激な感染拡大。今度のオミクロンについては、もっと感染力が高いんじゃないかということで、県も県民に対しても本当に第6波が来ないようにということで慎重に慎重に対応をされているわけですよね。それは感染症というのが本当に全世界的規模で——収束するかと思ったらそうじゃないと、まだえたいが知れない状況の中で、やっぱり命がかかっている、生活がかかっている、いろいろなことで県民は戦々恐々としている。だから、基地の中もどうだったのと、株はどうだったのと、沖縄県民と同じようにやっぱり情報を求めて、米軍が地位協定があるから報告するだけですよということを含めて、ぜひ県は厳しく米軍に直接、要請すべきはやってほしい。ゲノム解析も本国に送ってというのは遅いんじゃないか、すぐにできるようにやるべきではないかとか含めて、もっと詳しくやり取りというのか、一度米軍に県民の不安の状況を伝えてやってほしいと思うんですが、保健部長にとどまらない仕事になるんじゃないかと思うので。

○議長（赤嶺 昇君） 謝花副知事。

○副知事（謝花喜一郎君） オミクロン株、感染力が今までのデルタ株よりも、またさらに高いという話なども出ております。そういった中で沖縄県、米軍側の対応について、やはり厳しくしなければならぬだろうという議員の御指摘はごもっともだと思っております。

県においては、このゲノム解析についても沖縄県のほうでもできますという話は、再三米側のほうにはさせていただいているところです。それから感染状況の厳格な対応、これも報告なども求めているところです。ただ、なかなか現場サイドでは限界があるような部分も私自身も感じておりますので、これについては外務省ですとか防衛省、そういったところも通して、

沖縄県の実情を訴えて、政府においてしっかりと米国に働きかけるよう要請、意見交換することも大事だろうと思っております。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 西銘純恵さん。

○西銘 純恵さん 日米地位協定の壁というのが、こんな怖い感染症の中でも、こういうふうに出てくると思うんですけれども、ぜひ国内法適用、国民と同じように米軍もやってくれということ副知事がおっしゃいましたけれども、ぜひ厳しくやってほしいと思います。

それと、最後ですが、米軍に対して直接知事の名による文書で、今オミクロン株の件がありますので、入国禁止、訓練禁止、外出禁止やゲノム解析など要求すべきだと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） このオミクロン株については、世界中での感染拡大が非常に懸念されるわけですが、今、四軍調整官が新しく赴任してこられまして、その四軍調整官と面談するスケジュールを調整しております。その際にも、もしできることであれば、米軍においてもしっかりとそのゲノム解析も含めて県側に協力してほしいということ、しっかり申し入れる機会があればそのようにしたいと思います。

○西銘 純恵さん よろしくお願ひします。

ありがとうございます。

○議長（赤嶺 昇君） 当山勝利君。

○当山 勝利君 今日6番目です。よろしくお願ひいたします。

順番に質問させていただきます。

県道38号線について。

県道38号線西原町から浦添市の西海岸まで、いわゆるはしご道路の重要な幹線だと理解しております。浦添部分に関してになりますけれども、ちょっと質問させていただきます。

1番、城間前田線街路事業における整備状況について伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 城間前田線は、安波茶交差点から浦添消防署付近までの約1.5キロメートルを街路事業として、4車線で整備を行っております。令和2年度末の進捗率は、事業費ベースで約60%となっております。現在、安波茶交差点付近から浦添警察署前交差点までの810メートル区間は、用地取得に取り組んでおり、浦添警察署前交差点から浦添消防署付近までの720メートル区間については、浦

添前田駅交通広場の整備と無電柱化工事を行っているところでございます。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 当山勝利君。

○当山 勝利君 まだ事業が終わっていない。何年度まででしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 現在の事業認可の期間は、令和3年度までとなっておりますけれども、事業期間をさらに5年程度延長予定しております、令和8年度を完了予定としております。

○議長（赤嶺 昇君） 当山勝利君。

○当山 勝利君 5年延長して令和8年度まで頑張るということですが、ちょっと話に聞くと、浦添署のほうから安波茶交差点まで全部で133筆あって、今のところ4筆ほど買上げが進んでいるということで、あと129筆ほどあるんです。令和8年度まで頑張られて取得を目指されると思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 当然、ハード事業ですので、予算の兼ね合い等もございますけれども、鋭意、用地交渉等を進めながら、完成年度に向けて努力していきたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 当山勝利君。

○当山 勝利君 ぜひ頑張っていたきたいのですが、どうしても個人からの買上げになるので、いろいろ難しい状況は出てくると思います。

安波茶交差点まで整備が終わった後、大平インターまで拡幅されるということなんですが、これは安波茶交差点までの拡幅が終わってからの事業化になりますか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時15分休憩

午後3時15分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 現在、事業を実施しております安波茶工区、そして沖縄都市モノレール延長事業関連区間の事業の進捗を勘案しながら、事業の着手について検討していきたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 当山勝利君。

○当山 勝利君 分かりました。じゃまだ先になるということで理解しました。

次に(2)番、港川道路の整備状況について伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 浦添西原線港川道路は、浦添市港川から城間までの約1.6キロメートルまでの区間について、平成19年度に事業を着手し、平成30年3月に暫定2車線で供用しております。令和2年度末の進捗率は事業費ベースで約84%となっており、引き続き早期の4車線供用に向けて取り組んでまいります。

○議長（赤嶺 昇君） 当山勝利君。

○当山 勝利君 令和5年度までの事業だったと思いますが、これは5年度までに整備完了できますでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 港川道路の4車線整備につきましては、平成25年4月に公表されました統合計画において、その返還時期が、返還条件が満たされ返還のための必要な手続の完了後、2025年度またはその後に返還可能と明記されているところで、現時点ではそれ以降の工事着手の予定となっております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 当山勝利君。

○当山 勝利君 それは、キャンプ・キンザーの返還予定の年だと思うのですが、それで引っかかっているということでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 港川道路の4車線整備につきましては、米軍施設内にある郵便局の移設ですとか、あるいは沖縄電力所有の鉄塔の移設等が主な要因となっております。

○議長（赤嶺 昇君） 当山勝利君。

○当山 勝利君 その移築とか移設とかあると思いますが、これはめどが立っていますか。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 米軍施設内にあります郵便局の移設につきましては、移設先となるキャンプ瑞慶覧内での建築工事の契約が令和3年7月に締結されたというふう聞いております。

○議長（赤嶺 昇君） 当山勝利君。

○当山 勝利君 米軍基地内の施設によって、まだきちんと整備できていない状況があって、これも令和5年度までにできるかどうかはまだ分からない状況だというふうに理解しております。分かりました。

次、(3)番ですが、屋富祖通りの拡幅について県の考え方を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 浦添西原線の屋富祖

通りは、昭和62年に商店街の活性化に資するコミュニティ道路として整備することで、県、浦添市、地元関係者の3者間で協議をしましたが、一部住民からの反対意見があったことから、整備には至っておりません。平成29年度に、屋富祖通り周辺地区まちづくり協議会において、屋富祖通り周辺地区まちづくり基本計画が策定されたことから、同計画を踏まえ、浦添市と連携して、整備主体及び手法を含めて検討していきたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 当山勝利君。

○当山 勝利君 そこでお伺いしますけれども、屋富祖通りというのは所管はどこになりますか。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 県道ですので、沖縄県の管理になっております。

○議長（赤嶺 昇君） 当山勝利君。

○当山 勝利君 一般論でいいんですけれども、県道の場合、その整備主体はどこが担うべきですか。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 沖縄県が整備主体でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 当山勝利君。

○当山 勝利君 その上で伺います。

屋富祖通り周辺地区まちづくり基本計画施策案を協議会が令和2年3月に作成しました。同基本計画に屋富祖通り周辺地区整備の考え方が示されております。それを持って県のほうに陳情されたというふうに向っております。それに対して県の対応について伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 地元からの早期要望につきましては、十分認識しております。ただ広域的な道路交通ネットワークの構築あるいは浦添市の将来のまちづくりを踏まえ、様々な課題に対応するため、浦添市との調整や役割分担が必要だというふうに向っております。引き続き、整備主体及び手法を含めて、今後も浦添市と調整していきたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 当山勝利君。

○当山 勝利君 ちょっと置いて(4)番に移ります。

サンパーク通りの県道への格上げについて県の考えを伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 市道サンパーク通りの整備についてですが、浦添西原線の大平より西側の整備については、ハシゴ道路ネットワークの構築を進める上で、サンパーク通りから港川道路に接続するこ

とが望ましいと考えております。

県としては、牧港補給地区の跡地利用計画や浦添市のまちづくり等を踏まえ検討する必要があることから、屋富祖通りの整備も含め、浦添市や地元住民及び関係機関等と意見交換を進めながら、浦添西原線の整備の在り方を検討していきたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 当山勝利君。

○当山 勝利君 今、話を伺いました格上げの件に関してですが、そもそもこの格上げについては今出た話ではなくて、もともとの起源があったと思いますが、いつどういうことがはしりとなったか、御答弁願います。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 昭和60年前半に、屋富祖通りの商店街の活性化に資するコミュニティ道路を整備するという事について、市や地元関係者と協議したところから路線交換の話が出てきたものと認識しております。また、一部住民の反対により整備を取りやめることになったため、路線交換の話も立ち消えになったものと認識しております。

○議長（赤嶺 昇君） 当山勝利君。

○当山 勝利君 昭和61年にそういう話が出て、いろいろ変遷があって、今一番最初の答弁にあったようなはしご道路として、港川道路と接続するために格上げという議論が出ていますよということだと思います。ただ、一番最初に戻りますけれども、安波茶交差点までの整備とか、安波茶交差点から大平インターまでの整備、本当にあとどれだけかかるのかという話なんです。今、県道である屋富祖通りの周辺に住んでいる方々は、屋富祖通りの整備を求めているのは事実なんです。それをどう県として捉えるかということなんです。

じゃ、お伺いしますけれども、大平インター以西、西側の事業化というのはめどはありますか。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 先ほども街路のところでも申し上げましたけれども、たとえば安波茶2工区、その辺の進捗も踏まえ、今後の屋富祖通りとか大平インター付近の事業着手は勘案していきたいと考えています。

○議長（赤嶺 昇君） 当山勝利君。

○当山 勝利君 勘案はされるんでしょうけれども、まだまだその事業化のめどは立っていないということだと思っております。

浦添市は、県に対してこの屋富祖通りの整備とサンパーク通りの格上げ、どちらを求めていますか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時24分休憩

午後3時24分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 浦添市と意見交換をしましたところ、屋富祖通りについては県に対して整備を求めています。サンパーク通りの県道格上げにつきましても、今後意見交換をしたいというお話がございました。

県からは、浦添市のまちづくりの観点から望ましい市の道路網の在り方について意見を求めまして、現時点では市の考えが示されていないことから、引き続き市との意見交換を行って、課題解決に向けて調整を行っていきたくと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 当山勝利君。

○当山 勝利君 私が先ほど申し上げたとおりです。屋富祖通り、県が昭和46年に12メートルの拡幅で事業化しようとして、それが住民の反対でできなかったけれども、ようやく今、住民の意思がまとまって、何とかここを整備してほしい、18メートル道路にしてほしいというようなところがまとまってきているわけなんです。あくまでもこれは県道ですから、整備主体は県にあると思います。そこら辺はしっかり住民や市の——今、市も屋富祖通りを県のほうで整備してほしいと言っているわけですから、しっかりとやっていただきたいと、勘案していただきたいと思います。まだまだ屋富祖通りの先のキャンプ・キンザーのまちづくりをどうするか出てきていませんので、その接続部分がまだ分からないので、市としても、先ほどおっしゃったような、どうしますかということに対しては意見が出てこないとは思いますが、そこら辺も勘案しながら、県のほうもしっかりと住民の思いと市の思いを捉えていって、しっかりと取り組んでいただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 先ほどもちょっと述べましたが、浦添市の将来のまちづくり、あるいは我々の広域的な道路ネットワークの構築と、それぞれ役割分担といいますか、ありますので、引き続き整備主体、手法含めて浦添市と調整を行っていきたくと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 当山勝利君。

○当山 勝利君 よろしくお願ひします。

2番のほうに移ります。

科学技術振興事業についてです。

これは、予算、決算で部長といろいろと意見交換はずっとさせていただいております。その延長線上にあると思っていただいて結構なんです、(1)番、これまでの成果について伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（宮城 力君） 県では、沖縄21世紀ビジョン基本計画に掲げる健康・医療、環境・エネルギーの成長分野を柱に、知的・産業クラスターの形成を進めてきました。その結果、産学連携による再生医療やゲノム研究基盤の高度化、臨床培養士の育成、大学や高専発のベンチャー企業の設立など、多数の成果が現れております。また、将来の科学技術を担う人材の育成についても小・中・高の各段階に応じた科学教育プログラムを実施し、多くの子供たちが科学に触れる機会をつくることのできたと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 当山勝利君。

○当山 勝利君 本当にこの事業は、多くの成果を上げてきたと私も理解しております。

(2)番ですけれども、まずこの一括交付金を活用されてきたということに対する評価を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（宮城 力君） 県では、これまで沖縄振興特別推進交付金を活用した事業を実施してきたことで、様々な成果が現れていると考えております。具体的には、先端的な共同研究等の推進により、先端医療分野における研究を令和元年度までに、延べ22件実施し、大学と民間企業との共同研究実施件数は、沖縄振興特別推進交付金導入前の平成23年度の87件から令和元年度には175件と倍増しているなど、一括交付金を活用することにより、県が目指す知的・産業クラスターの形成が促進されていると考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 当山勝利君。

○当山 勝利君 では、平成29年度以降の予算について、年度ごとに幾ら変遷していたのか、御答弁ください。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（宮城 力君） 科学技術振興予算の推移については、最終予算ベースで申し上げますと、平成29年度は16.2億、30年度は9億、令和元年度は9.6億、2年度は6.9億、令和3年度は当初予算で申し上げますと6.7億円となります。29年度から30年度の予算額が大分落ち込んでおりますが、これは29年度における設備整備等の反動減による分も含まれております。

○議長（赤嶺 昇君） 当山勝利君。

○当山 勝利君 そういう影響もあったかもしれませんが、事実として一括交付金が減らされて、そ

のあおりでこの科学技術振興予算も減らしてきたというのが事実だと思うんです。

では、この平成29年度以降予算が減少した、設備投資以外で、どうやって対応されてきたんでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（宮城 力君） 予算が減少してきておりますが、限られた予算の中で成果が出せるよう、実用化の可能性の高い研究対象を優先的に支援するというような工夫もしてきたところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 当山勝利君。

○当山 勝利君 前回の決算特別委員会では、一部委託事業費を補助事業に変更し、経費の一部を企業負担分に充てたということがありました。先ほどあったように、実用化の高い、可能性の高い研究を絞り込んだということですよ。絞り込んだということは、結局、取捨選択したということで、それまで認められていたものが一部はもう認められなかった。これは研究する側にとっては、幾ら予算がないからといって厳しいですよ。逆に言うと、自分たちの研究成果は認められなかったんだということなんです。皆様方は予算がないからと言うかもしれないですけども、受ける側としては、それは評価をしてくれなかったということになるんです。これはとても大きなマイナス面だと思います。

次に移ります。

(3) 番、次年度以降の取組と予算について伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（宮城 力君） 令和4年度以降の科学技術振興に係る取組は、科学技術イノベーションを創出し、持続可能な産業の振興につなげていくため、イノベーション・エコシステムの構築に向け、引き続き所要の予算額を確保して取り組んでまいります。具体的な取組としましては、基礎研究から事業化研究まで各ステージに応じた支援を行うほか、大学発ベンチャー等の創出を促進するための研究支援及びハンズオン支援を実施してまいります。

○議長（赤嶺 昇君） 当山勝利君。

○当山 勝利君 予算についてどういうふうにご考えていらっしゃるんですか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時33分休憩

午後3時33分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

企画部長。

○企画部長（宮城 力君） 財源については、一括交付金を予定しております。

○議長（赤嶺 昇君） 当山勝利君。

○当山 勝利君 ということをお伺いしております。結局これまでずっと一括交付金を——予算があるときはいいですよ。ないときは減らされてきた。それも最後のほうの事業が実りあるというか、実用化に向けて上がってきているときに予算が減らされているので、仕方がないから事業を切っていたわけですよ。研究の事業をぼんぼんぼんぼん。ちょっと言い方は悪いかもしれませんが、だめですよ。だから、そういうことになりかねませんよということもずっと私はこれを訴え続けてきたわけですよ。でも残念ながら、まだ一括交付金でやっていきたいという——使い勝手がいいというのは分かります。それは県の話。受ける側は予算が上がったり下がったり、特に実用化に向けてやろうとしたときに下がったり、いやもうちょっとAとBとCがあって、取捨選択しなければいけないのでCだけにしましょうね、AとBはすみませんと、それをやってきたわけですよ。そういう予算でいいのかということですよ。私はここはしっかりとベースラインは担保できるような、そういう予算をきちんと取っておかないと、国の予算も取るというのはありますけれども、なかなかそれは難しいという話も聞きました。であるならば、県の予算をきちんと担保しておくということをしないと、申し込む側も——こういうものはすぐ研究者側が分かりますから、横のつながりがある。なかなか途中の年度で予算がなくなったらどうなるか分からないよというみたいな話になったら、それこそマイナスイメージですので、何とかして予算を実用化に向けている部分に関しては担保する。それぐらいのことを覚悟を持ってやらないとこれはいけないと思いますが、どうでしょう。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（宮城 力君） 議員おっしゃるとおり、安定的な予算の確保の下に研究を進めていくのが前提になるかと思っております。これまで一括交付金の減額に伴いまして、事業費等も縮減せざるを得なかったところではあります。令和4年度から新たな振興計画が始まりますし、まずは公募をする側の事業者側が事業計画を立てて、それが安定的につながるような予算の確保と伺いますか、予算の規模も含めてなんです。その辺り少し——少し伺いますか、来年度予算から工夫してまいります。

○議長（赤嶺 昇君） 当山勝利君。

○当山 勝利君 次年度以降、ワーキンググループ会議というのが進捗管理するということになっていることを聞いています。これはとてもいいことだと

思っています。しっかりと進捗管理をしていただきながらも、その代わり予算はしっかり確保するというふうにしておかないと、事業、研究する側も本当に困ると思いますので、ぜひそこは頑張っていたきたいと思えます。これは未来の沖縄県のいわゆる産業の糧になると思っています。情報産業だって何年かかりましたか、ここまで進捗するのに。それからバイオ産業だってすごく時間がかかったじゃないですか。だからそれなりの時間をかけなきゃいけないわけですから、そのためにはしっかりと予算を裏づけしておくことは大切だと思います。ぜひよろしく願いいたします。

次、移ります。

3番、沖縄県の物流、港湾について(1)、新たな振興計画(中間取りまとめ)において、ア、アジア・ゲートウェイを実現するための機軸に中城湾港新港地区が加えられた経緯と理由について伺います。

○議長(赤嶺 昇君) 土木建築部長。

○土木建築部長(島袋善明君) 経緯でございますけれども、産業支援港湾である中城湾港新港地区は、その背後に国際物流拠点産業集積地域を有しております。世界とのかけ橋となるアジア・ゲートウェイを実現するためには、国際物流拠点の形成に取り組む必要があることから、沖縄県振興審議会における委員意見を踏まえて、新たな振興計画(中間取りまとめ)に追記をしております。

○議長(赤嶺 昇君) 当山勝利君。

○当山 勝利君 とても素直な意見だと思うんです、そこら辺は。うるま・沖縄地区ですか、産業集積地域としてあるわけですが、この臨空・臨港型産業ですが、まず商工労働部長、すみません、何を目的に、これを集積しているのか伺います。

○議長(赤嶺 昇君) 商工労働部長。

○商工労働部長(嘉数 登君) お答えいたします。

県では東アジアの中心に位置する地理的優位性を生かし、アジアのダイナミズムを取り込む国際物流拠点の形成と、それから臨空・臨港型産業の集積に取り組むことで自立型経済の構築を目指しております。議員おっしゃっている国際物流拠点産業集積地域うるま・沖縄地区では、沖縄県工業技術センター、それから沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センター、さらに隣接地でのIT企業群の集積で、ビジネス・研究・教育・物流などの集積のメリットを生かすとともに、産業支援港湾として位置づけている中城湾港新港地区を活用した沖縄におけるものづくりの先進モデル地域を形成するため、高付加価値産業の立地促進に取り組ん

でおります。

今後とも東海岸地域の経済の基盤となる物流産業拠点の構築に向けまして、中城湾港新港地区からの製造品出荷額の増加を図るとともに、関係部局と連携し、航路の拡充などの国際物流拠点の機能強化に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○当山 勝利君 休憩をお願いします。

○議長(赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午後3時39分休憩

午後3時40分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

当山勝利君。

○当山 勝利君 ありがとうございます。

臨空・臨港型産業、結局は物流において沖縄から出す物が、今輸出する物がなくて空コンテナ、空シャーシで出しているとかそういう状況を打破するために、そして外貨を稼ぐ、外でもうけて沖縄に持ってくる、ひいては沖縄県の経済を高めるために集積しているんだということだと考えております。

これは那覇港管理組合からいただいた長期構想の資料なんです、(スクリーンに表示) 実は、こちらが昨日執行部のほうからありまして、ここに外貨が入っていると、外貨、抜けているということを聞いております。これはもう長期構想検討委員会に出された資料ですので、那覇港管理組合のほうにはしっかりと——これ何で分かったかという、中城湾港の長期構想検討委員会ではここは外貨が入っているんです。けれども、那覇港管理組合のほうは入っていないんですよ。それで長期構想検討委員会の資料として載っているわけですから、これはちょっと県のほうからしっかりと指摘はしておいてください。実は、中城湾港はこの外貨にバルク等というふうに乗っているんです。この外貨についてどういう外貨なのか、ちょっとお答えください。

○議長(赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午後3時41分休憩

午後3時42分休憩

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長(島袋善明君) 外貨貨物との想定につきまして、主にバイオマス発電燃料や金属材料、建設資材等の輸入については、そのようなものを想定しております。輸出につきましては、主に鉄鋼や中古自動車等を想定しております。

○議長(赤嶺 昇君) 当山勝利君。

○当山 勝利君 那覇港は定期でということなんです

けれども、中城湾港は定期ですか、不定期ですか。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 航路には船社により決められたルート、スケジュールで運航する定期運行と、特定の荷主がチャーターする不定期運行がございます。中城湾港新港地区の外貨貨物につきましては、特定荷主のバルク貨物が主体となりますので、外交航路は不定期運行が主になると考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 当山勝利君。

○当山 勝利君 そうすると、うるま・沖縄地区にある臨空・臨港型産業の一部のものづくり産業では、不定期だとなかなか使いづらいところがあると思います。勢い、那覇港のほうの例えばコンテナとか、定期船というふうに持っていかなきゃいけない。中には、重要物流道路を記載されて、これは新振計のほうでも書かれております。ということは、物流が、先ほど言ったように臨空・臨港型産業というのを大きくしなきゃいけないわけですから、これから大きくしていったって、物を作って外に出すということになったときに、勢い、やはり那覇市のほうに持っていかなきゃいけない。企業と話をすると、沖縄市、うるま市のあちらのほうから那覇港に持ってくるのが本土のほうから比べたらとても距離が短いから、そこは苦じゃないと、そこはあまり問題にはしていないということをおっしゃっていましたので、そこら辺は問題はないんです。

そうすると、中城湾港新港地区との連携強化のために重要物流道路等の整備を促進するとありますが、那覇に物流が集中し、さらなる渋滞が発生する懸念がないか、どのように検証されているのか伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時44分休憩

午後3時44分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 那覇港と中城湾港新港地区の連携ということの重要物流道路でございますけれども、空港・港湾産業拠点間の連携強化を図るためには、重要物流道路の陸上輸送基盤の整備が重要な課題でございます。それで新たな振興計画の中間取りまとめにおいても明記させていただいております。新港地区は長期構想において国内外の航路の拡充に取り組むとともに、那覇港との機能分担や有機的連携、一体的な活用に向けて陸上・海上輸送ネットワークの形成を図ることとしており、これらの取組により那覇都市圏に集中する物流の効率化が図られるものと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 当山勝利君。

○当山 勝利君 中城湾港の航路をどうやってつくっていくかによると思うんです。どうしても納期がありますから、ものづくりの物を作っている、部品を作っている企業というのは、不定期航路だとなかなかそれはさばきにくいですね。そういうところにあつて、中城湾港をどうつくっていくか。これを話していますとどうしても卵が先か鶏が先かって話になるので、航路を先に持ってくるのが先なのか、大きくなってから航路を持ってくるのかの話にはなってしまうんですが、そこら辺は将来見据えて、商工さんのほうもぜひ大きくしてほしいし、物流担当の土木さんのほうでも、しっかり取り組んでいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

(2)、那覇港浦添埠頭地区内には自然的環境を保全する地域がありますが、その地域の自然環境を保全するための県の関わりについて伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

○土木建築部長（島袋善明君） 那覇港管理組合は、港湾計画の改訂に向けて長期構想の取りまとめを行っているところであり、長期構想案においては、人と自然が共生する良好な港湾環境の形成を図るため、自然環境を保全する区域を引き続き確保することとしております。

県としては、港湾計画の改訂に当たりまして、沖縄県SDGs推進方針等を踏まえる必要があります。できるだけ自然環境を残すことや自然とまちづくりの調和など、環境保全についても最大限の配慮をすべきと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 当山勝利君。

○当山 勝利君 土木さんは造る側なので、それは配慮して造りましょうという話にしかならないと思うんですけれども、積極的に守らなきゃいけないということはやっぱり環境部だと思うんです。環境部として、どういうふうに取り組まれるのか伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 環境部長。

○環境部長（松田 了君） ちょっと休憩お願いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後3時47分休憩

午後3時47分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○環境部長（松田 了君） 浦添埠頭地区には、沖縄県が調査をしました自然環境の保全に関する指針においてランクⅡの自然の保護・保全を図る区域がございます。

ます。このような良好な自然環境の区域については、当然保護・保全していく必要があると考えておられまして、このような観点から港湾計画においても反映されていくものというふうに理解しております。

○議長（赤嶺 昇君） 当山勝利君。

○当山 勝利君 港湾計画というのもありますでしょうし、環境影響評価というのでも出てくると思います。浦添の西海岸、新聞に載っていましたが、民間の方が一生懸命頑張って、ていだ結の浜という名前、愛称をつけたということなんですが、その西海岸の海の結構狭いところに、1つは民港、1つは軍港、そして沖防波堤、3つの大きな造形物が本当にできる可能性があって、その北側に自然を守るところを確保しなきゃいけないと。とても難しいと思うんです。そこら辺は一つ一つ検証されていくことになると思うんですけれども、環境部としては、そこら辺しっかり取り組んでいただきたいんですが、どうでしょう。

○議長（赤嶺 昇君） 環境部長。

○環境部長（松田 了君） 那覇港浦添埠頭地区等の整備に当たっては、自然環境を保全する区域に影響がないよう、十分配慮する必要があると考えております。今後、当該区域周辺の整備に係る環境影響評価手続が行われた際には、厳正に審査し、環境の保全の見地から意見を述べてまいりたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 当山勝利君。

○当山 勝利君 ぜひよろしくお願いいたします。

4番、32軍司令部壕について(1)、壕の保存・公開とともに、将来的には近隣に第32軍司令部壕に関する資料を保管する場所が必要ではないかと思いますが、伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん） 県では、第32軍司令部壕の保存・継承及び公開に向けて有識者による検討委員会を設置して、文化財の指定や今後の調査事項等について議論しているところです。また並行いたしまして、文献による学術調査等も行っております。委員会では、保存・公開の議論と併せて、同壕の沖縄戦における役割等の歴史的価値を次世代に正しく継承するための情報発信の在り方等についても議論していただく予定となっております。委員の皆様には観光の分野、地域振興の分野、情報発信の分野、平和学習の分野といったところから御参加いただいておりますので、その専門的な御意見も頂戴しながら検討してまいりたいと考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 当山勝利君。

○当山 勝利君 保存・公開だけじゃなくて、資料も

公開できる場所をしっかりと担保していただきたいなと思いますので、そこら辺は議論を加速させてください。よろしくお願いいたします。

(2)は、もう昨日、知事からも御答弁があって、これ以上の答弁はないと思いますので——ないですよ——ないと思いますので、これは取り下げさせていただきます。

以上で終わります。

ありがとうございました。

○議長（赤嶺 昇君） 20分間休憩いたします。

午後3時51分休憩

午後4時15分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

休憩前に引き続き質問及び質疑を行います。

次呂久成崇君。

○次呂久 成崇君 ケーラネーラ クヨーム ナーラ。

会派南風の次呂久成崇です。

一般質問を行います。

知事の政治姿勢について。

自衛隊や米軍による合同演習が活発化しています。県内で11月中に行われた訓練とその規模、使用された県内の民間港について伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） お答えいたします。

去る11月19日から30日までの間、日本全国の自衛隊施設及び在日米軍射撃場並びに我が国周辺海空域において、自衛隊員約3万人、米軍人約5800人による令和3年度自衛隊統合演習が実施されております。県内においては、自衛隊員による水陸両用作戦訓練、統合対艦攻撃訓練、統合後方補給訓練、基地警備訓練及び統合電子戦訓練が実施され、その一環として、石垣港、中城湾港及び祖納港が使用されております。このほか、去る11月9日には、宮古島・石垣島北方の海空域において、航空自衛隊及び米空軍からそれぞれ2機の航空機が参加した共同搜索救難訓練が実施されております。

○議長（赤嶺 昇君） 次呂久成崇君。

○次呂久 成崇君 港は県民生活を支える重要なインフラです。民間港の使用を既成事実化し、常態化することを危惧した市民団体が、県内の各地で抗議の声を上げていますが、知事の見解と今後の対応を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） お答えいたします。

県といたしましては、かねてから自衛隊の配備等について、様々な意見がある中、民港等を使用した令和

3年度自衛隊統合演習の実施は、県民に事故の危険性への不安等を生じさせるものであると考えております。このため、先月18日に統合幕僚監部に対し、民港等の使用については、地元自治体の意向を十分に踏まえた上で、必要最小限度の範囲で実施されるべきであること等について強く要請を行ったところでございます。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 次呂久成崇君。

○次呂久 成崇君 この今回の大規模な演習なんですけれども、県内でより実践を意識した内容で行われたことと、米軍普天間飛行場でMV22オスプレイによるつり下げ訓練など危険度の高い訓練が行われたことから、今まさに有事が迫っているのではという不安が県民に広がったというふうに思います。政府は常々沖縄の負担軽減を強調していますが、今回のような大規模な合同演習や危険度の高い訓練は、沖縄の軍事化、またさらなる負担でしかないというふうに私は思います。訓練中止を求めるなど毅然とした姿勢を示すべきだと思いますが、知事いかがでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

○知事公室長（金城 賢君） お答えいたします。

県としては、領土の防衛は自衛隊の主要な任務であると認識をしておりますが、諸外国との関係においては、文化・経済など多面的な交流・協力関係を築いた上で、防衛力を行使しないための平和外交に努めることが必要であるというふうに考えております。また、かねてから沖縄の米軍基地の整理縮小、さらなる基地の返還を求めているところに、自衛隊の配備、訓練等が重なると、県民としては不安を感じざるを得ないものというふうに考えております。

引き続き政府に対して、地元の理解と協力が得られるよう十分な情報開示を行うなど、より一層丁寧に説明を行うとともに、地元住民の安全・安心に十分に配慮した形で対応していただくよう、強く求めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 次呂久成崇君。

○次呂久 成崇君 離島振興について伺います。

7月に運航再開した粟国島－那覇の航空路線の運航状況について伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（宮城 力君） 第一航空株式会社が運航する那覇－粟国路線は、月、水、土の週3回運航しており、定員に対する搭乗率は、10月末時点で約3割となっております。

○議長（赤嶺 昇君） 次呂久成崇君。

○次呂久 成崇君 この期待されていた第一航空の再開なんですけれども、今、週3日、そして1日1往復、これチャーターということでお聞きしています。今後定期運航へ移行するには、まず国の認可が必要で、そしてこの路線は満席でも赤字が避けられない路線なんですよね、もともと。この赤字をどう抑制していくかという課題がずっとあると思います。休止前の赤字額について伺いたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後4時21分休憩

午後4時22分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

企画部長。

○企画部長（宮城 力君） 平成24年度から申し上げますと、24年度2900万、25年度7300万、26年度7700万、それから27年度が1億3300万、28年度が5200万、そして29年度は休止しております、30年度が8100万となっておりますが、この赤字額に対しては国、県それから粟国村の3者で連携して補助しているというところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 次呂久成崇君。

○次呂久 成崇君 この行政側の国、県そして村の負担割合はどうなっていますか。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（宮城 力君） 基本的には国が2分の1、これ事前内定方式でございます。そして国の補助を除いた額の3分の2を県が、3分の1を村が負担することになります。

○議長（赤嶺 昇君） 次呂久成崇君。

○次呂久 成崇君 これは定期便就航の際の赤字の補填ということになるんですけれども、そもそもこのチャーター便は、補助金の対象ではないというふうに思います。以前、事故後に再開して再度運休したというのは、この赤字の負担が第一航空と行政側とで折り合わなかったというのがやはり大きな理由だというふうに伺っているんですけれども、今回、県は後押ししていきたいという姿勢なんです、この現状の取組、第一航空さんとの協議というのはどうなっていますか。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（宮城 力君） 最初はチャーター便から始めて、あとは回数を増やしていった定期便に移行していくこととなりますが、先ほど申し上げた国、県あるいは所在市町村、これが運航費補助を行うには、協議会で事業の継続性等について議論した上で補助を行うか、行わないか決めるものです。今、ほかに竹富、

多良間路線についても参入を考えているところで、県それから竹富、多良間、それに粟国も加えて沖縄県新規航空路線等開設検討協議会、これを今改めて連携して取り組んでいくこととしているところです。

○議長（赤嶺 昇君） 次呂久成崇君。

○次呂久 成崇君 今答弁にもありましたけれども、この運休中の波照間、多良間の離島航空路線の再開に向けた取組状況について伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（宮城 力君） 波照間、多良間の航空路線について、第一航空株式会社は運航開始を目指し、今国と調整を進めているところでございます。先ほど申し上げましたが、それを受けまして、県では、沖縄県新規航空路線等開設検討協議会を開催し、地元の竹富、多良間それから第一航空も含めて、今協議を行っているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 次呂久成崇君。

○次呂久 成崇君 現在この県内、宮古島、石垣島にも、そして各離島にもこの軽石が漂着しております。その影響で定期船の欠航というのが心配されています。特に波照間島などは、例えば通院とか通勤、日常生活にも大きな支障が出る可能性があって、この航空路線の再開というのは、やはり島民にとっては本当に喫緊の課題で、県民の生活、生命を守るためにも、やはり県は早急にこの協議調整していかないといけないというふうに思います。もう一度見解を伺いたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（宮城 力君） 先ほど地元の竹富町、多良間村、それから事業者である第一航空株式会社と協議を進めていると申し上げました。早期の就航、そして安定的な運航継続に必要な取組について、地元と連携しながら検討してまいります。

○議長（赤嶺 昇君） 次呂久成崇君。

○次呂久 成崇君 この波照間、多良間線なんですけれども、粟国線のほうが定期化されないと再開のめどというのはつかないんでしょうか。確認だけさせてください。それとも先にチャーターをまたやっていくのか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後4時28分休憩

午後4時28分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

企画部長。

○企画部長（宮城 力君） 粟国航路が定期航路に移行せずとも、チャーター便から始めることは可能とな

ります。

○議長（赤嶺 昇君） 次呂久成崇君。

○次呂久 成崇君 次に、原油価格高騰による県内の影響について伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（名渡山晶子さん） 原油価格の高騰等により、沖縄県地域——これは本島、離島含みますけれども——のガソリン価格は、令和3年10月時点で、1リットル当たり170.7円となっており、1年前と比較しますと約29円程度上昇しております。このため、県民生活への負担が増しているほか、報道等によりますと、観光業や輸送業、農業、漁業など多方面の分野にわたり影響を及ぼしているとされております。

○議長（赤嶺 昇君） 次呂久成崇君。

○次呂久 成崇君 全国平均より沖縄本島、そしてまた宮古、石垣よりこの周辺小規模離島というのは、さらに高いわけなんです。そのガソリン代というのはやはり日常生活も圧迫しています。石垣から各離島への運賃も引き上げられました。大きく引き上げられたのが、先ほどから話をしている波照間です。こちらは片道で460円の船賃の値上げです。特措法で揮発油税、地方揮発油税が減税されて、その一部が県独自の石油価格調整税として徴収されて、離島への輸送経費のほぼ全額が補助される仕組みとなっているはずなんですけれども、全国と比較して石垣でも約20円、離島では30円——私、先日確認したところ、11月29日時点で小浜島はリッター205円でした。そうなるのはなぜなのか、伺いたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 企画部長。

○企画部長（宮城 力君） 石油価格調整税を財源として、離島への石油製品の輸送にかかる経費について補助して、本島並みの価格を目指しているわけですが、本島と離島の価格で差異が出るのは、市場規模が小さく年間の販売量が限られていてコスト高になる。そして、ある程度事業者が数店舗構えている島であっても、取扱業者が少なく競争原理が働きにくいこと、それと人件費比率それから設備等の整備比率、これが本島と比べ相対的に高いこと、これらが要因となって本島と離島の小売価格の差異が生じているというところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 次呂久成崇君。

○次呂久 成崇君 西表島以外の離島のほうには大体給油所が1か所なんです。給油時間も例えば2時間だけとか決められて、そういう状況です。

そこで、本島から今運賃補助があるんですけど

も、その補助が交付されるのが遅いと。だからこのガソリン価格も先ほどいろんな課題をおっしゃいましたが、ガソリン価格のほうもどうしても高くなってしまおうという話もあったんですけども、この交付状況というのはどうなっていますか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後4時32分休憩

午後4時32分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

企画部長。

○企画部長（宮城 力君） 交付決定をした後に半期ごと、3か月単位で支払いをし、最後に精算するという支払い方法を取っております。

○議長（赤嶺 昇君） 次呂久成崇君。

○次呂久 成崇君 この価格高騰の影響は、やはりこの離島の住民にとってはとても大きな負担となっています。事業者への補助、こちらも大事なんですけれども、この価格格差が是正できないというのは、やはり県独自のこの補助事業の見直しも含めて、さらに調査研究が必要ではないかなというふうに思いますので、ぜひその取組もしっかりやっていただきたいなと思います。

次に、環境行政に行きます。

県内離島市町村の廃棄物処理体制の実情と課題について伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 環境部長。

○環境部長（松田 了君） お答えします。

現在、15離島市町村のうち14市町村が焼却施設を、12市町村が最終処分場を整備しております。これら施設の整備には、国の循環型社会形成推進交付金が活用できることから、県は本交付金を活用した施設整備のための必要な支援を行っているところであります。また、海岸漂着物の回収・処理については、海岸漂着物等地域対策推進事業費補助金の活用が可能であることから、市町村の要望に応じて補助金の交付等支援を行っているところであります。

なお、離島市町村では、島内で処理できない廃棄物について島外で処理せざるを得ないことから、処理コストがかさむなどの課題がございます。

○議長（赤嶺 昇君） 次呂久成崇君。

○次呂久 成崇君 今答弁にもありましたように、どうしても業者がいないものですから、島内で処理できない。その産廃が沖縄本島または島外、県外で処理せざるを得ないということで、どうしても高コスト構造になるのはもう必然なんです。

それで次なんですけれども、この離島廃棄物適正処

理促進事業、県のほうで実施しているんですけども、その実績と成果を伺いたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 環境部長。

○環境部長（松田 了君） お答えします。

離島市町村の廃棄物処理コスト削減等を目的に、離島廃棄物適正処理促進事業を実施しております。昨年度は久米島町と多良間村において、島内処理困難物となっていた農業用廃プラスチックや海岸漂着物を小型焼却炉で一般廃棄物と合わせ処理する実証試験を行い、処理コストを低減できることを確認したところであり、その後、両町村による処理が行われております。今年度は、実証試験の成果を展開するために、粟国村の焼却炉と伊是名村の重機の整備に要する経費の一部を支援することとしております。

○議長（赤嶺 昇君） 次呂久成崇君。

○次呂久 成崇君 この産業廃棄物の処理に関して、離島地域が抱えている問題の一つに、死亡牛の処理があります。その現状と課題について伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君） 死亡牛は、産業廃棄物として定義され、法令により、事業者自らの責任において、化製場や死亡獣畜取扱場で処理することとなっております。離島地域においては、焼却や埋却処理のほか、島内に設置された死亡家畜専用の冷凍施設で一時保管した後、沖縄本島の処理施設に移送して、化製処理を行っております。しかしながら、処理場などが整っていない離島にあっては、処理方針等も含めた体制の整備が課題となっております。

県としましては、今後とも関係部局や市町村と連携して、課題解決に向けて取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 次呂久成崇君。

○次呂久 成崇君 この死亡した家畜を埋める、または放置するといった行為は法令違反なんですけれども、やはり輸送や処分には要する費用負担、これが生産者側のやむを得ない事情で死亡牛の不法な処理が行われているという実情も聞いております。この事業者の負担軽減や効率的な処理体制の構築、今後どのように取り組んだほうがいいのかというふうに考えているんでしょうか。これは自治体との連携というのも大切かなと思うんですけども、県の見解を伺いたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後4時37分休憩

午後4時37分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

環境部長。

○環境部長（松田 了君） お答えします。

議員御提案のありました死亡牛の問題につきましては、畜産業の振興という問題と廃棄物の適正処理という問題がございます。地元市町村と連携して、どのような対策が実施可能かどうか、関連部局とも連携して対策を検討してまいります。

○議長（赤嶺 昇君） 次呂久成崇君。

○次呂久 成崇君 この死亡牛の処分料なんですけれども、先ほど部長のほうからもありました、冷凍コンテナに入れて輸送すると。石垣ではこの96か月以上の成牛は2万7000円——1頭です——かかります。これを2つのコンテナに入れて、沖縄本島に輸送して処分するんですけれども、このコンテナ2つで1回の輸送料が16万5000円、プラスこれに焼却費が加算されるんです。これは石垣からです。これが竹富町、与那国町からといったら、やらないですよ——やらないと言ったら駄目ですけれども、やらないといけないんですが、これがやはり負担なんです。ですので、この負担補助というのをしっかり考えていけば、こういう不法な処理もなくなるというふうに思いますので、農林水産部長のほうからも見解を一言いただけますか。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君） 死亡牛の処理につきましては、先ほどありましたように島々によって異なっておりまして、宮古島であれば焼却受入れ、石垣島であれば八重山の食肉センターに設置された保冷库、伊江島であれば定期的に本土に送るなどやっておりますが、小さな島々というのはなかなか課題がありますので、関係者の方々と協議をしながら、適正に処理できるように努力をしてみたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 次呂久成崇君。

○次呂久 成崇君 この離島の廃棄物処理問題なんですけれども、私はやっぱり離島振興の最重要課題だというふうに思います。離島でのこの処理能力の限界、高コスト構造そして環境への負荷、そして先ほどの死亡牛もそうなんですけれども、これまでも取り上げているこの漂着ごみや放置パレットの回収とか処理撤去、これはやはり各自治体だけではもうどうしてもできないレベルになっています。

すみません、休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後4時40分休憩

午後4時40分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○次呂久 成崇君（スクリーンに表示） 見ていただきたいんですけども、これは与那国の海岸です。浮きがこのように落ちています。ボンベも落ちています。そして、観光客などが拾うんですけれども、輸送コストがかかるので自治体はそのままにしておいてください、拾わないでくださいとなるんです。ここにきれいにパレットが並べられているんですけれども、これは牛の島と言われている黒島です。もう何千枚とあるんです。このパレットを1枚処分するのに、たしか1750円くらいかかるわけです。これが幾つもの離島に——竹富町などは港湾が権限移譲されて幾つもあるわけですから、これが幾つもの港湾にあるわけなんです。これはやはり一自治体で——先日土建部長のほうも権限移譲しているから、これは竹富町が撤去整理をする、行うものだというような答弁もあったんですけれども、もう一自治体ではどうしようもないレベルになっているというふうに思います。

ですので私はやはり、先日上原議員のほうからもあったんですけれども、小規模離島を対象として、廃棄物を年に数回搬送・回収するような回収船をチャーターするなり導入するなりして、本当に考えていかないといけないんじゃないかなというふうに思っています。そうでなければ、やはり執行部の皆さん、県がずっと提案をしている生活環境基盤の整備、構想というのは、まさに絵に描いた餅になるんじゃないかなというふうに思います。私たち八重山、八重山ビジュルーという言葉があるんですけれども、このごみに関しては、私たちは、沖縄本島のほうがビジュルーじゃないかなと思うぐらい、本当に深刻な問題なんです。ですから、この回収または撤去などに関しては、本当に大胆な構想、また施策の取組、これをやっていかないとこういう地域格差というのは、是正することは本当に難しいんじゃないかなと。これこそ広域行政を担う県の役目だと思うんですよ。知事いかがでしょうか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後4時43分休憩

午後4時43分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 輸送コスト、物流コストについては、これまでも現振興計画、そして次期振興計画でもしっかりと明記をさせていただいておりますが、廃棄物の輸送処理に関することについては、緊急かつ新たな課題であるという認識で、しっかり取り組んでいきたいと思っています。

○議長（赤嶺 昇君） 次呂久成崇君。

○次呂久 成崇君 知事、ぜひ本気度を見せていただきたいというふうに思います。

次に、農水産業行政のほうに行きたいと思います。

価格が高騰している配合・混合飼料そして牧草等粗飼料の現状について伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君） お答えします。

本県における本年10月から12月期の肉用牛の主要配合飼料の価格は、トン当たり約7万600円でありまして、前年同月期と比較しますと、トン当たり約8800円上昇しております。同じく、主要粗飼料の価格は、トン当たり約7万1300円でありまして、前年同月期と比較しておおむね横ばいで推移しているところであります。

○議長（赤嶺 昇君） 次呂久成崇君。

○次呂久 成崇君 この価格高騰の要因とその対策について伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君） 配合飼料価格の高騰については、1つ目には、トウモロコシ等原料の国際的な需要の高まり、2つ目には、主要生産国における天候不良等が要因となっております。県では、飼料原料の輸送費の低減と安定供給を図るため、令和2年度に中城湾港新港地区において飼料穀物保管施設等を整備したところであります。また、価格の急激な変化が畜産経営に与える影響を緩和するための全国制度である配合飼料価格安定制度によりまして、価格高騰時に一定の要件の下、今年の1月からは補填金が交付されている状況であります。

○議長（赤嶺 昇君） 次呂久成崇君。

○次呂久 成崇君 この離島の畜産経営において、この配合飼料、また牧草等の価格高騰の影響は大きいです。県内のこの飼料の自給率、これを向上させて畜産農家の負担を軽減する取組というのはやはり喫緊の課題ではないかなと思いますが、見解を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君） 飼料の自給率の向上についてお答えします。

飼料価格の高騰に向けた対策としては、本県における飼料自給率の向上が重要であると考えております。そのため県では、畜産担い手育成総合整備事業による草地面積の拡大、2点目には、畜産クラスター事業による牧草生産に必要な機械の導入、3点目には、飼料作物奨励品種の育成・普及等に取り組んでいるところあります。

県としましては、飼料価格の動向等を注視しつつ、引き続き畜産農家の経営安定に向けて取り組んでまいりたいというふうに考えています。

○議長（赤嶺 昇君） 次呂久成崇君。

○次呂久 成崇君 先ほど配合飼料、これの高騰の価格8800円ですか、そして実は肥料なども17%上がっているんですね。そしてこの輸入牧草、こちらのほうも例えば隣の鹿児島県と比較すると2倍、3倍近い価格差があるというふうに聞いています。この飼料配合供給安定基金のような補助メニューというのは、牧草のほうにはありますか。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後4時47分休憩

午後4時47分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君） 牧草などの粗飼料についての価格補填等の制度はございません。

○議長（赤嶺 昇君） 次呂久成崇君。

○次呂久 成崇君 コロナの影響もあるし、この社会的な影響もあって、いつまでこの価格高騰が続くかということで、農家の皆さんは大変悩んでいるんです。やはりこれを機に、私は県内で配合飼料の原材料または牧草栽培とか、自給率をいかに高めてこの生産性を上げていくかという県独自の積極的な施策というのがもう必要だというふうに思いますけれども、伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君） 先ほどの繰り返しになりますけれども、飼料自給率を高めるためには、1つ目には草地面積の拡大が必要でございます。これには畜産担い手育成総合整備事業による草地の面積の拡大、機械等の導入には畜産クラスター事業が有効かと考えております。また、飼料作物の奨励品種等を普及しまして、単位当たりの数量を高めることも必要かなというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 次呂久成崇君。

○次呂久 成崇君 本県において、畜産は農業の基幹的部門となっておりますが、次期振興計画においての今後の基本的な展望について伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 農林水産部長。

○農林水産部長（崎原盛光君） 本県において畜産業は、令和元年度の農業産出額の47%を占める基幹部門となっており、特に肉用牛につきましては、子牛販売価格の順調な推移によりまして飼養頭数が増加しております。

県としましては、肉用牛を本県農林水産業を牽引す

る戦略品目と位置づけまして、沖縄県酪農・肉用牛生産近代化計画において、肉用牛の飼養頭数を現在の7万4000頭から、令和12年度には9万頭への増頭を目標に定めまして、達成に向けた各種施策に取り組んでまいりたいというふうに考えています。

○議長（赤嶺 昇君） 次呂久成崇君。

○次呂久 成崇君 知事、先月この県畜産共進会のほうに出席したということで、知事が出席するのは本当に久しぶりだというふうに聞いております。関係者の皆さんも大変喜んでいたということなんですけれども、改めて感想をお聞きしたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） その日は非常に天気もよく、また離島からもたくさんの方々が参加していました。しかもまた、若い畜産農家の方々が非常に意欲的で、これはやはり沖縄はその温暖な気候も含め、離島でも畜産振興をしっかりと支えていけるなという印象を持ちました。

○議長（赤嶺 昇君） 次呂久成崇君。

○次呂久 成崇君 沖縄県は、全国4位の子牛の生産、取引があります。この畜産業が本県の基幹産業としてさらに発展していくために、この生産者、関係者の取組強化、技術向上を図る必要があると思います。

実は来年、鹿児島県のほうで全国和牛能力共進会が開催されます。これは5年に1度開催されるんですけども、この全国の優秀な和牛を一堂に集めて改良の成果やその優秀性を競う大会で、この開催地というのは和牛ブランド力の向上に大きく寄与する大会というふうに言われています。来年は鹿児島県、その5年後はまた北海道で開催されるんですけども、その次の大会というのは、ちょうど沖縄県が本土復帰をして60年に当たる年になっているんです。ですので、私はこの節目に、この全国和牛能力共進会を誘致する取組をしてはいかかなというふうに思うんですが、知事の見解を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

○知事（玉城デニー君） 先ほども部長から答弁をさせていただきましたが、沖縄県としてはまず草地の整備、機械導入など肉用牛の生産基盤の強化を図り、生産頭数の増加により、1次産業の発展に貢献できますよう、そして若い畜産農家、離島の皆さんにも張り切ってこの畜産を振興していただけるような環境を整備していきたいと思います。また、来年10月には、鹿児島県で開催される全国和牛能力共進会においても、和牛の主要生産地である沖縄県を全国に発信できるよう、上位入賞に向けて関係機関と一丸となって取り組

んでまいりますし、また来年は復帰50年、さらにその先の60年に向かって、ますますこの全国ナンバーワンのポジションを得られるよう、その振興についても引き続きしっかりと図ってまいりたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 次呂久成崇君。

○次呂久 成崇君 この子牛取引頭数が多い鹿児島県、宮崎県、北海道そして長崎県、上位5つのうちこの上位のほうは、全国の大会に全て知事も来るらしいんです。ぜひ来年、知事のほうにも出席をしていただきたいなというふうに思います。

次、新型コロナウイルスの対策について、新型コロナウイルス感染症等の感染者搬送体制について伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 感染者については、県では感染症法第21条に基づき、自宅や宿泊療養施設から医療機関等へ搬送する体制を整備しております。本島においては、コロナ対策本部に車両10台を確保し、運転手及び連絡員の2名体制で昼間は県職員、または民間の委託職員で搬送し、夜間は民間に委託して搬送しております。加えて、北部、中部、南部の保健所に車両1台または2台を確保し、運転手及び連絡員の2名体制で搬送を行っております。また、宮古、八重山の保健所では車両2台を確保し、運用は民間に委託して搬送を行っているところです。

○議長（赤嶺 昇君） 次呂久成崇君。

○次呂久 成崇君 この県内各自治体の消防機関との患者搬送協定について現状を伺います。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 感染症患者の搬送に関する消防機関との協定につきましては、平成26年にエボラ出血熱が流行した際、国内での発生に備えて、各保健所と管轄の消防本部との間で協定を締結し、協力体制の整備に取り組んでまいりました。新型コロナウイルス感染症患者の搬送については、当該協定に準拠しつつ、地域の感染拡大の状況や対象となる患者の状態及び緊急性を考慮しまして、消防機関による対応が適切と判断される場合には搬送を要請しております。

○議長（赤嶺 昇君） 次呂久成崇君。

○次呂久 成崇君 これからこの第6波、7波とか、また新たな変異株に備えて、今のこのエボラ出血熱患者搬送協定書の準用でいいのか、それとも国の方針とか、県の見解、どのようになっていますか。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 先ほど少し答弁い

たしましたが、エボラ出血熱などの移送に係る消防機関との協定に準拠して、今取り組んでいるところですが、現状に合っていない内容等については、消防本部と協議を行うことなどで、必要に応じて運用に関する通知を発出するなど、円滑な搬送が実施されるよう取り組んできたところでございます。また新型コロナウイルスに特化した協定については、地元の保健所それから消防本部等からの意見も踏まえ、今後検討が必要かというふうに考えております。

○議長（赤嶺 昇君） 次呂久成崇君。

○次呂久 成崇君 先ほどこの配備の状況についても答弁があったんですけれども、八重山保健所について、この配備状況を教えてください。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後4時56分休憩

午後4時57分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（大城玲子さん） 八重山保健所についても1台追加配備を行いまして、ドライバー1名を業務委託により配備しているところでございます。

○議長（赤嶺 昇君） 次呂久成崇君。

○次呂久 成崇君 最後になるんですけれども、この第6波、第7波を控えて、西表島などはこれから冬場、西部から船が出なくなるんです。ですので、この搬送に離島のほうでどうしても車の移動というのも出てきます。知事、その離島での搬送、移送体制というもの、竹富町など自治体ともしっかり連携してやっていただきたいというふうに思います。

終わります。

○議長（赤嶺 昇君） 照屋大河君。

〔照屋大河君登壇〕

○照屋 大河君 ハイサイ グスーヨー チューウガナビラ。

会派でいーだ平和ネットの照屋大河です。

まず追加の質問からお願いしたいと思います。

6月にうるま市の米軍施設から有機フッ素化合物PFASを含む汚水が流出した事故で、汚水のPFAS含有量が国指針の1600倍もの濃度、異常な濃度だった問題については、質問通告後に報道がなされた看過できない重大な問題でありますので、議長と執行部には連絡を済ませており、先例を踏まえ、質問を行います。

(1)、いまだ正式な公表がありません。報道後の県の取組、国や米軍の対応について伺います。

昨日の答弁では、早期公表に向けて国側と調整が進

んでいるとの答弁ですが、地元の住民は納得はしません。1600倍もの異常な数値、そしてそれが報道のとおり県の把握する数字であれば、何でこれほどまでに時間が——公表ができないのか。補足協定があったとしても地位協定があったとしても、市民の健康、生活を優先するのであれば、思い切って公表すべきじゃないかというのが地域の声ですので、ぜひ対応について伺います。

続いて、発表できないのは合意条件が理由としていますが、県は米軍や政府の対応を恐れず堂々と調査結果を公表すべき。いかがでしょうか。

それから続いて、米軍の同意がなくとも立入調査をし、速やかに結果を公表できるよう環境補足協定、地位協定の改定を要望すべきではないか。このPFOSについては、今日も報道でありましたが、米軍の対応についてはもう異常としか言えません。これほど繰り返し——先日は勝手にというか、流出させることもありますし、この米軍の対応ですので、ぜひ補足協定の改定、地位協定の改定について、県の取組をお願いします。

それでは通告に従い、所見を述べながら一般質問を行います。

まず今議会最後の質問者です。議会の中では知事の変更申請に対する不承認の件、それから次年度予算、沖縄振興予算の件が大きく議論されました。8年前の11月の定例会、そのときも埋立承認、不承認の議論、それから沖縄振興の予算の議論が多くありました。仲井真知事は病氣療養を理由に本会議を欠席。ところが、車椅子姿で東京に現れて、入院先の病院に大臣が繰り返し訪ねる姿や、後には当時の官房長官・菅長官あるいは総理大臣との面会を行う姿が確認されます。その年の12月25日、基地の負担軽減、それから振興予算について総理が約束してくれたと、知事はそう言って、驚くべき立派な内容だ、安倍総理の回答を持ち上げに持ち上げ、いい正月になると上機嫌、そして有史以来の予算と興奮を隠しきれない様子、はしゃいで喜ぶ仲井真知事。その2日後には埋立てを承認することを発表しています。

今議会で予算獲得には知事の熱意、気迫だとの発言もありますが、当時のことを思っても、仲井真さんに熱意や気迫があってあの結果とは今も感じていません。クリスマスプレゼントをもらった子供のようにはしゃぐ仲井真さんの姿は、熱意や気迫で予算を獲得したとはみじんも感じませんでした。むしろ金と引換えの埋立承認。結局は沖縄、金かというイメージを全国に発信した悔しい記憶が今でもあります。あれ以来

11月議会があまり好きではありませんでしたが、今議会、8年が経過して、11月定例会は開会の日知事の気迫あふれる、そして熱意あふれる不承認の記者会見がありました。担当部の厳正な審査の下、変更計画のずさんさが一つ一つ指摘された結果の不承認が辺野古反対の民意とつながった。辺野古に新基地を造らせないとする知事の公約につながったというふうに感じて、今議会を痛快に過ごしています。これでいい正月が迎えられると照屋大河は言いませんが、来年復帰50年という重要な節目の正月は、ウチナンチュの誇りと尊厳を守り抜くという決意を固める、そして辺野古が唯一と思考停止の日本政府に新基地建設を断念させる決意を固める正月を過ごしたいと思います。

以上を申し上げて、一般質問に入ります。

1、知事の政治姿勢について。

(1)、辺野古埋立変更申請不承認を発表した記者会見での発言について。

ア、知事は記者会見で工事は絶対に完成しないと明言したが、その根拠について伺う。

イ、知事は、事実上、無意味なものとなる可能性がある埋立工事をこれ以上継続することは許されないと述べている。無意味なものとなる可能性の意味するところは何か伺う。

ウ、設計変更申請をめぐって、県内外や国外から計1万7839件の意見が寄せられ、その全てが申請に否定的だったようだが、知事は記者会見で、県民と国民の思いを重く受け止める、決して沖縄だけの問題ではないと述べている。寄せられた意見や県民投票で示された辺野古反対の民意は、知事が不承認を決断する上でいかなる影響を与えたのか伺う。

(2)、屋良建議書から50年、屋良建議書の今日的意義について知事はどう考えているか伺う。

(3)、沖縄における最高裁判官の罷免要求率について、県内の罷免要求率の高さの要因はどこにあると認識しているか伺う。

(4)、東村高江への機動隊派遣の違法性を認めた名古屋高裁判決について、判決に対する知事の受け止めを伺う。

(5)、岸田総理の核廃絶や敵基地攻撃能力の保有に対する姿勢について。

岸田総理は就任後の所信表明演説で「被爆地広島出身の総理大臣として、私が目指すのは、「核兵器のない世界」です」と言いながら、核兵器禁止条約の署名・批准を拒んでいる。核廃絶を目指すとしながら核兵器禁止条約の発効には後ろ向きである一方、敵基地攻撃能力の保有には前向きな岸田総理の姿勢を知事は

どう評価しているか伺う。

2、基地問題について。

(1)、うるま市における軍事訓練の激化について。

うるま市では、浜比嘉島沖合の浮原島訓練場で去る11月2日、自衛隊と米軍による大規模な離島防災訓練が行われた。また、浮原島訓練場では、11月23日にも米軍によるパラシュート降下訓練が実施されている。

ア、今回の日米合同訓練は、離島防衛などの軍事作戦や戦闘を想定していないとのことだが、県として説明を受けているか。

イ、浮原島訓練場周辺はモズクの生産地で、漁船の航行があることから、うるま市議会はパラシュート訓練に反対している。県も同様の認識か、見解を伺う。

(2)、嘉手納基地に関連する基地問題について。

ア、第4次嘉手納爆音訴訟の原告数が3万人を超えた。国内最大規模の集団訴訟となります。原告数増加の要因をどのように考えるか伺う。

イ、岩国基地所属のF A 18A 戦闘機やニュージーランド空軍の哨戒機など嘉手納基地への外来機飛来が相次いでいる。飛来機数や訓練実態、騒音被害との因果関係など県として状況を把握しているか。また、飛来増加の背景についてどう分析しているか伺う。

(3)、普天間飛行場関連の基地問題について。

ア、基地内でのオスプレイによるつり下げ訓練、オスプレイによる基地周辺民間地への水筒落下、那覇軍港への同基地所属機の着陸など普天間基地絡みの問題が続発している。訓練中止や原因究明と再発防止に向けた県の取組について伺う。

イ、関連して、軍用機の飛来・着陸は、5・15メモに記載のない那覇軍港の目的外使用だと考えるが、県の見解を伺う。

(4)、燃料パイプラインの管理不全について。

天願棧橋からキャンプ桑江などの地下を通り、普天間飛行場を最終地点とする米軍の燃料パイプラインで、2014年時点で燃料漏れを感知するシステムの約7割が機能していなかったことが、地元紙が入手した米国防総省兵站局の調査報告書から明らかになった。在日米軍報道部の回答に基づく続報によると、修理は2018年に始まり、現在は完了して新たな自動安全システムとパイプラインを巡回するスタッフの制度も導入したようだ。

ア、県は情報に触れているか、過去の事実関係と現在の運用状況を把握しているか伺う。

イ、米軍は、2014年の調査結果を公表しなかった理由について、沖縄の住民に危険はないとしているよ

うだが、パイプラインは民間地の地下を通り、燃料漏出による引火や爆発、地下の汚染が心配される。県として抗議すべきではないか伺う。

(5)、米軍関係者の飲酒運転について。

新型コロナ禍の中、米軍関係者による飲酒運転での摘発が増えている。県警によると、今年1月から10月までの摘発件数は49件で、既に2020年41件や2019年42件を上回っている。去る11月23日には、米海兵隊員が飲酒ひき逃げ事故を起こし緊急逮捕された。

ア、当該ひき逃げ事故の概要について伺う。

イ、飲酒運転摘発増加の原因、背景についてどう分析しているか伺う。

3、ハンセン病について。

(1)、回復者支援のための協議会設置について。

沖縄愛楽園と宮古南静園を退所したハンセン病回復者らでつくる沖縄ハンセン病回復者の会が、回復者の生活支援やハンセン病問題の啓発について話し合う協議会を県主体で設置するよう知事に要請した。回復者の切実な訴えを知事はどう受け止めたか。協議会設置に向けた決意と併せて伺います。

(2)、ハンセン病家族補償法から2年。

ハンセン病に対する誤った国策で偏見と差別にさらされた元患者の家族に対し、国が名誉回復に取り組むとともに、補償金を支払う法律の施行から2年を迎えた。県内における補償金の申請状況はどうなっているか、実績と課題について伺う。

4、首里城再建について。

(1)、令和3年2月議会において、首里城復興基金事業として承認された令和3年度の首里城復興基金事業の予算14億4986万3000円の用途について、県は国と覚書を締結しておりますが、その予算の内訳と現時点での執行状況を教えてください。

(2)、沖縄県の主体性をきちんと発揮できるようにするために、3通の覚書の第3条第1項に、沖縄県と沖縄総合事務局が、大龍柱の制作の在り方を含む首里城復元について、きちんと協議を行いながら定めるという項目を新たに入れるべきであると考えているかどうか伺います。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 玉城知事。

〔知事 玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君） 照屋大河議員の御質問にお答えいたします。

1、知事の政治姿勢についての御質問の中の(2)、復帰措置に関する建議書の意義についてお答えいたし

ます。

復帰措置に関する建議書は、沖縄が望む復帰の在り方を表明するとともに、将来の平和で豊かな沖縄県づくりのための具体的な措置を政府に求めたものであります。同建議書では、県民福祉を最優先に考え、地方自治の確立、反戦平和、基本的人権の確立、県民本意の経済開発等を骨組みとする新生沖縄像を描いており、現在においても地方行政運営の基本的な考え方である、また、復帰からこれまでの振り返りと50周年からさらにその先を県民とともに展望するための指針にも重なるものと認識をしております。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（赤嶺 昇君） 知事公室長。

〔知事公室長 金城 賢君登壇〕

○知事公室長（金城 賢君） 1、知事の政治姿勢についての(1)のア、辺野古新基地建設の完成についてお答えをいたします。

辺野古埋立工事に係る変更承認申請に関しては、災害防止や環境保全に十分配慮した検討が行われていないことなどを理由として、不承認とされております。そもそも、今般の計画変更が必要となったのは、事前に実施すべき必要最低限の地盤調査を実施せずに見切り発車したことに起因するものと考えております。このように、辺野古埋立工事については、十分な調査や検討が行われていないため不確実な要素が含まれており、また、今般の不承認によって大浦湾側の工事を行うことができなくなることから、工事全体を完成させる見通しが立たない状況にあると考えております。

同じく1の(3)、最高裁判所裁判官の県内における罷免要求率についてお答えをいたします。

去る10月31日に衆議院議員選挙と同時に行われた最高裁判所裁判官の国民審査の結果、本県では罷免を求める割合が、全国の2倍以上になったことは報道により承知しております。罷免を求める割合が高い要因については明らかではありませんが、本県で罷免率の高かった上位3名は、辺野古新基地をめぐる国土交通大臣の是正の指示の取消しを求める関与取消訴訟において、県の上告を棄却するなど、本県に関連する訴訟に関わったことなども影響したのではないかと考えております。

同じく1の(4)、機動隊派遣に係る判決の受け止めについてお答えいたします。

令和3年10月7日の東村高江への機動隊派遣に係る名古屋高裁の判決は、平成28年、当時の愛知県警本

部長が、東村高江におけるヘリコプター着陸帯移設工事の警備活動に愛知県警察の警察官を派遣することを専決により決定したことは、愛知県公安委員会の実質的意思決定に基づくものではなく違法であるとして、当時の愛知県警本部長に対し、約110万円の賠償を命令するよう、愛知県知事に命じたものであります。

なお、本件については、他県における手続に関することであり、また、現在、最高裁で係争中であることから、判決の受け止めについては答弁を差し控えたいと考えております。

同じく1の(5)、岸田総理の敵基地攻撃能力の保有に対する姿勢についてお答えいたします。

岸田総理大臣は、これまで複数回にわたり、敵基地攻撃能力の保有を検討する旨発言されております。一方、憲法第9条の趣旨についての政府見解によると、いわゆる攻撃的兵器を保有することは、直ちに自衛のための必要最小限度を超えることとなるため、いかなる場合も許されないとされており、敵基地攻撃能力の保有については、様々な問題があると承知しております。

県としては、政府において、これまでも増して不断の外交努力を行うことが重要であると考えております。仮に敵基地攻撃能力を有するミサイル等の県内への配備が計画された場合には、さらなる基地負担の増加につながり、県民の理解も得られないことから、県内への配備に断固反対します。

2、基地問題についての(1)のア、浮原島訓練場での離島防災訓練の説明についてお答えをいたします。

去る11月2日及び3日、うま市浮原島訓練場等で実施された令和3年度離島統合防災訓練については、去る10月7日、防衛省から、沖縄県周辺で地震が生起した場合を想定した陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊及び在日米軍が参加する総合的な防災訓練との説明を受けております。

同じく2の(1)のイ、浮原島訓練場におけるパラシュート降下訓練についてお答えをいたします。

パラシュート降下訓練については、過去にも様々な事故があったことから、漁船の航行などの安全に最大限配慮し、必要最低限の訓練にとどめるべきであると考えております。

同じく2の基地問題についての(2)のア、第4次嘉手納爆音訴訟の原告数増加についてお答えをいたします。

第4次嘉手納爆音訴訟の原告数が、第3次訴訟の約2万2000人を上回り、3万人を超える見込みであることについては、報道により承知しております。嘉手

納飛行場をめぐることは、昼夜を問わないエンジン調整や訓練、外来機の度重なる飛来や暫定配備等に加え、同飛行場の再編工事に伴い、住宅地域に近いパループが一時使用されるなど、負担軽減と逆行する状況にあると言わざるを得ません。第4次嘉手納爆音訴訟の原告数増加の要因は、騒音被害が軽減されない現状への不満やこれまでの3次にわたる訴訟により、原告団の活動の認知度が高まってきたこと等が考えられます。

県としては、今後ともあらゆる機会を通じ、航空機騒音をはじめとした負担軽減を、日米両政府に対して粘り強く働きかけてまいります。

同じく2の基地問題についての(2)のイ、嘉手納飛行場への外来機飛来についてお答えをいたします。

沖縄防衛局の調査によると、令和2年度の嘉手納飛行場の離発着回数は4万7886回で、うち外来機の離発着回数は1万1061回となっております。同飛行場においては、米軍機の訓練に加え、国連軍地位協定に基づき、北朝鮮船籍の船舶による、いわゆる瀬取りの警戒監視活動に伴う外来機が飛来しております。

県としては、同飛行場のこれ以上の負担増はあってはならないと考えており、今後ともあらゆる機会を通じ、三連協とも連携し、日米両政府に対し地元が負担軽減を実感できる取組を求めてまいります。

同じく2の(3)のア、普天間飛行場所属機に係る県の取組についてお答えをいたします。

普天間飛行場所属のMV22オスプレイについては、去る11月9日及び18日、市街地の中心部に位置する普天間飛行場において、つり下げ訓練を実施しております。また、同月19日、メンテナンスのために船で米国へ搬送するため、那覇港湾施設に飛来するなど、これまでになかった運用が行われております。さらに、同月23日には、宜野湾市の住宅街に金属製の水筒が落下する事故が発生しており、このような運用や相次ぐ事故は、県民に大きな不安を与えるものであります。このため、県としては、沖縄防衛局や在沖米海兵隊等に対し、強く抗議するとともに、原因究明や再発防止、普天間飛行場の速やかな運用停止を含む一日も早い危険性の除去及び早期閉鎖・返還などを要請しているところです。今後も、引き続き過重な基地負担の軽減を強く求めてまいります。

同じく2の(3)のイ、那覇港湾施設への米軍機の飛来についてお答えをいたします。

那覇港湾施設への米軍機の飛来等に際して日本政府は、いわゆる5・15メモにおいては、米軍の活動が主目的としての形態に反するものでない限り、航空

機の着陸を排除していないとの認識を示しており、また米軍も、日米両政府の合意によるものとしております。しかしながら、県としましては、米軍の運用は5・15メモに記載された使用主目的に沿って厳格に行われるべきと考えており、引き続き米軍及び日米両政府に対し、那覇港湾施設において航空機の離着陸を一切行わないこと等を求めてまいります。

同じく2の基地問題の(4)、燃料パイプライン感知システム管理不全の情報及び抗議についてお答えをいたします。2の(4)のアと2の(4)のイは関連いたしますので、一括してお答えをいたします。

県では、米軍の燃料パイプラインに関する報道があった後、沖縄防衛局及び米軍へ事実関係を照会しておりますが、現在のところ回答はありません。県としては、燃料パイプラインからの漏出は、重大な事故につながる可能性があり、県民生活に深刻な影響を与えるおそれがあることから、引き続き沖縄防衛局及び米軍に対し、運用の安全性を含め、事実確認を行うなど適切に対応してまいります。

6、米軍施設からPFASを含む汚水が流出した事故についての(1)、公表への県の取組及び国や米軍の対応についてお答えをいたします。

うるま市の陸軍貯油施設のサンプリング結果が公表に至っていないこと等に関し、県は、去る12月3日に沖縄防衛局に対し、サンプリングの測定結果を早期に公表すること、陸軍貯油施設を含む在沖米軍基地において保管するPFOS等の速やかな撤去、撤去するまでの間の適切な管理、また、以前から要請していた米軍施設におけるPFOS等処理の取扱い等について、改めて要請したところです。県からの要請を受け、12月6日、沖縄防衛局から、県からの要請内容は、すぐに東京に伝えている、現在、東京において米側と調整している、サンプリング結果の公表に向けて協議を加速しているとの回答がありました。

同じく6の(3)、環境補足協定及び日米地位協定の見直しについてお答えをいたします。

平成27年9月に締結された環境補足協定により、現地調査のための米軍基地への立入り申請やサンプル採取申請ができることとされております。しかしながら、米軍基地への立入り等への可否については、米軍に裁量を委ねられる形での運用となっており、今回のサンプリング結果の公表や普天間及び嘉手納飛行場への立入調査が未だ実現していない状況となっております。そのため、県では、平成29年9月に日米両政府に対し、環境保全に関する日本国内法の適用等、環境条項の新設の明記を求め、日米地位協定の見直しに関する

要請を行っております。

県としましては、引き続き全国知事会や渉外知事会等とも連携し、日米地位協定の見直しに向けた取組を強化してまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 島袋善明君登壇〕

○土木建築部長（島袋善明君） 1、知事の政治姿勢について(1)のイ、埋立工事を継続することについてお答えします。

県では、沖縄防衛局から提出された公有水面埋立変更承認申請書について、公有水面埋立法への適合状況を確認するため、沖縄防衛局に対して、延べ39項目452件の質問を行ってきたところであります。沖縄防衛局の回答を踏まえ、慎重に論点の絞り込みを行い、土木及び環境に関する専門家の助言を求め、公有水面埋立法への適合性について、「災害防止」及び「環境保全」に十分配慮した計画となっているかなど厳正に審査してきたところです。審査の結果、「国土利用上適正且つ合理的なること」、「環境保全及び災害防止に付き十分配慮せられたるものなること」の要件に適合しないと認められることと判断したところであります。これらのことから、県では、普天間飛行場代替施設建設事業に係る埋立地用途変更及び設計概要変更承認申請について、去る11月25日に不承認とする処分を行ったものであります。

同じく1の(1)のウ、民意が不承認に与えた影響についてお答えいたします。

普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面埋立変更承認申請については、公有水面埋立法第13条の2において準用する第3条の規定により、利害関係を有する者から、1万7839件の意見書が提出されております。利害関係者の意見は、軟弱地盤により基地建設は不可能、貴重なサンゴやジュゴン等の生物が危機にさらされる等、全て否定的な意見となっております。

県としては、利害関係者の意見について、直接、審査へ反映されたものではありませんが、軟弱地盤の力学的試験の必要性やジュゴンへの影響など県の審査結果と利害関係者の意見については、同じ内容のものが含まれることになったものと理解しております。

次に4、首里城再建について(1)、首里城復興基金事業の予算内訳と執行状況についてお答えいたします。

首里城復興基金事業の令和3年度の当初予算14億4986万3000円の内訳は、扁額の実施設計に係る委託料が2000万円、大径材の調達等に係る工事請負費13

億8000万円、赤瓦製造に用いる機材購入に係る備品購入費4986万3000円となっております。現在の執行額は4億8563万9242円となっております。

同じく4の(2)、覚書の項目追加についてお答えします。

県と国で締結した首里城正殿復元工事に用いる制作物の譲渡に関する覚書等については、県が寄附金を活用して制作した大龍柱等を、国に譲渡するに当たって必要なルールを定めたものであります。大龍柱等の制作に当たっては、有識者による監修が必要と考えており、県において監修に係る委員会の設置を検討しているところであります。県は、首里城の象徴部の制作等に当たっては、県内に蓄積・継承されている伝統技術を積極的に活用し、主体的に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 環境部長。

[環境部長 松田 了君登壇]

○環境部長(松田 了君) 2、基地問題についての(2)のイのうち、嘉手納基地への外来機飛来と騒音被害との因果関係についてお答えします。

外来機の離発着回数が令和2年度で最も多かった令和3年2月の騒音発生回数は、屋良A局で1日当たり77.5回であり、外来機の離発着回数が最も少なかった令和2年5月の1.7倍となっております。また、航空機騒音の評価指標である時間帯補正等価騒音レベルは、令和3年2月が63デシベルで、令和2年5月の56デシベルと比べて増加しており、外来機の飛来が航空機騒音の悪化につながっていると認識しております。

県としては、日米両政府に対し、外来機飛来を含めた航空機騒音の軽減について、強く要請しているところです。

次に6、米軍施設からPFASを含む汚水が流出した事故についての(2)、調査結果を公表することについてお答えします。

6月10日にうるま市陸軍貯油施設で発生したPFOS含有水の漏出事故については、環境補足協定に基づき立入り申請を行い、米軍、国、県の3者で分析することで合意し、6月28日に貯留タンクの水のサンプリングと分析を行っておりますが、分析結果は日米両政府が合意した後に公表するとされていることから、合意が得られていない現段階で、県の分析結果を公表することができない状況にあります。

なお、県としては、早期に公表することなどについて国に求めているところですが、引き続き速やかな公表とタンク内のPFOS含有水の処理を実施すること

などについて、強く申し入れてまいります。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 警察本部長。

[警察本部長 日下真一君登壇]

○警察本部長(日下真一君) 2、基地問題についての御質問のうち(5)、米軍関係者の飲酒運転についてのア、当該ひき逃げ事故の概要についてお答えいたします。

本件は、令和3年11月23日、大宜味村字津波在の国道58号上において、在沖米海兵隊に所属する男性(上等兵・26歳)が運転する普通乗用車が、対向車線を進行してきた軽乗用車に衝突した後、車両を放置して逃走した事案でございます。衝突された軽乗用車の運転手(女性・54歳)が重傷、同乗者(男性・3歳)が軽傷を負っております。

本件につきましては、現場付近で発見した被疑者を過失運転致傷及び道路交通法(救護義務・事故不申告)違反で緊急逮捕し、引き続き飲酒運転につきましても捜査中であります。

続きまして、同じく2の(5)のイ、飲酒運転摘発増加の原因等についてお答えいたします。

本年10月末現在、米軍構成員等による飲酒運転の検挙件数は49件となっており、全飲酒運転検挙件数835件に占める米軍構成員等の割合は5.8%となっております。

飲酒運転の原因等につきましては、個別の事情によることから一概に申し上げることは困難ですが、県警察といたしましては、飲酒運転根絶を目指し、今後とも徹底した取締りを継続するとともに、米軍関係機関と連携して各種対策を講じてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 保健医療部長。

[保健医療部長 大城玲子さん登壇]

○保健医療部長(大城玲子さん) 3、ハンセン病についての御質問の(1)、ハンセン病回復者の会からの要請についてお答えいたします。

ハンセン病問題については、過去の誤った隔離政策が偏見差別を生み、現在も心を痛め苦しんでいる関係者が多くいることを沖縄県としても、重く受け止める必要があると認識しております。そのため、回復者の皆様が強いられてきた苦難や家族の方々の苦しみを真摯に受け止め、その課題の解決に向けて取り組んでいきたいと考えております。

沖縄県では、ハンセン病に対する正しい理解を広く伝えていく努力を継続するとともに、要望への具体的

対応について検討を進めてまいります。

同じく3の(2)、家族補償金の申請状況についてお答えいたします。

ハンセン病元患者の家族に対する補償金の申請については、県を経由することなく国が直接の窓口となっており、都道府県ごとの申請件数等については公表されておられません。国の公表する令和3年11月時点での全国の申請件数は7460件で、推計する対象者の約3割となっております。申請が低調である理由については、ハンセン病元患者の家族であることを知られるのをおそれ、申請をちゅうちょしているケースもあるのではないかと推測されております。

県では引き続き家族補償金についてホームページやラジオ等で周知するとともに、偏見差別の解消のための啓発活動により申請しやすい環境づくりに努めてまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 以上をもって通告による一般質問及び議案に対する質疑は終わりました。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております甲第2号議案から甲第4号議案まで及び乙第1号議案から乙第22号議案までについては、お手元に配付してあります議案付託表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託いたしま

す。

[議案付託表 巻末に掲載]

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後5時40分休憩

午後5時42分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

この際、お諮りいたします。

委員会審査及び議案整理のため、明12月10日から20日までの11日間休会とすることにいたしたいと思

います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、明12月10日から20日までの11日間休会とすることに決定いたしました。

○議長（赤嶺 昇君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

次会は、12月21日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後5時42分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 赤 嶺 昇

会議録署名議員 玉 城 武 光

会議録署名議員 座 波 一

令和3年12月21日

令和3年
第10回 沖縄県議会（定例会）会議録
(第8号)

議 事 日 程 第8号

令和3年12月21日（火曜日）

午前10時開議

- 第1 乙第1号議案、乙第2号議案及び乙第6号議案（総務企画委員長報告）
- 第2 乙第3号議案（経済労働委員長報告）
- 第3 乙第5号議案（文教厚生委員長報告）
- 第4 乙第4号議案（土木環境委員長報告）
- 第5 乙第10号議案、乙第11号議案、乙第19号議案及び乙第22号議案（総務企画委員長報告）
- 第6 乙第9号議案、乙第13号議案及び乙第14号議案（経済労働委員長報告）
- 第7 乙第12号議案、乙第20号議案及び乙第21号議案（文教厚生委員長報告）
- 第8 乙第7号議案、乙第8号議案及び乙第15号議案から乙第18号議案まで（土木環境委員長報告）
- 第9 甲第2号議案（総務企画委員長報告）
- 第10 甲第4号議案（文教厚生委員長報告）
- 第11 甲第3号議案（土木環境委員長報告）
- 第12 おきなわ彩発見キャンペーン事業の推進に関する決議
- | | | | | | |
|---|---------|----|-----|---|--------------|
| { | 西銘啓史郎君 | 新垣 | 新君 | } | |
| | 大浜 一郎君 | 島袋 | 大君 | | |
| | 中川 京貴君 | 上里 | 善清君 | | |
| | 山内 末子さん | 玉城 | 武光君 | | 提出 議員提出議案第2号 |
| | 仲村 未央さん | 翁長 | 雄治君 | | |
| | 大城 憲幸君 | 平良 | 昭一君 | | |
| | 上原 章君 | | | | |
- 第13 米軍MV22オスプレイからの水筒落下事故に関する意見書
- | | | | | |
|---|--------|---------|---|--------------|
| { | 照屋 守之君 | 小渡良太郎君 | } | |
| | 仲里 全孝君 | 仲村 家治君 | | |
| | 又吉 清義君 | 山里 将雄君 | | |
| | 照屋 大河君 | 瀬長美佐雄君 | | 提出 議員提出議案第3号 |
| | 比嘉 瑞己君 | 仲村 未央さん | | |
| | 仲宗根 悟君 | 新垣 光栄君 | | |
| | 金城 勉君 | 當間 盛夫君 | | |
- 第14 米軍MV22オスプレイからの水筒落下事故に関する抗議決議
- | | | | | |
|---|--------|---------|---|--------------|
| { | 照屋 守之君 | 小渡良太郎君 | } | |
| | 仲里 全孝君 | 仲村 家治君 | | |
| | 又吉 清義君 | 山里 将雄君 | | |
| | 照屋 大河君 | 瀬長美佐雄君 | | 提出 議員提出議案第4号 |
| | 比嘉 瑞己君 | 仲村 未央さん | | |
| | 仲宗根 悟君 | 新垣 光栄君 | | |
| | 金城 勉君 | 當間 盛夫君 | | |
- 第15 陳情令和2年第146号及び同第198号（経済労働委員長報告）

- 第16 陳情令和2年第100号、陳情第33号、第37号、第46号、第80号、第98号、第127号の2、第143号、第148号の2、第149号、第153号、第171号、第180号、第186号、第187号、第202号、第215号、第237号、第247号及び第252号（文教厚生委員長報告）
- 第17 陳情令和2年第86号（土木環境委員長報告）
- 第18 陳情第92号の3、第108号及び第174号の5（子どもの未来応援特別委員長報告）
- 第19 閉会中の継続審査の件

本日の会議に付した事件

- 日程第1 乙第1号議案、乙第2号議案及び乙第6号議案
乙第1号議案 沖縄県知事等又は職員の損害賠償責任の一部免責に関する条例
乙第2号議案 沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
乙第6号議案 沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例
- 日程第2 乙第3号議案
乙第3号議案 沖縄県が設立する地方独立行政法人の役員の損害賠償責任の一部免責に係る額を定める条例
- 日程第3 乙第5号議案
乙第5号議案 沖縄県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第4 乙第4号議案
乙第4号議案 沖縄県道路占用料徴収条例及び沖縄県県道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第5 乙第10号議案、乙第11号議案、乙第19号議案及び乙第22号議案
乙第10号議案 離島地区情報通信基盤整備推進事業で整備した海底光ケーブルの切断事故の復旧工事に要した費用に関する和解について
乙第11号議案 損害賠償請求事件の和解等について
乙第19号議案 当せん金付証券の発売について
乙第22号議案 沖縄県教育委員会委員の任命について
- 日程第6 乙第9号議案、乙第13号議案及び乙第14号議案
乙第9号議案 訴えの提起について
乙第13号議案 指定管理者の指定について
乙第14号議案 指定管理者の指定について
- 日程第7 乙第12号議案、乙第20号議案及び乙第21号議案
乙第12号議案 損害賠償の額の決定について
乙第20号議案 公立大学法人沖縄県立看護大学定款の一部変更について
乙第21号議案 公立大学法人沖縄県立看護大学に承継させる権利を定めることについて
- 日程第8 乙第7号議案、乙第8号議案及び乙第15号議案から乙第18号議案まで
乙第7号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について
乙第8号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について
乙第15号議案 指定管理者の指定について
乙第16号議案 指定管理者の指定について
乙第17号議案 指定管理者の指定について
乙第18号議案 指定管理者の指定について
- 日程第9 甲第2号議案
甲第2号議案 令和3年度沖縄県一般会計補正予算（第20号）
- 日程第10 甲第4号議案
甲第4号議案 令和3年度沖縄県病院事業会計補正予算（第2号）
- 日程第11 甲第3号議案

甲第3号議案 令和3年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計補正予算（第1号）

- 日程第12 おきなわ彩発見キャンペーン事業の推進に関する決議
- 日程第13 米軍MV22オスプレイからの水筒落下事故に関する意見書
- 日程第14 米軍MV22オスプレイからの水筒落下事故に関する抗議決議
- 日程第15 陳情令和2年第146号及び同第198号
陳情令和2年第146号 石垣市における国営土地改良事業及び国営関連事業の推進に関する陳情
陳情令和2年第198号 サトウキビ価格・政策確立に関する陳情
- 日程第16 陳情令和2年第100号、陳情第33号、第37号、第46号、第80号、第98号、第127号の2、第143号、第148号の2、第149号、第153号、第171号、第180号、第186号、第187号、第202号、第215号、第237号、第247号及び第252号
陳情令和2年第100号 公共事業受託NPO法人、事業報告書未提出NPO法人に関する陳情
陳情第33号 沖縄県立球陽高等学校理科における理科の教育課程の改善に関する陳情
陳情第37号 認可外保育施設利用者への新型コロナウイルス感染症対策支援及び認可保育所との保育格差の是正を求める陳情
陳情第46号 新型コロナウイルス感染症医療機関協力金の交付に関して検査を求める陳情
陳情第80号 新型コロナウイルス感染防止対策における公園等屋外公共空間の確保に関する陳情
陳情第98号 コロナ禍における保育に関する陳情
陳情第127号の2 コロナウイルス蔓延防止に伴う水際対策に関する陳情
陳情第143号 新型コロナワクチン接種に関する陳情
陳情第148号の2 沖縄県緊急事態宣言の延長に伴う対応に関する陳情
陳情第149号 緊急事態措置実施区域の地域ごとの柔軟な対応を求める陳情
陳情第153号 児童生徒への新型コロナワクチン接種に関する陳情
陳情第171号 12歳以上の新型コロナワクチン接種に関する陳情
陳情第180号 12歳以上の新型コロナワクチン接種に関する陳情
陳情第186号 新型コロナウイルス対策におけるトリアージ実施に関する陳情
陳情第187号 県立高校の寮内で陽性者または濃厚接触者が発生した場合の対応に関する陳情
陳情第202号 体罰根絶のための文科省通知の周知及び実践徹底に関する陳情
陳情第215号 緊急事態措置実施区域について市町村単位での区分設定及び運用を求める陳情
陳情第237号 公益財団法人沖縄県平和祈念財団への予算措置に関する陳情
陳情第247号 リトルベビーハンドブック作成に関する陳情
陳情第252号 妊娠、出産、子育て期の切れ目ない子育て支援と幼児期からの包括的性教育の実施に関する陳情
- 日程第17 陳情令和2年第86号
陳情令和2年第86号 県道17号線、湧稲国地区における狭隘箇所の早期改善を求める陳情
- 日程第18 陳情第92号の3、第108号及び第174号の5
陳情第92号の3 先行的な新型コロナウイルス対策を積極的に講ずるよう求める陳情
陳情第108号 子供の教育環境の充実を求める陳情
陳情第174号の5 令和3年度美ぎ島美しゃ（宮古・八重山）圏域の振興発展に関する陳情
- 日程第19 閉会中の継続審査の件

出席議員（48名）

議長	赤嶺昇君	4番	島袋恵祐君
副議長	仲田弘毅君	5番	玉城健一郎君
1番	新垣光栄君	6番	大城憲幸君
2番	翁長雄治君	7番	上原章君
3番	喜友名智子さん	8番	小渡良太郎君

9 番	新垣 淑豊 君	28 番	当山 勝利 君
10 番	島尻 忠明 君	29 番	照屋 大河 君
11 番	仲里 全孝 君	30 番	山内 末子 さん
12 番	平良 昭一 君	31 番	西銘 啓史郎 君
13 番	次呂久成 崇 君	32 番	座波 一 君
14 番	國仲 昌二 君	33 番	大浜 一郎 君
15 番	瀬長 美佐雄 君	34 番	呉屋 宏 君
16 番	山里 将雄 君	35 番	花城 大輔 君
17 番	上里 善清 君	36 番	又吉 清義 君
18 番	當間 盛夫 君	38 番	崎山 嗣幸 君
19 番	金城 勉 君	39 番	玉城 ノブ子 さん
20 番	新垣 新 君	40 番	西銘 純恵 さん
21 番	下地 康教 君	41 番	渡久地 修 君
22 番	石原 朝子 さん	42 番	瑞慶覧 功 君
23 番	仲村 家治 君	43 番	比嘉 京子 さん
24 番	仲宗根 悟 君	44 番	末松 文信 君
25 番	仲村 未央 さん	45 番	島袋 大 君
26 番	玉城 武光 君	46 番	中川 京貴 君
27 番	比嘉 瑞己 君	47 番	照屋 守之 君

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局 長	知念 弘光 君	政務調査課 副参事	中村 守 君
次長	上原 貴志 君	主 幹	嘉陽 孝 君
議事課 長	佐久田 隆 君	主 幹	下地 広道 君
課長 補佐	城間 旬 君	主 幹	具志堅 勝也 君
主 幹	宮城 亮 君	主 幹	新垣 伸弥 君
主 査	親富祖 満 君		

○議長（赤嶺 昇君） これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に報告いたします。

昨日、西銘啓史郎君外12人から議員提出議案第2号「おきなわ彩発見キャンペーン事業の推進に関する決議」、照屋守之君外13人から議員提出議案第3号「米軍MV22オスプレイからの水筒落下事故に関する意見書」及び議員提出議案第4号「米軍MV22オスプレイからの水筒落下事故に関する抗議決議」の提出がありました。

○議長（赤嶺 昇君） 日程第1 乙第1号議案、乙第2号議案及び乙第6号議案を議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

総務企画委員長又吉清義君。

〔委員会審査報告書（条例） 巻末に掲載〕

〔総務企画委員長 又吉清義君登壇〕

○総務企画委員長（又吉清義君） おはようございます。

ただいま議題となりました乙第1号議案、乙第2号議案及び乙第6号議案の条例議案3件について、以下、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、総務部長及び警察本部生活安全部長の出席を求め、慎重に審査を行ってまいりました。

審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第1号議案「沖縄県知事又は職員の損害賠償責任の一部免責に関する条例」は、地方自治法の一部改正を踏まえ、知事等または職員の県に対する損害を賠償する責任を知事等または職員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、当該責任を負う額から一定の額を控除して得た額について免れさせ

る必要があるため、条例を制定するものであるとの説明がありました。

本案に関し、県に損害を与えた行為の過失の程度の審査は、沖縄県の場合、どの部署で審査するのかとの質疑がありました。

これに対し、基本的には裁判所や監査委員で判断されるものだと考えている。賠償額が認められる場合には、判決の中でどういった責任があるということが判示され、それによって損害賠償請求額が判断されることになることから、県の中で判断するといっても、その判決を逸脱した判断というのは基本的にあり得ないとの答弁がありました。

次に、賠償責任の上限額は各地方公共団体によって違うのか、それとも統一しているのかとの質疑がありました。

これに対し、賠償責任の上限額の乗数については、国が政令で基準を定めており、条例が制定されている43都道府県全て同じ数字であるとの答弁がありました。

そのほか、当該条例における識名トンネル事案の適用の可否、チェック機能体制の強化策、裁判所等の命令と当該条例の関係性などについて質疑がありました。

次に、乙第2号議案「沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例」は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律及び住宅の品質確保の促進等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、長期優良住宅建築等計画認定申請手数料等の規定を整理するとともに、額の適正化を図る等の必要があるため条例の改正を行うものであるとの説明がありました。

本案に関し、今回の条例改正により申請手数料の額が上がる理由は何か、また、長期優良住宅の認定を取得するメリットは何かとの質疑がありました。

これに対し、申請手数料の額が上がる理由は、法改正により県で審査する項目と民間で審査する項目が明確になり、県の審査項目が増えるためである。また、長期優良住宅の認定を取得するメリットは、住宅ローン減税や不動産取得税、登録免許税、固定資産税及び地震保険料の割引などが受けられることになるとの答弁がありました。

次に、乙第6号議案「沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例」は、銃砲刀剣類所持等取締法の一部が改正されたことに伴い、クロスボウの所持の許可に関する事務について手数料の徴収根拠を定める等の必要があるため条例の改正を行うものであるとの説明がありました。

本案に関し、法律の改正内容はどういうものかとの質疑がありました。

これに対し、クロスボウ、通称ボーガンは、引いた弦を固定し矢を装填して、銃のように引き金を引くことにより、矢を発射する構造のもので非常に殺傷力が高いことから、法律の改正により所持を禁止するものである。ただし、国内での競技や漁業等で使う場合は許可制にする内容であるとの答弁がありました。

次に、法律の改正内容の周知はどのように行っているのかとの質疑がありました。

これに対し、既に官公署等へのポスターの掲示や、マスコミ等で特集を組んで報道してもらっており、引き続き周知徹底していきたいとの答弁がありました。

そのほか、県内におけるクロスボウを使った犯罪の有無などについて質疑がありました。

採決の結果、乙第1号議案、乙第2号議案及び乙第6号議案の条例議案3件については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員会における審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。報告を終わります。

○議長（赤嶺 昇君） これより質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第1号議案、乙第2号議案及び乙第6号議案の3件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案3件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、乙第1号議案、乙第2号議案及び乙第6号議案は、原案のとおり可決されました。

◆◇◆◆◆◆
○議長（赤嶺 昇君） 日程第2 乙第3号議案を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

経済労働委員長西銘啓史郎君。

〔委員会審査報告書（条例） 巻末に掲載〕

〔経済労働委員長 西銘啓史郎君登壇〕

○経済労働委員長（西銘啓史郎君） ただいま議題と

なりました乙第3号議案の条例議案について、以下、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、文化観光スポーツ部長の出席を求め、慎重に審査を行ってまいりました。

審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

乙第3号議案「沖縄県が設立する地方独立行政法人の役員の損害賠償責任の一部免除に係る額を定める条例」は、役員が職務を行うにつき善意かつ重大な過失がない場合に、法人が当該役員の損害賠償責任を一定の合理的な範囲内において免除することができるよう、地方独立行政法人法第19条の2第4項の規定に基づき、役員の損害賠償の最低責任限度額を定める必要があるため、条例を制定するものであるとの説明がありました。

本案に関し、他府県での制定状況や不祥事の実例等はあるのか、また、役員が免除された賠償額については沖縄県が負担する可能性もあるのかとの質疑がありました。

これに対し、地方独立行政法人を設置している43の都道府県のうち39で条例を制定済みであるが、具体的な事例は現在のところ把握されていない。また、役員が免除された賠償額は直接的には大学法人が負担するが、県は大学法人の運営に係る交付金等で支援しているため、大学法人の経営状況によっては、交付金等を通して支出される可能性はあるとの答弁がありました。

そのほか、善意かつ重過失がない場合の判断基準について質疑がありました。

採決の結果、乙第3号議案については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員会における審査の経過及び結果を申し上げますが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。報告を終わります。

○議長（赤嶺 昇君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第3号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、乙第3号議案は、原案のとおり可決されました。

○議長（赤嶺 昇君） 日程第3 乙第5号議案を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

文教厚生委員長末松文信君。

〔委員会審査報告書（条例） 巻末に掲載〕

〔文教厚生委員長 末松文信君登壇〕

○文教厚生委員長（末松文信君） ただいま議題となりました乙第5号議案の条例議案について、以下、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、病院事業局長の出席を求め、慎重に審査を行ってまいりました。

審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

乙第5号議案「沖縄県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」は、産科医療補償制度の掛金について見直しが行われたことに伴い、分娩介助料の額に1児につき加算する額を改める必要があるため、条例を改正するものであるとの説明がありました。

本案に関し、条例改正の背景や補償対象と認定された件数について質疑がありました。

これに対し、条例改正の背景としては、産科医療補償制度の設立当初は対象者を年間約800名程度と想定し、掛金を3万円と設定していたが、当初の想定よりも下回ったことから掛金を1万2000円に引き下げるといって見直しが行われた。また、補償対象として認定された件数については、平成28年度から令和2年度までの合計で、申請件数が23件、認定された件数が16件となっているとの答弁がありました。

そのほか、保険支給の対象として認定された場合に支払われる補償金の額について質疑がありました。

採決の結果、乙第5号議案は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員会における審査の経過及び結果を申し上げますが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。報告を終わります。

○議長（赤嶺 昇君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第5号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、乙第5号議案は、原案のとおり可決されました。

○議長（赤嶺 昇君） 日程第4 乙第4号議案を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

土木環境委員長瑞慶覧 功君。

〔委員会審査報告書（条例） 巻末に掲載〕

〔土木環境委員長 瑞慶覧 功君登壇〕

○土木環境委員長（瑞慶覧 功君） おはようございます。

ただいま議題となりました乙第4号議案の条例議案について、以下、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、土木建築部長の出席を求め、慎重に審査を行ってまいりました。

審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

乙第4号議案「沖縄県道路占用料徴収条例及び沖縄県県道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例」は、道路法及び関係政令の一部改正を踏まえ、自動運行補助施設等を設置する場合の道路の占用許可に係る占用料の徴収根拠を定めるとともに、県道を新設し、または改築する場合における歩行者利便増進道路の構造の技術的基準を定める等の必要があるため、条例を改正するものである。

本案に関し、沖縄の車型社会の交通渋滞を積極的に解決するすべとして自動運転を検討しているのかとの質疑がありました。

これに対し、今回の法改正に当たっては、交通渋滞を解決するという目的とは別であり、少子高齢化、人口減少社会を見据え、国も人材不足が生じるであろうということを想定し、自動運転技術、道路におけるデジタルトランスフォーメーションなどの政策の一環としての法改正だと認識しているとの答弁がありまし

た。

そのほか、歩行者利便増進道路の計画の有無、雑草対策の性能規定に関する他団体との情報共有、道路占用料及び県単道路維持管理費の額などについて質疑がありました。

採決の結果、乙第4号議案については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員会における審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（赤嶺 昇君） これより質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第4号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、乙第4号議案は、原案のとおり可決されました。

○議長（赤嶺 昇君） 日程第5 乙第10号議案、乙第11号議案、乙第19号議案及び乙第22号議案を議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

総務企画委員長又吉清義君。

〔委員会審査報告書（議決事件） 巻末に掲載〕

〔総務企画委員長 又吉清義君登壇〕

○総務企画委員長（又吉清義君） ただいま議題となりました乙第10号議案、乙第11号議案、乙第19号議案及び乙第22号議案の4件について、以下、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、総務部長、企画部長及び警察本部警務部長の出席を求め、慎重に審査を行ってまいりました。

審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第10号議案「離島地区情報通信基盤整備推進事業で整備した海底光ケーブルの切断事故の復旧

工事に要した費用に関する和解について」は、離島地区情報通信基盤整備推進事業で整備した海底光ケーブルの切断事故に要した費用について和解をするため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものである。

主な内容は、海底光ケーブルの切断事故の復旧工事に要した費用6090万7680円を相互にひとしく負担することとし、県が西日本電信電話株式会社に対し3045万3840円を支払うことを内容とする和解をすることとしたいとの説明がありました。

本案に関し、ケーブル切断事故に対応する任意保険への加入の有無及び今回の件を踏まえての保険加入への対応について質疑がありました。

これに対し、保険はあるが加入していない。保険加入のメリットとして財政負担の平準化は期待できると認識しているが、損害発生頻度や過去の復旧費用と年間保険料の比較検討をしながら整理することが必要であり、継続して検討しているところであるとの答弁がありました。

次に、ケーブル切断事故の原因は何かとの質疑がありました。

これに対し、復旧工事を行ったNTT沖縄支店からの調査報告によると、天候や地震、生物、海底火山等の自然現象による可能性は低く、人為的な力で引っ張られて起こったものと推定されるとの報告が上がってきたことを受けて、県は那覇海上保安部に被害届を提出した。同保安部からは、被害発生日時に付近を航行していた船舶の関係法人に聞き取りを行ったが、ケーブルを切断した客観的な事実、故意性が認められないということから、刑事事件としての立件は困難であるとの報告があったとの答弁がありました。

そのほか、今後、同様な事故が起こった場合の対応策などについて質疑がありました。

次に、乙第11号議案「損害賠償請求事件の和解等について」は、係争中の訴訟事件について和解をし、及び損害賠償の額を定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものである。

主な内容は、平成27年4月から同年8月まで、当時原告の直属の上司であった加害職員から指導の名目で暴行等を受けたことにより抑鬱状態及び適応障害が生じたとして県及び加害職員が提訴された損害賠償請求事件について、裁判所の提案に基づき県は原告に対し和解金として450万円の支払義務があることを認めること等を内容とする和解であるとの説明がありました。

次に、乙第19号議案「当せん金付証券の発売につい

て」は、公共事業、市町村振興事業等の財源に充てるため令和4年度において本県が発売する当せん金付証券（宝くじ）の発売限度額を160億円とすることについて、当せん金付証券法第4条第1項の規定に基づき議会の議決を求めるものであるとの説明がありました。

本案に関し、宝くじの売上げは伸びているが、市町村振興協会への交付金額が減っている理由は何かとの質疑がありました。

これに対し、市町村振興協会への交付金の対象となるのはジャンボ宝くじのうち、サマージャンボとハロウィンジャンボであるが、その両方の売上げが若干落ちたことが影響しているとの答弁がありました。

そのほか、九州各県の発売限度額の状況などについて質疑がありました。

次に、乙第22号議案「沖縄県教育委員会委員の任命について」は、教育委員会委員1人が令和3年12月31日に任期満了するので、その後任を任命するために、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものであるとの説明がありました。

採決の結果、乙第10号議案、乙第11号議案及び乙第19号議案の議決議案3件については、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

また、乙第22号議案の同意議案については、全会一致をもって同意すべきものと決定いたしました。

以上、委員会における審査の経過及び結果を申し上げますが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（赤嶺 昇君） これより質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

休憩いたします。

午前10時25分休憩

午前10時25分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

これより乙第10号議案、乙第11号議案、乙第19号議案及び乙第22号議案の採決に入ります。

議題のうち、まず、乙第10号議案、乙第11号議案及び乙第19号議案の3件を一括して採決いたします。お諮りいたします。

ただいまの議案3件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、乙第10号議案、乙第11号議案及び乙第19号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（赤嶺 昇君） 次に、乙第22号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、乙第22号議案は、委員長の報告のとおり同意することに決定いたしました。

○議長（赤嶺 昇君） 日程第6 乙第9号議案、乙第13号議案及び乙第14号議案を議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

経済労働委員長西銘啓史郎君。

〔委員会審査報告書（議決事件） 巻末に掲載〕

〔経済労働委員長 西銘啓史郎君登壇〕

○経済労働委員長（西銘啓史郎君） ただいま議題となりました乙第9号議案、乙第13号議案及び乙第14号議案の議決議案3件について、以下、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、商工労働部長の出席を求め、慎重に審査を行ってまいりました。

審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

乙第9号議案「訴えの提起について」は、沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設うるま地区内賃貸工場で不法占有を続けている会社に対し、建物明渡し及び使用料相当額の支払いを求める訴えを提起するため、地方自治法第96条第1項の規定に基づき議会の議決を求めるものであるとの説明がありました。

本案に関し、使用期間終了から今回の訴訟に至るまで5年もかかったのはどのような経緯か、また、今回のような場合に備えて、担保として保証金を取ることや民間の力を借りることを検討すべきではないかとの質疑がありました。

これに対し、使用期間終了後、平成28年11月に原状回復命令を行い、これまでに6回、文書等で催促し、神奈川県親会社や代表者の自宅に2回訪問してきたが、全く回答等がなく今回の提訴に至っている。

また、保証金については地方自治法上の定めがないこと、本件の賃貸工場は行政財産であるため、民間における通常の使用貸借契約とは異なること等から取扱いが難しいが、今後は、入居時において、原状回復がなされない場合に所有権を放棄する旨の合意書を提出させることや、明渡し交渉と並行して訴えの提起に係る事務手続を進めるなどの取組により、再発防止や早期解決に努めていきたいとの答弁がありました。

そのほか、対象施設の面積、原状回復に要する金額について質疑がありました。

次に、乙第13号議案「指定管理者の指定について」は、おきなわ工芸の杜の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求めるものである。

主な内容は、指定管理者となる団体は、おきなわ工芸の杜共同企業体で、指定期間は令和4年4月1日から令和7年3月31日までであるとの説明がありました。

本案に関し、本件の指定管理者の募集要項では審査基準を5項目としつつ表記が4つに分けられていること、工芸の杜設置管理条例第6条における指定管理者の審査基準としては4項目とされていること等、審査基準の整合性に問題はないかとの質疑がありました。

これに対し、条例上の審査基準は4項目となっているが、条例はあくまで包括的に規定したものであると認識している。本件の具体的な選定手続に当たっては、条例以下の運用方針及び募集要項において、審査基準を5項目として明確化し選定を実施しており、募集要項では、確かに4つの表記がなされているが、その中には5項目の審査基準が示されている。条例や募集要項等との整合性の面で分かりづらかった点については、反省した上で今後整理していきたいとの答弁がありました。

次に、指定管理者の選定に当たって、生産者団体である産地組合等の声が反映されていないとの意見もあるようだが、どのように認識し、どう対応していくかとの質疑がありました。

これに対し、施設整備に関し、これまで産地組合の要望もヒアリングするなどしてきたが、コミュニケーションが十分ではなかったと認識している。今後は、供用開始後の施設運営に関するモニタリング会議やアンケート聴取、別途の意見交換の場を多く設けること等により、生産者団体である産地組合をはじめとする工芸従事者の意見を取り入れていきたいとの答弁がありました。

そのほか、指定管理者制度運用委員会委員の選定方

法、今回選定された団体の過去における工芸品関係の実績、工芸の杜がマーケティングに及ぼす効果、本団体の選定過程における具体的な評価内容、選定委員会の委員が4名である理由などについて質疑がありました。

次に、乙第14号議案「指定管理者の指定について」は、沖縄バイオ産業振興センターの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求めるものである。

主な内容は、指定管理者となる団体は、バイオ産業振興センター運営共同体で、指定期間は令和4年4月1日から令和9年3月31日までであるとの説明がありました。

本案に関し、選定委員会への女性委員の登用に対する考え方、医療特区も含めた再生医療産業に係るビジョンなどについて質疑がありました。

採決の結果、乙第9号議案、乙第13号議案及び乙第14号議案の議決議案3件については、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

なお、乙第13号議案については、委員長提案により附帯決議案が提出され、採決の結果、全会一致をもって可決されました。

以上、委員会における審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申しあげまして報告を終わります。

○議長（赤嶺 昇君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第9号議案、乙第13号議案及び乙第14号議案の3件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案3件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、乙第9号議案、乙第13号議案及び乙第14号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

◆ . . ◆
○議長（赤嶺 昇君） 日程第7 乙第12号議案、乙第20号議案及び乙第21号議案を議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

文教厚生委員長末松文信君。

〔委員会審査報告書（議決事件） 巻末に掲載〕

〔文教厚生委員長 末松文信君登壇〕

○文教厚生委員長（末松文信君） ただいま議題となりました乙第12号議案、乙第20号議案及び乙第21号議案の議決議案3件について、以下、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、保健医療部長及び病院事業局長の出席を求め、慎重に審査を行ってまいりました。

審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第12号議案「損害賠償の額の決定について」は、病院事業の業務に関し法律上県の義務に属する損害賠償の額を定めるため、地方自治法第96条第1項並びに地方公営企業法第40条第2項及び沖縄県病院事業の設置等に関する条例第8条の規定により議会の議決を求めるものであるとの説明がありました。

次に、乙第20号議案「公立大学法人沖縄県立看護大学定款の一部変更について」は、公立大学法人沖縄県立看護大学定款の一部を変更する必要があるため、地方独立行政法人法第8条の規定により議会の議決を求めるものであるとの説明がありました。

次に、乙第21号議案「公立大学法人沖縄県立看護大学に承継させる権利を定めることについて」は、公立大学法人沖縄県立看護大学に土地及び建物の所有権を承継させる権利として定めるため、地方独立行政法人法施行令第18条の規定により議会の議決を求めるものであるとの説明がありました。

本案に関し、公立大学法人に土地、建物の所有権が移転した後の財産処分などを行う場合、どのような制限があるのかとの質疑がありました。

これに対し、公立大学法人が条例で定める重要な財産を譲渡し、または担保に供しようとするときには知事の認可を受けなければならない。また、知事は認可を行う際は、あらかじめ評価委員会の意見を聞くとともに、議会の議決を経なければならないとの答弁がありました。

そのほか、所有権が移転した場合の土地、建物の税金の取扱い、管理権の取扱い及び修繕費の負担先などについて質疑がありました。

採決の結果、乙第12号議案、乙第20号議案及び乙第21号議案の議決議案3件は、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員会における審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申しあげまして報告を終わります。

○議長（赤嶺 昇君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第12号議案、乙第20号議案及び乙第21号議案の3件を一括して採決いたします。

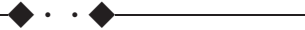
お諮りいたします。

ただいまの議案3件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、乙第12号議案、乙第20号議案及び乙第21号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。



○議長（赤嶺 昇君） 日程第8 乙第7号議案、乙第8号議案及び乙第15号議案から乙第18号議案までを議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

土木環境委員長瑞慶覧 功君。

〔委員会審査報告書（議決事件） 巻末に掲載〕

〔土木環境委員長 瑞慶覧 功君登壇〕

○土木環境委員長（瑞慶覧 功君） ただいま議題となりました乙第7号議案、乙第8号議案及び乙第15号議案から第18号議案までの議決議案6件について、以下、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、土木建築部長の出席を求め、慎重に審査を行ってまいりました。

審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第7号議案の「工事請負契約についての議決内容の一部変更について」は、高度衛生管理型荷捌施設新築工事（第1工区）の設計の一部変更に伴い、契約金額を変更するため、議会の議決を求めるものである。

主な内容は、契約金額を1億1715万円増額し、12億175万円に変更するものであり、変更の理由は、くい施工に伴う仮設工事の追加等に伴う増額を行うものであるとの説明がありました。

本案に関し、設計の一部変更について、当初は想定できなかったことなのかとの質疑がありました。

これに対し、設計する前に地盤調査、土質調査を行

うが、水量についての確認はできず、水位についても地点によりデータのばらつきがあり、中の状況が分からなかった。掘削してみると、陸地から流れてくる湧水があり、想定より大分量が多かったことから、変更する状況になったとの答弁がありました。

次に、本来であればコンクリートPCぐいで施工すれば、予算の追加はなかったと思われるが、場所打ちぐいとPCぐいの選定をどのように行ったのかとの質疑がありました。

これに対し、場所打ちぐい、PCぐい、あるいは鋼管ぐいというのは経済比較やきちんと地耐力が得られるかということを検討して決めているとの答弁がありました。

そのほか、施設に関する構造上の問題の有無、暑中コンクリートの補正理由、当初の契約額と補正の財源内訳などについて質疑がありました。

次に、乙第8号議案の「工事請負契約についての議決内容の一部変更について」は、高度衛生管理型荷捌施設新築工事（建築2工区）の設計の一部変更に伴い、契約金額を変更するため、議会の議決を求めるものである。

主な内容は、契約金額を569万8000円増額し、11億2646万6000円に変更するものであり、変更の理由は、くい工事及び基礎コンクリート工事の精算等に伴い増額を行うものであるとの説明がありました。

本案に関し、県が今造ろうとしている施設と連携して県漁連の加工施設は造られるはずなのに、連携がうまくできていなかったことは非常に問題ではないかとの質疑がありました。

これに対し、沖縄防衛局の事業について、採択の見通しの不確定要素もあり、詳細を決められないままスタートしたということも事実であるが、指摘の件は真摯に受け止め反省すべきところもあるとの答弁がありました。

そのほか、高度衛生管理型荷捌施設新築工事に係る設計変更後の追加工事分も含めたトータルの金額及び当該補助事業を担当する国の部署などについて質疑がありました。

次に、乙第15号議案「指定管理者の指定について」は、県民広場地下駐車場の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものである。

主な内容は、指定管理者となる団体は株式会社沖縄ダイケンで、指定管理の期間は令和4年4月1日から令和7年3月31日までであるとの説明がありました。

本案に関し、県に納める固定納付金の額はどのよう

な根拠により決定されているのかとの質疑がありました。

これに対し、過去3年間の実績を平均し、それに特殊要因も見込み、財政部局と協議し、収入見込額を決定しており、料金収入から管理経費を除いた金額を固定納付金として納めてもらうことになる。たとえ売上額が減少した場合でも固定納付金は設定した数字から変わることはないとの答弁がありました。

そのほか、令和元年度に県に納めた剰余納付金の額について質疑がありました。

次に、乙第16号議案「指定管理者の指定について」は、金武湾港宇堅海浜公園の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものである。

主な内容は、指定管理者となる団体は株式会社丸将で、指定管理の期間は令和4年4月1日から令和9年3月31日までであるとの説明がありました。

本案に関し、施設の維持管理に要する収支に関し、マイナスになっているということだが、適切な管理が行えるようマイナス分を県が補填する考えはないのかとの質疑がありました。

これに対し、地元うるま市や近隣企業等と連携できるように利用者増に向け仕組みを考えていきたい。今後の在り方については、関係部局と相談しながら意見交換をしていきたいとの答弁がありました。

次に、乙第17号議案「指定管理者の指定について」は、中城湾港安座真海浜公園の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものである。

主な内容は、指定管理者となる団体は安座真海浜公園運営企業体で、指定管理の期間は令和4年4月1日から令和9年3月31日までであるとの説明がありました。

本案に関し、この海浜公園の管理において、どのような課題があるのかとの質疑がありました。

これに対し、安座真海浜公園においては、バーベキュー等自主事業を行っており、令和元年度までは1300万円程度の自主事業の収入があった。令和2年度以降、新型コロナの影響で利用者が減っているので、利用者を増やしていく取組が一番の課題である。また、台風により砂が飛散することによる修繕も発生するので、そういった維持管理の面についても課題があると認識しているとの答弁がありました。

次に、乙第18号議案「指定管理者の指定について」は、ただこ浦西駅パークアンドライド駐車場の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項

の規定により議会の議決を求めるものである。

主な内容は、指定管理者となる団体は株式会社沖縄ダイケンで、指定管理の期間は令和4年4月1日から令和7年3月31日までであるとの説明がありました。

本案に関し、浦西パークアンドライド駐車場を整備した目的と最寄りのバス停までの距離について質疑がありました。

これに対し、ただこ浦西駅周辺で交通結節し、中北部から車移動する方がそこで乗り換えして市街地の那覇までモノレールを利用していただくということで、パークアンドライド駐車場を整備している。最寄りのバス停はただこ浦西駅の交通広場から50メートルくらいの距離にあるとの答弁がありました。

そのほか、料金体系や駐車場完成後の渋滞の検証の有無などについて質疑がありました。

採決の結果、乙第7号議案、乙第8号議案及び乙第15号議案から乙第18号議案までの議決議案6件については、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員会における審査の経過及び結果を申し上げますが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。報告を終わります。

○議長（赤嶺 昇君） これより質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第7号議案、乙第8号議案及び乙第15号議案から乙第18号議案までの6件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案6件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、乙第7号議案、乙第8号議案及び乙第15号議案から乙第18号議案までは、委員長の報告のとおり可決されました。

◆◆◆
○議長（赤嶺 昇君） 日程第9 甲第2号議案を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

総務企画委員長又吉清義君。

〔委員会審査報告書（予算） 巻末に掲載〕

〔総務企画委員長 又吉清義君登壇〕

○総務企画委員長（又吉清義君） ただいま議題となりました甲第2号議案の予算議案について、以下、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、総務部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、甲第2号議案「令和3年度沖縄県一般会計補正予算（第20号）」は、新型コロナウイルス感染症対策の実施に要する経費及び当初予算成立後の事情変更により緊急に対応を要する経費等について、補正予算を編成するものである。

補正予算の総額は、歳入歳出それぞれ155億1855万7000円で、補正後の改予算額は、1兆440億6174万1000円となる。

歳入の主な内容は、国庫支出金、繰入金、諸収入及び県債である。

歳出の主な内容は、個人向け緊急小口資金等の特例貸付け、新型コロナウイルス感染症の検査体制の確保、県内中小企業者の資金繰り支援、県内に定着している外来種の駆除、市町村が実施する保育士確保対策、含密糖製造コストの補填及び製糖工場の整備補助、観光危機管理体制構築支援、超高速ブロードバンド環境整備促進事業の整備手法見直しに伴う減額補正、美ら海水族館等の管理運営の継続及び警察車両の維持管理などに要する経費などである。

繰越明許費補正は、予算成立後の事由により年度内に完了が見込めない事業について、適正な工期を確保するため、公共施設マネジメント推進事業などを計上するものである。

債務負担行為補正は、沖縄復帰50周年記念式典、おきなわ工芸の杜に係る指定管理料などを追加し、県融資制度損失補償の限度額を変更するものであるとの説明がありました。

本案に関し、マングースの被害状況及び拡大状況はどうなっているのかとの質疑がありました。

これに対し、令和8年度までに環境省と県は世界自然遺産に登録された沖縄島の北部地域のマングースの完全排除を目指している。環境省が北部3村の世界自然遺産地域内、県は世界自然遺産地域の南側の対策を実施しており、特に中南部からの侵入を防止するため、北上防止柵を設置して集中的に捕獲を行っている。北部地域におけるマングースの捕獲数は平成19

年の619頭をピークにその後は年々減少しており、昨年度は33頭と生息密度の低減化が図られている状況であるとの答弁がありました。

次に、国営公園管理費に係る美ら海水族館の維持管理等運営については、県は管理を委託されているだけなので、大規模修繕等に関する費用は所有者である国が出すべきではないかとの質疑がありました。

これに対し、県は都市公園法第5条第1項に基づき、国から管理許可を受けており、国と締結した協定書において施設を主体的・包括的に管理する役割を担っている。また、県は美ら海水族館の管理について入館料収入によって大規模修繕を含め、維持管理等運営を行う責任を有しているとの答弁がありました。

そのほか、健康上の理由等でワクチン接種を受けられない人の基準、補正予算に関する国への要請活動の内容、松くい虫駆除の方策、財政調整基金の今後の見通し、コロナ感染状況と今後の見通し、指定管理料の再算定の可能性、沖縄国際物流ハブ活用推進事業の現状、指定管理者への支援方策などについて質疑がありました。

採決の結果、甲第2号議案の予算議案については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、甲第2号議案については、無所属の会所属委員から附帯決議案が提出され、採決の結果、全会一致をもって可決されました。

以上、委員会における審査の経過及び結果を申し上げますが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。まして報告を終わります。

○議長（赤嶺 昇君） これより質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより甲第2号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、甲第2号議案は、原案のとおり可決されました。

○議長（赤嶺 昇君） 日程第10 甲第4号議案を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。
文教厚生委員長末松文信君。

[委員会審査報告書(予算) 巻末に掲載]

[文教厚生委員長 末松文信君登壇]

○文教厚生委員長(末松文信君) ただいま議題となりました甲第4号議案の予算議案について、以下、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、病院事業局長の出席を求め、慎重に審査を行ってまいりました。

審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

甲第4号議案「令和3年度沖縄県病院事業会計補正予算(第2号)」は、新型コロナウイルス感染症への対応に伴い、治療薬等や人工呼吸器等の医療機器を整備するとともに、院内等での感染拡大防止対策や診療体制を確保するために、補正予算を編成するものである。

補正予算の概要は、収益的収支予算の補正について、収益的収入に医業収益を9億6819万3000円、医業外収益を2157万8000円を追加し、総額656億5634万3000円とし、収益的支出に医業費用を7億5991万7000円を追加し、総額678億1223万3000円とする。資本的収支予算の補正について、資本的収入に国庫補助金を3億4920万6000円、寄附金を2008万1000円を追加し、総額60億9202万1000円とし、資本的支出に建設改良費を3億6928万7000円を追加し、総額78億8877万円とするものであるとの説明がありました。

本案に関し、新型コロナウイルス感染症患者等入院受入医療機関緊急支援事業の内容について質疑がありました。

これに対し、新型コロナウイルス感染症患者等入院受入医療機関緊急支援事業の概要については、新型コロナの感染が拡大し、新型コロナ感染症患者の受入れ病床が逼迫した場合、病床と人員を確保するため緊急的な措置として即応病床を割り当てられた医療機関に対して医療従事者を支援し、受入れ体制を強化するための補助事業である。また、補助の対象経費として2つあり、1つ目が新型コロナ患者等の対応を行う医療従事者の人件費に充当できること、2つ目が院内等での感染防止対策や診療体制確保などに要する経費となっており、人件費については、3分の2以上を人件費に充当しなければならないという規定になっている

との答弁がありました。

次に、新型コロナウイルス感染症のPCR検査委託に関する経費の内容について質疑がありました。

これに対し、PCR検査の委託料については、北部病院のみの計上となっている。補正に計上している理由としては、北部病院で運用しているPCR検査装置に使用する検査試薬が供給制限となっていることから、院内で行うPCR検査は緊急の手術や救急対応時に使用することとし、それ以外は外部委託を行うため補正で経費を計上している。他の県立病院に関しては既決予算で対応可能であるため、今回の補正には上がっていないとの答弁がありました。

そのほか、県立病院における令和3年度上半期の収支状況及び看護師の配置状況、寄附金の内訳や使用目的の有無、感染症対策の検証内容、県立病院におけるPCR検査数などについて質疑がありました。

採決の結果、甲第4号議案については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員会における審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。報告を終わります。

○議長(赤嶺 昇君) これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

[[質疑なし]と呼ぶ者あり]

○議長(赤嶺 昇君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより甲第4号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[[異議なし]と呼ぶ者あり]

○議長(赤嶺 昇君) 御異議なしと認めます。

よって、甲第4号議案は、原案のとおり可決されました。

◆・・・◆

○議長(赤嶺 昇君) 日程第11 甲第3号議案を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

土木環境委員長瑞慶覧 功君。

[委員会審査報告書(予算) 巻末に掲載]

[土木環境委員長 瑞慶覧 功君登壇]

○土木環境委員長(瑞慶覧 功君) ただいま議題と

なりました甲第3号議案の予算議案について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、土木建築部長の出席を求め、慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

甲第3号議案「令和3年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計補正予算（第1号）」は、前年度使用料実績が見込額を上回ったこと等により、納付消費税額が増加したことから、適切に期限内納付を行うため、公課費467万7000円の追加を行うものであるとの説明がありました。

本案に関し、現在県が管理している場所の周辺の草木が異常なくらい繁茂しているが、特別会計では維持管理にどれくらい回っているのか、修繕費等の特別会計の運営管理とはどういうものなのかとの質疑がありました。

これに対し、特別会計では、そこで使用しているクレーンなどの修繕費、あるいは警備の委託費等に使用しており、特別会計で定められているものにしか使えない。独立性、採算性を取っており、特別会計で整備したものについての修繕などを行うことになっている。除草等については一般会計の中で整理していくことになっており、一般会計の中でどのようにして効率的に維持管理ができるかについて検討していきたいとの答弁がありました。

採決の結果、甲第3号議案は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員会における審査の経過及び結果を申し上げますが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。報告を終わります。

○議長（赤嶺 昇君） これより質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより甲第3号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、甲第3号議案は、原案のとおり可決されました。

○議長（赤嶺 昇君） 日程第12 議員提出議案第2号 おきなわ彩発見キャンペーン事業の推進に関する決議を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

西銘啓史郎君。

〔議員提出議案第2号 巻末に掲載〕

〔西銘啓史郎君登壇〕

○西銘 啓史郎君 提案理由を説明する前に、経済労働委員会で文化観光スポーツ部長に委員長名で資料の提供を求めました。これをまず簡単に数字だけを申し上げたいと思います。

おきなわ彩発見の第1弾、第2弾、第3弾、補助金の予算額と執行額、実績について資料があります。1枚目です。第1弾は、予算額、補助金の5億に対して4億8500万、97.1%の執行率です。第2弾、1億5000万に対して1億2500万、83.4%、それから第3弾、これは2つ合わせて5億の予算に対して4億300万ということで、80.7%という執行率になっています。こういうものも含めて、おきなわ彩発見キャンペーンの決議を読み上げたいと思います。

ただいま議題となりました議員提出議案第2号につきまして経済労働委員会の委員により協議した結果、議員提出議案として提出することに意見の一致を見ましたので、提出者を代表して、提案理由を御説明申し上げます。

提案理由は、おきなわ彩発見キャンペーン事業の推進について知事に要求するためであります。

それでは、議員提出議案第2号を朗読いたします。

〔おきなわ彩発見キャンペーン事業の推進に関する決議朗読〕

以上で提案理由の説明は終わりますが、慎重に御審議の上、よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。

なお、本議案につきましては、その趣旨を知事に直接要請するため、経済労働委員会の委員を派遣する必要があるとの意見の一致を見ておりますので、議長におかれましてはしかるべく取り計らっていただきますようお願い申し上げます。

○議長（赤嶺 昇君） これより質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第2号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思ひます。

これに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、本案については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

○議長（赤嶺 昇君） これより議員提出議案第2号「おきなわ彩発見キャンペーン事業の推進に関する決議」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第2号は、原案のとおり可決されました。

○議長（赤嶺 昇君） ただいま可決されました議員提出議案第2号については、提案理由説明の際、提出者からその趣旨を知事に要請するため経済労働委員会委員を派遣してもらいたいとの要望がありました。

よって、お諮りいたします。

議員提出議案第2号の趣旨を知事に要請するため、経済労働委員会委員を派遣することとし、その期間及び人選については、議長に一任することに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

○議長（赤嶺 昇君） この際、日程第13 議員提出議案第3号 米軍MV22オスプレイからの水筒落下事故に関する意見書及び日程第14 議員提出議案第4号 米軍MV22オスプレイからの水筒落下事故に関する抗議決議を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

照屋守之君。

〔議員提出議案第3号及び第4号 巻末に掲載〕

〔照屋守之君登壇〕

○照屋 守之君 ただいま議題となりました議員提出

議案第3号及び同第4号につきまして、米軍基地関係特別委員会の委員により協議した結果、議員提出議案として提出することに意見の一致を見ましたので、提出者を代表して、提案理由を御説明申し上げます。

提案理由は、米軍MV22オスプレイからの水筒落下事故について関係要路に要請するためであります。

まず、議員提出議案第3号を朗読いたします。

〔米軍MV22オスプレイからの水筒落下事故に対する意見書朗読〕

次に、抗議決議につきましては、内容が意見書と同じでありますので、宛先だけを申し上げます。

〔米軍MV22オスプレイからの水筒落下事故に対する抗議決議の宛先朗読〕

以上で提案理由の説明は終わりますが、慎重に御審議の上、よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。

なお、議員提出議案第3号の意見書の宛先に係る県内所在関係機関、同第4号の抗議決議の宛先に係る第3海兵遠征軍司令官及び在沖米国総領事につきましては、米軍基地関係特別委員会委員を派遣する必要があるとの意見の一致を見ておりますので、議長におかれましてはしかるべく取り計らっていただきますようお願い申し上げます。

○議長（赤嶺 昇君） これより質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第3号及び第4号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思ひます。

これに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、両案については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

○議長（赤嶺 昇君） これより議員提出議案第3号「米軍MV22オスプレイからの水筒落下事故に関する意見書」及び議員提出議案第4号「米軍MV22オスプレイからの水筒落下事故に関する抗議決議」の2件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案2件は、原案のとおり決することに

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第3号及び第4号は、原案のとおり可決されました。

○議長（赤嶺 昇君） ただいま可決されました議員提出議案第3号及び第4号については、提案理由説明の際、提出者からその趣旨を県内の関係要路に要請するため米軍基地関係特別委員会委員を派遣してもらいたいとの要望がありました。

よって、お諮りいたします。

議員提出議案第3号及び第4号の趣旨を県内の関係要路に要請するため、米軍基地関係特別委員会委員を派遣することとし、その期間及び人選については、議長に一任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

○議長（赤嶺 昇君） 日程第15 陳情2件を議題といたします。

各陳情に関し、委員長の報告を求めます。

経済労働委員長西銘啓史郎君。

〔陳情審査報告書 巻末に掲載〕

〔経済労働委員長 西銘啓史郎君登壇〕

○経済労働委員長（西銘啓史郎君） ただいま議題となりました陳情2件につきましては、慎重に審査いたしました結果、審査報告書のとおり処理すべきものと決定いたしました。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして、報告を終わります。

○議長（赤嶺 昇君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これよりただいま議題となっております陳情2件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

各陳情は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいまの陳情2件は、委員長の報告のとおり決定いたしました。

○議長（赤嶺 昇君） 日程第16 陳情20件を議題といたします。

各陳情に関し、委員長の報告を求めます。

文教厚生委員長末松文信君。

〔陳情審査報告書 巻末に掲載〕

〔文教厚生委員長 末松文信君登壇〕

○文教厚生委員長（末松文信君） ただいま議題となりました陳情20件につきましては、慎重に審査いたしました結果、審査報告書のとおり処理すべきものと決定いたしました。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして、報告を終わります。

○議長（赤嶺 昇君） これより質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これよりただいま議題となっております陳情20件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

各陳情は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいまの陳情20件は、委員長の報告のとおり決定いたしました。

○議長（赤嶺 昇君） 日程第17 陳情1件を議題といたします。

本陳情に関し、委員長の報告を求めます。

土木環境委員長瑞慶覧 功君。

〔陳情審査報告書 巻末に掲載〕

〔土木環境委員長 瑞慶覧 功君登壇〕

○土木環境委員長（瑞慶覧 功君） ただいま議題となりました陳情1件につきましては、慎重に審査いたしました結果、審査報告書のとおり処理すべきものと決定いたしました。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして、報告を終わります。

○議長（赤嶺 昇君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これよりただいま議題となっております陳情1件を採決いたします。

お諮りいたします。

本陳情は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいまの陳情1件は、委員長の報告のとおり決定いたしました。

◆◆◆◆◆
○議長（赤嶺 昇君） 日程第18 陳情3件を議題といたします。

各陳情に関し、委員長の報告を求めます。

子どもの未来応援特別委員長西銘純恵さん。

〔陳情審査報告書 巻末に掲載〕

〔子どもの未来応援特別委員長 西銘純恵さん 登壇〕

○子どもの未来応援特別委員長（西銘純恵君） ただいま議題となりました陳情3件につきましては、慎重に審査いたしました結果、審査報告書のとおり処理すべきものと決定いたしました。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げます、報告を終わります。

○議長（赤嶺 昇君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これよりただいま議題となっております陳情3件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

各陳情は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいまの陳情3件は、委員長の報告のとおり決定いたしました。

◆◆◆◆◆
○議長（赤嶺 昇君） 日程第19 閉会中の継続審査の件を議題といたします。

〔閉会中継続審査及び調査申出書 巻末に掲載〕

○議長（赤嶺 昇君） 各常任委員長、議会運営委員長及び各特別委員長から、会議規則第82条の規定によりお手元に配付いたしました申出書のとおり閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、各委員長から申出のとおり閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

◆◆◆◆◆
○議長（赤嶺 昇君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日をもって今期定例会は閉会となり、また本年の議会活動も全て終わることになります。

この1年の本県議会の活動を顧みますと、4回の定例会と6回の臨時会が開催され、2月の定例会においては、深夜に及ぶ予算特別委員会審査に伴う会期の延長、6月定例会においては、県の休日である日曜日の会議の開催など、活発な議論を行った結果、年間の会期日数の合計は135日でありました。

さて、今年も昨年につき、新型コロナウイルス感染症の度重なる感染拡大の波により、本県の基幹産業として重要な地位を占めている観光産業をはじめとする県経済や県民生活に深刻な影響を及ぼしました。

このような壊滅的な状況を打開するため、本県議会は、今期定例会までに過去に例を見ない第20次の補正予算を可決、成立させ、令和3年度当初予算額の約7912億円から、改予算額が約1兆441億円にも上りました。また、「沖縄県の観光産業の再興のための支援に関する意見書」や、5年ぶりとなる議員提案政策条例である「新型コロナウイルス感染症の影響を受けている観光産業の再興に関する条例」を可決するとともに、国に対して県経済の再興に関する施策の実施を要請するなど、県民の生命と暮らしを守るために様々な取組を行ってまいりました。

また、本年8月に発生した小笠原諸島・福徳岡ノ場

の海底噴火に由来すると見られる軽石については、11月に「軽石の大量漂流・漂着に関する意見書」を全会一致で可決し要請活動を行うなど、漁業や観光業等に従事する県民及び離島住民の思いを強く発信することができました。

その一方で、米軍基地から派生する事件・事故は後を絶たず、2月には、米軍航空機の低空飛行、6月から7月にかけては、うるま市津堅島における米軍ヘリコプターの不時着、米陸軍貯油施設におけるPFOS等を含む汚染水の流出事故及び渡名喜島沖合における米軍ヘリコプターからのコンテナ落下事故、9月には、オスプレイからのパネル落下事故及び普天間飛行場からのPFOS等を含む水の放出、さらに11月も、オスプレイからの水筒落下事故が発生しました。

相次いで繰り返されるこのような事件・事故に対し、県民の生命財産を守る立場から、その都度、意見書・抗議決議を可決し、関係要路に対する要請活動を積極的に展開してまいりました。

さらに、現行の沖縄振興計画及び沖縄振興特別措置法が令和4年3月末に期限を迎えることから、本県議会といたしましても「沖縄振興策の拡充及び強化を求める意見書」や「沖縄振興開発金融公庫の存続を求め

る意見書」を可決するなど、次期振興計画の策定に関して積極的に取り組んできたところであります。

このような中、普天間飛行場をはじめとする米軍基地問題や県経済の振興並びに子供の貧困問題などの県政の重要課題については、なお年を越すことになりましたが、来年本土復帰50周年を迎えるに当たり、沖縄県にとって実り豊かなものにするために、今後とも議員各位の英知を結集して諸課題の解決に向け、二元代表制の一翼を担う県民を代表する機関として、県民の負託に応えて邁進してまいりたいと思います。

終わりに、令和3年の議会活動を閉じるに当たり、円滑な議会運営に関し議長への御協力を賜りましたことを心から感謝申し上げますとともに、新しい年においても議員各位が健康に留意され、県勢発展のためなお一層活躍されんことを願うものであります。

なお、本年及び今期定例会における議会活動状況は、後ほど文書をもって報告いたします。

以上をもって本日の会議を閉じます。

これをもって令和3年第10回沖縄県議会（定例会）を閉会いたします。

午前11時31分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 赤 嶺 昇

会議録署名議員 玉 城 武 光

会議録署名議員 座 波 一